横浜市防災計画

震災対策編

Y O K O H A M A 2 0 1 1

総目次【第1部 総則】

横浜市防災計画 震災対策編

第1章 計画の方針

第1節 横浜市防災計画の構成
1 横浜市防災計画の全体構成3
2 計画の修正3
3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係3
4 計画の習熟····································
第2節 横浜市防災計画「震災対策編」の方針
1 計画の目的と目標4
2 計画の策定方針····································
3 計画の構成及び内容4
4 区別防災計画
5 本部運営マニュアル
第3節震災対策の基本課題
1 防災基盤の整備促進
2 地域防災力の強化
3 コンピュータ支援型防災対策への進展6
4 災害応援体制の確立6
5 行政の防災対応力の向上6
6 計画的な防災事業の推進6
第4節 人権尊重、男女ニーズの違いへの配慮
1 人権尊重····································
2 男女のニーズの違いへの配慮····································
2
第2章 本市の概況
第 2 年 一个 II O M M M
第1節 自然的条件
1 位置及び面積
2 地形
3 地質
3 地貝
第 2 節 社会的条件
1 人口及び世帯9
2 建物9
3 道路9
4 橋りょう10
5 トンネル
6 鉄道10
7 ライフライン施設の普及状況······10
第3章 地震及び被害の想定
第1節 想定地震と設定条件11
第2節 地震動

1 地震動図	12
2 地盤被害 (液状化図)	14
第3節 地震被害想定	
1 建物及び人的被害の想定(市全体)	15
2 建物及び人的被害の想定(区別)	15
第4節 都市基盤施設等の被害想定	
1 道路施設の被害想定	
2 港湾施設の被害想定	
3 河川施設の被害想定	22

第5節 ライフラインの被害想定	22
1 ライフラインの供給支障	
2 水道施設の被害想定	
3 水道施設の被害想定	
4 電信電話施設の被害想定	
5 電力施設の被害想定	
6 都市ガス施設の被害想定	32
第6節 その他の被害想定	
Ad 41 AM 14 = 0 - 11 - 1 40 - 4	22
	25
2 がけ崩れ被害	25
3 宅地造成地内擁壁崩壊被害	35
5 中、高層建築物から の 落下物被害	
5 中、高層建業物からの落下物板音	35
6	
8 地盤の液状化の可能性	
9 長周期地震動による被害	
9 民間朔地展到による被告************************************	27
10 滞亡四共省	31
第4章 市民及び事業者の基本的責務	
54早 中氏及び争業者の基本的負債	
第1節 市民の責務	29
第 2 節 事業者の責務	
第 2 即 一 争来 日 の 貝 仿	30
第5章 大士なが叶巛田広州田安ぶにこぶも坐 数	7 小 士 4回
第5章 本市及び防災関係機関等が行うべき業務	が入啊
第1節 本市が行うべき業務の大綱	39
第2節 防災関係機関等の業務の大綱	
1 指定地方行政機関	
2 指定公共機関	
3 指定地方公共機関	
4 神奈川県	
5 神奈川県警察	
6 自衛隊	43
7 消防団	
8 市との協力協定等締結団体及び機関	
9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者…	43

【第2部 災害予防計画】

第1章 地震に強い都市づくりの推進

		節 防災都市づくりの推進	
	1	防災都市づくりの基本的な考え方	46
	2	防災都市づくりの重点施策	46
第	2	節 都市計画に基づく防災化計画の推進	
	1	防火・準防火地域の指定	48
	2	最低限高度地区······	49
	3	高度利用地区······	
	4	特定街区·····	
	5	地区計画等·····	49
	6	防災再開発促進地区······	49
第	3	節 災害に強い市街地整備の推進	
	1	市街地再開発事業······	50
	2	土地区画整理事業······	
	3	優良建築物等整備事業(優良再開発型)	
	4	住宅市街地総合整備事業	
	5	住宅地区改良事業	
	6	都市防災不燃化促進事業	
	7	災害に強い新市街地の形成	
	8	延焼遮断帯の形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	9	中核的広域防災拠点·····	54
		. 	
第		節 住民参加の災害に強いまちづくりの推進	
	1	Helical III () () () () () () () () ()	
	_	な方針)····································	_
	2	都市計画地図情報システムの活用	54
生	_	5 節 震災時土地利用計画	
粐		,即 展及時工地刊用計画 空地・未利用地等利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
	1	空地·宋利用地等利用計画 防災協力農地登録制度······	
	2	仍火肠刀辰地豆 球削及	33
笙	6	5節 都市施設の防災化促進	
		道路の整備	56
	2		
	3		
	_		
	4	都市公園の整備	58
	4		58 59
	4 5		···58 ···59
	5	鉄道施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···58 ···59
	5	鉄道施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
第	5 7	鉄道施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59 60
第	5 7 1	鉄道施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···59 ···60 ···62

	5	電信電話施設の耐震対策・・・・・・・・・・65	
筆	8	節 建築物の耐震強化	
	1	公共施設・設備の耐震化整備66	
	2	民間建築物の耐震改修の促進・・・・・・・・・・・68	
	3	木造住宅の耐震診断と耐震補強の促進68	
	4	マンションの耐震診断と耐震補強の促進68	
第	9	節 文化財等の防災対策	
	1	防災訓練の実施69	
	2	文化財の所在情報等の充実・整備69	
	3	歴史的建造物等の防災対策69	
筆	: 1(節がけ、擁壁の防災化の促進	
4.	1	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びがけ崩れ警戒区域の想定…69	
	_		
	2	土砂災害警戒区域等70	
	3	がけ情報の管理及び安全管理の指導70	
	4	がけ改善の促進70	
第	5 11	節地盤の液状化対策	
	1	埋立地の液状化対策71	
	2	その他の地盤の液状化防止71	
	2	ての他の地盤の液体に防止・・・・・・・・・・/1	
_			
穿	5 2:	章 防災力強化の取組み	
	5 1	節 地震に関する観測と調査研究の推進	
		節 地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム72	
	5 1	節 地震に関する観測と調査研究の推進	
第	5 1	節 地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム72 観測データを活用した地震動等の調査・研究74	
第	1 1 2	節 地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム72 観測データを活用した地震動等の調査・研究74	
第	1 1 2	前 地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム72 観測データを活用した地震動等の調査・研究74 節 防災情報通信基盤網の整備	
第	1 1 2 2 1	が 地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム・・・・・72 観測データを活用した地震動等の調査・研究・・・・74 が 防災情報通信基盤網の整備 防災情報システム・・・・・74 防災行政用無線網・・・・75 災害時安否情報システム・・・・75	
第	1 1 2 2 1 2	 ・ 地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム・・・・72 観測データを活用した地震動等の調査・研究・・・74 ・ 防災情報通信基盤網の整備 防災情報システム・・・・74 防災行政用無線網・・・・75 災害時安否情報システム・・・・75 高度安全安心情報ネットワーク(ASIN)・・・・75 	
第	1 1 2 1 2 3 4 5	 ・ 地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム・・・・72 観測データを活用した地震動等の調査・研究・・・・74 ・ 防災情報通信基盤網の整備 防災情報システム・・・・・75 災害時安否情報システム・・・・75 高度安全安心情報ネットワーク(ASIN)・・・75 ポケットベル・・・・・75 	
第	1 1 2 1 2 1 2 3 4	 ・ 地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム・・・・72 観測データを活用した地震動等の調査・研究・・・74 ・ 防災情報通信基盤網の整備 防災情報システム・・・・74 防災行政用無線網・・・・75 災害時安否情報システム・・・・75 高度安全安心情報ネットワーク(ASIN)・・・・75 	
第	1 1 2 1 2 3 4 5 6	 ・地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム・・・・72 観測データを活用した地震動等の調査・研究・・・74 ・防災情報通信基盤網の整備 防災情報システム・・・・74 防災行政用無線網・・・・75 災害時安否情報システム・・・・75 高度安全安心情報ネットワーク(ASIN)・・・75 ポケットベル・・・・・75 緊急地震速報・・・・75 	
第	1 1 2 1 2 3 4 5 6	 ・ 地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム・・・・・72 観測データを活用した地震動等の調査・研究・・・・74 ・ 防災情報通信基盤網の整備 防災情報システム・・・・・75 災害時安否情報システム・・・・75 高度安全安心情報ネットワーク (ASIN)・・・・75 ポケットベル・・・・・75 緊急地震速報・・・・・75 ・ 消防力の整備・強化 	
第	1 1 2 1 2 1 2 3 4 5 6 6 1 3	 ・地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム・・・・72 観測データを活用した地震動等の調査・研究・・・74 ・防災情報通信基盤網の整備 防災情報システム・・・・74 防災行政用無線網・・・・75 災害時安否情報システム・・・・75 高度安全安心情報ネットワーク(ASIN)・・・75 ポケットベル・・・・・75 緊急地震速報・・・・75 	
第	1 1 2 1 2 3 4 5 6 1 3 1	 節 地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム・・・・72 観測データを活用した地震動等の調査・研究・・・・74 節 防災情報通信基盤網の整備 防災情報システム・・・・・74 防災行政用無線網・・・・75 災害時安否情報システム・・・・75 高度安全安心情報ネットワーク(ASIN)・・・75 ポケットベル・・・・・75 緊急地震速報・・・・・75 が 消防力の整備・強化 消防水利の確保、整備・・・76 	
第第第	1 1 2 1 2 3 4 5 6 1 3 1 2 3	が 地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム・・・・・72 観測データを活用した地震動等の調査・研究・・・74 が 防災情報通信基盤網の整備 防災情報システム・・・75 災害時安否情報システム・・・75 高度安全安心情報ネットワーク(ASIN)・・75 ポケットベル・・・75 緊急地震速報・・・75 緊急地震速報・・・75 が 消防力の整備・強化 消防水利の確保、整備・・76 公設消防力の強化・・・・77	
第第第	1 1 2 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	 ・地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム・・・72 観測データを活用した地震動等の調査・研究・・・74 節 防災情報通信基盤網の整備 防災行政用無線網・・・75 災害時安否情報システム・・・75 高度安全安心情報ネットワーク (ASIN)・・75 ポケットベル・・・・75 緊急地震速報・・・・75 野急地震速報・・・・75 が 消防力の整備・強化 消防力の強化・・・77 消防団消防力の強化・・・77 消防団消防力の強化・・・77 が 防災備蓄計画 	
第第第	1 1 2 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 4 1	 ・地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム・・・72 観測データを活用した地震動等の調査・研究・・74 がび情報通信基盤網の整備 防災情報システム・・・・74 防災行政用無線網・・・75 災害時安否情報システム・・・・75 高度安全安心情報ネットワーク (ASIN)・・75 ポケットベル・・・・75 緊急地震速報・・・75 が消防力の整備・強化 消防力の強化・・・77 消防力の強化・・・77 が防災備蓄計画 備蓄庫の整備・・ 78 	
第第第	1 1 2 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	 ・地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム・・・72 観測データを活用した地震動等の調査・研究・・・74 節 防災情報通信基盤網の整備 防災行政用無線網・・・75 災害時安否情報システム・・・75 高度安全安心情報ネットワーク (ASIN)・・75 ポケットベル・・・・75 緊急地震速報・・・・75 野急地震速報・・・・75 が 消防力の整備・強化 消防力の強化・・・77 消防団消防力の強化・・・77 消防団消防力の強化・・・77 が 防災備蓄計画 	
第第第	1 1 2 1 2 3 4 5 6 1 3 1 2 3 1 4 1 2	 ・地震に関する観測と調査研究の推進 横浜市リアルタイム地震防災システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

6		
7	応急対策従事職員の備蓄⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯82	
第5	5節 その他の資機材の整備	
1	水防用資機材83	
2	ペット対策資機材等83	
3	その他の資機材等(各局・各区役所)83	
笋 3	3章 地域防災拠点の整備	
71 ~		
笙 1	節 地域防災拠点の指定	
1	指定、変更及び解除······84	
2	AND THE PARTY OF T	
_		
笛っ	節 地域防災拠点の整備	
ऋ <u>~</u> 1	· 助	
2	防災備蓄庫84	
3	水洗トイレ機能の確保85	
4	収設水流 トイレ用排水設備の設置	
5	ヘリリイン計画80	
笙 3	節 運営委員会の設置・運営 86	
AJ J		
华 4	4 章 地域医療救護体制の整備	
新 4	+ 早 地域区域教践体制の金属	
筆19	前 忧郁失嫁驱锥肌占	
第1 第		
1	地域医療救護拠点の機能	
1 2	地域医療救護拠点の機能·······87 医療活動体制及び医療活動の内容·····87	
1 2 3	地域医療救護拠点の機能····································	
1 2	地域医療救護拠点の機能·······87 医療活動体制及び医療活動の内容·····87	
1 2 3 4	地域医療救護拠点の機能・・・・・・・87 医療活動体制及び医療活動の内容・・・・87 医療品等の備蓄・・・・・・88 地域医療救護拠点の運営・・・・・88	
1 2 3 4	地域医療救護拠点の機能····································	
1 2 3 4 第 2	地域医療救護拠点の機能・・・・・87 医療活動体制及び医療活動の内容・・・・87 医療品等の備蓄・・・・・・88 地域医療救護拠点の運営・・・・88 と節 その他の応急医療の準備 ・・・・89	
1 2 3 4	地域医療救護拠点の機能・・・・・87 医療活動体制及び医療活動の内容・・・・87 医療品等の備蓄・・・・・・88 地域医療救護拠点の運営・・・・88 と節 その他の応急医療の準備 ・・・・89	
1 2 3 4 第2	地域医療救護拠点の機能・・・・・87 医療活動体制及び医療活動の内容・・・・87 医療品等の備蓄・・・・・・88 地域医療救護拠点の運営・・・・88 *節 その他の応急医療の準備 ・・・・89 *章 広域避難場所の整備	
1 2 3 4 第2 第5:	地域医療救護拠点の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 2 3 4 第2 第5 : 第1 1	地域医療救護拠点の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 2 3 4 第2 第5 : 第1 1 2	地域医療救護拠点の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 2 3 4 第2 第1 1 2 3	地域医療救護拠点の機能・・・・87 医療活動体制及び医療活動の内容・・・・87 医療品等の備蓄・・・・・・・88 地域医療救護拠点の運営・・・・88 地域医療救護拠点の運営・・・・88 2 節 その他の応急医療の準備・・・・89 2	
1 2 3 4 第2 第5 : 第1 1 2 3 4	地域医療救護拠点の機能・・・・87 医療活動体制及び医療活動の内容・・・・87 医療品等の備蓄・・・・・・88 地域医療救護拠点の運営・・・・88 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 2 3 4 第2 第1 1 2 3	地域医療救護拠点の機能・・・・87 医療活動体制及び医療活動の内容・・・・87 医療品等の備蓄・・・・・・・88 地域医療救護拠点の運営・・・・88 地域医療救護拠点の運営・・・・88 2 節 その他の応急医療の準備・・・・89 2	
1 2 3 4 第2 第5 第1 1 2 3 4 5	地域医療救護拠点の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 2 3 4 第2 第5 : 第1 2 3 4 5	地域医療救護拠点の機能・・・・87 医療活動体制及び医療活動の内容・・・・87 医療品等の備蓄・・・・・・・・・・・・88 地域医療救護拠点の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 2 3 4 第 2 第 5 第 1 2 3 4 5	地域医療救護拠点の機能 87 医療活動体制及び医療活動の内容 87 医療品等の備蓄 88 地域医療救護拠点の運営 88 第 本の他の応急医療の準備 第 本の他の応急医療の準備 第 本の他の応急医療の準備 第 本の他の応急医療の準備 第 本の他の応急医療の準備 5 広域避難場所の指定 本の世界の事業 90 広域避難場所の避難地区割り当て 91 大域避難場所の確保 91 いっとき避難場所 91 第 本の整備 広域避難場所標識類の整備 91	
1 2 3 4 第 2 第 5 第 1 2 3 4 5	地域医療救護拠点の機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 2 3 4 第 2 第 5 第 1 2 3 4 5	地域医療救護拠点の機能 87 医療活動体制及び医療活動の内容 87 医療品等の備蓄 88 地域医療救護拠点の運営 88 第 本の他の応急医療の準備 第 本の他の応急医療の準備 第 本の他の応急医療の準備 第 本の他の応急医療の準備 第 本の他の応急医療の準備 5 広域避難場所の指定 本の世界の事業 90 広域避難場所の避難地区割り当て 91 大域避難場所の確保 91 いっとき避難場所 91 第 本の整備 広域避難場所標識類の整備 91	
1 2 3 4 第2 第5 : 第1 2 3 4 5 第2 1 2 3	地域医療救護拠点の機能 87 医療活動体制及び医療活動の内容 87 医療品等の備蓄 88 地域医療救護拠点の運営 88 2 節 その他の応急医療の準備 89 2 広域避難場所の整備 89 2 広域避難場所の指定 広域避難場所の指定 広域避難場所の指定 広域避難場所の避難地区割り当て 91 広域避難場所の確保 91 いっとき避難場所 91 2 節 広域避難場所標識類の整備 91 防火水槽及び広域避難場所機材庫の設置 91 避難路の整備 91	
1 2 3 4 第 2 第 5 第 1 2 3 4 5	地域医療救護拠点の機能 87 医療活動体制及び医療活動の内容 87 医療品等の備蓄 88 地域医療救護拠点の運営 88 2 節 その他の応急医療の準備 89 2 広域避難場所の整備 89 2 広域避難場所の指定 広域避難場所の指定 広域避難場所の指定 広域避難場所の避難地区割り当て 91 広域避難場所の確保 91 いっとき避難場所 91 2 節 広域避難場所標識類の整備 91 防火水槽及び広域避難場所機材庫の設置 91 避難路の整備 91	
1 2 3 4 第 2 第 5 第 1 2 3 4 5 第 2 9 1 2 3 4 5	地域医療救護拠点の機能 87 医療活動体制及び医療活動の内容 87 医療品等の備蓄 88 地域医療救護拠点の運営 88 2 節 その他の応急医療の準備 89 章 広域避難場所の整備 第 広域避難場所の指定 90 広域避難場所の指定、変更及び解除 90 広域避難場所の避難地区割り当て 91 広域避難場所の確保 91 いっとき避難場所 91 2 節 広域避難場所関連施設等の整備 広域避難場所標識類の整備 91 防火水槽及び広域避難場所機材庫の設置 91 避難路の整備 91	
1 2 3 4 2 3 4 2 5 3 4 5 2 3 4 5 2 3 6 1 2 3 6 1	地域医療救護拠点の機能 87 医療活動体制及び医療活動の内容 87 医療品等の備蓄 88 地域医療救護拠点の運営 88 2 節 その他の応急医療の準備 89 章 広域避難場所の整備 第 広域避難場所の指定 広域避難場所の指定 広域避難場所の避難地区割り当て 90 広域避難場所の避難地区割り当て 91 広域避難場所の確保 91 いっとき避難場所 91 2 節 広域避難場所関連施設等の整備 広域避難場所標識類の整備 91 防火水槽及び広域避難場所機材庫の設置 91 避難路の整備 91 避難路の整備 91	
1 2 3 4 第 2 第 5 第 1 2 3 4 5 第 2 9 1 2 3 4 5	地域医療救護拠点の機能 87 医療活動体制及び医療活動の内容 87 医療品等の備蓄 88 地域医療救護拠点の運営 88 地域医療救護拠点の運営 89 第 その他の応急医療の準備 89 第 広域避難場所の指定 50 広域避難場所の指定 50 広域避難場所の指定 50 広域避難場所の避難地区割り当て 91 広域避難場所の避難地区割り当て 91 広域避難場所の確保 91 いっとき避難場所 91 第 広域避難場所機材庫の設置 91 防火水槽及び広域避難場所機材庫の設置 91 避難路の整備 91 防火水槽及び広域避難場所機材庫の設置 91 避難路の整備 91 防火水槽及び広域避難場所機材庫の設置 91 変難 30 第 防災体制の強化推進	

	3							臨時代行す かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	
		争目	削 拍走'					 	95
第	5 2	節	防災組	1織体制 (の種類				
	1	本ī	市の防:	災組織体	制			 	95
A=A	F 2	tele:	37 /#	#4 B - 1 :	五の体白				
牙	3 3	即	11991年。		画の策定			 	06
	2	和抗	貝の丘。 #・動	カ 昌計画 <i>の</i>		+		 	06
	3	動詞	用"刬. 昌計画。	貝可画の の策定・・・	′坐쑤刀⊻			 	96
	5	<i>3</i> /15	7 III II	<i></i>					70
第	§ 4	節			等との連				
	1								
	2	防	災関係	機関相互	፤の連携引	歯化⋯⋯		 	98
설	5 7:	音		輸送休	制の整備	借			
7	J / -	T	2TC /Ľ		小小人工	柵			
第	5 1	節	広域的	かな緊急	輸送の確	保推進			
	1	緊急	急交通	路の指定	<u>?</u>			 	99
	2								
	3	緊急	急通行	(輸送)	車両の研	崔認・・・・・		 	99
笙	E 2.	簖	市内图	V.急輸送 (の確保推	准			
7	1	緊急	急輸送	路の指定	······································	~=		 	100
	2								
	3	建記	没業協:	会との連				 	100
	_								
芽	5 8	草	災害	に強い	人づく	IJ			
爭	§ 1	筋	防災意	識の高	湯				
-1	1					ā		 	106
	2	市	えへの	防災知識	の普及・・	- ·		 	106
	3	横流	兵防災	ライセン	/ス			 	109
	4	横流	兵市民	防災セン	/ター			 	110
	5	学村	交防災	教育の推	進			 	110
	6	家原	庭防災.	員				 	··110
4	5 2	体	本足 α) レスベ:	を供害…			 	.111
7	5 4	데	יט אל נווי	72 811	€ 担 直 …				111
第	§ 3				動の促進				
	1								
	2	消り	火活動	等の隣近	所の助け	け合い…		 	··111
笙	E 4	節	防災割	練の実力	椨				
-1	1							 	112
	2								
	3								
	4	地均	或防災	拠点運営	委員会等	等の地域	訓練	 	113
第	5 5	節			との協力		確立		
	J						· -		
	1								
	1 2	ボラ	ランテ	ィアが活	動しやす	けい環境	の整備…	 	··114
	1	ボラ 専F	ランテ 門的ボ	ィアが活 ランティ	動しやす アの養原	けい環境 な・登録	で整備·· ₹···········		··114 ··115

5	横浜市退職者の登録制度117
6	赤十字防災ボランティア118
7	ボランティア意識の啓発118
第9	章 災害に強い地域づくり
第 1	節 自主防災組織の強化
1	区防災対策連絡協議会119
2	地域防災拠点運営委員会119
3	町の防災組織120
4	横浜市民地震防災情報(わいわい防災マップ)121
生っ	節 在宅要援護者対策
1	本市及び市民の役割······121 対象者の範囲·····121
2	
3	在宅要援護者の事前対策122
第3	節 社会福祉施設等における安全確保対策
1	社会福祉施設等内の安全対策の推進123
2	迅速な応急活動体制の確立123
3	地域との連携強化124
Art 4	M 451+12M
	第 外国人支援策 は 12.4 の 13.4 では、 1
1	外国人への防災意識の普及啓発・・・・・・・・・・124
2	迅速な支援体制の確保124
第 5	節 学校施設における安全対策の推進
क्रा	即「子牧心政にのいる女主为束の推進」
ק י ק 1	
	学校施設内の安全対策の推進····································
1	学校施設内の安全対策の推進125
1 2 3	学校施設内の安全対策の推進·······125 迅速な応急活動体制の確立·····125 児童生徒の安全確保体制の確立·····125
1 2 3 第 6	学校施設内の安全対策の推進・・・・・・125 迅速な応急活動体制の確立・・・・・・125 児童生徒の安全確保体制の確立・・・・・・・・・・125 節 地域での安全対策
1 2 3 第 6 1	学校施設内の安全対策の推進・・・・・125 迅速な応急活動体制の確立・・・・・・125 児童生徒の安全確保体制の確立・・・・・・125 節 地域での安全対策 危険ブロック塀対策・・・・・126
1 2 3 第6 1 2	学校施設内の安全対策の推進・・・125迅速な応急活動体制の確立・・・125児童生徒の安全確保体制の確立・・・125節 地域での安全対策危険ブロック塀対策・・・・126中・高層建築物等からの落下物対策・・・・126
1 2 3 第 6 1	学校施設内の安全対策の推進・・・・・125 迅速な応急活動体制の確立・・・・・・125 児童生徒の安全確保体制の確立・・・・・・125 節 地域での安全対策 危険ブロック塀対策・・・・・126
1 2 3 第6 1 2	学校施設内の安全対策の推進 125 迅速な応急活動体制の確立 125 児童生徒の安全確保体制の確立 125 節 地域での安全対策 危険ブロック塀対策 126 中・高層建築物等からの落下物対策 126 家具類の転倒防止対策 126 節 事業者の危機管理力の向上
1 2 3 第 6 1 2 3	学校施設内の安全対策の推進125迅速な応急活動体制の確立125児童生徒の安全確保体制の確立125節 地域での安全対策危険ブロック塀対策126中・高層建築物等からの落下物対策126家具類の転倒防止対策126節 事業者の危機管理力の向上事業者のとるべき措置126
1 2 3 第6 1 2 3	学校施設内の安全対策の推進 125 迅速な応急活動体制の確立 125 児童生徒の安全確保体制の確立 125 節 地域での安全対策 危険ブロック塀対策 126 中・高層建築物等からの落下物対策 126 家具類の転倒防止対策 126 事業者の危機管理力の向上 事業者の防災計画 126 事業者の防災計画 126
1 2 3 第 6 1 2 3 第 7 1	学校施設内の安全対策の推進125迅速な応急活動体制の確立125児童生徒の安全確保体制の確立125節 地域での安全対策危険ブロック塀対策126中・高層建築物等からの落下物対策126家具類の転倒防止対策126節 事業者の危機管理力の向上事業者のとるべき措置126
1 2 3 第6 1 2 3 第7 1 2	学校施設内の安全対策の推進 125 迅速な応急活動体制の確立 125 児童生徒の安全確保体制の確立 125 節 地域での安全対策 危険ブロック塀対策 126 中・高層建築物等からの落下物対策 126 家具類の転倒防止対策 126 事業者の危機管理力の向上 事業者の防災計画 126 事業者の防災計画 126
1 2 3 第6 1 2 3 第7 1 2 3	学校施設内の安全対策の推進 125 迅速な応急活動体制の確立 125 児童生徒の安全確保体制の確立 125 節 地域での安全対策 危険ブロック塀対策 126 市・高層建築物等からの落下物対策 126 家具類の転倒防止対策 126 事業者の危機管理力の向上 事業者の防災計画 126 事業者の防災計画 126 事業者に対する指導 127
1 2 3 第6 1 2 3 第7 1 2 3 4	学校施設内の安全対策の推進 125 迅速な応急活動体制の確立 125 児童生徒の安全確保体制の確立 125 節 地域での安全対策 危険ブロック塀対策 126 中・高層建築物等からの落下物対策 126 家具類の転倒防止対策 126 事業者の危機管理力の向上 事業者の告機管理力の向上 事業者の防災計画 126 事業者に対する指導 127 事業場による訓練参加及び実施 127
1 2 3 第 6 1 2 3 第 7 1 2 3 4 5	学校施設内の安全対策の推進125迅速な応急活動体制の確立125児童生徒の安全確保体制の確立125節 地域での安全対策6危険ブロック塀対策126中・高層建築物等からの落下物対策126家具類の転倒防止対策126事業者の危機管理力の向上事業者のた後管理力の向上事業者の防災計画126事業者に対する指導127事業場による訓練参加及び実施127事業場の自衛消防組織の充実128生活物資等の市民への安定供給の協力128
1 2 3 第6 1 2 3 第7 1 2 3 4 5 6	学校施設内の安全対策の推進125迅速な応急活動体制の確立125児童生徒の安全確保体制の確立125節 地域での安全対策6危険ブロック塀対策126中・高層建築物等からの落下物対策126家具類の転倒防止対策126事業者の危機管理力の向上事業者のた後管理力の向上事業者の防災計画126事業者に対する指導127事業場による訓練参加及び実施127事業場の自衛消防組織の充実128生活物資等の市民への安定供給の協力128
1 2 3 第 6 1 2 3 第 7 1 2 3 4 5 6	学校施設内の安全対策の推進 125 迅速な応急活動体制の確立 125 児童生徒の安全確保体制の確立 125 節 地域での安全対策 危険ブロック塀対策 126 中・高層建築物等からの落下物対策 126 家具類の転倒防止対策 126 節 事業者の危機管理力の向上 事業者の防災計画 126 事業者に対する指導 127 事業場による訓練参加及び実施 127 事業場の自衛消防組織の充実 127 事業場の自衛消防組織の充実 128 生活物資等の市民への安定供給の協力 128
1 2 3 第6 1 2 3 第7 1 2 3 4 5 6 第8 1	学校施設内の安全対策の推進125迅速な応急活動体制の確立125児童生徒の安全確保体制の確立125節 地域での安全対策危険ブロック塀対策126中・高層建築物等からの落下物対策126家具類の転倒防止対策126事業者の危機管理力の向上事業者のたき措置126事業者の防災計画126事業者に対する指導127事業場による訓練参加及び実施127事業場の自衛消防組織の充実128生活物資等の市民への安定供給の協力128節 経済・産業復興への備え産業防災連絡会議の設置・開催128
1 2 3 第 6 1 2 3 第 7 1 2 3 4 5 6 第 8 1 2 3	学校施設内の安全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 2 3 第 1 2 3 第 1 2 3 4 5 6 8 1 2 3 9	学校施設内の安全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 2 3 第 6 1 2 3 第 7 1 2 3 4 5 6 第 8 1 2 3	学校施設内の安全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4 一時避難場所の指定
7 代替交通機関の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 10 章津波対策
第1節 予防措置1 防潮堤、護岸等の点検、整備・・・・・1322 下水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節 対象地域及び防災体制 1 対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3節 津波警報・注意報等発表時の措置 1 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の発表・・・・・・・134 2 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の収集、伝達・・・・136
【第3部 応急対策】
第1章 応急対策の基本
第1節 応急活動の基本1 消火活動の優先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節 関係機関等との連携1 防災関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 2 章 災害対策本部の設置
第1節 横浜市災害対策本部の設置1 市災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	2	区	災害党	対策	本語	部の	設置			• • • • • •		• • • • •	• • • •				1	42
	3	現	地災害	导対	策本	部才	の影	置									14	42
	4	非	常災害	明	地文	计策	本剖	3.	緊急災	害	現地	対領	(年本	部等	半と	の诽	携 1	42
		,						•	,,,,,,,	`					. –			
第	2	節	横浜	市组	災害	対領	6本	部の	の廃止	- 統	小							
	1	市						-									14	43
	2																	
	3																	
	4								<u>بار،</u>									
	4	111	- 69	V I	· 入) み	R#	DDO.	/ 111日	/],								14	+3
绀	7 3	節	組織	:	雷普	ı												
7	1																1	1.4
	2																	
	3								• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •									
	4	彵	【	ひ≢	●7分グ	7 手	<u>.</u>										1	46
	_			_		_												
第	5 3	草	職」	員(の配	遣	と重	力員	Į									
第	1		職員															
	1																	
	2																	
	3	勤	務時間	引外	· の 職	銭員	配置	<u>†</u>		•••••	•••••	••••	• • • • •	••••	••••		18	37
	4																	
	5	配	備体制	间の	縮기	١٠٠٠٠											18	38
第	2	節	職員	の	助員													
第	2																18	38
第		職	員の重	力員														
第	1	職	員の重	力員														
	1 2	職参	員の重 集時 <i>0</i>	助員の留	:	····· 事項	••••											
	1 2	職参	員の重	助員の留	:	····· 事項	••••											
第	1 2 5 4	職参	員の重 集時 <i>の</i> 情 :	助員 D留 報 (····· /意事 の収	 事項 :集	と存	····	I								18	38
第	1 2 5 4	職参	員の重 集時 <i>の</i> 情 :	助員 D留 報 (····· /意事 の収	 事項 :集	と存	····									18	38
第	1 2 5 4	職参章節	員の動 集時 <i>の</i> 情: 情報	対質の留を を 受付 で の で の で の で の で の で の で の で の で の で	意事の収	 事項 集 方針	 と伝	····	I								18	38
第	1 2 4 1 1 2	職参章節節	員 集 情 情 報	計算 の報 の の の の の の の の の の の の の	意事の収って達ってき		 と伝 汁·····	·····	<u> </u>								····18	9
第	1 2 4 1 1	職参 章 節 節情	員集 情精報 情報 報行	対の報の受ける 受ける 受ける こうこう いっぱい かいこう いんしょう いんしょう かいしょう かいしょう いんしょう しゅうしゅう しゅう	意収を支える		 と仮 計····· 訓	·····	<u> </u>								····18	9
第	1 2 4 1 1 2	職参章 節節 節情通	員集 情報 情報 報信 行 報信 行	助 D 報 受 受 受 是 D 是 D 是 D 是 D 是 D 是 D 是 D 是 D 是	意すりなる。		 と伝 計 割	·····									····18	9 39 90
第	1 2 4 1 1	職参章 節節 節情通	員集 情報 情報 報信 行 報信 行	助 D 報 受 受 受 是 D 是 D 是 D 是 D 是 D 是 D 是 D 是 D 是	意すりなる。		 と伝 計 割	·····	<u> </u>								····18	9 39 90
第第第	1 2 4 4 1 2 1 2 3	職参 章 節 節情通情	員集 情報 報信報 情報 報 6 情報 報 6 1 1 1	助 D 報 受 受 云 没 集	意り収を支える。		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·····									····18	9 39 90
第第第	1 2 4 4 1 2 3 3 4 3	職参草 節節情通情節	員集 情報信報 災の時情報 報信報 災害	助 D 极一受 一受 云 S 集 情情,	意り収達達総のの		と伝 計 集、::	·····································	 								···189 ···-189 ···-19	9 89 90 90
第第第	1 2 4 1 2 3 1 3 1	職参 章 節 節情通情 節情	員集 情報信報 災報の時情報 報母係員第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	助的报刊 受受 云 没 集情 作果	意収達達新のの			達	上	記録	 						····18	9 89 90 90
第第第	1 2 4 1 2 3 1 2 3 1 2	職参 章 節 節情通情 節情市	員集 情報信報 び報本の時情報 報報任料製 害いぞ	助的报刊 受受 计交换 情况 系列 计多数	意収支養系ののこの			 報告 るの	<u></u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記録							····18 ····18 ····18 ····19 ····19 ····19	9 39 90 90
第第第	1 2 4 1 2 3 1 2 3 1 2 3	職参 章 節 節情通情 節情市神	員集 情報信報 グラマ 情報 報信報 りょう でいまい でんしょう いっぱい かいかい かいかい かいかい おいり おいり おいり おいり かいかい かいかい	助的报刊 受受 计交叉 人名 情见 多果黄 留 化一个一个 一个	意収支養系のなる。	… 項 集 方 体 充 収パパノ		····································	生及び 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記録	 k						····18 ····18 ····19 ····19 ····19	9 39 90 90 91 91
第第第	1 2 4 1 2 3 1 2 3 1 2	職参 章 節 節情通情 節情市神	員集 情報信報 グラマ 情報 報信報 りょう でいまい でんしょう いっぱい かいかい かいかい かいかい おいり おいり おいり おいり かいかい かいかい	助的报刊 受受 计交叉 人名 情见 多果黄 留 化一个一个 一个	意収支養系のなる。	… 項 集 方 体 充 収パパノ		····································	<u></u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記録	 k						····18 ····18 ····19 ····19 ····19	9 39 90 90 91 91
第一第一第	1 2 1 2 3 1 2 3 4	職参 章 節 節情通情 節情市神災	員集 情報信報 び報本奈害の時情報 報母任料 まいい いっかい まいき おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい	助り 報子 受 受 受 情 見 を 情 見 い 見 留 の の の 一人 一人 達 ・ 員 に 情 集 部 知 の	意 収達 達新 のひて の	… 耳 集 方 体 充 収 ば パ / 录		····································	生及び 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記録	 k						····18 ····18 ····19 ····19 ····19	9 39 90 90 91 91
第一第一第	1 2 4 1 2 3 1 2 3 4 4 4 4	職参 章 節 節情通情 節情市神災 節	員集 情報信報 グラ報本奈害 グラの時情 報報 報行兵り 害り 名明書 実	助り 報 受 受 受 情 情 な い まま は 見留 の	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 頃 集 方 体 売・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····································	生及び 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記録							····18 ····18 ····18 ····19 ····19 ····19 ····19	9 39 90 90 91 91 91
第一第一第	1 2 4 1 2 3 1 2 3 4 1 1	職参 章 節 節情通情 節情市神災 節災	員集 情報信報 グラマ 横木奈害 グ 害の時 情報 報子 保護 おいい おいまい しょう いっぱい ちょうしん いっぱい きょうしん かいしょう はいい かいしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	助り 報刊 受一受 受受 人 情又 各 景 根 時 気 骨 資 ・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 厚 集 方 体 流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····································	き及び 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記録	 k						····18 ····18 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19	9 39 90 90 91 91 91 92
第一第一第	1 2 4 1 2 3 4 1 2	職参 章 節 節情通情 節情市神災 節災印	員集 情報信報 ジ報本奈害 災害刷の時情 特報 報任段算 害 山谷県幸富 店	助り 報刊 受入受法 情 大名 表報 時になる 員留 化分子 人 子達・・員 情 集部知の 時報報	意収達達新のなる人のなる。		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····································	き及び 報告・・	記 録	 k						····18 ····18 ····18 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19	99 39 90 90 91 91 91 92
第 第 第 第 第	1 2 4 1 2 3 4 1 2 3	職参 章 節 節情通情 節情市神災 節災印そ	員集 情 情報信報 グ報本奈害 グ害刷のの時 情 報 報付段り 害੫名児幸 害应应应	助り 報子 受受 受害 情又 各景级 時気気気 負留 の 人 人達:員 情集部知の 時報報報	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 厚 集 方 体 充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····································	き及び 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記 録	 k						····18 ····18 ····18 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19	99 39 90 90 91 91 91 92
第 第 第 第 第	1 2 4 1 2 3 4 1 2 3	職参 章 節 節情通情 節情市神災 節災印そ節	員集 情報信報 災報本奈害 災害刷の災の時 情 報 報任段郭 害山名県幸 害が加害	助り 報 受 受运役集 情果部知の 時報報報時員留 40 使 使達…員 情集部知の 時報報報時	意り云云系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 厚集 方 体 元・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・と 計 削 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····································	き及び 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記 銅	 t						····18 ····18 ····18 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19	99 39 90 90 91 91 91 92 92
第 第 第 第 第	1 2 4 1 2 3 4 1 2 3	職参 章 節 節情通情 節情市神災 節災印そ節災	員集 情報信報 ジ報本奈害 災害刷の災害の時 情情 報報 保持製 害 山谷県 幸 害 原位 原書	助り 報子 受受受集 情又系表报 時にない時段員留 40 (一任達:員一情集部知の一時報報報時道	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			····································	告及び 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記	 k						····18 ····18 ····18 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19	99 89 90 90 91 91 91 92 92 92 92
第 第 第 第 第	1 2 4 1 2 3 1 2 3 4 1 2 3 5 5	職参 章 節 節情通情 節情市神災 節災印そ節災	員集 情報信報 ジ報本奈害 災害刷の災害の時 情情 報報 保持製 害 山谷県 幸 害 原位 原書	助り 報子 受受受集 情又系表报 時にない時段員留 40 (一任達:員一情集部知の一時報報報時道	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			····································	き及び 報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記	 k						····18 ····18 ····18 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19 ····19	99 89 90 90 91 91 91 92 92 92 92

第6節 広聴活動	
1 臨時市・区民相談室の開設194	4
2 要望等の処理······194	1
2 Q 2 7 0 2 2	т
第7節 情報混乱防止活動	
	4
2 鉄道事業者の活動19.	
3 有線放送事業者の責務194	4
第5章 消防活動	
第1節 応急活動体制の確立	
1 震災対策消防本部体制19	5
2 職員の動員	5
	,
第2節 警防活動の基本方針	
1 消火活動の優先19:	5
2 人命の救助、救急活動19:	
2 内の放列、秋心心到 10	<i>-</i>
3 安全避難の確保・・・・・・・・19:)
第3節 初動措置	
1 消防本部等の措置196	5
At the standard water a second	
第4節 消防隊等の運用	
1 1号運用(消防本部長運用)	6
2 2 号運用(地区本部長運用)	6
3 消防隊等の運用原則196	6
4 消防隊等の編成196	
第5節 応援要請	
1 消防本部長の応援要請19	7
2 応援要請の種別及び要請先等19	
3 要請消防力19	7
4 受入地点の決定19	, 7
5 関係機関等との連携198)
第6節 応急活動	
	o
2 消火活動の原則(震災消火活動の基本)198	
3 人命救助、救急活動の原則19	
4 通信の運用原則196	
5 航空隊の活動199	
6 水上消防隊の活動200	0
7 人員及び資機材の輸送20	0
第7節 消防団活動	
1 活動体制20	0
2 災害応急活動20	1
第6章 応急医療と保健衛生	
21.7 十一心心区决了不仅用上	
# . # + 4 F +	
第1節 応急医療	_
1 医療救護の応需体制202	
2 医療救護隊等の編成と配置204	4

3	3 [医薬品等の	の調達······206	
4	. [医療情報(の 提供······207	
5			体制207	
6			らの応援要請207	
7			医療ボランティア等の受入調整208	
8			災害派遣医療チーム)の活動に関する県との調整	
C			火台派追囚派 / エ/ の石動に関する示この調査208	
			208	
第:	っ一件	5 広城医	医療搬送体制	
1			の要請·······208	
2			の確保・・・・・・・208	
3	}	搬达万法:	208	
Arte .	- Ad	- 上十二	k= 4L.	
		5 生活衛		
1			広報209	
2			び食品の衛生確保209	
3			予防209	
4	-]	動物の保証	護収容210	
第	4 質	5 感染症	定患者発生等への対応	
1	ļ	感染症発生	生状況の早期把握211	
2	,	患者の移	送211	
3	ļ	感染拡大队	防止措置211	
4			211	
第	5 質	う こころ	ろのケア対策	
1		情報の提供		
1				
2	2 1	被災者への	の支援等212	
	2 1	被災者への		
3	! 1	被災者への平時からの	の支援等········212 の準備······212	
3	! 1	被災者への平時からの	の支援等212	
第 第	7 3	被災者への 平時から。 章 防災	の支援等····································	
第第	7 7 節	被災者への 平時から。 章 防災 5 自衛隊	の支援等・・・・・212 の準備・・・・・212 後機関との相互連携 *に対する災害派遣要請	
第 第 第	73 1 節	被災者への 平時からの 章 防災 5 自衛隊 要請方法・	の支援等・・・・・212 の準備・・・・・212 後機関との相互連携 *に対する災害派遣要請 ・・・・213	
第 第 1 2	73	被災者へら す 防災 5 自 6 6 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の支援等・・・・・212 の準備・・・・212 後機関との相互連携 ※に対する災害派遣要請 ・・・・・・・・・・213 の相手先・・・・・213	
第 第 第 3	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	被平 章 り う り う り う り う う う う う う う う う う う う	の支援等・・・・・212 の準備・・・・212 後機関との相互連携 隊に対する災害派遣要請 ・・・・・213 の相手先・・・・213 ついとまのない場合の自衛隊出動・・・・213	
第 第 第 2 3 3 4	· 7 1 節 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	被平 章 事 す 事 す 事 う う う う う う う う う う う う う う う	の支援等・・・・・212 の準備・・・・・212 後機関との相互連携 ※に対する災害派遣要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 第 2 3 4 5		被平 章 要直要派自 受時 防 衛 法卸待請遣衛 を要隊 隊 隊 以	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 第 2 3 3 4		被平 章 要直要派自災時 は 一	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 第 2 3 4 5		被平章 更直要派自災経 受時 自清接請遣衛害費 本へら 災 隊・の を要隊派の が、第法知待請と遣負	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 第 2 3 3 3 4 5 6		被平 章 「要直要派自災経了災時 自清接請遣衛害費地へら 災 隊:はるの方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 第 2 3 4 5 6 7		被平 章 「要直要派自災経」行災時 自請接請遣衛害費地政者か 防衛法知待請と遣負方関 以際 以下 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 第 2 3 4 5 6 7 7		被平 章 「要直要派自災経」行災時 自請接請遣衛害費地政者か 防衛法知待請と遣負方機以 隊・の 方関	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 1 2 3 4 5 6 7 7		被平 章 「要直要派自災経」行職災時 自請接請遣衛害費地政員者か 防衛法知待請と遣負方関派の方関派の方関派の方関派の方限派の方別が、	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 第 1 2 3 4 5 6 7 7 7 8 1 1 2 2 2 3 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2		被平 章 「要直要派自災経」行職災時 自請接請遣衛害費地政員者か 防衛法知待請と遣負方関派の方関派の方関派の方関派の方限派の方別が、	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 1 2 3 4 5 6 7 7 8 1 1 2 3 3		被平 章 「要直要派自災経」行職応災時 自請接請遣衛害費 地員援者か 防衛法知待請と遣負方関派受 が りょう 災 隊・の できる と 選負 なり いっこう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょ	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 第 1 2 3 4 5 6 7 7 7 8 1 1 2 2 2 3 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2		被平 章 「要直要派自災経」行職応災時 自請接請遣衛害費 地員援者か 防衛法知待請と遣負方関派受 が りょう 災 隊・の できる と 選負 なり いっこう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょ	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 1 2 3 4 5 6 7 7 7 8 1 2 3 3 4 5 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8		被平 章 「要直要派自災経「行職応「災時」 一直請接請遣衛害費 地員援者かい 防衛法知待請と遣負人関派受外へら 災 隊・のでは過過人関派受験・のでは過過人関派受験・のでは、	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 1 2 3 4 5 6 7 7 8 1 1 2 3 3		被平 章 「要直要派自災経「行職応「災時」 一直請接請遣衛害費 地員援者かい 防衛法知待請と遣負人関派受外へら 災 隊・のでは過過人関派受験・のでは過過人関派受験・のでは、	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 1 2 3 3 第 1 2 3 3 第 1 2 3 3 3 3 3 4 5 6 7 7 8 1 2 3 3 3 3 5 6 7 7 8 1 2 3 3 5 6 7 8 1 2 3 5 6 7 8 1 2 3 5 7 8 1 2	2	被平う で 要直要派自災経、行職応り災時 は 言接請遣衛害費 地員援者か 防衛 法知待請と遣負人関派受 外 避へら 災 隊 さんさ 遺負人関派受 か 難	の支援等 212 の準備 212 を機関との相互連携 *に対する災害派遣要請 213 の相手先 213 ついとまのない場合の自衛隊出動 213 の範囲 214 の連絡調整 214 部隊の受入れと活動 215 担 215 公共団体との相互応援 に対する応援要請 216 遺要請 216 入体制 217 からの支援受入れ 218	
第 第 第 第 第 第 第 第		被平ち で要直要派自災経、行職応り 災時 自清接請遣衛害費・政員援者か 防衛令法知待請と遣負人関派受外、難難計へら、災、隊、は行為と遣負人関派受いか、難、計	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 2 3 3 4 5 7 8 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		被平ち丁要直要派自災経ず行職応ず、野避災時の一直請接請遣衛害費が政員援う海の避難のの大時のの大の難の難ののが大のが大りでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 第 1 2 3 第 第 第 1 2 3 第 1 2 3		被平ち 『要直要派自災経・行職応 『・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

	4	警戒区域の設定221
第	2	
-	1	被災者の避難・受入れ221
	2	地域防災拠点の開設222
	3	地域防災拠点の管理運営·······222
	4	補充的避難場所の開設及び運営223
	5	県有施設等の利用224
	J	京有 旭 改 寺 の 作
第	3	節 要援護者の避難と援護対策
	1	市民、地域等の役割224
	2	緊急援護活動の基本方針225
	3	援護体制の確保225
	4	緊急援護の実施226
	5	福祉ボランティアの受入れと活用227
第	4	節 特別避難場所の開設及び運営
	1	特別避難場所の開設及び運営227
	2	受入れの決定227
第	5	節 主要駅等における混乱防止対策
	1	関係機関の対応228
	2	徒歩帰宅者への支援228
	3	帰宅困難者への支援228
	4	代替交通機関の確保228
第	9	章 警備と交通対策
第		節の大地震が発生した場合の警備対策
	1	警備体制の確立229
	2	災害応急対策の実施229
	3	
		被災者等への情報伝達活動230
100		
		節 大地震が発生した場合の交通対策
	1	節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施231
		節 大地震が発生した場合の交通対策
	1 2	節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施231 交通情報の収集等231
	1 2	節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施231
第	1 2 5 1	節 大地震が発生した場合の交通対策被災地域への流入抑制及び交通規制の実施・・・・・・・・・・231交通情報の収集等・・・・・・・・・・231① 章輸送の確保
第	1 2 5 1	 節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	1 2 5 1	 節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	1 2 5 1 1 1 2	 節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施・・・・231 交通情報の収集等・・・・・231 ① 章輸送の確保 節 輸送路の確保 道路の通行機能の確保・・・・232 河川関係障害物の除去・・・・232
第	1 2 5 1 1 1 2	 節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	1 2 5 1 1 1 2 3	節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施・・・・231 交通情報の収集等・・・・・231 0 章輸送の確保 節 輸送路の確保 道路の通行機能の確保・・・・232 河川関係障害物の除去・・・・・233 ヘリコプター離着陸場の確保・・・・233
第	1 2 1 1 2 3 2 2	節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施 231 交通情報の収集等 231 0 章輸送の確保 道路の通行機能の確保 232 河川関係障害物の除去 232 ヘリコプター離着陸場の確保 233 節 輸送体制の確保 233
第第	1 2 1 1 2 3 1 2 1	節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施 231 交通情報の収集等 231 0 章輸送の確保 道路の通行機能の確保 232 河川関係障害物の除去 232 ヘリコプター離着陸場の確保 233 節 輸送体制の確保 233 節 輸送体制の確保 233
第第	1 2 1 1 2 3 1 2 1 2	節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施 231 交通情報の収集等 231 0 章輸送の確保 232 道路の通行機能の確保 232 河川関係障害物の除去 232 ヘリコプター離着陸場の確保 233 節 輸送体制の確保 233 輸送の対象人員及び物資 233 輸送車両等の確保 234
第第第	1 2 1 1 2 3 1 2 3	節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施 231 交通情報の収集等 231 0 章輸送の確保 道路の通行機能の確保 232 河川関係障害物の除去 232 ヘリコプター離着陸場の確保 233 節 輸送体制の確保 233 輸送の対象人員及び物資 233 輸送車両等の確保 234 燃料の確保 234
第第第	1 2 1 1 2 3 1 2 1 2	節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施 231 交通情報の収集等 231 0 章輸送の確保 232 道路の通行機能の確保 232 河川関係障害物の除去 232 ヘリコプター離着陸場の確保 233 節 輸送体制の確保 233 輸送の対象人員及び物資 233 輸送車両等の確保 234
第第第	1 2 1 1 2 3 1 2 3 4	節 大地震が発生した場合の交通対策231被災地域への流入抑制及び交通規制の実施231交通情報の収集等231の章輸送の確保第道路の通行機能の確保232河川関係障害物の除去232ヘリコプター離着陸場の確保233節 輸送体制の確保233輸送の対象人員及び物資233輸送車両等の確保234燃料の確保234緊急通行車両の確認235
第第第第	1 2 1 1 2 3 4 2 3 4 3	節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施 231 交通情報の収集等 231 0 章輸送の確保 232 道路の通行機能の確保 232 河川関係障害物の除去 232 ヘリコプター離着陸場の確保 233 節 輸送体制の確保 233 輸送車両等の確保 234 燃料の確保 234 緊急通行車両の確認 235 節 海上輸送体制の整備
第 第 第	1 2 1 1 2 3 4 3 1	節 大地震が発生した場合の交通対策 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施 231 交通情報の収集等 231 0 章輸送の確保 道路の通行機能の確保 232 河川関係障害物の除去 232 ベリコプター離着陸場の確保 233 節 輸送体制の確保 233 輸送の対象人員及び物資 233 輸送車両等の確保 234 燃料の確保 234 緊急通行車両の確認 235 節 海上輸送体制の整備

第	4	節	物資集配拠点
	1	物	資集配拠点236
	2		定等による物資保管場所の確保237
	_	1,,,,	
第	1	1 董	宣行方不明者の捜索と遺体の取扱い
71.			
第	1	節	行方不明者の捜索及び救出
	1	搜	索活動238
	2	救	出活動238
) # 14 .
			遺体の取扱い
	1	遺	体の捜索、処理239
	2		体取扱施設の設置239
	3	火	葬240
第	, 1	2 章	章市民生活の安定
		-	応急給水
	1		道部が行う応急給水241
	2	区	本部が行う応急給水244
第	2		食料の供給
	1		料の供給·······245
	2	本	市の備蓄する物資の放出246
	3	備	蓄物資で不足する場合の食料の調達246
			u >- = - W
第	3		生活必需品の供給
	1		活必需品の供給247
	2		市が備蓄する物資の放出248
	3	備	蓄物資で不足する場合の生活必需品の調達248
		-	救援物資の受入れ・配分
			援物資 の 募集····································
	2	救	援物資 の 受入れ·······249
<i>/-/-</i> -	_	Arte	火中内女性 /1 日 - プラン の 加田
			災害廃棄物(し尿・ごみ)の処理 本的な考え方·······250
	1		
			イレ対策······250
			尿くみ取り対策252
	4	٦	[*] み対策·······253
An/a		~ _	5. 公共江县 1. 但本
非	, I	3 与	ぎ学校活動と保育
<i></i>		/e/e-	旧本上什么中人地归
			児童生徒の安全確保
			童生徒の安全確保255
	2	学	校施設の応急復旧255
			W II bi
			学校教育の再開
	1	学	校再開準備班の設置255
	2	応	急教育の実施256
第	3	節	保育の早期再開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第 14 章災害ボランティアの活動

第1	節 専門的ボランティアの活動
1	応急危険度判定活動257
2	被災宅地危険度判定士257
3	その他の専門的ボランティアの活動257
第 2	節 一般ボランティアの活動支援
1	ボランティア窓口の設置258
2	ボランティアの受入れ及びコーディネート258
3	ボランティアが活動しやすい環境の確保258
4	ボランティア活動拠点258
-	
第 1	5 章公共施設の管理
第1	節 公共施設における応急対応
1	利用者等の安全対策、避難誘導259
2	応急措置259
3	利用計画に基づく運用の準備259
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
第 2	
1	災害対策本部支援施設260
2	広域応援活動拠点260
3	他都市応援職員等の宿泊施設261
4	物資集配拠点
5	ボランティア活動拠点262
6	遺体安置所262
7	在宅要援護者等の特別避難場所262
8	補充的避難場所262
9	都心部における帰宅困難者の一時避難場所、一時宿泊場所 263
10	
1.	THIS DE MEDIA
第3	節 土木施設の応急対応
1	道路264
2	港湾施設264
	河川施設の応急対応・・・・・・・264
	下水道施設の応急対応・・・・・・・264
-	177222222778
第 1	6 章災害救助法の適用
第 1	節 災害救助法
	節 災害救助法の適用
1	救助の種類及び実施機関265
2	本市における災害救助法の適用基準265
	救助の実施267
-	
第 1	7 章公益事業者の応急活動
7 13 1	· 구르쁘구잡ᢦ;╚(BNI)
第 1	節 電気・ガス・電話施設の応急対策
1	
-	

■ 2 東京ガス㈱········269
■ 3 東日本電信電話㈱・㈱NTTドコモ270
第2節 放送機関の応急対策
1 基本方針271
2 災害時の放送271
第3節の鉄道機関の応急対策
1 鉄道機関の運行規制の内容等272
2 鉄道機関の行う応急活動276
第4節 バス輸送機関の応急対策 276
No. we are the training to the training of the
■【第4部 災害復旧と復興事業】
第1章 市民生活の安定・復旧
NIT INDIANAL KIN
第 1 節 被災者の生活援護
1 生活相談
2 職業 のあ っ旋·······280
3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給280
4 災害援護資金の貸付け280
5 災害見舞金・弔慰金の交付280
6 義援金の受付、配分280
7 被害認定調査とり災証明281
8 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等282
9 災害復興住宅融資283
10 がけ地防災対策工事助成金制度283
11 有害化学物質等による汚染防止対策 283
第2節 被災者生活再建支援金の支給
1 被災者生活再建支援法284
2 対象となる自然災害284
3 対象となる被災世帯284
3 対象となる彼久世帝・・・・・・264
第3節 地域経済の復興支援
1 消費生活情報の把握284
2 中小企業災害関連融資284
3 農林漁業災害関連融資284
第4節 被災者の住宅確保及び応急修理
1 応急仮設住宅の供与285
3 住宅の応急修理286
第5節 災害廃棄物(解体廃棄物・有害廃棄物)の処理
1 解体廃棄物処理実施計画の策定287
2 解体廃棄物の処理············287
3 支援要請288
5 又接安嗣
■ / / ///1991 //////////////////////////

第	1	節 法律等により一部負担又は補助を受ける事業
	1	法律等の概要289
第	2	節 激甚災害法の適用等
	1	激甚災害の指定····································
	2	激甚災害に関する調査報告······290
	3	激甚災害指定の促進290
	5	特別財政援助の交付に係る手続290
	6	激甚災害に係る財政援助等290
笙	: 3	章 横浜市震災復興本部
第		節 震災復興事業の推進
	1	復興体制292
	2	都市復興の推進292
第	2	節の都市復興の進め方
	1	第 1 期292
	2	第 2 期 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	3	第 3 期 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	4	第 4 期293
	参	考 地震シナリオ】
	1	横浜市火災シナリオ297
	2	横浜市救出活動シナリオ298
	3	横浜市医療救護活動シナリオ299
	4	横浜市被災者救援活動シナリオ300
	•	
	5	横浜市道路(啓開)関連活動シナリオ301
		第5部 東海地震事前対応計画
	_	别 o 即 不伸心及于向外的 回
第	: 1	章 警戒宣言の発令
	1	節 東海地震に関連する情報と本市の体制 警戒宣言の発令の手続305
	_	
	2	
	3	警戒宣言等307
第	2	節 警戒宣言等の伝達
	1	
	2	
	3	
第	2	章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられる
ŧ	7	の対応措置
5		· */ // ru
第	1	節の活動体制
		警戒本部の設置310

	2	警	戒本	部	のほ	隆止	• • • •	•••	• • • •	••••	•••••	• • • • •	• • • • •	••••	••••	••••	••••	•••••	311
<i>/</i> -/-		Arte-	TMA J	= 4	· ==	-	. 454	_											
茅		節				置。				. 1.	≨ ⊥ ⊑	<u>.</u>							215
	1	誉	がい かいけい マグロナ	漏	ひょ	り貝	灯》	豕耶	荻貝 ・・・	ع ا	期貝	大		••••	••••	••••	••••		315
	2																		315
	3	釖	務時	: 间:	<u>ሃ</u> ኑ ሀ	ノ虭	貝1	4市	il]···	••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			••••	• • • • • •				315
绺	. 3	節	:吊[H E	ع م	警刑	北北	· 生 (1											
7	1									_	≕≚								316
	2	女	土官	垤	리) 시 당 (기	じ辰 ★#II	火1	ラメ 	小來	·	武 。 								···316
	2	収	貝以	判	只 IV	いり、													310
笙	1	節	审	年出	力重	注音	计槽	報	举:	表服	寺の	措置	-						
7	1																		316
	2	六六	超活	動															···316
	3																		···317
	5	110	HU19.	_	106	_													317
第	5	節	公:	共輔	送														
-	1	鉄	道•	バ	ス道	重行	計画	画…											318
第	6	節	地	或Ŋ	5災	拠層	点の	点	検										
	1	地	域防	災	拠点	もの	備	荃 資	る と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	材	等点	検	• 福	認・					319
第	7	節	警	備文	隶权			• • • •	••••	••••	• • • • •	• • • • •	• • • • •		••••	• • • • • •	••••	•••••	• 319
	_						_												
			緊?																• • •
1		緊	思輔	达	路≒	争の	催言	心		• • • • •	• • • • • •					• • • • • •	•••••	• • • • • •	319
44		44	ᄹ	je :#:	⊢≘#		Æ												
第			医损失数					· 37											210
第	1	医	療救	護	体制	訓の	確認												319
第	1 2	医応	療救 援等	護の	体 確 認	訓の 忍…	確:	• • • •		••••		••••							319
第	1	医応	療救 援等	護の	体 確 認	訓の 忍…	確:	• • • •		••••		••••							
	1 2 3	医応必	療救 援等 要資	護の材	体制確認の点	制の 忍… 点検	確 	 関係			 者 ^	 への							319
	1 2 3	医応必 節	療救 援等 要 物	護の材質	体確認の、	制 忍 に 検 機	確:	 関係 等 0	 系事 の点	···· 業 i 検	 者へ • 祝	 の 筆認	確認	ğ					···319 ···319
	1 2 3 5 10	医応必 節食	療援要料	護の材 資生	体確の 、活	別のは 機需	確	 関係 等の	 系事 た 点の	 業 検 確	 者へ • 祝 認・	で記	······ 確認 ·····	 g					···319 ···319 ···320
第	1 2 3 1 1 2	医応必 節食災	療援要 料害救等資物、応	護の材 資生急	体確の 、活対	削忍点 資本策の・検 機需等	確・、 材物に		····・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業検確資	者 祝 認機	。 で で で で の	 確認 点核	····· g.···· 6等·					···319 ···319
第	1 2 3 1 1 2	医応必 節食災節	療援要料害害物等資物,心市	護の材 資生急が	体確の 、活対管理	削忍点 資本策里の・・検 機需等又	確・、材物には	· 男子等多必重的	事 点のなす	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	者 ・ 認機施	ない。	確認 点関す	····· ミ等·	······ ······ 対策				···319 ····319 ····320 ····320
第	1 2 3 1 1 2 1 1 1	医応必 節食災節本	療援要 料害 市救等資 物、応市施	護の材資生急が設	体確の 、活対管が	削忍点 資本策里もの・・検 機需等又通	確・、 材物にはし	· 関 等 登 必 重 て	. 事 点のなする	・業 検確資るべ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	で 認 の に に に に に に に に に に に に に	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· 等· ・···	······ ······ 対策				···319 ····319 ····320 ····321
第	1 2 3 1 1 2 1 1 1	医応必 節食災節本	療援要 料害 市救等資 物、応市施	護の材資生急が設	体確の 、活対管が	削忍点 資本策里もの・・検 機需等又通	確・、 材物にはし	· 関 等 登 必 重 て	. 事 点のなする	・業 検確資るべ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	で 認 の に に に に に に に に に に に に に	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· 等· ・···	······ ······ 対策				···319 ····319 ····320 ····320
第	1 2 3 1 1 2 1 1 2	医応必 節食災節本学	療援要 料害 市救等資 物、応市施	護の材質生急が設福	体確の 、活対管が祉制 ・	削忍点 資必管理 も施の・検 機需等 又通設	確 : 、 材物にはし、	· 関 等資必重で医	系 の	… 業 検確資るべ関	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の認いのに置お	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· 等· ・···	······ ······ 対策				···319 ····319 ····320 ····321
第	1 2 3 1 1 2 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 2 1	医応必 節食災節本学 節市	療援要 料害 市校 民物等資 物、応市施、 市の	護の材 資生急が設福 民と	体確の 、活対管が祉 、る ・	削忍点 資必策里も施 事ぐの:検 機需等又通設 業き	確:、材物にはし、所措	: 関 等等登画で医の置い 例 の 等 要 置 と 釈りと !!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!	系 り 停要する様 る	… 業 検確資るべ関 べ…	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		…確 … 点 関・ … は	····· ※等· ・···· ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······· ······· 対策······ 置····				····319 ····320 ····321 ····321
第	1 2 3 1 1 2 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 2 1	医応必 節食災節本学 節市	療援要 料害 市校 民物等資 物、応市施、 市の	護の材 資生急が設福 民と	体確の 、活対管が祉 、る ・	削忍点 資必策里も施 事ぐの:検 機需等又通設 業き	確:、材物にはし、所措	: 関 等等登画で医の置い 例 の 等 要 置 と 釈りと !!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!	系 り 停要する様 る	… 業 検確資るべ関 べ…	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		…確 … 点 関・ … は	····· ※等· ・···· ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······· ······· 対策······ 置····				···319 ···320 ···320 ···321
第	1 2 3 1 1 2 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 2 1	医応必 節食災節本学 節市事	療援要 料害 市校 民業教等資 物、応市施、 市の所	護の材 資生急が設福 民との	体確の、活対管が祉、ると特部は、資政領理共加・事へる	削忍点 資必度里も施 事さるの:検 機需等又通設 業きべ	確・、 材物にはし、 所措き	・・・関 等等登画で 医の置 昔	・系 り 穿要すこ寮 と:置・事 点のなする機 る・・・	…業 検確資るべ関 ベ	者 ・認機施き等 き	・ の 認 ・ の に 置 お 置 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	…確 … 点 對 … け	 (等・るが が 措施 (1)	······ ······ 对策······ 置····				····319 ····320 ····321 ····321
第	1 2 3 1 1 2 1 2 1 2 1 2	医応必 節食災節本学 節市事	療援要 料害 市校 民業教等資 物、応市施、 市の所	護の材 資生急が設福 民との	体確の、活対管が祉、ると特部は、資政領理共加・事へる	削忍点 資必度里も施 事さるの:検 機需等又通設 業きべ	確・、 材物にはし、 所措き	・・・関 等等登画で 医の置 昔	・系 り 穿要すこ寮 と:置・事 点のなする機 る・・・	…業 検確資るべ関 ベ	者 ・認機施き等 き	・ の 認 ・ の に 置 お 置 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	…確 … 点 對 … け	 (等・るが が 措施 (1)	······ ······ 对策······ 置····				····319 ····320 ····320 ····321 ····321 ····323 ····324
第第第	1 2 3 11 1 2 1 2 3	医応必 節食災節本学 節市事危	療援要 料害 市校 民業教等資 物、応市施、 市の所	護の材 資生急が設福 民との製	体確の 、活対管が祉 、ると造制語点 資必第四共旅 写べる所	削忍点 資必度里も施 事じる所の:検 機需等又通設 業きべ、	確:、 材物にはし、 所措き貯	・・関 等等多必重で医の置借域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・系 り 等要 営 (寮 と・置所・事 点 のな す る機 る ・・・、	…業 検確資るべ関 ベ取	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ の 認 ・ の に 置 お 置 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	…確 … 点 對 … け	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······ ······ 对策······ 置····				····319 ····320 ····320 ····321 ····321 ····323 ····324
第第第	1 2 3 11 1 2 1 2 3	医応必 節食災節本学 節市事危	療援要 料害 市校 民業険救等資 物、応市施、 市の所物	護の材 資生急が設福 民との製	体確の 、活対管が祉 、ると造制語点 資必第四共旅 写べる所	削忍点 資必度里も施 事じる所の:検 機需等又通設 業きべ、	確:、 材物にはし、 所措き貯	・・関 等等多必重で医の置借域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・系 り 等要 営 (寮 と・置所・事 点 のな す る機 る ・・・、	…業 検確資るべ関 ベ取	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ の 認 ・ の に 置 お 置 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	…確 … 点 對 … け	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	······ ······ 对策······ 置····				····319 ····320 ····320 ····321 ····321 ····323 ····324
第第第第	1 2 3 11 1 2 1 2 3 3 4 3 4 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	医応必 節食災節本学 節市事危 章 節	療援要 料害 市校 民業険 横救等資 物、応市施、 市の所物 警 横	護の材 資生急が設福 民との製 戒 げ	体確の 、活対管が祉 、ると造 宣 災 情語点 資业領理共加 事へそ所 宣 災	削忍点 資の策里も施 事ぐる所 言 害の 一検 機需等又通設 業きべ、 言 字	確・、一材物にはし、一所措き貯・・発・す	: 関 等等資必重で医の置替域で 今年 1947年 194	・・系 り 年 夏 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	… 業 検確資るべ関 ベ 取 第	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の認のに置お 置等	確	······ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対…				····319 ····320 ····320 ····321 ····321 ····323 ····324
第第第第	1 2 3 11 1 2 1 2 3 3 4 3 4 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	医応必 節食災節本学 節市事危 章 節 横	療援要 料害 市校 民業険 横浜教等資 物、応市施、 市の所物 警 横市	護の材 資生急が設福 民との製 戒 兵災	体確の 、活対管が祉 、ると造 宣 災害	削忍点 資必度里も施 事さる斤 言 害対の・検 機需等又通設 業きべ、 言 字策	確・、 材物にはし、 所措き貯 発 労本	:関等等資必重で医りの置借域。 17 1年 14 16 17 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	…系 り 年受覚 二条 七… 置斤 寺 部 記事 点のなする機 る 、 女 部 設	… 業 検確資るべ関 ベ … 取 第 置	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の認いのに置お置い、等	…確認 …点嬰…けのと	 等・るが け が は は は は に こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ			·····		····319 ····320 ····320 ····321 ····321 ····324 ····324
第第第第	1 2 3 1 1 2 1 1 2 3	医応必 節食災節本学 節市事危 章 節 横	療援要 料害 市校 民業険 横浜教等資 物、応市施、 市の所物 警 横市	護の材 資生急が設福 民との製 戒 兵災	体確の 、活対管が祉 、ると造 宣 災害	削忍点 資必度里も施 事さる斤 言 害対の・検 機需等又通設 業きべ、 言 字策	確・、 材物にはし、 所措き貯 発 労本	:関等等資必重で医りの置借域。 17 1年 14 16 17 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	…系 り 年受覚 二条 七… 置斤 寺 部 記事 点のなする機 る 、 女 部 設	… 業 検確資るべ関 ベ … 取 第 置	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の認いのに置お置い、等	…確認 …点嬰…けのと	 等・るが け が は は は は に こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ			·····		····319 ····320 ····320 ····321 ····321 ····323 ····324
第 第 第 第 第	1 2 3 11 1 2 3 1 1 2 3 1 1 2 2 1 1 2 1 2	医応必 節食災節本学 節市事危 章 節 横横	療援要 料害 市校 民業険 横浜浜教等資 物、応市施、 市の所物 警 横市市	護の材質生急が設福民との製・ボーザ災災	体確の 、活対管が祉 、ると造 宣 災害害 電 がの こう いんき はい こう でん こう はん こう はん こう いん こう いん こう しょう しょう しょう はい しょう はい しょう はい しょう しょう はい しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう はい しょう	削忍点 資必策里も施 事ぐる所 言 害労すの 一検 機需等又通設 業きべ、 言 害策策	確・、 材物にはし、 所措き貯 発 対本本	・・関 等の登画で医りの置き観り 予 本のの	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 業 検確資るべ関 ベ … 取 第 置	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の認いのに置お置い、等	…確認 …点嬰…けのと	 等・るが け が は は は は に こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ			·····		····319 ····320 ····320 ····321 ····321 ····324 ····324
第 第 第 第 第	1 2 3 11 1 2 1 2 3 1 1 2 3 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	医応必 節角災節 本学 節節 市事危 章年 節 横横 節	療援要 料害 市校 民業険 横浜浜 職教等資 物、応市施、 市の所物 誓 横市市 職	護の材質生急が設福 民との製 戒 兵災災 の	体確の 、活対管が祉 、ると造 宣 災害害 配制 ・ 一	削忍点 資必策里も施 事ぐる所 言言 字策策 置の 一検 機需等又通設 業きべ、 言言 字策策 し	確 : 、 材物にはし、 所措き貯 発・対本本 訓	・・関 等等登入軍で医のの置借域の 冷し 本のの員	・・系 り 年度 ぎょう まい 置 斤 ・寿 ・部) り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 業 検確資るべ関 べ 取 第 置止	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の認のに置お置等	…確 …点 男 …けの	····································	対…置 さ				····319 ····320 ····320 ····321 ····321 ····324 ····325
第二第二第第二第第二第	1 2 3 11 1 2 3 1 1 2 3 1 1 2 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1	医応必 第00 食災第0 本学 第0 市事危 章节 第6 横横 第5 勤	療援要 料害 市校 民業険 横浜浜 職時救等資 物、応市施、 市の所物 警 横市市 職時	護の材資生急が設福 民との製 飛 兵災災 り間	体確の 、活対管が祉 、ると造 19 1万害害 10内(制語点 19)必須到共旅 雪へそ所 10 10 10文文文 配の	削忍点 資必度里も施 事じる所 言 害対対 置のの 一検 機需等又通設 業きべ、 言 字策策 置配	確 : 、 村物にはし、 所措き貯 発・対本本 11備語・ 原 ・ 対象では、 所措き貯 ・ 発音等 動作	・・関 等等 含め重 て 医の一置 昔歳 一介 下本のの 員 集	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 業 検確資るべ関 ベ 取 第 置止 …	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		…確 … 点 男 …けの	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					····319 ····320 ····320 ····321 ····321 ····324 ····324

第3節 消防活動
1 地震災害対策消防本部の設置326
2 職員の動員326
3 消防隊等の増強326
4 警戒活動······326
5 消防団計画327
0.77
第4節 情報の受伝達
1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達328
2 広報活動328
第 5 節 公共輸送及び混乱防止対策
1 鉄道・バス運行計画····································
2 主要駅等における混乱防止対策329
2 工女顺行(0317 07起山阴 正外 8
第6節 事前避難対策
1 地域防災拠点の開設準備330
2 避難場所開設状況等の報告330
3 避難の勧告・指示330
第7節 警備対策
1 警備体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 警戒宣言発令時対策等331
等 0 等 大海州等
第8節 交通対策
1 交通規制に関する措置等332
佐 0 佐 取各类学与佐
第9節 緊急輸送対策 1 緊急輸送路等の確保····································
1 緊急輸送路等の確保333
2 緊急輸送活動333
2 緊急輸送活動3333 緊急通行(輸送)車両の確認334
2 緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 緊急輸送活動 333 3 緊急通行(輸送)車両の確認 334 第10節 医療救護対策 1 医療救護体制の確立 335 2 応援等の要請 335 3 必要資材の点検、関係事業者への協力要請 335 第11節 物資、資機材等の確保 336 1 食料、生活必需物資等の確保 336 2 災害応急対策等に必要な資機材の確保 336
2 緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 緊急輸送活動 333 3 緊急通行(輸送)車両の確認 334 第10節 医療救護対策 1 医療救護体制の確立 335 2 応援等の要請 335 3 必要資材の点検、関係事業者への協力要請 335 第11節 物資、資機材等の確保 336 1 食料、生活必需物資等の確保 336 2 災害応急対策等に必要な資機材の確保 336
2 緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 緊急輸送活動 333 3 緊急通行(輸送)車両の確認 334 第10節 医療救護対策 335 1 医療救護体制の確立 335 2 応援等の要請 335 3 必要資材の点検、関係事業者への協力要請 335 第11 節 物資、資機材等の確保 336 1 食料、生活必需物資等の確保 336 2 災害応急対策等に必要な資機材の確保 336 第12 節 生活関連施設対策 337
2 緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 緊急輸送活動・3333 緊急通行 (輸送)車両の確認・334第10節 医療救護対策3351 医療救護体制の確立・3352 応援等の要請・3353 必要資材の点検、関係事業者への協力要請・335第11節 物資、資機材等の確保・3362 災害応急対策等に必要な資機材の確保・336第12節 生活関連施設対策・337第13節 市が管理又は運営する施設に関する対策338
2 緊急輸送活動3333 緊急通行(輸送)車両の確認334第10節 医療救護対策3351 医療救護体制の確立3352 応援等の要請3353 必要資材の点検、関係事業者への協力要請335第11節 物資、資機材等の確保3362 災害応急対策等に必要な資機材の確保336第12節 生活関連施設対策337第13節 市が管理又は運営する施設に関する対策3381 本市施設が共通してとるべき措置3382 学校、福祉施設、医療機関等における措置339
2 緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 緊急輸送活動3333 緊急通行(輸送)車両の確認334第 10 節 医療救護対策3351 医療救護体制の確立3352 応援等の要請3353 必要資材の点検、関係事業者への協力要請335第 11 節 物資、資機材等の確保3362 災害応急対策等に必要な資機材の確保336第 12 節 生活関連施設対策337第 13 節 市が管理又は運営する施設に関する対策3381 本市施設が共通してとるべき措置3382 学校、福祉施設、医療機関等における措置3393 工事中の建物等に対する措置339
2 緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 緊急輸送活動 333 3 緊急通行(輸送)車両の確認 334 第10 節 医療救護対策 335 1 医療救護体制の確立 335 2 応援等の要請 335 3 必要資材の点検、関係事業者への協力要請 335 第11 節 物資、資機材等の確保 336 2 災害応急対策等に必要な資機材の確保 336 第12 節 生活関連施設対策 337 第13 節 市が管理又は運営する施設に関する対策 337 1 本市施設が共通してとるべき措置 338 2 学校、福祉施設、医療機関等における措置 339 3 工事中の建物等に対する措置 339 第14 節 市民、事業所のとるべき措置 340 2 事業所のとるべき措置 341

l	警	戒:	宣言	Ī(つ	いっ	ての	教育	育、	広	報・									•••••	342 342	<u>!</u>
2 1	地	震	防災	泛応	急	計画	画の	策足														
				Ī	•				害	F	心	技	爱	計	- <u>T</u> E	亘						
11	章		災'	害月	心扎	爰σ	基(本														
1 l 2	応	援:	連絲	各体	制	の値	寉立													•••••;	347 347	
	応	援:	対領	6本	部	の፤	2置													•••••;	347 347	
	応	援:	連絲	各体	制	の B	廃止															
2	章		災:	害/	芯 扎	爰汜	動	の)	展	荆												
2 3 4 5 6 7 8 9	節節節節節節節節節	災消 医损災 事 單 行	炎销医爱炎囊 战员害防療助害援員政	情隊隊物応金の事	報等の資援の派務の派務の	のの派の舌寡貴の収派遣搬動集・支	集造・送の・・援	及 年 ・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	· 伝:	達····································											··34 ·34 ·34 ·34 ·35 ·35	19 9 9 9 9 9 0
4	章		被:	災÷	者の	ひ生	活	支	援.		••••		••••	••••			••••					352
参	考]	横	浜ī	市队	方货	計	画(の急	策员	包罗	ኒ ፒ		匪	等	のキ	伏》	兄…		••••		353
	1 2 2 1 2 1 1 1 1 2 2 1 2 2 3 4 4 5 6 6 7 8 9 3 4	12212 【【111221231223456789334593 4警予算的地事。 医一种草 计節応応算的 節節節節節節節節節節節節章 章章	122212 【【1)12212312234567893、4警予算的地事,生) 一章一笑的 応応 前外 応応 前次 応令 章 前外節節節節節節節節 章章 章章 戒知,以世震業。 横接接接,横接接,成接接	12222 【1)1222 [23456789 3 4警予算的中事等)子童一節応応節節応応育二節節節節節節節節節節章一章一式知知,也震業 人 人 人 接援接入情接援、心 接接 災災消 医接近线表 職行 相被复对 电复分解 医多种 人 人 人 人 美国 建二溴 人 美国 美国 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	「全事、予節、中事、一章節、応応節、応応節、応応・一章節・節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節節	2 2 2 1 1 1 2 2 3 2 2 3 4 5 6 7 8 9 3 4 4 警予 節地事 第十二章 節応応 節応応 節応応章 節節節節節節節節 章章 東大田 地震業 横接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接接	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 2 2 3 2 3 2	2 2 2 3 4 5 6 7 8 9 3 4 5 6 7	全警予 節地事	警予 地震災 (大)	整新知知 (2) 第 (2) 第 (3) 第 (4) 第 (5) 第 (6	2 節 地震災害 に で	2 予知対応の表計画 2 節 地震防災応急計画 2 節 地震防災応急計画 5 地震防災応急計画 5 地震防災応急計画 6 中	警戒宣言についての教育、広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 警戒宣言についての教育、広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	警戒宣言についての教育、広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	警戒宣言についての教育、広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	整戒宣言についての教育、広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	整戒宣言についての教育、広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	警戒宣言についての教育、広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	警戒宣言についての教育、広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	警戒宣言についての教育、広報

【索 引】

第1部:総則

第1部総則

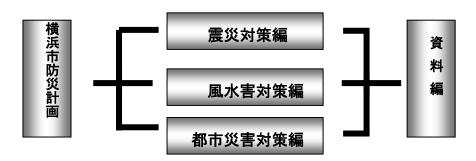
第1章 計画の方針

第1節 横浜市防災計画の構成

1 横浜市防災計画の全体構成

横浜市防災計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「震災対策」、「風水害対策」及び「都市災害対策」に区分し、3編で構成しています。また、各編に必要な資料を「資料編」として編集しています。

本市防災計画の全体構成は、次の図のとおりです。



2 計画の修正

横浜市防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正します。

3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

横浜市防災計画は、神奈川県地域防災計画、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する 計画(水防法に基づく水防計画等)との整合性、関連性を有しています。

4 計画の習熟

本市各局区及び防災関係機関等は、日ごろから防災対策に関する調査・研究、教育・研修、 訓練等により、横浜市防災計画及びこれに関連する他の細部計画等の実現・習熟に努め、防 災力を高めます。

また、このうち特に必要と認めるものについては、本市における地震対策の総合的な推進を図るため、市民への周知徹底を図ります。

消防局

第2節 横浜市防災計画「震災対策編」の方針

1 計画の目的と目標

横浜市防災計画「震災対策編」(以下「本計画」という。)は、本市、指定地方行政機関、警察、 自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮し て、市域における震災の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の 生命、身体及び財産を保護することを目的とし、「被害を出さない地域・社会の実現」を目標 としています。

2 計画の策定方針

画の策定方針

本計画は、次の事項を考慮し、策定しています。

- 1 市民、地域、行政及び企業の防災上の役割を明確にする。
- 2 市民の防災意識を高め、市民の役割と市民連帯による地域の防災力を重視する。
- 3 効果的な職員動員計画の策定や災害対策本部組織の見直しなど「行政の即応力」を強化する。
- 4 地域防災拠点、地域医療救護拠点などの防災基盤を整備するとともに、ライフラインの防災 力を強化する。
- 5 警察、自衛隊、海上保安庁、他都市等との連携を強化する。
- 6 災害応援出動において、機敏な対応がとれるような体制を確立する。
- 7 各区の地域性の違いを考慮し、区が中心となり、応急対策を中心とする区別防災計画を策定する。
- 8 「中期計画」との整合を図り、事業実施の優先性を考慮して、事業量を明確にする。

3 計画の構成及び内容

本計画は、震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき各種対策を、「予防」、「応急」、「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、区別防災計画、 各局区の細部計画及び関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本体系となる構成になっています。

本計画の構成及び主な内容は、次のとおりです。

	 構 成	主 な 内 容
-		
1 部	総則	本市に影響が懸念される地震とその地震による被害想定、本市及
		び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等
2部	災害予防計画	震災の発生を未然に防止し、被害を最小限に止めるために、本市
		及び防災関係機関等が行う災害予防事業及び市民、事業者等が日ご
		ろから行うべき措置等
3部	応急対策	地震発生直後から応急対策の終了に至るまでの間において、市・
		区災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に係る体
		制、措置等
4 部	災害復旧と復	被災者の生活支援や自立復興の促進など、市民生活の早期回復と
	興事業	生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業等
5 部	東海地震事前	東海地震に関連する情報が発せられた場合に、本市、防災関係機
	対応計画	関、市民、事業者がとるべき措置等
		ただし、発災後は、応急対策の定めるところによる。
6部	災害応援計画	他都市において震災が発生した場合、被災市町村に対する迅速か
		つ適切な災害応援のために、本市がとるべき措置等

4 区别防災計画

区長は、区の実情や地域性を踏まえ、きめ細かい対応を図るため、次の項目に配慮して区別防災計画を策定します。また、区別防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正します。

10.4 12 = 0 0.7 0		
	1	区災害対策本部の応急対策を中心とする。
区別防災計画	2	地域の役割を明確にし、区民の視点から見た計画とする。
	3	横浜市防災計画「震災対策編」を基本とする。

5 本部運営マニュアル

- (1) 市本部員は、市本部の運営に関し具体的な活動要領を定めた「横浜市災害対策本部運営マニュアル」に基づき、円滑に業務を処理するものとします。
- (2) 区本部員は、区本部の運営に関し具体的な活動要領を定めた「区災害対策本部運営マニュアル」に基づき、円滑に業務を処理するものとします。

第3節 震災対策の基本課題

1 防災基盤の整備促進

(1) 地域防災拠点の整備

市立小中学校(※)を震災時の避難場所として、教育委員会事務局において学校施設の耐震補強を進めています。また、学校の空き教室又は校地に防災備蓄庫を設置し、人命救助・救護用の資機材、食料、飲料水及び避難生活に必要な物資を備蓄した地域防災拠点として 453 筒所を整備しています。

- ※ 地域防災拠点に指定されている学校が、統廃合によって廃校になった場合や廃校後に 跡地利用が決まった場合に、その施設が、地域防災拠点としての機能等を担保していれ ば、引き続き地域防災拠点として指定されます。
- (2) 都市基盤施設・防災重要施設の耐震化促進

阪神・淡路大震災では、道路・鉄道などの都市基盤施設が被害を受けるとともに、防災 上その機能を確保しなければならない庁舎や病院なども被害を受け、災害応急対策に支障 を生じました。

高速道路や地下鉄、港湾施設などの都市基盤施設とともに主要な建物においては、耐震調査をはじめとした耐震強化に努めなければなりません。また、新たに整備する公共施設については、その施設内容に応じてより高度な耐震設計に基づく建設を進めます。

(3) 民間建築物の耐震化、がけ改善の促進

昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工した住宅・建築物の耐震診断を支援(木造住宅に対し無料実施、マンション・特定建築物に対し費用の一部補助)し、改修が必要と判定された住宅・建築物の耐震改修費用の一部を補助するなど、民間建築物について耐震化を促進します。また、危険がけを改善するための工事費を助成するなど、がけ改善を促進します。

2 地域防災力の強化

行政は、地域防災拠点運営委員会が訓練、集会、研修などの自主防災活動を通じて、地域 防災の担い手となるよう支援するとともに、町の防災組織との連携を図り、災害に強い地域 の形成を目指します。

消防局 教育委員会事務局

3 コンピュータ支援型防災対策への進展

(1) 情報システムの高度化

迅速かつ的確な判断・指揮を必要とする災害対策本部の活動を支援するため、防災情報システム、横浜市リアルタイム地震防災システムを整備してきましたが、平成19年度より、これらのシステムを総合的に連携し、映像系機能を充実させた危機管理システムを整備しています。

さらに、GIS(地理情報システム)等を活用した被害情報収集システムや対応業務を支援するシステム等コンピューターを活用したシステムの整備を進めます。

(2) 情報通信基盤の充実

迅速な災害応急対策をとるには、的確な情報が必要であり、通信手段の確保、とりわけ 通信回線の確保が重要となります。

このため、防災行政無線の整備、携帯電話の併用、専用回線の利用などを進めてきましたが、衛星通信回線の確保など、平常時からの利用も考慮しつつ、情報受伝達手段の確実な確保を目指します。

4 災害応援体制の確立

阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震などにおいて本市が実施したさまざまな応援活動を 踏まえ、将来国内外に発生する大規模地震災害に迅速に対応するため、災害情報の的確な収 集や他の自治体との連携方策の検討など災害応援体制の確立を進めます。

5 行政の防災対応力の向上

行政の防災対応力の強化を進めるため、各区局においては、本計画に基づく細部計画の策定、職員研修、行動マニュアルの作成や災害時の業務に応じたより実践的な訓練などを実施します。

6 計画的な防災事業の推進

震災に強い都市づくりを目標に、本計画に基づき本市における地震対策を計画的に進め、 着実に防災力の強化推進を図るとともに、その進行を的確に促進・管理する体制を確立しま す。

|第4節| 人権尊重、男女のニーズの違いへの配慮

1 人権尊重

市民には、高齢者、障害(児)者、乳幼児・児童、妊産婦、疾病者、外国人など、災害に際して迅速かつ適切な行動を取ることが困難な人や、必要な情報が十分に得られない・理解することが困難な人などがいます。このような「災害時要援護者」のハンディキャップは、その内容や程度が一人ひとり異なることを認識し、対応する必要があります。

このように、防災対策は、すべての人の人権への配慮を基本にして行われなければなりません。本防災計画のすべての事項を通して人権尊重の視点を取り入れます。

2 男女のニーズの違いへの配慮

過去の災害時には、育児、介護、家事などの家庭的責任が増大し、その責任が女性に集中 したり、女性や子どもを狙った犯罪が増加したり様々な問題が明らかになっています。その ため、固定的な性別役割分担意識をなくし、方針決定過程や地域活動への女性の参画を促進 するなど防災対策に、男女共同参画の視点を取り入れ、本防災計画のすべての事項を通して 男女のニーズの違いへの配慮を行います。

(1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

防災対策に関する方針決定過程への女性登用の重要性を認識し、審議会や企画立案部署への女性の登用を積極的に行います。

- (2) 女性・子どもへの暴力防止対策、男女のニーズの違いに配慮した避難所の運営 女性が安心して着替え・授乳などができる女性専用スペースの確保、周囲に気兼ねなく 子どもを遊ばせられるスペースの確保、安全に配慮したトイレの設置、防犯パトロールの 実施など、避難所における女性・子どもへの暴力防止及び男女のニーズの違いに配慮しま す。
- (3) 男女のニーズの違いに配慮した防災教育の実施、女性リーダーの育成 男女のニーズの違いに配慮した防災教育の実施、女性向けの防災知識の普及啓発などに より、男女のニーズの違いに配慮した地域防災活動を推進するとともに、女性リーダーの 育成を行います。

第2章 本市の概況

消防局

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

本市は神奈川県の東部、東は東京湾、北は川崎市、西は大和市、藤沢市、南は鎌倉市、横 須賀市などに接しています。

市域の面積は、435k m°で、神奈川県の面積の約18%を占めています。

2 地 形

本市の地形は、丘陵地、台地・段丘、低地及び埋立地に分けられます。

丘陵地は本市中央部よりやや西寄りに分布し、本市を南北に縦断しています。北側の丘陵地は多摩丘陵の南端に位置し、標高は 60~100mで、北に向かって高くなっています。南側の丘陵地の標高は 80~160mで、北部より標高も起伏量も大きく、三浦半島に続く三浦丘陵の北端部を占めています。標高は南に向かって高くなり、市内最高点(標高 159.4m大平山の峠)や円海山(153.3m)がみられます。

丘陵地の東側には、多摩川の低地まで、標高 40~60mの平坦な台地が分布し、丘陵地の西側にも台地が広がり、標高は 30~70mで南に向かって低くなっています。また、台地や丘陵地を刻んでいる河川沿いには、台地よりもはるかに狭い段丘が部分的に形成されています。

低地には、鶴見川をはじめ、台地や丘陵地を刻む河川の谷底低地と沿岸部の海岸低地とが あります。

谷底低地は上流部では勾配がある程度大きいのですが、下流部はほとんど平坦な三角州性 低地のため、水害を受けやすくなっています。

海岸部には埋立地が造成され、海岸線はほとんどが人工的な地形に改変されました。かつては、海に面する急崖となっていた丘陵地や台地のはずれは、内陸に入ってしまいました。 海に面していたがけに限らず、丘陵地や台地を刻んでいる谷の斜面にも急崖が多く、過去には、多数の崩壊が記録されています。

3 地質

本市の地質は、丘陵地や台地を覆う関東ローム層の下に、「砂礫・粘土層・岩盤」があり、 河川や海岸に沿って広がる低地には堆積した粘土や砂が表面を覆う沖積層となります。

低地に分布する沖積層は非常に軟弱で、地震時には地震動を増幅したり、液状化現象を起こしたりします。鶴見川低地では、恩田川との合流点付近より下流部、柏尾川では横須賀線の戸塚駅付近から下流部、その他の小河川では河口から数km上流までは、6000 年ほど前には入江となっていたところで、軟弱地盤が 20~40mあります。

第2節 社会的条件

(数値提供) 総務局

1 人口及び世帯

本市の人口は、3,635,033 人、世帯数は、1,542,127 世帯と、この5年間で人口は3.6%、 世帯数は6.8%増加しています。

また、人口密度は、1k ㎡あたり 8,357 人で、区別にみると、1 万人を超えている区が、西区、南区、港南区、港北区の4区、9,000 人を超えている区は神奈川区、保土ケ谷区の2区となっています。

一般に大都市では、昼間人口は夜間人口を上回りますが、本市では、東京都の影響を受け、 夜間人口が昼間人口を上回っています。本市の昼夜間人口比率(昼間人口/夜間人口×100)は 90.4 と低く、東京都及び政令市の中で100を超えていないのは、横浜市のほかは川崎市、さいたま市及び千葉市です。

なお、西区、中区については昼間人口が夜間人口を上回っています。

また、横浜市の年齢区分別人口推計によれば、65歳以上人口は67万人(18.8%)であり、将来推計人口によると、少子高齢化の進展に伴い、65歳以上の高齢者1人に対する生産年齢人口(15歳から64歳)は、平成20年の3.7人から、37年には2.5人(65歳人口:98万人(26.1%))となります。

※(注) 人口、世帯数及び人口密度は、平成20年4月1日現在推計 昼間人口及び夜間人口は、平成17年国勢調査結果

(数値提供) 総務局 消防局

2 建物

本市の建物の棟数(平成 19 年 1 月 1 日現在)は、826,328 棟で、このうち木造家屋は、全体の 69%にあたる 570,517 棟です。(平成 20 年刊「第 86 回横浜市統計書」より)

特に木造家屋の密集している地域は、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区等で、これらの地域には工場、事業所などが混在している場合も多く、災害危険性を助長しています。

百貨店、映画館、ホテル、キャバレー、病院など、不特定多数の人々が出入りする施設で、 消防法で定める特定防火対象物となっているものは、15,378象(平成20年4月1日現在)あり、特に西区、中区などの繁華街に集中しています。

3 階以上の中高層建築物は、41,012 棟 (平成 20 年 4 月 1 日現在) で、このうち高さ 31m を超えるもの又は 11 階以上の高層建物は 1,403 棟 (平成 20 年 4 月 1 日現在) あり、これらのうち、防災上特に重要な複合用途対象物となっているものも、西区、中区に集中しています。

道路局

3 道路

本市が管理する道路延長は 7513.6 kmです。道路幅員(車道幅員、国道・自動車専用道路含む)5.5m 未満の道路は、48.9%と多く、救命・救急活動や消防活動の妨げとなっています。また、幅員 19.5m 以上の 4 車線以上が確保できる道路は 3.5%と少なく、緊急物資輸送等のための道路が不足しています。一方、都市計画道路の整備率は 64.5%と政令指定都市中最低水準であり、非常に遅れています。

また、市内の混雑度(=交通量/交通容量、)は他都市に比べ 1.03 と高く、各箇所で交通渋滞が生じており、災害時には一層の渋滞が予想され、緊急車両の通行などに支障を及ぼすおそれがあります。

※(注) 数値は、平成20年4月1日現在

道路局

4 橋りょう

本市内の道路橋りょうの総数は、1,694橋(平成20年4月1日現在)で、鋼橋625橋、コンクリート橋(石橋を含む。)1,063橋、木橋6橋となっています。このうち、緊急交通路、緊急輸送路等の重要橋りょうは589橋となります。

特に、神奈川区、西区、中区には、河川、運河を横断する古い橋りょうが多くあります。

5 トンネル

本市内道路には、35箇所(平成20年4月1日現在)の供用中のトンネルがあります。 主に丘陵地が多い中区、磯子区、金沢区に多く分布しています。

都市整備局 交通局

6 鉄道

本市内には、JR 東海の東海道新幹線を始め、JR 東日本の東海道線、横須賀線、京浜東北・根岸線、横浜線、鶴見線、南武線、JR貨物、東京急行の東横線、田園都市線、こどもの国線、京浜急行の本線・逗子線、相模鉄道の本線・いずみ野線、横浜高速鉄道のみなとみらい線、さらに市営地下鉄(ブルーライン、グリーンライン)、横浜新都市交通(シーサイドライン)が運行しています。

駅の乗降客数は、6社が集中する横浜駅が約200万人、JR線と市営地下鉄のターミナルである戸塚駅が約28万人、以下、長津田駅・新横浜駅・あざみ野駅・菊名駅・上大岡駅・大船駅が20万人前後となっています。(平成18年度調査)

水道局 環境創造局 東京電力㈱ 東京ガス㈱ 東日本電信電話㈱

7 ライフライン施設の普及状況

(平成 20 年 3 月現在)

区分	普 及 率	普及率の算定方法					
水 道	100%	総給水人口/総人口					
下水道	99. 7%	処理区域内人口/総人口					
電気	100%	家庭用戸数/世帯数					
都市ガス	88. 2%	家庭用戸数/世帯数					
電話	100%	住宅用加入数/世帯数					

第3章 地震及び被害の想定

本市では平成16年度に地震被害想定調査を実施しました。この調査結果から、横浜市防災計画では、南関東地震、横浜市直下型地震(神奈川県東部地震)、東海地震を想定地震とし、示しています。

消防局

第1節 想定地震と設定条件

想定地震

地震名	解説
南関東地震	1923年関東地震の再来。相模トラフを震源とするマグニチュード
	7. 9の地震
横浜市直下型地震	神奈川県庁直下のフィリピン海プレート境界面を震源とするマグニ
(神奈川県東部地震)	チュード7クラスの地震
東海地震	駿河トラフを震源とするマグニチュード8クラスの地震。2001年
	に中央防災会議が地震防災対策強化地域の設定で用いた地震

設定条件

条件項目	南関東地震	横浜市直下型地震	東海地震			
発生時期	冬(平日)の午後6時					
震源地	相模湾	横浜市直下	駿河湾			
規模	M7. 9	M7. 0	M8. 0			
市域内の震度	震度5弱~7	震度5強~7	震度4~6弱			
気象状況	北の風 3 m/s					

消防局

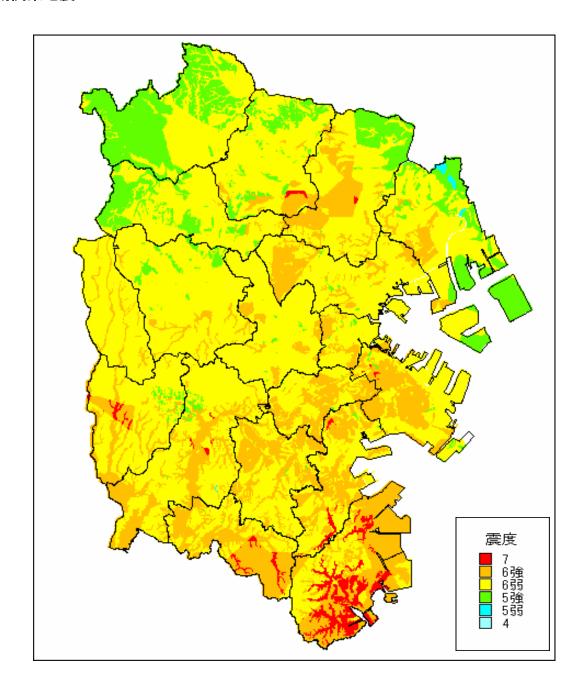
第2節 地震動

1 地震動図

地震動図は、想定地震に対する横浜市域の揺れをきめ細かく予測したものです。

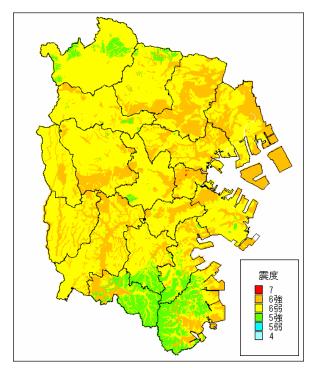
地震によって各地域がどのように揺れるかを知るには、表層の地盤の構造のほか、地下深くまでの構造を考慮する必要があります。そこで、横浜市では平成 10 年度から平成 12 年度まで地下構造調査を実施し、地表から深さ約 2.5~4.0km にある地震基盤と呼ばれる硬い岩盤まで構造を調べました。この結果をもとに横浜市リアルタイム地震防災システム(READY)を用いて想定地震毎に横浜市の揺れの様子を精度良く予測したのが地震動図です。

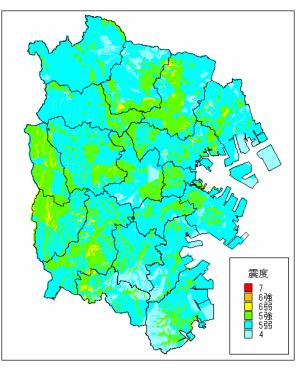
南関東地震



横浜市直下型地震

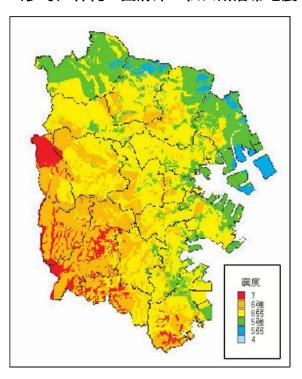
東海地震

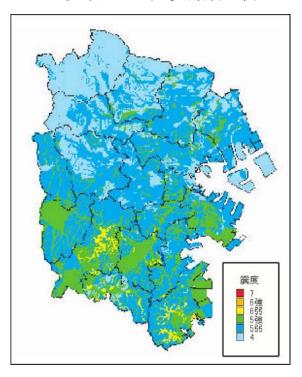




(参考) 神縄・国府津- 松田断層帯地震

(参考) 三浦半島断層群地震



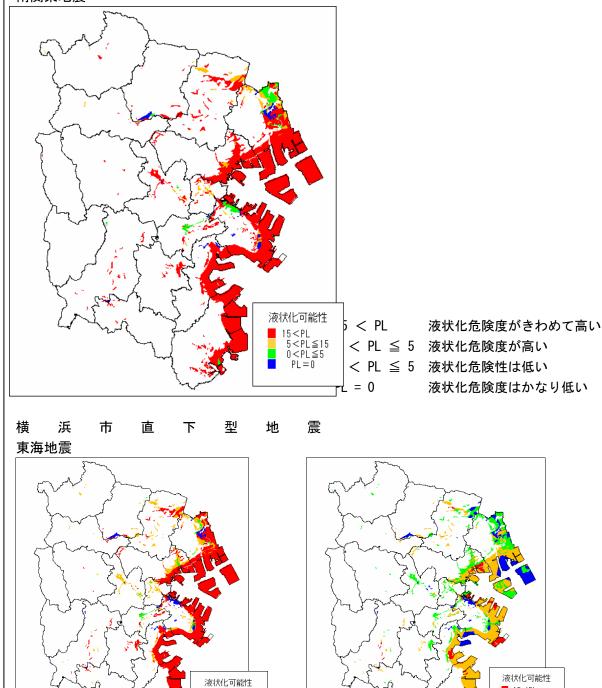


地 震 名	解 説		
神縄・国府津ー松田地震断層帯地震	丹沢山地南縁から相模湾岸に至る断層帯とその海域延 長部を震源とするマグニチュード8 クラスの地震		
三浦半島断層群地震	三浦半島に位置する断層群のうち地震発生確率が高い 武山断層帯のマグニチュード6.4の地震		

2 地盤被害(液状化図)

横浜市域における 50m メッシュ毎の液状化のしやすさを表した液状化図を作成しました。ここでは、地震動図の作成過程で得られた地表加速度等のデータに基づいて計算しました。この液状化図は、地震動図と同様に、横浜市リアルタイム地震防災システム(READY)を活用しています。市域の詳細な地盤や地下構造の特徴を考慮するとともに、地震学の最新の知見を取り入れた精度の高いものです。

南関東地震



液状化危険度の判定には、PL値を用いました。

P L 値とはその地点での液状化の危険度を表す値です。

これは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて改訂された「道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編 (平成8年 12月)」にある手法(FL-PL法)から算出された地下20mまでの地層について1mごとのFL値(液状化に対する抵抗値)を基に求めます。

消防局

第3節 地震被害想定

この想定は、平成16年度横浜市地震被害想定調査に基づき作成しています。

調査において、人口は平成12年国勢調査、建物については固定資産台帳データにより算出しています。

このため、想定で示す数値は、第1部第2章第2節で示す、人口及び世帯数、建物数と一致しません。

1 建物及び人的被害の想定(市全体)

項目	南関東地震	横浜市直下型地震	東海地震	
建物被害棟数	120,000棟	82,000棟	1, 900棟	
焼失棟数	6,900棟	2,700棟	0 棟	
死者数	3,700人	2, 100人	19人	
負傷者数	25,000人	19,000人	230人	
(重症含む)				
避難者数	500,000人	340,000人	5,400人	

※数値の表示について:2桁以下の数値はそのまま用い、3桁以上の数値は上から3桁目を四捨五入しています。

2 建物及び人的被害の想定(区別)

(1) 南関東地震

(1) 用因不吃应 注题							
		建物被害		_	人的被害		
項目	現況棟数	揺れ、液状	梅华插粉	焼失棟数 人 口	死者数	負傷者数	避難者数
		化及び崖	が入れ致			(重症含む)	延耗日数
鶴見区	59, 000	6, 600	370	250, 000	150	1, 300	23, 000
神奈川区	50, 000	7, 500	95	210, 000	160	1, 500	26, 000
西区	19, 000	2, 700	7	78, 000	72	660	11, 000
中 区	31, 000	6, 800	130	120, 000	170	1, 400	23, 000
南 区	48, 000	9, 400	2, 300	200, 000	290	2, 500	48, 000
港南区	46, 000	6, 500	4	220, 000	200	1, 900	31, 000
保土ケ谷区	48, 000	4, 100	3	200, 000	110	950	17, 000
旭 区	62, 000	4, 500	44	250, 000	110	1, 100	19, 000
磯 子 区	37, 000	7, 900	1, 100	170, 000	260	2, 300	40, 000
金 沢 区	50, 000	21, 000	2, 200	210, 000	960	1, 000	95, 000
港北区	67, 000	9, 800	110	290, 000	310	2, 700	43, 000
緑区	34, 000	1, 000	0	160, 000	22	250	4, 800
青 葉 区	54, 000	960	0	270, 000	21	250	4, 800
都 筑 区	34, 000	2, 600	5	160, 000	67	680	12, 000
戸塚区	65, 000	12, 000	15	250, 000	320	2, 800	45, 000
栄 区	32, 000	6, 500	280	120, 000	180	1, 500	25, 000
泉区	44, 000	7, 000	190	150, 000	180	1, 400	24, 000
瀬谷区	33, 000	3, 300	1	120, 000	78	700	12, 000
合 計	810, 000	120, 000	6, 900	3, 400, 000	3, 700	25, 000	500, 000

※数値の表示について: 3桁以下の数値はそのまま用い、3桁以上の数値は上から3桁目を四捨五入しまとめています。

このため各区の数値の合計欄の値と一致しない場合があります。

(2) 横浜市直下型地震

		建物	被害			人的被害	
項目	現況棟数	揺れ、液状 化及び崖	焼失棟数	ᄉᄆ	死者数	負傷者数 (重症含む)	避難者数
鶴見区	59, 000	9, 300	24	250, 000	220	2, 000	32, 000
神奈川区	50, 000	6, 800	43	210, 000	140	1, 400	23, 000
西区	19, 000	3, 000	1	78, 000	80	740	12, 000
中 区	31, 000	4, 400	4	120, 000	97	850	14, 000
南 区	48, 000	5, 900	1, 300	200, 000	160	1, 400	29, 000
港南区	46, 000	3, 500	560	220, 000	93	940	20, 000
保土ケ谷区	48, 000	5, 000	12	200, 000	140	1, 200	21, 000
旭 区	62, 000	5, 400	450	250, 000	120	1, 200	24, 000
磯 子 区	37, 000	3, 300	0	170, 000	91	850	15, 000
金沢区	50, 000	3, 400	0	210, 000	110	790	13, 000
港北区	67, 000	11, 000	15	290, 000	310	2, 800	46, 000
緑区	34, 000	2, 500	0	160, 000	61	620	11, 000
青 葉 区	54, 000	1, 400	1	270, 000	33	380	7, 300
都 筑 区	34, 000	2, 500	4	160, 000	60	630	12, 000
戸塚区	65, 000	6, 800	1	250, 000	160	1, 500	26, 000
栄 区	32, 000	1, 600	7	120, 000	37	350	6, 100
泉区	44, 000	3, 800	130	150, 000	73	690	13, 000
瀬谷区	33, 000	3, 500	150	120, 000	77	730	14, 000
合 計	810, 000	83, 000	2, 700	3, 400, 000	2, 100	19, 000	340, 000

※数値の表示について:3桁以下の数値はそのまま用い、3桁以上の数値は上から3桁目を四捨五入しまとめています。 このため各区の数値の合計欄の値と一致しない場合があります。

(3) 東海地震

		建物	被害			人的被害	
項目	現況棟数	揺れ、液状 化及び崖	焼失棟数	ᄉᄆ	死者数	負傷者数 (重症含む)	避難者数
鶴見区	59, 000	200	0	250, 000	0	9	230
神奈川区	50, 000	150	0	210, 000	0	10	280
西区	19, 000	47	0	78, 000	0	6	150
中 区	31, 000	100	0	120, 000	0	8	220
南 区	48, 000	81	0	200, 000	0	9	230
港南区	46, 000	19	0	220, 000	0	1	37
保土ケ谷区	48, 000	63	0	200, 000	1	9	230
旭 区	62, 000	100	0	250, 000	1	18	400
磯 子 区	37, 000	82	0	170, 000	0	4	140
金沢区	50, 000	170	0	210, 000	3	11	240
港北区	67, 000	260	0	290, 000	5	44	950
緑区	34, 000	12	0	160, 000	0	2	49
青 葉 区	54, 000	7	0	270, 000	0	1	31
都 筑 区	34, 000	54	0	160, 000	1	9	210
戸塚区	65, 000	310	0	250, 000	6	55	1, 100
栄 区	32, 000	36	0	120, 000	0	6	120
泉 区	44, 000	120	0	150, 000	1	18	410
瀬谷区	33, 000	78	0	120, 000	1	12	290
合 計	810, 000	1, 900	0	3, 400, 000	19	230	5, 300

※ 数値の表示について:数値は実数で計算し整数表示しています。また、3桁以下の数値はそのまま用い、3桁以上の数値は上から3桁目を四捨五入しまとめています。このため各区の数値の合計欄の値と一致しない場合があります。

道路局

第4節 都市基盤施設等の被害想定

市域における道路、港湾施設、河川等の公共土木施設及び鉄道施設並びにその他の被害は、おおむね次のように想定されます。

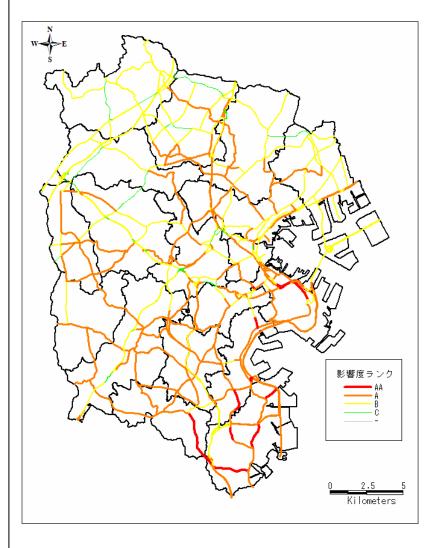
1 道路施設の被害想定

区分	南関東地震	横浜市直下型地震	東海地震
一般道路	1 液状化等により道路が部分	1 液状化等により道路が部分	被害なし
	的に亀裂、陥没が想定される。	的に亀裂、陥没が想定される。	
	また、法肩の崩壊やがけ崩れに	また、法肩の崩壊やがけ崩れに	
	よる道路の被害が想定される。	よる道路の被害が想定される。	
	特に中南部の橋りょう等の被	2 市内の家屋が密集した地域	
	害により通行規制が想定され	の幅員15m以下の道路では、	
	る。	沿道の火災、建物の崩壊、落下	
	2 市内の家屋が密集した地域	物などにより通行困難となる。	
	の幅員15m以下の道路では、		
	沿道の火災、建物の崩壊、落下		
	物などにより通行困難となる。		
高速道路	1 高架橋は、関東大震災クラス	1 高架橋は、関東大震災クラス	被害なし
	の地震を考慮して設計されて	の地震を考慮して設計されて	
	おり、また、阪神・淡路大震災	おり、また、阪神・淡路大震災	
	以後耐震補強や落橋防止対策	以後耐震補強や落橋防止対策	
	等を行っている。中南部を中心	等を行っているため、桁の落下	
	に被害が想定されるが、桁の落	等の致命的な被害はない。	
	下等の致命的な被害はない。	2 安全点検のために、入口が閉	
	2 安全点検のために、入口が閉	鎖され、通行止めとなる。	
	鎖され、通行止めとなる。		
橋りょう	本市管理の道路橋は、関東大震	本市管理の道路橋は、関東大震	被害なし
	災クラスの地震を考慮して設計	災クラスの地震を考慮して設計	
	しており、また、阪神・淡路大震	しており、また、阪神・淡路大震	
	災以後耐震補強や落橋防止対策	災以後耐震補強や落橋防止対策	
	等を行っている。中南部を中心に	等を行っている。震源地付近の橋	
	被害が想定されるが、ひび割れ等	りょうでひび割れ等の軽微な被	
	の軽微な被害は発生しても、桁の	害は発生しても、桁の落下等の致	
	落下等の致命的な被害はない。	命的な被害はない。	
トンネル	クラック等が発生することは	クラック等が発生することは	被害なし
	あっても、通行に支障をきたすよ	あっても、通行に支障をきたすよ	
	うな被害はない。	うな被害はない。	

[※]東海地震では、ほとんど被害はありませんが、安全確認のため、重要構造物について、巡回、 点検を行います。

道路 (緊急輸送路) 被害想定図

南関東地震



道路の支障影響度

AA:緊急輸送に重大な影響 が発生する。

か発生する。

A:緊急輸送に大きな影響が 発生する。

B:軽微な被害は発生するが、 緊急輸送には大きな影

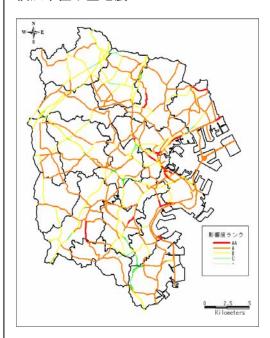
響は

ない。

C:被害は小さいか発生しな

い。

横浜市直下型地震



東海地震



2 港湾施設の被害想定

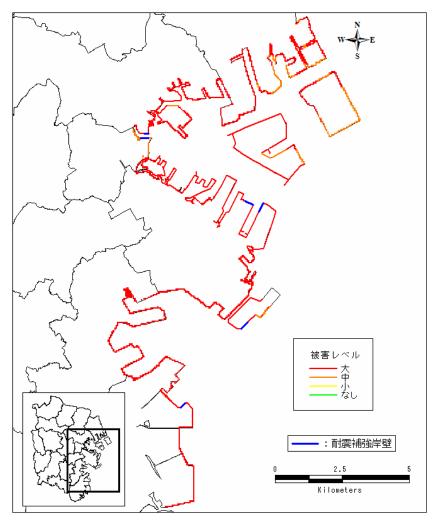
横浜港の港湾施設は、従来、関東大震災規模の地震に耐えられるように整備又は補強されてきましたが、近年想定されている大規模地震に対しては、以下のような被害状況が想定されます。

す。 区分	南関東地震	横浜市直下型地震	東海地震
本牧ふ頭	1 耐震強化岸壁には	1 耐震強化岸壁には	1 耐震強化岸壁に
南本牧ふ頭	被害がないが、その他	被害がないが、その他	は被害がない。他の
	の老朽化した岸壁や	の老朽化した岸壁や	岸壁にもほとんど
	護岸には滑動や破損	護岸には滑動や破損	被害がないが、古い
	の可能性がある。	の可能性がある。	施設や軟弱地盤上
	2 ガントリークレー	2 ガントリークレー	の施設に、軽微な被
	ンは、耐震強化岸壁上	ンは、耐震強化岸壁上	害が生じる。
	のものは被害がない	のものは被害がない	2 一部で液状化が
	が、脱輪が多く発生す	が、脱輪が多く発生す	発生するが、復旧は
	る可能性がある。	る可能性がある。	容易。
	3 液状化が発生する	3 液状化が発生する	3 耐震性の低い建
	おそれがあり、表面の	おそれがあり、表面の	物では、壁などに亀
	復旧は容易であるが、	復旧は容易であるが、	裂が入るものがあ
	街路灯、マンホール、	街路灯、マンホール、	る。
	地中管路の復旧に日	地中管路の復旧に日	
	時を要する。	時を要する。	
	4 建築物の柱や梁に	4 建築物の柱や梁に	
	は亀裂を生じ、耐震性	は亀裂を生じ、耐震性	
	の低い建物では、破壊	の低い建物では、破壊	
	するものがある。	するものがある。	
大黒ふ頭	1 老朽化した岸壁や	1 老朽化した岸壁や	1 古い施設や軟弱
	│ 護岸の一部で滑動や │ 破損の可能性がある。	│ 護岸の一部で滑動や │ 破損の可能性がある。	地盤上の施設に、軽 微な被害が生じる。
	2 ガントリークレー	2 ガントリークレー	2 液状化はほとん
	ンは、脱輪が発生する	ンは、脱輪が多く発生	ど発生しない。
	│ 可能性がある。 │3 液状化が発生する	│ する可能性がある。 │3 液状化が発生する	3 耐震性の低い建 物では、壁などに亀
	おそれがあり、表面の	おそれがあり、表面の	裂が入るものがあ
	復旧は容易であるが、	復旧は容易であるが、	る。
	街路灯、マンホール、 地中管路の復旧に日	街路灯、マンホール、 地中管路の復旧に日	
	地中自路の復旧に日 時を要する。	地中自路の復旧に日 時を要する。	
	4 建築物の柱や梁に	4 建築物の柱や梁に	
	は亀裂を生じるもの	は亀裂を生じ、耐震性の低い建物を	
	がある。	の低い建物では、破壊 するものがある。	
山下ふ頭	1 老朽化した岸壁や	1 老朽化した岸壁や	1 古い施設や軟弱
みなとみらい	護岸の一部に滑動や	護岸の一部に滑動や	地盤上の施設に、軽
21新港地区	│ 破損の可能性がある。 │ 2 液状化が発生する	│ 破損の可能性がある。 │2 液状化が発生する	微な被害が生じる。 2 液状化はほとん
	おそれがあり、表面の	おそれがあり、表面の	ど発生しない。
	復旧は容易であるが、	復旧は容易であるが、	3 耐震性の低い建
	街路灯、マンホール、 地中管路の復旧に日	街路灯、マンホール、 地中管路の復旧に日	物では、壁などに亀 裂が入るものがあ
	地中官路の復旧に口 時を要する。	地中官路の復旧に口 時を要する。	る。
	3 建築物の柱や梁に	3 建築物の柱や梁に	
	は亀裂を生じ、耐震性の低い建物では、破壊	は亀裂を生じ、耐震性の低い建物では、破壊	
	の低い建物では、破壊 するものがある。	の低い建物では、破壊 するものがある。	
	するものがある。	するものがある。	

みなとみらい	1 耐震強化岸壁には	1 耐震強化岸壁には	1 耐震強化岸壁に
21中央地区	被害がないが、その他	被害がないが、その他	は被害がないが、そ
, , , , , ,	の老朽化した護岸に	の老朽化した護岸に	の他の老朽化した
	ついては滑動や破損	ついては滑動や破損	護岸については滑
	のおそれがある。	のおそれがある。	動や破損のおそれ
	2 液状化はほとんど	2 液状化はほとんど	がある。
	生じない。	生じない。	2 液状化はほとん
			ど生じない。
山内ふ頭	1 耐震強化岸壁には	1 耐震強化岸壁には	1 耐震強化岸壁に
	被害がない。	被害がない。	つき被害はない。
	2 岸壁背後の地盤改	2 岸壁背後の地盤改	2 岸壁背後の地盤
	良で、大きな液状化被	良で、大きな液状化被	改良で、大きな液状
	害は生じない。	害は生じない。	化被害は生じない。
金沢木材ふ頭	1 耐震強化岸壁には	1 耐震強化岸壁には	1 耐震強化岸壁に
	被害がないが、その他	被害がないが、その他	は被害がない。他の
	の老朽化した岸壁や	の老朽化した岸壁や	岸壁にもほとんど
	護岸には滑動や破損	護岸には滑動や破損	被害がないが、古い
	の可能性がある。	の可能性がある。	施設や軟弱地盤上
	2 液状化が発生する	2 液状化が発生する	の施設に、軽微な被
	おそれがあり、表面の	おそれがあり、表面の	害が生じる。
	復旧は容易であるが、	復旧は容易であるが、	2 耐震性の低い建
	街路灯、マンホール、	街路灯、マンホール、	物では、壁などに亀
	地中管路の復旧に日	地中管路の復旧に日	裂が入るものがあ
	時を要する。	時を要する。	る。
大さん橋	1 岸壁やターミナル	1 岸壁やターミナル	1 岸壁やターミナ
	は十分な耐震補強が	は十分な耐震補強が	ルは十分な耐震補
	施されており、被害は	施されており、被害は	強が施されており、
	軽微。	軽微。	被害は軽微。
	2 地盤改良により液	2 地盤改良により液	2 地盤改良により
	状化はほとんど発生	状化はほとんど発生	液状化はほとんど
	しない。	しない。	発生しない。
出田町ふ頭	1 改修が進んだため、	1 改修が進んだため、	1 改修が進んだた
	岸壁の被害はほとん	岸壁の被害はほとん	め、岸壁の被害はほ
	ど見られない。	ど見られない。	とんど見られない。
	2 岸壁改修に伴う地	2 岸壁改修に伴う地	2 岸壁改修に伴う
	盤改良で、大きな液状	盤改良で、大きな液状	地盤改良で、大きな
	・ 化被害は生じない。 3 くん蒸施設等機械	化被害は生じない。	液状化被害は生じ
	3 くん蒸施設等機械 設備が損傷し、復旧に	3 くん蒸施設等機械 設備が損傷し、復旧に	ない。
	日時を要する。	日時を要する。	

港湾の被害想定図

南関東地震



岸壁等の被害レベル

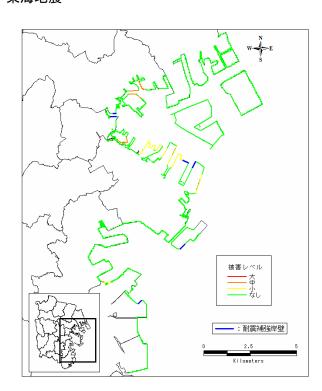
大: 岸壁本体に変形が起こり、重大な影響が予想されるもの

中:岸壁本体に変形が起こる が、簡単な手直しですぐ に供用に耐えうるもの

小:岸壁本体に異常は無いが、 付属構造物に影響が予想 されるもの

横浜市直下型地震

東海地震



環境創造局

3 河川施設の被害想定

区分	南関東地震	横浜市直下型地震型	東海地震
河川	1 中上流域に比べて河	1 中上流域に比べて河	液状化の可能性は低
	口部付近が液状化しや	口部付近が液状化しや	いが、護岸等に軽微な被
	すく、境川水系を除く河	すく、境川水系を除く河	害が発生するおそれが
	川の河口部において、堤	川の河口部において、堤	ある。
	防の沈下や護岸の損傷	防の沈下や護岸の損傷	
	などが予想される。	などが予想される。	
	2 地震動については、市	2 地震動については、市	
	南部に位置する宮川水	中央部に位置する帷子	
	系、侍従川水系の大部分	川水系、大岡川水系の大	
	と境川水系、大岡川水系	部分と、鶴見川水系、境	
	の一部で護岸の損傷な	川水系の一部において、	
	どが予想される。	護岸の損傷などが予想	
	3 河川沿いの急傾斜地	される。	
	崩壊危険区域やがけ崩	3 河川沿いの急傾斜地	
	れ警戒区域で崩落が発	崩壊危険区域やがけ崩	
	生した場合は、河道閉鎖	れ警戒区域で崩落が発	
	のおそれがある。	生した場合は、河道閉鎖	
		のおそれがある。	

第5節 ライフラインの被害想定

1 ライフラインの供給支障

水道、下水道、電信電話、電気、ガス等生活関連施設の被害は、おおむね次のように想定されます。この想定は、平成 16 年度横浜市地震被害想定調査に基づき作成しました。

市全体

項目	南	関東地震	横浜市直下型地震東海地震			
次口	支障率	被害量	支障率	被害量	支障率	被害量
上水道	63%	770, 000 世帯	57%	730, 000 世帯	3%	44,000 世帯
下水道	1.3%	47, 000 人	1.5%	52,000 人	0.81%	29,000 人
電信電話	2. 2%	31,000 世帯	1.4%	19,000 世帯	0. 01%	200 世帯
電力	12%	160,000 世帯	7.8%	120,000 世帯	0. 10%	1,600 世帯
ガス		880, 000 件		750, 000 件		0 件
(供給停止)						

※数値の表示について:2桁以下の数値はそのまま用い、3桁以上の数値は上から3桁目を四捨五入しまとめています。

区別(南関東地震)

	上7	k道	下	水道	電信	電話	ガス
区名	断水率	断水世帯数	下水被害率	下水道流下機 能支障人口	不通率	不通世帯数	供給停止件数
鶴見区	63%	68,000	0.8%	2,200	1.5%	1,600	
神奈川区	73%	70,000	1.2%	2,600	1.4%	1,300	
西区	57%	21,000	1.1%	910	1.2%	440	
中区	85%	52,000	1.3%	1,700	1.7%	1,000	
南区	70%	59,000	1.4%	2,700	6.6%	5,700	
港南区	56%	46,000	1.8%	4,000	1.1%	920	
保土ヶ谷区	42%	34,000	1.5%	3,000	1.1%	890	
旭区	39%	37,000	1.1%	2,900	1.2%	1,100	
磯子区	72%	48,000	1.6%	2,600	4.9%	3,200	
金沢区	89%	69,000	2.1%	4,400	9.9%	7,700	880,000
港北区	62%	81,000	1.1%	3,300	1.2%	1,500	
緑区	21%	13,000	1.2%	1,900	0.9%	510	
青葉区	24%	25,000	1.0%	3,000	0.5%	550	
都筑区	27%	15,000	1.4%	2,300	1.1%	610	
戸塚区	64%	60,000	1.5%	3,800	1.2%	1,100	
栄区	65%	28,000	2.0%	2,400	2.5%	1,100	
泉区	57%	29,000	1.4%	2,000	1.8%	920	
瀬谷区	42%	19,000	1.3%	1,600	1.0%	480	
合計	63%	770,000	1.3%	47,000	2.2%	31,000	

		電力
区名	停電率	停電世帯数
鶴見区	6. 2%	15, 000
港北区	U. Z/0	13, 000
神奈川区		
西区		
保土ケ谷区	6. 5%	26, 000
旭区		
瀬谷区		
中区		
南区		
港南区	21.0%	74, 000
磯子区		
金沢区		
戸塚区		
栄区	14.0%	34, 000
泉区		
緑区		
青葉区	6. 0%	15, 000
都筑区		
合計	12. 0%	160, 000

※数値の表示について: 2 桁以下の数値はそのまま用い、3 桁以上の数値は上から3 桁目を四捨五入しています。 このため各区の数値の合計値は合計欄の値と一致しない場合があります。

水道局

2 水道施設の被害想定

区分	南関東地震	横浜市直下型地震	東海地震
取水、貯水	1 取水施設は、耐震性を有し	1 取水施設は、耐震性を有し	被害なし
施設	ており、その機能は、保たれ	ており、その機能は、保たれ	
	る。	る。	
	2 相模原沈殿地は、耐震性を	2 相模原沈殿地は、耐震性を	
	有しており、被害はない。	有しており、被害はない。	
導水、浄水	1 導水施設の水路橋には	1 導水施設の水路橋には	被害なし
施設	軽微な被害が、また、ずい	軽微な被害が、また、ずい	
	道、開水路等は、ひび割れ	道、開水路等は、ひび割れ	
	程度の被害が発生するが、	程度の被害が発生するが、	
	その機能は保たれる。	その機能は保たれる。	
	2 導水施設としての管路	2 導水施設としての管路	
	部分では折損、継手部の離	部分では折損、継手部の離	
	脱等が発生するが、複数の	脱等が発生するが、複数の	
	管路により導水している	管路により導水している	
	ため全体的な導水停止と	ため全体的な導水停止と	
	はならない。	はならない。	
	3 净水施設(西谷、小雀、	3 净水施設(西谷、小雀、	
	川井、鶴ヶ峰浄水場)は、	川井、鶴ヶ峰浄水場)は、	
	耐震性を有しており、被害	耐震性を有しており、被害	
	はない。	はない。	
送水、配水	1 送水管の一部は被害を受	1 送水管の一部は被害を受	1 送水管路の被
施設	けるが、別ルートによるバッ	けるが、別ルートによるバッ	
	クアップで配水池への送水	クアップで配水池への送水	い。 こことを思るth
	が可能である。	が可能である。	2 配水管路の被
	2 配水池は軽微な被害が発	2 配水池は軽微な被害が発	
	生するが、機能上支障はな	生するが、機能上支障はない。	化している管
	い。	い。 3 配水管路の被害は、臨海部	路、小口径管路、 水管橋の立ち上
	(鶴見区、神奈川区、中区)	(神奈川区、西区、中区、磯	がり部分で発生
	及び南部方面(南区、保土ケ	子区) 及び北部方面(鶴見区、	から部分で発生し する。
	谷区、磯子区、金沢区、戸塚	旭区)の老朽化している管	3 配水池は、耐
	区)の老朽化している管路、	路、中、小口径管路を中心と	震構造であるた
	中、小口径管路を中心とし	して、水管橋の立ち上がり部	め被害はない。
	て、水管橋の立ち上がり部	分、管路と構造物の連絡部分	4 ポンプ設備
	分、管路と構造物の連絡部分	などに及ぶ。	は、連絡管の被
	などに及ぶ。	さらに、次のような場所に	害と制御機器の
	さらに、次のような場所に	布設された管路が被害を受	誤動作が予想さ
	布設された管路が被害を受	ける。	れ、一時的な停
	ける。	・ 地震の液状化が起こった	止はあるもの
	・ 地震の液状化が起こった	地域	の、その機能は
	地域	・ 地盤の軟弱な地域	保たれる。
	・ 地盤の軟弱な地域	・ 地質が異なる境界	
	・ 地質が異なる境界	4 ポンプ設備は、連絡管の	
	4 ポンプ設備は、連絡管の被	被害と制御機器の誤動作が	

	害と制御機器の誤動作が予	予想され、一時的な停止はあ	
	想され、一時的な停止はある	るものの、その機能は保たれ	
	ものの、その機能は保たれ	る。	
	る。	しかし、電力の供給が停止	
	しかし、電力の供給が停止	されると送配水ができなく	
	されると送配水ができなく	なる。	
	なる。		
給水装置	1 配水管からの取り出し	1 配水管からの取り出し	1 配水管からの
	部分や家屋接合部で破損	部分や家屋接合部で破損	取り出し部分や
	被害が多発する。	被害が多発する。	家屋接合部で破
	2 家屋の倒壊、火災などに	2 家屋の倒壊、火災などに	損被害が発生す
	よる二次的被害も多発す	よる二次的被害も多発す	る。
	る。	る。	2 家屋の倒壊、
			火災などによる
			二次的被害も発
			生する。
機械設備	1 受配電設備の被害は軽	1 受配電設備の被害は軽	受配電設備の被
電気設備	微である。	微である。	害はない。
	2 機械設備の被害はある	2 機械設備の被害はある	
	が、機能は保たれる。	が、機能は保たれる。	

環境創造局

3 下水道施設の被害想定

区分	南関東地震	横浜市直下型地震	東海地震
管きょ	1 液状化が起こった場	1 液状化が起こった場	1 一部の本管につ
	合、管きょは蛇行・たる	合、管きょは蛇行・たる	いて、下水の流水に
	み・目地のずれ・クラッ	み・目地のずれ・クラッ	支障が生じる。
	ク、マンホールは浮き上	ク、マンホールは浮き上	2 浅く埋設されて
	がり等の被害を受け、管	がり等の被害を受け、管	いる取付管や宅地
	きょ内への土砂の流入	きょの接合部等に発生	内排水設備には、多
	等が発生し、下水の流水	した損傷部から土砂が	くの被害が生じる。
	に支障をきたす。	流入し下水の流水に支	(
	2 取付管は、桝や本管接	障をきたす。	
	続部において多数の被	2 取付管は、桝や本管接	
	害が発生する。	合部において多くの被	
	3 管きょにおける流水	害が発生し、水道管復旧	
	阻害は、降雨と重なると	後の家庭排水に支障を	
	道路陥没や浸水被害な	きたす。	
	どの二次災害が発生し、	3 管きょにおける流水	
	公衆衛生上も問題とな	阻害は、降雨と重なると	
	るおそれがある。	排水不良による道路冠	
	4 宅地内排水設備につ	水や陥没被害などのニ	
	いては、多数の被害が発	次災害が発生し、車両交	
	生する。	通上の問題となるおそ	
		れがある。	
		4 宅地内排水設備につ	
		いては、多くの被害が発	
		生する。	
ポンプ場	臨海部など地盤の液状	臨海部など地盤の液状	施設の機能上直接
及び水再	化が起こった場合、不同沈	化が起こった場合、不同沈	的な被害はないが、一
生センタ	下や側方流動による損傷	下や側方流動による損傷	部施設では、附帯設備
一・構造物	の被害がある。	の被害がある。	などに被害が生じる
本体	特に、市域の南部方面の		おそれがある。
	ポンプ場や水再生センタ		
	一で、より多くの損傷が想		
	定される。		
T			— Loo I b = p + L _ Loo
電気設備	1 振動により保護継電器	1 振動により保護継電器	電気・機械設備の機
機械設備	の誤動作及び中央計算	の誤動作及び中央計算	能上直接的な被害は
	機の一時停止が発生し、	機の一時停止が発生し、	ないが、一部保護継電
	機器の運転や中央監視	機器の運転や中央監視	器の誤動作により停
	に支障をきたすおそれ	に支障をきたすおそれ	電するおそれがある。
	がある。	がある。 2 地下に記案されてい	
	2 地下に設置されてい	2 地下に設置されてい	
	る電気・機械設備は沈殿 池等構造物の亀裂、継手	る電気・機械設備は沈殿	
	池寺構造物の亀袋、継手 からの漏水による冠水	池等構造物の亀裂、継手 からの漏水による冠水	
	からの漏水による起水 や、独立基礎の沈下、地	からの漏水による起水 や、独立基礎の沈下、地	
	盤の側方流動などによ	や、独立基礎の洗下、地 盤の側方流動などによ	
	盤の側方流動などにより、一時的に運転不能に	留の側方派動などにより、一時的に運転不能に	
	り、一時的に連転不能に なるおそれがある。	り、一時的に運転不能に なるおそれがある。	
	なるのてれかめる。	よるのてれかめる。	

3 ポンプ・自家発電設備	3 ポンプ・自家発電設備	
の冷却水・シール水配管	の冷却水・シール水配管	
類及び汚泥管が破損し	類及び汚泥管が破損し	
電気・機械設備の機能が	電気・機械設備の機能が	
一時停止するおそれが	一時停止するおそれが	
ある。	ある。	
特に、市域の南部方面		
のポンプ場や水再生セ		
ンターで、より多くの損		
傷が想定される。		
	の冷却水・シール水配管 類及び汚泥管が破損し 電気・機械設備の機能が 一時停止するおそれが ある。 特に、市域の南部方面 のポンプ場や水再生セ ンターで、より多くの損	の冷却水・シール水配管 類及び汚泥管が破損し 電気・機械設備の機能が 一時停止するおそれが ある。 特に、市域の南部方面 のポンプ場や水再生セ ンターで、より多くの損

東日本電信電話㈱ ㈱NTTドコモ

4 電信電話施設の被害想定

電信電話施設は、関東大震災級の地震にも十分耐えるよう耐震設計されていますが、地質、地盤、地震の規模等によっては、一部屋外設備等に被害が発生し、電話の不通が発生します。

区分	南関東地震	横浜市直下型地震	東海地震
電源機	震動防止措置等により、機器	震動防止措置等により、機器	被害なし
器	自体の被害は軽微である。	自体の被害は軽微である。	
	ただし、長期停電に伴い、予	ただし、長期停電に伴い、予	
	備電源の供給可能時間を万一	備電源の供給可能時間を万一	
	超過した場合、道路の状況によ	超過した場合、道路の状況によ	
	っては移動用電源車の走行に	っては移動用電源車の走行に	
	支障をきたすため、交換機器に	支障をきたすため、交換機器に	
	供給している電源が停止する	供給している電源が停止する	
	など、通信に影響を与えるおそ	など、通信に影響を与えるおそ	
	れがある。	れがある。	
交換機	一部機能上影響を受けるが	一部機能上影響を受けるが	被害なし
器関係	支障は少ない。	支障は少ない。	
	ただし、市内線路、中継線等	ただし、市内線路、中継線等	
	局外設備が、火災、地盤の変動	局外設備が、火災、地盤の変動	
	等により被害を受けた場合、交	等により被害を受けた場合、交	
	換機器が機能せず通信が混乱	換機器が機能せず通信が混乱	
	する。	する。	
管路	1 地盤の弱い地域では地震	1 地盤の弱い地域では地震	1 地下設備において
	動による支持地盤のき裂、陥	動による支持地盤のき裂、陥	は、管路接続点、ケ
	没等に伴い、地下施設の被害	没等に伴い、地下施設の被害	ーブル接続点、橋り
	が発生する。	が発生する。	ょう損壊による管路
	2 最も影響を与えるものと	2 最も影響を与えるものと	の損傷等の被害が考
	しては、道路橋の破壊による	しては、道路橋の破壊による	えられる。
	添架管路を折損した場合で	添架管路を折損した場合で	2 土地の隆起、陥没、
	ある。	ある。	地割れ等が起こった
			場所では、地下ケー
			ブルの損傷被害を受
			ける。
管路ケ	マンホールや管路の土木施	マンホールや管路の土木施	 被害なし
ーブル	設が被害を受けた場合、ケーブ	設が被害を受けた場合、ケーブ	
	ルの断線又は外被の損傷に伴	ルの断線又は外被の損傷に伴	
	う浸水被害を受けることとな	│ │う浸水被害を受けることとな	
	る。この場合は、一部地域で通	る。この場合は、一部地域で通	
	信途絶が起こる。	 信途絶が起こる。	
架空ケ	第一次災害により受ける被	第一次災害により受ける被	1 電柱の倒壊、折損
ーブル	害は軽微であるが、第二次災害	害は軽微であるが、第二次災害	等により架空ケーブ
・電柱	である火災が多発する市中南	である火災、類焼によって多大	ルの損傷被害を受け
	部に多大な被害が発生する。	な被害を受ける。	る。
			2 他物接触などによ
			る架空ケーブルの損
			傷被害を受ける。

	南関東地震	横浜市直下型地震	東海地震
加入電	家屋の倒壊、電話機の落下、	家屋の倒壊、電話機の落下、	家屋の倒壊、電話機
話、公	火災などによる施設の被害が	火災などによる施設の被害が	等の落下などによる損
衆電話	多発する。	多発する。	傷を受ける。
	1 重要設備について	1 重要設備について	被害なし
	交換機などの重要設備は、	交換機などの重要設備は、	
	建築基準法を上回るドコモ	建築基準法を上回るドコモ	
	の独自基準に基づいて設	の独自基準に基づいて設	
	計・建築された自社ビルに収	計・建築された自社ビルに収	
	容しており、震度7クラスの	容しており、震度7クラスの	
	地震にも耐えられるように	地震にも耐えられるように	
	なっている。	なっている。	
	交換機間を結ぶ伝送路に	交換機間を結ぶ伝送路に	
	ついては、迂回ルート化など	ついては、迂回ルート化など	
	複数の経路で結んでおり、ま	複数の経路で結んでおり、ま	
携帯電	た、耐震性に優れた「とう道」	た、耐震性に優れた「とう道」	
話(株)	に収容しているので、被害は	に収容しているので、被害は	
NTT F	ない。	ない。	
コモの	停電に対しては、大容量の	停電に対しては、大容量の	
想定に	蓄電池と自家用発電機を設	蓄電池と自家用発電機を設置している。	
よる)	置しており、燃料の追加供給	置しており、燃料の追加供給	
	が出来ればサービスの影響	が出来ればサービスの影響	
	はない。	はない。	
	2 基地局設備について	2 基地局設備について	
	サービスを提供する基地	サービスを提供する基地	
	局設備は、大半を民間ビルに	局設備は、大半を民間ビルに	
	設置しており、新建築法に基づくビルは問題ないと思わ	設置しており、新建築法に基づくビルは問題ないと思わ	
	れるが、旧建築法に基づいた	れるが、旧建築法に基づいた	
	10 数局程度のビルについて	10 数局程度のビルについて	
	は、倒壊する可能性がある。	は、倒壊する可能性がある。	
	基地局と交換局を結ぶ伝	基地局と交換局を結ぶ伝	
	送路については、火災が多発	送路については、火災が多発	
	する市中南部の一部に影響	する市中南部の一部に影響	
	が及ぶことが想定されるが、	が及ぶことが想定されるが、	
	その周辺の基地局からエリ	その周辺の基地局からエリ	
	アの救済をすることで、ほぼ	アの救済をすることで、ほぼ	
	通常時のサービスを提供す	通常時のサービスを提供す	
	ることが可能。	ることが可能。	
	停電に対しては、全ての基	停電に対しては、全ての基	
	地局に蓄電池を設置してお	地局に蓄電池を設置してお	
	り、数時間程度の電力供給が	り、数時間程度の電力供給が	
	可能であることから、即時に	可能であることから、即時に	
	影響は受けない。	影響は受けない。	
局舎、	一部に壁面の亀裂、ひび割れ	一部に壁面の亀裂、ひび割れ	被害なし
鉄塔	等の被害を受けることが想定	等の被害を受けることが想定	
	されるが、機能上影響はない。	されるが、機能上影響はない。	

東京電力(株)

5 電力施設の被害想定

発電所や送電線、変電所の重要な設備については、被災すると広範囲・長時間停電や環境影響の原因となるため、設備が被災しないように十分な耐震対策を実施しています。

強い地震や火災の影響により変電所の機器等が壊れ、広範囲に停電が発生することが想 定されますが、送電線の多重連系や変電所の機器の複数配置などにより、被害機器を経由 せずに電力が供給されるバックアップ機能が働き、かなりの範囲の停電は比較的短時間に 復旧します。

区分	南関東地震	横浜市直下型地震	東海地震
発電設	停電に結びつくような被害	停電に結びつくような被害	被害なし
備	が発生しない。	が発生しない。	
送電設	停電に結びつくような設備	停電に結びつくような設備	被害なし
備(架	被害は発生しない。しかし、家	被害は発生しない。しかし、家	
空)	屋密集地における火災や樹木	屋密集地における火災や樹木	
	の倒木など他物の要因により、	の倒木など他物の要因により,	
	電気事故が発生する可能性が	電気事故が発生する可能性が	
	ある。	ある。	
送電設	停電に結びつくような被害	停電に結びつくような被害	被害なし
備(地	は発生しないが、液状化地域に	は発生しないが、液状化地域に	
中)	おける建物との取付部、橋梁と	おける建物との取付部、橋梁と	
	の取付部、地盤が不等沈下を起	の取付部、地盤が不等沈下を起	
	こした場所などに相対変位が	こした場所などに相対変位が	
	生じた場合、多少の被害が発生	生じた場合、多少の被害が発生	
	する可能性がある。	する可能性がある。	
変電設	重要変電所においては停電	停電に結びつくような被害	被害なし
備	に結びつくような被害は発生	は発生しない。	
	しない。		
	重要変電所以外の変電所に		
	て、主要設備以外の付帯設備に		
	想定以上の地震動が発生した		
	場合、停電に結びつく被害が発		
	生する可能性がある。		
配電設	◎架空配電線	◎架空配電線	家屋の倒壊等によ
備	電柱は、設計強度、各種実	電柱は、設計強度、各種実	
	験等から十分な強度を有し	験等から十分な強度を有し	する。
	ているが、建物倒壊、土砂崩	ているが、建物倒壊、土砂崩	
	れ、地盤崩壊などによる折	れ、地盤崩壊などによる折	
	損、倒壊等の二次的被害が想	損、倒壊等の二次的被害が想	
	定される。	定される。	
	電線は、地震動による異常	電線は、地震動による異常	
	張力並びに混触による短絡	張力並びに混触による短絡	
	断線はほとんどなく、上記電	断線はほとんどなく、上記電	
	柱被害に伴う被害の他、火災	柱被害に伴う被害の他、火災	
	による焼損が想定される。	による焼損が想定される。	
	従って、建物被害規模に応	│◎地中配電線	
	じて被害も大きくなると想	停電に結びつくような被	
	定される。	害は発生しないが、液状化地	
	◎地中配電線	域における建物との取付部、	

停電に結びつくような被害は発生しないが、液状化地域における建物との取付部、橋梁との取付部、地盤が不等沈下を起こした場所などに相対変位が生じた場合、多少の被害が発生する可能性がある。

なお、地中配電設備の場合は、高圧お客さまの受電設備との接続箇所であるお客さま施設のマンホールが崩壊した場合、当社設備に影響がでる可能性もある。

橋梁との取付部、地盤が不等 沈下を起こした場所などに 相対変位が生じた場合、多少 の被害が発生する可能性が ある。

なお、地中配電設備の場合は、高圧お客さまの受電設備との接続箇所であるお客さま施設のマンホールが崩壊した場合、当社設備に影響がでる可能性もある。

東京ガス(株)

6 都市ガス施設の被害想定

都市ガスの主要施設は、阪神・淡路大震災クラスの大地震にも耐えられる構造を有しています。また、下流側設備の配給導管網は「ガス導管耐震設計指針」に基づくもので、地震による損傷を最小限にとどめる構造となっています。

区分	南関東地震	横浜市直下型地震	東海地震
ガス製造設備	原料タンク、ガス発生設	原料タンク、ガス発生設	被害なし
	備などのガス製造設備は、	備などのガス製造設備は、	
	十分な耐震性を有しており	十分な耐震性を有しており	
	被害はない。	被害はない。	
	なお、各設備とも緊急停	なお、各設備とも緊急停	
	止装置等の保安設備を有し	止装置等の保安設備を有し	
	ている。	ている。	
球形ガスホルダ	高張力鋼を採用し十分な	高張力鋼を採用し十分な	被害なし
-	耐震性を有しており、被害	耐震性を有しており、被害	
	はない。	はない。	
	なお、施設は緊急遮断弁	なお、施設は緊急遮断弁	
	等の防災設備も有してい	等の防災設備も有してい	
	る。	る。	
高・中圧ガス導管	強度が高く、展延性に優	強度が高く、展延性に優	被害なし
	れた溶接接合鋼管を採用	れた溶接接合鋼管を採用	
	し、十分な耐震性を有して	し、十分な耐震性を有して	
	おり被害はない。	おり被害はない。	
	なお、施設は遠隔操作可	なお、施設は遠隔操作可	
	能な遮断弁等の防災用設備	能な遮断弁等の防災用設備	
	が設置されている。	が設置されている。	
低圧ガス導管	ポリエチレン管など「ガ	ポリエチレン管など「ガ	被害なし
	ス導管耐震設計指針」に基	ス導管耐震設計指針」に基	
	づく耐震性の高い導管を採	づく耐震性の高い導管を採	
	用しており、火災等多発す	用しているが、地盤の影響	
	る中南部を中心に損傷が想	等により一部で被害が考え	
	定されるが致命的な被害に	られる。	
	は至らない。	なお、低圧ガス導管網の	
	なお、低圧ガス導管網の	上流に設置されている製圧	
	上流に設置されている製圧	器には、被害が生ずるよう	
	器には、被害が生ずるよう	な地震が発生すると自動的	
	な地震が発生すると自動的	にガスの供給を遮断する設	
	にガスの供給を遮断する設	備が設置されており、また、	
	備が設置されており、また、	各需要家のマイコンメータ	
	各需要家のマイコンメータ	一により 200 ガル程度以上	
	ーにより 200 ガル程度以上	の地震時にガスが自動遮断	
	の地震時にガスが自動遮断	される。	
	される。		

交通局 鉄道機関

第6節|その他の被害想定

1 鉄軌道施設の被害想定

鉄道施設については、阪神・淡路大震災等の大震災でも、大きな被害を受けています。

これは、鉄道施設が、駅舎、線路、信号施設、電気設備、高架、橋りょうなど多くの施設が 有機的関連を有した統合施設であり、一部施設が被害を受けただけでも、輸送機能が混乱する ことなどが想定されます。

(1) J R 各社 · 私鉄

南関東地震では、次のような被害の発生が想定されます。

ア 線路

埋立部分や盛土部分など軟弱な地盤を中心に路盤陥没、法面崩壊のため、屈曲折損します。

イ 高架・橋りょう

破損、落下します。

- ウ 土留、擁壁、高築堤 損傷、崩壊します。
- エ 信号機、架線 信号機の倒壊、架線の損傷、断線、垂れ下り等の被害が多数発生します。
- 才 変電所、電気系統設備

建物損壊、器具、計器の破損等多数発生します。

運転中の列車、電車については、関東大震災のときの列車転覆事故にみられるように、 地震発生時における列車、電車の走行位置が、山崩れ、線路路肩の崩壊、高架、橋りょう の落下等の被災現場に出会えば、脱線、転覆等の事故が発生し、被害が拡大します。

(2) 地下鉄

地下鉄の構造物は、地下線部、地上線部とも国からの通達による「鉄道構造物の耐震性に係る当面の措置」に基づく補強が施されていることから南関東地震及び横浜市直下型地震では、致命的な被害はないと考えられます。

しかしながら、次のような軽微な被害の発生は予想されます。

- ア 地下と地上との取付部の盛土や切り土の部分の構造が不連続のところで、破損等の被害が生ずるおそれがあります。
- イ 駅構内では、天井の化粧板、壁のタイル等の一部がはがれ落ちるなどの被害が予想されます。
 - ウ 常用する電源が停止した場合、非常電源により、即時に照明設備が自動点灯するため、 混乱は小さいと考えられます。
 - エ 送電設備は、地下ケーブル(特別高圧幹線)で送電されており、震度 5~6 程度の地震に対しても耐えられると予想されるが、万一送電不能となった場合は、列車の運行が停止します。

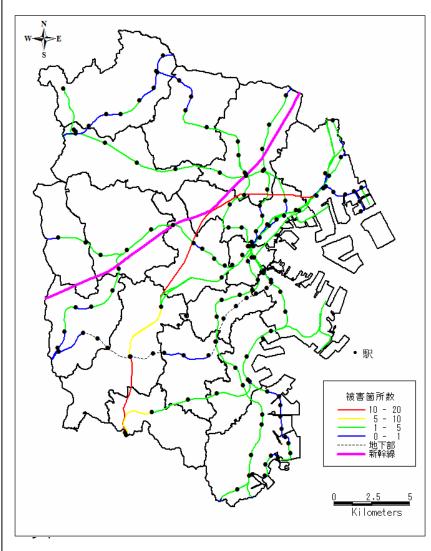
また、東海地震では、地下と地上との取付部の盛土や切り土部分の構造が不連続のところで、軽微な被害の発生は予想されますが、致命的な被害はないと考えられます。

(3) 新交通システム

新交通システムシーサイドラインの橋りょうは、関東大震災クラスの地震を考慮して設計 しており、致命的な被害はないと考えられます。

鉄道被害想定図

南関東地震



鉄道の被害箇所数 駅間毎の発生箇所数を示して います。

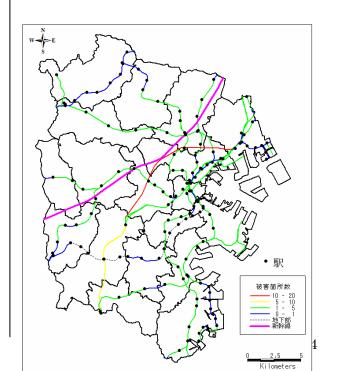
※ 横浜市営地下鉄グリーン

ンについては、今後被害想

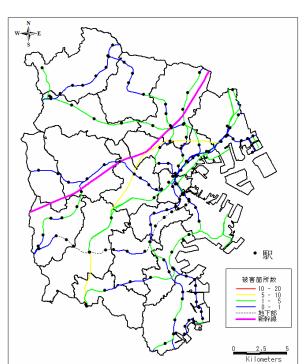
査を実施します。

定調

横浜市直下型地震



東海地震



建築局

2 がけ崩れ被害

本市は、市域の 60%が台地及び丘陵地で占められており、傾斜角が 30 度以上、高さ 3 m以上のがけは、市内 7 千数百箇所にのぼっています。このうち、土質、形状、排水状況(地下水)等から降雨により崩壊し、人命、家屋に危険を及ぼすおそれのあるがけ 408 箇所(平成 17 年 3 月現在)を、本市のがけ崩れ警戒区域に想定しています。

また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)に基づき、神奈川県知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域は、平成 20 年 3 月末現在、622 箇所指定されています。

関東大地震において、がけ崩れが多く発生した地域は、ほとんどが関東ローム層分布地域です。これは、十勝沖地震において山津波、がけ崩れが新規火山灰層の分布する段丘陵地帯であったことと地質的に酷似しています。山崩れ、がけ崩れの危険性は関東ローム層の段丘地帯において大きく、地震の前後に降雨があれば、被害は相乗的に増大する危険性があります。

南関東地震では、市内全体にがけ崩れ被害の発生危険度が高い中で、降雨時においても危険度の高い南部、北東部において、特に崩壊危険度が高くなっています。

横浜市直下型地震では、南関東地震と同様、市内全体にがけ崩れ被害の発生危険度が高い中で、降雨時においても危険度の高い北東部において、特に崩壊危険度が高くなっています。 東海地震では、市内全体では、がけ崩れ被害の発生危険度が低い中で、北東部の一部が特に崩壊危険度が高くなっています。

建築局

3 宅地造成地内擁壁崩壊被害

本市域内では、丘陵地及び台地での宅地開発が急激に行われてきたため、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)施行以前に開発された宅地では、施工上問題のある宅地も多く見られます。

また、同法施行以後に設置された擁壁は、一般的に地震時に崩壊する危険性は少ないと考えられています。しかし、土地の所有者、管理者等の管理不適又は改造等により安全性が損なわれているものもあり、崩壊の危険性が内在しています。

建築局

4 ブロック塀の倒壊危険

本市では、平成 18 年度から「危険ブロック塀等改善事業」を実施し、軽量フェンスなどへの転換を促進してきましたが、まだ基礎、配筋、控壁のない危険ブロック塀も多数存在しており、それらの倒壊の危険性は極めて高く、倒壊による人的被害の危険も予想されます。

建築局

5 中、高層建築物からの落下物被害

本市には、中高層建築物(3 階建以上)が 41,012 棟 (平成 20 年 4 月 1 日現在) あり、過去の事例から、次のような被害の発生が予想されます。

- (1) 窓ガラスの落下
- (2) ALC板やプレキャスト板等の外装材の落下
- (3) タイル、レンガ及び貼石の落下
- (4) 建築物に附属している広告物の落下
- (5) 屋上部の高架水槽、キュービクル及びフェンスの転倒落下

建築局

6 家具類の転倒による被害

地震発生時には、家具の転倒、備品等の落下により負傷したり、圧死するなどの被害を受ける危険性が高くなります。家具類の転倒は、地震の規模・性質、地盤の性状、建物の構造・高さ等のほか、家具の種類、配置状況等によって大きく異なります。一般的に、高さを奥行き(幅)で除した値が3以上で要注意、3.5以上で要警戒、4以上のときは、ほとんど転倒することが予想されます。

港湾局

7 津波の予測

東日本太平洋沖地震では、従来の想定を上回る、大規模な津波が東日本を襲い、多くの人命が失われるとともに、防波堤などの防護施設も多くが損壊をしました。

この教訓を踏まえ国では、津波災害対策の検討には、2つのレベルの津波を想定することを 基本としました。

【2つのレベルのの津波想定】

- ◆ 発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ◆ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高さは低いものの大きな被害をもた らす津波

このうち最大クラスの津波の想定は、「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」に基づき、高度な知見と広域的な見地から国が津波を起こす地震の断層モデルを設定し、都道府県がこの断層モデルなど国からの情報をもとに津波浸水想定を設定します。(※ 断層の設定については「都道府県独自の考え方に基づき最大クラスの津波断層モデルを設定することもある。」とされています。)

(1) 津波想定

本市における津波の想定にあっては、23年度に神奈川県が設置した津波浸水想定検討部会で想定した津波を用いることとします。

このうち、津波避難対策の対象とする津波は、本市に最大の浸水域及び浸水深が予測されている「慶長型地震」による津波とします。

(2) 沿岸域の現況

横浜港の背後地は、丘陵地が比較的海岸線近くまでせり出しており、鶴見、神奈川、西、 金沢区の一部を除いて地盤が高くなっています。また、沿岸域は、埋め立て、造成等により 自然海岸がほとんどなく、護岸等により陸上保全がなされています。

護岸等の整備については、これまで港湾整備等による高潮対策で、おおむね適切な地盤高、 護岸高が確保されています。なお、民有護岸については、改修などの機会を捉えて、計画高 潮高の指導を行います。

また、横浜港に流入する河川については、河川管理者において別途、護岸等の改修が進められています。

消防局 環境創造局 港湾局

8 地盤の液状化の可能性

液状化現象の発生する地盤の特色としては、地層中の細砂層が厚く地下水位が高いことなどが条件となりますが、これまでの地震例から見ると、液状化現象の発生地点は、沖積低地の旧河道や埋立地に集中しています。

本市の液状化の可能性については、東海地震では河川域、埋立地とも液状化の可能性は低いものの、南関東地震では、液状化の発生は避けられないと予測されます。

河川域については、一般に上流域に比べて河口部付近が液状化しやすいことから、鶴見川の河口部、侍従川、宮川、入江川水系などで液状化する可能性があります。

また、埋立地は、建設発生土などを用い、必要に応じ種々の地盤改良工法を実施していますが、対策を実施していない場所においては、液状化の可能性があります。

9 長周期地震動による被害

長周期地震動とは、長くゆっくりとした地震で、特に高層ビルなどが大きく揺れます。

本市の沿岸には、大型のタンクや超高層ビル、そして長大橋梁など、長周期地震動の影響が 懸念される構造物があることから平成 16 年度に実施した地震被害想定調査において長周期地 震動による影響を検討しました。

その結果、本市は場所によって異なるもののおおむね5秒から10秒といった「やや長周期帯」

消防局

でよく揺れることから、これらの周期に該当する構造物については注意が必要であることがわ かりました。

長周期地震動による被害として考えられることは次のとおりです。

- 石油コンビナートのタンクのスロッシング (液面揺動) 現象により、タンク内の液体が 漏洩します。
- 〇 超高層建物では減衰能が小さいため、一度揺れ始めると揺れが止まりにくくなります。
- 免震建物では、積層ゴムの大変形により基礎周辺に被害が発生します。
- 長大橋梁では、部材の変形やずれ等の被害が発生します。

消防局

10 帰宅困難者

地震発生直後には、鉄道や道路等の交通機関の運行停止および不通区間が発生します。オフィス街や駅ターミナル、繁華街や電車内等にいた人々が大量に足止め状態となります。鉄道の運行規定によると、震度5弱以上になると列車を停止し、路線を点検して安全に運行ができることを確認しなければ、運行ができないことになります。

今回の想定では、冬の夕方6時に地震が発生した場合を考えており、夜間になるために運転再開に時間がかかり、外出している人は帰宅が困難となります。交通機関が利用できない場合には徒歩による手段を考えざるを得ませんが、遠方の場合には徒歩による帰宅も困難となります。ここでは、このように外出して帰宅できない人を帰宅困難者として、平成10年度に実施した「東京都市圏パーソントリップ調査」及び平成12年国勢調査のデータを用いて、その概数を求めました。

交通機関等の運行停止等による帰宅困難者数(人)

区名	鶴見区	神祭川区	西区	中区	南区	港南区	保土ケ谷区	旭区	磯子区	
帰宅胚難者	34, 000	28, 000	66, 000	56, 000	10, 000	16, 000	13, 000	14, 000	13, 000	
区名	金沢区	港地区	緑区	青葉区	都筑区	戸塚区	郑区	泉区	瀬谷区	合計
帰宅困難者	28, 000	43, 000	16, 000	35, 000	17, 000	24, 000	9, 300	8, 400	7, 700	440, 000

※平成 16 年度横浜市地震被害想定調査による

※数値の表示について: 2桁以下の数値はそのまま用い、3桁以上の数値は上から3桁目を四捨五入しています。 このため各区の数値の合計値は合計欄の値と一致しない場合があります。

- 〇 帰宅困難者算定のための考え方
- ① 震度5弱以上の揺れで交通機関は利用できなくなると考え、帰宅手段を徒歩のみとします。
- ② 自宅までの帰宅距離は、滞留している所在地と帰宅先の市区町村庁舎間の距離とします。
- ③ 帰宅距離が 10km 以内であれば、全員帰宅可能とします。
- ④ 帰宅距離が 10km~20km の場合は、1km 長くなるごとに帰宅可能者が 10%ずつ低減していくものと 1.ます.
- ⑤ 帰宅距離が 20km 以上となる場合には、全員帰宅困難とします。

<参考>

震災時において、東京都内で帰宅困難者となる横浜市民は、約47万人と想定されます。 (「震災時における東京都の帰宅困難者対策」平成15年3月東京都災害対策部より) 消防局

第4章 市民及び事業者の基本的責務

本市では、市民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的として、震災の予防、震災が発生した場合の措置等について規定した横浜市震災対策条例(平成10年2月横浜市条例第1号)を制定しています。

条例では、市民の基本的責務として、地震が発生した場合でも落ち着いた行動ができるように、日ごろから家族と話し合い、震災時にそれぞれが果たすべき役割を決めておくとともに、地震被害の軽減には市民がお互いに協力しあうことが不可欠であることから、自主防災組織への参加など市民活動の推進を定めています。

第1節 市民の責務

市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持ち、建物の耐震化や 不燃化、家具の転倒防止について配慮するとともに、最低3日分の食料・水やトイレパック、医薬品等の 非常持ち出し品の準備など、日ごろから自主的に震災に備え、地域や行政が行う防災訓練や防災に関する 行事に積極的に参加し、防災行動力を高めることが市民の責務です。

さらに、地域の助け合いを大切にし、高齢者、障がい者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう 努めることが必要です。

第2節 事業者の青務

事業者の基本的責務として、事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料・水やトイレパック等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならず、また、市の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めなければならないと定めています。

そのため、事業所では、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を意識して、日ごろから防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、震災により帰宅困難が予想される従業員等の保護のため、非常食料等の備蓄その他必要な措置を講ずるなど積極的に防災対策の推進を図ることが必要です。併せて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるように防災訓練等に参加させるように努めることが必要です。

第5章 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱

本市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、神奈川県その他防災関係機関等が震災の 予防及び応急対策など防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりです。

第1節 本市が行うべき業務の大綱

1		
横浜市	1	防災組織の整備及び育成指導
	2	防災知識の普及及び教育
	3	防災訓練の実施
	4	防災施設の整備
	5	防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
	6	消防活動その他の応急措置
	7	避難対策
	8	地震に関する情報の収集、伝達及び広報
	9	緊急輸送の確保
	10	被災者に対する救助及び救護の実施
	11	保健衛生
	12	文教対策
	13	被災施設の復旧
	14	その他の災害応急対策
	15	その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
	16	防災に関する調査、研究
	17	都市防災事業の推進
	18	横浜市防災会議に関する事務

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

1 指定地方行政機関

関東財務局	1 財政融資資金の貸付
(横浜財務事務所)	2 金融機関等に関する措置
	3 国有財産の無償貸付
	4 財政上の措置
関東農政局	災害時における主要食糧の需給調整
(神奈川農政事務所)	火告時における主安良種の赤和調金
関東運輸局	災害時における関係機関及び輸送機関との連絡調整
関東地方整備局	1 港湾施設、海岸保全施設等の整備
(京浜港湾事務所)	2 港湾施設、海岸保全施設等に係わる災害情報の収集並びに応急対策及び
	復旧対策の指導及び協力
	3 港湾施設及び海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策の実施

第三管区海上保安	1 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
本部	2 大規模地震災害対策訓練等の実施
(横浜海上保安部)	3 危険物の荷役、貯蔵場所、貯木場、はしけ溜り、在泊船等の状況調査及び避難
	港又は避難泊地の選定
	4 船艇、航空機、通信施設、各種資機材等の整備及び活動体制の確立
	5 船艇及び航空機による警報等の伝達
	6 港内の状況、船舶交通の状況、港湾等における避難者の状況等に関する情報の 収集
	^^~ 7 海難救助及び排出油等防除の海域における応急対策の実施
	8 船艇及び航空機による傷病者、医師、救助物資等の緊急輸送
	9 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理及び指導による海上交通安全
	の確保
	10 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限又は禁止、荷役の中止等危険物の
	保安に関する措置
	11 水路の検測、航路標識の復旧、航路障害物の除去等水路の保全
	12 海上における治安の維持
	13 被災者に対する物資の無償貸与又は譲渡
	14 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
	15 警戒区域の設定及び船舶等の区域外への退去並びに入域の制限又は禁止の指
	示
	16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置
東京管区気象台	1 津波警報・注意報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への通報
(横浜地方気象台) 	2 東海地震に関連する情報の通報並びに周知
	3 地震、津波に係わる防災情報伝達体制の整備
	4 地震、潮位及び地殻歪に係わる観測施設の整備及び運用
	5 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供
	6 地震、津波防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言
	7 地震、津波に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力
	8 二次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関す
	る情報等の提供及び専門職員の派遣
11-7-11-12-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-	9 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説
神奈川労働局	工場事業場における労働災害の防止
関東地方整備局	1 防災上必要な教育及び訓練
(横浜国道事務所、	2 水防に関する施設及び設備の整備
京浜河川事務所) 	3 災害危険区域の選定
	4 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
	5 災害に関する情報の収集及び広報
	6 水防活動の助言
	7 災害時における交通確保
	8 災害時における応急工事
	9 災害復旧工事の施工
	10 再度災害防止工事の施工

2 指定公共機関

A 1 - 24 1 1 1 1	MANUEL ALLANDE CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR OF T
鉄道機関	1 鉄道及び軌道施設等の整備及び保全
東日本旅客鉄道㈱、	2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
東海旅客鉄道㈱、	3 災害時の応急輸送対策
日本貨物鉄道㈱ 丿	4 鉄道及び軌道関係被害の調査及び復旧
東日本電信電話機	1 電気通信施設の整備及び点検
(神奈川支店)	2 電気通信の特別取扱い
(株)NTTドコモ	3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
(神奈川支店) ノ	
日本銀行	災害時における金融機関に対する緊急措置の指導
(横浜支店)	
日本赤十字社	1 医療救護班の派遣
(神奈川県支部)	2 救援物資の配分及び備蓄
	3 血液製剤の確保及び供給
	4 義援金の募集
	5 救助に関する団体、個人による協力活動の連絡調整
日本放送協会	1 気象予報、警報等の放送周知
(横浜放送局)	2 災害状況及び災害対策に関する放送
	3 放送施設の保安
東日本高速道路㈱	1 一般有料道路(東日本高速道路㈱管理)の耐震対策
(関東支社京浜管理事務所)	2 一般有料道路(東日本高速道路㈱管理)の応急復旧
	3 一般有料道路(東日本高速道路㈱管理)の災害復旧
中日本高速道路㈱	1 高速道路(中日本高速道路㈱管理)の耐震対策
(東京支社)	2 高速道路(中日本高速道路㈱管理)の応急復旧
	3 高速道路(中日本高速道路㈱管理)の災害復旧
首都高速道路㈱	1 首都高速道路等の保全
(神奈川建設局・神奈川管理局)	2 首部高速道路等の災害復旧
	3 災害時における緊急交通路の確保
KDDI(株)	1 国際公衆電気通信施設の整備及び保全
	2 災害時における国際公衆電気通信の確保
日本通運㈱	1 災害対策用物資の輸送確保
(横浜支店)	2 災害時の応急輸送対策
東京電力(株)	1 電力供給施設の整備及び点検
(神奈川支店)	2 災害時における電力供給の確保
	3 被災施設の調査及び復旧
東京ガス(株)	1 ガス供給施設の耐震整備
(神奈川導管ネットワークセンタ	2 被災地に対するガス燃料供給の確保
—)	3 ガス供給施設の被害調査及び復旧
郵便事業(株)	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
(横浜支店ほか市内 18 支店)	2 被災者が差し出す郵便物の料金免除
郵便局(株)	3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
(横浜中央郵便局ほか市内 304	4 被災者救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免
局)	除
	5 本市との間に交わした覚書に関すること

災害対策基本法第2条 第6号に定める公益的 事業を営む法人等で 県知事が指定するも

3 指定地方公共機関

鉄道機関	1 鉄道及び軌道施設の整備及び保全
(東急電鉄㈱、京浜急行電鉄㈱、相模鉄道㈱、横	2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
浜新都市交通(株) <シーサイドライン>)	3 災害時の応急輸送対策
	4 鉄道及び軌道関係被害の調査及び復旧
バス機関	1 被災地の人員輸送の確保
(東急バス(株)、京浜急行電鉄(株)、小田急バス(株)、	2 災害時の応急輸送対策
相模鉄道㈱、川崎鶴見臨港バス㈱、神奈川中央	
交通(株)、(株)江ノ電バス横浜)	
横浜市医師会	1 医療、助産等救護活動の実施
横浜市歯科医師会	2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
横浜市薬剤師会	
放送機関	1 気象予報、警報等の放送周知
(株)アール・エフ・ラジオ日本、株)テレビ神奈川、	2 災害状況及び災害対策に関する放送
横浜エフエム放送(株)	3 放送施設の保安
新聞社	災害状況及び災害対策に関する報道
(神奈川新聞社)	
神奈川県トラック協会	1 災害対策用物資の輸送確保
	2 災害時の応急輸送対策

4 神奈川県

神奈川県	1	防災組織の整備
	2	市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
	3	防災知識の普及及び教育
	4	防災訓練の実施
	5	防災施設の整備
	6	防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
	7	地震に関する情報の収集、伝達及び広報
	8	緊急輸送の確保
	9	交通規制、その他の社会秩序の維持
	10	保健衛生
	11	文教対策
	12	市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
	13	災害救助法に基づく被災者の救助
	14	被災施設の復旧
	15	その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

5 神奈川県警察

神奈川県警察	1	警備体制の確立	
	2	災害に関する情報の収集及び伝達	
	3	避難誘導、被災者の救出、その他人命の保護活動	
	4	交通規制及び緊急交通路の確保	
	5	犯罪の予防取締、その他治安維持活動	

6 自衛隊

自衛隊	1 防災関係資料の基礎調査
陸上自衛隊第31普通科連隊	2 自衛隊災害派遣計画の作成
海上自衛隊横須賀地方総監部	3 横浜市防災計画にあわせた防災に関する訓練の実施
	4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は
	応急復旧
	5 災害救助のための防衛庁の管理に属する物品の無償貸付け及び譲
	与

7 消防団

消防団	1	災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握
	2	地域住民の避難誘導の実施
	3	消火活動及び救助活動の実施

8 市との協力協定等締結団体及び機関

市との協力協定等締結団体及び機関	市民の日常生活に欠かせない物資の供給及び復旧並びに横浜市
	と締結した市域の防災上の諸活動に対し協力すべき事項

9 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

病院等医療施設の管理者	1	避難施設の整備及び避難訓練の実施
	2	災害時における入院患者等の保護及び誘導
	3	災害時における病人等の受入及び保護
	4	災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設の管理者	1	避難施設の整備及び避難訓練の実施
	2	災害時における入所者の保護及び誘導
学校法人	1	避難施設の整備及び避難訓練の実施
	2	災害時における応急教育対策計画の確立及び実施
農業協同組合	1	本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
	2	農作物災害応急対策の指導
	3	農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっ旋
	4	被災農家に対する融資のあっ旋
漁業協同組合	1	本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
	2	被災組合員に対する融資又は融資のあっ旋
	3	漁船及び協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
産業経済団体(横浜商工会議所	1	本市が行う商工業関係被害の調査及び応急対策への協力
等)	2	救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
金融機関		災事業者等に対する資金融資
危険物施設及び高圧ガス施設の	1	安全管理の徹底
管理者	2	防護施設の整備

第2部:災害予防計画

第2部 災害予防計画

第1章 地震に強い都市づくりの推進

震災発生時に、市民の安全を守りつつ早期に都市機能を復旧するためには、都市計画に基づく防災化の推進、災害に強い市街地の整備、都市施設の防災化、ライフラインの耐震強化など地震に強い都市づくりを推進する必要があります。

この章では、地震に強い都市づくりを推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 防災都市づくりの推進

1 防災都市づくりの基本的な考え方

阪神・淡路大震災では、構造物の倒壊、交通機能の麻痺、ライフラインの途絶、老朽木造密集市街地等における大規模火災の発生など都市機能が壊滅状態に陥ってしまいました。

このため、本市では、これまで行ってきた街づくりの成果を踏まえつつ、阪神・淡路大震災を教訓として、次の基本的な方針により、防災都市づくりを計画的に推進します。

項目	基本的な方針
防災都市づくりの基本的な考え方	1 防災対策について常に点検を行うとともに、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた安全性の確保、防災性の向上を図るための地震防災対策を実施し災害に強い安全な都市づくりを推進する。 2 災害に強い都市構造の形成、都市基盤施設の耐震強化と災害に強いネットワークの形成、延焼遮断帯の整備による災害に強い市街地の形成等を推進する。 3 市街地整備の中で、特に木造住宅密集地区、住工混在地区等の既成市街地における、災害に強い地域まちづくりを重点的に進める。 4 都心等の都市拠点については、都市機能・施設が輻輳し、昼間人口が集中していることから、昼間に発生する災害への対策を考慮しつつ、再開発事業等を推進し、防災性の一層の向上を図る。 5 日ごろから災害に強い「協働」の地域まちづくりを進め、震災が発生した場合でも、復興計画にスムーズに移行できるようにする。 6 これら地域まちづくりを効果的に進めるため、①市民と「協働」による地域まちづくり、②まちづくり協議会等まちづくり組織の育成、③行政支援を充実することを検討する。

2 防災都市づくりの重点施策

基本的な方針を踏まえ、次の施策を重点的に展開することで防災都市づくりの推進を図ります。

(1) 災害に強い都市構造の形成

都心や駅を中心とする拠点等を整備し、都市機能の強化・分散を図るとともに、各拠点を結ぶ放射環状型の交通ネットワークの強化を図り、災害に強い都市構造を形成します。

都市整備局

(2) 都市計画に基づく防災化計画の推進

防火・準防火地域等の地域地区や地区計画、防災再開発促進地区の指定など都市計画等の法制度を有効に活用して、災害に強い街づくりを計画的に推進します。特に、防火地域の指定区域の拡大を積極的に行うこと等により、幹線道路沿道の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を図るなど都市の防災骨格を形成します。

(3) 災害に強い市街地整備の推進

都心等拠点においては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面整備事業を活用し、建物の不燃 化や道路・公園などの都市基盤施設の整備を行い、都市の防災性を高めます。

また、木造住宅密集地区については、面整備事業と密集住宅市街地整備促進事業等との連携を図りつ つ、老朽住宅の建替や共同化を積極的に支援して、生活基盤施設の整備や建築物の不燃化・耐震化を促 進します。

(4) 住民参加の災害に強いまちづくりの推進

地域住民と一体となって災害に強いまちづくりを推進していくために、日ごろから住民とのパートナーシップによるコミュニティづくりを進めます。

また、都市計画マスタープランの策定に当たり、防災まちづくりについて住民との十分な意見交換を 行います。

第2節 都市計画に基づく防災化計画の推進

本市における都市計画での防災対策は、これまでの実績や市街地特性等を考慮し、次のような制度に重点を置いて活用することが効果的です。

1 防火・準防火地域の指定

建築物の不燃化・耐震化を誘導し、市街地の防災性の向上を図るため、防火地域の効果的活用を図ります。本市における指定面積は、平成20年4月時点で防火地域約1,505ha、準防火地域約18,335haとなっています。一方、本市の市街地の状況は、商業・業務地や中高層住宅団地は不燃化が進んでいるものの、その他の地域では、依然として木造建築物による市街地が広い範囲に分布しており、特に環状2号線の内側には、震災時の延焼危険や建物倒壊等の危険性の高い地域が比較的多く存在しています。これら市街地については、耐火建築物の誘導により市街地の不燃化を図る必要がありますが、短期間に全体的不燃化を実現することは現実的に困難な状況となっています。

このため、早期に市街地の防災性の向上を図るには、防火地域を活用し、主要な幹線道路沿道の不燃化を図ることにより、震災時の延焼拡大を防止する延焼遮断帯を形成するとともに、避難機能及び緊急物資の輸送機能を確保するなど、防災構造の骨格を形成していくことが効果的です。そこで防火地域の指定に関しては、次のように順次拡大を図ります。

(1) 当面の指定の方向(短期的)

ア 環状 2 号線及びその内側で、都市計画道路等の防災対策・災害対策上必要な道路で整備済み、又は 整備が確実な幹線道路沿道の区域(幅員は原則 15m 以上)

イ 環状2号線の外側で、防災上特に必要な整備済み、又は整備が確実な主要幹線道路沿道の区域

(2) 今後の指定の方向(長期的)

- ア 高密度の土地利用を図る区域で火災による危険を防除すべき区域
- イ 環状 2 号線及びその内側の幹線道路の沿道の区域(幅員は原則として 15m 以上)
- ウ 環状 2 号線の外側の主要幹線道路(3 環状 10 放射、国道、綱島街道)の沿道の区域

なお、上記指定対象となる幹線道路の沿道では、特に小規模建築物において、不燃化による建築費 や税制等の経済的負担が増大し、建替の阻害要因となることが考えられます。

このため、防火地域の指定による不燃化の誘導にあたっては、助成・支援策等を講じ、地域の実情に応じた効率的不燃化を図ります。

建築局 都市整備局

2 最低限高度地区

建築物の高さの最低限度を定める最低限高度地区の活用により、主要な道路の沿道で建築物の高度利用による不燃化を図ることで、延焼遮断効果を期待し、また、防火地域を合わせて指定することによって、不燃化に対する効果を高めます。

本市の最低限高度地区は、14m以上(第1種)、7m以上(第3種)の2種類の制限があります。本市では、都市景観の改善と土地の効率的利用を主な目的に、特に高度利用を図る必要のある都心部に、面的な指定として第1種を指定しています。延焼遮断帯の周辺において、大規模な火災時に燃え広がる危険性が高い地区に、路線型の指定として第3種を指定しています。平成20年4月現在の指定面積は、第1種最低限高度地区約7.886ha、第3種最低限高度地区約5haとなっています。

3 高度利用地区

土地利用が細分化され、公共施設が不十分であるなど防災上高度利用を図るべき区域においては、高度 利用地区の指定により、建築敷地の統合を促進し、小規模建築物を抑制して有効な空地を確保することで、 災害に強い市街地を誘導します。高度利用地区は、建築物の容積率の最高限度と最低限度、建ペい率の最高 限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限を定め、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図 ることを目的とし、市街地再開発事業も主に高度利用地区内で行われます。

本市における指定状況は、市街地再開発事業の決定に合わせて 20 地区の指定を行っています。今後も、 市街地再開発事業とあわせた指定により市街地の改善による防災性の向上を図るとともに、地域の状況に より高度利用地区の単独利用も考慮するなど適切な活用を検討します。

4 特定街区

この制度は、容積率、建築物の高さの最高限度や壁面の位置の制限が特別に定められ、都市機能に適応した適正な街区を形成し、市街地の環境整備を図ることを目的としています。

本市では、特に土地の高度利用を図ることを目的に、横浜駅西口、東戸塚、みなとみらい 21 中央地区 25 街区、同地区 24 街区、横浜駅西口駅前等を指定しています。今後も特定街区の活用により、市街地の整備・改善を図るとともに、災害時に有効に活用できる防災施設の整備等、防災拠点になり得る機能の確保に努めます。

5 地区計画等

防災上危険性の高い木造密集市街地等で、道路や公園等の地区施設、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、かき・さくの構造等を定め、災害に強い良好な市街地環境を形成します。

本市では、主に計画的開発地、既存住宅地等で良好な市街地環境の形成とその維持保全を図ることを目的に、住民と行政が協力して地区計画等の策定を進めています。今後の地区計画等の策定にあたっては、良好な市街地環境の形成とともに、災害にも強い街づくりを積極的に位置づけ、地区計画による安全で快適な街づくりを推進します。

6 防災再開発促進地区

防災上危険性の高い木造密集市街地の改善を進めるため、防災再開発促進地区の適切な指定と活用を図っていきます。

防災再開発促進地区を指定し、老朽木造建物の不燃化を進める建替計画の認定や大規模地震時に延焼等の危険性を持つ建築物に対する除却の勧告等を行うことにより、木造密集市街地の環境改善を促進していきます。

本市では、密集市街地の防災上、住環境上優先的な整備を図るべき地域を中心に、地元住民のまちづくりに対する意欲や合意形成の見通し等を考慮しながら必要に応じて地区指定を行っていきます。

第3節 災害に強い市街地整備の推進

都心や拠点駅周辺については、都市機能・施設が輻輳し昼間人口が集中することから、昼間発生時の災害対策を想定し、市街地再開発事業、土地区画整理事業等による比較的規模の大きい防災街づくりを推進します。

また、震災時に倒壊、火災等の被害が懸念される木造住宅密集地区においては、住宅市街地総合整備事業や土地区画整理事業等の面的な整備事業を適宜組み合わせて、老朽住宅、不良住宅等の建替・共同化を支援し、道路や公園などの生活基盤施設の整備や建築物の不燃化・耐震化を促進する修復型の街づくりを積極的に進めます。

都市整備局

1 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、建物が密集した地区において、細分化された敷地を統合し、耐火共同建築物に建て替えるとともに道路・公園などの公共施設やオープンスペースを確保することにより、災害に強い街づくりを進めるための最も有効な事業手法のひとつです。

本市では、市施行により鶴見駅西口地区、戸塚駅東口地区、ヨコハマポートサイド地区、上大岡駅西口地区で、また、組合施行により高島二丁目地区、鶴ヶ峰駅南口地区等 11 地区、都市再生機構等により野毛町3丁目地区、野毛町3丁目北地区で事業を実施しました。

今後とも安全で住みよいまちに整備するため、積極的に事業化を進めます。

都市整備局

2 土地区画整理事業

本市では、関東大震災や第二次世界大戦の被害からの中心市街地の復興などのために本事業を推進してきました。その後、人口急増期から現在まで郊外部を中心に、数多くの土地区画整理事業を実施し、無秩序な市街化を未然に防止し、災害に強い街づくりを進め、これまで全市で133地区6,897.7haが整備されました。現在、金沢八景駅東口地区、戸塚駅前地区中央では鉄道駅周辺市街地の整備改善を進めています。

本事業は、地区の特性に応じて道路や公園の公共施設を適正に配置するなど、計画的な市街地形成に最も適した事業手法であり、今後とも、安全で快適なまちを整備していくため、事業化を推進します。

3 優良建築物等整備事業(優良再開発型)

本事業は、二人以上の地権者等が敷地を共同化し、オープンスペースを確保した場合に、事業者へ市が必要な助成を行います。

民間の任意の再開発において、共同化された良好な建築物の供給や建築敷地の整備を促進し、市街地の 防災性の向上に貢献する事業として、昭和59年度に制度化されています。

これまで、日ノ出町駅南口地区など17地区の事業が完了し、現在1地区の事業が実施中です。

4 住宅市街地総合整備事業

(1) 拠点開発型

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善等を促進するため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について必要な助成を行います。

都市整備局 (2) 密集住宅市街地整備型

本事業は、老朽住宅の密集・公共施設等の著しい不足により、居住環境の整備及び良質な住宅の供給 が必要な密集住宅市街地において、居住環境の整備、老朽住宅の建替促進を目的とした事業で、国土交 通大臣の承認を得て市が施行します。

地権者の自主的、段階的な建替を支援するため除却費・設計費の一部助成、道路・広場等の整備及び 地区の整備に伴い住宅に困窮する従前居住者用賃貸住宅の整備など、幅広い整備メニューを備えており、 地権者等の個別の事情に配慮しながら段階的に地区整備を行うことが可能な柔軟性のある事業手法で す。

平成20年4月現在、6地区において事業実施しておりますが、密集住宅市街地の改善を進めるため、 地元の意向を踏まえながら順次事業展開を図っていきます。

都市整備局

5 住宅地区改良事業

不良住宅が密集することなどにより住環境の整備が必要な地区において、従前居住者のための改良住宅(中高層・耐火建築物)を建設するとともに、地区内の生活道路、児童公園、集会施設等を整備することにより不良住宅地区の住環境整備を図ることを目的とした事業で、住宅地区改良法に基づき市が施行します。地区内の土地建物の権利をすべて施行者である市町村が買収し整備するため、計画的に地区の改善を行うことができますが、対象となる不良住宅地区も戦後の経済成長や住民の経済力の向上により住宅の改修などが行われ質的に変化してきているため、事業対象地区が限定されています。

これまでに、14 地区において事業が完了し、現在、新山下二丁目地区、中村町5丁目地区において事業を行っています。

都市整備局

6 都市防災不燃化促進事業

本事業は、良好なまちづくりに配慮しつつ、民間の建築活動を活用した建築物の不燃化を推進するもので、延焼遮断帯の周辺において、大規模な火災時に燃え広がる危険性が高い地区を「不燃化促進区域」として指定し、その区域内において耐火建築物を建築する際に助成を行います。

7 災害に強い新市街地の形成

都市整備局 港湾局

本市における多心型都市構造の形成を図るうえで、新しい市街地の「みなとみらい 21 地区」と「港北ニュータウン地区」については、都市機能・施設の集積や人口増に対応した災害に強い安全な街づくりを次のとおり総合的に展開しています。

(1) みなとみらい 21 地区の整備

みなとみらい 21 地区は、「関内・伊勢佐木町地区」と「横浜駅周辺地区」とに二分された本市の都心部 を結び、本市の自立性を高める中核的地区です。

ア 都心部の防災拠点

- (ア) 地区内就業者、居住者、来街者に加え、周辺市街地からの大量の避難者の受け入れができるよう、 臨港パーク一帯を広域避難場所として指定し、一時避難支援への協力体制づくり等を進めます。
- (イ) 広域的な物資輸送拠点として耐震強化岸壁及び臨港道路の活用方法を検討します。また、新港地区には東京湾及び関東一円の防災拠点として横浜海上防災基地(海上保安庁)が整備されており、発災時には巡視艇等の迅速で効率的な運用の指揮中枢となります。

イ 基盤施設の安全強化

- (7) 幹線道路、ライフライン(共同溝)、護岸等のインフラについては、深層混合処理工法やサンドドレーン工法などの地盤改良により、耐震性を高めています。
- (イ) 災害時におけるライフラインなどの供給ルートを確保するため、地区外との複数の接続系統化を 図るとともに、地区内供給・建物内供給の強化を図ります。
- (ウ) 避難誘導や救援物資の輸送ルートを確保するため、幹線道路で地区外との接続を強化するとともに、ペデストリアンネットワークの整備や地区内の誘導案内、英文併記のサインの整備を進めています。

ウ 災害対応の強化

- (7) 災害時に飲料水を確保するため、耐震貯水槽(50万人3日分の飲料水4,500m³)を整備しました。
- (イ) 海上からの救援物資の搬出入、住民の避難等に使用する効果的な輸送ルートを確保するため耐震 バース(5,000D/Wトン級2バース)を整備しました。
- (ウ) 負傷者への対応を図ります。(地区内にけいゆう病院が開設)

エ 安全な建築物

建築物はすべて新耐震基準で設計されています。特にランドマークタワーをはじめ高層建築物については、制震構造やCASBEE横浜の認定などにより、耐震性の向上に努めています。

オ 防災体制の確立

地区内の企業・団体から構成される「みなとみらい 21 防災街づくり委員会」を設立し、防災訓練や講習会等の活動を進めています。さらに今後は、地区内での防災基本指針を策定し、自主防災体制の強化及び避難者の救済、防災情報システムの確立、人命の安全確保、災害の拡大防止、ライフラインの確保について、検討を進めます

(2) 港北ニュータウンの整備

港北ニュータウン事業は、本市北部の丘陵地に計画した総面積 2,530ha、計画人口 30 万人の首部圏でも比類のない規模の街づくりであり、活気ある多機能複合都市の形成を目指しています。

ア 高度な防災機能

- (7) 災害時にはタウンセンターに防災拠点としての機能を果たすべき施設を整備しています。
- (イ) 防災拠点機能をもつ区役所総合庁舎、総合公園等の施設を中心として、防災センター、備蓄倉庫、 ヘリポート等高度な防災機能の整備について検討を進めます。

イ 郊外部での防災拠点

港北ニュータウンは東名高速、国道 246 号、第三京浜など、東京と横浜を郊外部で結ぶ幹線交通網の要衝にあり、かつ計画開発地区としての総合的な安全性を備えた地区です。このため、都心部や臨海部での災害の程度によっては、市の災害対策本部機能の代替的な役割を果たすことが期待されます。

ウ 安全性の向上

道路・鉄道の高架部分や橋りょうの倒壊に対する耐震性の強化を図っています。

- エ 防災面の課題と解決の必要性
 - (7) 都市基盤施設

道路・公園など都市基盤施設は土地区画整理事業により整備されており、今後は高圧線の地下化等を推進します。また、公共空間、公園等のオープンスペースでの植栽を進めるとともに、民間住宅地での緑化促進を進めます。

(イ) 避難及び誘導

地区内の避難場所は、小学校、中学校、小学校予定地、地区公園、集合運動場のほか、街区公園、 民間グラウンド等十分な規模が広幅員道路で繋がっています。さらに緊急時の避難場所としての役割を担うために、医療施設、備蓄倉庫、仮設住宅用地の確保、ライフラインの確保、ヘリポートの設置等防災機能の充実を図ります。

都市整備局

8 延焼遮断帯の形成

本市の市街地においては、環状2号線の内側の区域を中心に、災害時の火災による延焼危険の高い地域が多く存在していますが、短期間に不燃化を進めることは困難な状況にあります。

そこで、主要な幹線道路沿道の建築物を不燃化し延焼遮断帯の形成を図ることで、災害時の火災の延焼拡大を防止します。

なお、延焼遮断帯の形成にあたっては、対象となる幹線道路沿道の土地・建物利用、市街地特性等を考慮しつつ、防火地域等の指定と併せ、都市防災不燃化促進事業の適切な活用により不燃化を誘導し、実現を図ります。

【延焼遮断帯路線】

路線番号	路線名	路線番号	路線名	
3. 1. 1	環状 2 号 線	3. 3. 27	国道1号線	
3. 1	国道 15 号線	3. 3. 28	鶴見溝ノ口線	
3. 1. 3	東京大師横浜線	3. 3. 29	鶴見駅西口線	
3. 1. 7	栄本町線	3. 3. 31	新子安大黒線	
3. 2. 4	富士見鶴見駅線	3. 3. 32	横浜上麻生線	
3. 2. 5	本牧線	3. 3. 33	東神奈川線	
3. 2. 9	みなとみらい 1 号線	3. 3. 34	青木通線	
3. 2. 10	みなとみらい2号線	3. 3. 35	横浜駅西口線	
3. 2. 11	みなとみらい3号線	3. 3. 36	南幸線	
3. 3. 1	本町線	3. 3. 38	国道1号バイパス線	
3. 3. 2	高島本牧線	3. 4. 1	桜木東戸塚線	
3. 3. 3	山下長津田線	3. 4. 2	横浜逗子線	
3. 3. 5	横浜鎌倉線	3. 4. 15	みなとみらい 4 号線	
3. 3. 6	大桟橋浦舟線	3. 4. 26	菅沢線	
3. 3. 7	山下本牧磯子線	3. 4. 28	反町線	
3. 3. 8	藤棚伊勢佐木線	3. 5. 15	鶴見本町通線	
3. 3. 10	環状 1 号線	3. 5. 16	下野谷線	
3. 3. 21	三ツ沢鳥山線	3. 6. 6	大口線	
3. 3. 26	川崎町田線	3. 1. 5	国道 357 号線(本牧間門区間)	
3. 3. 4	横浜駅根岸線(高島1丁目・横浜駅東口広場~石川町)			
3. 3. 9	国道 16 号線(J R 東海道新幹線交差部~環状 2 号線交差部・磯子区)			
3. 3. 37	磯子区浜松町線(国道 15 号線交差点・丸山 1 丁目~国道 1 号線交差点・中央 2 丁目)			
3. 5. 2	汐見台平戸線(環状 2 号線交差部・森 1 丁目~岡村 5 丁目)			
3. 5. 13	太田神奈川線(神ノ木町〜国道 15 号線交差点・子安通 1 丁目)			
3. 5. 14	浜町矢向線(東京大師横	浜線交差点・	浜町2丁目~国道15号線交差点・市場富士見町)	

※原則、環状2号線の内側の路線とする。(一部外側を含む。)

9 中核的広域防災拠点

市外からの広域的な応援部隊の集結や全国から集まる支援物資の集配・搬送など広域的な応急活動を展開する防災拠点を形成するため、基幹交通施設の要所である次の地区において、ヘリコプターの臨時着陸場などが整備されています。

- (1) 内陸型広域防災拠点国際総合競技場を中心とする新横浜周辺地区
- (2) 臨海型広域防災拠点 山内ふ頭、みなとみらい 21 地区(耐震バース周辺)

第4節 住民参加の災害に強いまちづくりの推進

住民と一体となって地域特性に応じて災害に強いまちづくりを展開していくには、平常時から行政が地域防災に関する情報提供を行うなど住民と「協働(パートナーシップ)」によるコミュニティづくりを進め、その蓄積が発災時にも生かされる地域のまちづくりシステムを構築する必要があります。

そこで、地域のまちづくりを住民が主体的に進める街づくり協議会等地域の自主的組織を育成するとともに、地域まちづくりの様々な段階で、資金等の活動助成、街づくりコーディネーター等専門家の派遣など行政による支援の充実を図ります。

また、今後進める都市計画マスタープランの策定過程で、都市計画地図情報システムを活用して地域の情報を住民に提供しつつ、防災について住民との十分な意見交換や議論を行います。

都市整備局

1 都市計画マスタープラン(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

都市計画マスタープランにおいても、災害に強いまちづくりを都市整備の目標として明確化し、諸種の施策を総合的かつ体系的に展開していきます。このため、都市防災に関する必要な事項を都市計画マスタープランの全体構想に位置づけ、これを具体化・詳細化すること等により、各種防災施策を体系的に推進します。また、広域的な観点からの調整とともに、地域別構想において身近な都市空間を重視した計画の策定を推進します。都市計画マスタープランにおいては、住民意見の反映が位置付けられており、より地域に密着した計画策定が可能になるとともに、住民参加による計画策定の過程において、住民の防災意識の向上、災害時の行動知識等の普及効果も期待できます。

本市では、市域の規模等を考え、全市プラン、区プラン、地区プランの3つのレベルで定めています。

建築局

2 都市計画地図情報システムの活用

都市計画地図情報システムを活用して建物密度、木造・非木造、道路率などの都市の基礎データを定量的に整理・分析し、地域特性を正確に把握します。こうした情報を分かりやすい形で住民に提供して、地域住民とともに災害に強いまちづくりを展開していきます。

また、こうした地図情報システムは、データ等のバックアップ機能を充実させることで、震災発生後の 復興計画策定において重要な役割を担います。

第5節 震災時土地利用計画

総務局

1 空地 未利用地等利用計画

大規模な震災が発生した場合、複数の主体による様々な救援活動や復旧・復興事業が並行して行われる ため、それらの活動拠点や事業の用地として多くの空地・未利用地等が必要となります。

そのため、平常時から市内の空地・未利用地の把握に努めるとともに、震災時には「空地・未利用地等利用計画」に基づき、各種活動拠点や事業用地の確保及び関係者間の利用調整を行い、応急から復旧、復旧から復興への速やかな体制の移行を図ります。利用目的については、表の主な利用目的の順番を目安とし、時系列に沿って優先利用することとします。

なお、復旧資材置場・仮設住宅建設用地・復興資材置場等については、防災協力農地もあわせて活用します。

		-
項目	空地・未利用地の対象	主な利用目的
空地・未利用	1 市、国、県等が所有する土地(公園、学校、	1 避難場所
地等利用計画	埋立地、遊休地等)	いっとき避難場所、広域避難場所
	2 協定締結等により、震災時に利用が可能	2 救援拠点
	となる民有地(防災協力農地、民間企業所有	ヘリポート(救援活動、物資輸送
	空地、ゴルフ場等)	等)、自衛隊宿営地、応援部隊集結場
		所、物資輸送車両基地
		3 復旧拠点
		家庭ごみ仮置場、復旧資材置場
		4 仮設住宅等
		仮設住宅建設用地、仮設店舗・エ
		場・事業所建設用地
		5 復興拠点
		市街地整備用地、災害公営住宅用
		地、復興資材置場、解体廃棄物仮置
		場

環境創造局

2 防災協力農地登録制度

市民の安全確保及び円滑な応急対策を行うため、農用地区域や生産緑地の活用も含めて、避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場等として活用できる農地を、所有者の協力のもとにあらかじめ防災協力農地として登録しておくことにより、震災発生時に、迅速かつ有効な農地の活用を図ります。

展地として登録しておくことにより、展及先上時に、迅速がライカな展地の石川で図りより。					
名称	主な内容		用途		その他
防災協力農	1 市長は、災害が発生した場合、	1	避難空間	1	根拠法令等
地登録制度	防災協力農地を登録者の許諾な	2	仮設住宅建設用地		横浜市防災協力農地
	く避難空間として短期間使用す	3	復旧用資材置場	4	登録制度要綱
	ることができる。	4	その他	2	相談窓口
	2 長期に避難空間、仮設住宅建				環境創造局農地保全
	設用地等として使用する場合			Ī	課、各農政事務所
	は、登録者にその使用を要請す				
	る。				
	3 要請を受けた農地の登録者				
	は、特段の支障のない限り、要				
	請に応じるものとする。				

第6節 都市施設の防災化促進

道路、河川、港湾、公園、鉄道等の都市施設は、避難路(避難場所)、緊急物資の輸送路など多様な機能のほか、火災の延焼防止に有効に機能します。これらの施設に大きな被害が発生した場合、人命にかかわる大事故につながる可能性も高く、その後の災害応急対策や復旧対策などに重大な支障をきたし、市民生活や経済活動にも計り知れない影響を及ぼすことになります。

このため、これら都市施設の整備にあたっては、国の耐震設計基準に基づき、地形、地質等に留意し、 防災効果の高いものから重点的に補強、新設、拡幅等の整備を推進し、安全性の向上を図る必要がありま す。

1 道路の整備

道路の整備は、火災の延焼防止や緊急物資の輸送路、避難路の確保につながるため、幹線道路、地区幹 線道路等の整備による体系的な道路網の形成と既存道路の機能確保のための対策という2つの面から行う 必要があります。

(1) 幹線道路等の整備

高速道路や幹線道路の整備を進めることにより、現在の緊急輸送路の拡幅や新たに緊急輸送路の整備 が促進されます。

高速道路については、横浜環状道路等の整備を進めています。

幹線道路については、環状3号線、環状4号線、横浜伊勢原線、横浜藤沢線、横浜鎌倉線、山下長津田線等の3環状10放射道路を中心に整備を進めています。

(2) 地区幹線道路等の整備

地区幹線道路は、幹線道路を補完する道路であり、バス路線あるいは将来バス路線となる道路を中心 に2車線で両側歩道の形態で順次整備を進め、緊急活動や避難等の円滑化を図るように努めます。

(3) 既存道路の機能確保

アー般道路橋等の耐震対策

昭和49年度から平成6年度までに、緊急輸送路及びそれ以外の幹線道路に架かる橋りょうのうち、 比較的重要な橋りょうについて調査を実施し、対策が必要な橋りょうについては、落橋防止対策を実 施してきました。

さらに、阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「兵庫県南部地震により被災した 道路橋の復旧に係る仕様」に基づき、緊急輸送路の橋りょう、跨道橋、跨線橋、跨線人道橋等を最優先 に補強工事を行い、地震発生後の緊急車両の路線確保に努めます。

加えて、関東大震災からの復興時に建設され現存する橋りょう等で築50年以上のものについては、 老朽化が著しいものもあり、今後抜本的な対策を講じていきます。

イ 高速道路の耐震対策

市内の高速道路は、関東大震災級の地震を考慮して設計建設されています。また、既に建設が終った 道路については、近年の地震から得られた最新の知見を踏まえて、その都度必要な対策を実施し、耐 震性の確保、向上に努めています。

さらに、阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」(建設省 [現国土交通省] 道路局: 平成7年5月) やこれを踏まえて改定された「橋、高架の道路等の技術基準について」(建設省 [現国土交通省] 道路局長、都市局長通達: 平成8年11月) 等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を強化する対策を実施しています。

対策の内容としては、市内の高速道路の全橋脚を対象に照査し、必要に応じて橋脚の鋼板巻き立て、 又はコンクリート巻き立て等による補強を実施し、引き続き、落橋防止構造、支承(※)の一層の強化 等、道路構造物の安全性の向上を図っていきます。

道路局

道路局

道路局

※支承 橋脚が桁を支持する 構造部分

ウ 道路がけの整備

緊急輸送路などの幹線道路について平成2年度建設省(現 国土交通省)の「落石等のおそれのある箇所全国総点検」に基づき点検を行ったところ、23箇所、平成8、9年度の総点検に基づき点検を行ったところ3箇所、計26箇所の要整備箇所があり、平成16度末までに26箇所の整備を完了しました。引き続き総点検で対象になっている箇所の見直しを行い、必要な整備を行います。

エ 新交通システム

橋脚補強、落橋防止工事を完了しました。

(4) 避難道路等の情報提供と改善

避難者の安全で円滑な移動に資するため、広域避難場所、地域防災拠点に通じる道路、沿道の状況等について、各区で作成する防災マップ等に記載し、周知を図るほか、広域避難場所への主要道路等には、 迅速かつ安全に避難誘導を行うため、誘導表示等の措置を図っていきます。

また、道路の幅員、法面の改善等については、道路改良事業、私道整備事業などにより、順次整備を進めます。

(5) 狭あい道路の拡幅整備の促進

幅員 4m 未満の狭あい道路は、震災時の避難や救急・消防活動に支障をきたすおそれがあります。そこで、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」(平成7年3月横浜市条例第19号)に基づき、地域の安全性や利便性を考慮して、拡幅整備を図る必要がある道路を整備促進路線として指定し、整備行為に対し助成するなどして、狭あい道路の拡幅整備を促進します。

ア 整備促進路線の指定

18 区で約 457km を指定

- イ 「整備促進路線」に接した敷地で狭あい道路の整備を行う場合、次のような助成が受けられます。
 - ・ 後退用地及びすみ切り用地の舗装費用に対する助成
 - 舗装の際に支障となる塀、門、樹木等の除去又は移設費用に対する助成
 - 舗装の際に行う擁壁の除去又は築造費用に対する助成
 - 後退用地が公道に接する場合の横浜市による舗装
 - すみ切り用地寄附奨励金の交付

2 河川護岸等の整備

震災時に発生する火災による被害を軽減・防止し、緊急時の生活用水としての有効利用を図るため、消防ポンプ車が吸水するときに必要な取水ピットの整備と、河川へ近づくための階段護岸の整備を行っています。

また、災害時に河川を活用し、船による避難や物資輸送ができる河川内の緊急船着場や河川敷道路、防 災広場を整備し、防災活動や避難場所とのネットワーク化を図っていきます。これまでに、鶴見川におい て国土交通省により緊急船着場が整備され、背後の公園と一体となった防災拠点が完成しています。

更に、鶴見川多目的遊水地内の広域避難場所と連携した避難支援活動の拠点として、鶴見川遊水地管理 センター(流域センター)を活用していきます。

建築局

道路局

環境創造局

港湾局

3 港湾施設の整備

横浜港の港湾施設は、本市経済を担うとともに、国際経済を維持するうえでも重要な役割を果たしていますが、震災時には、陸上輸送を代替補完する輸送基盤として、他都市からの食料、資材などの緊急物資受入れや、住民の避難、移動など市民生活の安全を確保するうえでも積極的な役割を果たす必要があります。

緊急物資を受け入れるための海上輸送基地としては、みなとみらい 21 中央地区、山内地区、金沢地区に、耐震強化岸壁が整備されているほか、震災時であっても国際物流機能を維持していくため、本牧ふ頭及び南本牧ふ頭で耐震強化岸壁の整備を進めています。

このほか、新港地区には東京湾及び関東一円の防災拠点として横浜海上防災基地(海上保安庁)が整備されており、発災時には巡視艇等の迅速で効率的な運用の指揮中枢となります。また、港内に浮体式防災基地(国土交通省)が係留されており、災害時の拠点として活躍が期待されます。

今後も引き続いて耐震強化岸壁の一層の拡充を図っていくこととしており、港湾計画に基づき、耐震強化岸壁の整備拡充を図ります。また、その他の港湾施設についても、老朽化や腐食状況などの調査を行い、必要に応じて順次改良を進めていきます。

環境創造局

4 都市公園の整備

都市公園は、都市の貴重なオープンスペースです。平常時には市民の憩いの場としてスポーツやレクリエーション空間となるのはもちろんのこと、震災時には、安全な避難場所や避難路のほか、仮設住宅用地、救援活動の拠点、火災の延焼阻止空間等としての重要な役割を担います。

このような役割を考慮しながら、身近な公園から大規模な公園まで、各種都市公園の整備を推進します。

交通局 鉄道機関

5 鉄道施設の整備

市内を通る鉄道施設の安全化対策は、次のとおりです。

(1) 施設の耐震性

機関名	耐震性
市営地下鉄	1 主要構造物の設計基準は、原則として気象庁震度階
J R 東日本	級の震度 6 相当の地震にも耐えうるよう考慮してあ
JR東海	る 。
JR貨物	2 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「既存の鉄道構
東急電鉄㈱	造物に係る耐震補強の緊急措置について」(平成7年7
京浜急行電鉄㈱	月建設省〔現国土交通省〕通達)及び「鉄道新設構造物
相模鉄道㈱	の耐震設計に係る当面の措置について」(平成7年7月
横浜新都市交通	運輪省〔現国土交通省〕通達)により対応している。
(シーサイドライン)	
横浜高速鉄道	
(みなとみらい線)	

(2) 整備計画

(2) 金洲計画	
機関名	主な耐震強化の取り組み
市営地下鉄	「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(平成 10 年 12 月 25 日建設省[現国土交通省]
	通達)により対応する。
JR 東日本	1 落橋防止対策の実施
	2 列車の緊急停止装置の整備及び運転士、指令間の無線による情報体制と、訓
	練の実施を行う。
	3 「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(平成 10 年 12 月 25 日建設省〔現国土交
	通省〕通達)により対応する。
JR 東海	1 土木構造物、指令所、通信手段、電気設備、即応体制の強化
JR 貨物	2 「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(平成 10 年 12 月 25 日建設省〔現国土交
	通省〕通達)により対応する。
東急電鉄㈱	1 駅舎等鉄道施設の改良新設
京浜急行電鉄㈱	2 既存施設の検査、点検、補修・改良工事の実施
相模鉄道㈱	3 ラーメン高架橋及び橋台の補強工事、開削トンネル中柱補強工事、落橋防止
横浜新都市交通	工事の実施
㈱(シーサイド	4 「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(平成 10 年 12 月 25 日建設省〔現国土交
ライン)	通省〕通達)により対応する。
横浜高速鉄道㈱	「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(平成 10 年 12 月 25 日建設省[現国土交通省]
(みなとみらい	通達)により対応する。
線)	

第7節 ライフライン施設の防災性強化

上・下水道、電気、ガス、電話などのライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらの施設が地震による被害を受け、その機能が低下した場合、市民生活や経済活動に極めて大きな影響を与えることになります。

このため、ライフライン施設については、震災時にもその機能を充分に確保し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるため、より一層安全性の向上を図る必要があります。

1 水道施設の耐震対策

水道施設の耐震対策は、次のとおりです。

水追施設の耐震対策は、 施設	安全化のための取り組み
	タギにのための取り組み。 1 新設構造物については、南関東地震級の地震を想定して耐震設計する。
押坦彻	1 利設構造物については、開展来地震級の地震を認定して間景設計する。 2 既存構造物については、構造物ごとに定めた耐震診断を行い、耐震性が
	低いと診断されたものについては、その構造物の重要性を考慮し、計画的 に 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
** 1.15=B	に改築・補強などの耐震化工事を行う。
導水施設	耐震診断の結果に基づき、計画的にずい道・水路橋の補強、管路の布設替
	え等を行う。
送•配水施設	1 配水本管および支管については、全市域で離脱防止継手を有した管を使
	用する。 none control of the contr
	2 腐食危険度の高い地域に埋設されている管路の改良を優先して実施す
	る。
	3 重要施設である災害医療拠点病院及び救急告示医療機関への管路の耐
	震化を行う。
	4 計画的に耐震性の低い老朽管の布設替を行う。
給水装置	配水管からの取り出し部分及びメーターまわりの部分は、可とう継手等を
	使用している。
配水ブロック相互バック	市域を、配水池を拠点とした 26 配水ブロック、さらに自然流下系とポン
アップシステム	プ加圧系に分けて 36 ブロックに分割し、比較的小規模な地域ごとに給水す
	ることにより、不測の事態が発生した場合でも、影響範囲を最小限に抑え、
	早期に復旧することができる。
	1 配水池の相互融通を可能とするため、ブロック間を連絡管で接続してい
	వ 。
	2 きめ細かな対応をするため、さらに小ブロック化の検討を進めている。
無線監視システム	無人の配水池と浄水場を無線と有線の二重で監視するシステムを構築し
	ているため、有線が途絶した場合でも、緊急遮断弁の操作、無人施設の遠方
	監視制御が可能で、監視システムの機能停止を防止することができる。
自家発電設備	取水施設、浄水場等では、震災時の施設の有効性、重要性を考慮し、自家
	- 発電設備を設置している。
	1 川井、鶴ヶ峰、西谷浄水場は、自然流下方式で導水しているため、電力
	供給が停止した場合でも、浄水が続けられるだけの能力を備えた自家発電
	設備を設置している。
	2 小雀浄水場には、送電再開後、直ちに通常運転ができるよう、維持電力
	を確保できる自家発電設備を設置している。

水道局



環境創造局

2 下水道施設の耐震対策

下水道施設の耐震対策は、次のとおりです。

施設	安全化のための取り組み
管きょ	1 幹線管きょが被災した場合の影響範囲の大きさに鑑み、震災時においてもその
	機能を確保するよう、水再生センター間を連絡させる幹線相互のネットワーク化
	と主要幹線のバイパス管(増強幹線等)の設置により被災時のバックアップを図
	న 。
	2 重要幹線の耐震診断を実施し、必要箇所について補強等を行い耐震化を図る。
	3 枝線管きょや取付管については、改良・更新及び修繕工事において、管材や埋
	め戻し材に耐震性を配慮した材料を順次採用し、耐震性の向上を図る。
	4 当面、臨海部の液状化予想区域にある地域防災拠点について枝線管きょの耐震
	性の向上を図る。
汚泥資源化セン	1 構造物の大部分は、鉄筋コンクリート造で、東海地震級の地震には耐えられる
ター及び水再生セ	構造となっている。
ンター・構造物本	2 南関東地震級の地震に対しても機能を確保できるよう、一部古いポンプ場及び
体	水再生センターの耐震性の低い施設については、必要な補強工事又は損傷を受け
	た場合の代替・補完施設の整備及び補修資材の整備・確保を進める。
	3 処理場間を結ぶ送泥管の二条化により送泥施設のバックアップを図る。
	4 南関東地震等の大規模地震時にも、簡易処理など、必要最低限の処理機能を確
	保するため、揚水施設及び塩素混和池の構造の耐震化や、沈殿池等構造物の継手
	部の耐震化などの対策を進める。
電気設備・機械設	1 電気設備のうち、地下部に築造されている電気室では、沈殿池等の土木構造物
備	の亀裂による浸水で機能が停止するおそれがあるものは、設備更新時に地上部へ
	再整備する。
	2 機械設備については、構造物のズレや地盤の流動に対応できるよう、配管の可
	とう性の増強を進めるとともに、送泥管の破損による送泥不能に備えて、送泥管
	の2条化や汚泥処理機能の確保を図るための設備を整備する。
	3 ポンプの冷却水、シール水等の用水を確保するため、設備更新時に配管・タン
	ク類の耐震性の向上を図る。
	4 ポンプ用及び自家発電機用内燃機関の空冷化を推進する。

東京電力 (株)

3 電気施設の耐震対策

東京電力㈱が進めている電力施設の耐震対策は、次のとおりです。

(1) 被災しにくい設備づくり

発電所や送電線、変電所の重要な設備については、被災すると広範囲、長時間停電や環境影響の原因となるため、設備が被災しないように十分な耐震対策を実施しています。

(2) 24時間の監視体制

東京電力(株)では電力設備に事故や故障が発生した場合に備えて、給電所、制御所、原子力発電所、火力発電所、重要変電所等で24時間の監視体制をとっています。万一災害が発生した場合は、各所が協力しながら、被害状況の把握、電力系統の操作、被災現場に出向しての安全・設備状態の確認、事故設備の切り離しなどを行い、停電が広がるのを防いだり、短時間で復旧するよう努めています。

(3) 電力系統と設備構成

送電線ルートを網の目状に配置し、災害発生によりどこかのルートが使用できなくなった場合でも、 他のルートを使って送電できるようにしています。

設備の多重化、送電線や配電線の連係により、災害によって設備事故が発生した場合でも、停電を回避したり、短時間で停電が復旧するようにしています。

(4) 訓練の実施

震災発生時における迅速・的確な情報連絡体制の充実などを目的とした情報連絡訓練や、実践的な復 旧方法を身につけておくために災害復旧訓練を行っています。

また、国や地方公共団体等が実施する地震防災訓練には、積極的に参加します。

東京ガス(株) 4 ガス施設の耐震対策

東京ガス㈱が進めているガス施設の耐震対策は、次のとおりです。

(1) 施設の安全化

(1) 施設の安全化	ウヘルのも めの取り組む
施設	安全化のための取り組み
製造施設 	1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐
	震性の向上及び安全性を確保する。
	2 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、
	二次災害の防止を図る。
供給施設	1 新設設備は、ガス事業法のガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考
	慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。
	2 二次災害の発生を防止するため、必要によりホルダーでは緊急遮断装置によ
	る緊急遮断、導管網のブロック化及び放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を
	行う。
	(1) 導管網のブロック化
	震災時に被災地区の二次災害防止、供給源確保及び早期復旧を図るため、供
	給区域をブロック化している。
	ア 中圧導管網の地域ブロック化(K ブロック化)
	地震時に被災地区の供給停止及び非被災地区への供給継続目的として、全
	供給区域を15ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔操作可能な緊急遮断バ
	ルプを設置している。
	イ 低圧導管網の地区ブロック化(L ブロック化)
	Kブロック単位の緊急措置に至らない局地的地震被害の発生に対し、供給
	停止地区と供給継続地区に区分できるよう、Kブロック内の低圧導管網を小規
	模単位に分割している。
	(2) 放散塔の設置
	地震時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に
	空中放散するよう、工場・整圧所・幹線ステーション等に放散塔を設置してい
	まて成成するよう、工物・正江州・轩崎へ デージョン寺に成成名を改置している。
	1 ループ化された固定無線回線の整備
地名汉州	2 可搬型無線回線の整備
スの仏の中人三八世	
その他の安全設備	1 地震計の設置
	地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーショ
	ンに地震計を設置するとともに、地区ガバナーには感震緊急遮断装置を設置し
	ている。
	2 安全装置付きガスメータの設置
	二次災害を防止するため、200 ガル程度の地震時にガスを遮断する安全システ
	ム(マイコンと遮断装置組み込みのガスメータ等)の普及を促進している。

(2) 整備計画

東京ガス地震対策の基本方針に基づき、今後も次の事項について整備を進めます。

- ア 製造所・整圧所設備
 - (7) 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性の確保を図ります。
 - (イ) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図ります。

イ 供給設備

導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた適切な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図ります。

東日本電信電話(株) (株)NTT ドコモ

5 電信電話施設の耐震対策

東日本電信電話㈱・㈱NTTドコモが進めている施設の耐震対策は、次のとおりです。

(1) 施設の安全化 (東日本電信電話(株)・(株) NTTドコモ)

施設	安全化のための取り組み
通信用建物、鉄塔、所	1 独自の構造設計指針により耐震設計の実施
内設備	2 二重床、キャビネットによる機械室設備の固定実施
	3 建築内の情報システム装置や端末の耐震対策実施
予備電源設備	1 蓄電池、発電装置の耐震強化
	2 移動電源車の配備
通信網	1 光ファイバー網のループ化と伝送路自動切替え
	ループ化又は伝送路の2ルート化による自動切替えを行うなどの整備
	2 交換機からの伝送回線は複数ビルに分散設定し、通信途絶を防止
	3 通信ケーブルの地中化を計画的に推進
	耐震、耐火構造のとう道(※)網の建設を促進し、既設ケーブルを含め、と
	う道への収容替えを図っている。
	また、とう道区間の既設ケーブルについては、不燃化・難燃化対策を実施
	するとともに、新設ケーブルについては、難燃化ケーブルを使用する。とう
	道内でのケーブル接続作業等では、火気を使用しない方法を採用している。
ネットワーク、システ	1 24時間・365日全国の通信ネットワークを監視し、故障や災害に即応
ム	している。更にきめ細かな対応ができるよう、システムの高度化を図ってい
	る。
	2 ネットワークコントロールセンタは、全国6箇所にて運用中

※ ブ地な付市路うケ集所と通ル下電近のなに一合にう信専道話や主ど多ブす設のないるけるのかるのか場のが場ら

れる。

(2) 整備計画(東日本電信電話株)

ア 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

震度 6 弱以上の地震、あるいは自然災害の発生により、被災地に向けた電話が込みあって、かかりにくい場合に東日本電信電話㈱の判断で災害用伝言ダイヤル「171」を運用開始します。運用開始は、報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じてお知らせします。

イ 緊急通信システムの導入

通信衛星 N-STAR を活用した衛星移動通信等のネットワークを配備し、災害時の緊急通信の確保に活用しています。

- ウ 災害時の停電時における公衆電話の無料化
 - 災害救助法が適用される規模の災害時における停電等の公衆電話による国内通話を無料化します。
- (3) 整備計画(㈱NTTドコモ)
 - ア 貸し出し移動機等の提供

災害対策機関への携帯電話、衛星携帯電話などの貸し出し及び必要に応じ、移動無線基地局による 被災地エリアの救済を行います。

イ 巡回サービスの実施

被災地域(避難場所等)にサービスカーを出動させ、充電サービス、故障修理、機種変更等を実施 します。

第8節 建築物の耐震強化

阪神・淡路大震災では「新耐震基準」による施工以前の建物に被害が大きかったことから、特にこれらの 建築物に対する耐震診断及び耐震改修が急務となっています。

本市では、安全・安心な都市づくりを推進し、旧耐震基準(昭和56年6月1日に改正施行された建築基準法以前の耐震基準)で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく横浜市耐震改修促進計画を平成19年3月に策定し、住宅、公共建築物、多数の人が利用する民間特定建築物の耐震化に取り組んでいます。

1 公共施設・設備の耐震化整備

(1) 構造物の耐震性確保

昭和56年以前の旧耐震設計基準により設計された公共建築物については、耐震診断調査を実施し、横 浜市総合耐震性能判定指標により、耐震性能の判定を行っています。この判定結果により、補強対策が 必要とされた施設については、以下に示す耐震化整備方針や耐震性能、建設年度等を考慮した耐震対策 事業計画により、耐震性を計画的・効率的に確保します。

争美計画に	事業計画により、耐震性を計画的・効率的に確保します。				
項目	重要度		分類	主な該当施設	
公共施設	I			市・区庁舎、消防署、病院、小中学校	
の耐震化		S	災害時に最も重要な拠点	屋内運動場(地域防災拠点)、土木事務	
整備方針			となる施設	所等	
	П	Α	福祉施設・教育施設	福祉施設、保育園、学校施設(小中学	
				校、高校、特別支援学校等)	
				公会堂、ホール、博物館、美術館、体	
				育館等スポーツ施設、スポーツセンタ	
		В	市民利用施設	一、公園施設、地区センター、図書館、	
				コミュニティハウス、大学施設等	
		С	都市インフラを支える施設	環境・港湾・水道・交通関連施設、卸	
				売市場、斎場等	
	Ш	D	上記以外の施設	出先の事務所・事業所、厚生施設、市	
				営住宅等	
				設の性格で分類したものであり、各々の	
		施設の耐震補強の実施については、耐震性の状況、緊急性、重要性、建替計画との整合			
		ら総合的に判断し、決定される。			
		があるときは、グループ内の施設間でさらに優先順位を定める。			
	3 耐震調	査中0	Dものは、その結果を踏まえ、具作	本的な対策を講じる。	

建築局

市民局

(2) 区庁舎の耐震強化

区庁舎は、区災害対策本部が設置される防災上重要な施設であることから、耐震補強が必要な区庁舎 については、計画的に耐震性の強化・向上の取り組みを進めています。

教育委員会事務局

(3) 学校施設の耐震強化

住民の避難場所となる学校施設については、昭和56年以前の旧耐震設計基準により設計されたものを対象に、耐震診断調査を実施し、耐震性能判定を行っています。

耐震診断調査は、平成9年度までに全校で実施済みですが、調査の結果、早急に補強対策が必要とされた学校の校舎については、「耐震対策事業計画」により、補強完了年度を1年早めて平成21年度を目指し、計画的に推進しています。

健康福祉局

(4) 福祉施設の耐震強化

各施設の設置者は、利用者の安全を確保し、震災時の要援護者の特別避難場所として利用できるよう、 耐震調査を実施し、耐震性の向上に努めています。

(5) 設備等の耐震性確保

耐震性の確保にあたっては、構造物だけでなく電気、機械等の建築設備も考慮する必要があります。 昭和56年の建築基準法改正により設備機器の設置基準も強化されているため、改正前に設置された建築設備の耐震診断調査を実施し、補強が必要なものについては、建替計画等との整合を図りながら、早期に補強対策を進めます。

建築局

(6) 非常用電源の確保

市区庁舎、消防署、病院など防災上重要な施設は、震災による電力の途絶に備え、電気が復旧される までの間の応急活動に支障が生じないよう、必要な機能を維持するための非常用電源設備を整備する必 要があります。

ア 発雷容量

自家発電設備の容量は、法令上求められる防災用設備及び保安用設備を稼働させるために必要な電力に加えて、災害活動・機能を維持するために必要な電力を確保する。

イ 原動機形式

断水に備え、冷却水を必要としない方式又は冷却水の補給を必要としない方式を採用。

ウ 連続運転可能時間

原則として7日間。

エ 燃料備蓄量

原則として病院は7日間、その他区庁舎等重要な施設は3日間。

総務局

(7) コンピュータ機器に対する耐震対策の強化

ホストコンピュータなどの重要機器については、免震構造で停電が発生した場合でも48時間以上電源供給が可能な発電装置を備えた情報センタ内に設置しています。さらに、重要機器については、地震発生時の震動や衝撃を吸収する免震装置を取り付けています。

(8) 住民記録バックアップシステムの整備

総務局

震災によりホストコンピュータや通信回線等に障害が生じた場合でも、市民から申請の多い住民票の 写し、外国人登録記載事項証明書及び印鑑登録証明書を交付できるようにするため、各区役所に分散型 の「住民記録バックアップシステム」を整備しています。

2 民間建築物の耐震改修の促進

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の安全性の向上を図ることを目的として、平成7年12月25日「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」が施行されました。

この法律は、特定建築物(多数の者が利用する建築物など)の所有者に対して耐震性向上の努力義務を課しています。

(1) 一般建築物の耐震改修の促進

本市では、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築をした原則3階以上、かつ延べ床面積1,000 m以上(幼稚園、保育所にあっては延べ面積500 m以上)の民間建築物で、病院や学校などの災害時に重要な機能を果たす施設及び百貨店やホテルなどの災害時に多数の人に危険が及ぶおそれがある施設の耐震診断や耐震改修工事に要する費用の一部を補助する制度を設け、耐震化を促進しています。

(2) 民間病院の耐震改修の促進

本市では、民間病院の地震対策補強工事等に対する融資制度を設置し、中小民間病院の耐震改良工事を促進しています。

3 木造住宅の耐震診断と耐震補強の促進

(1) 木造住宅耐震診断士派遣制度

本市では、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した木造個人住宅へ市長が認定した木造 住宅耐震診断士を無料で派遣し、耐震診断を行なっています。

(2) 木造住宅の耐震改修補助

耐震診断の結果、上部構造評点 1. O未満(倒壊の可能性がある又は高い)と判定された住宅に耐震 改修工事を行う場合、その費用の一部を補助する制度が利用できます。

(3) 木造住宅耐震改修にかかる利子補給

横浜市で行った耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満「倒壊する可能性がある」と判定された住宅の耐震改修工事を行うために住宅金融支援機構から融資を受ける場合に、返済する利息相当額の一部を一定期間助成します。

4 マンションの耐震診断と耐震補強の促進

本市では、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工された分譲マンションに予備診断の無料実施と本診断の補助を行っています。

耐震診断の結果、改修が必要と判定された分譲マンションに耐震改修工事を行う場合、その費用の一部を補助する制度が利用できます。

また、マンション共用部分の耐震改修工事を住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を受けて行う場合に、返済する利息相当額の一部または全部を一定期間助成します。

健康福祉局

建築局

建築局

建築局

第9節 文化財等の防災対策

阪神・淡路大震災では、多数の文化財等が被災しました。

本市においても、歴史的に重要な文化財等が多数あり、震災時を考慮した以下の対策を実施しています。

教育委員会事務局

教育委員会事務局

1 防災訓練の実施

文化財防火デー(毎年1月26日)を中心として、文化財の所有者・管理者、消防機関、地域住民等の協力の下で防災訓練を実施しています。

2 文化財の所在情報等の充実・整備

横浜市文化財保護条例(昭和62年12月条例第53号)に基づき、文化財の所在や員数、形式、構造等の情報を整理・把握しています。

3 歴史的建造物等の防災対策

都市整備局

本市では、「歴史を生かしたまちづくり要綱」(昭和63年4月1日実施)を定め、歴史的建造物及び歴史的 景観保全地区の保全と活用を推進しています。この要綱に基づき、歴史的建造物及び歴史的景観保全地区 の維持管理、耐震改修、防災施設などの助成をしています。

建築局

第10節がけ、擁壁の防災化の促進

がけ崩れ災害を防止するため、危険がけや擁壁の点検、安全管理の指導、がけ改善工事の促進により、がけの防災化を進めています。

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びがけ崩れ警戒区域の想定

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に被害が生ずる地域及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域を、市長の意見を聞いて県知事が指定することとなっており、平成20年3月末現在622箇所を指定しています。

指定の基準は、傾斜角が30度以上、高さが5m以上のがけで、崩壊により危害が生ずるおそれのある 人家が5戸以上ある区域又は官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域です。

(2) がけ崩れ警戒区域の想定

がけ崩れ警戒区域は、がけの形状、土質、崩壊経歴、被害家屋の有無等を総合的に判断し、台風、集中豪雨又は地震によってがけ崩れが発生するおそれがあると予想される区(ただし、急傾斜地崩壊危険区域は除く。)です。建築局長が関係局長と協議のうえ、平成20年3月末現在408箇所を想定しています。

なお、がけ崩れ警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に 基づく土砂災害警戒区域等の指定に際して、順次、土砂災害警戒区域に移行します。

2 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域は、土石流やがけ崩れ等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域(がけ崩れ:傾斜度が30度以上で高さが5m以上ある土地)で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域(イエローゾーン)として政令で定める基準に該当するものを市長の意見を聴いて、県知事が指定します。(平成20年3月末現在市内で14区域を指定しています。)

土砂災害特別警戒区域は、土石流やがけ崩れ等が発生した場合に、建築物が土砂により損壊し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じると認められる区域(レッドゾーン)として政令で定める基準に該当するものを市長の意見を聴いて、県知事が指定します。(平成20年3月末現在 市内で指定無)

3 がけ情報の管理及び安全管理の指導

(1) がけの点検及び安全管理の指導

がけ崩れ災害を防止するため、がけの所有者に対して安全管理に関するパンフレットを送付し、がけ崩れを誘発する原因(水の放流、切土、盛土、立木の伐採など)となる行為の防止や、現況を把握するよう広報します。

また、毎年6月と9月に宅地防災パトロールを実施するほか、市民からの情報に基づく調査を行います。調査の結果、危険ながけについては、改善工事の指導及び必要に応じてがけ地の所有者・管理者に対て改善工事の勧告・要望を行うことにより、がけ改善を進めています。

(2) 宅地造成等規制法に基づく防災の指導

宅地造成に伴うがけ崩れ災害を防止するため、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく宅地造成工事規制区域として市域の約63%を指定しており、当該区域において計画、構造、施工等について指導をしています。

(3)「がけ台帳」等のデータベース化

自然がけに関する情報の維持管理、検索を容易にするため、「がけ台帳」のデータベース化を検討します。

また、都市計画法、宅地造成等規制法の許可等による宅地造成情報のデータベース化を検討します。

4 がけ改善の促進

(1) がけの改善事業

ア 横浜市がけ地防災対策工事助成金制度

一般のがけ(高さ2mを超えるがけ)を対象に、がけ崩れ等の宅地災害を防止するため、擁壁の築造、排水施設設置工事等の防災工事資金を助成するものです。

イ 急傾斜地崩壊対策事業

高さが5m以上の自然がけで崩壊により被害を受ける人家が5戸以上密集している区域を対象に、神奈川県が防災工事を実施し、市は事業費の20%を負担するものです。

(2) がけの改善融資制度

宅地防災工事資金融資制度 (住宅金融支援機構)

本市から、宅地造成等規制法に基づき防災工事の実施勧告又は改善命令を受けたものに対し、工事に必要な資金を融資します。ただし、宅地造成工事規制区域内のみを対象とします。

第11節 地盤の液状化対策

阪神・淡路大震災でも地盤の液状化による被害が発生しており、そのメカニズムを解明し、対策を講じることが重要な課題となっています。

港湾局 1 埋立地の液状化対策

本市の埋立地においては、比較的液状化が起こりにくい建設発生土を埋立用材に用いていますが、大規模地震時には、噴砂現象等は予想されます。しかし、早期の復旧が可能な小さな被害に止まると考えられます。

しかしながら、岸壁や護岸、あるいは水際線に近い橋脚等の地盤の高低差の大きい箇所では、岸壁や橋りょうの崩壊、変位など液状化に伴う大きな被害に至る可能性があるため、このような箇所で地盤改良などの液状化対策を進めています。

また、緊急物資の海上輸送基地となる耐震強化岸壁背後の荷さばき地については、災害応急活動に支障を生じないよう地盤改良等の液状化対策を進めます。

2 その他の地盤の液状化防止

地盤の液状化の可能性が高い地域では、公共建築物等の工事に際し、その施設構造物自体の強化や地盤 改良など、九都県市の共同研究成果などを踏まえ、液状化対策を進めています。

161-31-0

第2章 防災力強化の取組み

市民の生命、身体を震災から守るためには、本市及び防災関係機関は、防災対策の中枢機関として一致協力し、速やかに的確な災害応急対策を実施することが重要です。

このため、行政の即応力を強化するとともに、防災情報通信基盤網の整備、消防力の強化、防災備蓄の 充実など防災力強化の取り組みを推進します。

この章では、防災力を強化するにあたって、必要な施策について定めています。

第1節 地震に関する観測と調査研究の推進

地震防災対策を効率的、合理的に推進するため、各種研究機関との連携を強化し情報の緊密化に努めるとともに、地震に関する観測機能を充実し、それらによって得られる観測データを科学的に分析、解明する調査研究を推進します。

1 横浜市リアルタイム地震防災システム

本市では、災害対策本部の初動体制の確保や効率的な災害対策を図ることを目的として、地震発生後、 瞬時にして市域内のきめ細かな地震情報を確実に収集する地震計システムや、それと連動して高精度の被 害推定を行う地震被害推定システムなどの地震防災システムを構築してきました。

このような個々のシステムを有機的に結合した「横浜市リアルタイム地震防災システム」(READY)により、地震発生後3分以内で震度情報を、20分で推定した被害情報を、それ以降は実際の被害情報を、正確・確実に収集することができ、災害対策本部会議における、効率的で、的確な活動方針の決定などに活用します。

(1) 高密度強震計ネットワークの整備

「高密度強震計ネットワーク」は地震発生直後に市域内の地震動の状況を正確にいち早く把握するシステムであり、平成7年度より整備を開始して、平成9年5月から本格的な運用を開始しています。

市域内の地震動は約 2km 間隔に設置した 150 カ所の地震計より把握され、災害時優先 NTT 回線(ISDN 回線)により、3 分以内に3 つのセンターにそれぞれ送信されます。観測センター間はそれぞれが専用回線で結ばれ、相互に観測データの補完を行っており、また、各区の土木事務所の観測点と観測センター間を衛星通信回線で結び、観測データのバックアップを図っています。

「内で用土地に口がくれ		ファビ西ラでのかり。	
項目	設置状況	観測データ	観測データの活用
高密度強震計ネット	1 地震計の種類	1 震度	1 市民や防災関係機関へ
ワーク	強震計	2 加速度	の地震情報の提供
	2 設置場所、設置基数	3 卓越周期	• 気象庁
	消防署・出張所、土	4 波動エネルギー	・インターネット(市ホ
	木事務所等公共施設を	5 波形	ームページ、電子メール)
	対象に、市域内の地盤		- CATV
	特性も考慮しながら、		・ポケットベル
	約 2km 間隔で 150 基を		2 地震動などの解析・研
	設置		究

(2) 地震被害推定・地理情報システムの整備

「地震被害推定システム」は高密度強震計ネットワークと連動し、地震発生後約20分で市域内の震度分布、 液状化、木造建物被害を50mメッシュごとに高精度に推定するシステムです。

「地理情報システム(GIS=Geographic Information System)」は、緊急輸送路や避難場所、病院などの約40種類の地理情報が入力されており、容易に被害推定結果上に地理情報を重ね合わせることができるようになっております。

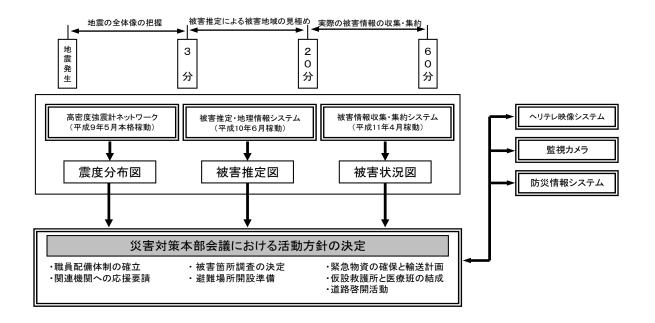
(3) 被害情報収集・集約システムの整備

「被害情報収集・集約システム」は、土木事務所が収集する道路上の実被害情報等を電話回線及び衛星通信回線を用いて危機管理室に収集し、また、各土木事務所間で被害情報を検索するシステムです。 これらのシステムで収集した被害情報等を、緊急物資の輸送計画、避難場所の開設準備、職員の効率

的な配備体制などに活用します。

なお、現行の地震防災システムは、平成21年度に耐用年数を迎えるため、再整備を進めていきます。

※<横浜市リアルタイム地震防災システム図>



2 観測データを活用した地震動等の調査・研究

た。

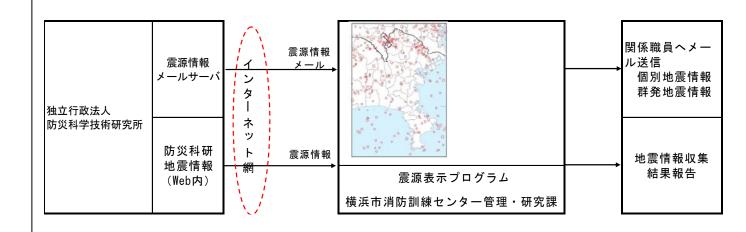
(1) 地震動の解析 高密度強震計ネットワークで得られた観測データをもとに、地震動の解析・研究を進め、地震の規模 と地盤の揺れの関係や、市域内の「どこがどのように揺れるのか」などを表した地震マップを作成しまし

また、観測データなどの防災データを活用して、ライフライン事業者など防災関係機関と連携した研究や解析を進め、効率的な地震防災対策を図ります。なお、効率的、合理的な地震動の解明などを目的に、高密度強震計ネットワークで得られた波形などの観測データについて、インターネット等を利用し、公開しています。

(2) 地震情報の収集

地震発生時における、早期防災体制の確立や効果的な消防活動の支援に資するために地震情報を収集します。地震情報の収集は、独立行政法人防災科学技術研究所が即時的に発信する震源情報メールや同研究所のホームページで公開される震源情報を自動的にデータベース化する震源表示プログラムで行います。また震源情報メールを震源表示プログラムで処理した結果、特異な地震活動等と判定された際には、その情報が関係職員に電子メール送信されます。

震源表示プログラムのフロー



第2節 防災情報通信基盤網の整備

1 防災情報システム

横浜市防災情報システムは、市危機管理室と各区役所、関係局を YCAN (庁内 LAN) で結び、各種気象情報や注意報・警報情報や地震情報等の受伝達及び被害集計等を行うコンピュータシステムで、迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援しています。なお、平成19年度より、防災情報システムに取って代わる、各種システムを連携させ、映像系機能を充実させた危機管理システムを整備しています。

※YCAN: 防災行政用無線でバックアップされた庁内専用のネットワーク

区分	主な機能
観測情報	雨量、河川水位、台風など気象観測情報を収集し、伝達する機能
注警報情報	地震、津波、気象、水防などの各種注意報・警報を収集し、伝達する機能
被害情報	各区役所から地震や風水害による被害の情報を収集し、伝達する機能
地震情報	高密度強震計ネットワークからの震度情報を収集し、伝達する機能

消防局

2 防災行政用無線網

防災行政用無線網は、区役所を結ぶ多重系、土木事務所・消防署・病院・防災関係機関等を結ぶマルチ系、市内全域に移動できる全市移動系、区内を移動範囲とする地区移動系及び区役所と地域防災拠点・地域医療救護拠点を結ぶデジタル移動系により構成されています。

無線局は、統制局を中心に、市庁舎局、中継局、多重系子局、マルチ系子局による固定系局と移動系局に分かれており、固定系局間は電話による通信、FAX による文書や図面の伝送ができる総合的な無線通信システムになっています。

また、災害時には一斉通報(音声・FAX)、回線統制等の機能によって迅速・的確な情報の収集、伝達が行えるほか、平常時には、一般行政事務にも使用でき、特に、固定系無線及びデジタル移動系無線については、一般の電話及び携帯電話と同じように使うことができます。

(1) 今後の整備計画

平成 19 年度に区役所と地域防災拠点及び地域医療救護拠点を結ぶデジタル移動無線の整備が完了しました。今後は、老朽化しているマルチ系無線や移動系無線について、デジタル移動無線への統合を検討していきます。

3 災害時安否情報システム

災害時安否情報システムは、大規模災害時に地域防災拠点等で収集した市民の安否情報を市ホームページに掲載し、市民に提供するコンピュータシステムです。

4 高度安全安心情報ネットワーク (ASIN)

消防司令センターと市庁舎、区役所、消防署及び病院等の関係機関を大容量光回線で結び、本市及び関係機関からの情報を集約、ビジュアル化した上でこれらの映像を共有するものです。また、携帯電話網を利用することで消防車両等の現在位置情報や災害現場の映像を把握することができます。

(平成 18~21 年度整備予定)

5 職員安否・参集確認システム

「横浜市職員安否・参集確認システム」は、危機発生時に適切な初動対応がとれるように、職員がすみ やかに危機情報を受け取り、事案の発生を認知する一方、各区局では、職員の参集見込み状況や安否確認 をするためのものです。

6 緊急地震速報

本市では、「緊急地震速報の公共施設等における活用ガイドライン」を策定しており、部署ごとに行動マニュアルを作成しています。また、受信端末機等の機器類の導入についても検討を進めていきます。

消防局

消防局

第3節 消防力の整備・強化

横浜市中期計画」に基づき、地震などあらゆる危機への迅速かつ的確な取組を推進し、ヨコハマに住む人、訪れる人が「安全・安心を実感できる都市」を実現します。

「中期政策プラン」に基づき、市民、企業と一体となって地震などの災害に対する消防力、救急体制を強化することにより、市民一人ひとりが安心して暮らせる安全・安心都市を実現します。

1 消防水利の確保、整備

(1) 防火水槽の整備

防火水槽の整備は、市域を500メートル四方に区分されたメッシュ毎に「不燃領域率と概算木防建ペい率(※1)」から延焼危険度を評価し、各延焼危険度ランク別に「基準水量」を定め、基準水量不足メッシュの充足を目標に行います。平成17年度からは、防火水槽設置困難なメッシュに対して消防水利施設設置補助金交付制度により民間建物の地下等を活用して水量の確保を進めています。

さらに、広域避難場所には 100m³防火水槽を整備し、一定規模以上の宅地開発等が行われる場合には、 法令等に基づく消火栓及び防火水槽の設置を指導します。

〈延焼危険度ランク〉

不燃領域率	概算木防建ペい率	延焼危険	延焼危険度ランク
不燃領域率	20%未満	延焼危険はほとんどない	1
70%以上	20%以上	延焼危険は少ない	2
不燃領域率	10%未満	延焼危険はほとんどない	1
70%未満	10%以上20%未満	延焼危険は少ない	2
	20%以上30%未満	延焼危険がある	3
	30%以上40%未満	延焼危険が高い	4
	40%以上	延焼危険が極めて高い	5

〈延焼危険度ランク別基準水量及び不足メッシュ数(平成20年4月1日現在〉

延焼危険度ランク	基準水量	不足メッシュ数
1	4 0 m ³ 以上	対象外
2	8 0 m ³ 以上	7 3
3	1 2 0 m³以上	8 4
4	160m³以上	4
5	200m³以上	横浜市には該当なし

※1 建設省(現国土交通省)総合技術開発プロジェクト「都市防火対策手法の開発」において、建物の燃え難さを表す「不燃領域率」と建物構造に応じた可燃物の量を表す「木防建ペい率」を指標として大規模延焼火災に対する研究が行われ、本市の延焼危険度評価もこの指標に基づき、

「不燃領域率」〜地区面積に占める空地や耐火建築物等の不燃領域面積の割合 「概算木防建ペい率」〜地区面積に占める木造及び防火建築物等の建築面積の割合 の二つを組み合わせることにより、延焼危険度を5段階にランク評価します。

(2) その他の消防水利の確保

消火栓が使えない場合の消防水利として、防火水槽のほかにプール、河川、海、池等で消防隊が取水可能な場所を消防水利に指定しています。

また、下水処理水、遊水池、河川等を震災時等の消火用水源として使用することについて、環境創造局と消防局の間で覚書を締結し、消防車両の進入路の整備、フェンスの改修等消火用水源として使用するための整備を進めています。

そのほかに、建築物の空調用蓄熱槽水の利用など、震災時に使用可能な消防水利の確保を図っています。

2 公設消防力の強化

(1) 消防庁舎・消防ポンプ車自動車等の整備

出場から5分以内で消防ポンプ自動車が災害現場に到着できるように、消防署所を適正に配置するとともに、大規模災害発生時に消防職員が迅速に災害応急活動に従事するため、一部の消防出張所等に消防職員待機宿舎を併設します。また、大規模地震発生時における同時多発災害に対応するため、消防ポンプ自動車を配置するとともに、市域における救急業務を公正かつ公平に実施するため、高規格救急自動車を配置します。

区分	平成 21 年 4 月 1 日現在
消防署所	97 署所
消防ポンプ自動車	165 台
救急自動車	62 台

(2) 非常用消防車、非常用救急自動車の配置

ア 非常用消防車

各消防署に非常用消防車1台以上の配置を基本とし、地域特性等を考慮して配置しています。

イ 非常用救急自動車

各消防署に非常用救急自動車1台配置を基本とし、救急需要を考慮して配置しています。

(3) 人命救助用資機材の強化

地震時に同時多発する火災・建物倒壊、車両事故等により発生する救助事象に対応するために消防隊 等に必要な資機材を整備し、人命救助及び救出活動の迅速化を図ります。

(4) 救急救命士の配置

高度救命処置を実施する救急救命士を各救急隊に常時2人乗務できるよう計画的に養成し、救命効果の向上を図ります。

3 消防団消防力の強化

消防力の強化にあたっては、本市消防隊の強化のみならず、地域防災力の強化を図ることが必要です。 そのため、消防団の防災拠点である消防団器具置場に地震対策用資機材を配備するとともに、基本装備 である可搬式小型動力ポンプを配置しています。

消防団に配置されている地震対策用資機材(器具置場1箇所当たり)			
資機材名	平成 19 年度末数量	区分	
チェーンソー	1台	地震対策用資機材	
油圧ジャッキ	1台		
防塵メガネ	2個		
防塵マスク	2個		
革手袋	2双		
万能破壊器具(RC ハンマー)	5本	災害対策用資機材	
両ロハンマー	2本		
のこぎり	5本		
スコップ	6本		
ヘッドランプ	10個		
平担架	1台		

第4節 防災備蓄計画

震災直後における物資確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を勘案し、市民の安全確保にかかわる食料、水、資機材等の備蓄を進めます。

_{消防局} 1 備蓄庫の整備

食料、水缶詰、防災資機材等は、地域防災拠点防災備蓄庫、区役所災害用備蓄庫、区役所分散保管場所(消防出張所備蓄庫及び休日急患診療所)、方面別備蓄庫及び帰宅困難者用備蓄庫に備蓄されています。それぞれの役割、整備計画等は、次のとおりです。

区分	役割等	整備状況(平成 20 年 4 月)
地域防災拠点防災備蓄庫	1 地域住民の避難場所となる学校等に設置2 防災資機材や避難生活用品、非常食等を備蓄	453 箇所を整備
区役所災害用備蓄庫	1 地域防災拠点への補給物資基地2 震災時は、方面別備蓄庫や、他都市等からの受入基地となる。	すべての区役所に整備済み(18 箇所)
区役所分散保管場所	1 区役所の分散保管場所として、消防出張所等、休日急患診療所に備蓄 2 地域防災拠点への補給物資基地	1 34 箇所の消防出張所に整備済み 2 すべての休日急患診療所に整備 済み(18 箇所) 3 消防出張所の建替、新設の際に 整備促進
方面別備蓄庫	1 各区への補給物資の補充基地 2 市域を大きく分割し、方面別に設置	4 箇所が整備済み
帰宅困難者用備蓄倉庫	1 帰宅困難者用備蓄物資の保管場所 として、主要駅付近に設置。	1 4箇所が整備済み 2 帰宅困難者の発生が予測される 主要駅周辺への新設検討

2 備蓄物資の整備

震災発生時には、一時的に被災市民の食料が不足することが予想されますが、国や他の自治体からの応援体制の迅速化が進んでいること、流通機構を活用し、早期に必要な物資の調達が期待できることを踏まえ、避難者 1 人あたりの 2 食分(乳児については 3 日分)を備蓄し、今後は計画的に更新していきます。また、食料の備蓄にあたっては、市民ニーズの多様化を踏まえ、想定される避難者数に応じた備蓄体制とします。

加えて、冬季の発災を考慮し、防寒対策として高齢者・乳児・障害児者用に毛布や断熱シートの備蓄や紙おむつ・紙パンツ、生理用品、トイレットペーパーなど避難生活に必要な生活用品等も備蓄します。

3 高齢者・乳児への対策

高齢者については、おかゆを1人あたり2食分備蓄するほか、スープを1人あたり1食分備蓄します。 乳児については、粉ミルク(アレルギー対応のものを含む)を、1人あたり1セット(3日分)備蓄をします。

また、乳幼児用紙おむつに加え、紙パンツも備蓄します。

4 帰宅困難者への対策

帰宅困難者への支援として、1人あたり1食分の食料とアルミブランケット、トイレパックを想定される人数に応じて分散備蓄します。

資源循環局

5 備蓄数量

主な品目の備蓄数量は、次のとおりです。今後は、これを計画的に購入・更新していきます。

	区分		· / /2/01	(本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名)	
	主食系	1, 664, 000 食		クラッカー、缶入り保存パン、保存用 ビスケット	
食料	おかゆ	213, 000 食 9, 000 セット		高齢者用 乳幼児用	
	スープ	102,000 食		※アレルギー対応のものを一部用意 高齢者用	
	毛布	110, 000 枚		地域防災拠点、方面別備蓄庫	
	 断熱シート	110, 000	枚		
	アルミブランケッ ト	110, 000	枚		
生	紙おむつ・紙パンツ	720, 500	枚	高齢者用、乳幼児用サイズ	
エ	生理用品	244, 000	-		
用品	トイレットペーパ	87, 168	巻 		
ПП	移動式炊飯器(又はガスかまどセツト)	453 個		地域防災拠点の小学校は、移動式炊飯 器 、地域防災拠点の中学校は、ガスか まどセット	
	簡易式テント	906 張		地域防災拠点	
	ランタン	38, 500 台		地域防災拠点、帰宅困難者一時滞在施 設備蓄庫	
仮	くみ取り式仮設ト イレ	1, 038 基		地域防災拠点、資源循環局事務所	
設トイ	トイレパック (汚物処理袋、凝固 剤)	4, 332, 600	セット	地域防災拠点、資源循環局事務所、方面別備蓄庫、広域避難場所	
レ	簡易式トイレ便座	3, 462	基	地域防災拠点、広域避難場所機材庫	
	トイレ用テント	726	張	広域避難場所機材庫	
	防災資機材 38 組		組	方面別備蓄庫、消防訓練センター、消 防出張所等	
資 機 材		1 組の エンジンカッター2、可搬式ウインチ 2、発電内訳 投光機 2、担架 20、つるはし 20、大ハンマー: コップ 40、救助用ロープ 8、リヤカー6、てこ大バール 12、ワイヤーカッター20、大なた 20ぎり 20、ろ水機 1、金属梯子 2、ハンドマイクランドシート 10、テント 5、給水用水槽 1			
	救護用品及び救助 用品	453 組 地域防災拠点 ※平成24年 1組の内容は、第2部第3章第2節「地域防災機 度末 点の整備」参照、ただし、仮設トイレについては 別掲			

6 水の確保

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要です。本市では、配水池と災害用地下給水タンク、発災から3日目までは、1人当たり1日3リットル、4日目から7日目までは、1人当たり1日10リットルの飲料水が確保されるほか、水缶詰の備蓄等を進めています。

なお、水道局では各家庭で備蓄できるよう350m l の水の缶詰を販売しており、ケース単位で配達も 行っています。

(1) 応急給水の確保

応急給水を行うための水は、配水池、災害用地下給水タンクで、市民1週間分の飲料水(約 19 万 m³) が確保されています。

なお、発災後3日目ごろからは、緊急給水栓からの給水が可能となるよう、優先的に復旧します。

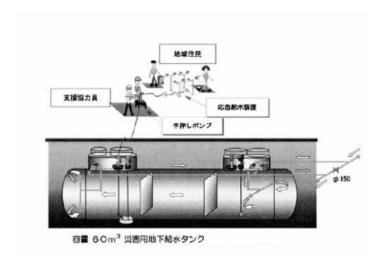
ア 配水池

震度5弱以上の地震が発生し、配水池の水位が設定水位以下となった場合、浄水場のコンピュータからの無線操作で、配水池の2槽のうちの1槽の緊急遮断弁が閉じられ、飲料水が確保されます。 なお、もう1槽は、消火用水などに使用するため開放しておきます。

イ 災害用地下給水タンク

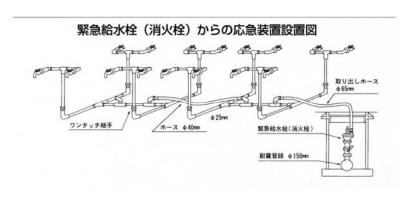
配水池から離れた地域の給水拠点として、災害用地下給水タンクを整備しています。災害用地下給水タンクは、通常配水管の一部として新鮮な水道水が流れている地下式の貯水槽で、水圧が下がると流入、流出の弁が閉まり、飲料水が貯留される構造になっています。地域防災拠点となっている市立の小中学校を中心に、設置をし、平成16年度に全体計画の134基すべての設置が完了しました。

災害用	区分	整備基数	備考
地下給	60m³	118基	飲料水
水タン	100m³	10基	飲料水、消防用水兼用
ク	100m³	1基	飲料水
	700m³	2基	
	1, 000m³	1基	
	1, 300m³	1基	
	1, 500m ³	1基	
	合計	134基	



ウ 緊急給水栓

緊急給水栓は、地震に強い配水幹線から耐震管路を布設し、その先端に応急給水装置を取り付けて 給水する施設で、地域防災拠点の小中学校、区役所、公園等へ設置し、平成17年度に全体計画の358 箇所すべての整備が完了しました。



消防局

(2) 水缶詰の備蓄

備蓄数量は、次のとおりです。今後は、避難者1人あたり2缶及び帰宅困難者1人あたり1缶の備蓄を計画的に購入・更新していきます。

項目	数量	備考	
水缶詰の備蓄	1, 886, 000 缶	1 缶 350ml	

(3) 災害応急用井戸の指定、活用

井戸の所有者に協力をいただき、震災時に地域の方々に活用していただける井戸について、簡易な水質検査を行い、洗浄水などの生活用水(飲用はしない)として利用が可能な井戸を災害応急用井戸に指定し、「災害用井戸協力の家」プレートを掲げていただいています。

(4) その他

ア 受水槽水の活用

設置者等に、受水槽水が震災時に活用できることを啓発し、受水槽からの給水方法を周知します。

イ 雨水利用施設の整備

震災時、防災上重要な拠点となり、建築規模の面からも導入が適している小中学校舎、区庁舎、消防庁舎等において、雨水利用施設(貯留槽)の整備を進めます。

ウ ろ水機の整備

方面別備蓄庫に大型ろ水機、地域防災拠点に小型ろ水機等を備蓄し、プール、防火用水等の水を活用します。

7 応急対策従事職員の備蓄

災害応急対策業務に従事する職員は、職場や被災現地において継続的に応急対策に従事することから、 過酷な業務を考慮し、体力の消耗を補うための食料等の備蓄を進めます。

健康福祉局

消防局

健康福祉局 環境創造局

建築局

各区局

第5節 その他の資機材の整備

1 水防用資機材

区分	保管場所	資機材の内容
水防用資機材	各土木事務所	水防用資機材一
高潮災害活動用資機材	各ふ頭事務所	覧表のとおり
がけ崩れ災害活動用資材	本市と協定を締結している各区の防災作業隊	

2 ペット対策資機材等

負傷した犬猫の保護や避難者がペットを連れてきた場合に備え、ペット飼育用ケージ 1,096 個を健康福祉局(畜犬センター他)、区役所生活衛生課及び動物病院に備蓄しています。

また、健康福祉局食品衛生課及び区役所生活衛生課では、日ごろから災害時のペット対策として、 ①飼い主の明示(鑑札・マイクロチップの装着等)、②基本的しつけ、③健康管理、④ケージ、ペットフードや水等の避難用具の確保、⑤ペットの預け先の確保等について普及啓発に努めるとともに、「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、地域防災拠点等での飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備について積極的に支援・助言をします。

3 その他の資機材等(各局・各区役所)

- (1) 災害時に活用が可能な市有自動車の現況は、「資料編」のとおり
- (2) 災害応急対策に従事する職員の防災服、区役所の活動用資機材、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、道路局、交通局の保有資機材等の現況は、「資料編」のとおり
- (3) 防疫用薬剤及び資機材の現況は、「資料編」のとおり

第3章 地域防災拠点の整備

身近な小中学校等を震災時の避難場所に指定し、そこを情報受伝達、防災資機材等の備蓄などの機能を 備えた地域防災拠点として、整備を進めています。

この章では、地域防災拠点を整備するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 地域防災拠点の指定

1 指定、変更及び解除

(1) 地域防災拠点の指定

消防局長は、教育長、区長及び関係局長と協議のうえ、地域防災拠点の指定を行い、市長に報告する。

(2) 地域防災拠点の変更、解除

消防局長は、小中学校の新設、廃校その他周辺の状況の変化等により、地域防災拠点の変更又は解除が必要となった場合は、指定の場合と同様の手続により変更又は解除する。

(3) 地域防災拠点の安全性確保

消防局長、教育長、区長及び関係局長は、地域防災拠点の建築物等の安全性を確保するよう努める。

2 避難地区割り当て

区長は、地域防災拠点の指定に伴って、区内の地域防災拠点の位置、地域防災拠点に通じる道路の状況、 周辺地域の人口分布、自治会・町内会の区域等を考慮するとともに、地域防災拠点の円滑な運営を図るため、避難地区の指定を行い、住民に周知します。また、地域防災拠点の変更の場合も同様とします。

第2節 地域防災拠点の整備

1 情報受伝達

被害情報や避難状況など拠点の情報や避難生活を支援する情報など、様々な情報を迅速、確実に受 伝達する通信手段として、音声やFAX、データの受伝達が可能なデジタル移動無線を、地域防災拠点 に各1台配置しています。

2 防災備蓄庫

(1) 防災備蓄庫の整備

地域防災拠点には、空き教室及び校地の利用により防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材(発電機、担架等)、食料、水、生活用品等を備蓄するため、453 箇所整備しました。

なお、防災備蓄庫は、空き教室利用のものは $8.0m \times 8.0m \times 3.0m$ 、校地利用のものは $2.7m \times 9.9m \times 3.8m$ を標準的な仕様として整備しました。

消防局

(2) 備蓄品目及び数量

区分	品目	数量	品目	数量	品目	数量
食料・水	乾パン・缶入	2,000食	粉ミルク・ほ	19 セット	おかゆ	460 食
	り保存パン		乳瓶			
	スープ	220 食	水缶詰	2,000 缶		
生活用品	高齢者用紙	210 枚	乳幼児用紙	1, 350 枚	生理用品	425 個
	おむつ		おむつ・紙パ			
			ンツ			
	トイレット	192 巻	移動式炊飯	1台	ガスかまど	1セット
	ペーパー		器(拠点の小		セット(拠点	
			学校)		の中学校)	
	毛布	240 枚	断熱シート	240 枚	くみとり式	2基
					仮設トイレ	
	トイレパッ	5,000セット	簡易トイレ	6基	簡易式テン	2基
	ク		便座		\	
	ランタン	80 台	トランシー		ラジオ	2 台
			バー	台)		
	デジタル移	1セット				
	動無線延長					
#h=# FP D	コード	2 台	グランドシ	10 枚	スマレ北線	1 🗸
救護用品	リヤカー 	2 🗖	クラントシート	10 枚	ろ水機	1 台
	 給水用水槽	1個	松葉杖	5組	保温用シー	 50 枚
	かロノハハカンハイ目	1 100	142/12	3 和	ト	00 1X
 救助用品	 発電機	6 台	投光機	5 台	担架	10 本
3X-23713HH	70,500	(ガス	1275112		3_214	,
		式1台含)				
	ポール(応急	10 本	つるはし	5本	大ハンマー	5 本
	担架用)					
	スコップ	5 本	ロープ	5本	てこ棒	5本
	大バール	5本	ワイヤーカ	5本	大なた	5 本
			ッター			
	のこぎり	5本	金属梯子	1本	ハンドマイ	2個
					ク	
	エンジンカ	2 台	油圧ジャッ	1 台	掛矢	2 個
	ッター(革手		+			
	袋、防塵眼鏡が					
	セット)					
	ヘルメット	10 個				

※毛布・断熱シート及びトイレパックについては、空きスペースがない場合は方面別備蓄庫等に備蓄します。

3 水洗トイレ機能の確保

校舎内のトイレが機能するよう、校舎の新・改築工事及び改修工事に併せ排水設備の耐震強化を実施します。

4 仮設水洗トイレ用排水設備の設置 地盤の液状化が予想される場所にある、地域防災拠点に仮設水洗トイレ用排水設備を順次整備します。

5 ヘリサイン計画

ヘリコプターによる救援活動を円滑に行うために、空からの視認ができるよう地域防災拠点である学校 の校舎屋上に、学校名を文字書表示しています。

第3節 運営委員会の設置・運営

防災資機材等を活用した救助・救出など地域住民の相互協力による防災活動の促進、安全かつ秩序ある 避難生活の維持等を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委 員会が設置されています。

運営委員会は、震災発生時の混乱と動揺の中で、運営委員会を円滑に運営できるように、地域防災拠点 運営マニュアルを作成し、日ごろから、地域防災拠点運営の研修や防災資機材の使用訓練などを行い、地域防災力の向上に努めることが必要です。

なお、運営委員会の設置・運営にあたっては、女性を委員に積極的に参画させるほか、災害時における 男女のニーズの違いに配慮した研修・防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めなければなり ません。

<u>ません。</u>	
項目	運営委員会の主な活動
地域防災拠点運	1 平常時の主な活動
営委員会の組	(1) 災害時に利用する教室の事前選定など避難場所運営方法等の打ち合わせ及び
織•運営	運営マニュアルの作成
	(2) 防災資機材等の使用方法の習得などの研修会、講習会の開催
	(3) 防災訓練の実施及び参加
	(4) 安全度調査の実施、防災マップの作成など防災意識の高揚
	(5) 訓練等を通じた地域での防災リーダーの養成
	(6) 地域のボランティア団体との連携
	(7) その他地域防災力の向上に必要な事項
	2 震災発生時の主な活動
	(1) 避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て
	(2) 負傷者の応急手当、地域医療救護拠点又は医療機関への誘導
	(3) 防災資機材等を活用した救出・救助
	(4) 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害(児)者、乳幼児、児童、妊産婦等で
	援護を必要とする人の把握・援護
	(5) 仮設トイレやろ水機の設置、清掃、防疫対策などの環境衛生
	(6) 備蓄食料、救援物資等の配布、炊き出し
	(7) 地域の被災情報及び生活情報の収集
	(8) 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区
	内のボランティアニーズの把握、情報提供
	(9) 防犯パトロールの実施
	(10) その他必要な事項

第4章 地域医療救護体制の整備

大震災が発生した場合、家屋の倒壊、家具類の転倒、備品等の落下、窓ガラスの飛散などによって多数 の負傷者が発生します。

このため、市民にとって身近な場所で応急医療救護活動を行う地域医療救護拠点を整備し、市民の生命、 身体の安全確保を図ります。

この章では、地域医療救護拠点の整備を推進するにあたって必要な施策について定めています。

健康福祉局

第1節 地域医療救護拠点

地域医療救護拠点は、発災から3日間程度、被災負傷者等の応急医療を行う救護所として臨時に設置します。

地域医療救護拠点は、中学校区に1箇所を目安に、市立小中学校の146箇所を整備しています。原則 として地域防災拠点と併設し、地域防災拠点と連携した運営を図ります。

1 地域医療救護拠点の機能

項目	内容		
地域医療救護拠点の機能	1 災害による負傷者への応急医療、トリアージの実施		
	2 医薬品、医療用資機材の備蓄		
	3 医療施設の被災により、受診が困難になった慢性疾患患者の		
	急医療の実施及び代替医療施設等の情報提供		

2 医療活動体制及び医療活動の内容

協力を得て、地域医療救護拠点の医療 救護隊を編成する。 2 医療救護隊の編成基準	療救護拠点における主な医療活容は、 容は、 傷、打撲、骨折、熱傷等の外科的 者のうち、軽傷者(災害により負 、医師の治療を受け、または受け
び准看護師を指す。(以下本計画において	要のある者のうち 1 箇月未満のを要する見込みのもの)及び中傷「軽傷」のうち入院加療を要する)に対する応急手当(地域防災拠対応可能な処置を除く。)傷者(災害により負傷し、医師のを受け、または受ける必要のあるうち 1 箇月以上の治療を要するみのもの)等で、さらに医療があるみのもの)等で、さらに医療が必場合は、救急車等を利用し、医療へ搬送性疾患患者の診療及び薬剤の支援3 部第 6 章第 1 節の 3 参照)

3 医療品等の備蓄

地域医療救護拠点には、適切な管理のもと、応急医療に必要な医薬品等を備蓄します。

項目		医薬品等の種類	備考
医薬品等の備	区分	医薬品等の種類	1 医薬品、その他資機材は、
蓄	医薬品	消毒剤、止血剤、鎮痛剤、抗生物質	薬用保冷庫や施錠できる保管
		製剤、局所麻酔剤、輸液製剤、血管	用ロッカー等に入れ、学校教
		拡張剤、解熱鎮痛消炎剤、総合感冒	室や地域防災拠点防災備蓄庫
		剤等	に保管
	医療器具	注射器、輸液用具、縫合止血用具、	2 拠点開設時に、備蓄医薬品
		骨折用具等	等に不足が生じる場合、区本
	衛生材料	ガーゼ、包帯、絆創膏等	部医療調整班との連携により
	医療器材	担架ベッド、照明灯、毛布、酸素蘇	必要量を補給
		生器	

4 地域医療救護拠点の運営

発災時に迅速かつ確実に地域医療救護拠点を開設・運営するため、平常時より行うべき取り組みについて定めています。

(1) 各区の役割

ア 地域医療救護拠点に係わる環境整備

特に高温多湿が見込まれる夏季を中心に、年1回以上は備蓄場所の環境を確認する。環境に問題が 認められる場合や変化がある場合の対応を行う。

イ 地域医療救護体制の確保

区医師会・区薬剤師会、区内医療機関、地域医療救護拠点が設置されている小中学校等、関係機関 との連携・協力体制を確保する。また、地域医療救護拠点で医療救護隊を編成するため看護職の募集 を行う。

ウ 地域医療救護拠点設置場所の調整

拠点設置場所の選定及び移設・廃止に係わる区医師会・区薬剤師会、区内小中学校等との調整。(各区で設置する地域医療救護拠点の設置場所は各中学校区に1箇所を目安とする。また、原則として地域防災拠点と併設し、地域防災拠点と連携した運営を図る。)

エ 地域医療救護拠点開設訓練・活動訓練等の実施

訓練は、原則として併設又は近隣の地域防災拠点と合同で実施する。また、あわせて拠点備蓄品の動作点検等を行う。必要に応じて医療救護隊登録者による連絡会等を開催する。

オ 地域医療救護体制に係わる区民への広報活動

地域医療救護拠点の設置場所、役割等について広報し周知を図る。

カ 地域医療救護拠点運営・開設に係わるマニュアルの整備及び定期更新

マニュアルの整備及び定期更新にあたっては、地域防災拠点運営マニュアルとの整合を図る。 年1回は、防災訓練にあわせて担当業務の確認を行う。また、業務時間内に発災した場合を考慮し、

直近動員部分の代替要員の確保状況を確認する。

キ 地域医療救護拠点医療救護隊登録者の確認

転出等により医療救護隊登録者の変更が必要な場合があるため、年に1回以上登録者と連絡をとり 登録変更の有無を確認する。

- (2) 健康福祉局の役割
 - ア 地域医療救護拠点開設場所への備蓄品配備
 - イ 地域医療救護拠点備蓄品管理に係わる委託契約事務
 - ウ 備蓄品の更新
 - エ 神奈川県看護協会を通じた災害看護研修会の開催及び県市看護関係団体を通じた医療救護隊看護職 登録の協力要請
 - オ 横浜市医師会、横浜市薬剤師会等協定締結団体との調整
 - カ 地域医療救護拠点設置場所の選定及び移設に係わる区及び関係局との調整

キ その他、地域医療救護拠点に係わる総合調整

(3) 小中学校の役割

学校防災計画に基づき地域医療救護拠点の円滑な運営に協力する。

第2節 その他の応急医療の準備

区分		備考	
	各区役所に、医療救護活動に必要な機材、医薬品		原則として、区役
	等を備蓄		所福祉保健センター
	区分	医薬品等の種類	に保管する。
	医薬品	消毒剤、止血剤、鎮痛剤、抗生物質	
		製剤、局所麻酔剤、輸液製剤、血管	
ログボイの世帯		拡張剤、解熱鎮痛消炎剤、総合感冒	
区役所での備蓄		剤等	
	医療器具	注射器、輸液用具、縫合止血用具、	
		骨折用具等	
	衛生材料	ガーゼ、包帯、絆創膏等	
	医療器材	担架ベッド、照明灯、毛布、酸素蘇	
		生器	
	主に、慢性疾	患患者用医薬品を次の病院に備蓄	
	1 横浜市立		
	2 横浜市立		
	3 横浜市立		
÷ 124 44 44 75 75 75 75	4 横浜市立		
病院備蓄医薬品	5 横浜労災		
	6 聖マリア		
	7 済生会横	浜市南部病院	
	8 昭和大学		

健康福祉局

第5章 広域避難場所の整備

地震に伴う大火災が多発し、炎上拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所として広域避難場所が指定されています。

広域避難場所での避難時間は、長くとも数時間程度と想定しており、家屋が倒壊したり、焼失した場合に一定期間避難生活するのは地域防災拠点として整備された小中学校が中心となります。

この章では、広域避難場所を整備するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 広域避難場所の指定

1 広域避難場所の要件

広域避難場所は、地区内の人口に応じた面積といずれの地区からも避難者が1時間以内に到達できる位置に存在することを前提として、次の要件により指定します。

- (1) 木造密集市街地から 300m以上、木造建物疎散地から 200m以上、耐火建物から 50m以上離れた空地
- (2) 10 万 m^2 以上の空地又は 10 万 m^2 未満で、耐火建物など輻射熱を遮断する効果のあるもので囲まれた 安全な場所
- (3) 周囲が大火災になった場合に安全な場所に要避難人口を収容できること。
- (4) 収容人員 1 人につき、1 m²を確保できること。

2 広域避難場所の指定、変更及び解除

広域避難場所の指定、変更及び解除の手続は、次のとおりです。

(1) 広域避難場所の指定

区長は、消防署長及び関係機関と協議のうえ、地域人口と他の広域避難場所との関係、当該場所の地 目等必要な調査を行い、広域避難場所に適合していると認めるときは、市長に報告します。

市長は、県との協議を踏まえ、当該場所が広域避難場所として適当であると認めるときは、広域避難場所に指定します。

(2) 広域避難場所の調査確認

区長は、毎年1回以上、区内の広域避難場所及び周辺の状況を調査し、その状況に変化があった場合は、速やかに市長に報告します。

(3) 広域避難場所の変更、解除

広域避難場所及び周辺の状況の変化により、当該広域避難場所について収容人員、避難地区等を変更する必要がある場合、又は広域避難場所として適さなくなった場合には、指定の場合と同様の手続によってこれを変更し、又は解除します。

(4) 広域避難場所の承諾書に関する事務取扱

地権者に対する広域避難場所の土地使用承諾の依頼に関する事務は区長が行い、その承諾書は、消防 局長(危機管理室)が保管します。(「広域避難場所の承諾書に関する事務取扱要領」)

項目	平成 20 年 4 月現在
広域避難場所	121 箇所

3 広域避難場所の避難地区割り当て

区長は、広域避難場所の選定に伴って、区内の避難場所の状況及び安全面積、避難場所に通じる道路の 状況、周辺地域の人口分布等を考慮し、町(原則として自治会、町内会)ごとに避難地区を割り当て、地域 住民にこれを周知徹底します。

4 広域避難場所の確保

防災を中心とした都市計画を強く推進し、本市の都市環境に適合した広域避難場所を確保するため、公 有地はもとより、民有地についても避難場所としての条件を満たす安全空間を設ける計画とするよう協力 を求めていきます。

5 いっとき避難場所

いっとき避難場所は、広域避難場所や地域防災拠点へ避難する前の中継点で、一応避難して様子を見たり、広域避難場所等へ避難するために地域住民が集結する場所です。自治会・町内会が次の基準により事前に選定します。

項目	選定基準の内容		
いっとき避難場	1 避難行動は、地域単位ごとに集団で行動できるよう、地域の生活圏と関		
所の選定基準	連した場所とすること。		
	2 小公園等で、地域単位で集団を形成するため、避難者の安全がある程度		
	確保できるスペースを有すること。		

第2節 広域避難場所関連施設等の整備

1 広域避難場所標識類の整備

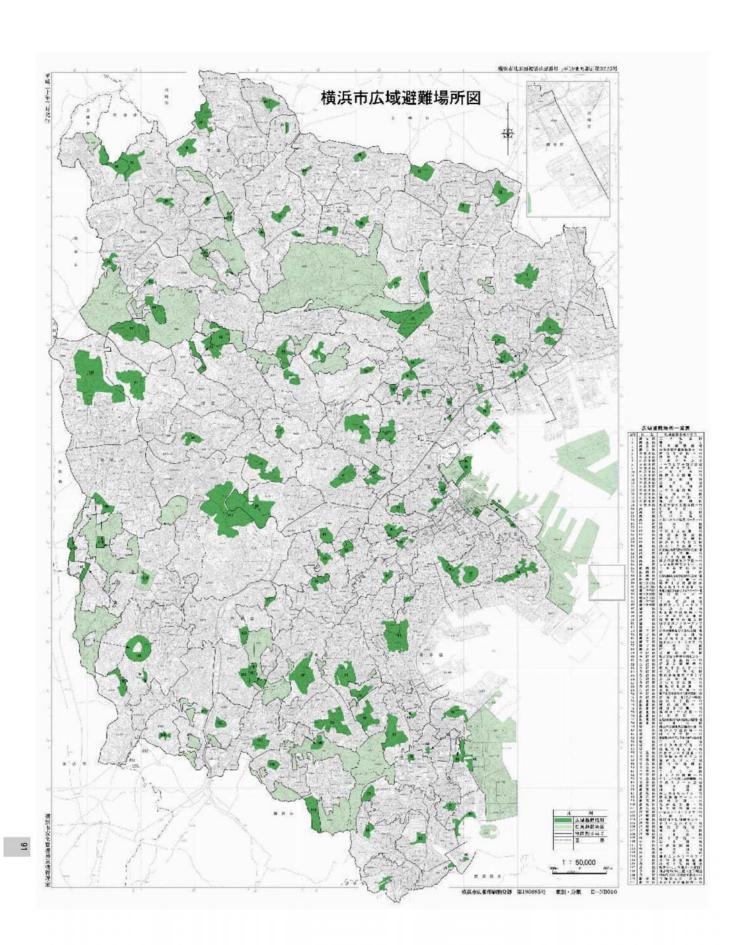
広域避難場所への主要道路等には、迅速かつ安全に避難誘導を行うため、大型、小型、電柱巻き標識などの案内標識を整備し、広域避難場所の入口付近には、標示板を整備します。

2 防火水槽及び広域避難場所機材庫の設置

広域避難場所の安全性確保のため、防火水槽を整備します。 また、広域避難場所機材庫は広域避難場所内又はその周辺に 117 箇所整備しました。

3 避難路の整備

都市計画道路整備や道路改良事業により安全に避難できる道路整備を推進します。



第6章 防災体制の強化推進

この章では、防災体制を強化推進するにあたって重要な初動体制の強化、組織体制などについて定めて います。

第1節 初動体制の強化

1 夜間・休日等の緊急体制

(1) 防災宿日直制度

夜間、休日等における災害等の緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、本庁舎において、 次の任務について、別に指定する職員(以下「防災宿日直職員」という。)が輪番制により宿日直に従事 します。また、区庁舎においても、防災宿日直制度又は区運営責任職で編成する輪番制の班体制等によ り、情報の収受、指令伝達等の応急対策を実施します

秋の秋文、拍中仏廷寺の心志刈泉を大心しより。				
		1 災害発生時の風水害等に関する情報収集及び連絡		
		2 市・区災害対策本部又は市・区警戒本部の設置準備業務		
	務	3 消防局危機管理室長、消防局危機管理室危機管理部長、消防局危機管		
IT		理課長、消防局緊急対策課長等との連絡		
任		4 区総務課長との連絡		
		5 防災関係機関、報道機関等との連絡、情報提供等		
		6 災害応急対策員への指示(市庁舎のみ)		
		7 その他災害対策上必要な事項		

(2) 危機管理宿日直制度

夜間、休日等における危機発生時の、職員の参集体制決定に必要な初期情報の収集整理及び状況判断 を行うため、消防局の職員が輪番制により宿日直に従事します。

(3) 災害応急対策員

横浜市災害応急対策員設置要綱(昭和60年4月1日)に基づく「横浜市災害応急対策員」は、夜間、 休日等の警戒勤務に従事し、緊急事態発生時には、市災害対策本部等が設置されるまでの間、消防局危 機管理室長、消防局危機管理室危機管理部長、消防局危機管理課長、緊急対策課長又は防災宿日直者等 の指示に従い、情報の収受、指令伝達等の応急対策を実施します。

なお、夜間、休日等における関係各区局に対する情報伝達は、別に定めるところに基づき、原則とし て災害応急対策員から各区局危機管理主管課長、各区防災宿日直職員等に対し行っています。

(4) 緊急対策チーム

多数の市民の生命・財産を脅かす大規模な地震が発生した場合又はその発生のおそれがある場合には、 専門的知識や経験を有する本市職員で構成する緊急対策チームを招集し、災害発生直後の限られた情報 から被害状況を推定するとともに、対処方針を市長及び危機管理監に進言します。

(5) 区役所と消防署の連携

夜間・休日に大規模な災害等により被害が発生した場合、区役所の体制が整うまでの間に、消防署が 区役所に代わって実施できる事項は次のとおりです。

ア 初期情報の提供

消防署から区総務課長又は防災宿日直者に発災初期の情報を連絡します。

イ 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、市民、関係機関(警察署等)、庁内関連部署(土木事務所等)から収集 した情報を消防署で取りまとめます。

ウ 市民への情報提供

広報隊等により緊急情報(迅速な避難を事前に促すために必要な情報)を市民に提供します。

エ 避難所の開設要請

緊急の場合(住民に危険が及ぶおそれがあると認める場合)に、消防署から電話により避難所の開 設を関係者に要請します。

94

2 早期の体制確立のための職員配置

区役所の経営運営責任職の一定割合を、当該区又はその周辺区の居住職員とするよう人事配置上の配慮をすることとし、区災害対策本部(以下「区本部」という。)の早期設置が図られるよう努めます。

3 早期の体制確立のための市本部部長及び区本部長臨時代行者の事前指定

- (1) 局長は、発災から参集するまでの間の臨時代行者を運営責任職以上の者の中から順位をつけて事前に 指定します。
- (2) 区長は、発災から参集するまでの間の、臨時代行者を運営責任職以上の者の中から順位をつけて事前に指定します。

第2節 防災組織体制の種類

本市では、次の防災組織体制により災害応急対策又は地震防災対策を実施します。

1 本市の防災組織体制

消防局

(1) 市災害対策本部

災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、次の場合に設置し、市域における総合的な災害応急対策又は地震防災対策の推進を図ります。

- ア 大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。) 第9条による「警戒宣言」が発令されたとき。
- イ 市域において震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- ウ 市域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- エ 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報(津波・大津波)が発表されたとき。
- (2) 区災害対策本部

次の場合に設置し、区域における総合的な災害応急対策又は地震防災対策の推進を図ります。

- ア 大震法第9条による「警戒宣言」が発令されたとき。
- イ 市域において震度 5 強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- ウ 区域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- エ 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報(津波・大津波)が発表されたとき。
- (3) 市・区警戒本部
 - ア 気象庁から東海地震注意情報が発表されたときに設置し、警戒宣言の発令に備えます。
 - イ 津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき、関係局及び浸水が予測されている区において設置します。
- (4) 警戒体制

市域において震度4又は震度5弱の地震(気象庁発表)が発生したとき、関係局及び全区において設置します。

(5) 連絡体制

東海地域に関連する情報のうち「東海地震観測情報」が発表されたときは、消防局危機管理室において 情報収集連絡体制をとります。

第3節 配備・動員計画の策定

1 動員の区分

項目	対象となる職員等
所属動員	区局長は、この計画に定める災害応急対策を実施するため、あらかじめ所属職場
	に参集させるよう指定する。ただし、局長は一部の職員について、居住地から近隣
	の事務所や区本部の人員増強を図るため、所属直近動員及び直近動員に指定する。
所属直近動員	局長は、当該局の出先機関である事務所等の災害応急対策を実施するため、当該
	事務所等に所属していない職員を参集させる必要があるときは、近隣に居住する職
	員を予め所属直近動員に指定する。
	局長は、動員対象者のうち、区本部での災害応急対策に必要な職員を直近動員に
	指定する。直近動員の職員は、居住する近隣区役所(居住区を含む。)、地域防災拠
	点又は地域医療救護拠点の小中学校に参集し、当該区本部の行う災害応急対策に従
	事する。

消防局

2 配備・動員計画の基本方針

項目	基本方針の内容				
	1 原則として、全職員を配備・動員体制の対象とし、教職員についても対象とす				
	న 。				
	2 局職員は、原則として所属動員とする。ただし、区本部の活動に必要な職員は、				
	居住区等への直近動員とし、また、局の事務所等の活動に必要な職員は、居住区				
配備・動員計	等にある事務所等への所属直近動員とする。				
画の基本方針	3 区職員は、原則として所属動員とする。				
	4 教職員は、原則として所属動員とする。				
	5 地域防災拠点には、7. 直近動員職員4人以上を動員する。また、当該区職員を				
1人動員する。					
	6 地域医療救護拠点は、直近動員職員2人を動員する。				

3 動員計画の策定

各区局長は、所管の区局の配備・動員計画を作成し、職員への周知徹底を図ります。

また、人事異動等により計画の内容に変更が生じたときは、これを修正し、関係職員に対してその旨を周知します。

(1) 動員対象者

項目	動員対象者の範囲
動員対象者	本市に所属する職員(横浜市以外の関係機関・団体等=本市機構図で表示する各区局
	等以外の機関等=への出向・派遣職員を除く。)を動員対象者とする。ただし、次の
	場合については、動員対象としない。
	1 平常時における病弱者、身体不自由者等で、災害応急対策を実施することが困
	難であると所属の区局長が認めた場合
	2 震災発生時において、妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間
	を経過しない等の状況にある職員で、災害応急対策に従事することが困難である
	と市本部部長又は区本部長が認めた場合
	3 その他市本部部長又は区本部長が認める場合

(2) 動員の事前命令及び自動参集

項目	事前命令の内容						
動員の事前命	次のような場合、本市の動員対象職員は、あらかじめ定められた場所において指						
令及び自動参	揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。						
集	なお、勤務時間	外であっても、	動員命令を待つことなく、	自発的にあらかじめ定			
	められた動員先に	、バイク、自転車	車等できる限り早期に参集	できる有効な手段(自家			
	用車を除く。)を用	引いて、直ちに参	参集しなければならない。				
	【自動参集一覧】						
	動員事由	配備体制	勤務時間内の配置先	勤務時間外の動員先			
	東海地震注意情	警戒配備	所属	所属			
	報の発表						
	警戒宣言の発令	全員配備	所属(※ただし、原則	動員計画で定めた動員			
	時(東海地震予知		として、直近動員職員	先			
	情報の発表)は、所属長の指示を受						
	けてから動員計画で						
	定めた動員先へ向か						
			う。)				
	震度 5 強以上の	全員配備	所属(※ただし、原則	動員計画で定めた動員			
	地震(気象庁発		として、直近動員職員	先			
	表)		は、所属長の指示を受				
			けてから動員計画で				
	定めた動員先へ向か						
	う。)						
	※第3部第3章第1節及び第5部第3章第2節「職員の配置と動員」参照						

消防局

(3) 市本部長の代理順位の指定

市長が不在又は欠けた場合に、市本部長の権限を行使するため、あらかじめその代理の順位を、副市長、局長の中から指定します。

(4) 市本部部長及び区本部長の代理順位の指定

局長又は区長が不在又は欠けた場合に、市本部部長、区本部長の権限を行使するため、あらかじめその代理の順位を所属動員される当該局区の部長・部次長・課長相当職の中から指定します。

(5) 参集者の任務分担の周知徹底

各部部長及び区本部長は、震災発生時の即応力・実践力の向上を図るため、あらかじめ各班の業務に対応した行動マニュアル、意思決定マニュアルを作成し、参集対象職員に対して、周知徹底を図ります。

第4節 防災関係機関等との連携強化

1 区局長の責務

(1) 協定等の締結の促進

区局区長は、震災時における市民の安全と市民生活の安定を確保するため、所管する業務に関して必要な協定等の締結を推進します。

(2) 協定等の実践力、即応力の向上

区局は、所管する協定について、震災発生時に円滑に機能させるため、協定締結先との連携強化を図り、実践力、即応力の向上を図ります。

- (3) 区長は、区防災対策連絡協議会を開催し、関係機関と連携を図り、区内の災害予防及び災害応急対策 を推進します。
- (4) 発災時の協定締結先との連絡

発災時の協定締結先への連絡は、原則として、協定等を所管する市本部各部及び区本部が行うものと しますが、状況により、消防局市本部運営統括本部から行うこともできるものとします。

(5) 協定機関との災害時緊急契約の締結

横浜市契約規則第34条に基づき、災害時における緊急契約の締結について次のとおりとします。

ア 契約書の省略

請負契約、物品、その他の調達等の契約及び委託契約のうち、災害発生により緊急に契約を締結する必要があるものについては、契約書作成を省略することができます。(契約書の作成を省略したとき、契約の相手方は、契約の内容の確認に必要な具体的履行内容、具体的要請手続き等の要件を記載した見積書又は請書その他これらに準ずる書類を市長に提出しなければならない。)

イ 協定締結業者との緊急契約

災害協力について締結している協定については、具体的履行内容、具体的要請手続き等の内容を協 定書に完備することで、契約書の省略を図ることができます。

2 防災関係機関相互の連携強化

本市防災関係機関等は、市域の災害予防及び災害応急対策の推進を図るため、相互の連携強化を図ります。

(1) 危機対処·防災連携対策会議

横浜市、神奈川県、陸上・海上自衛隊、横浜海上保安部、神奈川県警察で構成する「危機対処・防災連携対策会議」において、各機関相互の役割分担等が明確になるよう、定期的に会議を開催しています。

(2) 県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市で構成する「県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協 議会」において、相互の連携や役割分担について、定期的に意見交換をしています。

(3) ライフライン防災対策連絡協議会

本市では、東日本電信電話(株)、東京電力(株)、東京ガス(株)などのライフライン機関と「ライフライン防災対策連絡協議会」を設置し、定期的に連絡会議を開催しています。

(4) 横浜市防災協定連絡会

本市では、平成8年10月18日、災害時における協力協定を締結している企業・団体等の連携を強化することを目的として「横浜市防災協定連絡会」を設置し、防災意識の浸透を図るとともに、情報交換を行っています。

- (5) 神奈川県警察との連携強化
 - ア 本市では、日ごろから警察と、死体見分・検視場所、遺体安置場所、部隊等の宿泊に要する拠点施設の確保及び応急対策活動に必要な装備資機材、防災関係機関との情報通信ネットワ―クシステム等の通信資機材の整備等について、情報交換を行うとともに、本市所有の応急活動用資機材の貸出しなどに連携強化を図ります。
 - イ 本市では、警察と連携し、防災訓練等を通じて地域住民等に対し、地震及び津波に関する知識、避 難場所、避難路、避難方法、交通規制措置等について啓発します。

第7章 緊急輸送体制の整備

震災が発生した場合、人員、物資等の輸送は、災害応急対策の基幹となるもので、輸送路と輸送手段が 同時に確保されて、初めて効率的で円滑な緊急輸送が可能となります。

この章では、緊急輸送を円滑に実施するにあたって、平常時に行うべき取組みについて定めています。

神奈川県警

第1節 広域的な緊急輸送の確保推進

震災発生時には、さまざまな道路交通の混乱が予想されますが、救命救急活動及び消火活動、緊急物資 等の運搬などを効率的に、また、円滑に進めるためには、道路の通行機能を確保することが極めて重要と なります。

1 緊急交通路の指定

県公安委員会(警察)は、大規模地震発生時における救命救急活動を行うため、広域的な道路網を主体に 緊急交通路の指定想定路線を選定しています。災害発生時には、被害状況、復旧見込等を考慮し、その中 から緊急交通路を指定し、交通規制を行います。

2 緊急交通路の啓発

警察と連携し、「緊急交通路(なまずの絵柄)」として標示した規制予告標識を平成14年から設置しています。設置路線としては本市の骨格道路である環状2号線、横浜上麻生線、横浜生田線、横浜鎌倉線に26箇所設置しました。

3 緊急通行(輸送)車両の確認

大震災が発生した場合又は東海地震に係る警戒宣言が発令された場合には、災害応急対策に係る円滑な緊急輸送を確保するため、緊急交通路、及び指定された通行禁止区域、通行制限区域において、災害対策基本法施行令第33条の2に基づく緊急通行車両又は大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づく緊急通行(輸送)車両以外の、一般車両の通行が禁止・制限されます。

このため、本市の行う災害応急対策に使用する予定の車両について、緊急通行(輸送)車両であることの確認を受けるための事前届出を進めています。

(1) 緊急通行車両の対象車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を 受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事するものです。

ただし、道路交通法第39条に規定する緊急自動車については、緊急通行車両の確認手続を省略できます。

項目	対象車両	
緊急通行車両	1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示	
	2 消防、水防その他の応急措置	
	3 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護	
	4 施設及び設備の応急復旧	
	5 清掃、防疫その他の保健衛生	
	6 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持	
	7 緊急輸送の確保	
	8 その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置	

(2) 緊急通行車両の確認申請

各局区は、本市の行う災害応急対策に使用する予定の車両を取りまとめたうえ、県公安委員会(警察本部)の定める手続に従い、緊急通行車両の確認申請を行います。

なお、県公安委員会(警察本部)から事前届出済証の交付を受けたときは、当該車両管理者が厳重に保 管します。

(3) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両確認証明書(以下「証明書」という。)及び標章は、次により交付を受け、緊急輸送を行う ときは、証明書を備え付け、標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示します。

ア 事前届出済の車両

事前届出済車両については、事前届出済証を各警察署又は交通検問所に提出し、証明書及び標章の 交付を受けます。

イ 事前届出のない車両

災害発生後、又は警戒宣言発令後に、新たに使用することとなった車両など事前届出のない車両を 使用するときは、関係局区(関係各部及び区本部)が緊急通行(輸送)車両の確認申請を行います。

第2節 市内緊急輸送の確保推進

県公安委員会が選定する緊急交通路指定想定路線に加え、本市では、市域全体での輸送路網の確保を図るため、あらかじめ緊急輸送路を指定し、発災時には、この路線を主体に緊急巡回、点検、緊急措置、道路啓開を行います。

1 緊急輸送路の指定

緊急輸送路とは、災害応急対策の実施に必要な物資、資機材、要員等を輸送する緊急車両が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。

選定にあたっては、市役所や区役所などの行政機関、海上からの緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁、総合病院等の各拠点の連携を考慮しており、第1次緊急輸送路及び第2次緊急輸送路を指定しています。 また、緊急輸送路は、道路の整備状況に応じて、順次見直すこととします。

区 分	内容
第1次緊急輸送路	緊急交通路指定想定路と整合を図り、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワーク を構成する重要路線で、輸送の骨格をなす道路
第2次緊急輸送路	第1次緊急輸送路を補完し、相互に連絡する路線であり、第1次緊急輸送路の代替 性や多重性を確保する道路

2 道路震災対策マニュアルの作成

震災発生時における対応を、適切かつ円滑に進めるため、職員の体制、作業分担、連絡方法等を具体的に掲載した道路震災対策マニュアルを作成し、職員に周知します。

3 建設業協会との連携

「災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」(横浜建設業防災作業隊)、「大規模地震時における道路啓開及び応急対策の支援活動に関する横浜市と社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定」(横浜建設業災害対策支援隊)に基づく災害応急対策を円滑に行うため、具体的な内容について、定期的に連絡・確認を行っています。

道路局

緊急交通路指定想定路線一覧

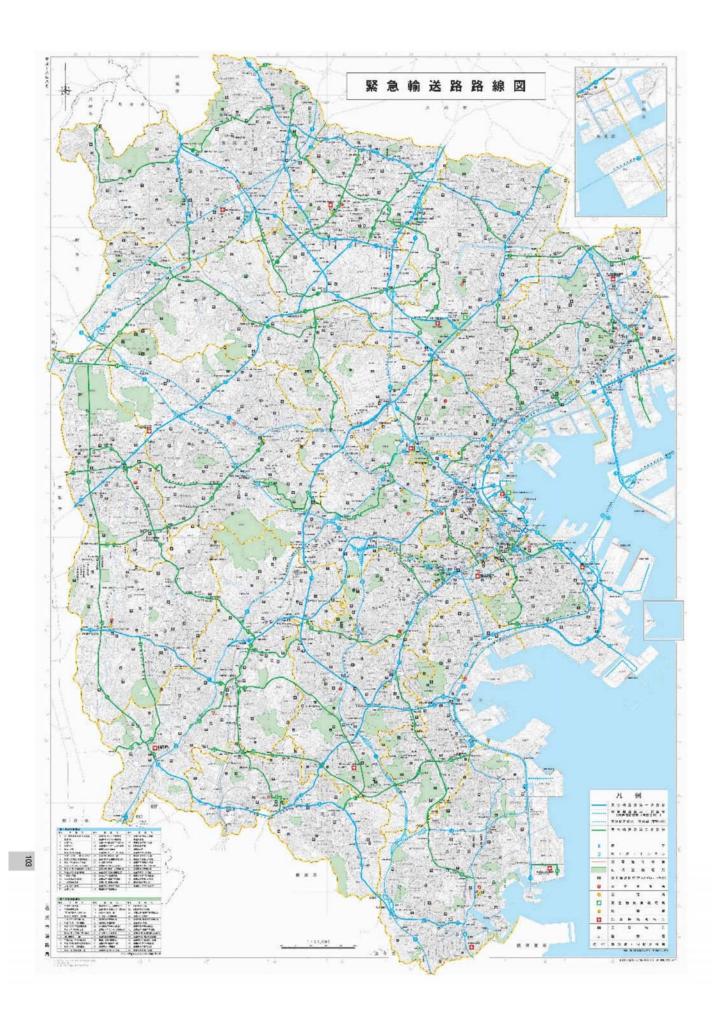
No.	路線名	区間
1	東名高速道路	東京都境から静岡県境までの間
	中央高速道路	東京都境から山梨県境までの間
3	国道466号	東京都境から横浜新道入口(三ツ沢上町交差点)までの間
<u> </u>	第三京浜道路	米水町境がり頃供利道八口(二)八工町文を点/よくの间
	首都高速道路	
4	高速横羽線、狩場線、	神奈川県内の首都高速道路全線
	三ツ沢線、大黒線、	
	湾岸線及び川崎線 国道1号	
5	国垣 1 년 (横浜新道及び西湘バイパスを含む)	東京都境から静岡県境までの間
6	国道15号	東京都境から青木通交差点までの間
_	国道16号	
,	(保土ヶ谷バイパス及び横浜横須賀道路を含む)	東京都境から馬堀海岸四丁目までの間
	国道20号	東京都境から山梨県境までの間
	国道129号	高浜台交差点から橋本五差路交差点までの間
_	国道132号	宮前交差点から塩浜交差点までの間
	国道133号 国道134号	桜木町交差点から開港広場前交差点までの間
	国道134号 国道135号	引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間 早川口交差点から静岡県境までの間
	国道138号	
	国道246号	東京都境から静岡県境までの間
	国道255号	新籠場交差点から小田原市民会館前交差点までの間
17	国道271号小田原厚木道路	東名高速道路入口から風祭IC入口までの間
12	国道409号	大師河原交差点から東京都境までの間
	(宗道川崎府中線を含む)	
	国道412号	妻田伝田交差点から相模湖駅前交差点までの間
_	国道413号	山梨県境から橋本陸橋下交差点までの間
	国道467号 県道2号(東京丸子横浜)	山王原交差点から片瀬東浜交差点までの間 東京都境から浦島ヶ丘交差点までの間
	宗道2号(宋京光丁慎洪) 県道3号(世田谷町田)	東京都境から上麻生交差点までの間
	県道6号(東京大師横浜)	東京都境から大黒町入口交差点までの間
	県道12号(横浜上麻生)	西神奈川交差点から上麻生交差点までの間
	県道13号(横浜生田)	高島町交差点から荏田町交差点までの間
	県道14号(鶴見溝ノ口)	鶴見警察署前交差点から高津交差点までの間
28	県道21号(横浜鎌倉)	吉野町三丁目交差点から滑川交差点までの間
29	県道22号(横浜伊勢原)	関の下交差点から伊勢原交差点までの間
- 00	(一部伊勢原平塚線を含む)	 船越交差点から銀座通り入口交差点までの間
	県道24号(横須賀逗子) 県道26号(横須賀三崎)	本町交差点から郵座通り入口交差点までの間 本町交差点から日の出交差点までの間
	県道28号(本町山中)	横須賀ICから本町ICまでの間
	県道30号(戸塚茅ヶ崎)	藤沢バイパス出口交差点から浜須賀交差点までの間
	県道40号(横浜厚木)	上草柳交差点から相模大橋東交差点までの間
35	県道43号(藤沢厚木)	中新田交差点から県立病院前交差点までの間
	県道44号(伊勢原藤沢)	伊勢原市役所入口交差点から大門踏切までの間
	県道45号(丸子中山茅ヶ崎)	東京都境から茅ヶ崎駅前交差点までの間
	県道46号(相模原茅ヶ崎) 	上溝交差点から柳島交差点までの間
	県道51号(町田厚木) 県道52号(相模原町田)	東京都境から河原口交差点までの間 下当麻交差点から東京都境までの間
	宗道32亏(怕侯原可田) 県道54号(相模原愛川)	トヨ麻父差点から東京郁境までの间 上溝交差点から半原日向交差点までの間
42	 厚道62号(平塚基野)	古花水橋交差点から平沢交差点までの間
40	県道64号(伊勢原津久井)	
	(一部相模原津久井線を含む)	伊勢原交差点から梶野交差点までの間
	県道71号(秦野二宮)	落合交差点から二宮交差点までの間
	県道72号(松田国府津)	金田交番前から親木橋交差点までの間
	県道73号(小田原停車場)	箱根口交差点から城山中学校入口交差点までの間
47	県道74号(小田原山北) 周道75号	城山中学校入口交差点から宮路交差点までの間
48	県道75号 (湯河原箱根仙石原)	千歳橋交差点から仙石原交差点までの間
49	(湯川原相依仙石原) 県道77号(平塚松田)	 土屋橋交差点から神山交差点までの間
	県道78号(御殿場大井)	矢倉沢交差点からインター前交差点までの間
51	逗葉新道	逗葉新道入口交差点から長柄交差点までの間
52	横浜市道	県庁前交差点から扇町一丁目交差点までの間
	みなと大通り	水口町大在ボルで図画 コロ大在ボルでの回
53	横浜市道	開港広場前交差点から八幡橋交差点までの間
	山下本牧磯子	The property of the property o
5/1	横浜市道	上末吉交差点から屏風ヶ浦交差点までの間
	環状2号	1

緊急輸送路路図 路線番号対応表

第	1 次緊急輸送路				
番号	路線名	番号	路線名	番号	路線名
1	第一東海自動車道(東名高速)	18	県道2号 東京丸子横浜線	35	県道23号 原宿六浦線
2	国道1号	19	県道6号 東京大師横浜線	36	市道大黒線
3	国道15号	20	県道14号 鶴見溝の口線ほか	37	市道瑞穂町第46号線
4	国道16号	21	県道45号 丸子中山茅ヶ崎線	38	(都)栄本町線
5	国道246号	22	市道大熊東山田線	39	国道357号
6	国道1号(横浜新道)	23	県道45号 丸子中山茅ヶ崎線	40	市道保木第219号線
7	国道16号(保土ヶ谷バイパス)	24	県道13号 横浜生田線	41	市道新港町第41号線
8	国道16号(横浜横須賀道路)	25	県道102号 荏田綱島線ほか	42	市道西戸部第494号線
9	国道16号(横横金沢支線)	26	(主)環状2号線	43	市道西戸部第504号線
10	国道466号(第三京浜道路)	27	市道新横浜元石川線ほか	44	市道新港町第43号線ほか
11	県道147号 高速横浜羽田空港線	28	県道12号 横浜上麻生線ほか	45	市道関内本牧線ほか
12	県道294号 高速湾岸線	29	市道環状4号鴨志田線ほか	46	市道本牧第169号線
13	市道三ツ沢線	30	(主)山下本牧磯子線	47	市道本牧第170号線ほか
14	市道中央線(狩場線)	31	県道22号 横浜伊勢原線	48	市道三渓園第162号線
15	市道高速大黒線	32	県道21号 横浜鎌倉線	49	環状2号線(森支線)
16	国道1号(市管理)	33	県道30号 戸塚茅ヶ崎線	50	市道磯子第476号線ほか
17	国道133号	34	市道関内本牧線ほか		

第2次緊急輸送路							
番号	路 線 名	番号	路 線 名	番号	路線名		
2	市道汐入豊岡線	16	市道環状4号上瀬谷線ほか	34	[主]環状4号線		
3	市道小野末広線	17	県道109号 青砥上星川線ほか	35	(都)汐見台平戸線		
4	(主)鶴見駅三ツ沢線ほか	18	(都)三ツ沢鳥山線	36	県道22号 横浜伊勢原線ほか		
5	県道2号 東京丸子横浜線	22	(主)青木浅間線ほか	37	国道1号(市管理)		
6	市道子安守屋町線ほか	23	市道関内本牧線ほか	38	県道22号 横浜伊勢原線ほか		
7	県道140号 川崎町田線	25	(主)横浜駅根岸線	40	市道環状3号線		
8	県道106号 子母口綱島線	26	(主)藤棚伊勢佐木線ほか	41	市道戸塚港南台線ほか		
9	県道13号 横浜生田線	27	県道218号 弥生台桜木町線ほか	42	県道22号 横浜伊勢原線		
10	県道45号 丸子中山茅ヶ崎線	28	(主)保土ヶ谷宮元線	43	県道203号 大船停車場矢部線ほか		
11	(都)中山北山田線	29	市道常盤台和田町線	44	県道402号 阿久和鎌倉線		
12	市道元石川第54号線ほか	30	市道川島岩間線ほか	45	県道403号 菖蒲沢戸塚線		
13	県道139号 真光寺長津田線ほか	31	県道40号 横浜厚木線	46	市道柴町第214号線ほか		
14	県道140号 川崎町田線	32	(都)鴨居上飯田線	47	市道新横浜元石川線		
15	県道12号 横浜上麻生線	33	県道401号 瀬谷柏尾線	48	市道五貫目第78号線		

〔主〕:主要地方道(市道),〔都〕:都市計画道路



第8章 災害に強い人づくり

震災による被害を軽減するためには、市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持って、地震に関する正しい知識を持ち、地震時に落ち着いて行動できる力を身につけることが重要です。

このため、本市職員及び市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練等を反復・継続することにより「災害に強い人づくり」を推進します。

この章では「災害に強い人づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 防災意識の高揚

1本市職員に対する防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力を身につけます。

び行動力を身につけます。							
区分	ą	教育方法	教育内容				
採用・昇任に	採用・昇任に伴う教	教育の機会をとらえて職位	教育内容は、次の事項を基本と				
伴う教育	ごとの役割などを	含めた防災に関する教育	する。				
	を行う。		1 地震及び津波に関する知識				
	新採用職員	総務局人材開発課、消防	2 現在講じられている震災対				
		局危機管理室	策に関する知識				
	係長昇任予定者	総務局人材開発課、消防	3 震災時に職員等が果たすべ				
		局危機管理室	き役割				
集合教育	職員の集合教育の)機会をとらえて防災に関	4 東海地震に関する知識(警戒				
	する教育を行う。		宣言の性格及びこれに基づき				
	一般行政職員	消防局危機管理室	とられる措置の内容、東海地震				
	消防職員	横浜市消防訓練センタ	予知情報等が発表された場合				
	***********	_	にとるべき措置)				
	水道局	人材開発課	5 震災対策として取り組む必				
	交通局	能力開発センター	要のある課題 6 その他必要な事項				
	教育委員会	教育センター					
職場教育	一般的な防災知識	のほか、各職場に定められ					
	た防災業務の内容	、職員個々の任務、防災業					
	務に関する創意工	夫などについて教育する。					
冊子による	「横浜市職員危機を	管理ポケットブック」によ					
教育	り、防災業務を周	知徹底する。					
研修会等	消防局危機管理室	をはじめ各区局は、職員を					
	対象とした防災に	関する研修会等を開催し、					
	防災業務の周知徹	底を図る。					

2 市民への防災知識の普及

(1) 普及の方法及び内容

本市及び防災関係機関は、市民等を対象として、パンフレットの配布、講演会や防災フェアの開催、ラジオ・テレビによる広報等それぞれに適した方法で地震に関する防災知識の普及や防災意識の高揚を図ります。その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者、外国人等に対する防災知識の普及について、十分配慮するよう努めます。

項目	普及方法	普及事項
市民への	1 自治会、町内会等の集会における指	防災知識の普及は、次の事項を基本と
防災知識	導	する。
の普及	2 自治会、町内会の自主的防災活動及	1 地震及び津波に関する知識
	び地域防災拠点運営委員会に対する	2 防災機関の震災対策
	指導、助言	3 地震に対する日ごろからの備え
	3 地震マップ・液状化マップの公表	4 地震時における市民の心得(地震時
	(※)	の措置三原則)
	4 防災パンフレット、映画、ビデオ等	5 地域防災拠点、広域避難場所の周知
	広報資料の作成・配布	6 道路交通規制及びドライバーの心得
	5 新聞、ラジオ、テレビ、インターネ	7 救出・応急救護の方法
	ット等各種広報媒体の活用	8 東海地震に関する知識
	6 広報よこはま及び市民広報(ポスタ	9 女性・子どものニーズに配慮した避
	一)の活用	難所運営、女性・子どもを狙った犯
	7 パネル展示、講演会、防災フェア等	罪防止等
	<u>'</u>	10 その他必要な事項

※ 市内の活断層調査や、地下構造調査、高密度強震計ネットワークによる観測結果の解析研究などの調査・研究成果を活かし、「地震マップ」を作成しました。これは、横浜市に影響を及ぼすと想定される地震による震度を50mメッシュごとに予想し、地図上に示した地震動予測図や、木造住宅の耐震診断や耐震改修の助成制度などを記載したマップで、全国に先駆けて作成したものです。

また、「地震マップ」の作成過程で得られた地表加速度等のデータに基づき、50mメッシュ毎の液状化のしやすさを表した「液状化マップ」を作成・公表しています。

(2) 地震時の家庭での出火防止措置の推進

家庭での出火防止措置を推進するため、大規模地震災害時における出火防止に関する知識を普及するとともに、火災が発生した場合には、となり近所の助け合いにより、できるだけ早く避難や消火活動を行えるよう、いち早く火災の発生を知らせることができる住宅用火災警報器の設置普及を行います。また防災指導車を活用した実践的な「出火防止体験」などの防災訓練を通じて、市民の防災行動力を高めます。

別火訓練で	と通して、中氏の防災行動力を高めます。
項目	主な指導事項
家庭での	1 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
出火防止	2 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ火災警報器、漏電遮断器
措置	など出火を防ぐための安全な機器の普及
	3 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
	4 避各支部ごと難等により自宅を離れる際の、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断
	確認など出火防止の徹底
	5 住宅用火災警報器等の防災機器の設置普及
	6 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
	7 カーテンなどへの防炎物品の普及
	8 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
	9 普段から小さな地震でも「地震だ。火を消せ!!」と声をかけあい、火を消す習慣の
	徹底
	10 地震時、火を消す3度のチャンスの徹底
	①グラッときたとき ②大揺れがやんだとき ③燃えはじめたとき
	11 ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の
	徹底

健康福祉局
(注) PTSD (心が外傷後ストレス障害)
(PTSD :
Post/Thaumatic
Stress Disorder の略、災害による内親の喪失や家屋の倒壊等による精神的ショ

ックが、災害発生後数 ヶ月を経ても癒えず 精神的障害として残

神奈川県警察 消防局

(3) 応急手当の普及

市民の自主救護能力を高めるため、成人人口の 20%を目標に、心肺蘇生法、自動体外式除細動器 (AED) の取扱方法、大出血時の止血方法などの応急手当を普及し、傷病者の救命効果の向上を図ります。

(4) 講習会等による震災時のこころのケアに関する知識の普及

地域防災拠点運営委員会と自治会・町内会等の関係者、地域の一般科の医師等を対象として、震災時のこころのケアに関する講演会、研修会等を開催します。要援護者や PTSD への対応、避難生活などの環境の激変によりもたらされる様々な心理・ストレス反応と適切な対応についての知識を普及します。

(5) 自動車運転者等に対する広報

神奈川県警察及び本市安全運転管理者は、自動車の運転者及び使用者に対し、地震発生時における自動車の運行等の措置についての知識の普及を図ります。

項目	広報の方法	広報内容						
自動車運転者	1 神奈川県警察及び神奈	1 運転中に緊急地震速報を見聞きしたり、地震						
等に対する広	川県交通安全協会が実施	発生を感じた場合は、急ハンドル、急ブレーキ						
報	する講習会	を避けてできるだけ安全な方法で道路の左側						
	2 本市の安全運転管理者	に車を寄せて止まり、エンジンを切り様子をみ						
	が行う講習会	る。						
		2 カーラジオで情報を聴く。						
		3 警察官の指示に従う。						
		4 避難に際しては、絶対に車を使わない。						
		5 車を置いて避難するときは、車にエンジンキ						
		一を付けたままとし、ドアはロックしない。						

消防局

3 横浜防災ライセンス

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を行い、所定のカリキュラムを修了した者に対して「横浜防災ライセンス証」を交付し、地域における災害時の応急活動や平常時の防災 訓練の場でのリーダーとなる人材を養成して、地域防災力の向上を図ります。

ライセンスの種類には、

- ①避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」
- ②救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」
- ③各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」

の3種類があり、平成22年度までに、生活・救助資機材取扱リーダーは各3,250名、「資機材取扱指導員」は100名の計6,600名を養成します。特に、女性のライセンス取得を促進し、女性の防災リーダーの育成につなげます。

ライセンスの種類及び取り扱う防災資機材

ライセンス名称	取り扱う防災資機材
生活資機材取扱リーダー	移動式炊飯器・応急給水栓・組立式仮設トイレ・ろ水機
救助資機材取扱リーダー	エンジンカッター・レスキュージャッキ・発電機・投光機・工具 類
資機材取扱指導員	生活資機材と救助資機材の双方 (講習には、危機管理対策に関する座学を含む)

〇「生活・救助資機材取扱リーダー」

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合 計
講習回数	6	10	20	21	18	18	18	111
養成予定人数	360	720	1, 080	1, 080	1, 080	1, 080	1, 100	6, 500
養成実績人数	373	695	797	1, 096	_	_	_	2, 961

〇「資機材取扱指導員」

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合 計
講習回数	1	1	1	1	1	1	1	1	8
養成予定人数	12	12	12	12	12	12	14	14	100
養成実績人数	12	12	12	12	12	_	_	_	60

消防局

4 横浜市民防災センター

横浜市民防災センターは、災害を「知る」「体験する」「備える」の3つの展示ゾーンで構成し、地震・暗闇・煙・避難シミュレーション等のコーナーでは、災害時の身の安全、事前の備え、防災知識の必要性等を体験を通じて学ぶことができます。

また、防災ビデオ等の上映をはじめ、消火器の使い方やロープの結び方など、災害時に必要な情報や知識についても多くの市民等に提供し、防災意識の高揚・普及を図っています。

教育委員会事務局

5 学校防災教育の推進

児童生徒用防災ハンドブック「地震と私たち」及び本市ホームページなどを活用し、防災に対する知識を深めるとともに、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と防災教育との関連を図りながら、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方、清掃などの身近なボランティア活動等について、児童生徒の発達段階に応じた教育計画に基づく学校防災教育を推進します。

さらに、教職員の研修を充実し、防災教育に関する指導力や防災対応能力、救護処置能力を 高めます。

消防局

6 家庭防災員

本市では、市民を対象に、毎年 5,000 人(平成 19 年度末現在 180,929 人)を家庭防災員として委嘱し、「自らの家庭は、自らの手で守る。」ため、防災に関する知識と技術を身につけ家庭を中心に実践し、隣近所への防災の輪を広げることとしています。

第2節 市民のとるべき措置

項目	主な内容
市民のとる	1 日ごろから出火防止措置の推進に努める。
べき措置	2 消火器などの消火用具を準備しておく。
	3 建物の耐震化や不燃化に努める。
	4 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じる。
	5 危険なブロック塀などの改善に努める。
	6 最低 3 日分の食料や水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品
	等の非常持出品を準備しておく。
	7 家族で震災時の役割分担、避難場所の確認や連絡方法などを話し合って
	おく。
	8 防災知識を高めるとともに、防災訓練等に積極的に参加し、防災行動力
	を高める。

第3節 市民の防災活動の促進

消防局

1 住宅用火災警報器等及び消火器の設置

火災の早期発見に効果的な住宅用火災警報器の平成 23 年 6 月 1 日からの設 置義務化に伴い住宅用火災警報器の設置を推進します。また、初期消火による火災の拡大 防止を図るため、一般家庭での消火器の設置をお願いしています。

<u>消防局</u>

2 消火活動等の隣近所の助け合い

火災による被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火が重要です。この場合、大きな声で隣近所に声をかけ、協力して消火活動にあたることが必要です。 また、倒壊した家屋からの被災者の救出なども地域の助け合いが大きな力を発揮します。 市民の一人ひとりが「自らの身は、自らで守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持ち、 地域の助け合いを基本とした地域防災力の向上に努めます。

第4節 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

1年を通して訓練を実施し、災害対応力の向上と防災関係機関、事業所、市民、防災ボランティア等との連携協力体制を強化します。

(1) 「防災の日」を中心とした訓練

本市、防災関係機関、地域住民、事業所等、及び九都県市(埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市)が、連携して訓練を実施します。 情報受伝達訓練、避難訓練、救出救護訓練、火災防御訓練、道路啓開訓練、ライフライン 復旧訓練、広域応援訓練等を実践的に実施します。また、訓練を通して本市防災計画の効率 的運用と検証を行うとともに、町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、事業所防災組織等 の育成と自主防災活動の技術の向上を図っています。

名 称	実施時期		訓練内容
総合防災訓練	9月1日「防災の日」、防災週	予知対応型訓練	非常参集訓練、本部運営訓
	間(8月30日~9月5日)を		練、情報受伝達訓練、図上訓
	中心とする期間内		練等
		発災対応型訓練	災害対策本部訓練、情報受伝
			達訓練、広報訓練、初期消火
			訓練、避難所開設運営訓練、
			避難誘導訓練、救出救護訓
			練、道路啓開訓練、救援物資
			輸送配布訓練、各種復旧活動
			訓練、広域応援訓練、図上訓
			練、主要駅混乱防止訓練等

消防局

(2) 「防災とボランティアの日」を中心とした訓練

本市、防災関係機関、事業所、市民、防災ボランティア等が連携して訓練を実施し、防災ボランティアの重要性などの普及啓発、連携協力体制の強化をはかります。

〇 主な訓練

名 称	実施時期	備考
「防災とボランティアの	1月17日「防災とボランティアの日」、防	震災対策
日」及び「防災とボラン	災とボランティア週間 (1月 15日~1月	
ティア週間」防災訓練	21日) を中心とする期間内	

消防局

2 市職員に対する訓練

市職員の災害対応能力の向上を図るため、すべての職員を対象として、災害時の役割を認識するための実践的な訓練を繰り返し実施します。

そのために、総合防災訓練のほかに、情報受伝達、道路啓開活動、ライフライン復旧活動、 救出救護活動、医療救護活動、応急給水活動、救援物資輸送配布など応急対策別の「個別訓練」 や「図上訓練」の実施に努めます。

また、地域防災拠点運営委員会等が実施する訓練に、当該拠点の動員対象者が参加し、地域との連携強化や実践力の向上に努めます。

教育委員会事務局

3 学校防災訓練の充実

児童生徒の安全を確保するため、学校防災訓練は、より効果的かつ実践的な形の「発災型訓練」 「児童生徒の学校留め置き訓練」等の方式で行います。訓練終了後は、教職員の指示方法、安全 点検、児童生徒の避難行動などについて評価を行い、以後の防災訓練をより充実します。

また、地域防災拠点運営委員会との連携についても十分配慮します。

4 地域防災拠点運営委員会等の地域訓練

地域防災拠点運営委員会、町の防災組織等の自主防災組織は、自主防災意識及び地域連帯意 識の高揚を図り、本市及び防災関係機関が行う防災訓練等へ積極的に参加するとともに、自ら 自主的な防災訓練、研修を実施して、地域防災力の向上に努めます。

また、地域連帯により「地域ぐるみで震災から要援護者を守る。」意識の高揚や援護知識を修得するため、高齢者、障害者、乳幼児・児童、妊産婦等の要援護者、外国人が参加しやすい訓練や要援護者を想定した避難訓練等についても配慮するよう努めます。

重点訓練項目

運営委員会の設置方法と運営方法、地域防災拠点確認、備蓄物資の点検と取扱いの習熟、班の編成と活動内容の把握、被災住民の受入れ訓練、情報受伝達訓練、消防団との連携による救助・救命訓練、水道局地域サービスセンターとの連携による給水訓練

第5節 ボランティアとの協力体制の確立

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震では、多くのボランティアが避難所での炊き出し、物資の仕分け、配布などの救援活動に駆けつけ、その活動は、被災者の心身及び生活の安定、再建などに大きな力を発揮しました。

本市では、災害時にボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティアと行政との間の信頼関係を確立し、連携協力の体制づくりを推進します。

消防局

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティアは、医師、看護師、応急危険度判定士などそれぞれ専門的な知識、技能や特定の資格などを要する「専門的ボランティア」と、避難所での炊き出しや物資の仕分けなど特別の資格や技術、知識を必要としない「一般ボランティア」に区分されます。それぞれの活動分野は、おおむね次のとおりです。

項目	専門的ボランティア	一般ボランティア	
ボランティア	1 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保	1 避難所の運営への協力	
の活動分野	健師等の医療関係従事者	2 炊き出し、食料等の配布	
	2 建築物の応急危険度判定士	3 救援物資や義援品の仕分け・配	
	3 通訳(外国語、手話)、翻訳	給	
	4 被災者への心理治療	高齢者、障害者等要援護者の介	
	5 高齢者、障害者等の看護		
	6 アマチュア無線技士等	5 清掃	
	7 獣医師等のペットの医療・飼養関係従	6 安否情報、生活情報の収集・伝	
	事者	達	
	8 その他専門的知識・技能を要する活動	7 その他被災地における軽作業	
	等	等	

消防局 市民局

2 ボランティアが活動しやすい環境の整備

(1) 協力、信頼関係の確立

市内のボランティア団体が自主的に設立した横浜災害ボランティアネットワーク会議等との交流・連携を日ごろから深め、本市と横浜災害ボランティアネットワーク会議や関係団体との協働により整備した受け入れ・派遣体制づくりのガイドラインに沿って、ボランティアが円滑に活動できる体制づくりを推進します。

(2) ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報発信

全国から集まるボランティアは、被災者のニーズや地理等が不案内であることから、円滑かつ効果的にボランティア活動を行うためには、的確な情報を提供する必要があります。

本市では、区災害対策本部にボランティア班を設置し、災害時におけるボランティア活動の連絡調整にあたる対応窓口を明確にするとともに、情報及び活動場所の提供等を行います。

(3) 市民活動保険制度

災害発生後、市内在住者等のボランティア、ボランティア団体等による災害救援活動中に 発生した事故については、原則として横浜市市民活動保険の対象となります。

(※事故の発生状況等により対象とならない場合があります。また、地震や津波等地殻変動を伴う天災を直接の原因とする事故は対象となりません。)

3 専門的ボランティアの養成・登録

建築局

(1) 応急危険度判定士

横浜市では、神奈川県及び県内他市町村とともに「神奈川県建築物震後対策推進協議会」を設立し、地震により被災した建物が安全に使用できるかどうかの判定作業を行う「応急危険度判定士」の養成、判定士の災害補償制度の確立、判定体制の整備等を推進しています。

項目	内 容		
応急危険度判	平成 20 年 3 月末		
定士の養成	11,172 人登録(県内)		
	市内登録者 4,674 人のうち市職員は334 人		
	今後も1万人を維持する。		
判定体制の整	1 県内及び近隣都県との広域的相互応援体制を整備する。		
備推進	2 市内の応急危険度判定士を組織化し、判定模擬訓練や参集訓練を行うこと		
	により、震災時における実践力の向上を図る。		
	3 震災時の動員体制を明確にし、即応体制の確立を図る。		
	4 応急危険度判定を迅速かつ円滑に行うため、判定活動を指示するコーディ		
	ネーター(本市職員)を養成する。		
	5 阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの経験を生かし、迅速な判定活動		
	を行うための判定マニュアルを整備する。		
	6 円滑な判定作業を行うための活動エリアマップを作成し、判定結果がすぐ		
	に集計できる体制づくりを進める。		
	7 民間ボランティアで構成される応急危険度判定士が、いつでも活動できる		
	ように、必要な資機材を確保する。		

(2) 被災宅地危険度判定士

地震に伴い、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図るための危険度判定を実施する「被災宅地危険度判定士」の養成、体制の整備等を推進します。

項目	内 容
被災宅地危険度判定士の 養成	平成 20 年 3 月末 1,765 人登録(県内) 市職員は 280 人

建築局

健康福祉局 都市経営局 消防局

(3) その他の専門的ボランティア

医師、看護師等の医療従事者、高齢者、障害者等の看護など専門的な知識や技能、資格等 を有するボランティアは、原則として、その技能ごとに必要な環境整備を推進します。

区分	}	担当部署	内容	
医療ボラン ティア	医師 薬剤師 看護職	健康福祉局保健事業課	被災状況に応じた、より実際的なボラン ティア活動体制を立ち上げるため、ボラン ティアの受付・登録を、発災後に実施する。	
福祉関係		健康福祉局福祉保健課	福祉関係のボランティアは、災害時に られるものではなく、高齢社会においてのニーズは、ますます大きくなっている。 ボランティア登録は、市社会福祉協議会、 区社会福祉協議会等で行うことができる。	
外国語の通訳・翻訳		都市経営局国際政策室	外国語の通訳・翻訳関係のボランティアは、災害時に限られるものではなく、(財)横浜市国際交流協会(YOKE)や国際交流ラウンジなどでは、平常時から、外国語の通訳をするボランティアの派遣を行っており、災害時についても連携・協力を図る。	
アマチュア無線技士		消防局危機管理室	横浜市アマチュア無線非常通信協力会と 災害時の協力に関する協定を締結してい る。	

4 一般ボランティアとの協力体制の確立

ボランティアは、自発的で自由な意志による公益的な活動であり、行政とは、お互いの立場 を尊重し、お互いの良さを生かしつつ、協力して被災市民の救援・救護・自立の援助にあたる ことを基本とします。

(1) 横浜災害ボランティアネットワーク会議との協力

平成8年5月、震災発生時に、市民への救援活動を積極的に行おうとする市内のボランティア団体が、横浜災害ボランティアネットワーク会議を設立し、お互いの主体性を尊重しながらも、平常時から分野を越えた幅広い交流を図っています。この会議には、本市もオブザーバーとして参加し、状況に応じた協力体制づくりを共に進めています。

項目	主な活動	主な構成団体 (平成 20 年 4 月現在)
横浜災害	1 ボランティア団体間での交流と	学校法人岩崎学園、神奈川県生活協同組
ボランテ	情報交換	合連合会、金沢区災害ボランティアネッ
ィアネッ	2 適切な支援活動を行うための研	トワーク、ガールスカウト横浜市連絡協
トワーク	修会等の開催	議会、港北区災害ボランティア連絡会、
会議	3 被災地の状況に応じた効果的な	ボーイスカウト横浜市連合会、鶴見区災
	支援プログラムの開発・実施	害ボランティアネットワーク、(財)横浜
	4 災害ボランティアコーディネー	市国際交流協会、(社福)横浜市社会福祉
	ター養成講座の開催	協議会、横浜市身体障害者団体連合会、
	5 各区におけるボランティア団体	(財)横浜市青少年育成協会、(財)横浜
	間のネットワーク化の推進	YMCA ほか
	6 災害ボランティアシミュレーシ	
	ョン事業の実施	

<u>消防局</u> 市民局

(2) 区における体制づくり

ボランティア活動は、被災した地域に入って展開されるため、ボランティア活動拠点が区単位で必要となります。区本部長は、震災発生時にボランティアニーズの把握、情報提供、活動場所の提供などが円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、コーディネートをするボランティア団体等の活動を支援します。

ア 顔の見える関係づくりの推進

震災発生時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、日頃から区役所、市民、地域のボランティア団体、地域防災拠点等の関係者間で、顔の見える関係ができており、連絡調整や協力・連携が図りやすい体制となっていることが非常に大切です。

区長は平常時から、「区災害ボランティアネットワーク」やボランティア団体等と協力し、 防災訓練やボランティア・シュミレーション活動等を通じて顔の見える関係づくりを推進 します。

イ 区内ボランティア団体間のネットワーク化の早期確立

区長は平常時から「横浜災害ボランティアネットワーク会議」と協力し、受け入れ・派 遺体制づくりのガイドラインに沿って、区内ボランティア団体間のネットワーク化を早期 に確立し、区における体制づくりを推進します。

消防局

5 横浜市退職者の登録制度

(1) 地域防災協力員制度

ア 横浜市退職者によるボランティア活動への登録制度

地域に密着したボランティアとして、横浜市退職者を対象に任意登録による「地域防災協力員制度」を創設し、知識と経験を生かした支援・協力を得ます。

イ 組織

区ごとに協力員会を組織し、平常時から災害対策に関する協力体制をつくります。

ウ 役割

区本部長の要請に基づき、区で行う災害対策業務に協力をしてもらいます。

(2) 横浜市消防活動支援 OB 隊制度

本市では、消防活動に関する知識と経験を有している消防局消防吏員の退職者を対象として、任意登録による「横浜市消防活動支援 OB 隊制度」を創設しています。この制度は、市域において震災が発生した場合、居住地の防災活動を行った後、直近の消防署又は消防出張所に参集し、ボランティアの職員 OB 隊として、被害情報の収集、応急救護活動、救助・救急活動など消防局の行う災害応急対策に支援・協力を得る制度です。

(3) 横浜市水道局災害時支援協力員制度

本市では、水道事業に関する知識と経験を有している水道局退職者を対象として、任意登録による「横浜市水道局災害時支援協力員制度」を創設しています。この制度は、市域において震災が発生した場合、水道施設の被災情報の収集、応急給水活動など水道局が発災後初期に行う災害活動にボランティアとして支援、協力を得るもので、市民への応急給水、応急復旧作業を効率よく推進することを目的としています。

<u>消防局</u>

水道局

健康福祉局

6 赤十字防災ボランティア

日本赤十字社神奈川県支部は、日本赤十字社が行う災害救護救援活動に参加、協力する個人、 団体等の防災ボランティアの育成及び活動を推進しています。

本市は、防災ボランティアの育成について、日本赤十字社神奈川県支部と協力体制づくりを進めていきます。

- (1) 防災ボランティアの育成
 - 赤十字防災ボランティアの登録希望者を対象として、養成研修会を開催しています。
- (2) ボランティアリーダー・地区リーダーの養成

組織的かつ効果的にボランティア活動を展開するためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要です。そのため、赤十字防災ボランティアリーダー、地区リーダー等を養成するため、防災ボランティア地区リーダー養成研修会を開催しています。

連絡先

日本赤十字社神奈川県支部 電話 045-628-6306

消防局 市民局

7 ボランティア意識の啓発

ボランティア団体が災害を視野に入れたネットワークづくりを行いながら、市民や関係者に向けて行う事業の共催等を通じ、ボランティア意識の高揚を図ります。

第9章 災害に強い地域づくり

震災の被災者の多くが、地域の助け合いの重要性を痛感したと述べています。倒壊家屋からの被災者の救出、バケツリレーによる初期消火、地域ぐるみの炊き出しなど隣近所の助け合いや地域住民の相互協力による防災活動が被害の拡大防止、軽減に大きな力を発揮しました。

本市では、地域の自主防災組織、事業場等の自衛消防組織の結成を促進し、その育成に努めるとともに、相互に協力できる体制を確立することにより「災害に強い地域づくり」を推進します。

この章では、「災害に強い地域づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 自主防災組織の強化

1 区防災対策連絡協議会

本市では、各区ごとに行政、防災関係機関、住民組織等の代表者からなる区防災対策連絡協議会を設置しています。区防災対策連絡協議会は、身近な住民の声を反映した防災対策の促進、 地域の状況を踏まえた区別防災計画の策定など区域の総合的な防災対策を推進しています。

地域の仏流を踏まえた区別防火計画の東足など区域の総合的な防火対東を推進しています。				
項目	主な構成メンバー	主な事業		
	本市、指定地方行政機関、指定公共機関、そ	1 区別防災計画の策定		
	の他防災関係機関、地域住民等の代表で構成	2 防災知識の普及		
		3 防災訓練の実施		
	区役所、消防署、土木事務所、資源循環	4 応急対策の推進		
	局事務所、水道局地域サービスセンター、	(人命救助救出、被害情報の		
	学校、警察署、医師会、歯科医師会、薬	収集、地域住民への情報伝		
反吐《分华	剤師会、消防団、東京電力㈱、東京ガス	達、被災者の収容及び避難		
区 防 災 対 策 連絡協議会	㈱、エルピーガス協会、東日本電信電話	所の運営、応急救護所設置		
	㈱、鉄道・バス事業者、自治会・町内会、	及び応急救護活動、食料・		
	女性団体など フ	緊急救援物資等の輸送、そ		
		の他必要事項について協		
	(注)区ごとに構成メンバーは異なる	議)		
		5 区内主要駅等における混		
		乱防止対策		
		6 その他必要な事業		

2 地域防災拠点運営委員会

本市では、震災発生時に、地域住民の相互協力による防災活動、安全かつ秩序ある避難生活の維持等が円滑に行えるよう、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会を設置しています。

また、運営委員会相互の緊密な連携を図るため、区ごとに運営委員会連絡協議会を設置しています。

地域防災拠点運営委員会等の活動を支援するため、地域防災活動奨励事業により、その活動 経費を助成し、地域防災力の向上を図っています。

名 称	i	交付対象事業	交付金額	根拠法令等
地域防災。 奨励事業	活動	運室委員会が行っ会議	地域防災拠点あた り12万円	横浜市地域防災活動奨励助成 金交付要綱(平成8年6月か ら事業開始)

3 町の防災組織

本市では、横浜市「町の防災組織」活動費補助金交付要綱に基づき、区役所、消防署が中心となり自治会・町内会への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進めています。

「町の防災組織」が行う自主防災活動を支援するため、町の防災組織活動奨励事業により、その活動経費を助成し、地域防災力の向上を図っています。

項目	内 容		
町の防災組織の定める活動計	1 防災組織の編成及び任務分担に関すること。		
画	2 防災知識の普及に関すること。		
	3 防災訓練の実施に関すること。		
	4 情報の収集及び伝達に関すること。		
	5 出火の防止及び初期消火に関すること。		
	6 救出救護に関すること。		
	7 避難誘導に関すること。		
	8 給食給水に関すること。		

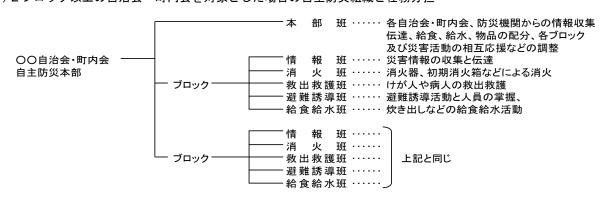
名 称	交付対象事業	交付金額	根拠法令等
町の防災組	1 備蓄食料・防災資機材等の購入	自治会・町内会を	横浜市「町の防災組
織活動奨励	(購入に際し援助する主な防災資機	単位として1世帯	織」活動費補助金交
事業	材)	あたり160円の活	付要綱
	消火器、非常食、メガホン、避難誘	動費補助金を交	
	導旗、ライト、ロープ、ポリタンク、	付	
	テント、三角巾、ヘルメット、担架・		
	医薬品セット		
	2 防災訓練の実施		
	3 防災のための映画会・講演会の開		
	催		
	4 組織運営のための会合		
	5 防災のためのチラシ等の印刷		
	6 その他防災活動の一環として実		
	施する事業		

(モデル組織)

(例1)1ブロック(50世帯)の自治会・町内会を対象とした場合の自主防災組織と任務分担



(例2)2ブロック以上の自治会・町内会を対象とした場合の自主防災組織と任務分担



4 横浜市民地震防災情報(わいわい防災マップ)

発災時に予想される様々な危険性や、また、それらの危険を回避するための情報を事前に提供することで、市民の防災意識の向上を図るとともに、市民自らの地震被害軽減の行動を促すことを目的として作成しました。掲載した情報に応じ3種類の地図により構成されており、本市ホームページで公表しています。

健康福祉局

第2節 在宅要援護者対策

地域の中には、震災発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される寝たきりの状態や認知症の要援護高齢者、身体障害や知的障害や精神障害のある障害(児)者等(以下「在宅要援護者」という。)が暮らしています。

本市では、在宅要援護者やその家族、地域住民が安心して暮らすことができるよう、在宅要援護者の安全確保及び早期に生活の安定を図るための在宅要援護者対策を推進します。

1 本市及び市民の役割

区分	基本方針
本市の役割	1 地域防災拠点での生活が困難な要援護者のために、社会福祉施設、特別支援
	学校等(注)を特別避難場所として開設する。
	特別避難場所については、引き続き特別避難場所となる施設確保を推進し、
	要援護者が必要な援護を受けられる体制を強化する。
	2 在宅要援護者の支援活動が円滑に実施されるよう、関係機関、団体等との連
	携を強化する。
	3 地域住民を支援し、在宅要援護者が地域の中で安心して暮らせるよう、諸条
	件の整備に努める。
	地域防災拠点における要援護者のケアに対する理解を広め、要援護者を地域
	で支える体制づくりを支援する。
市民の役割	1 在宅要援護者の災害対策を、行政との相互協力のもとに、地域の連帯という
	観点から主体的に取り組む。
	2 在宅要援護者自らが避難行動能力の向上に努められるよう、日ごろから支援
	する。

2 対象者の範囲

震災対策上対象とする在宅要援護者の範囲は、在宅で生活を営み、おおむね次に掲げるいず れかに該当する者及びこれに準じる援護を必要とする者とします。

区分	対象者
高齢者	おおむね65歳以上の者で次に掲げる者
	1 寝たきりの状態にある者
	2 認知症のある者
	3 ひとり暮らしの者など
障害(児)者	1 身体障害(児)者
	2 知的障害(児)者
	3 重度重複障害(児)者
	4 精神障害(児)者
乳幼児・児童	乳幼児、小学校低学年
負傷者・病弱者	けがをしている者、病弱な者
妊産婦	妊娠中の女性及び産後2箇月を経過しない女性

(注) 平成 19 年 4 月 1 日施行の 「学校教育正り の一部を改正す る法律」により、 盲学校・養護学校は、 特別支援学校校 名称を変えました。

3 在宅要援護者の事前対策

(1) 家庭や地域の中で「震災から在宅要援護者を守る」ための取組みの推進

ア 自主防災意識の普及

防災に関する一般的広報に加え、防災指導、防災訪問等の機会をとらえ、在宅要援護者 やその家族に対し、家庭内での在宅要援護者の安全対策について指導します。

また、地域住民に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「震災から在宅要援護者を守る」という自主防災意識を普及啓発します。

イ 地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」ための体制づくりの推進

地域防災拠点運営委員会及び町の防災組織等の自主防災組織は、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」ための取組みとして、在宅要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の修得に努めます。

また、日ごろから、民生委員・児童委員、友愛活動推進員、保健活動推進員、ボランティア、近隣住民等が相互に連携し、在宅要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワーク等の支援体制を確立します。

(2) 迅速な援護活動体制の整備

ア 高齢者・障害者等災害時要援護者緊急対策要領の作成

震災発生時、在宅要援護者を適切に援護するためには、地域防災拠点や在宅で援助を必要としている要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要です。

本市では「高齢者・障害者等災害時要援護者緊急対策要領」を作成し、震災発生時に行う 要援護者の緊急安全調査及び調査の結果、緊急な対応を要する場合の活動要領について定 めています。

イ 在宅要援護者の名簿作成

区長(福祉保健センター)は、震災時における要援護者の援護活動に活用するため、既存 の資料を整理した地域防災拠点ごとの在宅要援護者名簿を作成・保管します。

項目	目的	対象者	保管・開示	更新
在宅要援護者の	震災時における、	当面、高齢者(ひ	名簿は、平常時は	名簿は、適宜追加
名簿作成	在宅要援護者対	とり暮らし、寝た	プライバシー保	修正を行うとと
	策の円滑な実施	きり、認知症)及	護のため区で保	もに、年2回更新
	を目的とする。	び障害者等とす	管し、震災時に	する。
		る。	は、住民等に開示	
			して区職員等と	
			協力して活用す	
			る。	

ウ 民間福祉事業者との連携

民間の居宅介護支援事業者、福祉サービス提供事業者等と調整し、災害時の安否確認、 要援護者の移送、福祉機器の提供、避難生活中の介護度を上げないための事業などについ て、協力協定を締結していきます。

(3) 在宅要援護者のための避難場所の確保

ア 地域防災拠点における在宅要援護者用スペース等の確保

在宅要援護者は、身体の安全や健康の維持について、特段の配慮が必要なことから、地域防災拠点運営委員会は、男女別在宅要援護者用スペース及び介護者や介護用資機材のためのスペースの確保に努め、地域住民はそれに協力します。

イ 特別避難場所の指定

地域防災拠点での避難生活に適応できない在宅要援護者のために、社会福祉施設などを特別避難場所として指定し、あらかじめ期限を定めて使用します。

また、「災害時における在宅要援者のための特別避難場所の協力に関する協定」を締結し、特別避難場所の確保を図っています。

県有施設については、要援護者の一時受入れのため必要がある場合には、県に対し施設の一部利用を要請します。

項目	指定施設	機能等	その他
特別避難場所	1 社会福祉施	1 特別避難場所に指定された社	1 特別避難場所は、あら
の指定	設	会福祉施設等は、避難生活に必	かじめ各施設ごとに定
	2 特別支援学	要な防災資機材(発電機、担架	められた人数の範囲内
	校	等)、食料、水、生活用品等を備	で避難者の受入れを行
	3 地区センタ	蓄する。	う。
	_	2 地区センターでの備蓄はしな	2 避難者の受入れは、区
		い。	長が認めた場合とする。

健康福祉局

第3節 社会福祉施設等における安全確保対策

社会福祉施設等には、寝たきりの状態や認知症の高齢者、身体障害や知的障害や精神障害のある障害(児)者、乳幼児など震災発生時に、自力で避難することや臨機な対応をとることが困難で、人の介助を必要とする要援護者が多数入所又は通所しています。

本市では、これらの要援護者やその家族が安心して暮らすことができるよう、社会福祉施設等における安全確保対策を推進します。

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

戸棚類の転倒、壁や備品等の落下による危険から利用者の安全を確保するため、施設内の総 点検を行い、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じています。さらに、この 安全措置を徹底するため、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

(1) 地震防災応急計画の策定

施設管理者は、地震発生時に円滑な災害応急対策が展開できるよう、防災組織体制、出火防止対策、救護対策、避難対策その他必要事項を定めた地震防災応急計画を作成し、職員等 へ周知徹底を図ります。

(2) 防災教育の実施

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・ 行動について周知徹底を図ります。

(3) 防災訓練の実施

施設管理者は、年 2 回以上(児童福祉施設については少なくとも毎月 1 回)行われる避難訓練のうち 1 回は、大規模地震を想定した訓練を実施します。その際、夜間、休日など職員が少ない状態における対応についても配慮します。

なお、訓練にあたっては、消防局の指導、助言を受けるとともに、近隣の自治会、町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアの参加による実践に促した訓練の実施に努めます。

(4) 備蓄等の充実

施設管理者は、地震への備えとして、水の確保策を講じるとともに、施設の実状に応じて 3日分の水を汲み置き、食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等を備蓄 します。

また、特別避難場所となる施設は、要援護者の受入れに必要な物資を備蓄するほか、緊急 連絡用機器等の整備としてファックス等複数の通信手段と自家発電装置を整備するとともに、 代替伝達手段としてのバイク、自転車等を整備します。

3 地域との連携強化

(1) 応援協定等の締結

社会福祉施設等の入所、通所者には、自力で避難することや臨機に対応することが困難で、 人の介助が必要な要援護者も多いため、震災発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施 設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠です。

このため、近隣の自治会・町内会、企業等との災害時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進し、地域住民の協力による安全確保対策を推進します。

(2) 広域的な応援体制の整備

施設種別や在宅サービスの種別又は専門職種など、様々な区分ごとに、それらの広域な組織と震災時の緊急応援について、協定の締結を推進します。

都市経営局

消防局

第4節 外国人支援策

地域の中には、日本語の理解が十分でない外国人や日本の生活習慣に不慣れで震災発生時の対応やその後の生活に様々な不安を持つ外国人が暮らしています。

本市では、こうした外国人の不安を解消し、安心して暮らすことができるよう、外国人の安全確保及び早期に生活の安定を図るための外国人支援策を推進します。

1 外国人への防災意識の普及啓発

外国語版の防災情報のホームページ掲載、外国語防災啓発冊子の配布を行うとともに、外国 人支援ボランティアと連携するなど、防災意識の高揚を図ります。

また、外国人が参加しやすい防災訓練の工夫や災害を模擬体験できる機会などを提供します。

2 迅速な支援体制の確保

(1) 災害時広報

震災時には、マスメディアを通じて外国語放送による地震情報、安否情報、被災情報等を 提供するとともに、市内及び市外の外国人支援ボランティアの協力により、災害時の効果的 な広報を行います。

放送機関	放送する外国語	
エフエム・インターウェーブ(株)	英語、タガログ語、ハングル、インドネシア語、 中国語、ポルトガル語、タイ語、スペイン語、 フランス語	
横浜エフエム放送(株)	英語	

(2) 外国人相談の実施

震災発生後、外国語の通訳・翻訳ができるボランティアを臨時市民相談室へ派遣し、外国 人への生活情報の提供等を実施します。

(3) 在日外国公館や海外との連絡調整窓口の設置

在日外国公館等との情報交換や海外からの支援、取材に対応するために、連絡調整窓口を 都市経営局国際政策室に設置します。

(4) 短期滞在外国人などへの対応

短期滞在外国人などへの対応も、同様な外国人支援策の実施に努めます。

教育委員会事務局

第5節 学校施設における安全対策の推進

児童生徒の安全確保を図るため、学校施設における安全対策を推進します。

1 学校施設内の安全対策の推進

- (1) 校舎・体育館の窓ガラスへの飛散防止フィルム貼付、理科実験用の薬品、実験・実習で用いる危険物等の安全管理の徹底、教材・備品等の転倒落下防止等の安全措置を講じ 学校施設内の安全対策を推進しています。
- (2) 校長は、プール、貯水槽での貯水をできる限り行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

(1) 学校防災計画の策定

校長は、地震発生時に円滑に児童生徒の安全を確保するため、避難方法、安全指導体制、 教職員の役割分担、情報連絡体制その他必要事項を定めた防災計画を作成し、教職員等へ周 知徹底を図ります。

(2) 教職員の動員体制

学校教職員は、大地震が発生した場合、原則として、所属校(ただし、教育委員会が指名した者は、直近校)へ参集する体制を確立しています。

校長は、所属校動員者及び直近校動員者を常に把握するとともに、学校と緊急な連絡をとる方法を確認しておきます。

(3) 地域防災拠点運営委員会との連携

地域防災拠点に指定されている校長は、避難所運営の方法、役割分担、救急処置体制、学校再開準備などについて、当該地域防災拠点運営委員会に協力するとともに、平常時から震 災発生時には避難場所となる事態に備えます。

(4) 学校再開準備班の確立

校長は、震災発生時、円滑に児童生徒の学習の場を確保するため、学校再開準備班の体制 整備を推進します。

(5) 学用品の管理

校長は、重要書類、文書、諸帳簿、教材、備品等の管理及び非常持ち出しについて、日常 指導を徹底し、被害を最小限にするよう努めます。

3 児童生徒の安全確保体制の確立

(1) 防災教育の実施

児童生徒に対して、防災ハンドブック「地震と私たち」等を活用した防災教育を行い、それ ぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知します。

さらに、教職員の研修会等を開催し、防災教育に関する指導力や震災時の防災対応能力を 高めます。

(2) 防災訓練の実施

児童生徒の安全を確保するため、実践的な学校防災訓練を行います。

(3) 学校防災計画の具体的行動マニュアルに基づき、在校時・校外学習時・登下校時、在宅時のそれぞれに安全に避難できるようにします。

また、教育委員会は、児童生徒の避難方法、安全指導体制、教職員の役割分担、情報連絡体制などについて、学校が震災時に適切に対応できるように、具体的かつきめ細かい指導や研修を行います。

(4) 保護者等の連絡体制の確保

校長は、学区内の地域及び町内別に児童生徒数を把握しておくとともに、あらかじめ PTA と協議し、地域の自治会、町内会等の協力を得て緊急時に保護者と連絡する方法、登下校の安全経路、児童生徒の保護措置などの安全対策を確立します。

建築局

第6節 地域での安全対策

1 危険ブロック塀対策

横浜市危険ブロック塀等改善事業及び生垣設置(ブロック塀の生垣転換)事業により、市内の 危険ブロック塀等の除去等を促進します。

2 中・高層建築物等からの落下物対策

市内にある3階建以上の建築物の所有者に対し、建築物の外壁、開口部及び窓ガラス、煙突、 広告塔、高架水槽その他建築設備等の落下防止対策について広報します。

また、落下のおそれのある建築物については、建築物の防災上の改修と落下物の防止対策を促進します。

3 家具類の転倒防止対策

地震発生時、家具類の転倒や備品等の落下により、負傷したり、圧死する危険があります。 本市では、これらの被害から市民の安全を守るために、家具類の転倒防止や高いところに置 かれた荷物の撤去などの安全対策の普及を図ります。

第7節 事業者の危機管理力の向上

事業所で使用される火気、危険物等は、一般家庭よりも規模が大きく、そのため地震発生時における火災の発生や危険物流出などによる二次災害の大きさ、危険性は、一般家庭より高いといえます。

横浜市震災対策条例第8条から第10条では、事業者の基本的責務について、「事業者はその 社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保ととも に、食料、水等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らな ければならず、また、市の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めなければなら ない。」と定めています。

消防局

1 事業者のとるべき措置

事業者は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を果たすため、事業所防災体制の充実強化に努めるとともに、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するため次の対策を講じます。

- (1) 事業場内外の安全化、防災計画や非常用マニュアルの整備など事業活動における継続対策
- (2) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄など従業員、顧客の安全確保対策
- (3) 地域活動への参加や自主防災組織等との協力関係の確立など地域社会における安全確保対策

消防局

2 事業者の防災計画

事業者は、自らの事業場と来場者や従業員の生命、身体の安全確保及び周辺地域の安全確保のため、横浜市震災対策条例第 10 条に基づく防災計画を策定し、市長に届け出なければならないこととなっています。

ただし、消防法の規定に基づき消防計画又は予防規程を作成し、又は、石油コンビナート等災害防止法に基づき防災規程を作成し、かつ防災計画に規定すべき事項を包含しているものについては、防災計画を提出したものとみなします。

項目	規定すべき主な内容		
	1 防災訓練及び防災に関する研修に関すること。		
	2 防災組織に関すること。		
事業者の防災計画	3 施設等に対する安全の確保に関すること。		
	4 防災関係機関との連絡体制に関すること。		
	5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項		

3 事業者に対する指導

(1) 予防査察による是正指導

施設の不備欠陥を早期に発見し、地震発生時の出火及び延焼拡大の危険要因を排除するため、火災予防査察を通じて、次の事項を主眼とした事前指導を徹底します。

- ア 防火管理者選任義務対象の事業者について、職場を組織的、機能的に活用して、地震に 対する事前対策と震災発生時の応急対策を効果的に行えるよう行政指導を強化し、事業場 における防災管理体制の確立を図ります。
- イ 消防用設備等の機能に不備がないよう法定点検と自主点検の確実な実施について指導を 強化します。
- ウ 火気使用設備・器具等の安全管理を徹底し、自主点検の完全励行の指導を強化します。
- エ 危険物・指定可燃物等の安全な取扱いと適正管理の指導を強化します。
- オ 事業場ごとに計画をたて、従業者等に対して積極的に防災教育を実施するよう指導します。
- カ 事業者の防災計画及び防災教育等の適否を訓練、研修等の機会を通じて検証することにより、実態に即した体制が確立されるよう助言、指導します。
- キ 本市域は、大規模地震対策特別措置法に基づく強化地域外であるが、広範囲にわたる地 震被害を軽減するため、不特定多数の者が出入りする施設、要援護者等が利用する施設、 危険物保有施設等に対しては、同法第7条に準じた取扱いを行い、当該施設に係る地震防 災応急計画(以下「応急計画」という。)の作成について指導します。
- (2) 防災技術指導

増加する大規模建築物において、防災情報を一元的に管理する防災センター要員に対し、 複合災害である地震対策を主眼とした実践的な教育を通して、その自衛消防力を最大限に発 揮させることを目的とした教育訓練を実施します。

また、大規模防火対象物又は不特定多数の者が利用する防火対象物並びに商店街等指定地 区の防火対象物の防火管理者及び自衛消防隊員を対象に、年間を通し各種講習会を実施しま す。

4 事業場による訓練参加及び実施

本市は、事業場が本市や地域の防災訓練に参加するよう努めるほか、事業場が自ら防災訓練を実施するよう促します。

項目		実施時期	訓練項目
事業場	毎月	毎月 15 日の「市民防	1 各個訓練
におけ		災の日」	(1) 情報受伝達訓練
る防災	1月	1月17日の「防災と	被害状況の把握と報告、従業員等に対する指示連
訓練		ボランティアの日」	絡、混乱防止のための放送、火災発生時の消防機関
		を中心とする期間内	への通報要領、消防隊への情報提供等
	春	春の火災予防運動	(2) 避難訓練
	9月	9 月 1 日の「防災の	避難誘導要領、自動火災報知設備や避難設備など
		日」を中心とする期	の取扱要領
		間内	(3) 出火防止訓練
		9月9日の「救急の	火気使用施設の電源、燃料の供給停止と石油等危
		日」を中心とした救	険物の漏えい防止措置
		急医療週間	(4) 消火訓練
	秋	秋の火災予防運動	消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、小型ポンプの
	11月	11月9日「119番の	取扱要領等
		日」	(5) 救助・救急訓練
	不 定	その他事業者が独自	救護者の搬送、ロープ結索、三角巾による包帯法
	期	に計画する防災訓練	等応急手当
		等	2 総合訓練
			上記の各個訓練を総合的に組み合わせ、年1回以
			上実施する。

消防局

消防局

5 事業場の自衛消防組織の充実

大規模事業場等に対する指導は、自衛消防隊員の知識や技術の向上を図るほか、資機材の整備充実についても併せて指導します。

その他の事業場に対しては、防災指導などの機会を通して、自衛消防隊員の技術向上のほか、 事業場等の消防施設や人員を活用した地域への消防力支援体制づくりなどについても指導しま す。

項目	資機材の内容			
大規模事業場	1 個人装備			
等の資機材の	消防用ヘルメット、防火衣又は作業衣、携帯用照明器具、警笛、防火靴			
整備	2 消防隊用装備			
	消火用機器資材、破壊用器具、拡声用機器、救助・救急機器資材、連絡用			
	機器			

消防局

6 生活物資等の市民への安定供給の協力

事業所等は、震災により生活物資等の供給に混乱や不安が起こると推測される場合、市民の 安全確保や生活安定のため自らの社会的責任を遂行し、それぞれが保有する資機材、生活物資 等の供給について、積極的に協力します。

経済観光局

第8節 経済・産業復興への備え

1 産業防災連絡会議の設置・開催

震災に対する産業面でのさまざまな備えを進め、迅速な経済復興、生活支援、雇用の確保を 図るため、企業と行政などで構成される「産業防災連絡会議」を設置・開催し、企業等の産業防 災への取り組みの促進を支援します。

2 企業防災マニュアルの作成及び事業継続計画の策定支援

震災による被害を受けやすい中小企業を対象に、業種別の産業防災マニュアルを作成、配布 しています。また、中小製造業に対する事業継続計画策定の普及策を検討します。

3 産業ワンストップセンターの開設・運営

震災時における被災中小・零細事業者への一元的緊急相談窓口として「震災時 産業ワンストップセンター」を開設・運営します。

概要

- (1) 緊急相談窓口として位置づけ、被災事業者が求める「情報提供」「相談」「手続き」を可能 な限りその場で満たし、事業再建を支援します。
- (2) 開設・運営主体 横浜市経済観光局(地元経済界が協力)
- (3) 開設場所 「横浜情報文化センター」代表電話番号 045-664-3792
- (4) 開設時期・期間 被災後1週間以内に開設 ⇒ 原則として100日間開設
- (5) 相談体制 金融・労務・経営・法律及び情報関連相談

第9節 主要駅等における混乱防止対策の充実

地震発生直後は、鉄道機関の運行停止等により、ターミナル駅や繁華街等に大量の人々が足止め状態となり、大きな混乱が予測されます。このため「むやみに移動を開始しない」という原則を周知するとともに、事業所等に対して従業員等の留め置きを啓発し、帰宅困難者の発生を抑制します。更に、来街者等による混乱を防止するため、関係者の役割を定め、徒歩帰宅を支援することにより一時滞留者を減らすとともに、帰宅困難者のための一時滞在施設、備蓄物資等を確保するなど、以下のような対策を推進します。

1 主要駅等の混乱防止対策の推進

主要駅において、鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、所轄警察署、区役所等を構成員とする協議会等を設立し、情報受伝達マニュアル等の整備や定期的な防災訓練を実施するなど、 平常時からの連携強化を図ります。

2 関係者の役割

(1) 鉄道事業者の役割

鉄道事業者は、利用者の安全を確保するため、防災資機材や水、食料及びトイレパック等の備蓄、事業継続計画(BCP)等の整備、代替輸送手段の確保等に努めます。

(2) 事業者の役割

事業者は、それぞれの組織対応を原則とし、従業員や顧客等の安全を確保するため、防災 資機材や水、食料及びトイレパック等の備蓄や、建物の耐震化、什器の転倒防止など、従 業員等を事業所等に安全に留め置きできる環境整備に努めます。

(3) 学校の役割

児童・生徒・学生の安全確保のため、一定期間職員や児童・生徒・学生が校舎内に滞在することを想定して、水、食料及びトイレパック等の備蓄に努めます。

(4) 市民の役割

「自らの身は自ら守る」ことを基本に、徒歩帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保に 努めます。

3 事業者等への啓発

主要駅等周辺の滞留者や帰宅困難者の発生を抑制するため、事業所・学校や市民に対する啓発を行います。事業所従業員や学校生徒については、それぞれの組織で対応することを基本とします。従業員の留め置きに賛同を得られた事業者等については、本市ホームページ上で「従業員留め置き協力事業所(仮称)」として広く PR するとともに、広報等を通じて事業所の拡大を図ります。また、施設利用者や顧客、施設周辺の帰宅困難者等の受入れについて啓発していきます。

一般市民については、①徒歩帰宅経路の確認、②家族との連絡手段の確保、③徒歩帰宅できる装備の内容等について啓発を図ります。

4 一時避難場所の指定

区長は、地震により大量の滞留者の発生が予測される主要駅等を中心に、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための一時避難場所を指定します。

5 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者の支援拠点(水、トイレ、災害関連情報の提供等)としてガソリンスタンド・コンビニエンスストア・ファミリーレストラン・郵便局等と協定を締結しています。

また、区長は必要に応じて幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として指定します。

6 帰宅困難者への支援

来街者や観光客など、徒歩帰宅を断念せざるを得ない人々が帰宅困難者となった時に備えて、帰宅困難者の安全の確保と災害関連情報等を提供するための「帰宅困難者一時滞在施設」の指定を行っています。本市施設や県・国の施設を選定し、主要駅や観光地周辺等では、民間施設や商業施設の協力を得て、平成24年3月末現在で134施設を指定しているほか、必要に応じて、区本部長は公共施設等を一時滞在施設として開設します。この施設では、帰宅困難者を一時的に受け入れ、休憩場所のほか、可能な範囲でトイレ、水、情報の提供等を実施します。

また、帰宅困難者用に、水、食料、アルミブランケット、トイレパックを想定される人数に応じて、備蓄しています。これらをパシフィコ横浜・横浜アリーナ・関内駅・戸塚駅周辺の備蓄庫や、区役所、消防出張所、一時滞在施設等に分散備蓄することで、迅速な配布を図ります。

7 代替交通機関の確保

要援護者等に対して、必要に応じ運行している駅等までのバス、船舶の代替交通機関を確保します。

消防局

第10節 危険物施設等の対策

平成15年に発生した北海道十勝沖地震では、主に屋外タンク貯蔵所が被害を受けました。 特に液面揺動により浮き屋根が破損・沈没し全面火災に至ったタンクが2基発生しています。

また、平成19年に発生した新潟県中越沖地震においては、危険物施設での危険物漏洩事故や破損事故等が同時多発的に発生いたしました。

これらのことから、近年の地震における危険物施設等の被害状況等を踏まえ、次の対策を進めます。

消防局

1 危険物施設等に対する指導

貯蔵又は取り扱う危険物の量の多少にかかわらず、市内の危険物施設等の管理者等に地震対策の強化を指導します。

ア 全事業所に地震発生時の対応策を盛り込んだ防災計画(自主保安基準:予防規程、防災規程、 その他)を作成させ、また、全従業員等に地震発生時にとるべき措置を周知徹底させます。

イ 事故情報の共有化により、同種事故を防ぐための対策を推進させます。

消防局

2 危険物施設等における訓練の実施

防災計画に基づく自主防災訓練の実施を促進するとともに、訓練の実施結果から防災計画の 実効性の検証と必要な見直しを行わせます。

消防局

3 施設の点検・補修等

消防法、石油コンビナート等災害防止法等法的規制を受ける施設だけでなく、全ての施設に対し日常点検を推進させ、耐震性の強化のための点検、補修等を指導します。

消防局

4 石油コンビナート地域の安全

神奈川県石油コンビナート等防災本部が策定する神奈川県石油コンビナート等防災計画に定める防災教育、防災訓練等の防災対策を積極的に進め、震災対策の充実を図ります。

環境創造局

5 有害化学物質等漏出災害予防計画

事業場では多種多様の有害化学物質等が使用、製造、保管されています。地震の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散、流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、有害化学物質等漏出災害予防対策を進めます。

- (1) 有害化学物質等取扱事業場における状況把握及び情報提供体制の整備 市内事業場で使用されている有害化学物質等の種類、量、排気、排水等の処理状況などを 定期的に調査し、取扱状況を的確に把握するとともに、その情報をデータベース化し、防災 関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備します。
- (2)「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「化学物質適正管理指針」、「先端技術に係る環境保 全対策指導指針」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」の対象施設の設置者及び「化学物質適正管理指針」、「先端技術に係る環境保全対策指導指針」の対象事業者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進めます。

- ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理
- イ 地震発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

<u>消防局</u>

第11節 重要防御地区等の指定

地震時における消防効果をあげるため、地域、対象物等の重要度に応じ、現有消防力を最も 効果的に投入すべき地域を明確にするため、重要防御地区及び重要対象物を指定しています。

区分	内 容
重要防御地区	住民の避難にあたって、火災等から安全を確保する必要のある街区及び延焼拡大のおそれが高い地区並びに地下街、主要駅等被災することが社会的に多大な影響を及ぼす地区であり、重要度に応じ、選択して火災等の防御活動が必要な地区
重要対象物	学校、公会堂、病院、区役所等の市民生活に直接影響を及ぼす避難者の収容施設、救護施設及び災害対策中枢機関等で延焼拡大のおそれのある地域に所在する対象物

第10章 津波対策

本章は、津波防災体制の整備に係る諸事業並びに津波警報・注意報等が発表された場合の防 災体制等について必要な事項を定めています。

なお、海外等を震源域とする地震により津波警報等が発表された場合にも、この計画を準用します。

第1節 予防措置

港湾局

1 防潮堤、護岸等の点検、整備

本市沿岸域の防潮堤、埋立護岸等については、建設年次の古い施設を対象に老朽度、天端高 (堤防、護岸の最高位をいう。)の点検及び耐震性診断を進めるとともに、堤体の安全性、有効 性に問題がある施設については改修、補修、補強等の措置を講じます。

環境創造局

2 下水道施設

(1) 管きょ

港湾区域及び感潮河川 *1 に流出している雨水放流管などで津波による影響を受けるところでは、背水 *2 の影響を受けないような処置を講じます。

(2) ポンプ場及び水再生センター

沿岸地域に築造されているポンプ場及び水再生センターでは、津波被災時に速やかに排水できるよう場内排水施設の整備など必要な対策を講じます。

また、老朽化している護岸については、引き続き改修を進めます。

※1 感潮河川:潮の干満の影響を受ける河川。満潮時には、海水が遡上する。水位・流速の 変化は、潮入りの区域よりもはるか上流にまで及ぶ。緩勾配の大河に多い。

※2 背 水:(バックウォーターと同意で、)下流の水流の状態によって、上流の水位が影響を受けること。また、その水位。

(出典:「大辞林」(三省堂))

環境創造局

3 河川

建設年度の古い河川護岸等の老朽化について、護岸高の点検・構造等の安全性の診断を実施し、改修・補強・嵩上げ等の措置を講じます。

消防局

4 防災意識の啓発

津波からの避難に関するガイドラインなどを活用し、防災訓練、講演会等あらゆる機会をとらえて、津波に関する正しい知識、防災意識の高揚、津波対策の周知等を広報します。

また、広報にあたっては次の事項について周知徹底します。

(一般的事項)

- ア 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビやラジオなどで直ちに情報を入手するとともに、標高5メートル以上の高台、又は、鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難する。
- イ 津波発生の恐れがある場合、いち早く海岸や河口から離れることが基本だが、特に津波到 達までの時間が短いと予測された場合は、「遠いところ」ではなく、「高いところ」へ避難す ることを心がける。
- ウ できるだけ、更に高いところに避難できるような場所や船舶などの漂流物を考慮して、海 に面する1列目より2列目、3列目の建物に避難する。
- エ 避難にあたっては、周囲に避難を呼びかけながら、また、できるだけ車を使用せずに避難 する。

- オ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わず、直ちに海岸や河川から離れ、近づ かない。
- カ 津波の到達時間は、震源や地域によって差はあるが、数分で到達することがあることを理解しておくとともに、第一波到達後も、津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報、注意報解除まで気をゆるめない。

(船舶について)

小型船舶(プレジャーボート等)については、一般的に次の点に留意するとともに、大型船や中型船、港内着岸船や航行船など種類別の留意事項については、京浜港船舶津波対策協議会で合意された船舶津波対策実施要領別添 1 「津波に対する船舶対応要領一覧表」によるものとします。

- ア 強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき は、直ちに港外に退避する。
- イ 地震を感じなくても、津波注意報や津波警報が発表されたら、すぐ港外に退避する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- エ 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

5 津波避難、退避の準備

- (1) 津波避難対象区域は、神奈川県が想定した「津波浸水予測図(想定地震:慶長型地震)」の 浸水予測区域を基本とし、県が想定した他の地震や本市のシミュレーションなどで浸水が予 測された地域についても避難対象区域とします。
- (2) 沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等が自主的に、早期かつ迅速に避難、退避できるよう、安全な高台や建物への避難訓練などを実施するなど、地域と連携して防災意識の高揚を図るとともに、市内外から沿岸部等に訪れる人への避難行動の啓発を実施します。
- (3) 小型船舶等の避難、安全性を確保するため、早期の沖合避難、係留船の係留綱補強措置、 引き上げ固縛措置等の自主防災行動力の向上を図ります。
- (4) 沿岸地域住民等が、自分の生活圏や現在いる場所の海抜を認識し、また、避難の際の目安となるよう、浸水が予測されている地域やその周辺の海抜10メートル以下の地域に海抜標示を設置しています。
- (5) 市民等が多く訪れる浸水予測区域内の公園などに、その周辺の浸水予測区域、避難施設及 び避難場所に適する高台等を表示した津波避難情報板の設置を進め、避難の周知・啓発を図 ります。
- (6) 浸水が予測されている区域から、安全な高台や建物に、概ね10分以内に避難できるよう、地域と連携しながら、津波避難施設の確保に努めます。

第2節 対象地域及び防災体制

1 対象地域

津波対策の対象地域は、神奈川県が想定した「津波浸水予測図(想定地震:慶長型地震)」の 浸水予測区域を基本とし、県が想定した他の地震や本市のシミュレーションなどで浸水が予測 された地域についても対象地域とします。

2 防災体制

(1) 災害対策本部等の設置

津波予報の発表があった場合の防災体制は、次のとおりとします。

- ア 地震の発生等により災害対策本部が設置されている場合は、その体制とする。
- イ 災害対策本部を設置するに至らない場合(市域に地震による揺れがなかった場合を含む。)は、次の体制とする。

消防局

消防局

津波予報の種別	市	区
津波注意報(津波注意)が発表されたと	市災害対策警戒本部	区災害対策警戒本部
き		
津波警報(津波)が発表されたとき	市災害対策本部	区災害対策本部
津波警報(大津波)が発表されたとき	市災害対策本部	区災害対策本部

- (2) 災害対策本部等の廃止
 - ア 津波注意報解除又は津波警報解除が発表されたとき。
 - イ 津波による被害の応急対策がおおむね完了したとき。
- (3) 災害対策本部の構成区局 全区局を対象とする。
- (4) 警戒本部の構成区局及び配備体制

津波注意報に伴う警戒本部の構成区局は、原則として次のとおりとします。

局	政策局、環境創造局、港湾局、消防局、道路局
区	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ケ谷区、磯
	子区、金沢区

横浜地方気象台 消防局

第3節 津波警報・注意報等発表時の措置

1 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の発表

(1) 津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ 気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分(一部 の地震※については最速2分以内)を目標に津波警報(大津波、津波)または津波注意報を 発表します。

※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュード が迅速に求められる地震

種類		解説	発表される津波の高さ	
津波警報	大津波	高いところで 3m 程度以上の津波が予	10m 以上、8m、6m、4m、	
		想されますので、厳重に警戒して下さ	3m	
		U,₀		
	津波	高いところで 2m 程度の津波が予想さ	2m、1m	
		れますので、警戒して下さい。		
津波注意報	津波注	高いところで 0.5m 程度の津波が予想	0. 5m	
	意	されますので、注意して下さい。		

(注)

- 1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- 2 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意解除」として速やかに通知する。
- 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津 波がなかったとした潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波予報区

本市の沿岸部が属する津波予報区は、次のとおりです。



東京湾内湾

千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。) 東京都(特別区に限る。)

神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。)

(3) 津波情報の発表

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどをお知らせします。

情報の種類	情報内容
津波到達予想時刻・予想される津	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の
波の高さに関する情報	高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
時刻に関する情報	
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表しま
	す。

(4) 津波予報の発表

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

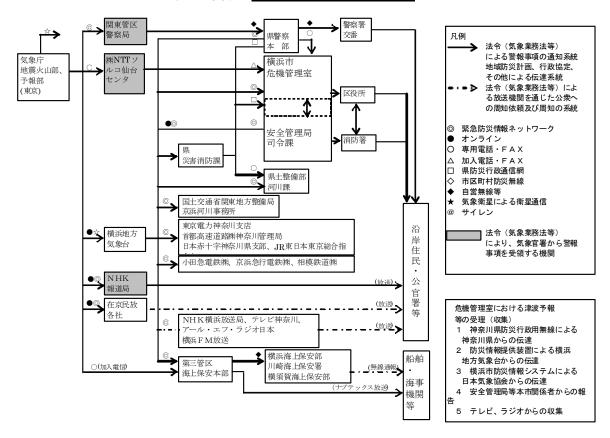
発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想され	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配
たとき	はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可
持次注意報解除後も海面変動が経 続するとき	能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに
初けるとさ	際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

2 津波警報・注意報、津波情報、津波予報の収集、伝達

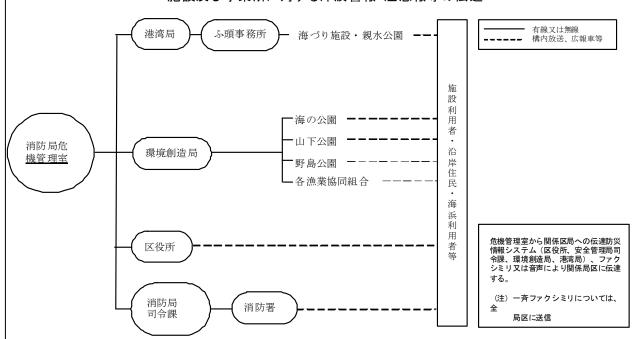
(1) 津波警報・注意報等の受伝達系統

気象庁の発表する津波警報・注意報、及び横浜地方気象台の発表する地震・津波情報等の 伝達を受けたときは、次の伝達系統図に従い、迅速かつ確実に伝達を行います。

津波に関する警報・注意報等の伝達系統



施設及び事業所に対する津波警報・注意報等の伝達



(2) 津波警報・注意報等の収集

津波警報・注意報等の受伝達系統図によるほか、次により津波に関する情報の収集を行います。

- ア 本市各区局及び防災関係機関は、地震を感じたときは直ちにテレビ、ラジオからの情報に注意し、的確な情報収集に努めます。
- イ 港湾局及び環境創造局は、強い地震により防潮堤、護岸等の損壊のおそれのあるときは、 津波災害の発生がないことを確認した後、に職員を派遣し、防潮堤、護岸等の巡回調査を 実施します。
- ウ 沿岸区の消防署は、津波注意報が発表されたときは、巡回警戒、潮位観測等を実施します。

(3) 沿岸地域住民、在泊船舶等への伝達

- ア 沿岸地域の区、港湾局、環境創造局及び沿岸区の消防署(以下「沿岸区等」という。)は、 津波警報・注意報等及び海面監視情報等を早期に掌握し、広報車、放送施設、サイレン等 により、沿岸住民、河川流域周辺住民等に津波警報・注意報等及び海岸から離れた高台等 への避難を広報します。
- イ 沿岸区の消防署は、津波警報・注意報等が発表された場合は、気象業務法に定める標識 により情報の伝達を行い迅速な情報伝達活動を実施します。
- ウ 横浜海上保安部は、津波警報・注意報等が発表された場合、港内及びその周辺海域の在 泊船舶等に対し、巡視船艇を巡回させ情報伝達を行います。

津波警報・注意報等文と標識

看	重類	解説	発表され	鐘音	サイレン音
			る津波の		
			高さ		
	津波注意	髙いところ	0.5m	●	(約10秒)
: -		で、0.5m		(3点と2点との斑打)	
洋 波		程度の津波			$ \leftarrow \rangle$
注		が予想され			
津波注意報		ますので、注			(約2秒)
+1X		意してくだ			
		さい。			
	津波	髙いところ	1 m 、	$\bullet - \bullet \bullet - \bullet \bullet - \bullet$	(約5秒)
		で2m程度	2 m	(2 点)	
		の津波が予			Ø _
		想されます			
		ので、警戒し			(約6秒)
津油		てください。			
津 波 警 報	大津波	髙いところ	3 m.	●——●—	(約3秒)
報		で3m以上	4 m 、	(連点)	
		の津波が予	6 m 、		Ø → O —
		想されます	8 m,		
		ので、厳重に	10m以		(約2秒)
		警戒してく	上		(短声連点)
		ださい。			
津津	津波注意	津波の心配		• • •—•	(約10秒)
津波警報解除津波注意報及	報解除	はなくなり		(1点2個と2点との斑打)	(約1分)
		ました。			$ \circ \longrightarrow \rangle$
解報	津波警報	津波の危険			
	解除	はなくなり			(約3秒)
び		ました。			

- (4) 避難の勧告、指示等に関する対策
 - ア 沿岸区等は、津波警報が発表されたとき又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、直ちに避難対象区域の沿岸住民、海浜利用者等に対して、サイレン、広報車、ハンドマイク、報道機関への発表、地域への連絡、防災情報Eメール、緊急速報メール、また、現在整備を進めている津波警報伝達システム等により避難の勧告、指示を行います。(第3部第8章第1節の1「避難の勧告、指示」参照)
 - イ 避難の勧告、指示にあたっては、沿岸区等は、津波警報、海面の状態及び地震による護 岸等の損壊状況等から総合的に判断し、避難対象区域に対して発令します。
 - なお、避難場所については、原則として、高潮対策を準用します。
 - ウ 前号の実施にあたっては、地元自治会・町内会、漁業協同組合等の協力を得て組織的に 実施します。
 - エ 警察は、津波警報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合若しくは危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに沿岸住民及び海浜利用者等に避難の措置を行い、安全かつ効率的な避難誘導を実施します。また、この場合において、市長からの要請があったときは、避難の指示を実施します。
 - オ 横浜海上保安部は、荷役・作業の中止及び港外への避難を勧告するとともに、船舶の入港を制限し、必要に応じて、船舶の移動を命じ、所要の規制を行います。

第3部:応急対策

第3部 応急対策

第1章 応急対策の基本

「第3部応急対策」は、発災後の対応について時間軸に沿い、体系的に応急行動のあり方を中心に定めている。

消防局

第1節 応急活動の基本

災害応急対策で最も重要な基本原則は、市民の生命及び身体を災害から保護することである。

1 消火活動の優先

火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先する。

2 情報受伝達

情報は適切な災害応急対策を行う基礎であることから、本市各部署、防災関係機関、市民等は、迅速かつ正確に情報を収集・伝達しなければならない。

3 市民の相互協力

市民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」との認識に立って、自らの身の安全を確保した後は、人命優先の観点から地域住民がお互いに助け合い、初期消火、救出救助、避難誘導などを協力して実施しなければならない。

消防局

|第2節| 関係機関等との連携

1 防災関係機関

応急活動は、短時間に集中的に実施しなければならないため、収集した情報に基づき、国、県、協定締結都市等関係機関に応援要請を行うとともに、受入体制を早期に確立する。

2 市民、事業所等

市民、事業所、ボランティア、協定締結団体等の協力を広く求めるとともに、受入体制を早期に確立する。

第2章 災害対策本部の設置

消防局

第1節 横浜市災害対策本部の設置

震災が発生した場合、本市は、災害対策本部を速やかに設置し、被災住民の救助やその他災害応急対策の実施など被害の発生を最小限に止めることが必要である。

この章では、災害対策本部の設置、運営等について、必要な事項を定める。

なお、市域で震度4又は震度5弱の地震(気象庁発表)が発生したときの災害対策警戒体制については、 第2部第6章第2節1(4)イを参照のこと。

1 市災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長(市長が登庁できないときは、横浜市災害対策本部条例の規定等による代理者)は、次の場合は、 災害対策基本法第23条第1項に基づき、市役所(本庁舎5階危機管理センター)に「横浜市災害対策本部」 (以下「市本部」という。)を設置する。

- ア 大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)第9条による「警戒宣言」(東海地震予知情報) が発令されたとき。
- イ 市域において震度 5 強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- ウ 市域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めたとき。
- (2) 設置通知

市災害対策本部長(以下「市本部長」という。)は、市本部を設置したときは、直ちにその旨を各区局長及び防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

2 区災害対策本部の設置

(1) 設置基準

区長(区長が登庁できないときは、「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」の規定等による代理者)は、次の場合に、区役所に「区災害対策本部」(以下「区本部」という。)を設置する。

- ア 大震法第9条による「警戒宣言」(東海地震予知情報)が発令されたとき。
- イ 市域において震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- ウ 市域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めたとき。
- (2) 設置通知

区災害対策本部長(以下「区本部長」という。)は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市長(市本部長)に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内防災関係機関等に通知する。

3 現地災害対策本部の設置

市本部長は、災害の規模及び態様により、被災現地において災害応急対策を推進するうえで必要であると認めたときは、市副本部長、市本部員その他の職員から、現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)及び現地本部員を指名し、災害現地又はその周辺の施設に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。

4 非常災害現地対策本部、緊急災害現地対策本部等との連携

市本部長及び現地本部長は、国の非常災害現地対策本部、緊急災害現地対策本部等が市内被災地に設置された場合には、十分に連携を図り、支援、協力体制を確保し、機動的かつ迅速な災害応急対策を実施する。

消防局

第2節 横浜市災害対策本部の廃止・縮小

1 市災害対策本部の廃止

- (1) 市本部長は、次のいずれかに該当する場合には、市本部を廃止することができる。
 - ア 地震発生後、市域において被害が限定的で応急対策が小規模であると認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。ただし、警戒すべき余震情報が発表されていないときに限る。
 - イ 「警戒解除宣言」が発令されたとき。
- (2) 安全管理部部長は、市本部が廃止されたときは、直ちにその旨を市本部部長、区本部長、防災関係機 関等に通知するとともに、市本部室において報道機関に発表する。

2 区災害対策本部の廃止

- (1) 区本部長は、次の場合には、区本部を廃止することができる。この場合において、区本部長は、市本 部が設置されている間にあっては、あらかじめ、市本部長の承認を得なければならない。
 - ア 地震発生後、区域において被害が限定的で応急対策が小規模であると認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。ただし、警戒すべき余震情報が発表されていないときに限る。
 - イ「警戒解除宣言」が発令されたとき。
- (2) 区本部長は、区本部を廃止したときは、速やかに、その旨を市長(市本部長)に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内防災関係機関等に通知する。

3 現地災害対策本部の廃止

- (1) 市本部長は、被災現地において災害が拡大するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、現地本部を廃止することができる。
- (2) 安全管理部部長は、現地本部が廃止されたときは、直ちにその旨を市本部部長、関係区本部長、防災 関係機関等に通知するとともに、市本部室において報道機関に発表する。

4 市・区災害対策本部の縮小

(1) 市本部長は、市域において被害が限定的で応急対策が小規模であると認めたとき、又は応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を縮小することができる。

なお、消防部部長は市本部を縮小したときは、市本部長に報告するとともに、防災関係機関等に通知する。

(2) 区本部長は、区域において被害が限定的で応急対策が小規模であると認めたとき、又は応急対策がおおむね完了したと認めたときは、区本部を縮小することができる。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあっては、あらかじめ、市本部長の承認を得なければならない。

なお、各区本部長は区本部を縮小したときは、防災関係機関等に通知する。

第3節 組織・運営

市・区本部、現地本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「横浜市災害対策本部条例」、「横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程」及び「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」に定めるところによる。

1 職務権限

- (1) 市本部
 - ア 市本部長(市長)
 - (7) 市本部の事務の統括
 - (イ) 市副本部長、各部部長、区本部長及び現地本部長に対する指揮命令
 - (ウ) 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
 - イ 市副本部長(危機管理監、副市長)
 - (7) 市本部長の補佐
 - (イ) 市本部長に事故があるとき、又は市本部長が欠けたときの職務代理
 - ウ 各部部長 (局長)
 - (7) 市本部長の命による市本部の事務
 - (イ) 各部の所属職員に対する指示
 - 工 各部副部長 (部長)
 - (7) 部長の補佐
 - (4) 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときの職務代理
 - オ 各部班長 (課長) 班員に対する指示
 - カ 班員(係長、職員) 班長の指示に基づく災害応急対策
- (2) 区本部
 - ア 区本部長(区長)
 - (7) 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括
 - (イ) 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)及び区本部各班長に対する指揮命令
 - (ウ) 各地区隊長及び消防地区本部長への指示又は要請
 - (エ) 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
 - イ 各地区隊長及び消防地区本部長(土木事務所長、消防署長)
 - (7) 所管する災害応急対策を実施
 - (イ) 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応 ただし、消防地区本部長は、安全管理部部長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、 区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報する。
 - ウ 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)
 - (7) 区本部長の補佐
 - (4) 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理
 - エ 区本部各班長 (課長) 班員に対する指示
 - オ 班員(係長、職員) 班長の指示に基づく災害応急対策
- (3) 現地本部
 - ア 現地本部長
 - (7) 現地本部の事務を掌理
 - (イ) 被災地の区本部長との連携による災害応急対策
 - イ 現地本部員

現地本部長の指示に基づく災害応急対策

2 運営

(1) 市本部

- ア 市本部長は、市本部を設置したときは、災害対策の基本方針を決定するため、「横浜市災害対策本部 条例」に基づき、本部会議を開催する。
- イ 市副本部長及び各部部長は、本部会議において、各部の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を市 本部長に報告する。
- ウ 各部は、情報収集員1名以上を本部に派遣する。
- エ 本部会議には、必要に応じて、自衛隊、神奈川県警察(横浜市警察部)、横浜海上保安部(京浜港長)、 郵便事業㈱横浜支店長、ライフライン事業者等関係機関の出席を求める。
- オ 市本部長、市副本部長、部長、班長(隊長)等が不在等の場合の代理、代決については、あらかじめ 別に定めた順位、方法等により行う。

(2) 区本部

- ア 区本部長は、区本部班長、地区隊長及び関係機関からの被害情報等に基づき、区域における災害応急対策を実施する。
- イ 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告する。
- ウ 地区隊及び各部出先機関は、必要に応じて、区本部に連絡員を派遣する。
- エ 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催する。
- オ 区本部会議構成員は、区本部会議において、各班(各隊)の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を 区本部長に報告する。
- カ 区本部会議には、必要に応じて、区防災対策連絡協議会の構成機関等の出席を求める。
- キ 区本部長、区副本部長、班長(隊長)等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定め た順位、方法等により行う。
- (3) 現地本部

現地本部長は、市本部の指示により、被災地の区本部及び関係機関等と連携して、次の事務を行う。

- ア 被害情報、対応、支援状況、復旧状況の把握
- イ 市本部、国、県、関係機関等との連絡調整
- ウ 緊急を要する災害応急対策の実施
- エ その他必要な事務

3 事務決裁処理の特例

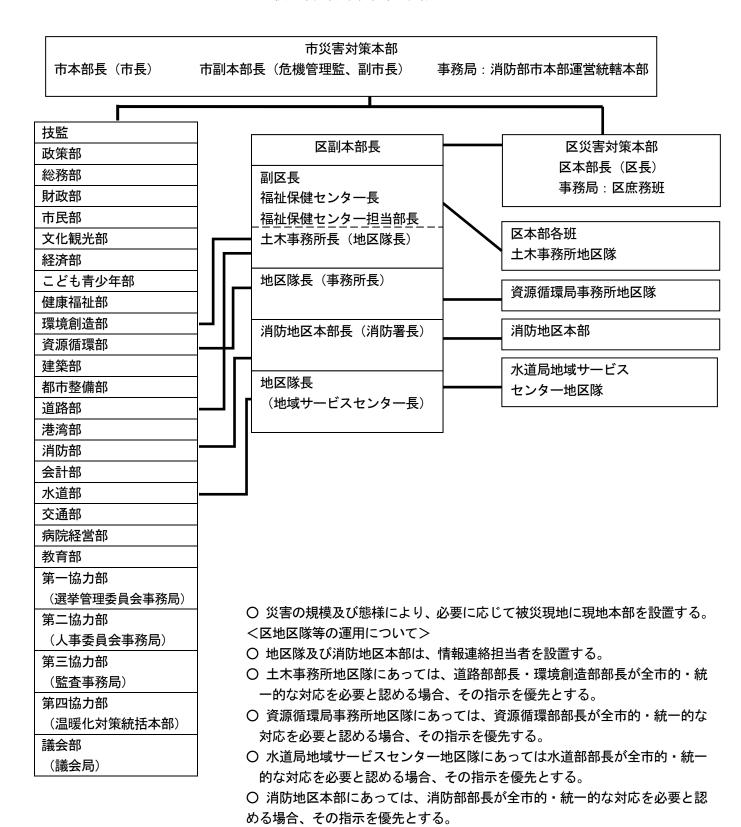
横浜市事務決裁規程の全部改正について(昭和47年8月28日総文第22号)において、次のとおり定めている。

- (1) 災害発生時において、市長又は専決権者が緊急に処理すべき事案について迅速な決裁を行うことができない場所にいる場合又はこれを行ういとまがない場合は、代決権者がその者にかわって臨時に決裁することができる。
- (2) 震災発生時において、緊急に処理すべき事案について決裁を受ける場合の合議について、迅速な決裁を行うことができるよう、合議を省略することができる。

4 組織及び事務分掌

市・区本部の組織及び事務分掌は次のとおりとする。

横浜市災害対策本部の組織



(1) 政策部

事務分掌					
班	救助・救命期	応急復旧期	復旧期		
DI	(発災~3 日)	(4 日~10	(11 日目以降)		
		目)			
庶務班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 政策部報道班の消防部市本部運営統轄本部への派遣に関すること。 12 消防部市本部運営統轄本部への支援職員の派遣に関すること。 13 他の班の所管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。	1~14 2 15 2 2 16 2 16 2 2 16 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1~16 同左 17 部災害復旧計画の策 定に関すること。 18 災害復興計画に係る 連絡調整に関すること。		
政策班	1復興事業推進体制の確立に関すること。 2被害状況の概略把握に関すること。	同左	1震災復興本部に関すること。 2横浜国際港都復興審議会に関すること。 3災害復興計画の素案検討に関すること。 4災害復興計画の推進に係る総合的調整に関すること。 5復旧工事の技術的事項の調整に関すること。		
秘書班	1 本部長及び副本部長 (副市長に限る。) の秘書に関すること。 2 市長公舎の管理保全に関すること。	1~2 同左 3 見舞者の 接遇に関す ること。	同左		
報道班	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 災害関連情報の発表に係る総合調整に関すること。 ※災害対策本部設置時は、消防部市本部運営統轄本部におい て活動	同左	同左		
国際政策班	1 海外からの支援に係る連絡調整に関すること。 2 領事館及び各国大使館との連絡調整に関すること。 3 外国語の通訳・翻訳関係の調整に関すること。	同左	同左		
東京事務所班	国会、各省庁、各地方自治体、その他諸機関との連絡調整に関すること。	同左	同左		
大 学 調 整 班	公立大学法人横浜市立大学(以下「横浜市立大学」という。) との連絡調整に関すること。	同左	同左		
基地対策班	1 在日米軍の情報収集に関すること。 2 在日米軍との連絡調整に関すること。	同左	同左		

(2) 総務部

	事務分掌		1
班	救助・救命期	応急復旧期	復旧期
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~17 同左	1~19 同左
	2部内各班の連絡調整に関すること。	18 部の予算	20 部災害復旧
	3本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。	経理に関する	計画の策定に関
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	こと。	すること。
	5部関連被害状況の集約に関すること。	19 部災害応	
	6部応急対策活動の集約に関すること。	急対策計画の	
	7部内職員の動員に関すること。	策定に関する	
	8部内職員の厚生に関すること。	こと。	
	9職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。		
	10 本庁舎の管理保全に関すること。		
	11 所管車両の保全に関すること。		
	12輸送業務に関すること。		
	13 重要文書及び公印の保全に関すること。		
	14 緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること。		
	15 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。		
	16他の班の所管に属さないこと。		
	17 その他特命事項に関すること。		
IT活用	1 高度情報システムの災害時における活用・調整に関すること。	同左	同左
推進班	2 災害情報等のインターネットへの情報発信に関すること。		
情報シス	電算システムの保全に関すること。	同左	同左
テム班			
人事組織	1職員の動員状況の集約に関すること。	1~3 同左	同左
班	2職員のり災状況の集約に関すること。	4 職員等災害	
	3 他部市応援職員の受入れ及び配備計画に関すること。	対策要員のロ	
		ーテーション	
		計画に関する	
		こと。	
職員班	1職員の給与に関すること。	同左	1~3 同左
	2職員配備に伴う勤務条件等に関すること。		4 公務災害補償
	3職員の厚生に係る連絡調整に関すること。		に関すること。
人材開発	横浜市研修センターの管理保全に関すること。	同左	同左
班			
共済組合	1 共済組合の資産保全に関すること。	1~3 同左	1~4 同左
班	2 共済組合の電算システムの保全に関すること。	4 年金等給付	5住宅に係る災
	3 関係機関との連絡調整に関すること。	業務に関する	害貸付、その他
		こと。	組合員への貸付
			けに関するこ
			٤.
職員厚生	1 所管施設及び施設利用者の被害状況の集約に関すること。	1~5 同左	1~6
会班	2職員厚生会の資産保全に関すること。	6 施設の復旧	7 被災会員への
	3職員厚生会の電算システムの保全に関すること。	計画の策定に	給付業務に関す
	4 関係機関との連絡調整に関すること。	関すること。	ること。
	5 固有職員の安否確認及びり災状況の把握に関すること。		

財政班	1 災害時の資金調達に関すること。	1~2 同左	1~3 同左
沟吹加	「	3 救助、復旧	·
		事業費の概算	
		予測に関する	んの確保に関すること。
		こと。	ること。 5 国庫補助の要
		<u> </u>	3 国庫補助の安望に関するこ
			と。 c ※字4年3年
			6 災害対策予算 の総合調整に関
			すること。
			7 災害復旧予算
			の編成及び執行
			管理に関するこ
			と。
			8 その他財源調
			達及び災害対策
			予算等に関すること。
 税務班	1 災害に伴う、市税の申告期限の延長及び減免等の市税緩和措置に関	1~2 同左	同左
化元化为以工	「火告に行う、同様の中占朔限の延安及の減免等の同税版和指置に関 すること。	3 区税務職員	问在
	タ るここ。 2 市税電算システム(他の局の主管に属するものを除く)の保全に関す	の他区税業務	
	ること。	への応援に関	
		すること。	
		4 倒壊家屋等	
		の被害認定調	
		査の支援に関	
		すること。	
		5 市税電算業	
		務の安定稼働	
		に関するこ	
		ی ۔	
		6 その他、市	
		税に関するこ	
		٤.	
市有地等	災害対策に活用可能な市有地等に係る連絡調整に関すること。	同左	1 同左
活用班			2 市有地等の危
			険確認に関する
			こと。
物資調達	1 救援物資及び役務調達状況の把握に関すること。	同左	1~3 同左
班	2 応急工事の実施状況の把握に関すること。		4 復興工事の契
	3 災害時契約手続に係る連絡調整に関すること。		約に関するこ
			٤.
市本部運	消防部市本部運営統轄本部への支援に関すること。	同左	同左
営統轄本			
部			

(3) 財政部

(3) 財山	事務分掌			
班	救助・救命期	応急復旧期	復旧期	
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)	
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~12 同左	1~14 同左	
	2部内各班の連絡調整に関すること。	13 部の予算	15 部災害復旧	
	3本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。	経理に関する	計画の策定に関	
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	こと。	すること。	
	5部関連被害状況の集約に関すること。	14 部災害応		
	6部応急対策活動の集約に関すること。	急対策計画の		
	7部内職員の動員に関すること。	策定に関する		
	8部内職員の厚生に関すること。	こと。		
	9職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。			
	10 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。			
	11 他の班の所管に属さないこと。			
	12 その他特命事項に関すること。			
財政班	1 災害時の資金調達に関すること。	1~2 同左	1~3 同左	
	2 各局区に対する予算執行支援に関すること。	3 救助、復旧	4 市債及び交付	
		事業費の概算	税の確保に関す	
		予測に関する	ること。	
		こと。	5 国庫補助の要	
			望に関するこ	
			٤.	
			6 災害対策予算	
			の総合調整に関	
			すること。	
			7 災害復旧予算	
			の編成及び執行	
			管理に関するこ	
			٤.	
			8 その他財源調	
			達及び災害対策	
			予算等に関する	
			こと。	
税務班	1 災害に伴う、市税の申告期限の延長及び減免等の市税緩和措置に関	1~2 同左	同左	
	すること。	3 区税務職員		
	2 市税電算システム(他の局の主管に属するものを除く)の保全に関す	の他区税業務		
	ること。	への応援に関		
		すること。		
		4 倒壊家屋等		
		の被害認定調		
		査の支援に関		
		すること。		
		5 市税電算業		
		務の安定稼働		
		に関するこ		
		، ح		

		6 その他、市 税に関するこ と。	
市有地等 活用班	災害対策に活用可能な市有地等に係る連絡調整に関すること。	同左	1 同左 2 市有地等の危 険確認に関する こと。
物資調達 班	1 救援物資及び役務調達状況の把握に関すること。 2 応急工事の実施状況の把握に関すること。 3 災害時契約手続に係る連絡調整に関すること。	同左	1~3 同左 4 復興工事の契 約に関するこ と。

(4) 市民部

班	事務分掌			
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期	
	(発災~3日)	(4 日~10 日)	(11 日目以降)	
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~12 同左	_	
	2部内各班の連絡調整に関すること。	13 部の予算経理に		
	3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関するこ	関すること。		
	と。	14 部災害応急対策		
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	計画の策定に関す		
	5部関連被害状況の集約に関すること。	ること。		
	6部応急対策活動の集約に関すること。			
	7部内職員の動員に関すること。			
	8部内職員の厚生に関すること。			
	9職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。			
	10 所管施設の管理保全に関すること。			
	11 他の班の所管に属さないこと。			
	12 その他特命事項に関すること。			
男女共同	1 男女共同参画センターの被害状況の把握に関すること。	1~2 同左	1~3 同左	
参画推進	2 男女共同参画センターに係る応急対策の立案及び実施に	3 女性相談窓口の設	4 復興工事の契約	
班	関すること。	置・運営及び女性に	に関すること。	
	3 女性相談窓口の開設に関すること。	係る諸問題の把握		
		に関すること。		
広報班	1 災害関連情報の広報に関すること。	同左	同左	
	2映像記録に関すること。			
広聴相談	1 広聴相談に関すること。	1 同左	同左	
班	2 臨時市民相談室の開設及び「緊急問合せ」に関すること。	2 臨時市民相談窓口		
		の設置及び運営に		
		関すること。		
地域施設		同左	1~6 同左	
班	2区庁舎等に係る応急対策の立案及び実施に関すること。		7 区の経常業務の	
	3 地区センター、その他市民利用施設の被害状況の把握に		再開に向けた連	
	関すること。		絡調整に関する	
	4 地区センター、その他市民利用施設に係る応急対策の立		こと。	
	案及び実施に関すること。			
	5 救援活動拠点としての地区センター、その他市民利用施			
	設の使用状況の把握に関すること。			
	6 上郷森の家における他都市応援職員の宿泊等に係る連絡			
	調整に関すること。			
住民記録	住民記録システム及び戸籍システムの保全に関すること。	同左	1 同左	
班			2 区戸籍課の経常	
			業務の再開に向	
			けた連絡調整に	
.			関すること。	
市民協働	1 ボランティアとの協力体制に係る情報収集及び連絡調整	同左	同左	
班	に関すること。			
	2 地域住民組織との連絡調整に関すること。			
スポーツ	1 所管施設の管理保全に関すること。	同左	同左	
振興班	2 救援活動拠点としての施設使用に係る連絡調整に関する			
	こと。			

文化観光局

(5) 文化観光部

班	班 事務分掌		
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期
	(発災∼3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~12 同左	1~14 同左
	2部内各班の連絡調整に関すること。	13 部の予算経理	15 部災害復旧
	3本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。	に関すること。	計画の策定に関
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	14 部災害応急対	すること。
	5部関連被害状況の集約に関すること。	策計画の策定に	
	6部応急対策活動の集約に関すること。	関すること。	
	7部内職員の動員に関すること。		
	8部内職員の厚生に関すること。		
	9職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。		
	10 所管施設の管理保全に関すること。		
	11 他の班の所管に属さないこと。		
	12 その他特命事項に関すること。		
施設班	1 所管施設の管理保全に関すること。	同左	同左
	2 救援活動拠点としての施設使用に係る連絡調整に関するこ		
	と。		
誘導班	│ │ 1 ──時滞在施設となるパシフィコ、アリーナとの連絡調整に		
	関すること。		
	2 一時滞在施設の開設、運営に関すること。		
	3 帰宅困難者の対応に関すること。		

(6) 経済部

班	事務分掌		
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~13 同左	1~15 同左
	2部内各班の連絡調整に関すること。	14 部の予算経	16 部災害復旧
	3本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関する	理に関するこ	計画の策定に関
	こと。	ے ۔	すること。
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	15 部災害応急	
	5 部関連被害状況の集約に関すること。	対策計画の策定	
	6 部応急対策活動の集約に関すること。	に関すること。	
	7部内職員の動員に関すること。		
	8部内職員の厚生に関すること。		
	9職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。		
	10 所管施設の管理保全に関すること。		
	11 工業施設等の被害状況の把握に関すること。		
	12他の班の所管に属さないこと。		
	13 その他特命事項に関すること。		
物資調達班	1生活物資等の供給協力に関する協定に基づく、スーパ		同左
	ーマーケット、デパート、生活協同組合等に係る生活	4 消費生活情報	
	物資の調達及び輸送に関すること。	の把握に関する	
	2 商業施設等の被害状況の把握に関すること。	こと。	
	3 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。	5 消費者相談に	
		関すること	
中小企業応急対策	なし	1 中小企業の災	同左
班		害関連融資に関	
		すること。	
		2 中小企業の経	
		営相談に関する	
alls 11 stem 1 1 == .		こと。	
	1工業施設等の被害状況の把握に関すること。	同左	同左
ター班	2 所管施設の管理保全に関すること。		
	1 青果物、水産物、食肉等の調達及び輸送計画に関する	同左 	同左
班	こと。		
	2 中央卸売市場内における応急対策活動の集約に関す		
	ること。		
	3 市場協会関東支部加盟市場への食料品等の供給要請		
** 1 /D + TUT	に関すること。		=±
第1保安班	中央卸売市場本場の管理保全に関すること。	同左	同左
第2保安班	南部市場の管理保全に関すること。	同左	同左
第3保安班	食肉市場の管理保全に関すること。	同左	同左
第1食糧調達班	1 青果物の調達及び輸送に関すること。	同左	同左
第2食糧調達班	2 水産物の調達及び輸送に関すること。		
	3 副食物の調達及び輸送に関すること。 4 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。		
第3食糧調達班	4 災害救助法適用時における事務の美施に関すること。 1 食肉の調達及び輸送に関すること。	同左	同左
ភ 0 艮種嗣廷妣 	「良肉の調達及び輸送に関すること。 2 副食物の調達及び輸送に関すること。	四左	四左
	2 良初の調達及び輸送に関すること。 3 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。		
	3 火音救助法週用時における事務の美施に関すること。 1 所管施設の管理保全に関すること。	1~3 同左	同左
准用刀倒班 	1 所官施設の官理保室に関すること。 2 技能職災害復旧体制に係る技能職団体への協力要請	17~9回在	问在
	2 技能戦火告後日体制に係る技能戦団体への励力委員 に関すること。		
	IC関すること。 3 シルバー人材センターの被害状況の把握に関するこ		
	5 シルバー人材センダーの板舌状況の指揮に関するこ		
	C 0		

(7) こども青少年部

	事務分掌			
班	救助・救命期	応急復旧期	復旧期	
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)	
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~12 同左	1~14 同左	
	2部内各班の連絡調整に関すること。	13 部の予算経理	15 部災害復旧	
	3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。	に関すること。	計画の策定に関	
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	14 部災害応急対	すること。	
	5 部関連被害状況の集約に関すること。	策計画の策定に		
	6 部応急対策活動の集約に関すること。	関すること。		
	7部内職員の動員に関すること。			
	8部内職員の厚生に関すること。			
	9職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。			
	10 所管施設の管理保全に関すること。			
	11 他の班の所管に属さないこと。			
	12 その他特命事項に関すること。			
青少年班	1 所管施設の被害状況の把握に関すること。	同左	同左	
	2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。			
青少年相	1 利用者の安全確保に関すること。	1~4 同左	同左	
談センタ	2利用者の援護に関すること。	5 利用者からの要		
一班	3 所管施設の管理保全に関すること。	望調査に関する		
	4 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。	こと。		
子育て支	1 所管施設の被害状況の把握に関すること。	同左	同左	
援班	2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。			
緊急保育	1 所管施設の被害状況の把握に関すること。	同左	同左	
対策班	2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。			
こども福	1 所管施設の被害状況の把握に関すること。	同左	同左	
祉保健班	2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。			
(本部)	3 妊産婦、乳幼児・児童・障害児の援護対策計画に関すること。			
各児童相	1利用者の安全確保に関すること。	1~3 同左	同左	
談所班(中	2 利用者の援護に関すること。	4 利用者からの要		
央・西部・	3 所管施設の管理保全に関すること。	望調査に関する		
南部・北		こと。		
部)				
向陽学園	1 利用者の安全確保に関すること。	1~3 同左	同左	
班、みどり	2利用者の援護に関すること。	4 利用者からの要		
ハイム班、	3 所管施設の管理保全に関すること。	望調査に関する		
いそごハ		こと。		
イム班、な				
しの木学				
園班				
三春学園	1 利用者の安全確保に関すること。	1~4 同左	同左	
班	2 特別避難場所としての受入体制の確保に関すること。	5 利用者からの要		
	3 利用者の援護に関すること。	望調査に関する		
	4 所管施設の管理保全に関すること。	こと。		

健康福祉局

(8) 健康福祉部

班	事務分掌			
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期	
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)	
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~13 同左	1~15 同左	
	2部内各班の連絡調整に関すること。	14 部の予算経	16 部災害復旧	
	3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関するこ	理に関するこ	計画の策定に	
	と。	ے ۔	関すること。	
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	15 部災害応急		
	5部関連被害状況の集約に関すること。	対策計画の策		
	6部応急対策活動の集約に関すること。	定に関するこ		
	7部内職員の動員に関すること。	٤。		
	8部内職員の厚生に関すること。			
	9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。			
	10 所管施設の管理保全に関すること。			
	11 部内職員の派遣の総合調整に関すること。			
	12他の班の所管に属さないこと。			
	13 その他特命事項に関すること。			
地域福祉		1~5 同左	1~6 同左	
保健班	2 生活必需品等の県の事務に係る調整に関すること。	6 生活福祉資金	7 災害弔慰金・	
	3 救援物資に関すること。	等の貸付に係	見舞金、災害援	
	4 義援金窓口の開設及び周知に関すること。	る市社会福祉	護資金等に関	
	5 日本赤十字社、共同募金会、その他社会福祉団体との連	協議会との連	すること。	
	絡調整に関すること。	絡調整に関す	8 義援金配分委	
		ること。	員会に関する	
			こと。	
			9 被災者生活再	
			建支援金に関	
上 江 垣 址	│ │1所管施設の被害状況の把握に関すること。	1.45+	すること。	
生活福祉	1 所官施設の被害状況の指揮に関すること。 2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。	1~4 同左 5 被災者に対す	1~10 同左	
班(本部)	2 所管施設に係る心忌対象の立案及び実施に関すること。 3 被災者の生活支援に係る援護対策計画に関すること。	る生活保護に		
	4 寿地区に関する被害状況の把握に関すること。	るエル 休暖に 関すること。		
	中 対地区に関する政告ががの代接に関すること。	角すること。 6 被災者に対す		
		る国民健康保		
		険に関するこ		
		と。		
		こ。 7 被災者に対す		
		る国民年金に		
		関すること。		
		8 被災者に対		
		する医療費助		
		成の支払に関		
		すること。		
		9 被災者に対		
		する後期高齢		
		者医療に関す		
		ること。		
		0 10 被災者に対		

	T	Ī	Ī
		する中国残留	
		邦人等支援給	
		付に関するこ	
		٤.	
障害福祉	1 障害者福祉施設の被害状況の把握に関すること。	1~6 同左	同左
班(本部)	2 障害者福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関する	7 障害者支援に	
	こと。	係る問題の把	
	3 障害者の援護対策計画に関すること。	握に関するこ	
	4 こころのケアに関すること。	ع .	
	5 精神科医療・精神科救急医療に関すること。	_ 0	
	6 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。		
高齢健康	1 高齢者福祉施設の被害状況の把握に関すること。	1~4 同左	同左
福祉班(本	2 高齢者福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関する	1 寸間な 5 高齢者介護に	le)在
部)	こと。	係る問題の把	
ロ D <i>)</i>			
	3 高齢者の援護対策計画に関すること。	握に関するこ	
!- !!	4 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。	<u>د</u> .	
	1 施設利用者の安全確保に関すること。	同左	同左
班(福祉施	2 施設利用者の援護に関すること。		
設担当)	3 所管施設の管理保全に関すること。		
隋 室 絙 쇄	 1 入所、通所障害者の安全確保に関すること。	1~4 同左	 同左
班(福祉施	1	5 入所者、避難	的红
設担当) 	3 入所者、避難者の援護に関すること。	者等からの要	
	4所管施設の管理保全に関すること。	望調査に関す	
		ること。	
		1~4 同左	同左
	2 特別避難場所としての受入体制の確保に関すること。	5 入所者、避難	
祉 施 設 担	3入所者、避難者の援護に関すること。	者等からの要	
当)	4 所管施設の管理保全に関すること。	望調査に関す	
		ること。	
葬務班	1 斎場の利用調整に関すること。	同左	同左
	2 他都市斎場での火葬の連絡調整に関すること。		
	3 火葬及び焼骨の仮収蔵計画に関すること。		
	4墓地・霊堂の管理保全に関すること。		
	5 遺体安置所の運営状況の把握に関すること。		
	6 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。		
保健医療	1 医療救護班の配備計画に関すること。	1~12 同左	同左
班	2遺体の検案処理に係る連絡調整に関すること。	13 避難所等で	
	3 他都市医療応援職員、医療ボランティアの受入れ及び配	の保健指導に	
	備計画に関すること。	関すること。	
	4 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関するこ	14 避難所等で	
	٤.	の巡回診療計	
	□。 5 医療機関の被害状況の把握に関すること。	画に関するこ	
	6 地域医療救護拠点、仮設救護所等の運営状況等の把握に	と。	
	関すること。		
	7 記録可能と源域国の情報を居に関すること。		
	9 基幹病院(市立病院、地域中核病院等)の運営確保に関		
	すること。		
	10 備蓄医薬品等の補給計画に関すること。		

	11 医療品の供給協力に関する協定に基づく関係機関への		
	協力要請に関すること。		
	12 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。		
健康安全	1健康安全班(実動班)に関すること。	同左	同左
班	2 消毒及び衛生に係る連絡調整に関すること。		
	3 防疫用薬剤、器材等の調達に関すること。		
	4 生活用水及び食品の衛生確保に関すること。		
	5 災害応急用井戸の情報提供に関すること。		
	6 防疫活動に係る連絡調整に関すること。		
	7防疫広報に関すること。		
	8 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。		
斎場班	1 火葬に関すること。	同左	同左
	2 所管施設の管理保全に関すること。		
	3 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。		
食肉衛生	1 食肉の衛生確保に関すること。	同左	同左
検査所班	2 所管施設の管理保全に関すること。		
食品衛生	1 食品の衛生確保及び鮮度不良食品の排除に関すること。	1~3 同左	同左
検査所班	2 保管薬品、機器類等の保全に関すること。	4 食用不可等	
	3 市場内の衛生確保に関すること。	の廃棄物によ	
		る危害発生防	
		止に関するこ	
		٤.	
動物愛護	1 犬及び猫の保護収容及び治療に関すること。	1~4 同左	同左
センター	2 所管施設の管理保全に関すること。	5 特定動物の飼	
班	3動物の保護収容及び治療計画に関すること。	養状況の安全	
	4横浜市獣医師会との連絡調整に関すること。	確認に関する	
		こと。	
衛生研究	1 庶務班の事務分掌に準ずる。	同左	同左
所隊庶務	2 保管薬品、機器類等の保全に関すること。		
班			
衛生研究	1 飲料水及び食品の衛生検査に関すること。	同左	同左
所隊検査	2 防疫関係の検査に関すること。		
班			

環境創造局

(9) 環境創造部

班	事務分掌		
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期
	(発災~3 日)	(4 日~10 日)	(11 日目以降)
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~13 同左	1~15 同左
	2 部内各班の連絡調整に関すること。	14 部の予算経理	16 部災害復旧
	 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。	に関すること。	計画の策定に
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	15 部災害応急対	関すること。
	 5 部関連被害状況の集約に関すること。	策計画の策定に	
	 6 部応急対策活動の集約に関すること。	関すること。	
	7部内職員の動員に関すること。		
	8部内職員の厚生に関すること。		
	9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。		
	10 所管施設の管理保全に関すること。		
	11 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。		
	12 他の班の所管に属さないこと。		
	13 その他特命事項に関すること。		
	部所管施設の応急対策の総合調整に関すること。	1 同左	1~2 同左
以来班	日の月日が日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の日の一日の日の一日	2 部災害応急対	3 部災害復旧
		策計画の策定に	計画の策定に
		関すること。	関すること。
 技術監理班	 工事箇所の被害状況の把握に関すること	同左	同左
環境科学研		1~4 同左	同左
究所班	2 防御活動に係る連絡調整に関すること。	5 地盤情報の提	
	3 所管施設の管理保全に関すること。	供に関するこ	
	4保管薬品、機器類等の保全に関すること。	٤.	
環境保全班	1 有害化学物質の取扱施設に係る情報提供に関すること。	同左	同左
	2 発災施設の概要に係る情報提供に関すること。		
	3 防御活動に係る連絡調整に関すること。		
	4 災害により発生した大気汚染、水質汚濁等の拡大防止に関		
	すること。		
	5 工場・事業所の排水処理施設等の調査及び応急対策の指導		
	に関すること。		
	6 環境測定に関すること。		
みどりアッ	1 市民の森、ふれあいの樹林、市有緑地、自然観察の森の被	同左	同左
プ推進班	害状況の集約に関すること。		
	2 市民の森、ふれあいの樹林、市有緑地等の応急対策に係る		
	連絡調整に関すること。		
	3 自然観察の森に係る応急対策の立案及び実施に関するこ		
	と。		
	4 事業代替地の保全に関すること。		
	5公園緑地等に係る応急対策の立案に関すること。		
	6公園緑地等に係る国、県等との連絡調整に関すること。		
	7 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。		
農地保全班	1農業関係の被害状況の把握に関すること。	1~6 同左	同左
	2 水産関係の被害状況の把握に関すること。	7 漁港に係る応	
	3 漁港の被害状況の把握に関すること。	急対策の立案及	
	4 防災協力農地の活用に関すること。	び実施に関する	
	5 農地、農業用公共施設等の被害状況の把握に関すること。	こと。	

	6 農地、農業用公共施設等に係る応急対策の立案及び実施に		
	関すること。		
 農業振興班	 1 農産物の応急供給確保に関すること。	1~2 同左	 同左
及不派共	2 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。	3 農産物の被害	l-14T
	2 火音秋明仏旭川時における事物の夫心に関すること。 	状況の把握に関	
		すること。	
		4 農業の災害関	
		連融資に関する	
		こと。	
		5 畜産関係の被	
		害状況の把握に	
		関すること。	
各農政事務	管内の農作物及び農業用諸施設の被害状況の把握に関する	同左	同左
所班	こと。		
環境活動支	│ │1所管施設の被害状況の把握・安全確保に関すること。	同左	同左
援センター			
班			
公園緑地班	 1 公園緑地等の被害状況の集約に関すること。	同左	同左
五国际地址	「	问红	IH) XII
	に関すること。		
新加度ITIT		=+	—————————————————————————————————————
動物園班	1 各動物園・繁殖センターとの連絡調整及び応援に関するこ	同左	同左
	2 繁殖センターにおける動物の逸走防止、施設の破損状況の		
	把握、飼育管理の継続		
公園緑地整	工事箇所の保全に関すること。	同左	同左
備班			
各公園緑地	1 公園内等の安全確保に関すること。	同左	同左
事務所班	2 救援活動拠点としての公園等の使用に係る連絡調整に関す		
	ること。		
	3 所管施設の管理保全に関すること。		
	4 市民の森、ふれあいの樹林、市有緑地等の被害状況の把握		
	及び安全確保に関すること。		
	5 公園緑地等に係る応急対策の実施に関すること。		
下水道計画	1 下水道に関する国・県等との連絡調整に関すること。	1~3 同左	1~4 同左
調整班	2 被災関連情報の収集及び集約総括に関すること。	4 下水道施設災	5 下水道施設
	3 下水道施設の応急対策の総合調整に関すること。	害応急対策計画	災害復旧計画
		の策定に関する	の策定に関す
		こと。	ること。
 管路保全班	 1 下水道管きょの被害状況の調査把握に関すること。	同左	同左
	2 下水道管きょに係る応急対策の立案及び実施に関するこ	1-0-4	is distant
	と。		
	こ。 3下水道台帳の確保に関すること。		
7.취 문자 - 성등 나무 다.	4 地域防災拠点の仮設トイレの配管工事等に関すること。	= +	□
建設・復旧班		同左	同左
	施に関すること。		

	2 工事箇所の被害状況の把握に関すること。		
下水道施設	1 水再生センター、汚泥資源化センター及びポンプ場の被害	同左	同左
管理班	状況の集約に関すること。		
	2 水再生センター、汚泥資源化センター及びポンプ場に係る		
	応急対策の総合調整に関すること。		
各水再生セ	1 水再生センター、南部汚泥資源化センター及びポンプ場の	同左	同左
ンター班	機能保全に係る応急対策に関すること。		
	2 所管施設の管理保全に関すること。		
	3 仮設トイレのし尿の受入れに関すること。		
各下水道セ	1 水再生センター、ポンプ場及び汚泥資源化センターの機能	同左	同左
ンター班	保全に係る応急対策に関すること。		
	2 所管施設の管理保全に関すること。		
	3 仮設トイレのし尿の受入れに関すること。		
下水道水質	水再生センター等の水質の検査に関すること。	同左	同左
班			
下 水 道 施	1 各水再生センター及び汚泥資源化センターの構造物、電気	同左	同左
設・設備班	設備及び機械設備に係る応急対策の立案及び実施に関する		
	こと。		
	2 局所管の電気設備及び機械設備の工事箇所の保全に関する		
	こと(水再生施設管理課、水再生センター、汚泥資源化セン		
	ターの主管に属するものを除く。)。		

資源循環局

(10) 資源循環部

班	事務分掌			
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期	
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)	
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~13 同左	1~15 同左	
	2部内各班の連絡調整に関すること。	14 部の予算経	16 部災害復旧	
	3本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。	理に関するこ	計画の策定に関	
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	٤.	すること。	
	5 部関連被害状況の集約に関すること。	15 部災害応急	17 国庫補助申	
	6 部応急対策活動の集約に関すること。	対策計画の策定	請に関すること	
	7部内職員の動員に関すること。	に関すること。		
	8部内職員の厚生に関すること。			
	9職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。			
	10 所管施設の管理保全に関すること。			
	11 区本部への支援職員の派遣に関すること。			
	12 他の班の所管に属さないこと。			
	13 その他特命事項に関すること。			
トイレ対策班	1 仮設トイレの設置計画に関すること。	1~8 同左	同左	
	2 仮設トイレの設置協力に関する協定に基づく他都市及び	9 し尿の終末処		
	関係業者への協力要請に関すること。	理に関するこ		
	3 所管公衆トイレの保全に関すること。	٤.		
	4地域別し尿処理計画に関すること。			
	5 し尿の収集及び処理に関すること。			
	6 し尿浄化槽清掃業者等との連絡調整に関すること。			
	7所管車両の保全に関すること。			
	8 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。			
磯子検認所班	し尿処理に関すること。	同左	同左	
収集対策班	1一般廃棄物(ごみ)処理計画に関すること。	1~3 同左	同左	
	2一般廃棄物(ごみ)の仮置場の設置に関すること。	4 一般廃棄物		
	3各輸送事務所との連絡調整に関すること。	(し尿を除く。)		
		取扱業者等との		
		連絡調整に関す		
		ること。		
各事務所地区	1 仮設トイレの設置に関すること。	1~4 同左	同左	
隊	2 所管施設の管理保全に関すること。	5 一般廃棄物		
	3所管車両の保全に関すること。	(ごみ)の収集に		
	4 区本部との連絡調整に関すること。	関すること。		
		6 中継施設から		
		の運搬に関する		
		こと。		

解体廃棄物対	1 解体廃棄物発生量の推計に関すること。	1~7 同左	同左
策班	2 解体廃棄物処理計画に関すること。	8 仮置場から処	
	3 処理分別基準に関すること。	分地までの運搬	
	4 処分施設の確保に関すること。	の調整に関する	
	5 解体に伴う有害物質発生防止対策等に係る連絡調整に関	こと。	
	すること。		
	6 仮置場に関すること。		
	7 解体廃棄物処理に係る他都市及び産業廃棄物関係団体へ		
	の協力要請に関すること。		
廃棄物処分班	1処分地(神明台、南本牧)の被害状況の把握に関すること。	1~2 同左	同左
	2 収集対策班、解体廃棄物対策班との連絡調整に関するこ	3 新規処分場の	
	と。	確保に関するこ	
		٤.	
神明台処分地	1 所管施設の管理保全に関すること。	1~2 同左	同左
班	2 所管車両の保全に関すること。	3 処分地内にお	
		ける廃棄物処分	
		に関すること。	
施設保全班	1 所管施設の被害状況の把握に関すること。	同左	同左
	2 所管施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。		
各工場班	1一般廃棄物(固形状のものに限る。)及び災害廃棄物(分別	同左	同左
	後の可燃性廃棄物に限る。)の焼却処理に関すること。		
	2 所管施設の管理保全に関すること。		
車両整備班	所管車両、資機材等の保全に関すること。	同左	同左

(11)建築部

班	事務分掌		
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期
	(発災~3日)	(4日~10日)	(11 日目以降)
庶務班	1 部の庶務に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 5 部関連被害状況の集約に関すること。 6 部応急対策活動の集約に関すること。 7 部内職員の動員に関すること。 8 部内職員の厚生に関すること。 9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。 10 所管施設の管理保全に関すること。 11 他の班の所管に属さないこと。 12 その他特命事項に関すること。	1~12 同左 13 部の予算経理 に関すること。 14 部災害応急対 策計画の策定に 関すること。	1~14 同左 15 部災害復旧計 画の策定に関す ること。
住宅班	1 市営住宅等の被害状況の把握に関すること。 2 市営住宅等に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。	1~3 同左 4 他都市公営住 宅の確保に ること。 5 住宅のに関す こと。 6 災害復興住宅 資金等のと。 関すること。	1~6 同左 7 市営住宅等の緊 急入居計画に関 すること。
建築調査班	1 家屋、建物の被害状況の把握に関すること。 2 応急危険度判定調査に関すること。 3 被災建物のうち保安有害な建築物に対する指導に関すること。 4 り災中高層建築物の指導に関すること。	1~4 同左 5 倒壊家屋等の 被害認定調査の 支援に関するこ と。	同左
宅地調査 班	1 既存がけ・宅地・宅地造成工事等の被害状況の把握に関すること。 2 被災宅地危険度判定調査に関すること。	3 既存がけ・宅	1~3 同左 4 り災がけの復 旧に係る相談に 関すること。
公 共 施 設 復 旧 調 整 班	1 市庁舎内の電気、機械設備等の保全に関すること。 2 本市公共建築物(第 6 ブロック)の設備の被害状況の把握に 関すること。 3 本市公共建築物(第 6 ブロック)の設備に係る応急措置の把 握に関すること。 4 公共建築物に係る震災時の応急措置の協力に関する協定に 基づく協定団体への協力要請に関すること。	同左	同左
施設整備班	1 教育施設及び庁舎施設等の被害状況の把握に関すること。 2 教育施設及び庁舎施設等に係る応急対策の立案及び実施に 関すること。 3 応急仮設住宅の建設工事監理に関すること。	同左	同左
電気設備 班	1 教育施設及び庁舎施設(第 6 ブロック施設を除く。)の建築 電気設備に係る被害状況の把握に関すること。 2 教育施設及び庁舎施設(第 6 ブロック施設を除く。)の建築 電気設備に係る応急対策の立案及び実施に関すること。	同左	同左
機械設備班	1 教育施設及び庁舎施設(第 6 ブロック施設を除く。)の建築 機械設備に係る被害状況の把握に関すること。 2 教育施設及び庁舎施設(第 6 ブロック施設を除く。)の建築 機械設備に係る応急対策の立案及び実施に関すること。	同左	同左

都市整備局

(12) 都市整備部

班	事務分掌			
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期	
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)	
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~13 同左	1~15 同左	
	2部内各班の連絡調整に関すること。	14 部の予算経理	16 部災害復旧計	
	3本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。	に関すること。	画の策定に関す	
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	15 部災害応急対	ること。	
	5部関連被害状況の集約に関すること。	策計画の策定に		
	6部応急対策活動の集約に関すること。	関すること。		
	7部内職員の動員に関すること。			
	8部内職員の厚生に関すること。			
	9職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。			
	10 所管施設の管理保全に関すること。			
	11 消防部市本部運営統轄本部への支援職員の派遣に関す			
	ること。			
	12 他の班の所管に属さないこと。			
	13 その他特命事項に関すること。			
復興計画	1被災市街地の復興計画の策定に関すること。	同左	同左	
班	2 規制区域の設定に関すること。			
復興計画	1 市街地開発事業に係る被害状況の把握に関すること。	同左	同左	
実施班	2 市街地開発事業に係る応急対策の立案及び実施に関する			
	こと。			
	3地区別復興計画の策定及び実施に関すること。			
事務所班	1事業区域内の被害状況の把握に関すること。	同左	同左	
	2事業区域内の応急対策の立案及び実施に関すること。			
	3 所管施設の管理保全に関すること。			

道路局

(13) 道路部

班	事務分掌			
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期	
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)	
副部長会	1 部長不在時の業務補佐に関すること。	1~2 同左	1~3 同左	
	2 道路啓開方針等の策定に関すること。	3 災害応急復旧計	4 災害復旧計画	
		画の策定に関す	の策定に関する	
		ること。	こと。	
企画班	1 道路啓開方針等の策定に関すること。	1~3 同左	1~4 同左	
	2 災害対策の実施に係る指示、伝達に関すること。	4 災害応急復旧計	5 災害復旧計画	
	3 部災害予防及び復旧対策計画の策定に関すること。	画の策定に関す	の策定に関する	
		ること。	こと。	
庶務班	1部の庶務に関すること。	同左	同左	
	2部の予算経理に関すること。			
	3本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。			
	4部内職員の動員に関すること。			
	5部内職員の厚生に関すること。			
	6職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。			
	7 所管施設の管理保全及び資機材の調達に関すること。			
	8 市本部長への報告事項のまとめに関すること。			
	9 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。			
	10 他の班の所管に属さないこと。			
	11 その他特命事項に関すること。			
情報収集	1 災害関連情報及び部関連被害情報の収集、集約、伝達に関	同左	同左	
班	すること。			
	2 地区隊及び道路部の応急対策活動の状況把握、集約に関す			
	ること。			
	3 警察、国土交通省、県、高速道路㈱等外部関係機関との連			
	絡調整に関すること。			
	4支援隊との連絡調整に関すること。			
	5 土木事務所地区隊との連絡調整に関すること。			
応急対策	1 道路、河川・水路等の主要構造物の被害状況把握、点検及	同左	同左	
支援班	び復旧の立案に関すること。			
	2 道路、河川・水路等の主要構造物に係る土木事務所地区隊			
	の応急対策活動の支援に関すること。			
	3工事箇所の保全に関すること。			
	4 土木事務所地区隊の応援に関すること。			

[※]土木事務所地区隊は、市本部関係部長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

(14) 港湾部

班 事務分掌			
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期
	(発災~3日)	(4 日~10 日)	(11 日目以降)
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~13 同左	1~15 同左
	2部内各班の連絡調整に関すること。	14 部の予算経	16 部災害復旧計
	3本部、外郭団体、その他関係機関との連絡調整に関するこ	理に関するこ	画の策定に関す
	٤.	ے ۔	ること。
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	15 部災害応急対	
	5 部関連被害状況の集約に関すること。	策計画の策定に	
	6 部応急対策活動の集約に関すること。	関すること。	
	7部内職員の動員に関すること。		
	8部内職員の厚生に関すること。		
	9職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。		
	10 所管施設の管理保全に関すること。		
	11 港湾無線に関すること。		
	12 他の班の所管に属しないこと。		
	13 その他特命事項に関すること。		
緊急対策班	1 所管区域内の被害状況の集約に関すること。	1~8 同左	同左
	2 救援物資の輸送計画に関すること。	9 所管区域内の	
	3 災害救援応急措置の協力に関する協定に基づく横浜港運	地盤の液状化地	
	協会、その他関係機関への協力要請に関すること。	域の把握に関す	
	4 救援物資の受入れ・積み出し施設及び保管場所の確保に関	ること。	
	すること。		
	5 海上輸送基地の選定に関すること。		
	6 救援物資の荷役、輸送体制の確保に関すること。		
	7 災害時における船舶の協力に関する協定に基づく関東旅		
	客船協会、その他関係機関への協力要請に関すること。		
	8 船舶を利用した避難所等の確保に関すること。		
復旧計画班	1 港湾施設の被害状況の把握に関すること。	1~4 同左	同左
	2 港湾施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。	5 所管区域内の	
	3 ふ頭内の電気・機械設備等に係る応急対策の立案及び実施	災害廃棄物処理	
	に関すること。	計画に関するこ	
	4 災害時応急措置の協力に関する協定に基づく横浜港災害	٤.	
	対策支援協議会、その他関係機関への協力要請に関するこ		
	ځ.		
海上交通対	1 海難事故及び船舶の被害状況の把握に関すること。	同左	同左
策班	2 海上交通規制の要請に関すること。		
	3 海上交通に係る関係機関等との連絡調整に関すること。		
	4接岸、けい留施設の被害状況の把握に係る関係機関等との		
	連絡調整に関すること。		
	5本市港務艇等による海上調査に関すること。		
	6 交通船等による代替輸送計画に関すること。		
	7 災害時における交通船等の協力に関する協定に基づく関		
	係機関への協力要請に関すること。		
	8 災害時における曳船の協力に関する協定に基づく関係機		
	関への協力要請に関すること。		
南部管理班	1 所管施設の被害状況の把握に関すること。	同左	同左
北部管理班	2 所管施設の機能保全に係る応急対策に関すること。		

	3 ふ頭構内道路の確保に関すること。		
	4 応急対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。		
	5 ふ頭構内荷役業者等との連絡調整に関すること。		
	6 所管施設の管理保全に関すること。		
施設管理班	1 所管施設(南部および北部管理班の所管する施設を除く)	同左	同左
	の被害状況の把握に関すること。		
	2 施設利用者の安全確保に関すること。		
	3 所管施設の機能保全に係る応急対策に関すること。		
	4 応急対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。		
	5 所管施設の安全管理に関すること。		
復旧工事班	1 所管施設(横浜ベイサイドマリーナ地区、横浜八景島、M	同左	同左
	M21 埋立地及び同事業関係施設を含む。)の被害状況の把握		
	に関すること。		
	2 応急対策に係る関係機関・団体との連絡調整に関するこ		
	٤.		
	3 所管施設(横浜ベイサイドマリーナ地区、横浜八景島、M		
	M21 埋立地及び同事業関係施設を含む。)に係る応急対策の		
	実施に関すること。		
港湾情報シ	港湾情報システム等の保全に関すること。	同左	同左
ステム班			

(15) 消防部

		事務分掌		
	班	救助·救命期 (発災~3 日)	応急復旧期 (4 日~10 日)	復旧期 (11 日目以降)
	統轄班	1 統轄本部各班の活動状況把握及び総合調整に関すること。 2 その他特命事項に関すること。	同左	同左
	庶務班	1 市本部の設置及び運営に関すること。 2 市本部全体の活動集約及び指示に関すること。 3 本部会議及び緊急対策チーム会議の開催に関すること。 4 業務継続計画に関すること。 5 市本部運営統轄本部の庶務に関すること。 6 市本部運営統轄本部内職員の動員に関すること。 7 関係部からの支援職員の受入に関すること。 8 防災行政無線の統制及び通信機器の保全に関すること。	1~9 同左 10 横浜市防災 会議の開催に 関すること。	同左
市本部	災害指揮班	1 災害情報の収集・整理・伝達に関すること。 2 市本部及び関係機関の災害対応状況の集約に関すること。 3 応援部隊の受入調整に関すること。 4 その他災害対応に関すること。	同左	同左
運営	物資班	1 物資の受入・調達、配分、輸送の総合調整に関すること。 2 物資の受入広報に関すること。	同左	同左
統轄本	区調整班	1 各区の被害状況、復旧状況等の把握に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 各区本部活動状況の把握及び指示に関すること。 4 各区本部との総合調整に関すること。	1~4 同左 5 被害認定調 査及びり災証 明に関するこ と。	同左
部	部調整班	1 各部被害状況、復旧状況等の把握に関すること。 2 各部活動状況の把握及び指示に関すること。 3 各部との総合調整に関すること。 4 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。	同左	同左
	他機関調整班	1 他機関被害状況、復旧状況等の把握に関すること。 2 他機関活動状況の把握及び依頼に関すること。 3 他機関との総合調整に関すること。 4 防災関係機関や協定締結機関等他機関への応援要請 に関すること。 5 横浜駅情報連絡本部に関すること。	同左	同左
	政策部報道班	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 災害関連情報の発表に係る総合調整に関すること。	同左	同左

		1 消防本部の設置及び運営に関すること。	同左	同左
		7 消防な前の設置及び運営に関すること。 2 消防隊等の指揮及び運用に関すること。	山江	I-14T
	ik imele	3各種情報に基づく消防力判断に関すること。		
指	指揮班	4 市災害対策本部との連絡調整に関すること。		
揮		5 消防本部応援活動班の設置、編成及び派遣に関すること。		
指揮支援統轄本部		6 その他警防活動上必要な事項に関すること。		
統	司令班	1 災害の覚知、伝達及び管制に関すること。	同左	同左
轄		2 災害情報の収集及び伝達に関すること。		
本		3 上級指揮者の緊急配備の伝達に関すること。		
미		4 各種要請報告の受理及び伝達に関すること。		
	1-t- t- t	5 消防通信の運用及び統制に関すること。		
		1 各種情報の収集・整理・分析に関すること。	同左	1~4 同左
	班	2 整理分析した情報の各班への伝達に関すること。		5 火災原因調査及
		3 外部防災関係機関の情報収集伝達に関すること。 4 応援要請等、市本部報告資料の作成に関すること。		び焼損被害調査に 関すること。
		4 心波女明寺、川本印取古貝科のFF以に関すること。 		
				に関すること。(火
				災のみとする。)
	総務班	1 本部の庶務に関すること。	同左	同左
		2 消防団に関すること。		
		3 消防本部長及び副本部長の伝令に関すること。		
		4本部の予算経理に関すること。		
		5 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。		
		6 他の班の所管に属さないこと。		
		7 その他特命事項に関すること。	=+	 = +
	人事班	1 職員に関すること。 2 職員の被服等の調達に関すること。	同左	同左
		2 職員の放放等の調達に関すること。 3 職員の功労の調査及び報告に関すること。		
	施設班	1 庁舎の管理保全に関すること。	同左	同左
	川巴山文以 工	1 月日の自体体主に関すること。 2 車両及び資機材の整備、応急修理に関すること。	山江	Injer
		3 燃料の確保に関すること。		
		4人員及び資機材の輸送に関すること。		
	広報班	1 消防広報に関すること。	同左	同左
		2 報道機関からの情報収集に関すること。		
		3 報道機関からの問い合わせ等の対応に関すること。		
	11-1-1-1-	4記録写真に関すること。		
	指導班	1 危険物施設の被害状況の把握に関すること。	同左	同左
		2 応急計画対象物の被害状況の把握に関すること。		
	防災セン	3 出火防止等の広報に関すること。 1 防災センター来館者に関すること。	同左	同左
	め 火 セ ノ タ 一班	1 防災センダー未開省に関すること。 2 防災センターの庁舎及び車両の保全に関すること。	问在	四在
	<i>y</i> 1/1	3 防災センターの施設機能の活用に関すること。		
		4 防災センター職員の食糧、寝具、衣料等の調達に関すること。		
		5横浜駅帰宅困難者対策支援に関すること。		
		6 避難者に対する応急救護に関すること。		
		7緊急消防援助隊の宿泊支援に関すること。		
		1 訓練センターの管理保全に関すること。	同左	同左
	ター班	2 地震情報収集業務に関すること。		
		3 訓練センター職員の食糧、寝具、衣料等の調達に関すること。		
		4 訓練センター施設機能の活用に関すること。 5 訓練センター応援活動隊編成及び派遣に関すること		
		5 訓練センター応援活動隊編成及び派遣に関すること。 6 教育用資機材の現場搬送に関すること。		
		- 0 教育用負債権の抗場撤送に関すること。 - 7 教育生の配備に関すること。		
		8 副本部長の伝令に関すること。		
				1

緊援隊等授援本部	受援調整班	1 陸上部隊の被災区に対する他県隊の割り振りに関すること。 2 応援部隊との連絡、集結場所の指定等に関すること。 3 ヘリ受援調整班との連絡調整・陸上部隊及び水上部隊(以下「各部隊」という。)の被災区までの誘導に関すること。 4 各部隊に対する活動方針等の伝達に関すること。 5 ヘリ受援調整班との連絡調整に関すること。 6 調整本部との連絡調整及び指揮支援統括本部への伝達に関すること。 7 誘導要員派遣地区本部の指定、各地区本部への連絡に関すること。 8 署系無線の司令班からの調達と配布に関すること。	同左	同左
		9 集結場所から各地区本部までの経路図面の作成・配布に関すること。 10 宿泊場所、食糧、寝具、燃料等の後方支援について総務班及び施設班との調整に関すること。 11 後方支援情報の各地区本部への伝達に関すること。		
	県派遣班	1 横浜市安全管理部に必要な応援部隊数、種類等の情報についての調整本部への伝達に関すること。 2 調整本部における横浜市への応援部隊情報についての消防本部への伝達に関すること。 3 航空隊授援についての連絡調整に関すること。 4 県施設を使用する場合の連絡調整に関すること。 5 緊援隊の県知事への要請についての伝達に関すること。	同左	同左
	第 1 受援 班	1 集結場所(青葉消防署)における緊援隊の受入に関すること。 2 緊援隊に対する活動地区本部の場所、活動方針等の伝達に関すること。 3 緊援隊の地区本部への誘導に関すること。 4 署系無線機、図面などの配布に関すること。	同左	同左
	第2受援班	1 集結場所(大黒ふ頭)における緊援隊の受入に関すること。 2 緊援隊に対する活動地区本部の場所、活動方針等の伝達に関すること。 3 緊援隊の地区本部への誘導に関すること。 4 署系無線機、図面などの配布に関すること。	同左	同左
ヘリ活動受援本部	へリ活動 班	1 ヘリポート及びヘリコプターの保全に関すること。 2 消防活動に関すること。 3 活動資機材、救援物資、人員等の搬送に関すること。 4 活動命令の受信・連絡等に関すること。 5 指揮支援統括本部との連絡に関すること。 6 活動隊の運航管理、整備に関すること。 7 応援航空部隊の運航・調整に関すること。 8 副本部長の伝令に関すること。 9 他機関ヘリとの調整に関すること。	同左	同左
	ヘリ受援 調整班	1 応援航空部隊との連絡等に関すること。 2 応援航空部隊に対する活動方針等の伝達に関すること。 3 宿泊場所、食糧、寝具、燃料等の後方支援について、総務班 及び施設班との調整に関すること。 4 県派遣班との連携に関すること。	同左	同左

			ı	,
	警備活動	1 地区本部の設置及び運営に関すること。	同左	同左
	班	2 地区本部体制の確立に関すること。		
消		3 消火、救助及び救急活動に関すること。		
防		4 他都市応援隊の指揮、運用、調整に関すること。		
地		5 消防活動支援OB隊の活動に関すること。		
区		6 その他警防上必要な事項に関すること。		
本	誘導班	1 受援調整班との調整に関すること。	同左	同左
部		2 緊援隊等の誘導に関すること。		
	情報収集	1 各種情報の収集、整理及び報告に関すること。	同左	1~5 同左
	班	2 各地区支所班との連絡調整に関すること。		6 火災原因、被害調
		3 建設業防災作業隊の要請に関すること。		査、り災証明の発行
		4 災害及び災害活動の記録に関すること。		に関すること。(火
		5 消防活動支援OB隊の活動に関すること。		災のみとする。)
	庶務班	1 庁舎及び車両の保全に関すること。	同左	同左
		2職員の支援に関すること。		
		3区本部、関係機関との連絡調整に関すること。		
		4 消防団本部との連絡調整に関すること。		
		5 地区本部長の伝令に関すること。		
		6 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。		
		7他の班に属しない事項に関すること。		
	広報班	1消防広報に関すること。	同左	同左
		2避難誘導に関すること。		
		3 危険物施設の災害状況の把握及び応急措置指導に関するこ		
		と。		
		4 応急計画策定対象物の災害状況の把握及び応急措置指導に		
		関すること。		
		1 庁舎及び車両の保全に関すること。	同左	同左
	班	2 各種情報の収集、伝達に関すること。		
		3 消火、救助及び救急活動に関すること。		
		4 地区本部への報告及び伝令に関すること。		
		5 関係団体との連絡調整に関すること。		
		6 他都市応援隊の指揮・調整に関すること。		
		7 応援隊要請時の特命事項の実施に関すること。		
		8 消防活動支援OB隊の活動に関すること。		
		9 その他警防活動上必要な事項に関すること。		

※緊援隊:緊急消防援助隊

会計室

(16) 会計部

	事務分掌		
班	救助・救命期	応急復旧期	復旧期
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~12 同左	1~14 同左
	2部内各班の連絡調整に関すること。	13 部の予算経	15 部災害復旧
	3本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。	理に関するこ	計画の策定に
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	ے د	関する
	5 部関連被害状況の集約に関すること。	14 部災害応急	こと。
	6 部応急対策活動の集約に関すること。	対策計画の策	
	7部内職員の動員に関すること。	定に関するこ	
	8部内職員の厚生に関すること。	と。	
	9職員等の安否確認及びり災状況の把握等に関すること。		
	10 所管施設の管理保全に関すること。		
	11 他の班の所管に属さないこと。		
	12 その他特命事項に関すること。		
会計班	1 義援金の出納及び保管に関すること。	1~2 同左	同左
	2 指定金融機関との連絡調整に関すること。	3 財務会計シ	
		ステムの保全	
		に関するこ	
		٤.	

(17) 水道部

1調整室

水道局

	事務分掌				
班	救助・救命期	応急復旧期	復旧期		
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11日目以降)		
各班共通項	1職員配備の確認に関すること。	同左	同左		
目	2 庁舎施設の被害状況調査に関すること。				
	3 水道部部長が指示する作業に関すること。				
	4部内関係班との連絡に関すること。				
	5 通信連絡体制の確保に関すること。				
総務報道班	1部及び調整室の庶務に関すること。	同左	同左		
	2 各関係機関との調整に関すること。				
	3 他都市等への応援要請に関すること。				
	4 備蓄物資の配給計画策定に関すること。				
	5 報道機関の対応に関すること。				
	6 緊急連絡用車両の手配に関すること。				
	7 災害救助法適用時における事務の実施に関すること。8 他の				
	班の所管に属さない事務の執行に関すること。				
市民対応班	1各種情報の収集、伝達及び記録に関すること。	同左	同左		
	2市民対応に関すること。				
	3本部との連絡調整に関すること。				
	4本部情報収集員の災害対策本部への派遣に関すること。				
	5司令室との連絡調整に関すること。				
	6通信班からの情報収集に関すること。				
	7 電子計算機等の被害・稼動状況収集に関すること。				
	8情報システムの運用状況確認に関すること。				
出納•調達班	1 応急対策に係る現金等の出納に関すること。	同左	同左		
	2職員等の食料、寝具等の調達に関すること。				
	3 自動車用燃料の確保に関すること。				
	4 緊急物資等の調達に関すること。				
給 水 班	応急給水の要請等、給水班(司令室)との連絡調整に関するこ	同左	同左		
(調整室)	と。				
機動班	1 応急対策に係る費用の会計経理に関すること。	同左	同左		
	2 災害用地下給水タンクへの応援に関すること。				
	3職員の安否確認及び被災状況の確認に関すること。				
	4 医療用具及び薬品類の調達に関すること。				
	5職員の救護相談窓口に関すること。				
	6 職員の応急救護に関すること。				
	7機動班職員の応援配備に関すること。				
	8調整室における技術部門の情報解説等に関すること。				
	9 所管施設等の管理、保全及び被害状況の調査に関すること。				
	10 料金事務電子計算システムの総合対策に関すること。				
	11 特命事項に関すること。				

水道局

2 司令室

総合計画班	1 司令室の庶務に関すること。	同左	同左
	2 部の応急対策及び 総合計画の策定に関すること。		
	3 水道施設の被害及び稼働状況の集約に関すること。		

		4 他水道事業体との技術的調整に関すること。		
		5 電力会社等からの情報収集に関すること。		
٠	通信班	1無線通信の確保に関すること。	同左	同左
		 2 通信班との無線交信記録及び水道部会議への報告に関するこ		
		٤.		
	報 道 班	· 1 調整室との連絡調整に関すること。	同左	同左
	TK 是 近	2 被害情報、稼働状況の情報収集に関すること。	1-14	154
		3 報道機関の対応に関すること。		
	+ 12 5 7	4 職員の動員確認及び参集状況集約に関すること。		
		1 所管工事現場の点検、及び応急措置に関すること。	同左	同左
	調整班	2 建物等の被害調査、修理及び復旧に関すること。		
		3 外部応援者の受入、指揮及び指導に関すること。		
		4 特命事項に関すること。		
	工業用水班	1 復旧班及び浄水調整班との連絡調整に関すること。	同左	同左
		2 工水施設の被害状況集約に関すること。		
		3 工水施設の応急復旧計画策定に関すること。		
		4 所管工事現場の点検及び応急措置に関すること。		
		5 ユーザーとの連絡調整に関すること。		
,	給水班	1 応急給水計画の総合調整に関すること。	同左	同左
	(司令室)	2 市民広報の指示に関すること。		
		 3 給水装置の被害情報の集約に関すること。		
		4 断水状況及び応急給水状況の調査に関すること。		
		5 給水作業隊各班の指揮及び調整に関すること。		
		6 復旧班との連絡調整に関すること。		
		7 管工事協同組合との給水活動計画の策定に関すること。		
		8 外部応援者の配備計画の策定に関すること。		
		9 工業用水班との連絡調整に関すること。		
水道局	歩ませ _ ビ	1 配水池、災害用地下給水タンクからの応急給水に関すること。	同左	同左
		1 記水池、火音用池下柏水メンノがらの心志相水に関すること。 2 給水班ならびに区災害対策本部と管内災害対策関係機関との	间在	川在
	班(応急給	連絡調整に関すること。		
	水担当)			
		4 方面復旧担当との連絡・調整に関すること。		
		5 地域医療救護拠点等への運搬給水に関すること。		
	復 旧 班		同左	同左
		2 復旧担当各班への指揮及び調整に関すること。		
		3 給水班との連絡調整に関すること。		
		4 外部応援者の配備計画の策定に関すること。		
		5配水、給水施設等の被害情報収集等、総合対策に関すること。		
		6 復旧資機材等の出納管理に関すること。		
		7工業用水班との連絡調整に関すること。		
	復旧担当班	1 所管配水、給水施設の被害調査及び復旧計画策定ならびに実	同左	同左
		施に関すること。		
		2 復旧班及び給水班との連絡調整に関すること。		
		3 二次災害の防止措置に関すること。		
		4 応急復旧用資材及び用具類の在庫の確認に関すること。		
		5 緊急給水栓の立上げに関すること		
		6 救急告示医療機関等への運搬給水に伴う給水班応援に関		
		すること。		
		7 工業用水班との連絡調整に関すること。		

	浄水	く調素	隆班	1 計算機システム(水運用システム及び緊急遮断弁システム)の被害状況調査に関すること。	同左	同左
				2 水道施設(取水、導水、浄水、送水、配水施設)被害及び稼働		
				状況の情報収集に関すること。		
				3 企業団及び他事業体の被害及び稼働状況に関する情報の収集		
				及び集約に関すること。		
				4 計算機システム(水運用システム及び緊急遮断弁システム)に		
				よる水道施設の監視及び水運用計画策定に関すること。		
				5 応急給水及び応急復旧に必要な水運用計画策定に関すること。		
				こ。 6 各浄水場班、水質班、水源林管理班、工業用水班との連絡調		
				整に関すること。		
				7 企業団及び他事業体との水運用に関する連絡調整に関するこ		
				٤.		
				8 原水、浄水場および配水池の水質状況の情報収集に関するこ		
水道局				٤.		
	西	谷	班	1 取水、導水、浄水及び送水施設の被害状況調査に関すること。	同左	同左
				2 取水計画並びに水運用に関すること。		
				3 二次災害防止の措置に関すること。 4 自家発電設備の点検、整備及び運転に関すること。		
				5 配水池の監視及び緊急遮断弁の操作に関すること。		
				6 施設の応急復旧に関すること。		
				7配水ポンプ場の応急復旧計画及び復旧作業に関すること。		
				8薬品の安全管理に関すること。		
				9 工業用水班との連絡調整に関すること。		
				10 西谷 3 号配水池応急給水に関すること。		
	Ш	井	班	1取水、導水、浄水及び送水施設の被害状況調査に関すること。	同左	同左
				2 取水計画並びに水運用に関すること。		
				3二次災害防止の措置に関すること。		
				4 自家発電設備の点検、整備及び運転に関すること。		
				5 配水池の監視及び緊急遮断弁の操作に関すること。 6 施設の応急復旧に関すること。		
				0 他設の心忌復向に関すること。 7 配水ポンプ場の応急復旧計画及び復旧作業に関すること。		
				8薬品の安全管理に関すること。		
				9工業用水班との連絡調整に関すること。		
				10 川井 4 号配水池応急給水に関すること。		
	小	雀	班	1取水、導水、浄水及び送水施設の被害状況調査に関すること。	同左	同左
				2取水計画並びに水運用に関すること。		
				3二次災害防止の措置に関すること。		
				4 自家発電設備の点検、整備及び運転に関すること。		
				5 配水池の監視及び緊急遮断弁の操作に関すること。		
				6 施設の応急復旧に関すること。		
				7 配水ポンプ場の応急復旧計画及び復旧作業に関すること。 8 薬品の安全管理に関すること。		
				9 工業用水班との連絡調整に関すること。		
				9 工業用が班との建裕調整に関すること。 10 横須賀市上下水道局及び企業団との連絡調整に関すること。		
				11 小雀 5 号配水池応急給水に関すること。		
	水	質	班	1 水質に関する情報収集及び集約に関すること。	同左	同左
		,		2薬品の安全管理に関すること。		

	3 司令室の指示による水質試験に関すること。		
水源林管理	水源林の被害状況調査及び応急措置に関すること。	同左	同左
班			
各班共通項	1職員配備の確認に関すること。	同左	同左
目	2 庁舎施設の被害状況調査に関すること。		
	3水道部部長が指示する作業に関すること。		
	4部内関係班との連絡に関すること。		
	5 通信連絡体制の確保に関すること。		

交通局

(18) 交通部

班	事 務 分 掌			
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期	
	(発災~3 日)	(4 日~10 日)	(11 日目以降)	
庶 務 班	1部の庶務に関すること。	1~10 同左	1~11 同左	
	2部内各班の連絡調整に関すること。	11 部災害応	12 部災害復	
	3本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。	急対策計画の	旧計画の策定	
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	策定に関する	に関するこ	
	5 被害状況の集約に関すること。	こと。	٤.	
	6 応急対策活動の集約に関すること。			
	7 交通関連情報の発表に係る消防局との連絡調整に関するこ			
	と。			
	8 交通機関運行状況等に関する広報に関すること。			
	9他の班の所管に属さないこと。			
	10 特命事項に関すること。			
職員安否確	1職員の動員状況に関すること。	1~3 同左	1~3 同左	
認 班	2職員の安否確認及びり災状況に関すること。			
	3職員の厚生に関すること。			
物資調達班	1 応急資機材、燃料等の調達に関すること。	1~3 同左	1~4 同左	
	2 所管厚生施設における他都市応援職員等の受け入れに関す	4 部の予算経		
	ること。	理に関するこ		
	3厚生施設の管理に関すること。	ے ۔		
お客様情報	1 お客様に対する情報提供に関すること。	1~2 同左	1~2 同左	
班	2 当局施設の被害状況の把握に関すること。			
地下鉄庶務	1 地下鉄各班の庶務に関すること。	1~3 同左	1~3 同左	
班	2 地下鉄の被害状況の集約に関すること。			
	3 地下鉄応急対策活動の集約に関すること。			
地下鉄運輸	1地下鉄運行計画に関すること。	1~4 同左	1~4 同左	
班	2代替輸送計画に関すること。			
	3列車の運転状況の把握に関すること。			
	4 交通無線に関すること。			
地下鉄駅務	1乗客の安全確保に関すること。	1~3 同左	1~3 同左	
班	2旅客情報の周知に関すること。			
	3駅舎の管理保全に関すること。			
地下鉄運転	1乗客の安全確保に関すること。	1~2 同左	1~2 同左	
班	2列車の運転に関すること。			
地下鉄・バ	1 地下鉄及びバス営業所施設の被害状況の把握に関するこ	1~2 同左	1~2 同左	
ス施設班	ے ۔			
	2 地下鉄及びバス営業所施設に係る応急対策の立案及び実施			
	に関すること。			
地下鉄車両	1地下鉄検修設備の保全に関すること。	1~2 同左	1~2 同左	
班	2地下鉄車両の保全に関すること。			
地下鉄・バ	1 地下鉄及びバス営業所の電気施設の被害状況の把握に関す	1~2 同左	1~2 同左	
ス電気班	ること。			
	2 地下鉄及びバス営業所の電気設備に係る応急対策の立案及			
	び実施に関すること。			

バス庶務班	1 バス各班の庶務に関すること。	1~6 同左	1~6 同左
	2 バスの被害状況の集約に関すること。		
	3 バス応急対策活動の集約に関すること。		
	4 バス運行計画に関すること。		
	5 代替輸送計画に関すること。		
	6 救援物資等の輸送に係る本部、区本部との連絡調整に関す		
	ること。		
バス運輸班	1 バス運行状況の把握に関すること。	1~5 同左	1~5 同左
	2 バス運行実施計画に関すること。		
	3 運行路線の安全確認に関すること。		
	4 交通無線に関すること。		
	5 バス車両の保全に関すること。		
バス輸送班	1乗客の安全確保に関すること。	1~3 同左	1~3 同左
	2 バス運行の実施に関すること。		
	3 救援物資等の輸送の実施に関すること。		

病院経営局

(19) 病院経営部

班	事務分掌			
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期	
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以	
			降)	
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~15 同左	1~17 同左	
	2部内各班の連絡調整に関すること。	15 16 部の予算	18 部災害	
	3 本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関	経理に関する	復旧計画	
	すること。	こと。	の策定に	
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	17 部災害応急	関するこ	
	5 部関連被害状況の集約に関すること。	対策計画の策	٤.	
	6部応急対策活動の集約に関すること。	定に関するこ		
	7部内職員の動員に関すること。	٤.		
	8部内職員の厚生に関すること。			
	9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関するこ			
	と。			
	10部内職員の派遣の総合調整に関すること。			
	11 所管施設の管理保全に関すること。			
	12 みなと赤十字病院との連絡調整に関すること。			
	13 災害救助法適用時における事務の実施に関する			
	こと。			
	14他の班の所管に属さないこと。			
	15 その他特命事項に関すること。			
市民病院隊・脳血管	1 庶務班の事務分掌に準ずる。	同左	同左	
医療センター隊	2 医療関連情報の収集及び情報提供に関すること。			
庶務班	3 医薬品、器材等の調達に関すること。			
	4病院施設内の安全確保に関すること。			
	5 災害救助法適用時における事務の実施に関するこ			
	と。			
市民病院隊	1 入院患者及び負傷者の医療、助産及び救護に関す	同左	同左	
救急医療班	ること。			
	2遺体の検案処理に係る連絡調整に関すること。			
	3 医療救護班の派遣協力に関すること。			
脳血管医療センタ	1 入院患者及び負傷者の医療、助産及び救護に関す	同左	同左	
一隊	ること。			
救急医療班	2遺体の検案処理に係る連絡調整に関すること。			
市民病院隊・脳血管	1 入院患者、負傷者等の安全確保に関すること。	同左	同左	
医療センター隊	2 病院施設の機能保全に係る応急対策に関するこ			
災害対策班	と。			

(20) 教育部

班	事務分掌				
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期		
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)		
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~12 同左	1~14 同左		
	2部内各班の連絡調整に関すること。	13 部の予算経	15 部災害復旧		
	3本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関す	理に関するこ	計画の策定に		
	ること。	と。	関すること。		
	4 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	14 部災害応急			
	5 部関連被害状況の集約に関すること。	対策計画の策			
	6 部災害対策活動の集約に関すること。	定に関するこ			
	7部内職員の動員に関すること。	と。			
	8部内職員の厚生に関すること。				
	9 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関するこ				
	と。				
	10 所管施設の管理保全に関すること。				
	11 他の班の所管に属さないこと。				
	12 その他特命事項に関すること。				
施設班	1 教育関連施設の被害状況の把握に関すること。	同左	1~3 同左		
	2 教育関連施設に係る応急対策の立案及び実施に関		4 応急教育施		
	すること。		設の対策に関		
	3 救援活動拠点としての施設使用に係る連絡調整に		すること。		
	関すること。				
学校教育班	1児童生徒の安否の集計に関すること。	1~5 同左	1~6 同左		
	2 臨時休校措置に関すること。	6 授業再開計	7 教材、学用品		
	3 地域防災拠点運営委員会に係る学校との連絡調整	画に関するこ	等の調達に関		
	に関すること。	と。	すること。		
	4 学校施設への避難状況の把握に関すること。		8 学校給食に		
	5 災害救助法適用時における事務の実施に関するこ		関すること。		
	と。				
図書館班	1 所管施設の管理保全に関すること。	同左	同左		
	2 救援活動拠点としての運営の支援に関すること。				
教育文化セ	1所管施設の管理保全に関すること。	同左	同左		
ンター班	2 救援活動拠点としての運営の支援に関すること。				
(学校)	1児童生徒の安全確保に関すること。	1~4 同左	同左		
	2 避難住民の安全確保に関すること。	5 児童生徒の			
	3 区本部拠点班との連絡調整に関すること。	避難先の把握			
		に関するこ			
	4 学校の管理保全に関すること。	と。			

選挙管理委 員会事務局

人事委員会 事務局

監査事務局

温暖化対策 統括本部

(21) 第一・第二・第三・第四協力部の事務分掌(共通)

班	事務分掌		
	救助・救命期	応急復旧期	復旧期
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~12 同左	1~14 同左
	2本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関するこ	13 部の予算経	15 部災害復旧
	کی	理に関するこ	計画の策定に
	3 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	と。	関すること。
	4 部関連被害状況の集約に関すること。	14 部災害応急	
	5部災害対策活動の集約に関すること。	対策計画の策	
	6部内職員の動員に関すること。	定に関するこ	
	7部内職員の厚生に関すること。	と。	
	8職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。		
	9 所管施設の管理保全に関すること。		
	10 消防部市本部運営統轄本部への支援職員の派遣に関		
	すること。		
	11 他の班の所管に属さないこと。		
	12 その他特命事項に関すること。		

(22) 議会部

議会局

	事務分掌		
班	救助・救命期	応急復旧期	復旧期
	(発災~3 日)	(4日~10日)	(11 日目以降)
庶務班	1部の庶務に関すること。	1~13 同左	1~15 同左
	2本部、区本部、その他関係機関との連絡調整に関すること。	14 部の予算経	16 部災害復旧
	3 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。	理に関するこ	計画の策定に
	4部関連被害状況の集約に関すること。	と。	関すること。
	5 部災害対策活動の集約に関すること。	15 部災害応急	
	6部内職員の動員に関すること。	対策計画の策	
	7部内職員の厚生に関すること。	定に関するこ	
	8職員等の安否確認及びり災状況の把握に関すること。	と。	
	9 所管施設の管理保全に関すること。		
	10 議員の安否確認に関すること。		
	11 災害に対する議会活動に関すること。		
	12 他の班の所管に属さないこと。		
	13 その他特命事項に関すること。		

区役所 (23) 区本部

班					
	救助・救命期	応急復旧期 復旧期			
	(発災~3 日)	(4 日~10 日)	(11 日目以降)		
庶務班	1区本部の設置及び運営に関すること。	1~21 同左	1~23 同左		
	2 本部長命令の伝達に関すること。	22 区本部の予算	24 区災害復旧計		
	3区本部の庶務に関すること。	経理に関するこ	画の策定に関す		
	4 部内各班の連絡調整に関すること。	٤.	ること。		
	5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関す	23 区災害応急対			
	ること。	策計画の策定に			
	6 災害関連情報の統括及び報道対応に関する	関すること。			
	こと。				
	7 区災害対策計画の立案及び実施に関するこ				
	と。				
	8 警戒区域の設定に関すること。				
	9 避難勧告、指示に関すること。				
	10 職員応援要請に関すること。				
	11 支援職員の受入れに関すること。				
	12 他都市応援職員の受入れに関すること。				
	13 救援活動拠点の選定に関すること。				
	14区本部職員の動員に関すること。				
	15 区本部職員の厚生に関すること。				
	16 職員等の安否確認及びり災状況の把握に関				
	すること。				
	17 庁舎の管理保全に関すること。				
	18 所管車両の保全に関すること。				
	19 災害救助法適用時における事務の実施に関				
	すること。				
	20他の班の所管に属さないこと。				
	21 その他特命事項に関すること。				
情報班	1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関する	同左	同左		
	こと。				
	2 被害状況の集約に関すること。				
	3 応急対策活動の集約に関すること。				
	4 災害関連情報の広報に関すること。				
	5 通信機器等の保全に関すること。				
	6 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関				
	係機関との連絡調整に関すること。				
被害調査班	1被害状況の調査に関すること。	1~3 同左	1~5 同左		
	2 応急危険度判定調査の支援に関すること。	4 倒壊建物等の被	6 解体廃棄物の		
	3 倒壊建物等の被害認定調査の準備及び広報	害認定調査の実	解体・撤去申請		
	に関すること。	施に関すること。	の受付に関する		
		5 被害認定調査表	こと。		
		の作成に関する			
		こと。			

物資班 1物資集配拠点の設置及び運営に関すること。 1~4 同左 同左 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関する 5 不足救援物資等 の把握に関する こと。 3 食料、救援物資等の調達に関すること。 こと。 4 災害救助法適用時における事務の実施に関 すること。 輸送班 1食料、救援物資等の輸送に関すること。 同左 同左 2 赤帽協同組合、その他輸送業者との連絡調整 に関すること。 3 自動車、その他輸送手段の確保に関するこ ہ ع 4 災害救助法適用時における事務の実施に関 すること。 拠点班 1地域防災拠点の開設及び運営に関すること。 1~5 同左 同左 2 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関 6 避難者の生活相 すること。 談に関すること。 3 避難者の安全確保に関すること。 4避難者名簿の作成に関すること。 5 避難者への情報提供・広聴に関すること。 1 広域避難場所、いっとき避難場所、その他地 避難班 同左 同左 域防災拠点以外の避難者の把握に関するこ ٥ع 2避難者の安全確保に関すること。 3二次災害防止に係る避難誘導に関すること。 4 災害救助法適用時における事務の実施に関 すること。 主要駅等対 1 主要駅等での情報収集・広報に関すること。 同左 同左 応班 2被害情報等の収集・伝達に関すること。 3 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機 関との連携した避難誘導に関すること。 4 一時避難場所及び一時宿泊場所の運営又は 支援に関すること。 5 その他必要な事項に関すること。 援護班 1 要援護者のための特別避難場所の設置及び 1~6 同左 1~8 同左、 運営に関すること。 7 被災者の生活相 9 応急仮設住宅 2 要援護者の安全確保に関すること。 談に関すること。 への入居募集に 3 地域防災拠点等の巡回による要援護者の状 8 引取人のいない 関すること。 況調査に関すること。 焼骨の取扱いに 10 災害弔慰金、 4 遺体安置所の設置及び運営に関すること。 関すること。 災害援護資金等 5 行方不明者の把握に関すること。 に関すること。 6 災害救助法適用時における事務の実施に関 11 被災者生活再 すること。 建支援金に関す ること。

医療調整班	1 地域医療救護拠点及び仮設救護所の設置及	1~10 同左	同左
	び運営に関すること。	11 精神保健医療	
	2 負傷者の医療援護に関すること。	相談窓口の開設	
	3 医薬品、器材等の調達に関すること。	に関すること。	
	4 医療機関の被害状況の把握に関すること。	12 避難所等の巡	
	5 診療可能医療機関の情報提供に関すること。	回診療に関する	
	6遺体の検案に関すること。	こと。	
	7 他都市医療職員及び医療ボランティアの受		
	入れに関すること。		
	8 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整		
	に関すること。		
	9 患者搬送に係る連絡調整に関すること。		
	10 災害救助法適用時における事務の実施に関		
	すること。		
衛生班	1 消毒及び衛生に関すること。	同左	同左
	2 飲料水及び食品の衛生確保に関すること。		
	3 生活衛生に関すること。		
	4 動物の保護収容に関すること。		
	5 感染症発生時の消毒に関すること。		
	6 災害救助法適用時における事務の実施に関		
	すること。		
ボランティ	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に	同左	同左
ア班	関すること。		
	2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の		
	把握に関すること。		
諸証明班	死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。	1 同左	1~3 同左
		2 倒壊建物等のり	4 倒壊建物等の
		災台帳の作成に	り災証明の発行
		関すること。	に関すること。
		3 倒壊建物等のり	5 義援金の交付
		災証明の発行準	に関すること。
		備及び広報に関	
		すること。	
横浜駅防災	横浜駅における市民の安全確保に関するこ	同左	同左
対応班	と。		
地区センタ	1 地区センターの管理保全に関すること。	同左	同左
一班	2 救援活動拠点としての運営の支援に関する		

ے۔ عے.

区役所

		T .	Γ .
土木事務所	1 道路の被害状況の把握に関すること。	同左	同左
地区隊※	2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関す		
	ること。		
	3 緊急輸送路等の確保に関すること。		
	4 路上障害物、放置車両の除去等に関するこ		
	٤.		
	5 河川、下水道管きょの被害状況の把握に関す		
	ること。		
	6 河川、下水道管きょに係る応急対策の立案、		
	実施に関すること。		
	7工事箇所の保全に関すること。		
	8区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調		
	整に関すること。		
	9 災害救助法適用時における事務の実施に関		
	すること。		
保育所班	1 園児の安全確保に関すること。	1~5 同左	同左
	2区本部庶務班との連絡調整に関すること。	6 園児の避難先の	
	3 施設、園庭の管理保全に関すること。	把握に関するこ	
	4 保育の早期再開に関すること。	ح	
	5 園児の引渡しに関すること。		

[※] 土木事務所地区隊にあっては、道路部部長・環境創造部部長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、 その指示を優先とする

第3章 職員の配置と動員

消防局

第1節 職員配置計画

本市職員は、地震配備体制が発令されたときは、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事しなければならない。

1 地震発生時の配備体制

本市職員は、市域に震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき、地震による大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、自発的にあらかじめ定められた場所にバイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段(自家用車を除く。)を用いて直ちに参集し、必要な任務を遂行しなければならない。(警戒宣言対応については、第5部参照)。

なお、震度4又は震度5弱の地震(気象庁発表)が発生したときは、関係局及び全区で警戒体制を確立し、 被害情報等の収集活動を実施するとともに必要な体制を確保する。

2 勤務時間内の職員配置

- (1) 各部部長及び区本部長は、あらかじめ定めるところにより所属職員を各班ごとに配備につけ、任務を命ずる。
- (2) 各部部長及び区本部長は直近動員を指定されている職員を各区本部へ派遣する。
- (3) 各部部長及び区本部長は、円滑な活動を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の任務分担を変更して、別の任務を命じることができる。
- (4) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に、 他の区本部又は各部からの職員派遣を要請する。
- (5) 各部部長及び区本部長は、前項の要請を市本部長から受けたときは、当該区本部に必要な職員を派遣しなければならない。

3 勤務時間外の職員配置

(1) 各部部長及び区本部長は、早期参集者を、あらかじめ定められた任務以外の、早期対応を必要とする 班に配置することができる。ただし、事務所等の出先機関、地域防災拠点等については、あらかじめ定めた各班に職員を配置する。

<発災初動期に最も優先する業務>

- ① 各部・区本部の所管施設、所管区域内の被害情報の収集
- ② 被害情報の集約
- ③ 各部・区本部としての活動の意志決定
- ④ 市災害対策本部との連絡調整
- (2) 各部部長及び区本部長は、参集職員をあらかじめ定めた各班へ配置する。ただし、被害状況等に応じ、 円滑な災害応急対策を実施するため、必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の業務分担 を変更して、別の業務を指示、命令することが出来る。
- (3) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に、他の区本部長又は各部からの職員派遣を要請する。
- (4) 市本部長は、前項の要請を受けたときは、当該区本部に必要な職員を派遣しなければならない。

4 配備状況の報告

各部部長及び区本部長は、職員の配備状況を、市本部長に報告しなければならない。

(様式)

配備人員報告書

局・区

Ī	日時	配備区分	局区長	部長級	課長級	係長級	その他の 職員	計	備考
	日 時 現 在	号配備	人	人	人	人	人	人	

5 配備体制の縮小

市本部長は、被害状況及び応急対策の状況等に応じて、各部部長、区本部長に配置職員の縮小を命ずることができる。

消防局

ものとする。

(注1)

(注2)

理事は部長級に、課長 補佐は係長級にそれ ぞれ計上すること。

配備人員報告書は、風

水害対策編と共通の

第2節 職員の動員

1 職員の動員

本市職員は、市域に震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したときは、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段(自家用車を除く。)を用いて、直ちに参集しなければならない。

2 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により、速やかに行動を開始する。

(1) 安全確保

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

(2) 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、飲料水、食料、トイレパック、懐中電灯、携帯 ラジオ等の必要な用具を携行する。

(3) 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡 するとともに、直ちに人命救助、消火活動への協力など適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の報告

参集途上において、被害状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、 病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

第4章 情報の収集と伝達

この章では、必要な情報を迅速かつ正確に収集し、伝達(報告)するために必要な事項について定める。

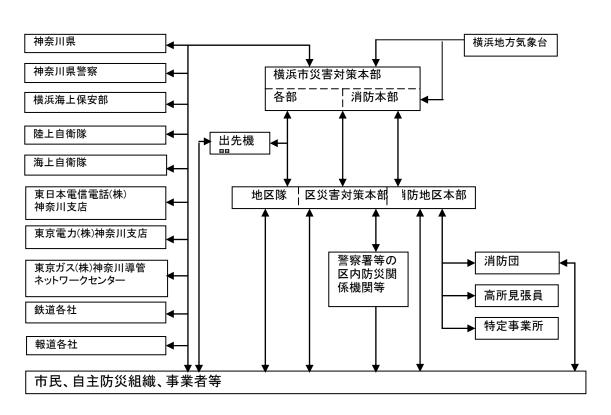
第1節 情報受伝達方針

項目	方 針 内 容		
情報受伝達方針	1 発災直後は、被災情報の収集・伝達が最も重要であることから、正確かつ迅速な情		
	報の受伝達を行う。		
	2 防災関係機関や市民等からの様々な情報を整理し、災害の規模、状況等を把握する。		
	3 災害時広報は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用		
	いて積極的に実施する。		

第2節 情報受伝達体制

1 情報受伝達系統

本市及び防災関係機関等との情報受伝達系統の概要は、次のとおりである。(津波予報については、第2部第10章「津波対策」参照)



消防局

消防局

2 通信手段

(1) 無線電話

ア 無線通信網

本市の保有する次の無線通信網を利用する。

- (7) 防災行政用無線(下水道事業系含む)
- (イ) 消防無線
- (ウ) 水道無線
- (I) 港湾無線
- (オ) 交通無線

イ 運用原則

- (7) 市本部が総括運用する防災行政無線局の管理運用は、「横浜市防災行政用無線局管理運用規程」に 定めるところによる。
- (イ) 無線統制
 - a 固定系については、統制局が行う。
 - b 移動系については、各基地局が行う。
- (ウ) 無線機能の確保

良好な通話状態を確保できるよう、管理部署は全力でその機能の維持に努めなければならない。 附属非常用発電機についても、同様である。

(2) 防災情報システム

市・区本部の情報連絡は、防災情報システムを利用する。

(3) ポケットベル

防災部門を中心とする職員への情報伝達は、ポケットベルを利用する。

(4) 専用回線

専用回線網を利用している施設間は、一般回線の錯そうを回避するため、通常利用を中断し、災害業 務通信を優先する。

(5) 加入電話及び庁内電話

有線電話の使用が可能なときは、災害対策本部電話番号の区分に従い、情報受伝達を行う。

(6) 本市の保有する以外の無線局等

ア アマチュア無線等

「災害時非常無線通信の協力に関する協定」に基づき、横浜市アマチュア無線非常通信協力会に対して、また、「災害時タクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、神奈川県タクシー協会横浜支部及び(社)神奈川県個人タクシー協会に対して、加入している無線局及び会員の通信協力を要請する。

イ 関東地域非常通信協議会の無線局

一般回線及び本市保有回線が被害を受け利用できない場合で、情報伝達を実施しなければならない ときは、関東地域非常通信協議会の構成機関の協力を得て、その保有する通信施設を利用する。

(7) 伝令の派遣

いずれの通信手段によっても情報受伝達が困難なときは、市本部、区本部、防災関係機関又は最寄り の無線局等に伝令を派遣し、情報受伝達を行う。

(8) 公共放送の利用

市本部長は、災害応急対策の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときは、電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた放送事業者に対して、連絡のための放送を要請する。

3 情報収集員

(1) 市本部

各部部長は、情報収集員1名以上を本部室に派遣し、部との情報連絡にあたらせる。

(2) 区本部

地区隊長、各部出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部室に派遣し、地区隊との情報連

絡にあたらせる。

第3節|災害情報の収集、報告及び記録

消防局

- 1 情報の収集及び伝達
 - (1) 気象庁からの地震情報、高密度強震計ネットワークから得られた情報等を速やかに関係機関等に伝達する。
 - (2) 消防部市本部運営統轄本部は、早期に全市的な被害程度を確認するため、高密度強震計ネットワーク から得られた情報、災害監視カメラからの映像等により情報収集を行うとともに、あらゆる通信手段を 効果的に活用し、被害発生状況を全市的に収集・把握する。

消防局

消防局

2 市本部各部及び区本部の報告

各部及び区本部は、次の情報を収集し、消防部市本部運営統轄本部に速やかに報告する。

(1) 発災直後の情報事項

区分	通報の内容	収集手段 (例示)
	1 死者、負傷者	・庁舎周辺の目視
人的被害	2 要救助者、行方不明者	・消防機動二輪隊の巡回
人的板岩	3 被災者の状況	・高度安全安心情報ネットワーク(AS
	4 避難の状況、避難勧告等の必要性	IN)による情報(災害監視カメラ、へ
火災	1 火災の発生及び延焼の状況	リTV映像、繁華街安 心カメラ映像等)
	1 庁舎等所管施設、設備の損壊状況	・参集した職員からの被災状況の報告
	2 道路、橋りょうの被害状況及び道路交通の状況	・警察、消防、地区隊、その他防災関係
地位指宝	3 建物の倒壊状況	機関からの通報
物的損害	4 がけ崩れ及びがけ崩れのおそれの状況	・交通運行者(市営バス、タクシー等)か
	5 電気、ガス、水道、電話等の状況	らの通報
		・テレビ・ラジオからの情報
	災害対策上必要な事項	・アマチュア無線技士等からの通報
その他		・住民、事業者からの通報

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告する。

(3) 最終報告

被害の状況が最終的にすべて明らかになった時点で、被害最終報告をする。

3 神奈川県知事への報告

市本部長は、災害の状況とその措置の概要について、次により速やかに県知事に報告する。

(1) 報告方法

報告方法は、県災害情報管理システムにより行う。同システムを使用することができない場合には、 県防災行政通信網 FAX 等で報告する。

(2) 報告先

県災害対策本部又は安全防災局災害対策課とする。

市民局消防局

都市経営局 市民局 消防局

4 災害情報の記録

- (1) 各部部長及び区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録しなければならない。
- (2) 災害時の映像記録等の確保
 - ア 各部部長及び区本部長は、災害応急対策を実施するうえで、又は災害時の映像の記録・資料を確保 するために、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行う。
 - イ 市民活力推進部部長は、災害時の映像を記録することが必要であると認められるときは、「災害時の映像記録撮影等の協力に関する協定」に基づき、(社)神奈川ニュース映画協会及び㈱メディアシティー 横浜等に対して、映像記録撮影等の協力を要請する。

第4節 災害時広報

市・区本部は、保有するさまざまな機能を活用して、被害情報、救助・救護等の活動状況、生活関連情報等を広報する。また、必要に応じて他の機関、団体等の協力を求めて広報する。

- 1 災害時広報のねらい
 - (1) 憶測による人心の不安やデマ情報による社会的混乱を防止すること。
 - (2) 応急・救援活動の周知による市民生活の安定化を図ること。
 - (3) 被災者の生活再建を促進すること。

2 印刷物広報

(1) 市版・区版の災害対策広報紙の発行

印刷物による行政情報を提供することにより、市民に安心感を与えるとともに、区版においては、避難場所での救援状況などきめ細かな地域情報を適宜広報する。

- (2) 広報よこはま市版・区版の災害特集号の発行 救援状況、り災証明書の発行、義援金の配付等の情報について広報する。
- (3) チラシの作成配布 必要に応じて、チラシを作成し、現地において配布又は掲示する。

3 その他広報

(1) 広報車の利用

区本部長は、必要な地域へ放送設備(携帯マイク等を含む。)を有する車両を出動させ、広報を実施する。

- (2) 航空機の利用
 - ア 消防局航空隊(ヘリコプター)による広報

安全管理部部長は、必要に応じて航空隊(ヘリコプター搭載のスピーカー)により、住民に対して各種情報提供や避難勧告、避難誘導等を実施する。

イ 区本部長の要請

区本部長は、上空からの広報が必要と判断したときは、次の内容を安全管理部部長に要請する。

- (7) 広報する地域
- (イ) 広報内容
- (ウ) その他必要な事項
- (3) 職員による広報

区本部長は、広報車の活動が不能な地域又は特別に必要が認められる地域に対して、職員を派遣して 広報を実施する。

- (4) インターネット、ファクシミリ、文字放送等による広報
 - ア 市ホームページ

市本部は、「避難勧告・指示情報」を市ホームページへ掲載する。

イその他

市・区本部及び地域防災拠点の職員は、報道機関への提供資料、「災害対策広報紙」の記事内容、身近な生活情報等を入力し、発信する。

- (5) 地域防災拠点における広報
 - ア 地域防災拠点を避難者、住民に対する広報活動の拠点とする。
 - イ 避難生活に欠かせない身近な生活情報については、地域防災拠点を通して広報する。
 - ウ 校内放送、ハンドマイク、学校掲示板、チラシを活用し、避難者、住民に対して必要な情報を提供 する。
 - エ 情報の提供にあたっては、警察、消防、郵便局等との連携を図り、相互の情報を交換し、整理する。
- (6) 「緊急警報放送システム」の活用

人命や財産に重大な影響を及ぼす、重要かつ緊急な災害情報(①警戒宣言、②津波警報、③地方自治体の長が発令する避難勧告)を放送する「緊急警報放送システム」(昭和60年9月1日開始)を利用し、緊急を要する避難勧告について「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局に対して、この協定に基づく放送を要請する。

第5節 災害時報道

1 災害時報道体制

災害時における報道機関との対応は、市本部(報道班)が一元的に行う。

2 報道機関への発表

- (1) 市本部からの発表は情報の軽重に応じ、市本部長、安全管理部部長又は報道班長が行う。
- (2) 情報提供は、混乱を防止するため、市本部の定める場所、方法で行う。
- (3) 市本部から発表された事項については、各部と連絡がとれるよう、各部は広報担当職員をあらかじめ 指定する。
- (4) 危機管理センター内に市政記者、ラジオ・テレビ記者のために臨時記者室を確保し、記者の情報発信 機器を提供する。

3 放送機関の報道協力

(1) 市民広報、防災関係機関への緊急の連絡及び災害対策基本法第57条に定める通信のため特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における放送の協力要請に関する覚書」に基づき、日本放送協会横浜放送局、㈱テレビ神奈川、㈱アール・エフ・ラジオ日本、横浜エフエム放送㈱、㈱TBSラジオ&コミュニケーションズ及びエフエム・インターウェーブ㈱に対して放送を要請する。

なお、エフエム・インターウェーブ(株)では、「外国人市民等への防災情報等の提供に関する協定」に基づき、9か国語の放送を行う。さらに、横浜エフエム放送(株)でも、英語による放送を行う。

- (2) 本市がスポンサーとなっている番組を利用して広報を行う。
- (3) 必要に応じて、都市型ケーブルテレビ各局に対し、放送を要請する。

市民局

第6節 広聴活動

被災者の生活相談や援助業務の一環として、要望、苦情等を聴取し、災害活動に反映させる。

1 臨時市・区民相談室の開設

- (1) 市・区本部は、被災生活の不安の解消、生活の立て直し、自力復興を促進するため、臨時市民相談室 及び臨時区民相談室を開設し、問い合わせ、相談、要望に対応する。
- (2) 区本部は、区役所及び地域防災拠点において、避難者の問い合わせ、相談、要望に対応する。
- (3) 専門相談については、それぞれの市本部各部及び区本部で行う。
- (4) 市民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようなったときは、状況に応じて、専門相談員による相談業務を順次開始する。

2 要望等の処理

(1) 区本部の処理

区本部において聴取した要望等のうち対応可能な広聴情報については、区本部で処理するものとし、 区で対応不可能な広聴情報については、必要に応じて市民活力推進部広聴相談班(広聴相談課)にファク シミリ等で連絡する。

広聴相談課(市民相談室) FAX 663-3433

(2) 市民活力推進部の処理

市民活力推進部広聴相談班(広聴相談課)は、直接寄せられた広聴情報及び区本部から連絡のあった広 聴情報を案件ごとに整理し、関係各部に連絡する。

(3) 生活相談の処理

市民から寄せられた生活相談の処理については、第4部第1章第1節の 1「生活相談」に定めるところにより処理する。

|第7節||情報混乱防止活動|

デパート、映画館、繁華街、商店街など不特定多数の人々が集まる施設(場所)や市内主要各駅等は、震災が発生した場合、パニックの発生など大きな混乱の発生が懸念される。パニックは、不安感、恐怖感などの心理的要因と情報不足、知識不足、流言、デマ等の各種要因が相乗的に作用して起こるとされているが、これを防止するために、広報活動を中心とした情報混乱防止活動を実施する。

1 事業所の責務

不特定多数が利用する施設や繁華街を構成する店舗等の事業者は、発災時においては、利用者の安全を確保するため、利用者の冷静沈着な行動を誘導するよう、構内有線放送や非常用放送設備を用いて、広報を実施する。

2 鉄道事業者の活動

鉄道事業者は、利用者の安全を確保するため、混乱防止のための広報、安全な場所への避難誘導等の混乱防止対策を実施する。

3 有線放送事業者の責務

有線放送事業者は、発災時には、通常の放送番組を中断し、あらかじめ定めておいた混乱防止のための 非常放送内容に切り替え 災害広報を実施する。

消防局

第5章 消防活動

消防局

消防局

第1節 応急活動体制の確立

消防局長(安全管理部部長)は、大規模な地震が発生した場合、次により応急活動体制の確立を図る。

1 震災対策消防本部体制

震災対策消防本部体制は、次に基づき発令する。

- (1) 市域において、震度5強以上(気象庁発表)の地震が発生したとき。
- (2) その他災害の状況により、消防局長(安全管理部部長)が必要と判断したとき。

2 職員の動員

震災対策消防本部体制・全員配備発令時には、非勤務職員を所属動員又は所属直近動員により効果的に 参集させる。

第2節 警防活動の基本方針

震災発生時に消防が行う災害応急活動は、人命の安全確保を最優先とし、その方針は次のとおりとする。

1 消火活動の優先

震災は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するものは、二次的に発生する火災である。

したがって、震災時における警防活動は、発生の初期段階は、非常用消防車を含めたポンプ車(ポンプ付き消防車及び救助工作車をいう。)により編成されたポンプ隊を運用するとともに、消防団、企業自衛消防隊等とも連携して火災の早期鎮圧及び拡大防止を図る。

2 人命の救助、救急活動

震災時には、火災の発生はもとより家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、鉄道、自動車等車両の衝突 及び危険物、毒物・劇物の漏えいなどが複合して発生し、大規模人身災害に発展することが予測されるこ とから、救助機動中隊をはじめ救助隊、救急隊等の人員、資機材を活用し、人命の救助・救急活動を実施 し、人命の安全確保に努めるものとする。

3 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民が当該街区から避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を 図る。

第3節 初動措置

1 消防本部等の措置

項目	消防本部の措置	消防地区本部の措置
消防本部の	1 災害対策本部体制の発令	1 地区本部の設置
措置	2 出火防止措置	2 出火防止措置
	3 消防本部の設置	3 車両等の安全確保
	4 有線電話の統制	4無線局の開局
	5 各種警報、情報等の伝達	5 高所見張りの実施
	6 配備体制の確認及び報告	6 防災関係機関への情報伝達及び交換
	7 車両等の安全確保	7 消防隊等の出場準備
	8情報の収集及び報告	8情報の収集及び報告
	9 部隊運用の検討	9 電源の確保
	10 本部応援隊の編成	10 署外活動中の消防隊等への無線連絡
	11 司令班、情報収集班に対する応援職員の派遣	11 消防隊等の出場経路の確認
	12 通信施設の確保	12 消防車両等が出場不能時の措置
	13 庁舎、車両等の被害状況の確認	

消防局

第4節 消防隊等の運用

震災時の消防隊等の運用は、1号運用(震度5弱~6弱)及び2号運用(震度6強以上)とする。ただし、 消防本部長が必要認めた場合は、震度の規模にかかわらず切り替えることができる。

1 1号運用(消防本部長運用)

消防本部長は、収集した災害情報を総合的に判断して、出場指令をもって消防隊等を運用する。

2 2号運用(地区本部長運用)

地区本部長は、高度安全安心情報ネットワーク(ASIN)、災害受信票システム、機動二輪隊等あらゆる 手段により区内の災害情報を総合的に判断し、消防隊等を運用する。

3 消防隊等の運用原則

地震発生直後の警防活動は、炎上火災の早期鎮圧及び拡大防止に総力をあげることを基本方針とし、次により消防隊等の運用を行う。

- (1) 火災に対するポンプ隊の出場は、1号運用時はポンプ隊4隊とし、2号運用時は、1火災1隊とし、 延焼火災については、1延焼火災2隊とする。
- (2) 救助・救急活動は、1号運用時はポンプ隊、救助隊等又は救急隊を出場させ、大規模救助事象においては、救助機動中隊の人員、資機材を活用する。また、2号運用時は、救助・救急活動に特装隊、増強消防隊及び徒歩隊を運用順位により出場させる。

4 消防隊等の編成

消防本部体制発令後には、消防本部にあっては航空隊、救助機動中隊及び遠距離送水中隊を編成し、地 区本部にあっては当直消防隊、増強消防隊及び増強救急隊等を編成し、災害応急体制の強化を図る。地震 発生直後は、編成可能な部隊及び人員とし、時間の経過とともに動員参集者により増強を図る。

消防局

第5節 応援要請

安全管理部部長は、市内の災害推移状況から判断して他都市の消防機関からの応援が必要と認めるとき は緊急消防援助隊等受援・応援計画に基づき応援要請を行う。

1 消防本部長の応援要請

- (1) 消防本部長は、次の要請基準に基づき、応援を要請する。
 - ア 震度 6 弱以上の時
 - イ 震度 6 弱に至らないときであっても、発災状況から相当の被害の発生が予測される場合
 - ウ 消防本部長が必要と認める場合
- (2) 応援は、緊急消防援助隊等受援・応援計画に基づき要請する。

2 応援要請の種別及び要請先等

応援要請の種別及び要請先等は、次のとおりとする。

- (1) 消防組織法第21条に基づくもの
 - ア 神奈川県内消防機関に対するもの

神奈川県下消防相互応援協定に基づき、応援要請順位の上位地区長消防機関の消防長に要請する。 応援要請順位は、次のとおりである。

- 順位1位(川崎地区)~川崎市消防局警防課(夜間:指令課)
- · 順位 2 位 (三浦半島地区) ~ 横須賀市消防局消防救急課 (夜間:情報調査課)
- 順位3位(県央地区)~海老名市消防本部消防総務課警防担当(夜間:通信指令室)
- 順位4位(湘南地区)~平塚市消防本部消防救急課(夜間:情報指令課)
- 順位5位(県西地区)~小田原市消防本部警防課(夜間:通信指令室)
- イ 隣接都県の消防機関に対するもの(応援協定締結消防機関に対するもの)
 - 東京消防庁~総合司令室(夜間:同じ)
 - 千葉市消防局~総務課(夜間:指令課)
 - 市川市消防局~警防課(夜間:指令課)
- (2) 消防組織法第44条に基づくもの(緊急消防援助隊の要請) 神奈川県知事(安全防災局消防課)~消防庁長官(総務省消防庁応急対策室)

3 要請消防力

要請する消防隊等の数は、火災、救助事象等の災害状況に応じて消防本部長が判断する。

4 受入地点の決定

消防本部長は、応援消防機関の所在地、本市の災害状況等から受入地点を決定し、当該消防機関に通報するとともに、その旨を受入地点を管轄する地区本部長に通知する。

受入地点は次のとおりである。

区 分	受 入 地 点
陸上部隊	1 鶴見消防署鶴見水上消防出張所周辺
	2 金沢自然公園駐車場
	3 青葉消防署
水上部隊	鶴見消防署鶴見水上消防出張所周辺
航空隊	横浜ヘリポート

5 関係機関等との連携

関係機関等との連携は、次のとおりとする。

(1) 警察・自衛隊

救助事象等に対しては、現場において、それぞれの機関の指揮者間で活動区域、分担等の調整を行う。

(2) 海上保安庁

横浜海上保安部と横浜市消防局との業務協定(平成18年4月1日協定)第3条の規定によるほか、臨 海部の陸上火災の消火活動等については、必要に応じて、横浜海上保安部に協力を要請する。

(3) 横浜建設業防災作業隊

救助活動に対しては、消防機関が指揮を担当する。

第6節 応急活動

1 初期の情報収集活動

初期の情報収集活動は、次の手段をもって行うとともに、これに基づき応急活動を行う。また、各関係機関に連絡する。

一成内で生物がも		
項目	消防本部	消防地区本部
初期情報収集活動	1 119番通報による情報	1 署所勤務員による情報
	2 高度安全安心情報ネットワーク(AS	2 消防機動二輪隊からの情報
	IN)による情報(災害監視カメラ、ヘリ	3 署外活動中の消防隊等の指揮者及び
	TV映像、繁華街安 心カメラ映像等)	隊員からの情報
	3 各消防地区本部からの情報	4 司令班等からの情報
	4 公共機関等からの情報	5 高所見張員による情報
	5 強震計等からの情報	6 区本部、公共機関等からの情報
	6 地震被害推定・地理情報システム	7 その他の手段をもって知り得た情報
	による情報	
	7 その他の手段をもって知り得た情報	

2 消火活動の原則(震災消火活動の基本)

地震発生後の火災状況が消防力を下回るときは、早期に消防隊等を集中させ一挙鎮圧を図り、また、火 災状況が消防力を上回るときは、次の原則に基づき選択防御により消火活動を実施する。

項目	震災消火活動の基本
消火活動の原則	1 重要防御地区優先の原則
(震災消火活動の基本)	2 消火有効地域優先の原則
	3 市街地火災優先の原則
	4 重要対象物優先の原則
	5 住民の安全確保優先の原則

健康福祉局

3 人命救助、救急活動の原則

救助・救急活動は、次の原則に基づき実施する。

なお、状況により増強隊を投入し、救助・救急体制を確保する。

項目	内容
人命救助、救急活動の原則	1 救命活動優先の原則
	2 緊急度・重症者優先の原則
	3 幼児・高齢者優先の原則
	4 火災現場付近優先の原則
	5 救助、救急の効率重視の原則
	6 大量人命危険対象物優先の原則

4 通信の運用原則

(1) 通信体制の基本

ア 無線統制

無線の混信と混乱を防止し、有効適切な交信を確保するため、無線統制を実施する。

イ 有線統制

災害応急活動に係るもの以外の有線電話の使用を統制する。

(2) 有線通信施設障害時の体制

有線通信施設(指令電話・消防電話)に障害を生じた場合は、バックアップとして無線受信装置により 通信を確保する。

(3) 無線通信施設障害時の体制

無線通信施設に障害を生じた場合は、非常対策用無線局、車載無線局、携帯無線電話等の手段を活用して、通信を確保する。

5 航空隊の活動

項目	飛行基準	航空隊の活動内容
航空隊の活動	地震発生に伴う航空隊の飛行基準は、	航空隊は、次の災害活動を実施する。
	次のとおりとする。	1 災害状況、道路、交通状況等の情報収集、
	1 横浜市に震度5弱以上の地震が発生し	伝達
	た場合(調査飛行は震度 4)	2 災害記録及びヘリTV映像伝送
	2 地震発生に伴う災害対策本部体制が	3 人命救助活動
	発令された場合	4 空中消火活動
		5 避難誘導及び避難命令の伝達
		6 地上部隊に対する情報、命令の伝達
		7 傷病者の搬送
		8 救助、救急用資機材の搬送
		9 消防隊員及び資機材の搬送
		10 救援物資等の搬送
		11 広報活動

6 水上消防隊の活動

水上消防隊は沿岸火災の消火活動、陸上部隊への送水及び油流出の警戒消防活動並びに消防資機材の輸送に当たるとともに、航行中に溺水者を発見した場合は、救助に当たる。

7 人員及び資機材の輸送

災害の推移状況から特定の地区本部に人員及び資機材を増強する必要があると認めた場合は、保有の車 両、消防艇、航空隊及び交通部からの調達車両をもって人員及び資機材を輸送する。

第7節 消防団活動

地震発生時に消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、災害の様相に応じた有効な活動を実施して、 地域住民の生命、身体の安全を確保する。

1 活動体制

消防局

地震が発生した場合は、消防団の全機能をあげて、早急に活動体制を確立し、事前計画に基づく効率的活動をなしうるよう努める。

(1) 震災対策消防団本部等の設置

消防本部に震災対策消防本部体制が発令された場合は、次により震災対策消防団本部及び震災対策分 団本部を設置する。

ア震災対策消防団本部

団本部に設置し、消防団長が本部長となり、所属団員が行う活動全般を指揮統括する。 消防団長が参加不能時においては、副団長が本部長の任務を代行する。

- イ 震災対策分団本部 前項に準じて設置する。
- (2) 震災対策消防団本部等の組織

震災対策消防団本部及び震災対策分団本部の組織は、次のとおりとする。

震災対策消防団本部及び震災対策分団本部の組織

団本部	分団本部	地域防災拠点派遣隊 (避難誘導・応急救護・情報収集)
団長 副団長	分団長 副分団長	車両隊(消火活動) 地域活動隊(救助・救急活動)
本部部長 本部付部長	部長	

(3) 震災対策消防団本部等の組織及び事務分掌 震災対策消防団本部及び震災対策分団本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

要員	区分	事務分掌
団長	団本部	1 本部の設置に関すること。
副団長		2 消防団員の動員に関すること。
本部部長		3 本部の庶務に関すること。
本部付部長		4 情報収集に関すること。
分団長	分団本部	5 地区本部との連携に関すること。
副分団長		6 資機材の確保、調達に関すること。
部長		7 町の防災組織との連絡調整に関すること。
		8 地域防災拠点への支援活動に関すること。
		9 消火活動に関すること。
		10 救助、救急活動に関すること。
		11 住民の避難誘導に関すること。
		12 津波警戒に関すること。
		13 関係機関との連絡に関すること。

(4) 消防団員の動員

消防団長は、地震発生に伴う震災対策消防本部体制・全員配備が発令された場合、全団員を動員する。

(5) 消防団の車両隊等の編成 災害応急活動時の車両隊等の編成は、地域防災拠点派遣隊、車両隊及び地域活動隊とする。

2 災害応急活動

消防団の災害応急活動の基本は、次のとおりとする。

- (1) 受令機等を活用し、地区本部等からの情報を収集する等、積極的に災害の状況等を把握し、消防団車 両、資機材等を有効に活用して応急活動を実施する。
- (2) 消防地区本部、消防隊等と連携を密にして活動を実施する。
- (3) 活動範囲は受持区域優先を原則とする。
- (4) 参集時の対応
 - ア 自家等周辺の出火防止、初期消火の呼びかけ
 - イ 参集途上における火災等発生状況、道路状況等の情報収集
 - ウ 必要な場合は、消火・救助・救急等の応急活動の指示をし、必要に応じて直接実施する。

第6章 応急医療と保健衛生

震災時には、家具類の転倒や備品の落下、窓ガラスの飛散、火災などにより多数の負傷者が発生する。 市民の生命と身体を守るかなめである医療救護の応需体制を迅速に確立し、被災者の救護に万全を期す る。さらに、衛生環境の悪化等による各種感染症や食中毒の発生、拡大の未然防止を図るため、防疫・保 健衛生等の応急措置が重要となる。

第1節 応急医療

1 医療救護の応需体制

(1) 地域医療救護拠点

区本部長は、震度 5 強以上の地震(気象庁発表)が発生したときは、地域医療救護拠点の開設準備のため、医療救護隊の区本部職員を派遣し、施設の安全性を確認した後、速やかに負傷者の受入れに必要な措置を講じる。

地域医療救護拠点における医療活動の主な内容は、トリアージ、創傷、打撲、骨折、熱傷等の外科的 負傷者のうち軽・中傷者に対する応急手当(地域防災拠点で対応可能な処置を除く。)とし、重傷者等で、 さらに医療の必要な者は、救急車、自主防災組織、搬送ボランティア等を活用し医療機関に搬送する。 また、震災に伴い処方薬の喪失やかかりつけ医が被災し慢性疾患薬の入手が困難な患者にも対応する。 なお、区本部長は、被災状況等から必要と認める時は、地域医療救護拠点以外でも区役所、消防署、 休日急患診療所、その他区本部長が特に必要と認めた場所のうちから安全な場所を選定し、仮設救護所 を設置する。

また、設置状況や患者の発生状況等健康福祉部と情報の共有化に努める。

(2) 災害医療拠点病院 ※ 災害医療拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための施設として、地震などの災害時に24時間対応が可能な救急医療体制を確保し、一定の災害医療支援機能を有する病院で、県知事が指定する施設をいう。

災害医療拠点病院では、地域医療救護拠点や他の医療機関で対応できない重傷患者の受入れのほか、 次の役割を担う。

- ア 被災地外へ転送する傷病者や長期的入院が必要な患者等の判別
- イ ヘリコプターや船舶による広域搬送拠点
- ウ 被災地区への医療救護班の派遣

医療救護班の輸送については、原則、各医療機関が保有する車両を活用することとするが、健康福祉部部長は医療機関からの要請により安全管理部部長及び交通部部長と調整し、輸送手段を確保する。

エ 臨時的な負傷者収容の拡大

市内の災害医療拠点病院とヘリコプター搬送拠点の状況

	病院	ヘリコフタ一搬送	医拠点の状況
	173 P.TC	名称	病院からの直線距離
横浜北	昭和大学藤が丘病院	県立市ヶ尾高等学校	1.3km
	横浜労災病院	日産フィールド小机	0.8km
	昭和大学横浜市北部病院	都田公園	2.1 k m
	恩賜財団済生会横浜市東部病院	東芝総合グランドサッカ	2.5 Km
	心物的四角工会假决印象印刷就	一場	2. 5 Km
横浜西	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	県立瀬谷高等学校	0.3km
	けいゆう病院	みなとみらいヘリポート	0.6km
	横浜市立市民病院	三ツ沢公園陸上競技場	0.3km
	国立病院機構横浜医療センター	消防訓練センター	1.5km
横浜南	横浜市立大学附属市民総合医療センター	屋上へリポート	病院屋上
		清水ヶ丘公園	2. 2 k m

健康福祉局

	病院	ヘリコプタ一搬送拠点の状況			
	7P3 P7C	名称	病院からの直線距離		
横浜南	横浜市立みなと赤十字病院	屋上へリポート	病院屋上		
		本牧D突堤グランド	2.3km		
	済生会横浜市南部病院	日野中央公園	1.3km		
	横浜南共済病院	日産追浜工場グランド	1.6km		
	横浜市立大学附属病院	横浜ヘリポート	0.5km		

災害医療拠点病院と船舶搬送拠点の状況

	病院	船舶搬送拠点	点の状況
	149 PJC	名称	病院からの直線距離
横浜西	けいゆう病院	ぷかり桟橋	0.6km
横浜南	横浜市立みなと赤十字病院	病院附属船着き場	病院敷地内
	横浜市立大学附属病院	八景島桟橋	0.8km

※ 災害医療拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための施設として、地震などの災害時に24時間対応が可能な救急医療体制を確保し、一定の災害医療支援機能を有する病院で、県知事が指定する施設をいう。

(3) その他の医療機関

被災を免れたすべての医療機関は被災状況を確認し、診療の可否・入院患者の受け入れの可否及び受け入れ可能人数等について、区本部からの情報提供要請に対応する。入院患者の安全の確保のほか地域 医療救護拠点で対応できない負傷者に対応する。

(4) 傷病者搬送体制の確保

- ア 地域医療救護拠点や仮設救護所等で対応できない傷病者について、区本部長は区内の受け入れ可能 な医療機関に収容することとし、区内の収容能力を超える場合は健康福祉部部長との調整により区外 への搬送を行う。
- イ 被害の少ない区の区本部長は、区外からの受け入れ可能人数等を健康福祉部に連絡し、区外からの 傷病者受け入れに関する医療機関との調整を行う。
- ウ 健康福祉部部長は、被害の甚大な区本部長から区外への患者搬送についての照会を受けた場合は、 被害の少ない区の区本部へ患者受け入れの調整を行う。
- エ 搬送手段について区本部長は、患者の状態および搬送人数等を考慮し、救急車や区保有車両及び必要に応じて交通部車両を活用する。
- オ 医療機関が被災した場合や災害医療拠点病院等での重症患者等の受け入れ病床を確保するため、緊 急の治療を要さない入院患者を被災地域外の医療機関に搬送する必要がある場合、区本部長は健康福祉部部長と調整し、受け入れ医療機関を確保する。この場合の搬送手段として、区本部長は交通部車両の活用や港湾部船舶の活用(臨海部に位置する医療機関に限る。)を検討する。
- カ 区本部長は、地域医療救護拠点等で把握した人工透析・在宅酸素療法・在宅 IVH 等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な慢性疾患患者について、必要に応じて患者への安定した医療処置提供のため、被災地外の医療機関に搬送する。

健康福祉部部長は、県医療救護本部又は協定他都市等と調整し、受け入れ医療機関を確保する。 区本部長は、患者の病状に応じ、救急車、区保有車両、交通部車両及び臨海部に位置する災害医療 拠点病院まで搬送可能な場合は、港湾部船舶等、輸送手段を確保する。

2 医療救護隊等の編成と配置

医療救護活動を実施するため、地域医療救護拠点等に医療救護隊を編成し、配置する。

- (1) 地域医療救護拠点で編成する医療救護隊
 - ア 健康福祉部部長は、(社)横浜市医師会等の関係団体の長に対して、地域医療救護拠点等への出動を 要請する。
 - イ 区本部長は、緊急の必要がある場合は、当該関係団体の長に対して、地域医療救護拠点等への出動 を要請することができる。
 - ウ 地域医療救護拠点に登録している医療救護隊隊員は震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき、横浜市と各所属団体が締結する災害時協力協定に基づき初動体制の確立を図るとともに、電話連絡網が途絶したときは、各所属団体が定める医療救護計画に基づきすみやかに担当の地域医療救護拠点に出動するものとする。
 - エ 区本部長は地域医療救護拠点の開設状況を把握し、健康福祉部部長と情報の共有化を行う。
 - オ 区本部長は、特定の地域医療救護拠点において医師等の応援が必要と判断した場合には、区内の被 災していない地域医療救護拠点の医療救護隊隊員の応援について、区医師会等の関係団体及び看護職 に要請する。
 - カ 健康福祉部部長は、特定の区に被害が集中し、医師等の応援が必要と判断した場合には、被災していない区の地域医療救護拠点の医療救護隊隊員の応援について、横浜市医師会等の関係団体及び被災していない区本部長と調整する。

項目	医療救護隊の編成基準			基準	医療救護隊の任務
地域医療救	医師	看護職	薬剤師	区本部	健康福祉部部長の要請により、地域医療救
護拠点で編	2人	5人	1人	2人	護拠点等において、医療救護活動を実施す
成する医療	※ 🗵	本部2人の	りうち少な	くとも1人	る。
救護隊	は、	地域医療救	護拠点設置	置区の保健師	医療救護隊が行う応急医療等の範囲は、次
	を配置するよ う 努める。				のとおりとする。
	※ 状況に応じて、他都市からの医療				1 診察、トリアージ
	団、	医療ボラン	ティア等が	が加わる。	2 薬剤又は治療材料の支給
					3 処置、手術、その他の治療
					4 病院又は診療所への転送の手配

- (2) 市立病院・災害医療拠点病院等による医療救護班及びYMAT (横浜救急医療チーム)
 - 震災の規模及び負傷者の発生状況に応じて医療救護班を編成し、大規模な人身事故現場等に派遣する。 ただし、安全管理部部長が、事故現場等の状況から消防隊等との連携による人命救助活動が必要と判 断し、YMATを編成する災害医療拠点病院にYMATの出動要請があった場合は、医師、看護師をY MATとして派遣する。
 - ア 健康福祉部部長は、病院経営部部長に対して市立病院及びみなと赤十字病院の医療救護班の編成及び出動を要請する。
 - イ 健康福祉部部長は、都市経営部部長に対して、横浜市立大学附属病院及び同附属市民総合医療センターの医療救護班の編成及び出動を要請する。
 - ウ 健康福祉部部長は、前記以外の災害医療拠点病院に対して医療救護班の編成及び出動を要請することができる。
 - エ 健康福祉部部長は医療救護班の編成・配置要請状況について県医療救護本部と情報の共有化を行う。

項目	医療救護班の編成基準		述基準	医療救護班の編成数 (*)YMAT 編成病院
市立病院による医	医師	看護師	事務	1 市民病院 1 班
療救護班	2人	5人	1人	2 みなと赤十字病院 1班
		(事務は病	病院職員)	※日本赤十字社神奈川県支部が編成する救護班を
				充てる。
横浜市大による医	医師	看護師	事務	1 横浜市立大学附属病院 2 班
療救護班	2人	5人	1人	2 横浜市立大学附属市民総合医療センター(*)
	(事務は病院職員)		病院職員)	2 班
災害医療拠点病院	各病院の編成基準による		よる	1昭和大学藤が丘病院(*)
による医療救護班				2 横浜労災病院
(市立病院・横浜市				3 昭和大学横浜市北部病院
大以外)				4 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院(*)
				5けいゆう病院
				6国立病院機構横浜医療センター(*)
				7 済生会横浜市南部病院
				8 横浜南共済病院
				9 済生会横浜市東部病院(*)

(3) (社)横浜市医師会救護隊規程に基づく各区救護隊支部救護班

ア 区本部長は、緊急の必要がある場合や仮設救護所の設置を決定した場合は、各区医師会の長に対して、各区救護隊支部で編成する救護班の出動を要請することができる。

イ 区本部長は、上記要請をした場合は、健康福祉部部長に報告するものとする。

項目	区医師会救護隊支部救護班編成基準	救護班の編成数
横浜市医	班長以下最低 5 名以上の医師をもって編成。	区医師会救護隊支部による。
師会によ	必要に応じて補助員を編入する。	
る救護隊		

(4) 十四大都市医師会による医療支援チーム

(社)横浜市医師会は、市内における十分な災害医療活動が実施できないと判断した場合は、十四大都市医師会の「災害時相互支援に関する協定」に基づき、他都市の医療支援チーム派遣等の支援を要請する。

(5) 日本赤十字社神奈川県支部の活動体制

県内赤十字病院(みなと赤十字病院、秦野赤十字病院、津久井赤十字病院)は、入院患者の万全を期するとともに、負傷者の医療救護活動を行う。また、必要と認めるときは、次の救護班を編成し派遣する。

項目	救護班の編成基準		救護班の網	扁成数		
日本赤十字社神奈	救護班1個	救護班1個班の編成は、次のとおりとする。		1みなと赤十字病院	7 班	
川県支部による救	医師	看護師長	看護師	主事	((内1班は再掲)
護班	1人	1人	2人	2人	2 秦野赤十字病院	5 班
					3 津久井赤十字病院	3 班

3 医薬品等の調達

医薬品の搬送手段としては赤帽便や、道路事情等により搬送手段の確保が困難な場合も予想されるため、 バイク便及びバイクボランティア等を活用し、地域医療救護拠点に医薬品を搬送する。

赤帽便の要請は安全管理部部長又は各部部長、区本部長が行う。バイク便への輸送の要請は健康福祉部 部長が行う。

(1) 地域医療救護拠点の備蓄医薬品の活用

地域医療救護拠点での応急医療は、当該地域医療救護拠点に備蓄されている医薬品等を活用する。 なお、不足した場合は、不足する品目の名称・数量を区本部に報告する。

被災状況の確認の結果、被害が少なかった区の区本部長は地域医療救護拠点の備蓄品利用状況について情報を収集し、医薬品等の不足する区への供出可能な品目の名称・数量を取りまとめ、健康福祉部部長へ報告する。

健康福祉部部長は供出先及び搬送手段について調整を行い、医薬品等の不足する区本部へ医薬品を配分する。医薬品等の供出を受けた区本部長は、区内の地域医療救護拠点における医薬品等の応需状況に応じて地域医療救護拠点に医薬品を配分する。(地域医療救護拠点及び区本部に備蓄されている医薬品は、第2部第4章参照)

(2) 区福祉保健センターの備蓄医薬品の活用

ア 仮設救護所での応急医療は、区本部(福祉保健センター)等に備蓄する医薬品等を活用する。

イ 区本部長は区内の地域医療救護拠点及び仮設救護所での医薬品等の不足状況を把握し、区備蓄品等による補充で不足する場合は、不足する品目の名称及び数量を取りまとめ、健康福祉部長に医薬品等の手配を要請する。

(3) 市立病院及び地域中核病院からの調達

区本部長は、地域医療救護拠点での応急医療のうち、震災に伴う処方薬の喪失やかかりつけ医が被災 し、糖尿病、心臓病、高血圧等の慢性疾患薬の入手が困難な患者に対応するため、横浜市が市立病院及 び地域中核病院に慢性疾患患者への代替医療提供のため備蓄している医薬品の供給を要請する。

病 院 名	受け持ち区	
横浜市立市民病院	鶴見区・神奈川区・保土ケ谷区	
横浜市立みなと赤十字病院	中区	
横浜市立大学附属市民総合医療センター	西区・南区	
横浜市立大学附属病院	磯子区・金沢区	
横浜労災病院	港北区・緑区	
済生会横浜市南部病院	港南区・戸塚区・栄区	
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	旭区・泉区・瀬谷区	
昭和大学横浜市北部病院	都筑区・青葉区	

(4) (社) 横浜市薬剤師会からの調達

健康福祉部長は、必要に応じて「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」に基づき、(社)横浜 市薬剤師会に救急医薬品等の供給を要請する。搬送手段は上記の赤帽・バイク便・バイクボランティア 等を活用する。

(5) 神奈川県医療救護本部を介した調達

健康福祉部部長は必要に応じて、神奈川県医療救護本部に対し、医療用資機材の供給を要請する。

(6) 救援物資の活用

他都市からの救援医薬品等を受け入れた場合は、交通部車両等を活用し不足する区本部に供給する。

4 医療情報の提供

区本部長(医療調整班)は、区内の医療機関の被災状況及び診療可能状況を把握し、健康福祉部部長に報告するとともに、地域医療救護拠点その他必要な箇所にその情報を提供する。

各地域医療救護拠点、仮設救護所等では、人工透析・在宅酸素療法・在宅 IVH 等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、区本部長に報告する。

区本部長は、健康福祉部部長と調整のうえ、受診可能な医療機関の情報や、必要な医薬品の調達方法その他(被災地外への搬送も含む。)について地域医療救護拠点および仮設救護所等に情報を提供する。

地域医療救護拠点ではこれらの情報を元に、受診の必要な慢性疾患患者の相談に応じる。

項目	連絡窓口	連絡必要事項
区本部からの情報	健康福祉部保健医療班	・ 区内医療機関の被災状況(建物・人
提供		的被害、ライフラインに係わる被害等)
		区内医療機関の診療の可否
		入院患者の受け入れ可能人数
		・ 区内医療機関の医薬品・医療用資機
		材
		・ 人的資源の不足状況
		地域医療救護拠点等で把握した、区
		内で受診可能な医療機関の確保が困難
		な、慢性疾患患者の発生状況等

5 歯科医療体制

(社)横浜市歯科医師会は、災害の規模及び負傷者の発生状況に応じて、歯科医療に関する情報収集を行うための情報収集班及び救護のための巡回診療班を各区において編成し、派遣する。

- (1) 健康福祉部部長は、(社)横浜市歯科医師会長に対して出動を要請する。
- (2) 区本部長は、必要がある場合は当該区歯科医師会長に対して出動を要請する。

項目	編成	基 準	活 動
横浜市歯科医師会によ	1情報収集班		1情報収集班
る歯科医療体制	歯科医師 2 人		地域における歯科医療機関の被
	2 巡回診療班		災状況等の情報収集を行う。
			2 巡回診療班
	歯科医師	歯科衛生士	地域防災拠点等において、巡回診
	2人	3人	療を実施する。
	必要に応じて、歯科	技工士等を加える。	

6 区本部からの応援要請

区本部長は、負傷者が多数発生し、地域医療救護拠点での対応に医師等の応援が必要となったときは、 健康福祉部部長に医療救護班の応援を要請する。

項目	連絡窓口	連絡必要事項
区本部からの応援要	健康福祉部保健医療班	地域医療救護拠点医療救護隊対応傷病者の
請		状況(負傷者数、負傷の状況等)

7 医療団、医療ボランティア等の受入調整

- (1) 健康福祉部部長は、他の自治体、国公立・大学病院、私立病院の派遣医療職員、個人ボランティア、 海外医療団等を被災状況に応じて、迅速かつ円滑に受け入れるため、調整を行う。
- (2) 他都市からの医療団、医療ボランティア等が到着したときは、健康福祉部長が各区の状況を判断し、 被害の多発している区に順次派遣する。
- (3) 応援を受けた区本部長は、医療団、医療ボランティア等に対し、地域医療救護拠点への応援、地域防 災拠点への巡回等を指示するものとする。
- (4) 地域防災拠点に医療ボランティアの希望が直接あった場合は、区本部と調整の上、地域医療救護拠点等の派遣場所を指示する。

項目	受入窓口	調整事項
医療団、医療ボランティア等の受入調整及び 派遣調整	健康福祉部保健医療班	人員の確認、医療救護隊の班編成等 派遣場所(区・避難所)・誘導方法等、受入日時 についての調整、指示

8 DMAT (災害派遣医療チーム) の活動に関する県との調整について

他都市からDMATの派遣があった場合には、健康福祉部部長は、県及び「DMAT現地病院本部」(被災状況を踏まえて災害医療拠点病院に設置)との連絡調整を行う。

健康福祉局

第2節 広域医療搬送体制

災害医療拠点病院の受入状況や市内医療機関の被災状況に応じて、重篤患者や重症患者を被災地外の医療機関に搬送する。

- 1 広域搬送の要請
 - (1) 受入医療機関の確保
 - ア 健康福祉部部長(保健医療班)は、発災後、直ちに重篤患者や重症患者の広域搬送を想定して、県医療救護本部に対し、受入医療機関の調整を要請する。
 - イ 健康福祉部部長(保健医療班)は、災害医療拠点病院等の重篤患者等の発生状況に応じ、県医療救護 本部と調整を図り、被災地外の災害医療拠点病院等の受入可能医療機関を確保する。
 - (2) 搬送手段の確保
 - ア 健康福祉部長(医療班)は、ヘリコプターによる搬送が必要と認める際には、市災害対策本部及び県 医療救護本部に対し、搬送手段の確保を要請する。
 - イ 重篤患者等の搬送は、陸上搬送が可能であれば救急車等によるが、道路網の途絶等被災状況を分析 して有効な搬送手段を検討・確保する。

2 搬送拠点の確保

- (1) 搬送拠点としては、災害医療拠点病院等を中心とし、ヘリコプターによる搬送については、病院周辺に確保したヘリコプター指定離着陸場を起点に指定の広域医療搬送拠点に搬送する。
- (2) 災害医療拠点病院と指定離着陸場の間の搬送手段は、救急車、患者搬送車等による。
- (3) 横浜ヘリポート及び病院屋上ヘリポート以外の場所に離着陸する場合は、ヘリコプターの誘導、離着 陸時の安全確保等のため、あらかじめ安全管理部部長に対し航空支援隊等の出場を要請する。
- 3 搬送方法

搬送方法については、消防、自衛隊等の応援へリコプターが有効であり、中央防災会議における関係省 庁の申し合わせ事項である「南関東地域の大規模地震における広域医療搬送活動アクションプラン」に基づ き実施する。

健康福祉局

第3節 生活衛生

健康福祉部部長(健康安全班)は、区本部長(衛生班)と協同し、感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、市民生活の安全を確保するため、被災地及び避難所等に対して生活衛生に関する活動を行う。

1 生活衛生広報

被災地及び避難所等において生活衛生に関する次の事項について広報を行う。特に、避難所においては 地域防災拠点運営委員会などを通じて避難者への周知徹底に努める。

項目	広報 内容				
生活衛生広報	1 食品の衛生管理(保存方法・調理方法など食品の取扱方法及び調理者の衛生管理等)				
	2 飲料水の衛生管理(必要に応じて煮沸後又は消毒後の飲用等)				
	3 手洗いの励行、手指の消毒				
	4 トイレ等の衛生管理(消毒方法等)				
	5 飼育動物の適正飼養(扱い方、糞尿処理等)				
	6 その他衛生情報(入浴施設情報等)				

2 飲料水及び食品の衛生確保

被災地及び避難所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実状にあわせた衛生管理指導を 実施する。

項目	指 導 内 容
飲料水及び食品の衛生管理指導	 1 災害応急用井戸の衛生指導(飲用はしない。) 2 受水槽水の衛生指導 3 食品の衛生監視 非常給食、弁当の保管状況点検 弁当類の早期喫食の啓発 損壊ビル等の悪環境下での営業の衛生確保
	・ 巡回指導の早期実施体制の確保

3 感染症の予防

感染症の発生を予防するため、健康福祉部保健班及び区本部医療調整班と情報の交換を密に行いながら 次の活動を行う。

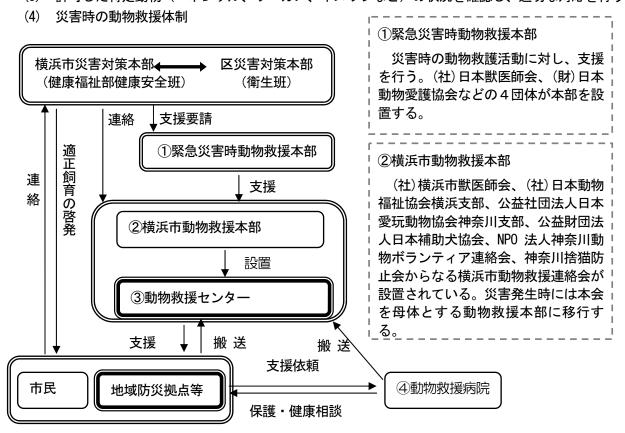
項目	活動内容	
感染症の予防及び消毒	1 ねずみ族、昆虫等の発生状況の調査・駆除指導、又、必要に応じた駆除作	
	業	
	2 トイレ等の衛生指導	
	3 感染症発生予防のための消毒指導及び広域的な対応が必要な場合の消毒作	
	業	
	4 防疫用資機材の調達	
	・ 区役所及び各地域防災拠点に備蓄した資機材が不足する場合は、「災害時	
	における医薬品等の供給協力に関する協定」に基づき(社)横浜市薬剤師会及	
	び「災害時における物品の供給協力に関する協定書」に基づき関係事業者に	
	協力を要請する。	
	・ 薬剤散布等を実施する場合は「災害時におけるレンタカーの協力に関する	
	協定」に基づき、レンタカー事業者団体から小型トラックを借り上げる。	

4 動物の保護収容

(1) 被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、(社)横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援連絡会との連携により次の活動を行う。

でも何がといるは、大人には、大人には、大人には、大人には、大人には、大人には、大人には、大人に				
項目	活動内容			
動物の保護収容	1 飼い主不明動物の保護収容			
	2 負傷動物の保護、治療、一時保管			
	3 継続飼育が困難な動物の一時保管			
	4 行方不明動物に関する情報提供、保護収容動物の返還と譲渡			
	5 地域防災拠点等におけるペットの適正飼育についての助言			
	6 その他、動物に係る相談、助言等			

- (2) 区本部衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合等には、「地域防災拠点におけるペットとの同行 避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼 育管理するよう助言する。
- (3) 許可した特定動物(ニホンザル、ワニガメ、イヌワシなど)の状況を確認し、適切な対応を行う。



③動物救援センター

横浜市動物救援本部が主体となり、飼い主とはぐれたペットの保護収容、移送、保管、返還、譲渡、各種相談受付等を行う。

市内5拠点と土地利用の協定締結

- 1 鶴見区大黒町スポーツ広場
- 2 (財)日本盲導犬協会神奈川訓練センター
- 3 公益財団法人日本補助犬協会
- 4 程ヶ谷カントリークラブ株式会社
- 5 横浜市畜犬センター

4動物救援病院

負傷したペットや拠点での同行避難 が難しい場合などは、市内の動物病院 が一時保護、治療などの支援を行う。 (横浜市獣医師会と協定を締結)

健康福祉局

第4節 感染症患者発生等への対応

健康福祉部部長(保健班)は、区本部長(医療調整班)と協同して次の措置を講じる。

1 感染症発生状況の早期把握

被災地及び避難所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努める。

2 患者の移送

入院勧告を必要とする感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、患者移送車により横浜市立市民病院に移送する。

3 感染拡大防止措置

患者の家族等接触者の調査等を行い、他の患者の早期発見、感染症発生時の消毒指導及び広域的な対応 等が必要な場合の消毒作業、感染経路の遮断等感染拡大防止の措置を行う。

4 予防接種

インフルエンザ等の感染症が蔓延するおそれのある場合は、神奈川県と協議のうえ予防接種法に基づき臨時の予防接種を実施する。

また、被災地及び避難所の乳幼児の定期予防接種の実施に努めるとともに、市外避難者の定期予防接種の実施について関係自治体に協力を要請する。

健康福祉局 区役所

第5節 こころのケア対策

大地震による災害(以下「震災」という。)において、多数の市民が死傷したり、財産に損害を受けるなどの被害等を受け、心の動揺や生活の混乱をきたすことが考えられる。本市は関係機関等とも相互に協力して、被災した市民等の生活の早期回復を促進するための措置を講じ、もって早期安定と社会秩序の維持を図る。

1 情報の提供

災害後の被災者は、様々なこころとからだの変化を体験し、不安な気持ちが増大することから、この不安な気持ちを柔らげ、心的外傷後ストレス障害(PTSD)等の発症を予防するためにも、適切な時期に適切な情報を提供することが重要である。また、この情報提供は、被災者本人はもちろん、家族、治療を行う医療関係者、職場、近隣住民等、被災者を取り巻く様々な人々に行われる必要がある。

2 被災者への支援等

(1) 早期介入の重要性

大地震は突然起こり、予想もしないものであり、支援の時期が遅れると、被災した住民は不安、混乱の中に取り残されることから、早急な対応が必要とされる。

従って、震災後においては、早期介入が重要であり、かなり早い段階からの「こころのケア」が求められる。

(2) 「こころのケア」の実施

市・区本部長は、震災にともなう被災者等の心身の健康不安解消のため、区役所等における相談窓口の開設を指示する。また職員自らが被災している場合や、業務の中で多くの遺体を目にするなど衝撃的な体験をすることにより、精神的に多大なストレスを受けることになるため、職員のこころのケアにも留意する必要がある。

ア 区災害対策本部の対応

震災が発生した場合、市民が「こころのケア」について自ら支援を求めてくることは少ないといわれていることから、必要に応じて迅速かつ適切に巡回訪問や相談活動等を行い、市民のこころの不安を軽減し、急性ストレス障害(ASD)や心的外傷後ストレス障害(PTSD)の発症予防等を図るものとする。

イ 健康福祉部の対応

健康福祉部障害福祉班は、区災害対策本部に対して、「こころのケア」に関する技術的な支援や協力等を行う。

3 平時からの準備

(1) 区役所

区役所は、事前に「こころのケア」の対応を想定しておくとともに、平時から、区職員に対して「こころのケア」についての教育研修を図り、区民に対しては「こころのケア」についての普及啓発を行う。 また、区民・支援者ともに、地域ネットワークを災害時にも活用できるよう、平時から情報を共有化し、検討の材料として地域と話しあい、連携していく。

(2) 健康福祉局こころの健康相談センター

こころの健康相談センターは、平時から区役所に対して「こころのケア」に関する技術的支援や協力 等を行う。

第7章 防災機関との相互連携

震災が発生した場合、地震の規模や被害状況から、自衛隊、他の地方公共団体等の協力が必要と認められるときは、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により、速やかに協力を要請する。

この章では、自衛隊、他の地方公共団体等への協力要請にあたり、必要な事項を定める。

第1節 自衛隊に対する災害派遣要請

1 要請方法

消防局

(1) 神奈川県知事への要請

自衛隊の災害派遣を必要とするときは、神奈川県知事に対して、次の事項を記載した文書をもって依頼する。

ただし、緊急を要するときは、口頭、電信又は電話等をもって依頼し、事後速やかに文書を送付する。

(2) 直接通知の相手先

通信の途絶等により、神奈川県知事に対して自衛隊派遣要請の要求ができない場合は、最寄りの部隊 の長にその旨及び災害の状況を通知する。この場合、事後速やかに所定の手続をとる。

- (3) 記載すべき要請事項
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となる事項

なお、上記事項のうち要請時に明らかでないものについては、判明後、速やかに行う。

(4) 必要な手続

消防部 (市本部運営統轄本部)が行う。

2 直接通知の相手先

区分	相 手 先	連絡先
陸上自衛隊	第31普通科連隊長	046 (856) 1291
	(横須賀市武山駐屯地:横須賀市御幸浜1の1)	連隊本部第3科長(内線630)
		第 3 科警備幹部 (内線 634)
		部隊当直司令(内線 629)
海上自衛隊	横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室長	046 (822) 3500 (代)
	(横須賀市西逸見町1丁目無番地)	国民保護・防災主任(内線 2543)
		(直通) 046 (822) 3522
		オペレーション当直幕僚
		(内線 2222、2223)
		(直通) 046 (823) 1009

3 要請を待ついとまのない場合の自衛隊出動

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、神奈川県知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、自衛隊法第83条第2項により要請を待つことなくその判断に基づいて出動する。
- (2) 要請を待たずに出動した後に、神奈川県知事から要請があったときは、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

4 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のような場合である。

(1) 被害状況の把握

車両、船艇、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 避難の援助

避難者の救助、避難者の誘導・輸送等

(3) 遭難者等の捜索救助

死者、行方不明者、負傷者等の捜索救助(通常他の救援活動に優先して実施)

(4) 消防活動

空中消火が必要な場合は航空機による消防機関等への協力

(5) 道路又は水路の啓開

道路又は水路等交通路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

(6) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫(薬剤等は県又は市町村において準備)

(7) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急 を要する場合に限る。)

(8) 炊飯、給水及び入浴

被災者に対する炊飯、給水及び入浴支援

(9) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府第1号)による。 (ただし、譲与は県市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物資の譲与を受けなければ生命自体 が危険であると認められる場合に限る。)

5 自衛隊との連絡調整

(1) 情報の交換

安全管理部部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、陸上自衛隊第31普通科連隊と緊密な情報交換を行う。

(2) 連絡班の派遣

事前に必要があると認められるときは、陸上自衛隊第31普通科連隊に対し神奈川県知事を経由して 連絡班の派遣を要請し、迅速かつ円滑な部隊の派遣に努める。

(3) 連絡班執務室の設置

消防部部長(市本部運営統轄本部)は、連絡班の派遣に伴い市庁舎危機管理センター関係機関執務室を 提供する。

(4) 通信系の設定

災害時において、自衛隊と本市との連絡業務を円滑かつ適切に実施するため、自衛隊は連絡班の通信系により、連絡体制の確保を図るものとする。

6 災害派遣部隊の受入れと活動

(1) 第31普通科連隊の受入れと活動

ア 対処方針の決定

市本部は、市全般の被災状況から発災直後派遣される第31普通科連隊の活動地域及び活動内容を 決定する。この際、消防及び警察等の救助活動が有効に機能するように調整する。

イ 第31普通科連隊の受入れ

安全管理部部長は、対処方針に基づき発災直後投入される第31普通科連隊に対し、活動地域、活動内容、活動拠点等を速やかに連絡する。連絡は、市本部に派遣されている連絡幹部を通じて行うが、 未到着の場合は県を通じて行う。

ウ 救助活動の実施

第31普通科連隊が派遣される区は、投入する地区を決定し、自衛隊及び住民と連携して救出・救助に当たるものとする。

(2) 増援部隊の受入れと活動

ア 対処方針の決定

- (ア) 増援部隊の派遣が予測される場合、市対策本部は増援部隊の活動地域及び活動内容を決定する。 この際、消防及び警察等の救助活動が有効に機能するように調整する。
- (イ) 安全管理部部長は、炊飯、給水、入浴等救助活動以外の要望がある場合は自衛隊に要望するとと もに、派遣される部隊の配置を決定する。

イ 増援部隊の受入れ

安全管理部長は、対処方針に基づき増援部隊に対して、活動地域、活動内容、活動拠点等をあらかじめ連絡する。連絡は、連絡幹部を通じて行う。

ウ 救助活動の実施

- (7) 増援部隊が派遣される区は、投入する地区を決定し、自衛隊及び住民と連携して救出・救助に当たるものとする。
- (イ) 安全管理部部長は、被災状況及び救出活動の進捗状況を把握し、自衛隊とともに救出活動要領を 継続的に検討する。
- (3) 自衛隊に対する協力
 - ア 安全管理部部長は、派遣部隊の被災地への進入・移動や救援活動のための相互協力、必要な資材等 の提供等について緊密に連絡調整を行う。
 - イ 安全管理部部長は、派遣された部隊が円滑に救助活動を行えるよう宿営地、ヘリポート等必要な施 設を提供する。
 - ウ ヘリコプター離着陸場

災害時のヘリコプターの離着陸に適当と思われる場所は、飛行場外離着陸場一覧のとおり。

(4) 自衛隊との連絡窓口

派遣された自衛隊との連絡窓口は消防部市本部運営統轄本部とし、原則として連絡幹部を通じて連絡・調整する。

7 経費の負担

- 自衛隊の災害派遣活動に要した経費は、原則として市が負担することとし、その内容は、おおむね次の とおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係わるものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話、入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害(自衛隊装-備に係わるものを除く。)の補償
- (5) 艦艇の入出港のためのタグボートの手配及び費用
- (6) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、神奈川県知事と派遣部隊長等 との間で協議する。

消防局

第2節 地方公共団体との相互応援

1 行政機関に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があるときは、次の機関に応援を要請する。

- (1) 神奈川県知事に対する応援又は応急措置の実施要請(災害対策基本法第68条)
- (2) 他の市町村長に対する応援要請(災害対策基本法第67条)
 - ア 18 大都市災害時相互応援に関する協定(都及び政令指定都市間)
 - イ 九都県市災害時相互応援に関する協定(首都圏を構成する1都3県5政令指定都市間)
 - ウ 災害時における相互援助に関する協定(関東地方の7県の県庁所在市間)
 - エ 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定(東海道五十三次及び東海道縁の19市区町間)
 - オ その他、個別の都市と締結している応援協定

2 職員の派遣要請

- (1) 指定行政機関、指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請 市本部長は、県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。 (災害対策基本法第29条第2項、第30条第1項)
- (2) 県知事に対する職員の派遣のあっ旋要請神奈川県知事に対し、職員の派遣についてあっ旋を求める。(災害対策基本法第30条第2項、地方自治法第252条の17)
- (3) 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣あっ旋要請手続 指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣あっ旋を要請するときは、次に掲げる事項を記載した文 書をもって行う。(災害対策基本法施行令第15条)
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- (4) 県知事に対する職員の派遣あっ旋要請手続

県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣のあっ旋を求めるときは、次に掲げる 事項を記載した文書をもって行う。(地方自治法第252条の17、災害対策基本法施行令第16条)

- ア 派遣のあっ旋を求める理由
- イ 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっ旋について必要な事項

3 応援の受入体制

市本部長は、応援隊及び救援物資の受入れのため、関係各部部長又は区本部長に対し、次の事項について必要な対応を指示する。

(1) 情報の提供と応援手段の協議

災害の発生状況、被害状況、道路交通状況等応援を受けるにあたって必要な情報を要請先に連絡し、 応援の受入方法について協議する。

(2) 応援隊の誘導

応援を受け入れる関係各部部長又は区本部長は、応援隊の市内進入路及び集結地点、救援物資の受取 場所等を選定し、応援隊を誘導する。

(3) 応援隊の活動

応援隊は原則として、関係各部部長又は区本部長の指揮下に入って活動する。

法令に基づく災害応援要請の概要

根拠法令	応援要請の内容		連絡窓口	
			本市	相手
	第6条及び 第21条	指定公共機関、指定地方公 共機関に対する必要な協力の要請	消防局危機管理 室	指定公共機関 指定地方公共機関
	第 29 条	指定地方行政機関に対す る職員派遣の要請(災害応 急対策、災害復旧に従事)	同上	指定地方行政機関
災害対策基 本法	第 30 条	県知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣のあっ旋要請	同上	県知事 神奈川県安全防災局 災害対策課 045-210-3430、3456
	第 67 条	災害応急措置にかかる他 の市町村に対する応援要 請	同上	他市町村
	第 68 条	災害応急措置にかかる県 知事に対する応援要請	同上	県知事 神奈川県安全防災局 災害対策課 045-210-3430、3456
地方自治法	第 252 条の 17	他の地方公共団体に対する職員派遣の要請	同上	他の地方公共団体
自衛隊法	第83条	自衛隊の派遣要請(災害応 急対策、災害復旧対策の実 施)	同上	・県知事を通じ要請 神奈川県安全防災局 災害対策課 045-210-3430、3456 ・直接通知 (災害対策基本法第68条の 2) 陸上自衛隊第31普通科連隊 長 045-856-1291 海上自衛隊横須賀地方総監 部防衛部第3幕僚室長 046-823-1009

都市経営局

第3節 海外からの支援受入れ

都市経営部部長(国際政策班)は、海外からの支援受入れについて、神奈川県と調整しながら、国の緊急災害対策本部、関係省庁等と連絡を行うとともに、海外からの支援の種類、規模、内容等の受入れ計画について、情報の収集に努める。

支援を受け入れるときは、受入に関する手続き、連絡・調整等を行う。

海外からの支援受入れ分野と対応省庁

支援受	対応省庁	
1 捜索・救助(救助犬を含む)		警察庁、消防庁、農林水産省(検疫
		関係)、法務省(入国手続関係)
2 医療	医療スタッフ	厚生労働省、法務省(入国手続関
		係)
	医療品、医療用具	厚生労働省
3 技術支援(施設の応急復旧等)		国土交通省、農林水産省、法務省
		(入国手続関係)
4 避難者の収容(応急仮設住宅、	、テント等の供与(設営を含む)等)	厚生労働省
5 食料		農林水産省
6 飲料水		厚生労働省
7 生活必需品(毛布・衣類等)		経済産業省
8 情報伝達用資材		総務省
9 輸送支援	外国政府等が航空機、船舶等によ	国土交通省、海上保安庁、警察庁
	り行う、支援人員・物資等の輸送	
	(海外から日本への輸送、日本国内	
	の輸送)	
	バス、トラック等の輸送機材の海	国土交通省、警察庁
	外からの提供	
	緊急輸送関係省庁が実施する日本	緊急輸送関係省庁(国土交通省、海
	に到着した支援人員・物資等の被	上保安庁、防衛省、消防庁、警察
	災現地への輸送緊急輸送	庁)
10 油防除		海上保安庁
11 金銭支援(義援金)		内閣府
12 その他	1~3 以外の人的支援又は人的支援	法務省
	に伴う支援に係る入国手続関係	
	通関手続き	財務省

第8章 避難と受入れ

人命への危険性が高まる事態が発生した場合、市民の生命と身体を災害から守るため、次により安全かつ 迅速に避難活動を実施する。

避難の必要があると認めるときは、次により避難の勧告、指示を行う。

第1節 避難計画

- 1 避難の勧告、指示
 - (1) 基準

消防局

避難の勧告は、次のときに実施する。

なお、これらの状況が切迫し、急を要するときは、避難を指示する。

- ア 津波警報(津波)が発表された場合 ただし、津波警報(大津波)が発表された場合は、避難を指示する。
- イ 地震火災の延焼拡大又はガス等の漏洩により、住民に生命の危険が及ぶと認められる場合
- ウ がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、住民に生命の危険が認められる場合
- エ その他災害の状況により、市長等が必要と認めるとき。
- (2) 避難勧告·指示

市本部長又は区本部長は、災害の拡大により危険が切迫し、地域住民を避難所へ避難させる必要が生じた場合に避難勧告・指示を発令する。

- (3) 避難勧告・指示の実施者
 - ア 避難の勧告又は指示の実施は、避難を必要とする現地の状況に応じて、区役所職員、消防署員等が行うものとし、警察署等の防災関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施する。
 - イ 本市以外の機関の行う勧告、指示

本市以外の機関の行う避難の指示等の実施は、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行 法第4条及び自衛隊法第94条等の規定に基づき、次により行う。

なお、この場合において、避難、立退き等を指示した場合、直ちにその旨を市長に通知する。

(7) 警察官及び海上保安官

警察官及び海上保安官は、市長等が勧告、指示等を行ういとまがないとき、又は市長等が要請したとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きの指示等を行う。

(イ) 自衛官

災害派遣部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

(ウ) 県知事

当該災害の発生により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事は市長に代わり避難の勧告、指示を行う。

(4) 避難の勧告、指示の内容

避難の勧告、指示を実施するときは、原則として、当該地域住民に次の事項を明示し、安全かつ迅速 に避難させる。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難勧告、指示の対象地域
- ウ 避難先とその場所
- 工避難経路
- 才 注意事項

(5) 避難の勧告、指示の伝達

ア 市の機関が行う伝達方法

- (ア) 区本部長及び消防地区本部長は、当該地域の住民に対し、広報車、ハンドマイク等により伝達す るとともに、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達及び避難誘導を行う。
- (イ) 本市ホームページへの掲載、防災情報 Eメールの配信
- (ウ) 聴覚障害者への伝達

区本部長は事前登録している聴覚障害者に対し、災害時緊急情報をファクシミリにより配信する。

イ 放送機関による伝達

市本部長は、広域にわたって避難の勧告及び指示の伝達を行う必要があるとき、又は他の方法によ っては伝達が困難な場合には、各放送機関に対し、災害対策基本法第57条の規定にもとづき、当該勧 告及び指示の内容の放送を要請する。

この場合、本市との間に「災害時における放送要請に関する協定・覚書」を締結している「日本放 送協会横浜放送局」、「㈱アール・エフ・ラジオ日本」、「㈱テレビ神奈川」、「横浜エフエム㈱」、「㈱TBS ラジオ&コミュニケーションズ横浜支局」及び「エフエム・インターウェーブ㈱」を主に放送要請を 行う。

(6) 報告等

ア 区本部長が避難勧告等を実施した場合

区本部長は、避難勧告等を実施したときは、「重要情報速報用紙」により、次の報告事項を無線フ ァクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告する。(解除のときも同様に報告する。)

なお、避難情報の報告にあたっては、迅速性が必要なことから、次の報告事項のうち、明らかにな った事項から報告し、順次、情報を追加する。

1 避難勧告等の実施日時

2 避難の対象地域

報告事項

- 3 避難対象世帯数及び人員数
- 4 収容対象施設(学校名、所在地等)
- 5 その他必要な事項

イ 市本部長が避難勧告等を実施した場合

複数の区にまたがる広域的な避難を行う必要がある場合で、市本部長が避難勧告等を実施した場合 は、関係各部部長及び区本部長に対し、次の事項を無線ファクシミリ、有線ファクシミリ、本部会議 等により速やかに通報する。

1 避難勧告等の実施日時

- 報告事項 | 2 避難の対象地域
 - 3 その他の必要な事項

ウ 県知事への報告

市本部長は、避難勧告等を実施したときは、すみやかにその旨を県知事に報告する。

エ 関係機関等への連絡

避難勧告等を実施したとき、市本部長は、県警察本部及び災害派遣自衛隊等の関係機関に対し、ま た、区本部長は、所轄警察署に対し、それぞれその内容を通報する。

オ 各避難所の活動報告

区本部長は、開設した避難所での活動を、市本部長に報告する。

(6) 避難の勧告、指示の解除

市本部長又は区本部長は、避難勧告又は指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示する。

220

2 避難施設での受入れ

- (1) 避難の勧告又は指示を行った場合の避難者の受入れは、災害の種類に応じて別に定める(津波避難等) ところによるほか、災害の状況により、住民の生命に危険が及ばない適切な地域防災拠点等の施設を選 定する。
- (2) 区長(区本部長)は、避難の勧告又は指示を行い、避難施設を指示したときは、速やかに、当該施設の管理者にその事実を通知するとともに、当該施設に職員を派遣し、避難者の受入れに必要な措置を講ずる。(ただし、津波避難の場合は除く。)
- (3) 避難人員等の掌握

区長(区本部長)は、避難施設における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項を確認し、「区における避難収容等の措置に関する報告要領」の定めるところにより、必要事項を市長(市本部長)に報告する。

3 避難誘導

区長(区本部長)は、避難誘導にあたっては、次のことを実施する。

- (1) 消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう組織的な避難誘導に努める。
- (2) 避難誘導にあたっては、安全な避難経路を選定し、必要に応じて誘導員を配置するなど事故防止に努める
- (3) 避難誘導を行う際には、高齢者、障害(児)者、児童、病弱者等の要援護者に配慮して行う。
- (4) 津波避難の誘導にあたっては、誘導員が津波に巻き込まれることのないよう、活動範囲や活動可能時間等に十分配意して実施する。

4 警戒区域の設定

市本部長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

第2節 被災者の避難・受入れ

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった被災者が避難してきたときは、次により被災者の受入れを行う。

なお、身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」(盲導犬、聴導犬、介助犬)の同伴・使用については、同法に基づき対応する。

1 被災者の避難・受入れ

(1) 避難・受入対象者

避難・受入対象者は、住家を失い又は被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者とする。

(2) 避難・受入施設

避難・受入施設は、原則として、地域防災拠点として指定している市立小中学校等とする。

なお、必要と認めるときは、補充的避難場所、特別避難場所として他の公共施設を避難・受入施設とする。

(3) 避難・受入割り当て

避難・受入れにあたっては、原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りに従うが、 被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも避難・受入れを行う。

消防局

(4) 避難・受入期間

避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応急 仮設住宅へ入居できるまでの間とする。

この場合、教育施設等については、応急教育の実施に支障のない範囲及び期間とするよう配慮する。

2 地域防災拠点の開設

(1) 勤務時間内における地域防災拠点の開設

区本部長は、震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したときは、地域防災拠点の開設準備のため、あらかじめ定めた区職員を派遣し、施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を講じる。

また、住民が避難してきたときは、地域防災拠点を開設し、避難者を受け入れる。

なお、発災直後で、事態が緊急を要し、区本部拠点班による開設を待ついとまがないときは、学校長 又は地域防災拠点運営委員会の判断で、開設する。(必要な鍵は、学校、区役所、運営委員会が管理)

(2) 勤務時間外における地域防災拠点の開設

区本部拠点班に指定された職員は、震度 5 強以上の地震(気象庁発表)が発生したときは、地域防災拠点の開設準備のため、直ちに指定場所に参集し、施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を講じる。

また、住民が避難してきたときは、直ちに地域防災拠点を開設し、避難者を受け入れる。

なお、発災直後で、事態が緊急を要し、区本部拠点班による開設を待ついとまがないときは、地域防 災拠点運営委員会の判断で、開設する。

(3) 避難状況の報告等

ア 区本部拠点班は、地域住民、学校職員等と協力して、当該地域防災拠点への避難者の住所、氏名、 人数、健康状態、傷病者の有無その他必要事項を把握し、区本部長に報告するとともに、区本部等からの地震関連情報を提供する。

- イ 区本部長は、避難者の状況、救援物資等の供給状況等を安全管理部部長に報告する。
- ウ 区本部拠点班は、業務マニュアルに基づき、避難者の生活環境に注意し、プライバシーにも配慮し ながら災害応急対策に従事する。
- エ 区本部拠点班は、ペットを連れた方が地域防災拠点に避難してきた場合は、区本部(衛生班)に報告する。

3 地域防災拠点の管理運営

区本部長は、飲料水、食料、生活必需物資の供給、トイレの確保、避難者の健康状態など被災者、避難 生活等に係る情報を区本部拠点班から把握し、必要に応じて、速やかに関係各部部長との総合的な連絡調 整を行う。

(1) 地域防災拠点運営委員会

地域防災拠点運営委員会は、地域住民の参加を中心にして行政・学校等の三者で構成されており、住民・行政・学校等のそれぞれの主な役割は、次のとおりである。

区分	主 な 役 割
地域住民	地域防災拠点の管理、情報の受伝達、救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶
	助、防犯パトロールなど
行政	地域防災拠点の指定、避難場所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、情
	報の受伝達、市民生活の自立支援など
学校等(※)	児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開など

(※)統廃合によって廃校となった学校(地域防災拠点)の跡地利用施設が引き続き地域防災拠点と して指定された場合は、施設利用者の安全確保、施設の管理、早期再開など。

(2) 避難生活の維持、管理

地域防災拠点運営委員会は、震災発生時の混乱と動揺の中で運営マニュアルに基づき、運営委員会を 円滑に運営し、安全かつ秩序ある避難場所運営に努める。

地域防災拠点運営委員会の主な活動は次のとおりである。

- SANJANAMA LINE SALISHOVA COO 7 COO 00		
項目	震災発生時における地域防災拠点運営委員会の主な活動	
地域防災拠点運営委員会の運営	(1) 避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て	
	(2) 負傷者の応急手当、地域医療救護拠点又は医療機関への誘導	
	(3) 防災資機材等を活用した救出・救助	
	(4) 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害(児)者、乳幼児、児童、	
	妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護	
	(5) 仮設トイレやろ水機の設置、清掃、防疫対策などの環境衛生	
	(6) 備蓄食料、救援物資等の配布、炊き出し	
	(7) 地域の被災情報及び生活情報の収集	
	(8) 区ボランティア活動拠点とのボランティアの受け入れ調整及び	
	避難地区内のボランティアニーズの把握、情報提供	
	(9) 防犯パトロールの実施	
	(10) その他必要な事項	

(3) 附帯設備の活用

ア 教室

- (7) 避難者の生活スペースとして使う場所は、体育館、教室の順とし、職員室、校長室、保健室は使用しない。
- (イ) 地域医療救護拠点を兼ねている学校では、搬入されてくる負傷者を受け入れるためにあらかじめ 決めてある保健室直近の2部屋程度を確保する。
- (ウ) 高齢者や乳幼児をかかえる家庭及び妊婦等に配慮した女性専用スペース並びに要援護者の男女 別々のスペースを確保するため、地域防災拠点運営委員会は事前に教室を選定し、利用する。(建物 の被害状況により柔軟に対応。)
- イ 学校に整備されている次のような施設は、地域防災拠点運営委員会が有効に活用する。
 - (7) 保健室

学校職員は保健室の鍵を開錠し、養護教諭等の指示で避難住民の応急手当ができる状態に整える。 その際、教育再開時に必要な物品(児童生徒のための備品や書類など)があれば、別途保管する。 地域防災拠点運営委員会は、保健室において傷の清拭、消毒、ガーゼ・包帯等での応急処置を行 なう。

軽・中傷者は、地域医療救護拠点へ搬送する。

(1) 給食室・家庭科室

給食室は、学校給食の実施に支障のない範囲で、被災市民の援助に有効活用する。家庭科室も同様とする。

(ウ) トイレ

使用可能な場合は、仮設トイレに優先する。

(エ)プールの水

防火用水、トイレ用水等に利用する。

ウ 統廃合によって廃校となった学校の跡地利用施設についても、同様の扱いとする。

4 補充的避難場所の開設及び運営

区本部長は、多数の避難者で避難場所のスペースが不足した場合、又は避難場所が機能しない場合等に 区内の他の公共的施設等から避難場所を開設する。

この場合における開設、管理運営その他必要事項は、地域防災拠点と同様とする。

5 県有施設等の利用

(1) 県有施設

被災者の一時的受入れについて必要があると認めた場合には、県に対し県有施設の一部の利用を要請 する。

ア 要請する県有施設

- (7) 一時受入施設として利用に供する県有施設は、次の要件を具備するものとする。
 - a 災害後において、受入施設として使用可能であること。
 - b 原則として、受入能力50人以上の施設であること。
 - c 給水、給食等の救護活動が容易であること。
- (イ) 対象施設の種類
 - a 県立高等学校教育施設、体育館(ただし、広域応援活動拠点に指定した高校を除く。)
 - b 青少年センター、図書館、かながわ労働プラザ
 - c 保養所、その他

イ 利用期間

一時受入施設の利用期間は、災害救助法に定める期間とする。ただし、必要に応じ、県との調整により延長する。

なお、この場合、教育施設等に関しては、応急教育の実施に支障のない範囲において利用する。

(2) 近隣自治体の施設

近隣市町村又は他県等の施設での避難の受入れが必要な場合には、県に対して受入れの調整を要請する。

第3節 要援護者の避難と援護対策

高齢者、障害(児)者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施する。

1 市民、地域等の役割

項	目	内容
市民、地域	或等の役割	1 地域防災拠点運営委員会及び町の防災組織等の自主防災組織は、地域の助け合
		いを基本として、地域ぐるみで震災から要援護者を守るため、民生委員・児童委
		員、友愛活動推進員、保健活動推進員等と連携して的確な避難誘導その他必要な
		援護を行う。
		2 在宅要援護者の「声かけ、見守り」ネットワーク等の支援体制を活用して、安否
		の確認がとれていない要援護者を把握し、的確な措置を講じる。
		3 地域の連帯という観点から主体的に要援護者の支援に取り組む。
		4 行政、関係団体等と相互に連携協力して、要援護者の援護を行う。

健康福祉局

2 緊急援護活動の基本方針

項目	内容
緊急援護活動の基本	1 医療的ケアが必要と判断される者については、迅速に医療機関と連携し、入院
方針	又は健康管理に対する適切な措置を講じる。
	2 地域防災拠点又は住宅では、必要なケアが出来ないと判断される者について
	は、特別避難場所での受入れを行う。
	3 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できる
	よう努める。
	4 高齢者・障害者等要援護者に対しては、従前のサービスの提供のみではなく、
	早期に生活全体の安定を図る施策を実施することが必要であり、その視点で幅広
	く対応する。
	5 全体を見据えた長期的、計画的な要援護者対策を実施する。
	ただし、多種多様な援護活動の実施にあたり、一人ひとりのニーズに応えた小
	回りの利く援護は、市民、地域、ボランティア等の持つ大きな力に期待するとこ
	ろが大きい。的確な情報を発信し、ボランティア等に協力を求めて、連携協力し
	てきめ細かい援護を展開する。
	6 地域防災拠点単位で、要介護状態にならないための取り組みを行う。

3 援護体制の確保

(1) 区本部

区本部長は、拠点班、援護班、健康福祉部各班(福祉施設担当)等から要援護者の状況を的確に把握し、 速やかに必要な援護を行う。

- ア 区本部拠点班は、運営委員会等の協力のもと、要援護者の住所、氏名、健康状態、傷病の有無その他必要事項を把握し、区本部援護班に報告する。
- イ 区本部拠点班は、地域の「声かけ・見守り」のネットワーク等から在宅の要援護者の状況を把握し、 区本部援護班に報告する。
- ウ 区本部援護班は、地域防災拠点の状況により発災後 48 時間以内に、緊急巡回チーム(福祉保健センターのケースワーカー、保健師等で編成)を地域防災拠点等に派遣し、高齢者・障害者等災害時要援護者緊急対策要領に従い、在宅要援護者の緊急安全調査を開始する。

また、区内の民間福祉事業者に協定等に基づく協力要請を行い、在宅要援護者の安否についての情報を収集する。

- エ 健康各班(福祉施設担当)、健康福祉部保健班は、利用者(入所者)及び施設の被害状況を把握し、速 やかに健康福祉部部長及び区本部長に報告する。
- (2) 健康福祉部・こども青少年部

健康福祉部・こども青少年部部長は、区本部長及び健康福祉部・こども青少年部各班から要援護者の 状況等を把握し、必要に応じて、市域又は他都市を含む広域的な援護対策計画を策定し、関係各部部長 及び区本部長に周知する。

- ア 健康福祉部生活福祉班(本部)は、被災者の生活支援に係る援護対策計画を策定する。
- イ こども青少年部こども福祉保健班 (本部)は、妊産婦、乳幼児・児童・障害児の援護対策計画を策定 する。
- ウ 健康福祉部障害福祉班(本部)は、障害者、精神障害者の援護対策計画を策定する。
- エ 健康福祉部高齢健康福祉班(本部)は、高齢者の援護対策計画を策定する。
- オ 健康福祉部保健班(本部)は、精神障害者援護対策計画を策定する。

4 緊急援護の実施

(1) 地域防災拠点での援護

ア 備蓄食料、生活必需品等の優先支給、障害に応じた情報の提供

イ 巡回健康相談等

緊急巡回チームは、地域防災拠点において緊急安全調査を行い、要援護者の生活状況、健康状態、環境衛生等を勘案し、必要に応じて医師等の意見を求めたうえ、適切な救護策や必要な福祉保健サービス等利用のための支援を行う。

ウ 在宅要援護者用スペース等の確保

男女別在宅要援護者用スペース及び介護者や介護用資機材のためのスペース確保に努める。

エ 特別避難場所での受入れ

心身の健康状態、必要な援護の種類等を勘案し、特別避難場所での受入れが必要と認められる要援 護者については、その旨を区本部長に報告する。

オ 高齢者へのコミュニティスペースの開放

地域防災拠点となる小中学校の空き教室等を活用し、高齢者が自由に会話できるスペースを開放す る。

軽度の運動やレクリエーションなどを行うミニデイサービスを地域内の健康増進知識等を身につけた人材を活用して地域防災拠点単位で実施する。

カ 妊産婦・母子の健康維持等

震災によるショックやストレスにより、妊娠中の女性は切迫早産等の危険度が高まることが予想されることから、一般の被災者とは別に休息できるスペースの確保、健康管理・栄養に関する相談、保健指導等を行うほか、急な分娩・診察に対応できるよう医療機関の診察可能状況を把握し、情報を提供する。

また、子育て中の父母や乳幼児・児童への支援のため、保健指導や育児相談を行う。

キ その他必要な援護

(2) 在宅要援護者等への援護

緊急巡回チームは、民生委員・児童委員等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の 緊急安全調査を行う。また、民間福祉事業者からの情報を収集し、在宅要援護者の生活状況、健康状態、 環境衛生等を勘案し、必要に応じて医師等の意見を求めたうえ、適切な救護策や必要な福祉保健サービ ス等利用のための支援を行う。

(3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

区本部長(援護班)は、要援護者や仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定する。また、健康福祉部から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉部、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームヘルプサービス、入浴サービス、巡回訪問指導、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行う。

なお、区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉部部長に広域的な応援、調整を要請し、健康部長は必要な連絡調整を行う。

(4) 健康福祉部の行う連絡調整

ア 被害の少ない区又は他都市での要援護者の受入調整

イ 広域的な援護体制の確保に係る連絡調整

要援護者への迅速な援護策を講じるため、他都市自治体、各種施設協議会、専門職種団体等関係機関に対して、職員派遣等の協力を要請する。

- ウ 民間福祉事業者との連絡調整、応援要請
- エ 関係各部との連絡調整

5 福祉ボランティアの受入れと活用

健康福祉部部長は、市社会福祉協議会の協力を得て、障害者や高齢者の特性に応じた専門的福祉ボランティアや他の自治体の福祉職の応援を迅速かつ円滑に受入れ、救助事務体制の確立を図る。

, 1, 1, 1800 End 1 to 1812 Move to 18 CALES - 1 1811 - 25 (100 1800) 1810 1812 ELL CH 00				
項目	要請・受入れ窓口	調整事項		
福祉職応援職員の要請と受入れ	健康福祉部庶務班	区本部長の要請により、他の自		
の調整	(福祉局総務課庶務係)	治体の福祉応援職員の派遣を要請		
		し、受入れの調整を行う。		
団体や個人の専門的福祉ボラン	横浜市社会福祉協議会	専門的福祉ボランティアや福祉		
ティアの要請と受入調整		関連ボランティアの需要と希望者		
		受入れの調整を行う。		
ボランティアの移動、宿泊及び全	健康福祉部部長は、市社会福祉協議会と連携し、地域防災拠点、			
体の調整	特別避難場所及び在宅援護者の生活支援のため、派遣職員やボラン			
	ティア派遣計画の立案、宿泊、移動の総合調整を行う。			

健康福祉局

第4節 特別避難場所の開設及び運営

1 特別避難場所の開設及び運営

特別避難場所の施設管理者は、発災後速やかに、特別避難場所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保する。

(1) 社会福祉施設等(入所、通所型)

社会福祉施設等における特別避難場所の開設及び運営は、施設職員が行う。

なお、特別避難場所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、市社会福祉協議会を通じ、専門的福祉ボランティア等に協力を要請する。

(2) 市民利用施設

区本部長は、社会福祉施設だけでは要援護者の受入れが十分でないときは、市民利用施設を特別避難 場所として開設し、要援護者を受け入れる。

特別避難場所の開設は、施設職員及び区本部避難班、援護班等が連携して行う。

なお、運営については、原則として家族及びボランティア等による自主運営を基本として、区本部援 護班(緊急巡回チーム)が中心となって、運営を支援するとともに、必要な措置を講じる。

2 受入れの決定

特別避難場所での受入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定する。その際、要援護者の必要とする援護の状態に応じて、次の事項に留意し、受入施設を決定する。

- (1) 各施設が保有する専門分野での処遇のノウハウを生かすため、老人福祉施設は高齢者を、障害(児)者 施設は障害(児)者を、児童施設は児童を入所させることを原則とする。
- (2) 入所型の社会福祉施設等は、重度の要援護者を対象とし、本人の受入れを原則とする。
- (3) 通所型の社会福祉施設等及び市民利用施設等は、家族を含めた受入れを原則とする。
- (4) 区内の施設だけでは、受入れが困難な場合又は区域外への避難を必要とする場合は、受入れ施設の調整を健康福祉部部長に要請する。

消防局

第5節 主要駅等における混乱防止対策

震災時には、鉄道機関の運行停止等により、主要駅を中心に大量の滞留者や帰宅困難者の発生が予 測されることから、鉄道機関及び駅周辺事業者等と連携・協力し混乱防止対策を実施する。

1 関係機関の対応

(1) 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、滞留者をむやみに外に出さず、安全に待機できる場所へ誘導し、鉄道運行情報等を広報する。必要に応じ、駅周辺事業者や警察、行政等と連携して、一時避難場所や一時滞在施設への避難誘導、代替輸送手段の確保等を実施する。

(2) 事業者の対応

利用者の安全を確保するため、滞留者をむやみに外に出さず、安全に待機できる場所へ誘導し、 場内有線放送や非常用放送設備等を使用し、利用者等への冷静沈着な行動を呼びかけ、災害情報 等を広報する。必要に応じ、鉄道事業者や警察、行政等と連携して、一時避難場所や一時滞在施 設への避難誘導等を実施する。また、徒歩帰宅を支援する情報提供や、場所の確保が可能な事業 者においては、帰宅困難者の受入れ等を実施する。

(3) 警察の対応

主要駅周辺等の安全を確保するため、必要に応じ、鉄道機関や駅周辺事業者、行政等と連携して、 滞留者を一時避難場所や一時滞在施設へ誘導する。駅周辺や一時避難場所、一時滞在施設等を巡 回し、警察無線を用いて、必要な情報を、適宜、行政、事業所等と共有する。

(4) 本市の対応

区本部長は、主要駅等における混乱を防止するため、主要駅等対応班を派遣するとともに、鉄道 事業者、駅周辺事業者、警察等と連携して、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施する。

なお、特に大量の滞留者発生が想定される横浜駅について、市本部長は、横浜駅で混乱が生じたときは、横浜駅構内の横浜市行政サービスコーナーに安全管理部、西区本部(横浜駅防災対応班)、神奈川区本部(主要駅等対応班)で構成する情報連絡本部を設置し、警察、鉄道機関、バス機関等と連携して混乱防止対策を実施する。

2 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者の支援拠点(水、トイレ、災害関連情報の提供)となっているガソリンスタンドやコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等に加え、区本部長は事前に指定した幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として開設する。

3 帰宅困難者への支援

区本部長は、主要駅等に主要駅等対応班を派遣し、鉄道事業者、駅周辺事業者等と連携して、主要駅等周辺の滞留者や帰宅困難者の状況等を把握する。鉄道が長時間に渡って運休する場合など、必要に応じ、帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者に対して、施設の開設・運営を依頼し、可能な範囲でトイレ、水、災害関連情報の提供等を実施してもらう。

また、都心部等で帰宅困難者のための一時滞在施設に指定されているパシフィコ横浜・国立大ホール及び横浜アリーナについては、文化観光部部長が各施設に職員を派遣し、一時滞在施設を開設するとともに、各区主要駅等対応班と連携し、水、食料、災害関連情報等の提供を行う。

4 代替交通機関の確保

要援護者等に対して、必要に応じ運行している駅等までのバス、船舶の代替交通機関を確保する。

経済観光局

第9章 警備と交通対策

震災時には、さまざまな社会的混乱や道路交通の混乱などが予測される。このため、市民の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

神奈川県警察

第1節 大地震が発生した場合の警備対策

警察は大地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期することとする。

1 警備体制の確立

(1) 警備本部の設置

大地震の発生と同時に、警察本部に警察本部長を警備本部長とする警備本部を、市内各警察署に警察署長を警備本部長とする警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部と市 (区) 災害対策本部は必要に応じてお互いに所要の要員を市本部に派遣し、協力・連携体制を強化する。

(2) 警備部隊等の編成及び部隊運用

別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速かつ的確な部隊運用を行う。

2 災害応急対策の実施

- (1) 情報の収集・連絡
 - ア警察は、災害警備活動上必要な情報を収集する。
 - イ 警察は、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。
- (2) 救出救助活動等

警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等を被災地を管轄する警察署等に出動させ、救出救助活動を実施する。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場に関する調整を行う。

- (3) 避難誘導等
 - ア 警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第4条により避難の指示を行い又は避難の措置を講じる。
 - イ 避難誘導に当たっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮するとともに、警察署に一 時的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の設備が整った段階で当該施設に適切に誘 導する。
 - ウ 警察は、津波予報及び警報が発表された場合又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、 迅速かつ正確な津波予報及び警報の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行う。

(4) 交通規制

警察は、被災地域における交通の混乱防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、大震 災の被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交 通路確保など必要な交通規制を実施する。

ア 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

大震災の被災規模を想定した通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域規制を補完するため、う 回路を指定して一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施する。

イ 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定する想定のある道路(指定想定路)の中から、大地震の規模・状況に応じて 確保する。

(5) 二次災害の防止

警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、所要の調査班を編成し、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害の危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すものとする。

(6) 社会秩序の維持

警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路、集積地における 混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールを強化、避 難所等の定期的な巡回を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、 粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

(7) 自発的支援の受入れ

ア ボランティアの受入れ

警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・ 事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われ るよう必要な支援を行うものとする。

イ 海外からの支援受入れ

警察は、警察庁から海外の支援受入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁、管区警察局、県市町村その他の関係機関と連絡を取りつつ、必要な措置を講じるものとする。

3 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努める。

(2) 相談活動の実施

警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努める。

神奈川県警察

第2節 大地震が発生した場合の交通対策

警察は、地震発生後、特に初期段階には、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めるものとする。

1 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施

(1) 危険防止及び混雑緩和の措置

大地震発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通 規制を迅速・的確に実施し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自 粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(2) 大震災発生時の交通規制等

大震災発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路状況等によって弾力的に行う必要があり、被災 地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応する。

ア 被災地域等への流入抑制

大震災が発生した直後においては、次により、避難路及び緊急交通路について優先的にその機能を 確保する。

- (7) 混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域(以下「通行禁止区域等」という。)を設定し、交通整理又は交通規制を行う。
- (イ) 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行う。
- (ウ) 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

イ 緊急交通路確保のための交通規制

大震災が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、 住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路 の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

ウ 道路管理者等への通知

イによる通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに 行う。

エ 警察官の措置

通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害 応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、必要に応じ当該車両その他の物 件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行い、また、自らが措置を行う。

2 交通情報の収集等

(1) 交通情報の収集

被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察 官、関係機関等からの情報に加え、交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用するほか、航空隊と の連携により、情報を収集する。

(2) 交通情報の広報

交通規制内容を運転者、地域住民に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。また、テレビ、ラジオの報道機関に情報を提供して周知に努めるほか、必要に応じて市町村の協力を求める。

第10章 輸送の確保

震災が発生した場合、人員、物資等の輸送は、応急活動の基幹となるものであり、輸送路と輸送手段が同時に確保されて、はじめて効率的で円滑な緊急輸送が可能となる。

このため、緊急輸送路(緊急交通路を含む。)の道路啓開は、最優先に行う。

第1節 輸送路の確保

1 道路の通行機能の確保

道路部部長は、地震発生後直ちに防災体制(副部長会、企画班、庶務班、情報収集班、応急対策支援班、からなる)を確立し、土木事務所地区隊からの被災情報や国土交通省、神奈川県、各高速道路㈱等が管理する道路の被災状況、災害対策の方法などの情報を収集整理のうえ、道路啓開(案)を、策定し、市本部に報告のうえ、市本部内に道路啓開部会を開設する。

市本部(道路啓開部会)は、道路の被災情報や他の被災情報を検討し、警察や他の道路管理者等と協議の うえ、道路啓開方針を決定する。

道路部は、市本部の道路啓開方針に基づき、土木事務所地区隊に道路啓開を指示するとともに、活動状況をまとめるなど、道路啓開の調整を行う。

(1) 道路被災状況の把握・伝達

土木事務所地区隊は、職員参集時に把握した情報、市民の通報、作業隊の巡回報告、緊急点検等により被災状況を把握し、道路部(情報収集班)に報告する。

道路部(情報収集班)は本市管理以外の道路についても、各管理者から被災状況、災害対策方法などの 情報を収集する。

(2) 道路啓開の実施

道路部部長(企画班)は、市本部が決定した道路啓開の方針に基づき、土木事務所地区隊に道路啓開を指示する。

土木事務所地区隊は、市本部の道路啓開方針を最優先とし、緊急輸送路(緊急交通路を含む。)等について、警察、消防等と連携し、作業隊、支援隊の協力を受けて路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行い、原則として2車線の通行帯確保に努める。

2 河川関係障害物の除去

河川・水路のいっ水の防止、護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合は、その河川・水路の維持 管理者が障害物の除去等を行う。ただし、人命の救助等緊急の場合、必要の限度において、環境創造部部長 が、障害物の排除を行う。

実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得る等状況を十分考慮して速やかに行う。

障害物の除去等は、復旧に支障がないよう応急的な措置とする。

除去した障害物は、直近の空地に移動する。

環境創造局

道路局

都市整備局 消防局

3 ヘリコプター離着陸場の確保

交通路が遮断された場合に、ヘリコプターによる市本部等への緊急連絡、人員の輸送や緊急患者の搬送、 緊急物資の輸送を行うために、市内各地にヘリコプターの離着陸場を確保する。

- (1) 横浜ヘリポートを、本市ヘリコプター活動の主たる基地とし、全国各地の自治体からの応援航空隊の集結基地とする。
- (2) 緊急患者の搬送や緊急物資の輸送を行うための離着陸場を確保する。
- (3) 自衛隊等の活動拠点となる離着陸場を確保する。
- (4) 上記離着陸場の体系は、以下のとおりとする。

区分	ヘリコプター離着陸場	指定条件等
応援航空隊集結場	横浜ヘリポート	中型機 10 機程度の着陸が可能であり、通信
所	消防訓練センター	施設等が備わっていること。
中核離着陸場	三ツ沢公園など	大型ヘリコプターの着陸が可能な空地が2面
		以上あること。また、主要道路があり、周囲
		の状況が良好であること。
準中核離着陸場	みなとみらいヘリポート	大型ヘリコプターの着陸が可能な空地が1面
	保土ケ谷公園など	以上あること。また、周囲の状況が良好であ
		ること。
指定離着陸場	災害医療拠点病院、市・区災害対	中型へリコプターの着陸が可能な空地であ
	策本部及び市長公舎の近接地区	ること。
広域応援活動拠点	県立高校等	広域応援活動拠点として指定された施設で、
		指定離着陸場の要件を備えているもの。

消防局

第2節 輸送体制の確保

1 輸送の対象人員及び物資

輸送活動を行うにあたっては、人命の安全、被害の拡大阻止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進ちょく状況によるが、おおむね次のとおりとする。

区 分	緊急通行車両により輸送する対象
第1段階	1 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
	2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
	3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道
	施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員・物資等
	4 医療機関へ搬送する負傷者等
	5 緊急輸送に必要な道路輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制に必要な人員
	及び物資
第2段階	1 上記第1段階の続行
	2 食料、水等生命維持に必要な物資
	3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
	4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	1 上記第2段階の続行
	2 災害復旧に必要な人員
	3 生活必需品

2 輸送車両等の確保

- (1) 輸送手段として必要な車両・船舶等は、原則として市本部各部、区本部が保有し又は直接確保できる ものを第一次的に使用し、不足を生ずる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を 明示し、安全管理部部長を経由し、関係各部部長に輸送車両等の調達を要請する。
- (2) 関係各部部長は、緊急輸送対策上必要と認めるときは、次により輸送車両等を調達する。

ア 自動車による輸送

安全管理部部長は、本市の保有する車両だけでは不足し、さらに輸送活動のための自動車が必要な ときは、「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」等に基づき、(社)神奈川県トラック協会及 び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部に対して、輸送の協力を要請する。

なお、前記手段によっても不足が生じる場合は、県知事に対して、輸送手段の確保を要請する。

イ バイク便による輸送

健康福祉部部長は、地域防災拠点で医薬品等が不足したときは、「地震発生時におけるバイク便輸送の協力に関する協定」に基づき、㈱大鳳に対して、バイク便による輸送の協力を要請する。

ウ バスによる輸送

交通部部長は、安全管理部部長の要請に基づき、バスにより災害応急対策に必要な人員の輸送を行う。

エ 鉄道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地で物資を確保した場合において、 鉄道によって輸送することが適当であると認めたときは、JR 各社又は私鉄各社に協力を要請する。

オ 航空機による輸送

安全管理部部長は、航空機による輸送が必要と認められる場合又は航空機による輸送の要請を受けた場合は、安全管理部のヘリコプターによる輸送を実施する。

安全管理部による輸送ができないとき又は不足が生じるときは、県知事に対して、自衛隊による空中輸送を要請するほか、海上保安庁に対して輸送協力を要請する。

カ 船舶による輸送

港湾部部長は、人員輸送等で海上交通の確保が必要となったときは、「災害時における交通船等の協力に関する協定」等に基づき、(株ポートサービス、京浜フェリーボート(株)、関東旅客船協会、(社)日本外航客船協会、横浜屋形船事業協同組合に対して、海上交通機関による輸送の協力を要請する。

なお、前記手段によるいとまがないとき、又は前記手段によっても不足が生じるときには、横浜海 上保安部に対して巡視船艇、関東地方整備局京浜港湾事務所に対して調査監督船等による輸送協力を 要請する。

(3) 他市町村、防災関係機関等から車両の供与があった場合は、安全管理部部長が集中受入れを行うとともに、被害状況に応じて適切な配車を行う。

3 燃料の確保

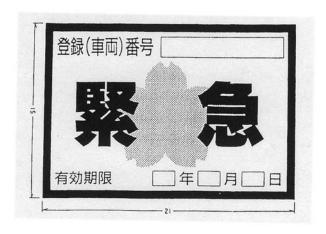
通常の方法により自動車等の燃料が確保できない場合は「災害時における燃料の供給協力に関する横浜市と神奈川県石油業協同組合との協定」に基づき、神奈川県石油業協同組合に対して、供給協力を要請する。 なお、航空機及び船舶の燃料確保については、各機関の定めるところによる。

4 緊急通行車両の確認

大地震が発生した場合で第3部第9章第2節「大地震が発生した場合の交通対策」による交通規制が行われたときは、指定された通行禁止区域、通行制限区域及び緊急交通路において、緊急通行車両以外の一般の車両の通行が禁止・制限される。

このため、災害応急対策に使用する車両については、第2部第7章第2節「緊急通行車両の確認」により、 警察署、検問所、警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊のいずれ かにおいて緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。

なお、緊急通行車両確認証明書は車両に備え付け、標章は当該車両の前面の見やすい筒所に掲示する。



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」 の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第3節 海上輸送体制の整備

1 海上輸送路の確保

(1) 在港船舶の避難

港湾部部長は、京浜港長と調整のうえ、国際海上VHF無線により在港船舶との連絡を行った後、避難船舶の運航調整、水先人等への情報提供を行い、適切に避難させる。

(2) 海上交通規制

港湾部部長は、本市港務艇2隻及びパトロール艇2隻並びに海事広報艇を出動させ、海上の状況を調査・把握を行うとともに、港内の安全確保のため、必要に応じて、京浜港長に対して、所要の航行規制を要請する。

(3) 海上障害物の除去

海面に障害物が漂流した場合、港湾部部長は本市港務艇(2隻)及び清掃船(4隻)を出動させ、船舶航行の支障とならない水域にえい航し、収集又は一時係留した後、適宜処理するほか、大型の漂流物等については、「災害時における曳船の協力に関する協定」に基づき、横浜川崎曳船㈱にタグボートの出動を要請する。また、必要により関東地方整備局京浜港湾事務所の協力を要請する。

港湾局

2 緊急物資の受入れ及び輸送

(1) 海上輸送基地の確保

港湾部部長は、他都市からの緊急物資を速やかに受け入れるため、周辺状況を調査・把握するとともに、物資受入れに支障となると判断した場合には、関東地方整備局京浜港湾事務所と協力のうえ、横浜港運協会、横浜港災害対策支援協議会に対して、出動を要請する。

また、受入れにあたっては、海上輸送基地を中心に被害状況、輸送船舶の諸元等を把握し、速やかに受入岸壁を選定し、あわせて、背後の荷捌き地、一時保管のための上屋を確保する。

なお、接岸岸壁に不足が生じるときは、横浜海上保安部に対して、海上防災基地の岸壁の使用を要請する。

(2) 救援船の受入れ

救援船の入港に際しては、接岸岸壁を指定するとともに、水先人、タグボートに待機を依頼する。また、国際海上 VHF 無線又は本市港務艇(2隻)からの情報により到着を確認し、救援船の安全な接岸を確保する。

(3) 救援物資の受入れ及び輸送

港湾部部長は、受入場所を決定し、荷役作業及び輸送に必要な人員、機材の提供を横浜港運協会に要請する。また、海上輸送基地間の海上輸送が必要となった場合、港湾部部長は「災害救援応急措置の協力に関する協定」等に基づき、横浜港運協会、(株)ポートサービス、京浜フェリーボート(株)、横浜屋形船事業共同組合、関東旅客船協会、(社)日本外航客船協会、横浜ベイサイドマリーナ(株)に対して、船舶等の提供を要請する。

なお、前記手段によるいとまがないとき、又は前記手段によっても不足が生じるときは、横浜海上保安部に対して巡視船艇、関東地方整備局京浜港湾事務所に対して調査監督船等による輸送協力を要請する。

第4節 物資集配拠点

1 物資集配拠点

項目	区分	施設
市物資集配拠点	陸上輸送の物資集配拠点	1 パシフィコ横浜展示ホール(西区)
(一次集配拠点)		2 横浜アリーナ(港北区)
		3 横浜文化体育館(中区)
		4 平沼記念体育館(神奈川区)
		5 岸根公園(港北区)
		6 入船公園(鶴見区)
	海上輸送基地	1 みなとみらい1・2 号岸壁
		2 山内ふ頭 A 号岸壁
		3 金沢木材ふ頭岸壁
		4 浮体式防災基地(※)
区物資集配拠点	市立高校、小中学校等の中から原則16	箇所以上を事前に選定する。
(二次集配拠点)	各区拠点(「資料編」)のとおり	

※ 平時は新港ふ頭前に係留、災害時は任意の場所に移設し岸壁として使用可能

消防局

2 協定等による物資保管場所の確保

(1) 協定倉庫の確保

安全管理部部長は、被害状況等から必要と認めるときは、「災害時における応急物資、資材の一時集積拠点の使用に関する協定」に基づき、(株)清水建設に、また、港湾部部長は、「災害時における緊急措置の支援に関する協定」に基づき、神奈川倉庫協会に対して、協力を要請する。

(2) 救援物資受入・配分体制の強化

市物資集配拠点(一次集配拠点)、区物資集配拠点(二次集配拠点)については、市の施設のほか、民間物流拠点の活用を図るとともに、円滑な受入・配分のため物流業者専門家を配置できるよう新たな協定の締結や見直しを推進していく。

(3) 郵便局等の活用

安全管理部部長又は区本部長は、郵便局の管理する施設又は用地が必要となったときは、「災害時における関東郵政局、横浜市間の協力に関する覚書」に基づき、横浜中央郵便局長又は当該区を管轄する集配郵便局長に対して、当該施設又は用地を物資集積場所等として活用することについて、協力を要請する。

(4) 天幕等資機材

安全管理部部長、区本部長等は、天幕等が必要となったときは、「災害時における応急対策用天幕等資機材の協力に関する協定」に基づき、ティーエスピー太陽㈱に対して、天幕等の供給協力を要請する。

第11章 行方不明者の捜索と遺体の取扱い

健康福祉局 消防局

第1節 行方不明者の捜索及び救出

1 捜索活動

市本部長は、必要があると認めたとき、行方不明者の捜索及び救出を警察、海上保安庁、自衛隊など関係機関の協力を得て遅滞なく実施する。

2 救出活動

市本部長及び関係機関は、行方不明者を捜索し、救出するため、迅速に必要な人員、車両、船舶、重機等を投入し、救出活動に万全を期する。

- (1) 対象者
 - 災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者
- (2) 届出の受理
 - ア 区本部長は、救出が必要とされる者の届出窓口を開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年 齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し、記録する。
 - イ 区本部長は、消防署、警察署等に職員(情報班)を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確 な情報の把握に努める。
- (3) 救出活動
 - ア 行方不明者の捜索、救出活動は、関係各部、区本部、安全管理部 (消防団)、警察、海上保安庁、自 衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。
 - イ 健康福祉部部長は災害救助法が適用された場合、本市の行う救出活動が円滑に行われるよう、神奈 川県及び市本部各部との調整を行う。
- (4) 後方活動
 - ア 区本部長は、防災関係機関及び町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、日赤奉仕団等の自主防災 組織の協力を得て、救出活動のための後方活動(警備、交通整理、広報等)を行う。
 - イ 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を直ちに市本部に報告すると ともに、必要に応じて関係各部部長に対して、各種協定等に基づく関係機関・業者・団体等の協力を 要請する。
 - ウ 各部部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を的確に把握し、状況に応じて所管する各種協定等に基づく協力の要請を行い、後方活動を支援する。
 - エ 大型クレーン・バックホー等の建設機械は、人命救助等に有効であり、その活用にあたっては、効率的に機能を発揮させるよう努める。

健康福祉局 消防局 神奈川県警察

第2節 遺体の取扱い

災害時における遺体取扱いは、本計画に基づき、関係機関の協力を得て実施し、災害救助法が適用され県から委任を受けた場合は、同法第23条に基づき実施する。

遺体の取扱いには、遺体の捜索、処理、埋葬が含まれる。

なお、遺体の取扱いにあたっては、遺族の感情へ十分に配慮するとともに、次により適切に対応するものとする。

- 1 遺体の捜索、処理
 - (1) 遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により行方不明になった者のうち、諸般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索を行うことで、当該捜索にあたっては関係機関の協力を得て速やかに行うものとする。

(2) 遺体の発見と通報

市職員は、災害現場から遺体を発見した場合、又は遺体発見の連絡を受けた場合は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官にその旨を通報する。この時、遺体を搬送する必要がある場合は、発見した場所、状況、発見者などを確実に記録しておくものとし、搬送にあたっては関係機関等の協力を得て所持品とともに速やかに実施する。

(3) 遺体の見分・検視

見分・検視は、警察が不自然な死亡の状況の有無について調査するために行う。

(4) 遺体の検案

検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医又は応援協力により出動した医師が、死因を特定するために行う。

(5) 遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存の処置

区本部長は、検視・検案後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒、 一時保存の措置をとり、「遺体処理票」及び「火・埋葬台帳」を作成のうえ納棺し氏名及び番号を記載し た氏名札を棺に添付する。

納棺用品等の調達については、「災害時における棺等葬祭用品の供給などの協力に関する協定」に基づき、全日本葬祭業協同組合連合会神奈川県葬祭業協同組合及び(社)全日本冠婚葬祭互助協会に納棺用品等必要資材の調達を要請する。

(6) 身元確認

ア 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

- イ 区本部長は、身元不明者の身元確認のため、神奈川県警察協力歯科医師等への協力要請を行う。
- (7) 遺体の引き渡し
 - ア 区本部長と警察は見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、相互に協力して遺族又は関係者に引き渡す。

なお、身元が確認できない遺体については、区本部長に引き渡す。

- イ 区本部長は、身元不明遺体については、行旅死亡人として、遺体及び所持品を写真撮影するととも に、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- ウ 区本部長は、遺体の見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等 を地域防災拠点等に掲示し、遺族等の早期発見に努める。
- (8) 広報

区本部長は、遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報にあたっては、警察、消防等関係機関と協議のうえ、統一的に行うものとする。

2 遺体取扱施設の設置

区本部長は、所轄警察署と協議のうえ、あらかじめ指定した区スポーツセンター、公共建物等に遺体取 扱施設を設置し、関係機関と協力して同施設の運営にあたるものとする。

なお、必要に応じて他の施設を確保する。

3 火葬

(1) 実施体制

- ア 健康福祉部部長(斎場班)は、区本部、遺族から搬送された遺体の火葬を行う。
- イ 区本部長は、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を輸送する場合は、「災害時における霊柩自動車輸送 の協力に関する協定」に基づき、(社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による輸送を要請する。

(2) 火葬場

- ア 健康福祉部部長(斎場班)は、速やかに斎場等の稼働状況を点検し、その機能の確保、維持を図る。
- イ 健康福祉部部長(葬務班)は、斎場等の運転に必要な燃料等に不足を生じないよう、必要な燃料等を 確保する。

ウ 火葬場

区分	名 称	所 在 地	炉 基 数	震災時最大可能件数(体/日)
市営	久保山斎場	西区元久保町3番1号	12基	72
	南部斎場	金沢区みず木町1番地	10基	60
	北部斎場	緑区長津田町 5125 番地 1	16基	96
	戸塚斎場	戸塚区烏が丘 10番地の5	6基	36
民営	西寺尾火葬	神奈川区松見町二丁目 418 番	10基	60
	場	地		

(3) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉部部長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請する。

(4) 焼骨の仮収蔵場所

名 称	所 在 地
三ツ沢墓地	神奈川区三ツ沢上町20番6号
久保山霊堂	西区元久保町1番1号
久保山墓地	西区元久保町3番24号
根岸外国人墓	中区仲尾台7番1号
地	
日野公園墓地	港南区日野中央一丁目 13番1号

- (*)上記の施設で処理できない場合は、区本部長等関係機関と協議を行う。
 - (5) 他都市・関係業者との連携

健康福祉部部長は、本市内において、速やかな遺体の火葬が困難と思われるときは、近隣都県下の市 との広域応援協定等に基づき火葬協力を依頼する。

消防局 水道局

第12章 市民生活の安定

市民生活の安定を図るには、飲料水や生活用水の早期供給のための応急給水と食料・生活必需品などの救援物資の受入・配分や総合的なトイレ対策とし尿処理を含めた災害廃棄物の処理が不可欠となる。

なお、救援物資については、「救援物資受入・配分マニュアル」を策定し、窓口の一元化を図り円滑な救援 物資受入・配分体制を構築していく。

第1節 応急給水

水道施設が被災し管路による給水が困難なときは、応急的に配水池、災害用地下給水タンク等から直接給水を行うとともに、給水車で配水池(給水基地)からの運搬給水を行う。その後は、管路の応急復旧や耐震管路等からの仮設配水管の布設、応急給水装置の設置等により、日常生活に必要な水の供給を確保しつつ、逐次速やかに復旧工事を行い各戸給水まで回復させる。

また、プールの水、井戸水等も生活用水として利用を図る。

1 水道部が行う応急給水

(1) 水道部の給水分担及び方法

項目	給水分担及び方法
水道部が行う応急給水	 1 救急告示医療機関と災害医療拠点病院に配水池から給水車等により運搬給水する。 2 配水池や災害用地下給水タンク、緊急給水栓等から応急給水する。(災害用地下給水タンクと緊急給水栓からの応急給水を市民と協働で行う。) 3 区本部と連携して、他都市水道事業体と横浜市管工事協同組合の応援により、配水池等から地域医療救護拠点、地域防災拠点、特別避難場所に運搬給水する。 4 救急告示医療機関、地域医療救護拠点、緊急給水栓への管路を優先復旧し、復旧した配水管に応急給水装置を設置して給水する。 5 他都市へ応援要請する。

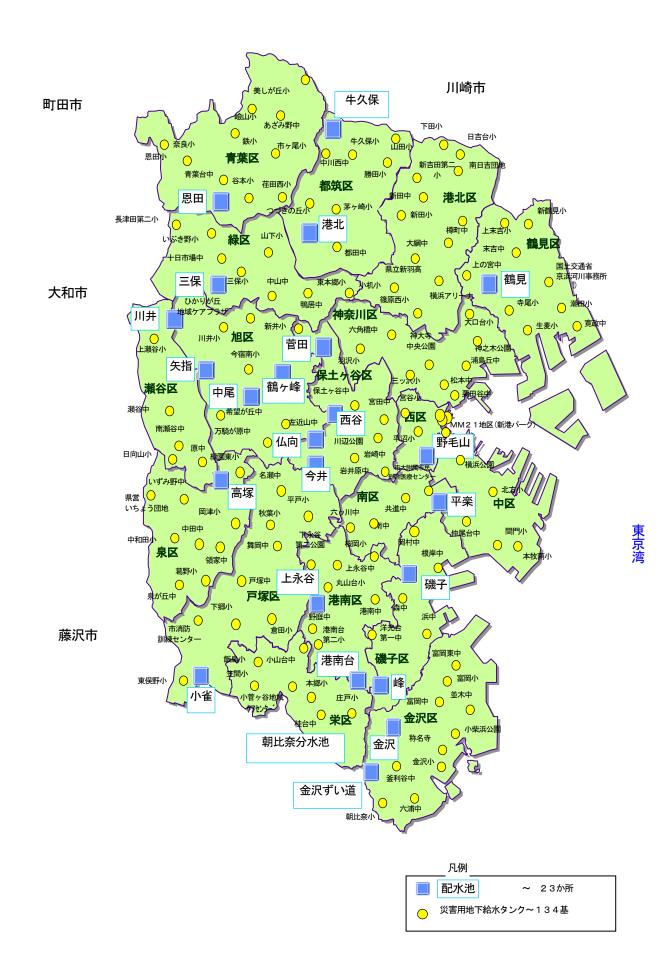
(2) 飲料水の確保

市内24箇所の配水池には緊急遮断弁が設置されているため、水道管路に被害が発生した場合でも、発災から3日間は、全市民に1人1日当たり3リットル、4日目から7日目までは10リットルの飲料水が確保される。さらに、配水池から離れた地区の住民の飲料水は、災害用地下給水タンクにも確保される。

(3) 応急給水拠点及び給水基地

直接給水できる主な応急給水拠点及び給水基地は、次のとおりである。

項目	区 分	場所
応急給水拠点及び給水基地	配水池及び貯水槽	「資料編」のとおり
	災害用地下給水タンク	
	緊急給水栓	「資料編」のとおり
	工業用水施設	鶴ヶ峰沈澱池、東寺尾配水池



(4) 応急給水用資機材の確保

応急給水に必要な容器類は、各地域サービスセンター、各配水池の倉庫及び応援者受け入れ施設に保 管している。

また、配水池及び災害用地下給水タンクで使用する機材は、附属の倉庫に保管してあり、その他の施設で使用するものについては、水道局事業所等に保管している。(資機材の保管場所、応急給水車両の保有状況は「資料編」のとおり。)

(5) 水道施設の応急復旧

応急復旧は、本復旧するまでの間、飲料水と生活用水を可能な限り、早期にかつ広範囲に管路給水する目的で行う。

ア 応急復旧の優先順位

応急復旧作業は、まず最初に、二次災害や被害の拡大防止の応急措置を行い、現場の安全を確保した後、工事を行う。

優先順位としては、給水基地である配水池への送水管路、医療機関・地域医療救護拠点・地域防災拠点への管路、緊急給水栓への配水管路、さらには給水区域拡大のための仮設配水管路の順とする。

イ 応急復旧作業

応急復旧の作業は、次により行う。

- (7)「横浜市水道施設に係る災害時等の応急措置の協力に関する協定」に基づき、横浜市管工事協同組合に対して協力を要請する。
- (イ) 市内の民間業者にも協力を要請するとともに、他都市応援職員等も組み込んだ効率的な復旧活動 体制で行う。

ウ 復旧資材の確保

管路の復旧に必要な資機材は、資材管理所、配水池等に保管してあるものを活用する。

(6) 応援の要請

市本部長又は水道部部長は、災害時における応援協定等に基づき、関係機関に対して応援を要請する。

項目	協定等の名称	締 結 先
	九都県市災害時相互応援に関する協定	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、川
		崎市、相模原市、千葉市、さいたま市
	災害時における相互援助に関する協定	水戸市、前橋市、宇都宮市、千葉市、浦
		和市、甲府市
	18 大都市災害時相互応援に関する協定	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、
		東京都、川崎市、静岡市、名古屋市、京
		都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、
		北九州市、福岡市、浜松市、新潟市
	17 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、
		川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古
-		屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、
応援の要請		広島市、北九州市、福岡市
	日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関	神奈川県企業庁、神奈川県内広域水道企
	する覚書	業団、県下市町村
	川崎市との緊急応援に関する業務協定書	川崎市水道局
	緊急時連絡管の運用等に関する申合せ書	神奈川県内広域水道企業団
	千葉県水道局との災害相互応援に関する協定	千葉県水道局
	日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群
	関する協定	馬県、栃木県、茨城県、山梨県
	災害時における応急給水の実施に関する協定	神奈川県内広域水道企業団
	神奈川県と横浜市との応援給水に関する基本	神奈川県企業庁水道電気局
	協定	
	新潟市との危機管理に係る相互応援に関する	新潟市
	協定	

(7) 水質の保全

震災時の衛生環境の悪化を考慮して、水道水の水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素剤を 追加投入するなど、水質の保持に万全を期する。

配水管路の破損箇所の復旧、仮設配水管及び応急給水装置の設置が完了したときは、給水開始前に管内清掃及び水質検査を行う。また、給水作業中も適宜水質検査を行う。

2 区本部が行う応急給水

項目	給水分担及び方法
区本部が行う応急給水	1 備蓄している水缶詰の配布
	2 地域防災拠点等での直接給水(受水槽等から直接給水する。)
	3 災害応急用井戸からの直接給水(生活用水として使用する。)
	4 水道部と連携して、他都市水道事業体と横浜市管工事協同組合の応援に
	より、配水池等から地域医療救護拠点、地域防災拠点、特別避難場所に運
	搬給水する。
	5 給水の効率化(給水拠点の案内等)
	6 住民、ボランティアへの応援依頼(ひとり暮らし高齢者等への運搬給水
	等)
	7 鶴見区本部長又は安全管理部部長は「災害時における飲料水の供給協力
	に関する協定」に基づき、㈱キリンビール横浜工場に対して、飲料水の供給
	を要請する。

環境創造局 経済観光局 消防局

第2節 食料の供給

1 食料の供給

震災により住家等に被害を受け、市民が食料と自炊手段を失ったときは、次により被災者に対して速やかに食料の供給を実施する。

(1) 供給対象者

食料の供給を行う対象者は、おおむね次のとおりとする。

- ア 避難所の被災者
- イ 住家に被害を受けたことにより、炊事ができない者
- ウ 旅行者、滞在者
- エ 災害応急対策に従事する者
- オ その他区本部長が必要と認める者
- (2) 食料の確保と配分
 - ア 非常用備蓄の優先

市民の非常用備蓄食料及び持ち出した家庭食料の消費を最優先する。

イ 地域防災拠点の備蓄利用

地域防災拠点防災備蓄庫に備蓄された食料を運営委員会の方針に従い、利用する。

ウ 区役所等からの応需供給

区役所、方面別備蓄庫等に備蓄している食料は、地域防災拠点の備蓄食料に不足が生じた場合に供給する。利用されてない地域防災拠点の備蓄食料も必要な地域防災拠点に供給する。

エ 公平な分配

市民は、食料が公平に分配されるよう相互に協力する。

オ 要援護者の優先供給

高齢者、障害(児)者、乳幼児・児童、妊産婦、体力衰弱者に優先的に配分する。

カ アレルギー対応食の確保と供給

アレルギー疾患者への対応として、アレルゲンが除去された食品を確保し、他の食料とは分けて備蓄、保管及び供給を行う。

- (3) 供給の方法
 - ア 誰でもすぐに食べられる物の供給を基本とする。高齢者、乳幼児等の要援護者に配慮した供給を行い、 調理を必要としない弁当によることもできる。

なお、アレルギー疾患者(児)には、アレルゲンが除去された食料を供給する。

- イ 必要に応じて、炊き出しを行う。
 - (7) 地域防災拠点において、運営委員会により炊き出しを行うほか、区本部長は、必要に応じてボランティア等の協力を得て、実施する。
 - (イ) 災害補給車の運用

区本部長は、災害補給車による給食活動を必要とする場合は、回送先を明らかにしたうえで、安全管理部部長に出動を要請する。

ただし、安全管理部による配車が不可能なときは、要請した区本部長が回送を行う。

また、災害補給車による炊き出しに使用する食料は、区本部長が調達する。

災害補給車配置場所 港北消防署篠原消防出張所

(4) 供給品目

主食品(米、弁当、パン、乾パン、うどん、インスタント食品、粉ミルク、おかゆ)、副食品

2 本市の備蓄する物資の放出

区本部長及び安全管理部部長は、「横浜市災害救助物資備蓄要綱」に基づき、被災者に対して、本市の備蓄する食料を供給する。

- (1) 本市の備蓄する食料 災害備蓄物資の現況のとおり
- (2) 供給方法
 - ア 区本部長は、地域防災拠点、区役所等で備蓄している食料を被災者に給与する。
 - イ 区で管理する備蓄食料では不足するときは、安全管理部部長に、方面別備蓄庫の備蓄食料の供給を 要請する。

3 備蓄物資で不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する食料等が不足したとき、又は不足のおそれがあると認められるときは、次により食料を調達する。

- (1) 区本部が行う食料調達
 - ア 区本部長は、被災者数を集計し、必要な食料の品目及び数量を把握する。
 - イ 区本部長は、食料の給与を実施するために米殻が必要なときは、「災害時における米穀の供給協力に関する協定」を締結している団体加盟の区内米穀小売業者及び区内の米穀小売業者から調達する。 なお、区内での調達が不可能なときは、環境創造部部長に調達を要請する。
 - ウ 区本部長は、食料の給与を実施しようとするときは、区内の関係業者等から副食品、調味料等を調達する。調達できない場合又は不足する場合は、必要品目、必要量等を調査のうえ、経済観光部部長に調達を要請する。
- (2) 環境創造部が行う米穀の調達
 - ア 環境創造部部長は、区本部長から米穀の調達依頼があったときは、「災害時における米穀の供給協力 に関する協定」等に基づき協力団体に供給要請を行うとともに、調達体制を確立する。
 - イ 災害の状況により協定締結団体所有米穀のみでは供給が困難な場合には、災害応急用米穀の供給を 知事に要請する。

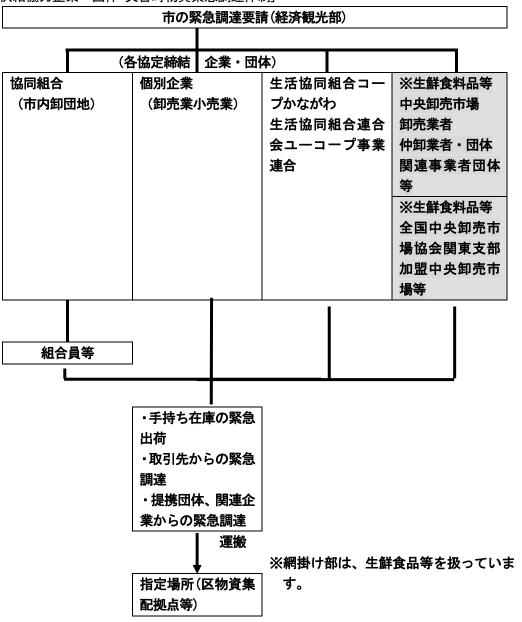
また、災害救助法が発動された場合、関東農政局(神奈川農政事務所)管内政府所有米穀の供給に関して、知事に供給を要請する。

なお、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取に関する知事の指示を受け得ない場合には、 災害救助法発動期間中は、関東農政局(神奈川農政事務所)又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任 者に対して直接引渡を要請する。

(3) 経済観光部が行う食料の調達

経済観光部部長は、区本部長から副食品等及び青果物、水産物、食肉等の調達依頼を受けたときは、 次により調達する。

- ア 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」等に基づき、生活物資供給協力企業・団体 に供給を要請し、調達体制を確立する。また、食料品の販売を行う店舗については、できる限り早期に 再開するように併せて要請する。
- イ 中央卸売市場においては、「災害時における生鮮食料品等の緊急確保及び供給協力に関する協定」及 び「全国中央卸売市場協会関東支部災害時相互応援に関する協定」に基づく供給協力企業・団体等に、 青果物、水産物、食肉及びこれらの加工品等の在庫流通品目の供給を要請するとともに、輸送車両が 不足する場合は、「災害時における生鮮食料品等の自動車輸送の協力に関する協定」に基づく協定企業 に輸送を要請し、集荷、供給体制を確立する。また、中央卸売市場関係の小売組合、売買参加者組合等 に、加盟組合員の各店舗が、できる限り早期に再開するよう要請する。



健康福祉局 経済観光局 消防局

|第3節| 生活必需品の供給

震災により住家等に被害を受け、被服、寝具その他の衣料、生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な被災者に対して、速やかにこれらの供給を実施する。

1 生活必需品の供給

(1) 応急供給の原則

生活必需品の供給は、災害救助法が適用された場合は県知事が実施し、市本部長は県知事に生活必需品の供給を要請し、県知事が調達した物資を県知事の指示により配分することとなっている。

なお、県知事による救助を待ついとまがないときは、市本部長が調達計画に基づき、災害時の協力協 定等により調達した生活必需品の応急供給を実施する。

(2) 供給対象者

生活必需品の供給を行う対象者は、住家に被害を受け、生活必需品を失い、日常生活を営むことが困難な被災者とする。

(3) 生活必需品の確保と配分

ア 非常用備蓄の優先

市民の非常用備蓄及び持ち出した生活必需品の使用を最優先する。

イ 地域防災拠点の備蓄利用

地域防災拠点防災備蓄庫に備蓄された生活必需品を運営委員会の方針に従い、利用する。

ウ 区役所等からの応需供給

区役所、方面別備蓄庫等に備蓄している生活必需品は、地域防災拠点の備蓄生活必需品に不足が生じた場合に供給する。利用されていない地域防災拠点の備蓄生活必需品も必要な地域防災拠点に供給する。

エ 公平な分配

市民は、生活必需品が公平に分配されるよう相互に協力する。

オ 要援護者の優先供給

高齢者、障害者、幼児、体力衰弱者に優先的に配分する。

2 本市が備蓄する物資の放出

区本部長及び安全管理部部長は、「横浜市災害救助物資備蓄要綱」に基づき、被災者に対して、本市の備蓄する毛布等の生活必需品を供給する。

(1) 本市の備蓄する生活必需品

「資料編」のとおり

(2) 供給方法

ア 区本部長は、地域防災拠点、区役所等で備蓄している生活必需品を被災者に給与する。

イ 区で管理する備蓄生活必需品では不足するときは、安全管理部部長に、方面別備蓄庫に備蓄する生活必需品の供給を要請する。

3 備蓄物資で不足する場合の生活必需品の調達

区本部長は、本市の備蓄する生活必需品等が不足したとき、不足のおそれがあると認められるとき、又 は調達の必要がある品目があるときは、次により生活必需品を調達する。

(1) 区本部が行う調達

ア 区本部長は、被災者数を集計し、必要な生活必需品の品目及び数量を把握する。

イ 区本部長は、生活必需品の供給を実施しようとするときは、区内の関係業者等から調達する。調達できない場合又は不足する場合は、必要品目、必要量等を調査のうえ、経済観光部部長に調達を要請する。

(2) 経済観光部が行う調達

経済観光部部長は、区本部長から生活必需物資の調達を要請されたときは、「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」等に基づき、生活物資供給協力企業・団体に供給を要請し、調達体制を確立する。(P239 食料及び生活必需品供給協力企業・団体「災害時物資緊急調達体制」参照)

また、生活必需品の販売を行う店舗については、できる限り早期に再開するように併せて要請する。

(3) 健康福祉部が行う調達

ア 健康福祉部部長は、区本部長から災害救助法に基づく生活必需物資の調達を要請されたときは、県 知事に対して、災害救助法に基づく生活必需品の供給を要請する。

県知事の供給する生活必需品の品目は、次のとおりである。

区分	主 な 品 名
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等(布地の供給は不可)
肌着	シャツ、パンツ等の下着(布地の供給は不可)
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
日用品	石鹸、ティッシュ、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、上敷ゴザ等
炊事道具	炊飯器、なべ、包丁、ガス器具等
光熱材料	マッチ、エルピーガス、ローソク等
食器	茶わん、皿、はし等

イ 健康福祉部部長は、県知事から示された配分計画を区本部長へ通知する。

第4節 救援物資の受入れ・配分

1 救援物資の募集

健康福祉部部長は、被災者の必要としている物資品目を早期に把握し、報道機関等の協力やホームページを活用し、次の事項を広報する。

- (1) 必要な救援物資の品目(必要に応じて、過剰となった品目)
- (2) 救援物資は、原則として、都道府県、市町村単位及び団体からの受入れとし、その形態は、単品こん 包又は類似品種のこん包で、内容・数量が把握できるよう、ラベル表示させる。
- (3) 運搬手段は提供側で確保し、原則として、各区で指定する物資集配拠点まで輸送する。

2 救援物資の受入れ

区本部長は、あらかじめ指定した区物資集配拠点(二次集配拠点)に職員を派遣し、被災状況を確認のうえ、拠点を開設する。

健康福祉部部長は、市物資集配拠点(一次集配拠点)の被災状況を確認のうえ、横浜市社会福祉協議会の協力を得て、救援物資の受入れ窓口を開設する。また、国、他の自治体及び報道機関に広報を依頼するとともに、行政運営調整部IT活用推進班にホームページの開設を依頼し、需給の調整及び受入体制を確立する。

- (1) 物資集配拠点
 - 第3部第10章第4節「物資集配拠点」のとおり
- (2) 市物資集配拠点(一次集配拠点)への職員の配置
 - ア 健康福祉部部長は、市物資集配拠点(一次集配拠点)における物品の仕分、配分等を円滑に行うため 横浜市社会福祉協議会を窓口として、企業、日本赤十字社、ボランティア等民間団体に協力を要請す る。
 - イ 健康福祉部部長は、市物資集配拠点(一次集配拠点)に職員を派遣し、ボランティアの協力を得て受 入配分を行う。また、搬入された物資を記録するとともに、搬入者に対し「救援物資受領書」を発行する。
- (3) 区物資集配拠点(二次集配拠点)への救援物資の配送

健康福祉部部長は、市物資集配拠点(一次集配拠点)から区物資集配拠点(二次集配拠点)までの輸送手段について、安全管理部部長に車両の確保を要請する。

資源循環局

第5節 災害廃棄物(し尿・ごみ)の処理

- 1 基本的な考え方
 - (1) 災害廃棄物の範囲
 - ア し尿

災害によって設置した仮設トイレや避難所の汲み取りし尿

イ 生活ごみ

災害によって家庭や避難場所から排出される「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源物」「粗大ごみ」

ウ 解体廃棄物(がれき類等)

災害によって損壊した建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材、金属くず等

- エ 環境汚染が懸念される有害廃棄物
- (2) し尿・ごみの処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる地域防災拠点等における「し尿」処理は、衛生的、生理 的、精神的な理由からも最も緊急に解決しなければならない重大な問題であるため、「仮設トイレの設 置」を優先して取り組み、あわせて「水洗トイレ機能の確保」を行う。その後、人員、機材等の体制を 整え、汲み取り等のし尿処理(2日目以降)及びごみ収集(3日目以降)を順次開始する。

なお、解体廃棄物、有害廃棄物の処理については、復旧・復興期に対応する。

2 トイレ対策

下水管や建物内の配管が損傷した場合や断水などによって水洗用水が無い場合には、既存の水洗トイレは使用できなくなる。地域防災拠点では、災害用仮設トイレとして、備蓄トイレパック、備蓄仮設トイレ (くみ取り式)を設置し利用する。トイレが不足する場合は、仮設レンタルトイレを地域防災拠点へ配備する。

また、家庭や事業所においても、トイレパック等の備蓄をし、災害時のトイレ対策について準備をして おく必要がある。

(1) 地域防災拠点における対応

災害時のトイレの設置、あるいは学校の既存トイレの使用にあたっては、できるだけ男性用と女性用 を離し、暗がりにならないような場所にするなど、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用ト イレを多くする等の配慮を行う。

ア 学校の既存トイレの使用

学校の使用可能な既存のトイレを利用する。また、水道水が使用できなくなった場合で、下水管の損傷が無いときは、プール、水再生センター処理水を水洗用水として活用する。破損された排水設備については、協定業者の協力を得て補修し、利用する。

イ 備蓄仮設トイレの設置

災害時に下水配管が損傷した場合は、既設トイレの使用を禁止し、備蓄仮設トイレ(くみ取り式)を利用する。また備蓄仮設トイレが設置されるまでの間と、トイレが不足する場合は、トイレパックを利用する。

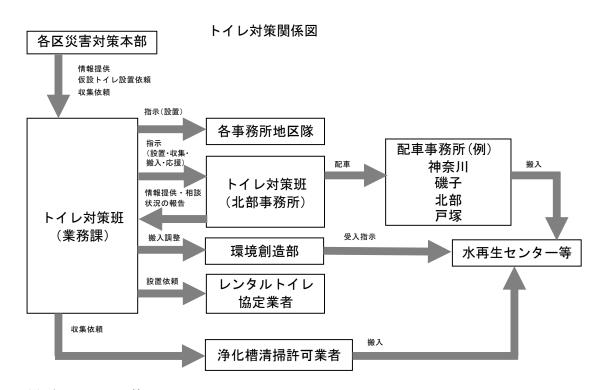
- (7) 備蓄トイレパックは既存トイレにセットし利用する。また和式トイレの利用が難しい人のために、 既設和式トイレに備蓄簡易式トイレ便座を設置してトイレパックを利用する。(トイレパック: 汚物 をビニール袋に入れ、凝固剤で固め燃やすごみとして処理する。)
- (4) 備蓄仮設トイレは地域防災拠点運営委員会が組み立て、設置する。
- (2) 仮設レンタルトイレの配備
 - ア 配備の実施
 - (7) 資源循環部トイレ対策班(資源循環局業務課)は、区本部及び北部事務所等から配備計画の策定に 必要な情報を収集する。
 - (イ) 区本部は、各避難所の避難者の状況及びトイレの使用の可否、水道・下水道復旧の見通しを把握し、仮設レンタルトイレの必要台数をトイレ対策班に報告する。

資源循環局

- (ウ) トイレ対策班は、仮設レンタルトイレを地域防災拠点へ配備する。機種の選定にあたっては、原則くみ取り式を配置する。水道・下水道が復旧し、仮設トイレの利用が長期間になることが想定される避難所へは仮設レンタルトイレ(水洗式)(埋設配管し、ますに接続する。)を配置し、環境創造部へ設置の依頼をする。環境創造部は、仮設レンタルトイレ(水洗式)の設置工事を手配する。
- イ 協定業者・他都市への協力要請等
 - (ア) トイレ対策班は、仮設トイレの配置を要請するときは、協定業者の被害状況・備蓄状況を調査し、 配置先及び配置基数並びに利用できる幹線道路等を協定業者に文書で指示する。
 - (イ) 不足分については、相互応援協定に基づき他都市に設置協力要請を行う。 また、収集事務所等に備蓄されている仮設トイレを不足している地域防災拠点等に配置する。
 - (ウ) 原則として、協定業者が地域防災拠点等へ搬入・設置する。

ウ その他

- (ア) 広域避難場所が利用される場合には、仮設トイレとして、備蓄されている簡易テント、簡易式トイレ便座を設置しトイレパックを利用する。
- (イ) 各地域防災拠点等からの設置や撤去の要請については、区本部を経由することとする。



(3) 仮設トイレの管理

- ア 仮設トイレの清掃管理は地域防災拠点の運営委員会が行う。
- イ 運営委員会は、トイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、管きょ清掃必要箇所、 トイレ用水必要量を環境創造部へ報告する。
- (4) トイレパックの調達

トイレ対策班は、地域防災拠点等からの要請により、必要なトイレパックの調達を行う。

3 し尿くみ取り対策

(1) 基本的な考え方

ア くみ取り作業は、災害発生後2日目から開始する。

イ 通常のくみ取り作業については 2 週間停止する。この間、地域防災拠点における収集に全力をあげる。

(2) 配車計画及び投入先

ア トイレ対策班は、各地域の被災状況や避難者の収容状況並びに職員の被災状況・参集状況の情報を 収集し、投入先を調整する。

- イ 配車計画に基づき北部事務所の車両を市内3箇所の収集事務所にも配車し、方面別収集を行う。
- ウ 本市水再生センター等への投入を行うとともに、被害状況に応じ、庶務班を通じて近隣都市への搬入を要請する。

(計画例)

区名	配車する事務所	避難所数	配車台数	し尿投入先
鶴見・神奈川・西・保土ケ 谷	神奈川事務所	91	10 台	北部第二水再生センター
中・南・港南・磯子・金沢	磯子事務所	118	10 台	磯子検認所、金沢水再生セン ター
旭・港北・緑・都筑・青葉	北部事務所	151	20 台	港北水再生センター
戸塚・栄・泉・瀬谷	戸塚事務所	95	10 台	西部水再生センター

(3) 民間業者及び他都市への要請

収集車両が不足する場合は、浄化槽清掃許可業者及び近隣自治体に、地域防災拠点における収集の応援を要請する。近隣自治体の対応が困難な場合は、首都圏又は政令指定都市に拡大し、要請する。

(し尿の直営処理を実施している自治体)

神奈川県内 川崎市、相模原市、逗子市、座間市、海老名市、綾瀬市、愛川町

(4) 通常のくみ取り及び連絡体制

- ア 通常のくみ取り作業については、発災後、2週間停止する。 その後は、電話による受付を開始し、収集を再開する。
- イ 仮設トイレ等の収集受付は、被災後当分の間、区本部が行い、トイレ対策班(業務課)へ報告し、トイレ対策班は各担当事務所へ連絡する。

4 ごみ対策

- (1) 発災直後(収集実施まで)の事務所地区隊の対応
 - ア 所管区域の現地調査及び収集車両からの報告により、次の状況を把握する。
 - (7) 避難場所(地域防災拠点・広域避難場所等)の設置状況
 - (イ) 道路事情
 - (ウ) ごみの排出状況等
 - イ 所属職員の被災及び出勤状況、車両・施設等の被害状況の把握
 - ウ業務執行体制の確保
 - (7) 施設・車両の維持管理
 - (イ) 給油所の確保
 - (ウ) 他都市職員の受入体制等
 - エ ア〜ウの情報は、すべて収集対策班(資源循環局業務課)に報告する。
- (2) 収集計画の基本
 - ア 所管区域

各地区隊は、現行の所管区域を基本とする。

イ 区本部

区本部は、避難所設置状況・避難者状況を各事務所地区隊に連絡する。

ウ 応援体制

収集対策班は、全地区隊の職員出勤数、車両等の被害状況を把握し、地区隊間の相互応援体制を組織する。

工 避難場所対策

避難者の衛生環境を良好に保つため、地域防災拠点等の収集作業を最優先で実施する。地域防災拠点等の収集は、原則として毎日行う。このため、被災地域を担当する地区隊においては特別班を編成し対応する。

才 収集対象

(7) 初期段階(1か月程度)

生活ごみ(粗大ごみを除く)の収集は、地域防災拠点を中心に実施する。地域防災拠点では、「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平常時と同様の分別とする。

順次、収集体制が整えられた段階で、集積場所への収集も行うが、集積場所での分別についても 平常時と同様に行う。

収集にあたっては、「燃やすごみ」の収集を最優先に行い、次に「プラスチック製容器包装」の 収集を行う。

粗大ごみの収集は、全市において、一時停止する。

(イ) 復旧段階

復旧の進展に伴い、生活ごみ(粗大ごみを除く)の収集が安定化した段階において、粗大ごみの 収集を実施する。排出された粗大ごみのうち、生活の復旧を進める観点から、家屋内の損壊した家 具類などを優先的に収集していくこととする。また、仮置場を活用した収集も行う。

(ウ) 事業系ごみ

災害時においても事業者が自らの責任において適正に処理することを原則とするが、早期復旧を 目的とする場合には、本市が収集運搬・処理処分を行う。

力 作業時間

市民の衛生状況を長期的に確保するためには安定したごみ収集が必要である。そのため、原則として長時間にわたる収集作業は実施しない。

ただし、作業時間帯の弾力的な運用により、効率的な収集を図る。

(3) 仮置場

ア 用地の確保

事前に関係機関と用地の利用調整を行い、発災時は関係機関に連絡し、各区に3箇所程度を確保する。3区(9箇所)を1ブロックとして運用し、焼却工場、資源選別センターの復旧、道路等復旧状況を見ながら仮置きをする。

なお、復旧の進展に伴い、生活ごみの仮置場が必要なくなった段階で、解体廃棄物の仮置場として 二次使用する。

イ 受入・管理

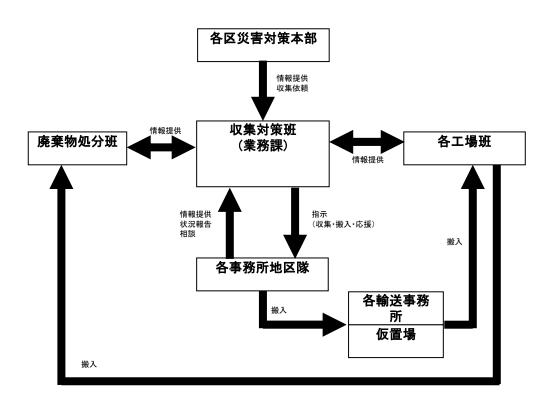
分別品目(「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など)ごとに受入、保管を行う。

関係団体からの応援により、人員・機材を確保して管理作業(収集車両の誘導・積み上げ・保管)を行う。

ウ 搬送計画

収集対策班は、工場、資源選別センター、処分地の稼働状況を考慮した仮置場からの搬送計画を策 定し、他の自治体や関係団体からの応援により、効率的なごみの搬送を実施する。

ごみ対策関係図



第13章 学校活動と保育

教育委員会事務局

第1節 児童生徒の安全確保

震災が発生した場合、校長は、教育部部長からの指示により、又はその指示を受けることが不可能なときは、校長の判断により、次の措置を講じる。

1 児童生徒の安全確保

- (1) 在校時の対応
 - ア 校長は、地震発生後、直ちに、児童生徒の安全確認、被災状況の確認を行い、その状況を教育部部 長及び区本部長に報告する。
 - イ 校長は、地震発生とともに、状況に応じた学校の防災計画に基づいた適切な措置を講ずるとともに、 教職員の誘導により児童生徒を校庭、広域避難場所等に避難させるなどの安全確保措置を講じる。

その際、区本部長と緊密な連絡を取るとともに、必要に応じて地域住民の協力を得るなど安全対策に万全を期する。

ウ 校長は、学校周辺の被害状況から帰宅させたほうが安全と認められるときは、児童生徒を教職員の 誘導により保護者へ引き渡す。

なお、その場合であっても、留守家庭等の児童生徒については、学校で保護する。

- (2) 在宅時の対応
 - ア 夜間、休日等に地震が発生したときは、被害状況等から判断して必要と認められるときは、休校と するなどの措置を講じる。
 - イ 校長は、動員により参集した教職員に、児童生徒の安全を確認させるとともに、それぞれの被災状況の把握を行う。

教育委員会事務局

2 学校施設の応急復旧

- (1) 校長は、地震発生後、速やかに、学校施設、設備及び周辺の被害状況等を調査し、被害状況を教育部 部長及び区本部長に報告する。
- (2) 教育部部長は、危険な校舎等への立入禁止措置等の応急措置を講じるとともに、応急復旧で使用が可能となる箇所及び危険が除去される箇所について、応急復旧工事を行う。

また、被害の大きい場合は、必要に応じて仮設教室等の建設を行う。

(3) 教育部部長は、被災校の現地調査を指示し、事態に即応した応急復旧計画を策定する。

第2節 学校教育の再開

- 1 学校再開準備班の設置
 - (1) 校長は、当該学校が地域防災拠点として開設されたときは、地域防災拠点運営委員会と連携して、児童生徒及び避難者の安全確保にあたる。特に、児童生徒の安全確保としては、放課後児童クラブの実施や児童生徒が安全安心できる場づくり等について、地域防災拠点運営委員会や保護者等と協力して行うものとする。
 - (2) 校長は、教職員をあらかじめ定めた配置につけ、児童生徒の安全確保、避難住民への対応、学校施設の管理、授業の早期再開に向けた活動などの地震防災応急活動を命じる。

なお、教育部部長は、各学校の被害状況に応じた適切な教職員の配置に努める。

(3) 校長は、児童生徒の学習の場の確保等を円滑に進めるため、学校の早期再開に向けた措置を講じるとともに、地域防災拠点運営委員会に同委員会の必要に応じて学校再開準備班を設置する。

255

2 応急教育の実施

(1) 応急教育を行う場所の確保

校長は、被災の実情、復旧期間を勘案して最悪の事態でも実施可能な範囲で教育活動を実施する。

ア 施設の被害が軽微な場合

各学校において、速やかに応急措置をとり、授業を行う。

イ 施設の被害が相当に甚大な場合

残存の安全な教室や特別教室、体育館等の転用により、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を 行う。

ウ 施設の使用が全面的に不可能な場合

教育委員会と連携し、近隣の安全な学校や公共施設の代替利用又は用地の確保が可能な場合は、仮 設教室の建設を行い、授業を再開する。

(2) 学用品の調達支給

学用品の給与は、児童生徒の学習に支障を生じないよう対応する。

ア 必要な教材・学用品については、基本的に通常、学校に備わっている教材等の有効利用により対応 する。

イ 教育部部長は、災害救助法の定めるところにより、学用品の給与を行う。

(3) 学校給食等の措置

| 教育活動が実施される等の状況を勘案し、給食実施を準備し、給食再開可能校から逐次給食を実施す | 5。

- ア 校長は、給食再開に備え、給食場、給食用設備、備品等の清掃及び消毒を実施するとともに、学校 医、学校薬剤師、福祉保健センター等に依頼して、給食場、その他の衛生検査、給食従事職員の健康 診断等を行い、衛生管理に万全を期する。
- イ 校長は、再開実施に当たっては、給食従事職員及びパンその他給食物資の納入業者の赤痢その他感 染症の発生状況を調査し、福祉保健センターと連携して防疫対策に万全を期する。

|第3節||保育の早期再開

区本部長は、区内の市立保育園長(以下園長という)に対し、保育士をあらかじめ定めた配置につけ、園 児の安全確保、施設の管理、保育の早期再開に向けた活動などの応急活動を命じる。

園長は、地震発生後、速やかに、施設設備及び周辺の被害状況等を調査し、被害状況を区本部長及びこども青少年部部長に報告する。

区本部長は、こども青少年部部長と協議しながら、発災後の保育の早期再開のため、保育士など職員の 適切な配置に努め、私立保育園の被害状況や、市内の被害状況等から、必要と認められるときは、代替 施設での臨時保育等を検討し、実施する。

第14章 災害ボランティアの活動

第1節 専門的ボランティアの活動

1 応急危険度判定活動

まちづくり調整部部長は、大規模地震発生後、被災した建物が引き続き安全に使用できるか早急に判定を行い、余震等による建物の倒壊や落下物等による二次災害を防止する。

このため、応急危険度判定士の協力を得て、民間住宅や病院その他建築物の応急危険度判定を行うとともに、この活動が迅速かつ円滑に進められるようまちづくり調整部建築調査班で、次のような支援を行う。なお、必要に応じて、県の災害対策本部に他都市に所属する判定士の応援を要請する。

はい、必安に	はの、必要に心して、宗の父音列東本的に他的内に別属する刊定工の心族で安朗する。		
	1 情報の提供、緊密化		
	2 調査表・判定資材等の調達		
まちづくり調	3 被災現地への移動手段の確保		
整部建築調査	4 食事・宿泊施設の確保		
班の行う主な	5 判定方法の指導		
支援	6 判定の指揮(区本部に移動し、調査区域・調査手順等を決定し、地元判定士及び応援判		
	定士の判定活動を指揮)		
	7 判定備品の輸送		

建築局

建築局

2 被災宅地危険度判定士

地震に伴い、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって二次災害を軽減、防止する。

3 その他の専門的ボランティアの活動

区 分	担当部署	対 応
医療関係	健康福祉部保健医療班	健康福祉部保健事業課に窓口を開設し、医療団、医療ボランティア等の受入れ調整を行う。 (第3部第6章第1節参照)
福祉関係	健康福祉部地域福祉保健班	市社会福祉協議会に相談窓口を開設し、福祉関係の 専門的知識、資格等を有するボランティア希望者に、 市内福祉施設又は活動中の福祉ボランティア団体等 を紹介する。(第3部第8章第3節参照)
外国語の通訳・翻訳	都市経営部国際政策班	外国語のできるボランティアに、通訳・翻訳を依頼 する。(第2部第8章第5節参照)
アマチュア無線技士	安全管理部情報総括班	横浜市アマチュア無線非常通信協力会を通じて、通 信の協力を依頼する。
動物保護関係	健康福祉部健康安全班	横浜市獣医師会等が中心となって運営する横浜市 動物救援本部に窓口を開設し、獣医師等のペットの医療・飼養関係従事者の受け入れ調整を行う。

第2節 一般ボランティアの活動支援

1 ボランティア窓口の設置

市民活力推進部部長及び区本部長は、震災発生後、ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に対応するため、職員を配置(市民協働班・区本部ボランティア班)し、ボランティアの対応窓口を設置する。

なお、窓口を設置したときは、区本部長は直ちに市民活力推進部部長に対応窓口の場所及び電話番号を報告する。

2 ボランティアの受入れ及びコーディネート

ボランティア希望者の受入れや被災者からのニーズ等との調整については、その能力のあるボランティア団体が活動拠点等において実施するため、平常時から「災害ボランティアネットワーク」やボランティア団体等と協力し、顔の見える関係づくりを推進する。

3 ボランティアが活動しやすい環境の確保

(1) 市ボランティア活動拠点の提供

市民活力推進部部長(市民協働班)は、市ボランティア活動拠点を運営するボランティア団体に対し、 速やかに本市公共施設等からあらかじめ定めた施設を市災害ボランティアセンターとして提供するとと もに、本市及びボランティア双方の活動が円滑に実施されるよう調整する。

(2) 区ボランティア活動拠点の提供

区本部長(ボランティア班)は、区ボランティア活動拠点を運営するボランティア団体に対し、速やかに本市公共施設等からあらかじめ定めた施設を区災害ボランティアセンターとして提供するとともに、本市及びボランティア双方の活動が円滑に実施されるよう調整する。

(3) ボランティアニーズの把握及びボランティアへの情報提供

市民活力推進部部長及び区本部長は、応急活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者からのニーズ等を把握し、被災地の状況等とあわせて的確な情報を提供する。

4 ボランティア活動拠点

項目	内容・条件等	対象施設
市災害ボランティア	1 全国から集まるボランティアの受付、被災情	本市公共施設等から市民活
センター	報やボランティアニーズなどの情報提供、各	力推進部部長があらかじめ
	区ボランティア活動拠点への派遣調整など	定めた施設を提供
	を、ボランティアが主体となって行う。	
	2活動への支援として、電話・ファックス等の	
	通信機器、コピー機、事務用品を貸し出す。	
区災害ボランティア	1 ボランティアがミーティングや作業等に自由	本市公共施設等から区本部
センター	に活用する場所	長があらかじめ定めた施設
	2 ボランティア希望者の受付、被災者からの二	を提供
	ーズ等とのコーディネートも活動拠点で、ボ	
	ランティアが主体となって行う。(他区拠点へ	
	の支援調整も含む。)	
	3 地域防災拠点とも連携し、ボランティアの派	
	遣や情報の受伝達を行う。	
	4 活動への支援として、電話・ファックス等の	
	通信機器、コピー機、事務用品を貸し出す。	

第15章 公共施設の管理

第1節 公共施設における応急対応

1 利用者等の安全対策、避難誘導

各施設の管理責任者(指定管理者を含む)は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため必要と認められるときは、最寄りの避難場所やその他安全な場所(施設内を含む)に利用者等を避難誘導する。

また、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して、避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図る。

2 応急措置

消防层

(1) 出火防止措置

各施設の管理責任者は、直ちに点検、出火防止措置を講じる。万一火災が発生したときは、直ちに所轄 消防署に連絡するとともに、消火設備、消火器等を用いて初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期 する。

(2) 被災状況の把握と報告

各施設の管理責任者は、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者等の状況、施設の被害状況、周辺の被害状況等を市本部(施設管理部局)及び区本部の2箇所に報告する。

(3) 避難者受入れの報告

各施設の管理責任者は、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに市・区本部に報告する。

- (4) 施設の点検基準
 - ア 建築物の構造躯体の傾斜、損傷の有無
 - イ 建築設備(機械設備・電気設備通信・放送設備)の機能点検、使用停止する設備(エレベーター/冷暖 房/その他必要以外の電気・機械の運転)
 - ウ 受水槽等の貯水確認

受水槽等の貯水確認を行うとともに、上水を確保する。

エ 消防用設備等の点検・確認

防火戸、火災報知設備、屋内消火栓設備、消火器、避難設備など消防用設備の機能点検を実施する。

オ 自家発電設備、可搬式発動発電機の点検

停電に備えて自家発電設備や可搬式発動発電機の点検・整備を実施する。

3 利用計画に基づく運用の準備

各施設の管理責任者は、次節「災害時施設利用計画」に基づき、速やかに必要な措置を講じる。 ただし、施設の機能に支障が生じているときは、直ちに市本部(施設管理部局)及び区本部にその旨を報告しなければならない。

259

第2節 災害時施設利用計画

震災により、本市施設に被害が発生した場合、その代替施設が必要となる一方、他都市や自衛隊、防災関係機関、ボランティアなど多方面にわたって多くの応援者が参集し、そのための活動場所、宿泊場所などが必要となる。

この節では、震災発生時における本市施設等の利用について、基本的な考え方を示すものである。

1 災害対策本部支援施設

項目	内容・条件等	対象施設
災害対策本	市(区)庁舎が機能しない又	【市】(カッコ内は代替を検討する順位)
部支援施設	は十分でない場合の代替施設	横浜メディアタワ一統制室(1)、市長公舎(2)、
	及び補完施設	(状況に応じて使用する施設)
		横浜市中央図書館、横浜市青少年交流センター、横浜
		市教育文化センター、横浜市技能文化会館、横浜市研
		修センター、横浜スタジアム、都筑区役所
		【区】
		地区センター(各区で選定する1館)、公会堂

2 広域応援活動拠点

- (1) 自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行う ための活動拠点となる施設
- (2) 部隊集結に便のよい交通要所に位置するとともに、想定される派遣人員の宿営及び大型へリコプター の発着も可能な広い場所とする。
- (3) 被災地周辺拠点として、県立高校を対象施設に指定する。 県立高校を拠点として使用するときは、次により施設管理者等に連絡する。
 - ア 市本部長は、拠点として活用する県立高校を決定し、県知事に要請するとともに区本部長に通報する。
 - イ 区本部長は、市本部長の通報を受けたときは、事前に定めた各校の緊急連絡先に使用する旨を伝達 する。

行政区	広域応援活動拠点(県立高校 41、公園 3)				
鶴見	県立岸根高校	県立鶴見総合高校	県立鶴見高校		
神奈川	三ツ沢公園	県立横浜翠嵐高校	県立城郷高校		
西		県立横浜平沼高校	県立横浜立野高校		
中	根岸森林公園				
南	県立横浜清陵総合高校	県立光陵高校	県立横浜国際高校		
港南	県立永谷高校	県立上郷高校	県立横浜南陵高校		
保土ケ谷	県立保土ケ谷公園	県立光陵高校	県立保土ケ谷高校		
旭	県立横浜旭陵高校	県立二俣川看護福祉高校	県立霧が丘高校		
磯子	県立磯子高校	県立磯子工業高校	県立氷取沢高校		
金沢		県立釜利谷高校	県立金沢総合高校		
港北	県立岸根高校	県立港北高校	県立新羽高校		
緑	県立田奈高校	県立白山高校	県立霧が丘高校		
青葉		県立市ヶ尾高校	県立元石川高校		
都筑	県立荏田高校	県立新栄高校	県立川和高校		
戸塚	県立横浜桜陽高校	県立上矢部高校	県立舞岡高校		
栄	県立柏陽高校	県立上郷高校			
泉	県立松陽高校	横浜修悠館高校	県立横浜緑園総合高校		
瀬谷	県立瀬谷西高校	県立二俣川看護福祉高校	県立瀬谷高校		

なお、海上自衛隊の広域応援活動拠点については、みなとみらい21 耐震バースとする。

3 他都市応援職員等の宿泊施設

項目	内容・条件等		対象施設	,	
他都市応援	本市公共施設及		宿泊可	能人員	
職員等の宿	び厚生施設の中か		平常時	最多	
泊施設	ら、おおむね 50 人	1 いせやま会館	48 人	82 人	行政運営調整部
	以上の宿泊(寝具等	2 ログ金沢	25 人	40 人	行政運営調整部
	が常備されている)	3 上郷森の家	136 人	208 人	市民活力推進部
	が可能な施設を他	4 横浜あゆみ荘	60 人	78 人	健康福祉部
	都市応援職員等の	5 三ツ沢公園			
	宿泊施設とする。	青少年野外活動センター	150 人	195 人	こども青少年部
		6 こども自然公園			
		青少年野外活動センター	150 人	195 人	こども青少年部
		7 横浜市野島			
		青少年研修センター	200 人	260 人	こども青少年部
		8 くろがね			
		青少年野外活動センター	30 人	40 人	こども青少年部
		※最多宿泊人数は、通常の	宿泊定員の	3割増に通	常では宿泊させな
		い和室等の(1人/2畳として	(計算)宿泊	可能人数を	加算し、概数とし
		て算出した。			
		※状況に応じて、客船、ホテ	ル等も活用	する。(関東	(旅客船協会、(社)
		日本外航客船協会に要請)			

4 物資集配拠点

項目	内容・条件等	対象施設
物資集配拠	1 救援物資の受入れ、仕分整理、配送をす	【市・区の併用】
点	るための施設	1 パシフィコ横浜展示ホール(西区)
	2 緊急物資輸送路に近接し、大型トラック	2 横浜アリーナ(港北区)
	が通行可能な場所にあり、1 階部分が広	3 横浜文化体育館(中区)
	いオープンスペースとなっている施設	4 平沼記念体育館(神奈川区)
	3 迅速な流通を行うため市物資集配拠点	5 岸根公園 (港北区)
	(一次集配拠点)は、原則として区との併	6 入船公園(鶴見区)
	用とする。	[区]
		市立高校、小中学校等の中から原則 1 箇所以
		上を事前に選定する。
		【海上輸送基地】
		1みなとみらい1・2号岸壁
		2 山内ふ頭 A 号岸壁
		3 金沢木材ふ頭岸壁
		4 浮体式防災基地(※)

※ 平時は新港ふ頭前に係留、災害時は任意の場所に移設し岸壁として使用可能

5 ボランティア活動拠点

項目	内容・条件等	対象施設
市災害ボランティアセ	1 全国から集まるボランティアの一次的な受	本市公共施設等から市民活
ンター	付、被災情報やボランティアニーズなどの情	力推進部部長があらかじめ
	報提供、各区ボランティア活動拠点への派遣	定めた施設を提供
	調整などを、ボランティアが主体となって行	
	う。	
	2活動への支援として、電話・ファックス等の	
	通信機器、コピー機、事務用品を貸し出す。	
区災害ボランティアセ	1 ボランティアがミーティングや作業等に自由	本市公共施設等から区本部
ンター	に活用する場所	長があらかじめ定めた施設
	2 ボランティア希望者の受付、被災者からの二	を提供
	ーズ等とのコーディネートも活動拠点で、ボ	
	ランティアが主体となって行う。(他区拠点	
	への支援調整も含む。)	
	3 地域防災拠点とも連携し、ボランティアの派	
	遣や情報の受伝達を行う。	
	4 活動への支援として、電話・ファックス等の	
	通信機器、コピー機、事務用品を貸し出す。	

6 遺体安置所

項目	内容·条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保	各区のスポーツセンター、県立
	管、身元確認、棺等の納棺用品の	高校等の公共施設
	保管等を行う。	なお、必要に応じて、他の施設
		等を確保する。

7 在宅要援護者等の特別避難場所

項目	内容・条件等	対象施設
在宅要援護者等の特別避難場	高齢者、障害(児)者など地域防	【高齢者】
所	災拠点での避難生活上、特別な配	地区センター(区本部支援施設と
	慮を必要とする要援護者のための	なった施設を除く。)、地域ケアプ
	避難場所	ラザ、老人福祉センター、その他
		高齢者福祉施設
		【障害者】
		地域活動ホーム、その他障害者福
		祉施設、盲学校、ろう学校、養護
		学校

8 補充的避難場所

項目	内容・条件等	対象施設
補充的避難場所	多数の避難者によって、避難	市立高校、避難場所未指定の小中学
	場所のスペースが不足した場	校、県有施設(第3部第8章第2節の
	合又は避難場所が機能しない	5 「県有施設等の活用」参照)など
	場合等の避難場所	ただし、別に用途を指定した施設は
		除く。

9 都心部における帰宅困難者の一時避難場所、一時滞在施設

(1) 対象施設等

項目	内容・条件等	対象施設
都心部における帰宅困難	【帰宅困難者の一時避難場所】	【帰宅困難者の一時避難場所】
者の一時避難場所、一時	昼間人口の特に多い横浜・関内	1 横浜公園
滞在施設	周辺及び新都心の新横浜におい	2 沢渡中央公園
	て、震災等の推移に対する措直を	3 岡野公園
	講じ、混乱防止を図るため、一時	4みなとみらい21地区
	的に避難させる公園等の施設	【帰宅困難者の一時滞在施設】
	【帰宅困難者の一時滞在施設】	1 パシフィコ横浜・国立大ホール
	帰宅困難者を一時的に受け入	2 横浜アリーナ(横浜アリーナは、物資
	れ、休憩場所のほか、可能な範囲	集配拠点との併用のため、暫時一時避
	でトイレ、水、情報の提供等を実	難場所から物資集配拠点としての機能
	施する施設	に移行する。)

(2) 措置事項等

区本部及び市本部支援班が、警察その他関係機関と連携して、避難誘導や混乱防止などの対応にあたるとともに、①災害関連情報の提供 ②臨時電話の設置、 ③水缶、乾パン等の配布、などを行う。

該当施設	配置理由所管局	正答目	主な対応			
		门目内	情報	臨時電話	水缶・乾パン	毛布
①横浜公園	関内駅周辺	環境創造局	0	0	0	×
②沢渡中央公園	横浜駅周辺	神奈川区	0	0	0	×
③岡野公園	横浜駅周辺	環境創造局	0	0	0	×
④パシフィコ横	一時宿泊	経済観光局				
浜・国立大ホ			0	0	0	0
ール						
⑤横浜アリーナ	一時宿泊	経済観光局	0	0	0	0

10 補完施設

項目	内容・条件等	対象施設
補完施設	あらかじめ震災時におけ	横浜市吉野町市民プラザ、横浜市岩間市民プラザ、男女共
	る用途を特定せず、柔軟に活	同参画センター横浜、男女共同参画センター横浜南、サンラ
	用する施設	イフ横浜、横浜ラポール、総合リハビリテーションセンター、
		金沢産業振興センター、清水ヶ丘公園体育館、新都市ホール、
		など

第3節 土木施設の応急対応

震災により、道路、橋りょう、河川、港湾等の都市施設が被災したときは、消火、救出救助、物資輸送等の災害応急対策及び市民生活への支障を最小限にとどめるため 速やかに応急復旧を実施する。

道路局

1 道路

道路部は緊急輸送路の機能回復、機能拡大を目的として応急復旧を行う。

(1) 被災状況の把握

土木事務所地区隊は、道路啓開完了までに確認した情報に加えて応急復旧調査を行い、応急復旧が必要な箇所及び復旧方法等について道路部に報告する。

(2) 応急復旧計画の策定

道路部は、土木事務所地区隊等から得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧に関する方針を策定し、 土木事務所地区隊に応急復旧を指示する。

(3) 応急復旧の実施

土木事務所地区隊は、道路部が策定した復旧方針に基づき、応急復旧を行う。

港湾局

2 港湾施設

地震発生後、港内の岸壁等について状況を把握するため、速やかに岸壁、荷役機械、背後道路等の被害調査を行う。また、港湾部部長は調査、復旧作業に際し、「災害時応急措置の協力に関する協定」に基づき、 横浜港災害対策支援協議会に対し出動を要請する。

応急復旧については、関東地方整備局京浜港湾事務所と協力して進める。特に緊急物資の海上輸送基地 となる耐震強化岸壁について、速やかな機能回復を図る。

また、本牧ふ頭等の外貿コンテナふ頭についても優先的に機能の回復を図る。

環境創造局

3 河川施設の応急対応

護岸の復旧工事は、河川断面の確保と緊急車両の通行の確保を優先し、河道たい積物の除去、仮設土留めなどの復旧工事を行う。

環境創造局

4 下水道施設の応急対応

(1) ポンプ場及び水再生センター

ポンプ場及び水再生センターの地震による電気・機械設備の本体については、直接的な被害はないものと考えられるが、配管等補機類の一部に被害が想定されるので、速やかに要員宿舎等の人員を動員し、被害状況を調査するとともに、必要に応じて緊急措置を行う。

なお、中央計算機の停止により機器の自動運転ができない場合が想定されるが、この場合は現場運転によって対応する。また、沈殿池等のき裂による漏水により、地下に設置された機器が冠水した場合には、ポンプを仮設し、排水を行う。

(2) 管きょ

液状化危険区域を中心に、浅く埋設されている管きょや宅地内排水設備では多数の被害が予想される。 管きょ施設の応急復旧作業は、二次災害防止と早期機能回復の観点から、管の破損、土砂流入等による 閉そくに伴う排水不良箇所の復旧を優先し、継ぎ手の目地ずれ、マンホール蓋枠のずれ、管体及びマン ホール壁体のクラック等については、排水可能な限り二次的のものとして取り扱う。応急復旧方法につい ては、被害状況に応じ、仮設排水管や可搬式エンジンポンプにより排水機能の確保を図るとともに、道 路陥没など崩壊の危険がある箇所についても、二次災害防止処置を行う。

また、取付管については、かなりの広範囲にわたって被害を受けるものと予想されるので、震災後、速やかに調査し復旧に努め、早期機能回復を図る。さらに、各家庭の排水設備については、浅く埋設されているため、多数の被害が発生する。このため、災害発生後、トイレの使用が困難となり、市民からの修理依頼が想定されるため、横浜市管工事協同組合などの協力を得て窓口を一元化し、迅速な対応を図る。

264

第16章 災害救助法の適用

健康福祉局

第1節 災害救助法

市本部長は、市域の被害が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用基準に該当すると見込まれる場合は、 同法の適用を受けて、必要な救助を実施する。

この法律は、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急 救助を実施し、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

救助にかかる費用は、都道府県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

健康福祉局

第2節 災害救助法の適用

1 救助の種類及び実施機関

災害救助法に定める救助は、国からの法定受託事務として神奈川県知事(以下「県知事」という。)が実施する。

ただし、次の表に掲げる種類のうち「救助を県知事から委任された場合」は、市長が実施する。

なお、市長は、災害の事態が急迫しているため、県知事による救助の実施を待ついとまがないときに限り、災害救助法の規定による「県知事が実施の責任を負う救助」を実施する。この場合は、事後速やかに県知事に情報提供する。

救助の種類は次のとおりとする。

- 避難所、応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 災害にかかった者の救出
- 災害にかかった住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索
- 遺体の取扱い
- 障害物の除去
- 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

2 本市における災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市域又は区域単位に、原則として同一原因の災害による市又は区の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われる。

(1) 被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎となるばかりではなく、救助の実施にあたり、その種類、程度及び期間の決定に重大な影響を及ぼす。

このため、被害の認定にあたっては、区本部長は、消防地区本部、所轄警察署等との緊密な連携のもとに、適正に処理する。

(2) 災害救助法の適用要請

ア 健康福祉部部長は、震災による被害が災害救助法適用基準に該当したとき、又は該当すると予測されるときは、市本部長の承認を得て、県知事に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を要請する。

なお、県知事に対する報告は、おおむね次の表により行う。

イ 健康福祉部部長は、当該災害に災害救助法が適用されたときは、各部部長及び区本部長に、その旨 を通知する。

項目			内容		
報告を必要	1 災害救助法の適用基準に該当する災害				
とする災害	2 災害による被害が当初は軽微であってもその被害が拡大するおそれがあり災害救助法				
	の適用基準に該当する見込みのある程度の災害				
	3 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度				
	の災害				
	4 その他特に指示のある災害				
報告時期、	災害報告は、災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告に区分し、				
内容、方法	次により行う。				
	区分	時期	内容	方法	
	発生報告	災害発生直後	1 災害発生の日時及び場所	電話、FAX、伝令、	
			2 災害の原因	防災行政通信網	
			3 災害発生時における被害状況	9313~9316	
			4 法適用要請の見込み	神奈川県災害対策課	
			5 既にとった措置及び今後の措	電話 210-3430	
			置等	(夜間)210-3456	
				FAX 210-8829	
				(夜間)201-6409	
	中間報告	災害救助法適用市	1 災害発生の日時及び場所	文書(伝令)	
		町村の指定が完了	2 災害の原因		
		した後、必要の都	3 被害状況		
		度、又は報告の要	4 法適用要請の有無		
		請があったとき	5 応急救助の実施状況等		
			6 救助費概算額等		
	決定報告	応急救助の完了後	1 災害発生の日時及び場所	文書	
			2 災害の原因		
			3 確定した被害状況		
			4 応急救助の実施状況		

3 救助の実施

(1) 実施の原則

関係各部部長及び区本部長は、災害救助法の適用決定後、県知事から政令で定めるところにより通知 される災害救助法に基づく救助について実施する。

ただし、事態が急迫して、県知事が行う救助を待つことができないときは、県知事が実施の責任を負う救助について着手することができる。この場合は、速やかにその状況を県知事に情報提供する。

(2) 神奈川県との協力

関係各部部長及び区本部長は、県の行う救助のために必要な情報提供など、積極的に補助又は協力をする。

(3) 追加通知された場合の対応

健康福祉部部長は、県知事から、本市に新たに救助の委任の通知があったときは、救助基準や救助事項、役割分担について、詳細に調整し、相互の業務を明確にしたうえ、業務の執行を関係各部部長及び 区本部長に要請する。

(4) 救助活動の記録及び報告

- ア 関係各部部長及び区本部長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」の範囲内で救助を実施する。
- イ 関係各部部長及び区本部長は、所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等にとりまとめ、 健康福祉部部長に報告する。
- ウ 健康福祉部部長は、本市の救助の実施状況を取りまとめ、県知事に報告する。
- エ 関係各部部長及び区本部長が行う救助の種類に応じた報告事項は、おおむね次表のとおりである。

救助の種類	報告事項
避難所の設置	箇所数、収容人員数、既支出額及び今後支出見込額
炊き出し、食品の給与	箇所数、給食数、給食人員、既支出額及び今後支出見込額
飲料水の供給	対象人員、給水車台数、既支出額及び今後支出見込額
生活必需品の給与	主たる品目別給与点数及び給与世帯数、既支出額及び今後支出見込額
医療、助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数、既支出額及び今後支出見込額
被災者の救出	救出人員、行方不明者数、既支出額及び今後支出見込額
住宅の応急修理	対象世帯数、既支出額及び今後支出見込額
学用品の給与	小中学校別対象者数及び給与点数、既支出額及び今後支出見込額
埋葬	埋葬数、既支出額及び今後支出見込額
遺体の捜索、処理	遺体処理数、既支出額及び今後支出見込額
生活障害物の除去	対象世帯数、既支出額及び今後支出見込額
応急仮設住宅	設置(希望)戸数、完成戸数、既支出額及び今後支出見込額

(5) 繰替支弁に伴う予算措置

災害救助法による救助の委任が通知された場合、健康福祉部部長は行政運営調整部部長に対し、繰替 支弁に伴う予算措置を講じるよう要請する。

第17章 公益事業者の応急活動

第1節 電気・ガス・電話施設の応急対策

東京電力(株)

1 東京電力(株)

地震災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握して速やかに応急復旧を行い、 電力供給施設としての機能を維持します。

項目	主な対応措置
基本方針	1 非常災害対策本部の設置
	震災が発生した場合、あるいは発生が予想される場合には、支店に非常災害対策
	本部を、支社及び各営業所に非常災害対策支部を設け、速やかに応急措置を講じ、
	施設の機能を維持するとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止する。
	2 電力供給継続の原則と危険予防措置
	電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、円滑な
	防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停
	止等の適切な危険予防措置を講ずる。
	3 電力の融通
	災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する
	電力会社と締結している「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を実施
	する。
	4 関係機関との連携
	市(区)災害対策本部へ要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な
	連絡調整を行う。
応急対策	1 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘
	案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。
	2 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復
	旧効果の大きいものから実施する。
	3 防災上の重要拠点に対する電力供給は、震災状況、復旧の難易度を勘案し、電力
	供給上復旧効果の大きいものから復旧を行うが、原則として人命にかかわる箇所、
	災害対策の中枢となる官公署、報道機関、避難場所その他重要施設に対しては、優
	先的に送電する。 人物電の小児等も特定し、佐児ウビザの信念・出表もよれる。
++++++++++++++++++++++++++++++++++++++	4 被害の状況等を勘案し、復旧応援隊の編成・出動をさせる。
広報対策 	1 電気による二次災害防止の注意喚起
	ア 避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切る。
	イ 感電事故の防止(垂れ下った電線には絶対触れない等)
	ウ 漏電等による出火防止(冠水した屋内配線、電気機器等は使わない) エ 電気器具のコンセントを抜く。
	1 電気器具のコンセントを扱く。 2 被害状況及び復旧見通し等
 復旧資材の確保	2 被告状況及び復旧兒通じ寺 1 各事業所においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、
後川貝州の雁休	調達を必要とする資材は速やかに確保する。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	2 復旧資料の制造は、旅駅として下め間建築制をしている間負去性の単間、州麓、 ヘリコプター等により行うが、不足する場合は他業者及び他店の協力を得て輸送力
	の確保を図る。
1	

東京ガス㈱ 2 東京ガス(株)

項目	主な対応措置		
基本方針	1 非常災害対策本部・支部の設置		
	震災が発生した場合、或いは発生が予想される場合には、本社に非常災害対策本		
	部を、各導管事業部に非常災害対策支部を設置し、迅速かつ適切な災害対策を実施		
	し、被害の拡大を防止する。		
	2 緊急時におけるガス供給の停止		
	超高密度リアルタイム地震防災システムにより被害推定し、ガスの供給停止の必		
	要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。		
	なお、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロックご		
	とに供給を停止する。		
	3 関係機関との連携		
	市災害対策本部に職員を派遣するとともに区災害対策本部へは必要に応じて派		
- 2 + 1 hr	遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。		
応急対策	1 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。		
	2 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速や		
	かなガス供給再開に努める。		
	3 ガス施設の復旧活動		
	ガスの供給を停止した場合の復旧活動については、二次災害を防止するため、次 の手順により慎重に進める。		
	ア 製造所における復旧作業		
	所定の点検計画に基づく点検補修を行い、安全性を確認の後、標準作業に基		
	づいて、ガスの製造、供給を再開する。		
	イ整圧所における復旧作業		
	所定の点検計画に基づく点検、補修を行い、安全性を確認の後、標準作業に		
	基づいて供給を再開する。		
	ウ 高・中圧導管の復旧作業		
	①区間遮断②気密試験(漏えい箇所の発見) ③漏えい箇所の修理		
	エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業		
	①閉栓確認作業②被災地域の復旧ブロック化③復旧ブロック内巡回点検作		
	業④復旧ブロック内の漏えい検査⑤本支管・供内管漏えい箇所の修理⑥本支		
	管混入空気除去⑦内管検査及び内管の修理⑧点火・燃焼試験⑨開栓		
	4 再供給時事故防止措置		
	ガスの供給を再開するときは、次の手順をもって慎重に行う。		
	ア製造施設		
	所定の点検計画に基づく点検、補修を行い、安全性を確認の後、標準作業に		
	基づき、ガスの製造、供給を再開する。		
	イの供給施設		
	ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検を行う。		
	ウ 需要家施設 タ電画家の中等投表及びガスメータの個別点投 討 験を実施し、ガスの燃焼出		
	各需要家の内管検査及びガスメータの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。		
 広報対策	思か正常であることを確認した後、使用再用する。 1 二次災害の防止		
万载为 录	アーガス栓、メーターコックの閉止		
	イ ガスの臭いがする場合の火気、電気器具使用の厳禁及び東京ガスへの連絡		
	2 マイコンメーターが作動した場合の対応		
	3 供給停止の状況及び復旧見通し		

東日本電信電話機 (機)NTTドコモ

3 東日本電信電話(株)・(株)NTTドコモ

項目	主 な 対 応 措 置				
基本方針	1 災害対策本部の設置				
	震災が発生した場合、災害対策本部を設置し、速やかに被害状況の把握、重要通信				
	の確保等の応急措置を講じるとともに、被害の拡大、二次災害の発生を防止する。				
	2 重要通信の確保				
	緊急通信、非常通信を行うことを要する防災関係機関の通信を優先的に確保する。				
	(災害時優先電話)				
	3 関係機関との連携				
	市災害対策本部に職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。				
通信の確保対策	1 NTT の通信設備が被災した場合は、応急用資機材及び災害対策機器(移動電源車、移				
	動無線車、衛星通信車載車、応急ケーブルなど) を配備し、施設の復旧及び通信の				
	確保にあたる。				
	2 避難場所へ特設公衆電話の設置 (東日本電信電話 (株))				
	3 防災関係機関へ携帯電話の貸出し(㈱NTTドコモ)				
	4 災害救助法が適用された場合は、公衆電話の無料化を実施する。(東日本電信電話				
	(株))				
	5 電気通信設備の点検				
	ア 電気通信設備の巡回・点検及び措置				
	イ 災害対策用機器及び車両の点検、整備				
	ウ 資機材の点検、確認及び輸送の確保				
	6 応急措置				
	ア 臨時回線の作成				
	イ 中継順路の変更				
	ウ 規制等そ通確保				
	エ 特設公衆電話の設置				
	オ 災害用伝言ダイヤルの開設(東日本電信電話(株))				
	カ iモード災害用伝言板の開設 ((株) NTTドコモ)				
	キ その他必要な措置				
広報対策	1 災害復旧に対してとられている措置、復旧状況等				
	2 通信の途絶又は利用制限の状況及びその理由				
	3 利用制限をした場合の代替となる通信手段				
	4 利用者への協力のお願い				
	ア 重要通信の優先について				
	イ 各家庭等での電話機の点検(地震による揺れで受話器がはずれていないか)				
	ウ 災害用伝言ダイヤルの開設について(東日本電信電話(株))				
	エ iモード災害用伝言板の開設について((株) NTTドコモ)				
	5 その他必要事項				

第2節 放送機関の応急対策

1 基本方針

機関名	基本方針
日本放送協会横	1 災害が発生した場合、被害の状況等に応じ、災害対策本部、緊急事態対策本部
浜放送局	等の設置及び要員の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に
(株)アール・エフ・	確立し、防災応急対策に万全を期する。
ラジオ日本	2 災害時における放送の重要性に鑑み、施設の応急復旧等必要な措置を講じ、早
(株)テレビ神奈川	期に緊急報道体制を確立し、社会的混乱の防止を目的として、緊急放送を実施す
横浜エフエム放	る。放送にあたっては、津波警報や住民の避難誘導など人命にかかわる緊急情報を
送(株)	優先的に放送する。
	なお、放送所がり災した場合は、適切な場所に移転し、放送を行う。
	3 気象庁、神奈川県、横浜市その他防災関係機関との連絡を密にし、協定等に基
	づく放送要請があった場合は、形式、内容、時刻等をそのつど決定し、放送する。

2 災害時の放送

機関名	災害時の放送		
	1 総合テレビ(チャンネル1)、衛星放送、ラジオ第一放送(594KHZ)、FM 放送(81.9MHZ)		
	を中心に、平常番組を中断して、「臨時ニュース連報」、「臨時ニュース」、「災害特		
	別番組」を編成し、災害の規模・被災の実態・被災現場からのリポート、自治体か		
	らの呼びかけを放送する。		
 日本放送協会横	2 災害発生後一定時間が経過し、個人の消息や個人又は然るべき団体への連絡が重		
」 一 浜放送局	要度を増してくる時点においては、教育テレビ(チャンネル3)と FM 放送を基本に、		
洪 及还问	個人情報の伝達に取り組む。		
	3 放送会館設備、放送会館と東京放送センターとのテレビ・ラジオ・FM 回線、FM		
	放送所との回線及び放送所・中継局設備が使用不能の場合、緊急機材等により速		
	やかに復旧に努める。FM 放送については、放送所との回線が使用不能の場合、状況		
	によって放送所に出向し、ローカル情報を直接放送する。		
	1 社内規定「臨時ニュース等実施要領」及び「非常事態対策要領」に基づき、ニュー		
	ス速報又は臨時ニュースを放送するとともに、非常事態放送対策本部を設置し、		
	事態に即応した番組編成を行う。		
 (株)アール・エフ・	2 非常事態放送対策本部長は、非常事態の状況に応じ「非常事態 A」又は「非常事態		
「ドド/ ルーエッ ラジオ日本	B」のいずれかを決定する。「非常事態 A」とは、通常サービスエリア内で震度 6 以上		
)	の地震の発生、あるいはサービスエリア内に大被害をもたらす超大型台風の襲来、		
	エリア内の都市の大半を焼く大火災及びエリア内の大規模な化学災害等をいう。		
	3 災害に関する情報、注意、官公庁からの通報等の迅速な収集及び放送のため、社		
	員は「大災害時の行動マニュアル」に基づいて対処する。		
	1 災害発生と同時に全社員は「地震対策マニュアル」に従い行動する。		
	2 災害の軽重により、地震放送対策本部が通常放送からの切り替えを指示、速報臨		
(株)テレビ神奈川	時ニュース、特別番組等に移行、被災状況等の情報、諸注意を市民に伝える。		
	3 一定時間経過後は、自治体等の災害対策本部及び情報主要拠点からの中継放送を		
	実施する。		
	1 災害発生の確認ができ次第、直ちにその旨を放送する。		
横浜エフエム放	2 災害状況に応じ、通常番組を中断し、災害の模様を放送する。また、災害及び被		
送㈱	害の規模によっては、特別番組に切り替え放送する。		
	3 状況により、横浜市災害対策本部、県災害対策本部等から中継放送する。		

交通局 鉄道機関

第3節 鉄道機関の応急対策

1 鉄道機関の運行規制の内容等

機関名/項目		運転規制	州の内容、乗務員の対応、その他の措置等	
	運転規制の内	地震の規模	運転規制の内容(総合司令所長の取扱い)	
	容		1 全列車に 25km/h 以下の注意運転を指示する。	
		震度4	2 乗務員及び駅長の点検結果により、運行に支障がないこ	
			とを確認後、運転規制を解除する。	
			1 緊急地震速報受信又は震度5弱の地震が発生した場合	
			は、全列車自動停止する。	
			2 震動停止後、各列車の乗務員に先行列車の位置まで、	
		版及 O 33	25km/h 以下の注意運転を指示する。	
			3 乗務員及び駅長の点検結果により、運行に支障がないこ	
市営地下鉄			とを確認後、運転規制を解除する。	
地			1 緊急地震速報受信又は震度5強以上の地震が発生した	
鉄		 震度5強以上	場合は、全列車自動停止する。	
			2 施設区長及び電気区長の点検結果により、運行に支障が	
			ないことを確認後、運転規制を解除する。	
	乗務員の対応	1 駅間に停止した列車は、糸	総合司令所長から、最徐行による注意運転の指令を受けて次の	
	駅に停止させる。			
		2 送電停止により駅間に停止した場合、総合司令所長に報告し、指示を受ける。		
		3 停電等の理由により、長時間にわたって運転再開不能となった場合で、総合司令所長が		
		ら、乗客を避難誘導する旨の指令があった時は、乗客を最寄り駅に誘導する。		
		4 乗務員は、旅客に対して車内放送等により地震情報と列車の運転状況等を案内し、旅客の動揺、混乱を防止する。		
	運転規制の内			
	容	在来線では、一定区間内に地震計を設置して地震が発生したときは、直ちに震度(ガル		
		表示)を測定している。		
			中に地震を感知したとき、直ちに列車を停止する。	
			とめた運転規制区間と運転規制法(ガル表示により貨物列車は	
J			以外の列車は 35km/h 以下に制限する。又は運転を見合わせる。)	
R により規制する。 日 (3) 地震計が250ガル以上を検知した場合は、自動的に警報等を手 本 は直ちに列車を停止させる。			たわれても担人は、白毛がに敬むなともなるになっては、毛数と	
	垂致呂の共亡	711 11212111111111111111111111111111111	設備等の巡回により、安全が確認されたのち実施する。 . 列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。	
	乗務員の対応			
	2 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上又は陸村			
		場合は進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に移動させる。		
		3 列車を停止させた場合、総合指令と連絡をとり、その指示を受ける。		

機関	目名/項目	運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置等		
	運転規	1 地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。		
	制の内	ユレダス(タ	地震早期検知警報システム) や感振器が動作し、自動的に送電停止となり、列車は	
	容	一旦停止する	。その後、所定の地震強度区分に応じて運転中止、速度規制等の運転規制を行う。	
		2 運転再開に	ついては、運転規制区間の地上巡回終了後、安全を確認した区間より順次運転を再	
J R		開する。		
R 東 海	乗務員	1 ユレダス(地	震早期検知警報システム) や感振器が動作し、列車は自動的に停止する。	
/143	の対応	2 輸送指令員(は、列車の運転士に地震で停止した旨の情報を伝達する。	
		3 列車が停止し	した場合、直ちに無線により輸送指令員に停止地点、列車及び旅客の状況などを報	
		告する。		
		4 旅客の動揺、	混乱防止のため適切な放送案内を行う。	
	運転規	1 地震が発生し	した場合の列車の運転取扱いは次による。	
	制の内	(1) 震度4の地	場合、25km/h以下の徐行運転を行い、その後の速度については、線路保守区長の判	
	容	断による。		
		(2) 震度 5 弱」	以上の場合、列車の運転を中止した後、運転再開及びその速度については、線路保	
J		守区長の判断	iによる。	
R 貨物		2 列車の運転	方法は、その都度輸送指令の指示に従う。	
物	乗務員	1 運転中に地震	震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。	
	の対応	2 列車を停止る	させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上又は陸橋下のような場合は、	
進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に移動する。			確認のうえ、安全と認められる場所に移動する。	
		3 列車を停止る	させた場合、最寄りの停車場の駅長及び輸送指令と連絡をとり、その指示を受ける。	
	運転規	地震の規模	運転規制の内容(運輸司令長の取扱い)	
	制の内	震度 4	1 直ちに全列車の停止を指令する。	
東急	容		2 震動停止後、25km/h 以下の注意運転を指令する。	
東急電鉄㈱			3 構造物等に異常がないことを確認後、平常運転に復する。	
(株)		震度 5 弱	1 直ちに全列車の停止を指令する。	
構			2 震動停止後、15km/h 以下の注意運転で先行電車があった場所まで運転する。	
海			3 乗務員及び駅長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は、25km/h 以下	
速			の注意運転を実施する。	
横浜高速鉄道㈱			4 電力司令長及び保線区長から構造物等に異常がない旨の報告があった場合は、	
			平常運転に復する。	
<i>H</i>		震度5強	1 直ちに全列車の停止を指令する。	
な			2 電力司令長及び保線区長から構造物等に異常がない旨の報告があった場合は、	
(み また			25km/h 以下の注意運転を指令し、5 分間経過後平常運転に復する。	
乗務員 運転士は、進行中に強い地震を感知したとき又は運輸司令長から停止命令を受け			行中に強い地震を感知したとき又は運輸司令長から停止命令を受けたときは、	
稼	の対応	1 橋りょう、高架、築堤、ずい道等をなるべく避けて直ちに停止する。(東急電鉄のみ) (地上区		
		間)		
		2 信号現示条件に従って速やかに乗降場に進入し停止する。(地下区間)		

機関	名/項目		運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置等	
	運転規	1 地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。		
	制の内	地震の規模	運転規制の内容(運輸指令所長の取扱い)	
	容	震度4	1 列車の停止を指令する。	
			2 地震終息後、35km/h 以下の速度で注意運転をする。	
			3 関係駅長の報告により、列車の運行に支障のないことを確認したときは、正常運	
			行の確保に努める。	
中		震度5	1 列車の停止を指令する。	
京浜急行電鉄㈱			2 地震終息後、駅長から駅構内の運転諸設備について、列車の運行に支障のないこ	
急			とを確認したときは、25km/h 以下の速度で注意運転をする。	
電			3 関係駅長の報告により、列車の運行に支障のないことを確認したときは、正常運	
(株)			行の確保に努める。	
		震度6	1 列車の停止を指令する。	
		以上	2 地震終息後、駅長から駅構内の運転諸設備について、また、保守担当責任者から	
			要注意箇所について、列車の運行に支障のないことを確認したときは、25km/h 以	
			下の速度で注意運転をする。	
			3 関係駅長および保守担当責任者の報告により、列車の運行に支障のないことを確 認したときは、正常運行の確保に努める。	
		2 震度4以	総したとさは、正帝連打の確保に劣める。 上の場合、駅長及び保守担当責任者に施設等の点検を指示する。	
	運転規		エの物口、例及及の体が担当負は有に他故寺の無機を指示する。	
	制の内	地震の 規模	運転規制の内容(運輸司令長の取扱い)	
	容	が法		
			(1) 直ちに列車を停止させる指令をするとともに、駅長、乗務員、および運輸車両 部、施設部現業長にその旨通報する。	
		4	(2) 駅長および乗務員に対して観測区域内は25 km/h以下の速度で注意運転開始の	
		4 の 場合	指令をする。	
		合 	(3) 駅長より停車場構内、運転士または駅長(IR 不良のとき)より停車場間ごとに 異常のないことを確認したのち、駅長、乗務員および運輸車両部、施設部現業長	
			に注意運転解除の指令をする。	
			(1) 直ちに列車を停止させる指令をするとともに、駅長、乗務員、および運輸車両 部、施設部現業長にその旨通報する。	
		重	(2) 電力司令長と給電の停止および送電について協議する。	
		度	(3) 運輸車両部、施設部現業長に観測区域内の点検を指令する。	
l		5 弱	なお、その状況に応じて運輸車両部、施設部現業長と協議し駅長に点検方を 指令する。	
相 模		l 以 F	1979 る。 (4) 観測区域内に異常のないことを確認した場合は、駅長および乗務員に対して	
相模鉄道㈱		震度5弱以上の場合	25 km/h以下の速度で注意運転開始の指令をする。	
(株)			(5) 注意運転開始の指令後、運転士または駅長より停車場間ごとに異常のないことを確認したのち、駅長、乗務員、および運輸車両部、施設部現業長に注意運転解	
			除の指令をする。	
		1 地震が発生	生した場合の列車の運転取扱いは次による。	
		震度5弱以上の地震が発生した場合、運転司令長は運転中の全列車に対して、緊急		
5.		-		
		2 運転再開については、各種施設の点検後、列車の運転に支障がないと判断したとき 開を指令する。		
	垂 安 旦			
	乗務員の対応		也震を感知して、列車の運転が危険と判断されたときは 直ちに列車を停止させる。	
			Lさせる場合、その停止位置が、橋りょう、トンネル、切取り等地震被害を受けやす るときは、可能な限り安全な場所に移動する。	
			るとさは、可能な限り女主な場所に参判する。 旅客に対して車内放送等により地震情報と列車の運転状況等を案内し、旅客の動揺、	
		3 来務員は、旅谷に対して単内放送寺により地長情報と列車の連転状沈寺を余内し、旅谷の動 混乱を防止する。		
		1四日 (1971年	7 °V0	

自動	1 自動運転中に地震	が発生した場合	
運転	震度 4	運輸・電力司令はATO遠隔制御により直ちに全列車を一時停止させた後、臨	
時の		速 17 km/h の運転規制を行い、その区間を最初に運転させる各列車に係員を乗	
運転		務させて線路点検を行わせ、異常のない旨の報告を受けた後、運転規制を解除	
規制		する。	
の内	震度 5 弱以上	運輸・電力司令はATO遠隔制御により直ちに全列車を一時停止させた後、速	
容		やかに係員の各列車への派遣と、関係区長に線路点検を指令し、異常がないこ	
		とが確認できるまで列車の運転を中止する。	
手動	1 手動運転中に地震	が発生した場合	
運転	震度 4	運輸・電力司令は運転士に対し直ちに一時停止を指令し、地震終息後 20km/h	
時の		以下の注意運転による線路の目視点検を指令。異常のない旨の報告を受けた	
運転		後、運転規制を解除する。	
規制	震度 5 弱以上	運輸・電力司令は運転士に対し直ちに一時停止を指令し、地震終息後、関係区	
の内		長に線路点検を指令。異常がないことが確認できるまで列車の運転を中止す	
容		న 。	
手動	1 運転中に地震を原	終知するか、運輸・電力司令から停止の指令があったときは、直ち	
運転	に列車を停止させる	3 .	
時の	2 運輸・電力司令から震度の報告と、その震度に応じた運転取扱いの指令を受ける。		
乗 務	3 旅客に対して車内放送等により地震情報と以後の運転状況等を案内し、旅客の動揺と混乱を防止		
員の	する。		
対応	4 やむを得ず駅間に	停止し、運転再開に長時間を要するときは、き電停止を確認した後、運輸・電	
	力司令の指令により、目視点検を行いながら旅客を最寄駅の駅外へ誘導案内する。		
	運時運規の容 手運時運規の容 手運時乗員転の転制内 動転の転制内 動転の務の	運転の運規の容 手運転中に地震 1 手動運転中に地震 2 頭軸・電対の 2 旅る。 4 やむを得ず駅間に	

2 鉄道機関の行う応急活動

鉄道機関	主な応急活動
市営地下鉄	震災が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員
JR 東日本	の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やか
JR 東海	に次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期する。
JR 貨物	1 被害状況の把握
東京急行電鉄㈱	2 負傷者の応急救護
京浜急行電鉄㈱	3 旅客の安全確保、避難誘導(負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先
相模鉄道㈱	する)、混乱防止と輸送状況の広報
横浜新都市交通㈱	4 出火防止及び初期消火
(シーサイドライ	5 線路、駅施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧
ン)	6 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携
横浜高速鉄道㈱(み	7 応急輸送活動
なとみらい線)	

交通局 バス事業者

第4節 バス輸送機関の応急対策

バス機関	運転中の対応/応急活動		
	〔運転中の対応〕		
	1 運転士は、地震を覚知したときは直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場		
	所に停車させ、エンジンを止め車内乗客に対し、冷静な行動を呼びかける。		
	2 バスを停車させる場合、その停止位置がガソリンスタンド、高圧ガス貯蔵所、		
	がけ崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、		
市営バス	消火栓の周辺、電柱や塀の脇、高圧線の真下その他危険と思われる場所は、		
東急バス(株)	極力避ける。		
京浜急行電鉄(株)	また、やむを得ず車内客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全		
小田急バス(株)	を確認のうえ、その旨を乗客に告げる。		
相模鉄道㈱	3 車両への防災上必要な措置		
川崎鶴見臨港バス㈱	〔応急活動〕		
神奈川中央交通㈱	震災が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員		
㈱江ノ電バス横浜	の確保など、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やか		
	に次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期する。		
	1 被害状況の把握		
	2 負傷者の救出救護		
	3 旅客の安全確保、避難誘導(負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先		
	する。)、混乱防止		
	4 出火防止及び初期消火		
	5 車両、駅施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧		
	6 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携		
	7 応急輸送活動		

第4部:災害復旧と復興事業

第4部 災害復旧と復興事業

第1章 市民生活の安定・復旧

震災が発生した場合、多数の市民が家財や住家を喪失するなどの被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。

本市及び防災関係機関は相互に協力して、被災した市民の生活の早期回復と自力復興を促進するための緊急措置を講じ、もって市民生活の早期安定と社会秩序の維持を図る。

この章では、市民生活の早期回復を図るために講じる措置について定めている。

第1節 被災者の生活援護

被災者の自力復旧と復興を支援するために用意されている各種の支援制度については、大半が被災者の申請に基づいて行なわれることから、「横浜市被災者支援に関する各種制度の概要」として平常時から広く市民、職員等に周知し、災害時における迅速かつ適切な被災者支援の実施に努める。

1 生活相談

関係各部部長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応する。(ここでは、市民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようになる発災後4日目以降とする。)

(1) 臨時市・区民相談室の継続設置

ア 市民活力推進部部長及び区本部長は、第3部第4章第6節に定める臨時市・区民相談室を継続して 開設し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係部部長、区本部長に提供する。

イ 専門相談員等の派遣

市民活力推進部部長は、専門知識を必要とする相談案件に対応するため、弁護士会、税理士会、司法書士会、宅地建物取引業協会等に、臨時市・区民相談室への弁護士、税理士等の派遣を要請する。 なお、派遣先は被害の状況に応じて変更する。

(2) 主な専門相談への対応

相談事項	担当部	相談内容	実施方法
外国人相談	都市経営部	外国人への生活情報の提供等	外国語のできるボランティ
	市民活力推進部		アの臨時市民相談室などへ
			の派遣
労働相談	市民活力推進部	賃金、解雇、社会・労働保険等	電話、窓口対応による相談
		相談	
女性相談	市民活力推進部	女性の心やからだ等の相談	男女共同参画センターで電
			話、窓口対応による相談の実
			施
要援護者相談	健康福祉部	高齢者、障害者等の生活、福祉	避難所等への巡回相談の実
		相談	施
保健・医療相談	健康福祉部	保健医療、生活衛生、動物保護	避難所等への巡回相談の実
		等相談	施
消費者相談	経済観光部	消費生活相談	電話、窓口対応による相談
安心・安全住宅	まちづくり調整部	安全・安心住宅相談員による住	市役所で実施
相談		まいに関する相談	
教育相談	教育部	児童生徒、養護教育等相談	通常相談体制の中で実施

市民局

経済観光局

2 職業のあっ旋

震災による離職者に対して、神奈川県で行う職業のあっ旋窓口を紹介する。 なお、神奈川県では、職業のあっ旋を次のとおり取り扱う。

担当部署	職業のあっ旋の取扱い		
公共職業安定所	1 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、市区町村の被災状		
出張所	況等を勘案のうえ、県内各公共職業安定所と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を		
神奈川人材銀行	通じ速やかに、あっ旋を図る。		
職業相談センター	また、他府県への就職希望者については、総合的雇用システムの活用等により他		
その他臨時窓口	府県と連絡調整を行い、雇用の安定を図る。		
	2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄		
	する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講じる。		
	(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置		
	(2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開		
	設又は巡回職業相談の実施		

健康福祉局

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

区本部長は、震災により死亡した市民の遺族に対して災害用慰金を、また、身体に著しい障害を受けた 者に対して、災害障害見舞金を支給する。

4 災害援護資金の貸付け

区本部長は、県内で災害救助法による救助が行われた震災により家財等に被害のあった者に対して、市 条例に基づき災害援護資金の貸付けを行う。

また、災害救助法の適用に至らない小災害時には、区社会福祉協議会において、低所得世帯を対象として、 災害援護資金(生活福祉資金)の貸付けを行う。

5 災害見舞金・弔慰金の交付

区本部長は、市内に居住する者及び市内で事業を営む者が地震による被害を受けたときは、被災者又は その遺族に対して、見舞金及び弔慰金を交付する。

なお、弔慰金については、横浜市災害弔慰金の支給等に関する条例が適用された場合には、交付しない。

6 義援金の受付、配分

健康福祉部部長は、震災に伴い義援金を募集する必要があるとき、及び義援金配分方法を決定するとき は、「義援金募集配分委員会」を開催する。

ただし、神奈川県単位で「義援金募集配分委員会」を設置する場合は、県と協議する。

(1) 義援金募集配分委員会の開催

健康福祉部部長は、横浜市義援金募集配分委員会設置要綱に基づき、「義援金募集配分委員会」を開催 し、義援金の募集に関する事項を決定し、それを関係機関に周知する。

(2) 義援金の受入れ及び保管

義援金の受入れは、「地域福祉保健班マニュアル」に基づき健康福祉部で行う。 また、寄託された義援金は、会計部部長が保管する。

- (3) 義援金の配分
 - ア 義援金の配分は、「義援金募集配分委員会」が決定する。
 - イ 配分計画は、被災者数、被災世帯数、被災状況等を勘案のうえ、世帯及び人員を単位とする。
 - ウ 区本部長は、決められた義援金配分基準・方法に基づき、迅速かつ適正に配分する。
 - エ 配分窓口は、区本部長が指定する場所とする。

健康福祉局

健康福祉局

健康福祉局 会計室

安全管理部区本部

7 被害認定調査とり災証明

区本部長は、「震災時の被害認定(火災を除く)及びり災証明発行の手引き」に基づき、被害認定調査及 びり災証明の発行を行う。

(1) 被害認定調査

被害認定調査は、発災後、区域全体の被害状況を把握するための1次調査、発災後おおむね4日目以降から、り災建物を個々に調査する2次調査、おおむね20日目以降から、2次調査の判定結果を不服とする再調査申請に伴う3次調査を実施する。

2次調査の判定結果(全壊、半壊等)により、各種支援制度の支援内容が異なることから、区本部長は積極的な広報を行なって調査への協力・理解を呼びかけるとともに、公平かつ公正な調査を実施する。 被害認定調査は、次の分担で行う。

区分	担当部署
火災・消火損	消防地区本部
倒 壊 建 物 等	区災害対策本部

(2) り災証明

り災証明は、災害救助法及び被災者生活再建支援法や市税の減免を実施するにあたって必要とされる 住家の被害程度について、地方自治法第2条に基づき災害復旧に関する事務の一環として、被災者の救済を目的として発行する。

り災証明の発行は、発災後おおむね20日目以降から、住家のり災証明を優先に発行する。

り災証明は次の分担で行なう。

区分	証明権者	
火災・消火損	消 防 署	長
倒 壊 建 物 等	区	長

(3) り災証明書の対象

り災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明する。

ア 住家

全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水

イ 非住家

全壊、半壊、一部損壊

ウ田畑

流出、埋没、冠水被害の状況及び区域面積

エ その他

非住家に準ずる。

8 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができる。

また、災害復旧のための融資手続等を目的とした、納税証明書及び市民税課税(非課税)証明書(所得証明書)等の発行手数料の減免を受けることができる。

市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

(平成20年3月現在)

- 1 個人市民税(県民税を含む)の減免
- 2 固定資産税及び都市計画税の減免
- 3 市税の延滞金の減免
- 4 市税の納期限の延長
- 5 市税の徴収猶予
- 6 国税の特別措置
- 7 国民健康保険料、健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の減免・猶予等
- 8 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例
- 9 老人保健医療一部負担金の減免
- 10 児童福祉施設措置費の減免
- 11 保育所の保育料の減免
- 12 老人ホーム入所に伴う費用徴収
- 13 水道料金等の免除
- 14 公共料金・使用料等の特別措置(水道料金等を除く)
- 15 一般廃棄物処理手数料の減免
- 16 市営住宅使用料の減免
- 17 放送受信料の免除
- 18 納税証明書発行手数料の減免
- 19 市民税課税(非課税)証明書(所得証明書)の発行手数料の減免
- 20 住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付手数料

建築局

9 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構では、震災により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備 等を行えるよう、災害復興住宅資金を融資している。

10 がけ地防災対策工事助成金制度

がけ崩れが予想されるがけ又はがけ崩れが発生し二次災害予想されるがけで、居住用の建物に被害がおよぶおそれがある場合、土地所有者等が行う防災工事の資金を助成する。

11 有害化学物質等による汚染防止対策

環境創造部部長は、震災に伴う有害化学物質等の漏えい等による環境汚染防止のために、次の措置を講じる。

- (1) 大気汚染防止対策
 - ア 対象施設を設置する事業場について、り災状況等を調査し、大気汚染物質が大気中に排出している 場合又はそのおそれがある場合は、事業者に対して緊急に適切な措置をとるよう指導する。
 - イ 大気汚染物質を排出する対象施設・処理装置等の管理状況について調査を行う。
 - ウ 有害化学物質等による汚染の拡散状況について、一般環境大気測定局で測定している風向、風速等 の測定結果を災害の拡大防止のために関係機関に提供する。
- (2) 河川・海域、土壌、地下水等の汚染防止対策
 - ア 対象施設を設置する事業場について、り災状況等を調査し、有害化学物質等が公共用水域(河川、海域等)に流出若しくは地下に浸透している場合又はそのおそれがある場合は、事業者に対して緊急に適切な措置をとるよう指導する。
 - イ 災害に伴う公共用水域及び地下水の有害化学物質等による汚染を把握するため、市内の公共用水域 及び地下水について調査を行う。
- (3) 汚染状況の調査

必要に応じて協定を締結している横浜市環境技術協議会及び神奈川県環境計量協議会に、有害化学物質による汚染の状況を把握するための調査を要請する。

建築局

環境創造局

健康福祉局

第2節 被災者生活再建支援金の支給

1 被災者生活再建支援法

被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

2 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1) 又は(2) の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- (5) (1) ~ (3) の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

3 対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

|第3節| 地域経済の復興支援

経済観光局

1 消費生活情報の把握

経済観光部部長は、生活関連商品等の価格動向、需給、流通状況など必要な事項を調査し、必要がある ときは、震災に伴う便乗値上げや売り惜しみなどを防止するための措置を講じる。

(1) 生活関連情報の収集

消費生活推進員及び職員調査の活用により生活関連情報の収集を行う。

(2) 生活関連商品等の安定的な供給の確保

事業者が、「買い占め」、「売り惜しみ」などの不適正な行為を行っている場合は、是正勧告を行うとと もに、勧告・要求に従わない場合は、事業者名などを公表する。

経済観光局

2 中小企業災害関連融資

経済観光部部長は、震災により企業設備等に著しい損害を受け、営業の一時停止又は業務の縮小を余儀なくされた中小企業者に対して、経営安定資金の融資制度を設けている。

環境創造局

3 農林漁業災害関連融資

環境創造部部長は、震災により被害を受けた農業者等が、農協から事業資金を借り入れる際、利子補給 等を行う制度を設けている。

第4節 被災者の住宅確保及び応急修理

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった被災者のために、住宅の確保又は被災した住宅の応急修理を行い、住生活の早期回復と安定を図る。

1 応急仮設住宅の供与

消防局

応急仮設住宅の供与は、災害救助法第 23 条に定める救助の収容施設の一つであり、原則として、県知事が実施する。

市長は、県知事の行う応急仮設住宅の供与の実施に協力する。

なお、災害救助法第30条の規定により、県知事が直接設置することが困難な場合には、応急仮設住宅の 建設を市長に委任(ただし、事前の委任は認められていない。)することができ、その場合、市が応急仮設 住宅を建設し、供与する。

(1) 設置戸数

原則として、県知事が設置戸数を定める。市は、市内の住家の全壊、全焼、流出世帯数、設置要望戸 数等を建設戸数調書等により県に報告する。

- (2) 規格、費用等
 - ア 規格: 一戸当たり平均 29.7m² (9 坪) を標準(全体平均値でよい) とする。
 - イ 限度額:国の定める基準による。
 - ウ 特別基準:特別な事情により基準面積、限度額を大臣協議で引き上げ可能
 - エ 着工開始:災害発生の日から20日以内
 - オ 供与期間:最高2年以内
 - カ その他: 高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅を設置する。
- (3) 入居者の選定
 - ア 入居対象者

震災により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (ア) 住家が全焼、全壊又は流出した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 生活保護法の被保護者並びに要保護者又は特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者 等又はこれらに準ずる経済的に援護を必要とする者
- イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、市の協力のもとに県が行う。

ただし、状況に応じ市に事務委任されることがある。

また、入居者の選定にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦等に十分配慮する。

(4) 建設を本市に通知された場合の対応

- ア 神奈川県の役割
 - (7) 本市における応急仮設住宅建設戸数の決定
 - (イ) 応急仮設住宅の設計(規格、規模、構造、単価を含む。)
- イ 市の執行体制及び役割分担

応急仮設住宅に係る事務分担は、次表のとおりとする。

なお、これら多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係部から職員を配置した「応急仮設住宅建設等推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進する。

項目	所 管 部
仮設住宅需要の把握	区本部、健康福祉部
用地情報の把握	安全管理部、行政運営調整部、環境創造部、道路部
建設用地の決定と確保	
仮設住宅の発注	まちづくり調整部
建設工事管理	
入居必要被災者の把握	区本部、健康福祉部
入居者の募集	
仮設住宅の維持管理	
入居者の生活支援	
退去	
仮設住宅の修繕	まちづくり調整部
撤去	

油体已

2 公営住宅等への一時入居

応急仮設住宅建設等推進室は、県と連携して、住宅に困窮する被災者のために次の措置を講じる。

- (1) 市営住宅、県営住宅の空家住宅では、速やかに避難者の一時入居募集を行う。
- (2) 他都市の公営住宅の空家住宅の提供及び一時入居募集計画の策定を要請する。
- (3) 民間アパート、企業社宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その施設 管理者に対して、空家住宅の提供について協力を要請する。
- (4) 入居資格については、応急仮設住宅と同様とする。
- (5) 確保した公営住宅等の空家住宅に関する情報を被災者に提供する。

健康福祉局 建築民

3 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用され、住宅の応急修理が必要となった場合、市町村の協力のもとに関係団体との協定に基づき速やかに住宅の応急修理を行う。

なお、住宅の応急修理についても、応急仮設住宅と同様、市長への事前の委任はされておらず、発災後、 事務が市町村に委任されることがある。

(1) 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者 (その基準については、発災時に県が国と協議し決定)

- (2) 修理内容
 - ア 修理箇所:屋根、居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分に限る。
 - イ 経費:国の定める基準による。
 - ウ 修理期間:原則として、災害発生の日から1箇月以内に完了する。
- (3) 業務分担

区本部長は、応急修理申込書の配布及び受付を行い、それをまちづくり調整部部長に報告する。 まちづくり調整部部長は、市内の住宅応急修理申込書を整理集計した後、健康福祉部部長を経由して 県に依頼する。 (4) 本市に委任された場合の対応

本市に応急修理を委任された場合は、まちづくり調整部部長が応急修理に係る工事の発注、請負契約の締結、工事監理を実施する。

第5節 災害廃棄物(解体廃棄物・有害廃棄物)の処理

災害廃棄物のうち、倒壊した住居家屋などの解体に伴い発生する多量の解体廃棄物を、次により迅速かつ 円滑に除去し、最適な処理処分を行う。

1 解体廃棄物処理実施計画の策定

解体廃棄物対策班は、発災時には、解体廃棄物処理細部計画及び関連資料に基づき、災害対策本部や各 区などから収集・報告される各種情報から市内の解体廃棄物発生量を推計して「解体廃棄物処理実施計画」 を策定し、必要事項を関係各部門に周知する。

2 解体廃棄物の処理

資源循環局

- (1) 倒壊した住居家屋などの除去
 - ア 解体作業及び収集運搬、処理処分の実施者

倒壊した住居家屋や中小事業者の建物の解体作業については、所有者・管理者が行うことが原則であるが、本市が必要と認めた場合は本市が行う。また、倒壊した住居家屋や中小事業者の建物解体により生ずる解体廃棄物の収集運搬、処理処分については本市が行う。

なお、その他の事業者の倒壊した建物の解体作業及び解体により生ずる解体廃棄物の収集運搬、処理処分については、所有者・管理者が行うものとする。ただし、本市が必要と認めた場合は本市が支援する。

イ 解体作業及び収集運搬、処理処分の経費負担

倒壊した住居家屋や中小事業者の建物の解体経費については、所有者・管理者が負担することが原 則であるが、本市が必要と認めた解体経費は本市が負担する。また、倒壊した住居家屋や中小事業者 の建物の解体により生ずる解体廃棄物の収集運搬、処理処分経費については、本市が負担する。

なお、その他事業者の倒壊した建物の解体経費及び解体により生ずる解体廃棄物の収集運搬、処理 処分経費については、所有者・管理者が負担するものとする。ただし、本市が必要と認めた経費については、本市が一部もしくは全部を負担する。

- ウ 解体作業及び収集運搬、処理処分の受付手続
 - (7) 解体作業及び収集運搬について、本市が必要と認めた場合、区本部長は市民より提出される解体 撤去申請を受け付ける。
 - (イ) 解体廃棄物対策班は、解体工事契約、連絡調整、支払い事務等を行う。
- (2) 解体作業及び収集運搬の順位

本市が行う解体作業及び収集運搬は、人命救助や道路啓開あるいは2次災害が発生するおそれがあるなど緊急を要するものを最優先する。また、用地を必要とする公共施設などについては住居家屋の解体作業に優先して実施することを基本とする。

なお、住居家屋については、解体廃棄物処理細部計画に基づき作業を進める。

(3) 解体廃棄物の分別

解体廃棄物の分別は、解体時から分別の徹底を図り可能な限り再利用・再資源化を促進し、最終処分量の低減に努める。

(4) 仮置場の確保、運用

解体廃棄物を再利用・再資源化、中間処理あるいは最終処分するまでに、一時的に保管するための中小規模及び大規模仮置場を確保し、これを運用する。併せて、処理処分施設、機材・人員配置などの確保、調整を行う。

(5) 解体廃棄物の収集運搬、仮置き及び処理処分

解体廃棄物は各区の中小規模又は大規模仮置場に搬入する。各区で仮置きされた解体廃棄物は、原則として大規模仮置場に運搬後、廃棄物処理施設において破砕・選別あるいは焼却など、再資源化、減量化及び環境に配慮した適正な処理を行う。

(6) 有害廃棄物による環境汚染への配慮

有害廃棄物などによる環境汚染を防止するため、平常時の保管方法も含めて関係業者などに処理処分基準の遵守を指導する。

3 支援要請

解体廃棄物対策班は、必要に応じて現在支援協定を締結している(社)神奈川県建物解体業協会及び(社)神奈川県産業廃棄物協会などの関係団体並びに他の自治体などに協力を要請する。

4 その他

その他の必要事項については解体廃棄物処理細部計画に従う。

第2章 災害復旧の推進

消防局

第1節 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、財源確保に努める。

法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業は、 次のとおりである。

1 法律等の概要

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次のとおりである。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」に基づき援助される事業については、次節に掲げる。

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、道路、港湾、漁港の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設(児童遊園、共同浴場、集会所
	等)の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に	感染症指定医療機関運営事業、感染症予防事業
関する法律	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる
	費用
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措	農地、農業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧
置に関する法律	事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
港湾法	港湾施設の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	市が設置した身体障害者社会参加支援施設の復旧事
	業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
障害者自立支援法	市が設置した障害者支援施設、福祉ホーム、障害福
	祉サービス施設の復旧事業

消防局

第2節 激甚災害法の適用等

著しく激甚である災害が発生した場合における、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の 意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律 第150号)」(以下「激甚災害法」という。)が制定されている。

この法律は、激甚災害と指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

本市域に大規模な被害が生じた場合、「激甚災害法」による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要がある。

「激甚災害法」指定の手続については、次のとおりである。

1 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長等の報告に基づき、中央防災会議の 意見を聞いて、激甚災害に指定すべき災害かどうかを判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、 激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

この答申を受け、内閣総理大臣は、激甚災害であるか否かの判断及び特別措置の範囲を閣議決定し、これらを政令で公布する。

2 激甚災害に関する調査報告

市長(市本部長)は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分 考慮し、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

3 激甚災害指定の促進

激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、市長及び関係事業を所管する局長は、県知事及び担当部局長と連絡をとり、激甚災害指定を促進する。

4 特別財政援助の交付に係る手続

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する局長は、速やかに関係調書等を作成し、県に 報告する。

5 激甚災害に係る財政援助等

「激甚災害法」により財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1)公共土木施設災害復旧事業(直轄事業)(補助事業)
- (2)公立学校施設災害復旧事業
- (3) 公営住宅事業
- (4) 生活保護施設災害復旧事業
- (5) 児童福祉施設災害復旧事業
- (6) 老人福祉施設災害復旧事業
- (7) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (8) 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス施設災害復旧事業
- (9)婦人保護施設災害復旧事業
- (10) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (11) 感染症予防事業
- (12) 堆積土砂排除事業(公共施設区域内)(公共施設区域外)
- (13) 湛水排除事業
- 2 農林水産業に関する特別の助成
 - (1)農地等の災害復旧事業
 - (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
 - (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
 - (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業
 - (5) 共同利用小型漁船の建造
- 3 中小企業に関する特別の助成
 - (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業
 - (4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- 4 その他の財政援助及び助成
 - (1)公立社会教育施設災害復旧事業
 - (2)私立学校施設災害復旧事業
 - (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (4) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
 - (5) 水防資器材費の補助の特例
 - (6) り災者公営住宅建設事業
 - (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入
 - (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3章 横浜市震災復興本部

都市経営局

第1節 震災復興事業の推進

1 復興体制

震災後市長を本部長とする「横浜市震災復興本部」を設置し、「震災復興基本計画」を策定するとともに、 震災復興事業実施の総合調整を行う。震災復興事業については、復興のための都市づくりをはじめとし、 経済復興、市民生活再建等市民生活のすべてにわたる分野を対象とする。

2 都市復興の推進

震災復興事業のうち都市づくりに関する分野の復興については、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう、被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

都市経営局

第2節 都市復興の進め方

発災から復興計画策定まで、おおむね次の手順により進める。

1 第1期

- (1) 復興事業推進体制の確立
 - ア 横浜市震災復興本部
 - イ 復興計画検討委員会 各分野ごとに学識経験者等で構成し、復興計画ガイドラインの検討を行う。
 - ウ 庁内検討組織
 - 都市計画関係(復興事業推進のための関連諸制度を踏まえた地域指定等の検討)
 - 事業計画関係(復興事業の実施計画の検討)
 - 組織運営関係(各種審議会、委員会の組織化・運営等)
- (2) 被害状況の概略把握及び地域指定等の検討

ア 概略把握

震災発生後早期に被災状況図を作成し、復興計画の早期策定のための基礎資料とする。被害状況について、現地調査、航空写真等による情報を総合して被害概況を把握する。

イ 地域指定等の検討

震災前の市街地整備状況、被害状況等を踏まえ、復興事業の導入やまちづくりを誘導すべき地域の 検討を行い、必要に応じて関連諸制度を踏まえた地域指定等を行う。

ウ 市民への周知等

地域指定等にあたっては、広報・周知に万全を期する。(関連諸制度を踏まえた地域指定等及び市 民への周知等は第1期以降各期随時実施する。)

2 第2期

(1) 詳細な被害状況把握

復興計画策定に役立てるため、第1期の概況把握に加え、学会等関係機関と連携した現地調査等や、 応急危険度判定等による情報を総合して、被害状況を詳細に把握する。

(2) 震災復興ガイドラインの策定 復興計画検討委員会は、復興の基本理念・方針を示す「震災復興ガイドライン」を策定する。

(3) 都市復興の基本方針の策定

震災復興ガイドラインを踏まえ、都市づくりの目標、根幹的都市施設整備方針、地区別整備方針等を 盛り込んだ「都市復興の基本方針」を策定する。

3 第3期

(1) 震災復興基本計画の策定

横浜国際港都建設審議会を母体として、横浜国際港都復興審議会を設置し、「震災復興基本計画」を策 定する。

(2) 地区別整備計画の策定

地区別の被災の特徴を踏まえてきめ細やかな復興事業を推進するため、地区整備課題・方針、整備手法、整備スケジュール等を示す「地区別整備計画」を策定する。また、まちづくり協議会等の組織化・活性化を図るとともに、十分な調整を行う。

4 第4期

(1) 地区別細部計画の提示

地区別の具体的な整備計画を決定するとともに、費用負担、手続、スケジュール、各種助成・優遇策を合わせて提示する。

参考:地震シナリオ

1横浜市火災シナリオ〔南関東地震、冬(平日)18時、北風3m〕注:【】内の数字は横浜市防災計画震災対策編の該当するページ

時間経過	発災直後(冬18時)~10分	10分~1時間(19時)	1時間~3時間(19時~21時)	3時間~12時間 (21時~翌6時)	12時間~24時間(翌6時~18時)	24時間~48時間	48時間~72時間
想定される被害 の概況 横浜市の動き	・南部の区で被害大きい ・木造建物は多い区で約1/3の13,000棟弱が 大破、他区でも1~2割が大破の区多し・全市 で20,000人が倒壊建物の下敷きに・市南部を 中心に緊急輸送道路に重大な被害 ・ほとんどの鉄道路線に被害が発生 ・市内の6割の世帯が断水、約1割が停電 ・市長(代理者)、市災害対策本部の設置 [140]	・火災が多い区で40箇所、全市で236箇所発生 ・ 110番、119番通報が殺到 ・電話が輻輳 ・ ターミナル駅など市街地では路上や広場に 人があふれる ・ 住民が避難開始 ・ 市本部長、神奈川県知事を通じて、あるい は古姓 白海峡に≪実派海東護【207】	・炎上出火が市内で177件 ・負傷者の医療機関への搬送が増え始める ・閉塞や渋滞により道路交通は麻痺 ・閉塞や渋滞により道路交通は麻痺 ・避難者や安否確認に向かう者の車により道 路混雑 ・一部の地域防災拠点は混雑し始める ・市本部長、災害対策本部会議を開催	・ 延焼出火が69件になり、6時間後には1,500 棟、12時間後にと500棟が焼失 ・ 夜間で被害の詳細確認ができない状況が続く ・ 救出後に死亡確認される人が増加 ・ 余震の続発により、地域防災拠点へ向かう住民が増える ・ 市本部長、災害時の相互応援協定に基づく	・延焼による市内の建物焼失は24時間後に3,800棟に達する・建物倒壊による死者が数千人規模の見通しとなる・断水が77万世帯・医療機関の混雑は激しくなり、医療スタッフ、医薬品、医療資機材が不足し始める・市本部長、記者会見【188】	・延焼が進み48時間後の建物焼失は 6,900棟に達し、焼死者が90人弱となる ・損傷した建物が余震で倒壊する恐れ ・本震により緩んだ急傾斜地等が余震により崩壊する恐れ ・断水は44万世帯に減る(最大で77万世帯) ・テント等に避難している住民も多い ・市本部長、記者会見【188】	・死者数が、多い区で1,000人弱、全市で約3,700人弱になることが明らかになる。 ・負傷者数は約23,000人に達する ・断水は40万世帯を超えている ・災害廃棄物が大量に出てくる ・本震により緩んだ急傾斜地等が降雨により崩壊する恐れ ・市本部長、記者会見【188】
	・安全管理部部長、市本部設置を各区局長・防災関係機関に通知【140】 ・市本部設置を報道機関に通知【140】 ・市本部設置を報道機関に発表【140】 ・強全管理部部長)、災害対場に発手段の確認、確保【184】 ・炎全管理部部長)、災害対策本部体制を発令、非勤務職員を所属動・消防本部は、119番通報、災害監視カメラ、ヘリTV映像、各消防地区本部、公共機関等、強震計等、被害予測システム、その他を通じて初期情報収集【193】	事象等の災害状況に応じて消防本部長が判断) [192] ・各部、早期参集職員により所管施設の被害情報の収集・集約[182] ・各部部長、情報収集員を本部室に派遣[186] ・動員対象職員は動員命令によらず、自発的に所定の動員先に参集開始 [183] ・職員は参集途上で情報収集し、上司に報告 [183] ・安全管理部、ヘリポート及びヘリコブターの保全 [166] ・市本部長、神奈川県知事に応援要請及び応急措置要請 [210]	【143】 ・ 市副本部長・各部部長、市本部室に参集し、配備体制と緊急措置事項を報告【143】 ・ 災害対策本部会議で災害対策の基本方針を ・ 災害対策本部会議で災害対策の基本方針を ・ 災害対策本部会議で災害対策の基本方針を ・ 市本部長、認者会見【188】 ・ 市本部長、現地災害対策本部設置の必要性 を判断【140】 ・ 消防本部長、成援消防機関の受入地点の地点を決 定し、当該消防機関及び受入地点の地区を に適知【192】 ・ 市教の出及を確認多さが、全数は不明 ・ 各数は保護などの教をです。 ・ 市本部長(安全管理部情報統括班)に報告 【1862】 ・ 航空隊(消防ペリ)は、精報収集、災害火 (1862〕・航空隊(消防像伝送、人角員・教物資路と等に (1862〕・航空隊(消防像伝送、人角員・教物資路等の (1864〕・銀条衛搬送等の (1865〕・銀病者搬送、資機材 ・ 健康福祉部部長、県に災害教助法の申請 【260】 ・ 機浜建設業協会に横浜建設業防災作業隊の 出動要請	他市町村への応援要請 [210] ・消防職員、ほぼ参集 ・延焼火災の全現場を把握 ・各部、被害情報に基づき部としての活動の 意志決定 [182] ・安全管理部、横浜建設業防災作業隊の救助 活動を指揮 [193] ・安全管理部、自衛隊受入の連絡調整を行 い、また連絡班事務所を庁内に設置 [164・ 208] ・行政運営調整部、災害情報等をインター ネットへ発信 [146] ・まちづくり調整部、市営住宅・一般家屋・ がけ・宅地等の被害状況の把握 [158] ・安全管理部、緊援隊の編成及び派遣 [166]	・安全管理部、他市町村からの応援に関する 調整 [164] ・市本部長、県知事に対し、指定行政機関等 の職員派遣のあっ旋要請 [210] ・安全管理部部長、信衛隊派遣部隊の被災地 への進入・移動や救援のための相互協力、資 材提供等について連絡調整 【209】		・安全管理部が火災の状況等について情報 登、市本部長が県へ報告(中間報告) 【186】
加速の連続	地震動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□火 □火 □火 □火 □火 □火	避難者(短期) ● 延焼	● 死者·負傷者 □ 衛生機能支障		•	避難者(長期) 健康被害
被害の連鎖 自然の連鎖 自然現被支障 自然の支 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	がけ崩れ 一	1	帰宅困難者 ●輸送の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	飲食機能支障 被災者救護	全科-生活必需品供給 行政機関に対する応援要	災害教助法の適用 → ボランティアの受入れ・活動支援 諸 ・ 放援物資の受入れ・配分 ・ 行方不明者の捜索、遺体の取扱い・火	● 経済支障 ● 被災者の住宅確保・応急修理 □ ころのケア対策 □ 生活衛生活動 □ 広膨活動 ■ 被災者の生活援護
区の状況及び応急対策活動等	関の被災状況等の把握開始 ・災害対策本部体制が発令されたことから、 消か地区本部長運用とする[191] ・消防地区本部は、署所勤務員、消防機動二 輸隊、署外活動中の消防隊等、指令班等、高	被害の大きい区では、炎上出火が35件発生する。 (区)・区本部長、医本部班長・地区隊長・関係に関からを害情報等を受け、区域の災害応息が実施[143]・区本部長、被害状況等を市本部に報告[143]・通信機能によるも、第4名情機能によるも、第4名情報とは、143」・全本部長、被軍用して、その運用人員とも消防隊を運用して、その運用人員とと消防隊を運用して、その運用人員とと消防隊を運力と消防隊を運力と消防隊を運力と消防隊をでする・消防隊に関係と連携とは、企業自衛消防隊と連携に167」・参集者により隊員を増強していく「191」・通信体制を確保するため、無線統制、有線電話の使用統制を実施する【194】(信任民、事業所等)	【区】 ・被害調査班の編成、出動【179】 ・要援護者の安全確保【180】 ・必要に応じて区本部会議を開催【143】 〔消防〕 ・消防隊、消防団は消火活動を優先して実施 【190】 ・地区消防班、必要に応じて避難勧告・指示 を出す ・救助・救急活動は火災現場及びその周辺を 優先し、特装隊、徒歩隊、救急隊を場させる 【191】	超え、さらに12時間後の焼失が1,000棟に達している。 ・被害の小さい区では、消防隊の転戦活動や焼け止まりなどにより鎮火。 〔区・消防〕 ・延焼地域の周辺住民に避難勧告【179】 〔消防〕 ・消防隊、消防団は、消火活動に専念・被害状況、延焼状況に基づき警戒区域を設定 ・火災状況が消防力を下回るときは、消防隊	著しい区で、24時間後の焼失が1,500棟に達する (消防) ・延焼を阻止を主眼とした行動を取る部隊比率の増加 ・多くの消防隊(常備)は大被害地区に応援に行き火災の鎮圧に努める ・応援隊の到着にしたがって、消防団は消火活動から重点を移し、自主防等とともに救助・救急活動、避難誘導等を担う	・延焼が著しい区では2日後の焼失が2,000棟を超える [区] ・火災の状況の把握、市本部への報告 ・消防〕・被害の大きい区では、他区からの応援も含め、市の全消防隊で消火活動でで消火活動でで消火活動を継続 隊を含め、消火活動を継続 下延焼困止による重要施設防御と火災鎮圧に 等数名 (区、消防、機関の連携を密にし、それぞれの 市防災関係機関の連携を密に大きれぞれの では、機関の連携を密に大きれぞれの では、大きな、自衛隊等〕 では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	・重要施設への延焼阻止はほぼ完了している 【区、消防、警察、自衛隊等】 ・防災関係機関の連携を密にし、それぞれの 立場から行方不明者の捜索・救出活動を継続 【232】

2横浜市救出活動シナリオ [南関東地震、冬(平日)18時、北風3m] 注: 【】内の数字は横浜市防災計画震災対策編の該当するページ

時間経過	発災直後(冬18時)~10分	10分~1時間(19時)	1時間~3時間(19時~21時)	3時間~12時間(21時~翌6時)	12時間~24時間(翌6時~18時)	24時間~48時間	48時間~72時間
想定される被害 の概況	・南部の区で被害大きい ・木造建物は多い区で約1/3の13,000棟が大 破、他区でも1〜2割が大破の区多し ・全市で20,000人が倒壊建物の下敷きに・市 民は一斉に家族の安否を確認 ・近隣の被害状況を見るが、既に暗くなって いるため確認が難しい	・火災が多い区で40箇所、全市で236箇所発 生、住民が初期消火にあたる ・自主防災組織の初期消火活動後、消防団が	・炎上出火が市内で177件 ・要救出者を倒壊建物等から救出するが、死 亡確認も少なくない ・夜間、停電のため要救出者の発見、生埋 め・下敷き状態の把握が難しく、救出活動 は、はかどらず ・負傷者の医療機関への搬送が増え始める	・被害全体の詳細確認ができない状況が続く ・延焼出火が69件になり、6時間後には1,500 棟、12時間後に2,500棟が焼失 ・救出後に死亡確認される人が増加 ・夜間、余震により救出活動は進展しない ・救出・消火活動が困難な要援護者等は地域 防災拠点へ	・夜が明け、被害状況の詳細が次第に判明 ・延焼による市内の建物焼失は24時間後に 3、800棟に達する ・建物倒壊による死者が数千人規模になるこ とが確実になる	・延焼が進み48時間後の建物焼失は6,900棟に達し、焼死者が90人弱となる・損傷した建物が余震で倒壊する恐れ・本震により緩んだ急傾斜地等が余震により崩壊する恐れ・救出された要救出者に占める生存者が減少する	・死者数が、多い区で1,000人弱、全市で約3,700人になることが明らかになる・負傷者数は約23,000人に達する・救出された要救出者に、生存者がほとんどいなくなる
	・市長(代理者)、市災害対策本部の設置 【140】 ・安全管理部部長、市本部設置を各区局長・ 防災関係機関に通知【140】 ・市本部長、本部室にで市本部設置を報道機 関に発表【140】 ・通信手段の確認、確保【184】 ・消防局長(安全管理部部長)、災害対策本 部体制を発令【190】	【192】 ・各部、早期参集職員により所管施設の被害情報の収集・集約【182】 ・各部部長、情報収集員を本部室に派遣 【186】 ・動員対象職員は動員命令によらず、自発的に所定の動員先に参集開始【183】	・市本部長、災害対策本部会議を開催 【143】 ・市副本部長・各部部長、市本部室に参集 し、配備体制と緊急措置事項を報告【143】 ・災定【143】 ・党定 143】 ・市本部長、記者会見【188】 ・市本部長、記者会見【188】 ・市本部長、現地災害対策本部設置の必 ・消防、消火活動を優先【190】 ・安全管理部該消防機関の受入地点 を判断【140】 ・安全管理部該消防機関及び受入地点のの数急要請(119番)殺到・要救 ・部長いらの救急要請(119番)殺到・要救 出現場部取集し、「186】 ・移動・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・医療・	・消防、横浜建設業防災作業隊の救助活動を 指揮 [193] ・安全管理部、自衛隊受入の連絡調整を行い、また連絡班事務所を庁内に設置 [164・208] ・行政連営調整部、災害情報等をインターネットへ発信 [146] ・まちづくり調整部、市営住宅・一般家屋・がけ・宅地等の被害状況の把握 [158] ・安全管理部、緊援隊の編成及び派遣 [166]	・市本部長、県知事に対し、指定行政機関等	・消防、残る救出現場へ、保有車両や交通部	・市本部長、記者会見 [188] ・安全管理部が救出者を含めた人的被害を集 計、市本部長が県へ報告(中間報告) [186]
被害の連鎖 自然現象 物的被支 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	地震動 地盤の液状化 がけ崩れ 死者・負傷者・要救出 デイフライン協設被害 活動体制の確立(災害対策本部の設置) 職員の動員・配置	→ 1/2 7-	避難者(短期) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	一	食料・生活必需品供給 行政機関に対する応援要 の処理 公共土木施設の応急対応(復旧)	災害救助法の適用ボランティアの受入れ・活動支援	選難者(長期) 健康被害 経済支障 経済支障 接換者の住宅確保・応急修理 ころのケア対策 上活衛生活動 接災者の生活援護
	(区) ・庁舎の被災状況、庁舎に残っていた職員 ・庁舎の被災状況、庁舎に残っていた職員 ・区長(代理者)が区災害対策本部を設置 【140】・区長(140】・ (140) ・ (140)	[区] ・区本部長、区本部班長・地区隊長・関係機関からの被害情報等を受け、区域の災害応急対策を実施[143] ・区本部長、被害状況等を市本部に報告[143] ・必要に応じて区本部会議を開催[143] ・通信機能に一部障害発生するも、参集した職員等により、要教出者の発生に関する情報	【区】 ・被害調査班の編成、出動【179】 ・要救出者に関する情報が増え、詳細は不明だが、市本部に報告、応援要請【179】 ・重機や照明が必要な高難度の要救出現場が判明、建設土木業者等への協力要請・要援護者の安全確保【180〕 〔消防・区班、必要に応じて避難勧告・指示を出す・消防隊、消防団は消火活動を優先して実施【190】 〔警察】 ・交通規制、警備等の要員を除いて、警官による救助隊を編成開始 「長民、事業所等〕 ・自主防を中心として、難易度の低い現場か	・被害調査班の報告、警察・消防からの情報、住民の通報により、要救出者数が急増、区によって1,000人を突破する勢い・遺体安置所の設置【234】[消防]・消防隊、消防団は、消火活動に専念【警察】・救助隊の出動、救出活動の開始【自衛隊】・広域的な災害であり市域への派遣部隊は限定を路が寸断されているため、重機等を持つ部隊の到着は混れる【住民、事業所等】・自主防等による近隣での救出活動を実施、低難度の現場からの救出続く・被救出者を医療機関へ搬送	・要救出現場、要救出者数の概略を把握、多い区では4,000人を超える [区] ・自衛隊の受入れ、活動拠点の提供【209】・死亡届の受理および火埋葬許可の発行 【181】 〔消防・警察・自衛隊〕 ・救助等事象等について、現場にて各機関の指揮者間で活動区域、分担等を調整 【193】 〔消防〕 ・延焼が依然激しく、消防隊(常備)は消火で運焼が依然激しく、消防隊の区では、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	・教出活動の進捗状況の把握、市本部への報報告 ・区本部での活動調整会議開催 ・救出が必要な者(行方不明者)の届出窓口の開設【232】 ・政本部長は、防災関係機関及び自主防災組織の協力を得て、救出活動の後方活動(警備、交通整理、広報等)を実施【232】[消防]・消火活動を終えた消防隊(常備)が救出活動に加わる・レスキュー隊による高難度救出現場作業続く【警察、自衛隊〕・救出活動の継続(区、消防、機関の連携を密にし、それぞれの立場から行方不明者の捜索・救出活動を実施【232】[住民、事業所等]・行方不明者の所在確認	・被害の多い区では依然として要救助者が残るものの、救助活動はほぼ3日間で終了 (区) ・行方不明者の再捜索現場の洗い出し ・人的被害を集計、市本部長(安全管理部) へ中間報告【186】 (区、消防、警察、自衛隊等) ・防災関係機関の連携を密にし、それぞれの立場から行方不明者の捜索・救出活動を継続 【232』 (警察、自衛隊〕 ・救助隊は大被害地区へ移動

3横浜市医療救護活動シナリオ [南関東地震、冬(平日)18時、北風3m] 注:【】内の数字は横浜市防災計画震災対策編の該当するページ

時間経過	発災直後(冬18時)~10分	10分~1時間(19時)	1時間~3時間(19時~21時)	3時間~12時間 (21時~翌6時)	12時間~24時間(翌6時~18時)	24時間~48時間	48時間~72時間
想定される被害の概況	・南部の区で被害大きい ・全市で20,000人が倒壊建物の下敷きに ・木造建物は多い区で約1/3の13,000棟が大 破、他区でも1~2割が大破の区多し ・市民は一斉に家族の安否を確認 ・近隣の被害状況を見るが、既に暗くなって いるため確認が難しい	・負傷者は医療機関へ向かう ・110番、119番通報が殺到し、警察・消防は 混乱 ・要救出者に対し、近隣住民、自主防災組織 が救出活動開始するが、場所によっては資機 材が不足 ・火災が多い区で40箇所、全市で236箇所発 生、住民が初期消火にあたる	・救出された負傷者(重傷者)の医療機関へ の搬送が増え始める	く ・・救出後に死亡確認される人が増加 ・医療機関では負傷者が増え続けるが、医療	3,800棟に達する	・延焼が進み48時間後の建物焼失は6,900棟に達し、焼死者が90人弱となる・救出された重傷者の医療機関への搬送が続く・医療機関の入院患者(重傷者)の収容に限界・テント等に避難している住民も多く、疲労が蓄積、内科的疾患が表面化	・外科・整形外科系に代わり、内科系の要治
横浜市の動き	・市長(代理者)、市災害対策本部の設置 【140】 ・安全管理部部長、市本部設置を各区局長・ 防災関係機関に通知【140】 ・市本部長、本部室にて市本部設置を報道機 関に発表【140】 ・通信手段の確認、確保【184】 ・安全管理局長(安全管理部部長)、災害対策本部体制を発令【190】	【192】 ・各部、早期参集職員により所管施設の被害	【143】 ・市副本部長・各部部長、市本部室に参集 し、配備体制と緊急措置事項を報告【143】 ・災害対策本部会議で災害対策の基本方針を 決定【143】 ・市本部長、記者会見【188】 ・市本部長、現地災害対策本部設置の必要性 を判断【140】 ・消防、消火活動を優先【190】 ・市民からの教急要請【119番)殺到 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・安全管理部、自衛隊受入の連絡調整を行い、また連絡班事務所を庁内に設置【164・208】 ・行政運営調整部、災害情報等をインターネットへ発信【146】・健康福祉部部長、横浜市薬剤師会に救急医薬品等の供給を要請【201】・健康福祉部部長、災害医療拠点病院等の重議患者等の発生状況に応じ、県医療救護本部と調整を図り、被災地外の受入可能医療機関を確保【203】 能医療機関を確保【203】 ・健康福祉部部長、市災対本部本部及び県医療救護本部に対し、ヘリコブター搬送手段の	の職員派遣のあっ旋要請【210】 ・安全管理部部長、自衛隊派遣部隊の被災地 への進入・移動や教授のための相互協力、資 材提供等について連絡調整【209】 ・健康福祉部部長、他自治体、国公立・大学 病院、私立病院の派遣医療職員、個人ボラン ティア、海外医療団等の受け入れのための調 整【203】	・教育部、児童生徒の安否の集計 [176] ・他機関・市町村から応援を受入れる部長 は、応援を誘導 [211] ・安全管理部部長、海外からの支援受入れに	・市本部長、記者会見【188】 ・安全管理部が救出者を含めた人的被害を集 計、市本部長が県へ報告(中間報告) 【186】 ・健康福祉部部長は区本部長と協同し、被災 地及び避難所等において生活衛生に関する広 報を実施【204】 ・健康福祉部部長は区本部長と協同し、被災 地及び避難所等におけて食品のの 世大沢を施204】 ・健康福祉部部長は区本部長と協同し、 ・健康福祉部部長は区本部長と協同し、 ・健康福祉部部長は区本部長と協同 ・機派福祉部部長は区本部長と協同 ・機、市工ころの健康相談セターを中心 に、県精神保健センター等関係機関と連携 て、心のケア情報の収集・提供【206】
被害の応急対策活動の応急対策活動の応急対策活動の応急が変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変	地震動 地震の液状化 がけ崩れ 死者・負傷者・要粒 元イラル 施設被事 交通施設被害 活動体制の確立(災 害対策本部の設置) 職員の動員・配置	「	遊雞者 (短期) 「婦名因雖者 「輸送の確保 「職務導・受入れ 「要接護者対応 「企共 「公共 「公共 「公共 「公共 「公共 「公共 「公共	────────────────────────────────────	食料・生活必需品供給 の処理 公共・木施設の応急対応(復旧)	製造を表現している。	議職者(長期) 健康被害 経済支障 被災者の住宅確保・応急修理 上活衛生活動 次無活動 被災者の生活援護
区の状況及び応急対策活動等	先に参集開始【183】 ・通信手段の確認、確保【184】	~9割発生し、少ない区でも1割程度発生する。 [区] ・区本部長、地域医療救護拠点の活動開始を 指示 [197] ・反本部長、関係団体の長に対して、地域医 療救護拠点等への出動を要請 [199] ・負傷者搬送のための車両確保 [228] [消防] ・消防隊は消火活動を優先 [190] [医療機関] ・災害医療拠点病院における体制確保 [197] ・医療スタッフの自動参集 ・負傷者受力で医療機関に到着し始める ・負傷者の力で医療機関に到着し始める ・負傷者要許等〕 ・被災住民が多いため自主防災組織の手が回 らず、救出遅れ、病院への搬送も遅れる	所を設置【197】 ・区本部長、健康福祉部部長に医療救護班の	院患者多く、医療機関の対応能力の限界 [区] ・区本部長、区内医療機関の状況を把握し、 健康福祉部部長、地域医療救護拠点等に情報 提供【202】 ・遺体室所の開設【234】 ・地域医療救護拠点の医薬品等不足に応じ、 区本部(福祉保健センター)等の備蓄品を調 達【201】 〔消防〕 ・救急隊による負傷者の医療機関へ搬送が急増 (医療機関〕 ・到着する負傷者等に占める死者および重傷 者の比率が大き収容する病床もそび、必 ・被害の大変やでる病床も一部送が必要、災害医療拠点病院も一部被災しているが、 重篤救急患者の験命医療を実施	「区」 ・区本部長、区内医療機関の状況を把握し、健康福祉部部長、地域医療救護拠点等に情報提供【202】 ・区本部長、必要がある場合、当該区歯科医師会長に対し出動要請【202】 ・遺体安置所に運び、遺体の検案後、納棺【233】 ・区本部長、遺体安置所から斎場等への霊柩	者は減少・重傷者、容態変化による重篤者の広域搬送が増加 [区]・地域医療救護拠点等で慢性疾患患者の受診 可能な医療機関情報を提供 ・区本部長、納棺用の調達 ・医療団、医療ボランティアの地域防災拠点 等での受入れ【203】・区本部長、使性疾患薬を中心に、備蓄医薬 品の供給を市立病院・地域中核病院に要請 【201】・地域医療救護拠点で慢性疾患薬の入手が困 難な傷病に対応【197】 [医療機関】 ・内科的症状の患者が増え始める	・近隣都県下自治体の協力により広域的に火葬を行うため、遺体搬送の実施・避難所等における避難者の健康状態のチェック、健康相談の実施・区本部長、区内医療機関の診療状況を把握し、健康福祉部部長に報告【202】・地域防災拠点等において心のケア情報を提供【206】・区役所における精神医療相談窓口の開設、

4横浜市被災者救援活動シナリオ〔南関東地震、冬(平日)18時、北風3m〕注: 【】内の数字は横浜市防災計画震災対策編の該当するページ

時間経過	発災直後(冬18時)~10分	10分~1時間 (19時)	1時間~3時間(19時~21時)	3時間~12時間(21時~翌6時)	12時間~24時間 (翌6時~18時)	24時間~48時間	48時間~72時間	4日~10日	11日~1箇月
想定される被害の概況	いるため確認が難しい	・火災が多い区で40箇所、全市で236箇所発生、住民が初期消火にあたる 負傷者は医療機関へ向かう 電話が輻輳し、情報連絡は困難 ・ターミナル駅など市街地では路上や広場に 人があふれた。 ・自宅にいた方どもや高齢者等(災害時要援 護者)は地球が災拠点へ避難開始、自主防災 組織等が避難誘導	・炎上出火が市内で177件 ・負傷者の医療機関への搬送が増え始める ・閉塞や渋滞により道路交通は麻痺・避難者 や安否確認に向かう者の車により道路選維 ・市街地では被害や交通機関の情報が十分伝 わらず、混乱が続く・駅周辺に滞留する帰宅 困難者が多い ・一部の地域防災拠点は混雑し始める	・延焼出火が69件になり、6時間後には1,500様、12時間後に2,500様が焼失・夜間で被害の詳細確認ができない状況が続く、余震の統発により、避難所へ向かう住民が増える・市南部では、住民が続々と地域防災拠点へ向かい、地域防災拠点の混雑が激しくなる・全市での避難者数は50万人に迫る	・延焼による市内の建物焼失は24時間後に3,800棟に達する。800棟に達する。建物関壊による死者が数千人規模に ・断水が77万世帯・ライン断絶のため、自宅の被害がない住民も食料や水を求めて地域防災拠点に集まり、多い区では人口の半数に近い95,000人に達する。	・延焼が進み48時間後の建物焼失は6,900 達し、焼死者が世帯に減る ・新水は44万世帯に減る ・余震の恐怖やライフライン途絶のため、 間だけ地域防災拠点に来る住民や、食事の 供を受けるだけの住民も多い ・避難者の最も多い区では人口の4割を超: 他の大被害区でも2割に達する ・地域防災拠点の混雑を嫌って、テント等	3,700人になることが明らかになる - 負傷者数は約23,000人に達する・断水は最 技時の77万世帯から43万世帯弱まで滅るが、 技統として余震も多く、二次災害を恐れて避 難者は大きくは滅少しない	・上水道の応急復旧は進められるが、断水世帯は多い ・電話がほぼ全市で復旧 ・上水道、電気、ガス、電話等の復旧に比例 して被災者の一部は地域防災拠点から帰宅を 始めるが、依然として50万人近い市民が避難 中	・避難指示・動告が解除され、全半壊住宅以 外の被災者は、ほぼ自宅に戻る ・電柱被害の暫定復旧が完了し、ほぼ全市で 停電解消・被災者に身体的精神的な疲労が蓄 積 ・避難者数は32万人弱に減少してくる
模浜市の動き	· 市長(代連者)、市災害対策本部の設置 [140] · 安全管理部部長、市本部設置を各区局長・ 防災関係機関に通知〔140] · 市本部長、本部室にて市本部設置を報道機 関に発表〔140] · 適信手段の確認、確保〔184〕 · 安全管理局長(安全管理部部長)、災害対 策本部体制を発令〔190〕	・市本部長、神奈川県知事を通じて、あるい は直接、自衛隊に災害派遣要請 [207] ・県に緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の派 遠調整を要請 各部、早期参集職員により所管施設の被害 情報の取ま、集約 [182] ・参部、政策、情報収集員を本部室に派遣 「186] ・動員対衆職員は動員命令によらず、自発的 に所定の動員先に参集開始 [183] ・市本部長、神奈川県知事に応援要請及び応 急措置要請 [210]	・市本部長、災害対策本部会議を開催 [143] ・市副本部長、災害対策本部会議を開催 [143] ・市副本部長・各部部長、市本部室に参集 し、配備体制と緊急措置事項を報告、[143] ・京湾対策本部会議で災害対策の基本方針を 決定 [143] ・市本部長、現地災害対策本部設置の必要性 を判断 [140] ・各部部長・区本部長、人的被害を含む被害情報を収集し、市本部長(安全管理部情報統 括近)に報告 [186] ・複数区にまたがる広域避難を要する地区が あり、市長気で避難動告・指示の行政の が送機関に対し放送要請 [214] ・市長、気配区域の避難動告・指示の任選のため、放送機関に対し放送要請 [214] ・市長、策配区域の設定 [215] ・健康福祉部部長、県に災害救助法の申請 [260]	・市本部長、災害時の相互応援協定に基づく 他市町村への応援要請 [210] ・各部、被害情報に基づき部としての活動の 意志決定 [182] ・安全管理局。自衛隊受入の連絡調整を行 い、また連絡班事務所を庁内に設置 [164・ 208] ・行政運営調整部、災害情報等をインター ネットへ発信 [146] ・市本部長又は本道部部長、協定に基づき関 係機関に応急総次の応援要請 [238] ・水道部、配水池及び災害用地下給水タンク での応急給水の準備 [235]	への進入・移動や救援のための相互協力、資 材提供等について連絡調整 【209】 ・被災者の一時的受入れに必要な場合、県に 県有施設の利用を要請 【218】	- 市本部長、記者全東【188] - 他機関、市町村から応援を受入れる部長は、応援隊を誘導【211] - 安全管理部係等、海外からの支援が受力して、原、国と連絡制度して判断し、受力。 他康福祉部長、要援護が受力を指し、関係各部部長及び区本部長に周知(219] - 市本部長、県知事に生活必需品の供給を指し、健康福祉部部長、被災者が必要な均額を担任。 (243] - 健康福祉部部長、教援物資輸送のため、全管理部部長に車両確保要請【243] - 健康福祉部長に車両確保要請【243] - 健康福祉部長に車両確保要請【243] - 健康福祉部長に車両確保要請【243] - 遺滅循環部の集足(2対策班、日レンタルトレ配金計2回の策定【243] - 支流循環部の策定【243] - 支金管理部・行政運営調整・環境の	入 飲料水及び食品の衛生状況を把握し、管理指導を実施 [204] ・健康福祉部、応急仮設住宅需要の把握 [280] ・水道部、地域防災拠点等への運搬給水を実 医 [235] ・資源循環部、地域防災拠点を優先したごみ 収集開始 [247] ・家庭ごみの仮置場開設 [248]	・健康福祉部、要援護者の他地域での受入 れ、広域的な援護体制確保等に係る連絡調整 の実施 [218] ・健康福祉部部長、専門的福祉ポランティア ・や他自治体の福祉職の応援を受入れ、要援援 者の教助事務体制を確立 [221] ・健康福祉部制表、物資転配機点での作業へ の協力を、企業、日赤、ボランティア等に要 請 [243] ・応急仮設住宅設値声数決定のため、住家の 全壊・全焼・流出数を県に報告 [279] ・水道部、緊急給水栓での応急給水を実施 [235]	- 市本部長、避難動告・指示の解除 [214] ・健康福祉部、公営住宅の空家住宅への一時 ・健康福祉部、公営住宅の空家住宅への一時 入居募集 [280] ・まちづくり調整部、県が行う住宅の応急修 理に協力 [280] ・水道部、他都市からの応援により応急復旧 体制を強化 ・健康福祉部、応急仮設住宅入居者を募集 し、入居者選定(県から委任) [279] ・資源循環部、がれき類等の仮置場開設 [282]
	地震動 ・ 建築物被害	◆ 住機能支障 ・	→ 避難者(短期)				避難者(長期)	●健康被害	
	がけ崩れ	出者	· □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	死者·負傷者			■■■	● 医棄物処理活動	
	→ ライフライン施設被	ライフライン機能支障	770 C 54700 U			災害牧助法の適用 ボランティアの受入れ・活動支援	被災者の住宅確保・応急修理	*	
被害の連鎖 自然現象	◆ <u>交通施設被害</u>	☆通・輸送機能支障 ・警備・交通対策 ・情報の収集・報告・記録	輸送の確保	被災者救護	→ 行政機関に対する		生活衛生活動		
物的被害 基盤支障	活動体制の確立(災 害 情報受伝達 体制確立	※ 災害広報・報道 消火活動 消防応援要請		施設の応急対応・利用	食料·生活必需品供給	救援物資の受入れ・配分	☆の生活経識	1	
人的被害生活支障	対策水郊の設局・配置	救出活動	広急医療·救護活動	広域医療搬送	の処理 公共土木施設の応急対応(復旧)	行方不明者の捜索、遺体の取扱い・火			推 進
応急対策活動の フロー									
区の状況及び 応急対策活動等	(区) ・庁舎の被災状況、庁舎に残っていた職員の安否を確認 [179] ・区長(代理者)が区災害対策本部を設置 [140] ・原宅していた区職員は自発的に所定の動員 先に参集開始 [183] ・通信手段の確認、確保 [184] ・被害情報 (教急教助の必要状況) の収集開始 [186] (消防) ・技術を情報 (教急教助の必要状況) の収集開始 [186] ・判断務職責状況、火災の発生状況、医療機関の被災状況等の把握開始 ・消防団員の動員 [190] ・非動務職情報の収集を開始 (医療機関・建物の被災状況、入院患者および職員の安否を確認 [住民)・家族の安否を確認 [住民)の確認を開始 ・教出が必須組織のメンバーは近隣の被害状況 の確認を開始・発力の確認を明婚・教力が知識の大力には近隣の被害状況の確認を開始・表情報の収集を開始 [187]	区・住民) - 区本部拠点班、地域防災拠点の開設準備値記	・住民が避難を開始 「区] ・区長(区本部長)、火災延焼地区等に避難 助吉あるいは指示を行〔213〕 ・市長(市本部長)・区長(区本部長)常察 官・海上保安官が避難指示し、市長・区長 報告等に対し、広報 理動告・指示を行ういとまがないとき、警長 報告第一次では、1213〕 ・選難動告・指示を地域住民に対し、広報 車、ハンドマイク等により内容伝達〔214〕 ・区本部長、避難勧告・指示の実施を市本部 長に報告長、避難勧告・指示の実施を市本部 を収益し、当該施設の 管理者に通知するとともに、職員を派遣し、 避難者登入れ措置を請じる[215] ・関係機関及び自主防災組織の協力により、 組織的な選携導の実布等 ・鉄道事業者・事業者等による帰宅困難者へ の避難誘導の実施	(区) ・ 区本部拠点班、避難者の住所、氏名、人数、健康状態、傷病者の有無等把握し、区本部長に報告 [216] ・ 区本部等を、避難施設における避難人員、傷病者の有無等を、要難領に沿って市本部長に報告 [216] ・ 区本部等から地域防災拠点へ地震関連情報を提供 [216] ・ 区本部等から地域防災拠点へ地震関連情報を提供 [216] ・ 区本部等から地域防災拠点へ地震関連情報を提供 [216] ・ 区本部等から地域防災拠点へ地震関連情報を提供 [217] ・ 区本部域上、こども青少年部は、利用者(人所者)及び施設の被害状況を犯極和初、こども青少年部は、利用者(人所等)及び区本部長に報告 [219] ・ 区役所等で備蓄している毛布等の生活必需品を接近者に総与5年布等の生活必需品が大量に不足し、要其不足し、要其に不足し、要其	【217】 ・ 区本部長、米穀を区内米穀登録 ・ 下楽者から調達、あるいは環境創造部部長 に調達要請【240】 ・ 区本部長、副食品・調味料等を区内関係業 者等から調達、あるいは経済観光部部長に調 運要請【240】 ・ 毛布等が大量に不足し、経済観光部部長・健康福祉部部長に供給を要請【242】 ・ 区本部拠点班、避難者の生活環境に注意 し、ブライバシーに配慮しながら災害応急対 疾を実施【216】	・区本部長、避難者の状況、救援物資の供状況等を報告【216】 ・区本部援護班、発災後48時間以内に緊急	先的配送を要請 ※ ・被害の大きい区では貯水槽からの給水が底	[区] ・ほとんどの区では、貯水槽からの給水が底をつき、給水車による給水、水道の応急復旧を市本部に要請 ・避難場所等での給水体制の強化 ・応急仮設住宅入居必要被災者数の把握 【280] ・生活相談窓口の開設 [273] 【住民、区、学校】 ・地域防災拠点運営委員会、避難所運営を継続 【216】	「区」・ 区本部長、避難勧告・指示の解除 [214] ・ 到着する教接物資が増加し、仕分けや配送の要員を増強・り災証明書は、発災後20日ころから発行[275] ・ 災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給手続きの開始 [274] (住民、区、学校) ・ 地域防災拠点運営委員会、避難所運営を継続 [216] (住民) ・ 、避難場所から、自力で手配した住居に移動、あるいは疎開する被災者が増加

298

5横浜市道路(啓開)関連活動シナリオ〔南関東地震、冬(平日)18時、北風3m〕注:【】内の数字は横浜市防災計画震災対策編の該当するページ

時間経過	発災直後(冬18時)~10分	10分~1時間(19時)		3時間~12時間 (21時~翌6時)	12時間~24時間 (翌6時~18時)	24時間~48時間	48時間~72時間	4日~10日	11日~1箇月
想定される被害 の概況	・南部の区で被害大きい ・木造建物は多い区で約1/3の 13,000棟が大破、他区でも1~2割 が大破の区多し ・全市で20,000人が倒壊建物の下 敷きに ・市南部を中心に緊急輸送道路に 重、ほとんどの鉄道路線に被害が発生	・火災が多い区で40箇所、全市で236箇所発生 ・110番、119番通報が殺到・電話が輻輳 ・電話が輻輳 ・ターミナル駅など市街地では路上や広場に人が あふれる ・住民が避難開始	・炎上出火が市内で177件 ・負傷者の医療機関への搬送が増 え始める ・閉塞や渋滞により道路交通は麻 ・避難者や安否確認に向かう者の 車により道路混雑 ・一部の地域防災拠点は混雑し始 める	・延焼出火が69件になり、6時間後には1,500棟、12時間後に2,500棟が焼失 ・夜間で被害の詳細確認ができない状況が続く ・変し、大児が続く ・余震の続発により、地域防災拠点へ向かう住民が増える	に3,800棟に達する ・建物倒壊による死者が数千人規模に ・断水が77万世帯	・延焼が進み48時間後の建物焼失は6,900棟に達し、焼死者が90人弱となる・損傷した建物が余震で倒壊する ・本震により緩んだ急傾斜地等が余震により崩壊する恐れ・断水は44万世帯に減る・テント等に避難している住民も	・断水は40万世帯を超えている ・災害廃棄物が大量に出てくる	・延焼火災が鎮火する一方で、新たに通電火災が発生する ・ライフライン復旧に比例して、 被災者の一部は地域防災拠点から ・上水道の応急復旧は進められる が、断水世帯は多い ・電話がほぼ全市で復旧	・避難指示・勧告が解除され、全 半壊性宅以外の被災者は、ほぼ自 宅に戻る ・電柱被害の暫定復旧が完了し、 ほぼ全市で停電解消 ・被災者に身体的精神的な疲労が 蓄積
横浜市の動き	・市内の6割強の世帯が断水、約1 ・市長(代理者)、市災害対策本部の設置(140) ・安全管理が防災関係機関に通知の 【140】 ・市本部長、本部室にて市本部設置を 各局区長・防災時保機関に通常、 (140】 ・市本部長、大田本部設置を報道機関に発表、確保【184】 ・安全管理局長、全管理部部長人)、災害対策、部体制を発令 【190】・道路部部長、防災体制を確立 【226】・交通部(地下鉄・パス)、乗客の安全確保【172・173】	・市本部長、神奈川県知事を通じて、あるいは直接、自衛隊に災害派遣要請【207】・県に緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の派遣調整を要認。市本部長、神奈川県知事に応援要請及び応急措置要請【210】・各部部長、情報収集員を本部室に派遣【186】・動員対象職員就動員命令によらず、自発的に所定の動員先に参集開は【183】・土木事務所地区隊、参集時の把握情報、市民通報、作業隊等の巡回報告、緊急点検等により被災状況を把握し、道路部情報収集班に報告【226】・道路部传報、工大事務所地区隊からの被災情報、運集研に報告、土木事務所地区隊からの被災情報、国、県等の管理道路の被災状況、災害対策方法などの情報を収集整理【226】・	開催 [143] ・市副本部長、各部部長、高浩 室に参集し、配備体制と緊害対策の 事項を報告、[143] ・災害対策な決定 [143] ・炎忠大部長、自独 ・炎害対策決決に [143] ・各部が最大等決定、日報で災害対策の 基本方針を決定、日報で災害対策の 基本方針を決定を収集し、市か 長長 (安全管 に186] ・市本部長、配者会見(188] ・市本部長、配者会に減避難難 があり、市長名で で変し、市本の [213] ・市道路部長部に「213] ・市道路部長部に「226] ・市道路部長部に「226] ・市は、227] ・市は、227] ・市場係で、227] ・市場係で、227] ・名部 にいての場合、条部 を構定、227] ・全部に制定を要請 [228]		活動を調整【226】 ・健康福祉部部長、地域防災拠点への医	・港湾部、関東地方整備局京浜港湾事務所と協力し、海上輸送基地を優先的に応急復口[258]・環境創造部、河川護岸について、河川断面の確保と緊急車両の通行確保を優先し、河道たい積物の除去、仮設土留めなどの復旧	・市本部長、記者会見【188】 ・安全管理部が救出者を含めた人 的被害者を集計、市本部長が県へ報 告(中間報告)【186】 ・健康福祉部、応急仮設住宅需要 の健康【280】 ・土木事務所地区隊、大規模被害 所を除き、緊急輸送路の道路路 開を完了	階の輸送に加え、災害復旧に必要	
皮害の連鎖 事との連鎖 事との連鎖 事をを 事を を を を を を を を を を を を を を を を を	・ 推察動	※上出火 ※広告出火 ※広告出火 ※広告出火 ※広告出火 ※広告出火 ※広告に対策 ※位置に対策 ※位置		正確 死者・負傷者 一	者救護 → 行政機関に対	災害救助法の適用 ボランティアの受入れ・活動支援 さる広接要請 被援物資の受入れ・配分	選難者(長期) 旅災者の住宅確保・ ここのケア対策 生活像生活動 広藤活動 旅災者の生活掲載 大藤活動 旅災者の生活掲載	■ 藤 藤 藤 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳 徳	
区の状況及び応急対策活動等	・車両の緊急停車 ・緊急輸送路(1次・2次)に指定されている路線で道路被害が発生し、計5万合前後が立ち往生 (区) ・庁舎の板災状況、庁舎に残っていた市職員の安全ででは「140] ・反長で、代理者)が区災害対策本部を設置(179] ・帰宅していたと図職員は自発的に所定の事員のでは認、報助の必要状況の消防・過信害情報(教急教助の必要状況の消防・過程書情報(教急教助の必要状況の消防・災害動策職員(180] ・炎害動等の被災状況等の発生提別等事務職員、186] 「消防」(190]・・地域の被害情報(190]・・地域の被害状況、災の発生提別的、と災害機関の被災状況等の犯生提別的。 「警察」等の表別に警察本部を設置(1203] ・変素に警告は上必要な情報の収集に変別事の収集を開連を受け、1223]	「区】 ・区本部が保有し又は確保できる車両・舟艇等を確保【228】 ・ 正本事務所地区隊、参集時の把握情報、市民通報、代業隊等の巡回報告、緊急点検等により被災状況を把握し、区本部、市本告【226】 「養寮] ・ 所要の要員を市本部に派遣【223】 ・ 新援地の交通混乱防止、交通対策の迅速・的確情報の英通混乱防止、交通対策の迅速・的確報、交通短地の交通混乱防止、交通対策の迅速・的確報、交通と関係機関等があらの情報、交通を知識があた。関係機関等がある。 「223】・ 被災地の交通と別等がある。「225】 ・ 流入抑制のための交通整理・交通規制の実施により、情報と収集性(225】 ・ 流入抑制のための交通整理・交通規制の実施にあけ、都東国道及び被災地への流入即制のため、一般同流入上、以前、日本政策との連携について、らるたり、都東国道とおけるインターチェンジ等から。「混乱防止及び破災地への流入即制のため、一般同域規制を設定は対して域、の流入を設定とし、同区域規制を設定を認定といる。「224】・交通規制の実施【225】 ・ 姿強等するう回路を 指定【224】・ 交通規制の実施【225】 ・ 路線の点検	【警察] ・緊急交通路として指定するに応車 ・緊急変通路の中結果、	・土木事務所地医隊、市本部の道 路容開方針を最優先に、緊急輸送 路等について、緊急輸送 し、作業隊・支援隊の協力 を受けて啓開【226】 「警察」・看板、垂本幕、広報車両、航空 機及び現場の積極的実施【225】 ・テレビ、した交通規制 内容の広報の積極的等あらゆる広報 解体を使用と交通規制 知【225】 「京浜港長」 ・京浜港長は海上保安庁の港内状		緊急通行車両の走行に支障 (区) ・土木事務所地区隊、緊急輸送路 等の啓開活動を継続【226】 ・土木事務所地区隊、河川護岸に ついて、河川断面の確保と緊急車 両の通行確保を優先し、河道たい 積物の除去、仮設土留めなどの復 旧工事実施【258】	・道路啓開が進み、救援物資の輸送量は増加 (区) ・土木事務所地区隊、大規模被害 箇所を除き、緊急輸送路の道路啓開を完了 ・ほとんどの区で、物資集配拠点に輸送 [239] ・交通情報の広報	「区」 ・土本事務所地区隊、応急復旧調確定業施、道路を開完了までの確定が必要な情報とは日方法等について区本部、道路部部長に報告【258】・土木事務所地区隊、河川等土木施設の広報	・交通規制、不急車両使用の自粛が行き渡り、緊急通行車両の走行は円滑になる (区)・土木事務所地区隊、道路、河川等土木施設の応急復旧の継続・交通情報の広報・一部の路線を除き、道路の応急復旧を完了 (警察)・一部を除き、一般車両の通行禁止・制限区域の解除

第5部:東海地震事前対応計画

第5部 東海地震事前対応計画

第1章 警戒宣言の発令

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号以下、「大震法」という。)の規定に基づく「東海地震に係る地震防災対策強化地域」(以下「強化地域」という。)の指定は東海地方を中心に8都県170市町村(平成20年4月1日現在)が指定されている。

神奈川県下では、茅ケ崎市以西の19市町が、強化地域の指定を受けているが、本市は、指定地域外とされている。

しかしながら、本市は、これら強化地域に近接しており、東海地震発生時には震度4~6弱程度の揺れが 予想されることから、強化地域に準じて本計画を定めている。



消防局

第1節 東海地震に関連する情報と本市の体制

1 警戒宣言の発令の手続

- (1) 東海地域を中心に展開されている観測網からの各種観測データが、リアルタイムで気象庁にテレメータされており、常時異常の有無が監視されている。
- (2) 観測データに異常が認められた場合、それが大規模な地震に結びつくかどうか緊急に判定するため、 気象庁長官は、地震防災対策強化地域判定会(以下、「判定会」という。)の招集を判定会会長に要請する。
- (3) 判定会会長は、データの内容を勘案し必要と認めた場合は、判定会を招集する。
- (4) 気象庁は、「東海地震に関連する情報」を行政機関及び報道機関に通報、伝達する。
- (5) 判定会が、大規模な地震の発生するおそれがあると判定した場合には、気象庁長官は、直ちに「東海地震予知情報」を内閣総理大臣に報告する。
- (6) 内閣総理大臣は、閣議を招集し「警戒宣言」の閣議決定を行う。
- (7) 内閣総理大臣は、テレビ、ラジオ等あらゆる報道機関を通じて「警戒宣言」を発令する。

2 気象庁による東海地震に関連する情報の発表基準・解除基準

情報の種類	発表基準	解除基準
東海地震	東海地震の前兆現象について直ちに評価で	1 東海地震発生のおそれがなくなった
観測情報	きない場合	と認められた場合
	(少なくとも 1 箇所の歪計で有意な変化が	2 発生した地震が直ちに東海地震に関
	観測された場合等、又は顕著な地震活動が	連性がないと判断できる場合、安心情報で
	発生した場合であっても東海地震との関連	ある旨を明記して発表
	性について直ちに評価できない場合等)	(全ての歪計の変化が収まる等、前兆すべ
		りの可能性がなくなったと認められた場
		合等、又は地震は発生しているが地殻変動
		が観測されておらず、地震活動が収まる傾
		向であることが認められた場合等)
東海地震	東海地震の前兆現象である可能性が高まっ	東海地震発生のおそれがなくなったと認
注意情報	たと認められた場合	められた場合、その旨を発表。
	(2箇所の歪計で有意な変化が観測された	(全ての歪計の変化が収まる等、前兆すべ
	場合であって、前兆すべりによるものであ	りの可能性がなくなったと認められた場
	る可能性が高まった場合等)	合等)
東海地震	東海地震が発生するおそれがあると認めら	
予知情報	れた場合	
	(3箇所以上の歪計で有意な変化が観測さ	
	れた場合であって、前兆すべりによるもの	
	と認められた場合等)	

3 警戒宣言等

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」及び内閣総理大臣が発令する「警戒宣言」等の情報は次のと おりである。

(1) 東海地震観測情報

この情報は、東海地震の前兆現象について直ちに評価できない場合に発表されるもので、これを受け 情報収集連絡体制がとられる。

なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合には、安心情報である旨を明記して発表される。

(2) 東海地震注意情報

この情報は、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表するもので、これを受け準備行動開始の意志決定等の対応がとられる。

また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められる場合はその旨が発表される。

(3) 東海地震予知情報

この情報は、東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められる場合は、その旨が発表される。

(4) 警戒宣言

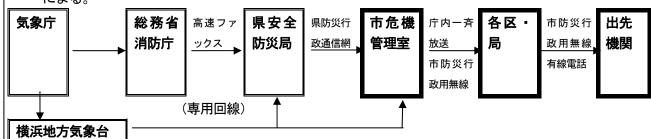
内閣総理大臣が、気象庁長官から東海地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発する。

第2節 警戒宣言等の伝達

1 「東海地震に関連する情報」等の伝達

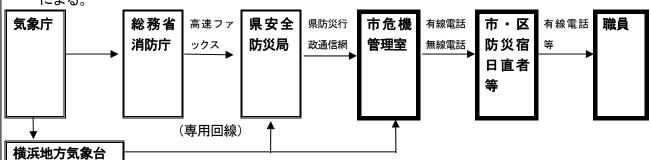
(1) 勤務時間内の伝達経路

勤務時間内における東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報の伝達は、次の系統図による。



(2) 勤務時間外の伝達経路

勤務時間外における東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報の伝達は、次の系統図による。



2 警戒宣言の伝達

警戒宣言の伝達は、次の系統図による。



3 関連情報の受伝達

(1) 県知事が行う防災に関する通知又は要請の受伝達

消防局危機管理室は、災害対策基本法第55条の規定に基づき県知事が行う、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についての通知又は要請を受信した場合は、同法第56条の定めるところに基づき、敏速かつ的確に関係区、局、機関等に伝達する。

(2) 異常現象等発見者の通報に係る情報の受伝達

各区局長は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその通報を受けた警察官あるいは海上保安官からの通報に接した場合には、速やかに実態を調査把握するとともに、遅滞なくその旨を市長(又は総務局長。以下同じ)に報告する。この場合において市長は、災害対策基本法第 54 条第 4 項の規定に基づき、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(3) その他

- ア 関係法令等に基づき実施する防災に関する情報の受伝達に関しては、その目的及び内容等に応じ、 迅速かつ的確に対応する。
- イ その他防災に関して、本市が必要と認める情報については、積極的にこれを収集し、関係機関に伝達する。

第2章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震注意情報が発表された場合、本市及び防災関係機関は、速やかに警戒宣言発令に備えた体制を確立する。

この章では、東海地震注意情報発表時における本市の体制及び実施すべき措置並びに市民、事業者等の実施すべき措置について定める。

第1節 市の活動体制

1 警戒本部の設置

消防局危機管理室危機管理部長は、東海地震注意情報の伝達又は報道に接したときは、東海地震警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置し、その旨を市長に報告する。

(1) 市警戒本部の設置

ア 組織構成(図1)

市警戒本部長		消防局危機管理室危機管理部長(危機管理副統括責任者)
	構成局	全区局をもって構成する。
	構成局の責任者	副局長等(危機管理責任者)

イ 市警戒本部会議

市警戒本部会議	市警戒本部長は、活動方針の決定、災害応急対策の協議のため、必要に
の 開 催	応じて構成員を招集し、市警戒本部会議を開催する。
職員の派遣	市警戒本部の構成局副局長等は、所属職員の中から災害応急対策に係る
戦 貝 の 派 追	協議・連絡調整及び情報収集を行う者を指名し、市警戒本部に派遣する。
関係者の出席	必要に応じて防災関係機関等の出席を求める。

ウ 主な対応

	1 市庁舎5階危機管理センターに市警戒本部を設置する。	
	2 市警戒本部を設置したときは、警戒本部事務局から直ちにその旨を全	
	区局及び防災関係機関等に通知する。また、市警戒本部の設置を報道機	
	関に発表する。	
主 な 対 応	3 表1に定める事務	
	4 東海地震注意情報に関する情報収集・伝達	
	5 市警戒本部構成各局及び区警戒本部の職員配備状況の把握	
	6 発災時の対応要領の検討(災害対策本部設置準備)	
	7 その他必要な措置	

消防局

(2) 区警戒本部の設置

ア 組織構成(図1)

区警戒本部長	副区長
構成場	副区長が編成する班及び資源循環局事務所、土木事務所、水道局地域サ
	ービスセンター及び消防署をもって構成する。

イ 区警戒本部会議

	1 区警戒本部長は、活動方針の伝達、災害応急対策の協議のため、必要
区警戒本部会議	に応じて構成員を招集し区警戒本部会議を開催する。
の 開 催	2 必要と認めるときは、構成する所長又は消防署長に対し、情報収集・
	伝達のための職員の派遣を要請する。
	1 区警戒本部を構成する所長又はセンター長又は消防署長は、区警戒本
	部長からの要請又は必要と認めるときは、所属職員の中から情報収集を行
職員の派遣	う者を指名し、区警戒本部に派遣する。
	2 区警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し、情報を
	収集する。
関係者の出席	区警戒本部長は必要に応じて区防災対策連絡協議会の構成機関等の出席
関係句の山係	を求める。

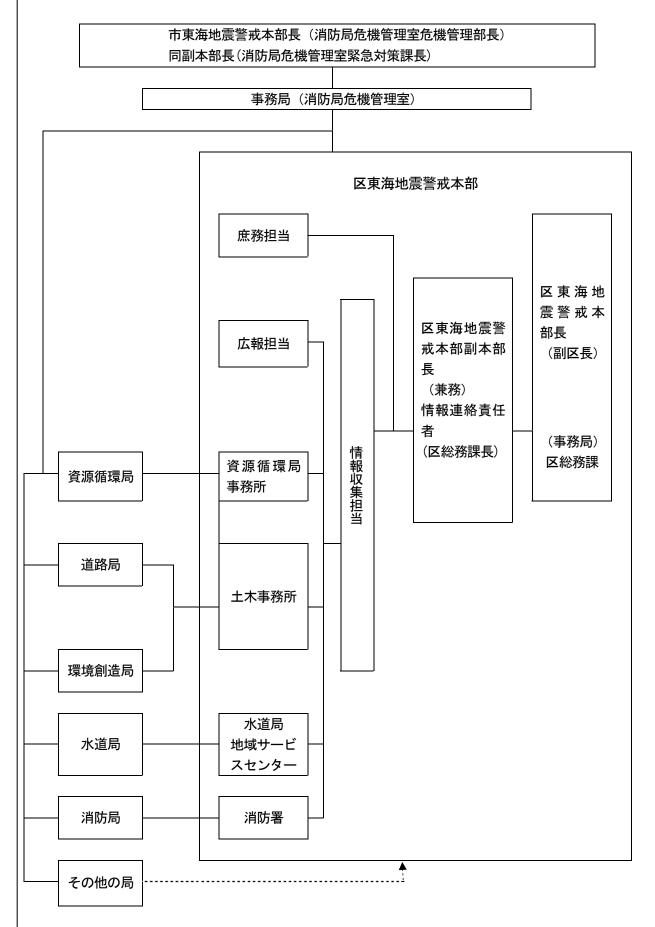
ウ 主な対応

	1 区庁舎内に区警戒本部を設置する。
	2 表2に定める事務
) + +> +> E	3 東海地震注意情報に関する情報収集・伝達
主 な 対 応 	4 区警戒本部及び署所の職員配備状況の把握
	5 発災時の対応要領の検討(区災害対策本部設置準備)
	6 その他必要な措置
所管する応急活動の準備を実施するとともに、区警戒本部長の	
構 成 署 所 等 対策準備の指示又は要請に応ずる。ただし、所管局長の命を受け	
の 対 応	準備を実施するため区警戒本部長の指示又は要請に応じられないときは、
区警戒本部長に対し、その旨を通報する。	

2 警戒本部の廃止

東海地震発生のおそれがなくなった旨の東海地震注意情報が発表されたときは、市・区警戒本部を廃止する。

図1 東海地震注意情報発表時の横浜市(区)災害対策警戒本部の組織構成



※区東海地震警戒本部においては、資源循環局事務所及び水道局地域サービスセンターは勤務時間中における車両による広報を担当する。

表1 市東海地震警戒本部の事務分掌

本部長	副本部長		事務分掌
		警戒本部事務 局(消防局危機 管理室)	1 市警戒本部の運営、庶務に関すること。 2 各局及び区警戒本部等との連絡調整に関すること。 3 職員の配備・動員に関すること。 4 東海地震注意情報等の収集及び伝達に関すること。 5 応急活動準備の総合調整に関すること。 6 防災指令その他市警戒本部長命令の伝達に関すること。 7 本部情報の総括に関すること。
		政策局	1 市長による市民への呼びかけに関すること。2 テレビ・ラジオによる広報に関すること。3 報道機関との調整に関すること。4 横浜市立大学との連絡調整に関すること。* 市東海地震警戒本部設置時は、1、2、3については警戒本部事務局において活動。
		市民活力推進 局	1 所管施設の点検・管理保全に関すること。 2 文字放送等による広報に関すること。
		文化観光局	1 所管施設の点検・管理保全に関すること。
		こども青少年 局	1 特別避難場所の点検・確認に関すること。2 所管施設の点検・管理保全に関すること。3 児童・障害者の安全確保に関すること。
消防局 危機管理室危機管理部長	消防局 危機管	健康福祉局	1 特別避難場所の点検・確認に関すること。 2 生活必需品、救援物資等の確認に関すること。 3 所管施設の点検・管理保全に関すること。 4 児童・障害者・高齢者の安全確保に関すること。 5 地域医療救護拠点との連絡に関すること。 6 医薬品等の点検・確認に関すること。 7 医療救護班の確認に関すること。 8 医療品、器材等の調達体制確認に関すること。 9 病院施設の点検・確認、安全確保に関すること。 10 入院患者の安全確保に関すること。 11 医師会、薬剤師会、歯科医師会との連絡調整に関すること。
室	室室	資源循環局	事業所による広報活動の支援に関すること。
機管理	危機管理室緊急対策課長	経済局	1 生活物資の調達及び輸送体制の確認に関すること。2 青果物、水産物、食肉等の調達及び輸送体制の確認に関すること。
部長	課長	道路局	1 緊急交通路、緊急輸送路の確認に関すること。 2 土木事務所の広報活動の支援に関すること。
		消防局	 1 地震警戒消防本部の運営、庶務に関すること。 2 必要増強隊等の編成に関すること。 3 必要資機材の確認等、出場準備に関すること。 4 緊急消防援助隊受援準備に関すること。 5 へリ等による広報活動に関すること。 6 地震警戒消防地区本部への指示、命令、連絡等に関すること。
		水道局	1 水道施設の点検・確認に関すること。 2 必要資機材の点検・確認に関すること。 3 応急給水活動の確認・準備に関すること。 4 地域サービスセンターの広報活動支援に関すること。
		交通局	 1 所管施設の点検・管理保全に関すること。 2 応急資機材等の点検・確認に関すること。 3 燃料等の調達体制の確認に関すること。 4 地下鉄施設の点検・管理保全に関すること。 5 乗客の安全確保に関すること。 6 乗客への広報に関すること。 7 地下鉄及びバス応急対策活動の確認に関すること。 8 救援物資等の輸送体制の確認に関すること。
		教育委員会事 務局	1 所管施設の点検・管理保全に関すること。2 臨時休校措置、児童生徒の安全確保に関すること。
		(市立学校) その他の局	3 地域防災拠点運営委員会等との連絡調整に関すること。 所管業務に係る応急活動準備に関すること。

表2 区東海地震警戒本部の事務分掌

区警戒 本部長	事務分掌		
	1 区警戒本部 2 関係機関と	部長(総務課長) 長の補佐に関すること。 の連絡調整に関すること。 近に関すること。	
副区長	区役所	情報連絡責任者(総務課長兼務) 1 東海地震注意情報等に関すること。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 3 区警戒本部長命令に関すること。 庶務担当 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。 ・ 「区災害対策警戒本部」の標示 ・ その他 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 車両等資機材の点検・確保や配置等に関すること。 4 地域防災拠点・地域医療救護拠点(備蓄・機材等)の点検・確認に関すること。 5 地域防災拠点・地域医療救護拠点(備蓄・機材等)の点検・確認に関すること。 6 所管施設の点検・管理保全に関すること。 7 他の担当の所管に属さないこと。 情報収集担当 1 東海地震注意情報等の受伝達に関すること。 2 住民情報等に関すること。 3 その他情報の集約に関すること。 4 通信機器等の点検・確保に関すること。 広報担当 1 東海地震注意情報等の広報に関すること。 こ 成出主義に関すること。	
	資源循環局 事務所	収集車による広報に関すること。 1 パトロール車による広報に関すること。	
	土木事務所	2 応急活動準備に関すること。 3 必要資機材の点検・確保に関すること。	
	水道局地域サ ービスセンタ ー	1 広報車による広報に関すること。2 応急給水活動準備に関すること。3 必要資機材の点検・確保に関すること。	
	消防署	1 地震警戒消防地区本部の運営、庶務に関すること。2 必要資機材の確認等、出場準備に関すること。3 消防水利の点検・確保に関すること。4 事業所等への指導に関すること。5 消防車等による広報に関すること。6 地震警戒消防本部との連絡等に関すること。	

第2節 職員の配置と動員

市警戒本部長(消防局危機管理室危機管理部長)は、東海地震注意情報の伝達又は報道に接したときは、 警戒本部の設置にあたり、原則として「警戒配備」を発令する。

1 警戒配備の動員対象職員と動員先

東海地震注意情報発表時の動員対象職員は、経営責任職、運営責任職、防災担当職員、遠距離通勤者及 び各区局長が定めたその他の職員とし、各所属に配備する。

2 勤務時間内の配備体制

- (1) 各区局長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた動員対象職員を各班ごとに配備につけ、地震防災応急活動の準備を命ずる。
 - なお、防災活動上必要と認められるときは、区局長の判断により、配備体制を強化することができる。
- (2) 配備についた職員は、上司の命令に従い、必要な任務を遂行しなければならない。

3 勤務時間外の動員体制

- (1) 各区局長は、東海地震注意情報に伴う「警戒配備」が発令されたときは、あらかじめ定めた所属職員を参集させ、各班ごとに配備につけ、地震防災応急活動の準備を命ずる。
 - なお、防災活動上必要と認められるときは、区局長の判断により、配備人員を増強することができる。
- (2) 警戒配備の動員対象職員は、東海地震注意情報の報道に接したときは、動員命令を待つことなく、自発的に所属職場に参集し、上司の命令に従い、必要な任務を遂行しなければならない。

消防局

第3節 消防局の警戒体制

1 安全管理部地震災害対策会議

消防局長は、東海地震注意情報を覚知し、必要と認めた場合、警戒活動体制の方針、対策を決定するため、「安全管理部地震災害対策会議」を開催する。

2 職員の動員体制

消防局長は、東海地震注意情報を覚知した場合、「地震警戒本部体制・警戒配備」を発令する。 地震警戒本部体制・警戒配備発令時には、第5部第3章第3節の2、同3で定める体制をとる。 ただし、動員対象職員は、動員計画において「警戒配備」に指定された職員とする。

第4節 東海地震注意情報発表時の措置

1 東海地震注意情報の受伝達

第1章第2節「警戒宣言等の伝達」の定めるところにより、必要な情報の受伝達を行う。

2 広報活動

関係局副局長等及び区本部長は、東海地震の前兆現象が起きている可能性が高い場合に発表される東海 地震注意情報に伴う様々な社会的混乱の防止と地震に備えての防災措置を周知するため、次のとおり広報 活動を行う。

(1) 広報内容

広報内容

- | 1 東海地震の前兆現象が起きている可能性が高いが、すぐに地震が発生することを意味す | るものではないこと。
- 2 観測の結果、東海地震が発生するおそれがあると判断された場合には改めて「東海地震予知情報」が発表され、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発令されること。
- 3 冷静な行動をとること。
- 4 横浜市では市民広報や応急対策活動の準備を始めていること。
- 5 テレビ・ラジオ等から正確な情報を把握すること。
- 6 不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えること。
- 7 水の汲置き、家族同士の連絡方法、室内の家具の固定など、地震の備えを確認すること。
- 8 今後の状況変化や国、県、市からの広報等に十分注意すること。

(2) 広報活動の方法

ア テレビ・ラジオによる広報

(7) 市長による市民への呼びかけ

市長は、東海地震注意情報発表に伴う市民等の対応行動について、テレビ・ラジオを通じて市民に呼びかけを行う。

この場合、日本放送協会横浜放送局、㈱テレビ神奈川、㈱アール・エフ・ラジオ日本、横浜エフエム放送㈱、㈱TBSラジオ&コミュニケーションズ及びエフエム・インターウェーブ㈱に対して「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時における放送の協力要請に関する覚書」に基づく放送を要請する。なお、エフエム・インターウェーブ㈱では、「外国人市民等への防災情報等の提供に関する協定」に基づき、9か国語の放送を行う。さらに、横浜エフエム放送㈱でも、英語による放送も行う。

(イ) 緊急警報放送

日本放送協会横浜放送局は、昭和60年9月1日に運用を開始した緊急警報放送システム(EWS)による放送を行う。この際、外国人向けに英語による緊急警報放送をテレビの副音声とラジオ(第二)で実施する。

(ウ) 本市がスポンサーになっている番組を利用した広報

(I) 都市型ケーブルテレビ各局からの放送

イ 広報車等による広報

(7) 広報車による広報

関係各局副局長等及び副区長は、市民、事業所に対し東海地震注意情報の内容及びとるべき措置について、広報する。

特に、副区長は、あらかじめ定めた広報計画により、資源循環局事務所、土木事務所、水道局地域サービスセンター及び消防署に指示して、地域住民等に対する広報を徹底する。

広報の内容は、地域の特性を考慮しつつ、前記広報内容の事項から抽出して行う。

(イ) 広報実施重点地域

広報にあたっては、市民に漏れなく周知し、特に木造密集地域、主要避難路付近、駅及びショッピング街など多数の者が集まる場所、高台等で断水・減水が予想される地域、その他必要と思われる地域に重点を置く。

- (ウ) 消防ヘリコプターによる広報 消防局航空隊は、消防ヘリコプターにより市域内を警戒広報する。
- (I) その他の手段による広報 前記各号に定める広報のほか、ハンドマイク、チラシ、インターネットなどあらゆる広報手段を 活用する。

3 混乱防止措置

消防局危機管理室危機管理部長及び各副区長は、東海地震注意情報発表に伴い、鉄道機関又はバス機関から混乱の発生のおそれ又は混乱が発生したとして混乱防止の要請があったときは、警察、消防、鉄道機関、バス機関その他関係機関と協力して、これらの混乱の発生の防止又は収拾を図る。

第5節 公共輸送

交通局 鉄道機関 パス事業者

1 鉄道・バス運行計画

「東海地震注意情報」が発表された場合の鉄道・バスの運行計画は、おおむね次のとおりである。

		が光衣された場合の鉄道・ハスの建門計画は、ののもは次のとのかである。		
交通機関		東海地震注意情報発表時の対応		
J	JR 東海	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公		
R	新幹線鉄道事業	表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運		
	本部	転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。		
	JR 東日本横浜支	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。		
	社	2 各支社(東京・千葉・大宮・八王子)社員を派遣するなど、駅客扱い要		
		員の増強を図る。		
		3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。		
		(1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。		
		(2) 階段止め、改札止めなどの入場制限の実施と併せて、状況判断を早め		
		に行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。		
		(3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。		
市営	営地下鉄	1 旅客に対し以下の内容について、随時伝達する。		
		(1) 東海地震注意情報		
		(2) 混乱防止のための旅客への協力要請		
		(3) 警戒宣言発令時の運行方針等		
		(4) その他東海地震に関する情報		
		2 主要駅(ターミナル、連絡駅等)において、特に混乱が予想される場合		
		は、次の措置を講じ、旅客の安全確保を図る。		
		(1) 状況により、早期に警察官の応援を要請し、混乱防止に努める。		
東急	急電鉄(株)	1 従業員は、冷静に旅客の対応に努めるとともに、状況に応じ、旅客にわ		
		かりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬように努める。		
横沙	兵高速鉄道㈱	2 状況により、改札規制及び入場制限等の措置を行う。		
(∂	なとみらい線)	3 状況により、早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止する。		
京》	兵急行(株)	現行ダイヤ通り運行する。		
		必要によっては減速運転を実施し可能な範囲で運行を確保する。		
相模		1 東海地震注意情報が発表された場合は、関係機関からの情報収集に努め		
		るとともに、警戒宣言が発令された場合の運転方法の周知等、積極的な広		
		報活動を行い、旅客等の混乱防止に努める。		
		2 東海地震注意情報が発表された場合は、原則として平常運転とする。		
		ただし、東海地震注意情報が発表されたことにより、駅施設等に帰宅希望		
		者が集中すると予測される場合は、列車増発等可能な限り運転に支障ない		
方策を記		方策を講ずる。		
横沿	兵新都市交通(シ	現行ダイヤにより運行する。		
—+ <u>;</u>	ナイドライン)			
路約	泉バス事業者	それぞれの路線の実情に応じて、可能な限り運行を継続する。		

第6節 地域防災拠点の点検

1 地域防災拠点の備蓄資機材等点検・確認

区警戒本部長は、警戒宣言の発令に備えて、必要に応じて地域防災拠点へ連絡要員を派遣するとともに 備蓄資機材等の点検・確認を行う。この際、学校長等は、児童生徒等の安全確保の支障とならない範囲で 積極的に協力する。

神奈川県警察

第7節 警備対策

警備対策の実施にあたっては、警察本部が実施する第3章第7節で定める警備対策を基本にして対応する。

神奈川県警察 道路局

第8節 緊急輸送対策

緊急輸送対策の実施にあたっては、警察本部が実施する第3章第8節で定める交通対策を基本にして対応 する。

1 緊急輸送路等の確認

緊急輸送路等の確保については、警察本部が実施する交通対策を基本とする。

また、道路局副局長等は警戒宣言に備えて、土木事務所等に指示し、作業隊、支援隊の人員、機器類、資材の所在等について確認を行うなど、体制を整える。

健康福祉局

第9節 医療救護対策

医療関係機関は、地震防災応急対策を実施し患者の安全確保を図るとともに、医療救護機能の維持、医薬品等の点検・確認、医療救護活動への準備など警戒宣言に備えた応急活動準備を実施する。

1 医療救護体制の確認

- (1) 地域医療救護拠点の点検・確認
 - ア 医療救護隊の確認

健康福祉局副局長等及び副区長は、関係機関に対して医療救護隊の編成準備の確認を要請する。

- イ 地域医療救護拠点の備蓄医薬品等資機材の点検
 - 区警戒本部長は、地域医療救護拠点に備蓄している医薬品、医療資機材等の点検、補給体制等を点検・確認する。
- (2) 医療救護隊の確認

第3部第6章第1節「応急医療」で定める医療救護隊の確認を行う。

- (3) 仮設救護所の確認
 - 仮設救護所の設置に必要な資機材の点検・確認を行う。
- (4) 災害医療拠点病院の確認

災害医療拠点病院に対し、災害対応準備の確認を行う。

2 応援等の確認

- (1) 健康福祉局副局長等は、医療救護体制を確保するため、(社)横浜市医師会、(社)横浜市薬剤師会、日本赤十字社神奈川県支部など協力関係機関に対し、出動準備の確認を行う。
- (2) 区警戒本部長は、区医師会に対し応援体制を確認する。
- (3) 民間医療機関に対する災害対応準備の確認

健康福祉局副局長等は、(社)横浜市医師会及び横浜市病院協会を通じて、民間医療機関の災害対応準 備の確認を行う。

3 必要資材の点検、関係事業者への確認

各医療機関は、電気、水道、ガス及び病院における入院患者の給食用食料について、備蓄状況及び関連 設備の点検を行う。

また、健康福祉局副局長等は、「災害時における物品の供給協力に関する協定書」の内容について、関係

事業者と確認を行う。

環境創造局 経済観光局 消防局

第 10 節 物資、資機材等の点検・確認

1 食料、生活必需物資等の確認

(1) 主食系食料、毛布等

消防局危機管理室危機管理部長は、主食系食料、毛布、その他本市が備蓄している物資の確認を行う。

(2) 米穀

環境創造局副局長等は、市内米穀業者及び関東農政局(神奈川農政事務所)と連絡をとり、米穀の在 庫量とその調達体制を確認する。

(3) 青果物、水産物及び食肉等

経済観光局副局長等は、「災害時における生鮮食料品等の緊急確保及び供給協力に関する協定」等を締結している企業・団体等と連絡をとり、中央卸売市場関係の青果物、水産物、食肉及びこれらの加工品の在庫量等と、その調達について確認する。

また、中央卸売市場関係の小売組合及び売買参加者組合等に、加盟組合員の各店舗は、できる限り平常通り営業するよう併せて要請する。

(4) 副食物、調味料及び衣料品

経済観光局副局長等は、「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」等を締結している企業団体等と連絡をとり、副食物、調味料及び衣料品等の調達について確認する。

なお、食料品の販売を行う店舗については、できる限り平常通り営業するよう併せて要請する。

2 災害応急対策等に必要な資機材の点検等

関係各局副局長等及び副区長は、災害時の応急活動に必要となる資機材の点検等を行う。 また、関係業者に対して、資機材の保有状況等の確認を指示する。

第11節 市が管理又は運営する施設に関する対策

消防局

1 本市施設が共通してとるべき措置

区分	主 な 措 置
「東海地震注意情報」等の伝達	1 来庁者及び職員に対して、「東海地震注意情報」等の
	内容を非常放送、庁内放送等により伝達
	2 冷静な行動、とるべき措置について周知
来庁者等の安全確保措置	1 避難器具(救助袋、梯子、緩降器等)の点検
通信・放送設備の点検	1 防災行政用無線等通信手段の点検・確認
	2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
機械設備、電気設備の確認	使用する機械設備、電気設備の確認
設備、備品等の転倒及び落下防止等確認	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認
	2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認
	3 諸物品等の落下防止確認
出火防止措置	1 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認
	2 消火用水の確認
危険物の安全等確認	1 流出、発火、爆発のおそれがある危険物等の安全確
	認
	2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、転
	倒防止、漏えい防止確認
	3 緊急遮断装置等安全装置類の確認
緊急貯水	1 受水槽への緊急貯水
	2 飲料水の貯水
消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリン
	クラー、二酸化炭素消火設備等の点検・確認
非常電源の点検・確認	自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認
その他	1 施設、設備の固有の特性、機能について必要な点検
	2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認
	3 応急活動用資機材等の確認
	4 応急活動体制の準備

健康福祉局 教育委員会事務局

2 学校、福祉施設、医療機関等における措置

区 分	主な安全確保措置
区 分学校における児童生徒等に対する措置	1 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させる。ただし、児童生徒の障害に応じて、学校において直接保護者に引き渡す。 2 学校、地域、児童の実態に応じ、状況によって学校において保護者に引き渡す。 3 留守家庭等の児童生徒については、学校で保護する。 4 市外等遠隔地からの通学者については、学校で保護する。
	5 通学中又は在宅中に「東海地震注意情報」が発せられた場合は、休校とする。
	なお、登下校時にあっては、帰宅する等の措置を講じる。

	\Z [E] \Z =r1b=n
	通園、通所施設
	1 「東海地震注意情報」発表と同時に、施設の休園(所)措
	置をとる。
	2 通園(所)者及び施設利用者は、帰宅させる。
	入所施設
	1 入所施設は、積極的な休園(所)措置はとらない。
福祉施設における措置	2 入所者等の避難誘導方法等を確認し、避難が必要となっ
	た際の地域住民との協力体制を確保する。
	3 保護者との連絡体制を確保し、避難先、経路、引き渡し
	の方法等を周知する。
	ただし、児童福祉施設(母子生活支援施設を除く入所施
	設)については、児童相談所等と連携して児童の安否を保
	護者に伝えるように努める。
	外来患者
医療機関における措置	1 外来患者に対する診療行為は、一時的に制限する。
	2 外来診療は、原則として重症患者のみ扱う。
	入院患者
	1 入院患者に対する安全確保措置を講じる。
	2 入院患者のうち、退院を希望する者及び主治医の判断に
	より退院可能な患者について退院指導を行う。
	3 重症患者、新生児等は施設内の安全な場所に退避誘導し
	安全確保を図る。なお、新生児は、母親に付添いをさせる。

第12節 市民、事業所のとるべき措置

1 市民のとるべき措置

区分	主 な 措 置	
基本行動	1 正確な情報把握	
基本1] 到 	· III O I I I I I I I I I I I I I I I I	
	(1) テレビ・ラジオ等による正確な情報入手	
	(2) 市役所、区役所、警察、消防等防災関係機関の広報	
	(3) 「東海地震注意情報」発表を知ったときは、隣近所に知らせ合う。	
	2 冷静な判断と行動	
	3 地震発生時のとるべき行動、役割分担の確認	
	(1) その場にあった身の安全	
	(2) すばやく火の始末	
	(3) 隣近所の助け合い	
地震発生後のための備え	1 飲料水、生活用水の汲み置き	
	2 消火器、消火用水、バケツ等の確認	
	3 食料、医薬品、トイレパック、非常持出品の確認	
	4 近隣相互間の防災対策を再確認	
要援護者等の安全確保	1 幼児、児童の行動に注意する。	
	2 高齢者、障害者、病弱者等要援護者の安全確保、避難方法の確認	
自粛すべき行動	1 自動車使用の自粛	
	(1) 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。	
	(2) 路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移動する。	
	(3) 走行中の車は、目的地まで走行したらその後は使用しない。	
	2 電話使用の自粛、特に、市役所、区役所、消防署、警察、放送局	
	等への問い合わせを控える。	
	3 エレベーター使用の自粛	
	4 不要な預貯金の引出しの自粛	
	5 買い急ぎ、買いだめの自粛	
	6 不要不急の外出、旅行の自粛	

・2 事業所の取るべき処置

消防局

区分	主 な 措 置
一般的措置事項	1 テレビ・ラジオ等により正確に情報を入手し、顧客、従業員等に迅速
	かつ正確に伝達し、適切な行動がとれるように措置する。
	2 防火管理者、保安管理者などを中心に自衛消防組織等の編成準備を
	行い、防災要員の動員・配備による自主防災体制を確認する。防災要員
	は、考えられる事故に十分対応できる保安要員を確保する。
	3 消防計画等に基づく防災措置を講じる。
	(1) 消防用設備、避難用設備等の確認
	(2) 薬品、危険物等の流出・漏えい防止確認
	(3) 商品、事務機器、窓ガラス等の転倒落下、破損防止確認
	4 救助・救急資機材、飲料水、食料、医薬品、トイレパック等の確認
	5 その他必要な措置
営業	1 一般の事業所等は、保安措置を講じた後は、極力営業を継続するもの
	とし、特に、食料品等生活関連物資を取り扱う事業所は、できる限り営
	業を継続する。
	2 映画館、劇場、公会堂など不特定多数の者を収容する施設及び地下街
	等の店舗は、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。
	3 バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車の
	使用は自粛する。

3 危険物製造所、貯蔵所、取扱所等のとるべき措置

区 分	主 な 措 置
危険物製造所、貯蔵	危険物を製造し、貯蔵し、取り扱う施設等にあっては、防災計画に基づき、
所、取扱所等のとる	必要な防災資機材の点検・確認を行う。
べき措置	

第3章 警戒宣言発令時対策

東海地震が発生した場合、市域では震度4~6弱程度の揺れが予想されることから、被害防止のための緊急措置の実施、災害応急対策の迅速かつ円滑な実施のための体制の確保、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生防止等の措置を講じる必要がある。

この章では、警戒宣言が発令されたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置について定めている。

第1節 横浜市災害対策本部

1 横浜市災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発令されたときは、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、横浜市災害対策本部(以下、「市本部」という。)を設置する。

- (1) 市本部
 - ア 市長は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに市本部を設置する。
 - イ 安全管理部部長は、市本部が設置されたときは、直ちにその旨を各局区長及び防災関係機関等に通知する。
 - ウ 市本部長は、市本部室において、市本部の設置を報道機関に発表する。
- (2) 区本部
 - ア 区長は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに区役所内に区本部を設置する。
 - イ 区本部長は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市本部長に報告するとともに、区本部の設 置構成機関及び区内の防災関係機関等に通知する。

2 横浜市災害対策本部の廃止

警戒解除宣言が発令されたときは、市本部長は市本部を、区本部長は区本部を廃止する。本部の廃止は、 第3部第2章第2節「横浜市災害対策本部の廃止」の定めるところにより行う。

第2節 職員の配置と動員

市本部長は、警戒宣言が発令されたときは、「全員配備」を発令する。

1 勤務時間内の配備体制

- (1) 各部部長及び区本部長は、警戒宣言発令に伴う「全員配備」が発令されたときは、第3部第3章第1節の2「勤務時間内の職員配置」に基づき、職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずる。
- (2) 配備についた職員は、上司の命令に従い、必要な任務を遂行しなければならない。

2 勤務時間外の動員体制

- (1) 各部部長及び区本部長は、警戒宣言発令に伴う「全員配備」が発令されたときは、第3部第3章第1節 の3「勤務時間外の職員配置」に基づき、職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずる。
- (2) 本市の動員対象職員は、警戒宣言の報道に接したときは、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に参集し、上司の命令に従い、必要な任務を遂行しなければならない。

消防局

消防局

第3節 消防活動

安全管理部部長は、警戒宣言が発令されたときは、「地震災害対策本部体制・全員配備」を発令し、市民の混乱防止、地震発生に備えて出火防止及び消防力の強化の措置を講じる。

1 地震災害対策消防本部の設置

(1) 地震災害対策消防本部の設置

安全管理部部長を本部長とする「地震災害対策消防本部」を設置する。

(2) 地震災害対策消防地区本部の設置

消防署長を地区本部長とする「地震災害対策消防地区本部」を設置する。

2 職員の動員

地震災害対策本部体制・全員配備発令時には、消防本部長は非勤務職員の動員を発令し、参集先については、所属課科、署所とする。

3 消防隊等の増強

地震災害対策本部体制発令時には、通常の消防隊のほかに増強隊を編成し、警戒活動体制及び応急活動体制の強化充実を図る。

4 警戒活動

(1) 警戒広報の実施

災害の発生に備えて市民及び在留者(勤務者、旅行者、通行者等)に正しい情報の伝達、家具の転倒・ 落下防止、出火防止及び初期消火の徹底を図るため、警戒広報を実施する。

位置の再確認を行うとともに、消火栓付近に車両等の駐車があり活動障害となる場合は、関係者に移動を促す。防火水槽取水口付近に障害物がある場合は、これを排除し、水量を点検するとともに、必要がある場合は補水する。

その他の水利

プール、河川等その他の水利についても、取水口(位置)付近に障害物がある場合は、これを排除する。

なお、プールに補水の必要がある場合は、関係者に依頼する。

(3) 重要防御地区等の重点警戒

住民が避難するにあたって要衝の街区、延焼危険が高い地区等の重要防御地区等について、重点警戒 を実施する。

(4) 主要駅の混乱防止

鉄道等の輸送機関による旅客列車、電車の減速及び間引き運転のため発生することが予想される主要 駅及びその付近の滞留人口の混乱防止は、市本部及び区本部並びに関係機関と事前に協議する。

(5) 地域防災活動の確保

町の防災組織に対して出火防止及び初期消火等の事前指導を行い、地域防災活動を確保するため、警戒隊を派遣する。

(6) 事業所等への指導

応急計画策定対象物に対し、本章第14節の2「事業所のとるべき措置」、同3「危険物製造所、貯蔵 所、取扱所のとるべき措置」に定める事項について指導する。

(7) 各種情報の収集、伝達

消防本部及び地区本部の各班長は、警戒活動時における担当業務に係る広範な情報収集を迅速的確に 行い、警戒活動の円滑な実施を図るとともに、本部長、地区本部長に必要な情報を報告し、地震の発生 に備えることとする。

5 消防団計画

消防団は、その有する機能を有効に発揮し、警戒活動及び地震発生後の応急活動を効率的に実施する。

(1) 地震警戒消防団本部等の設置

- ア 消防団長を団本部長とする地震警戒消防団本部を設置する。
- イ 消防団分団長を分団本部長とする地震警戒分団本部を設置する。
- (2) 地震災害対策消防団本部等の設置
 - ア 消防団長を団本部長とする地震災害対策消防団本部を設置する。
 - イ 消防団分団長を分団本部長とする地震災害対策分団本部を設置する。
- (3) 地震災害対策消防団本部等の組織及び事務分掌

地震災害対策消防団本部及び地震災害対策消防分団本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

区分	組織(要員等)	事務分掌
団本部	団長	1 本部の設置に関すること。
	副団長	2 消防団員の動員に関すること。
	本部部長	3 本部の庶務に関すること。
	本部付部長	4 情報収集に関すること。
分団本部	分団長	5 地区本部との連携に関すること
	副分団長	6 資機材の確保、調達に関すること。
	部長	7 町の防災組織との連絡調整に関すること。
	(活動隊)	8 警戒広報に関すること。
	警戒活動隊	9 水利の確認に関すること。
		10 消火活動に関すること
		11 救助、救急に関すること。
		12 住民の避難誘導に関すること。
		13 津波警戒に関すること。
		14 関係機関との連絡に関すること。

(4) 消防団員の動員

消防局に警戒本部体制・警戒配備が発令された場合は、分団長以上の団員及び団長又は分団長が指名する団員を動員するものとし、本部体制・全員配備が発令された場合は、全団員を動員する。

(5) 消防団の警戒活動隊等の編成

警戒活動時の警戒活動隊等の編成は、警戒活動隊と警戒隊協力員とする。

警戒活動の内容

消防団員の警戒活動は、それぞれの地域実情に応じて、主に次の事項を実施する。

- ア 器具置場、詰所等への警戒配置
- イ 町の防災組織への指導及び連絡
- ウ 受持区域内の巡回警戒広報、地理水利の確認及び情報収集
- エ 消防署所との連携による警戒活動
- オ 消防署警戒隊との協力

第4節 情報の受伝達

1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達

第5部第1章第2節「警戒宣言等の伝達」の定めるところにより、必要な情報の受伝達を行う。

2 広報活動

関係各部部長及び区本部長は、警戒宣言発令に伴う様々な社会的混乱の防止と地震発生に備えての防 災措置を周知するため、第5部第2章第4節と同様の方法により、次のとおり広報活動を行う。

(1) 広報内容

広報内容	1 冷静な行動をとること。
	2 テレビ・ラジオ等の情報に注意すること。
	3 不要な火気の始末をすること、火気使用を自粛すること。
	4 退去時は電気のブレーカを落とすこと。
	5 預金通帳その他非常持出品の準備をすること。
	6 緊急貯水(飲料水及び生活用水)すること。
	7 食料、懐中電灯、医薬品、消火器等の確認をすること。
	8 家具類の転倒防止、日用品等の落下防止措置をとること。
	9 電話の使用を自粛すること。
	10 自動車の使用を自粛すること。
	11 食料品の買い出し等の外出、買いだめ等を自粛すること。
	12 その他緊急に措置すべき事項
	にているが心には巨ノーでする

(2) 広報活動の方法

ア テレビ・ラジオによる広報

- (7) 市本部長による市民への呼びかけ
- (イ) 緊急警報放送
- (ウ) 本市がスポンサーになっている番組を利用した広報
- (エ) 都市型ケーブルテレビ各局からの放送

イ 広報車等による広報

(7) 広報車による広報

関係各部部長及び区本部長は、市民、事業所に対し警戒宣言の内容及びとるべき措置について、広報する。

(イ) 広報実施重点地域

広報にあたっては、市民に漏れなく周知し、特に木造密集地域、主要避難路付近、駅及びショッピング街など多数の者が集まる場所、高台等で断水・減水が予想される地域、その他必要と思われる地域に重点を置く。

- ウ 地震防災信号による広報
 - (7) 地震防災信号の形式

大震法施行規則第4条に定める地震防災信号により、警戒宣言が発せられた旨の伝達を行う。

	警鐘		サイレン
	(5点)		(約45秒)
) —(● (約15秒) ●
備考	備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。		
	2	必要があれば警鐘及びサイレンを併用する	らこと。

(イ) 地震防災信号を行う場所

警戒宣言発令に伴う地震防災信号は、消防署、出張所、消防団器具置場、火災警報のサイレン信号を行う場所で行う。

エ 消防へリコプターによる広報 安全管理部航空隊は、消防へリコプターにより市域内を警戒広報する。

オ その他の手段による広報

前記各号に定める広報のほか、ハンドマイク、チラシ、インターネットなどあらゆる広報手段を活用する。

第5節 公共輸送及び混乱防止対策

1 鉄道・バス運行計画

警戒宣言が発せられた場合の鉄道・バスの運行計画は、おおむね次のとおりである。 ただし、旅客の混乱等により安全運行に支障がある場合は、運行中止となることがある

13	にし、水谷の混乱寺により	り安全連行に支障がある場合は、連行中止となることがある。	
	交通機関	警戒宣言発令時の対応	
J	JR 東海	1 強化地域内への列車の入れ込みは原則として規制する。	
R	新幹線鉄道事業本部	2 強化地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その	
		他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。	
	JR 東日本横浜支社	強化地域内を運転中の列車は、全て運転を中止	
		市内の列車は、45 km/h 以下の減速運転	
市営	営地下鉄	50 km/h 以下の減速運転、翌日以降は地震ダイヤを作成し、可能な範囲	
		で運行を確保	
東急	自電鉄(株)	現行ダイヤにより、50km/h 以下の減速運転、翌日以降は、地震ダイヤ	
		を作成し、可能な範囲で運行を確保	
横涉	兵高速鉄道(株)	現行ダイヤにより、50km/h 以下の減速運転、翌日以降は、地震ダイヤ	
を作成し、可能な範囲で運行		を作成し、可能な範囲で運行を確保	
京浜急行㈱		現行ダイヤにより、50km/h 以下の減速運転、翌日以降も 50 km/h 以下	
の減速運転とし、可能な範囲で		の減速運転とし、可能な範囲で運行を確保	
相模鉄道㈱		横浜駅〜大和駅、二俣川駅〜湘南台駅で 50km/h 以下の減速運転。翌日	
		以降は、別に定める地震ダイヤにより、旅客の需要に応じた運転を行	
う。大和駅〜海老名駅は運転中止。		う。大和駅〜海老名駅は運転中止。	
横浜新都市交通㈱(シーサイ 現行ダイヤによる減速運転及び間引き運転、翌日以降も、野		現行ダイヤによる減速運転及び間引き運転、翌日以降も、現行ダイヤ	
ドライン) による減速運転及び間引き運転		による減速運転及び間引き運転	
路線バス事業者		一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h の減速運転、状況に応じて間引き	
		運転、折返し運転、運転中止などの措置、翌日以降も、同様に運転を	
		継続するが、交通状況の変化等に応じた措置	
		42,000	

消防局

交通局

鉄道機関

バス事業者

2 主要駅等における混乱防止対策

警戒宣言が発せられた場合、公共輸送に係る主要駅等では、多数の人々が移動行動等に起因した大きな 混乱の発生が懸念される。

このため、市内主要各駅において、鉄道機関、駅周辺事業者等の防災関係機関が連携・協力して、混乱 防止対策を実施する。

(1) 関係機関の対応

ア 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、必要に応じて鉄道利用者の改札規制や駅構内への入場規制を行うとともに、鉄道運行情報等の提供や安全な場所への避難誘導等を実施する。

イ 事業者の対応

利用者等の安全を確保するため、場内有線放送や非常用放送設備等を使用し、利用者等への冷静沈着な行動の呼びかけ、鉄道運行情報等の広報、一時避難場所への避難誘導等を実施する。

ウ 本市の対応

(7) 主要駅等対応班の派遣等

区本部長は、主要駅等における混乱を防止するため、主要駅等対応班を派遣し、鉄道事業者、 駅周辺事業者等と連携して、広報及び避難誘導等を実施する。

なお、特に大量の滞留者発生が想定される横浜駅について、市本部長は、横浜駅で混乱が生じたときは、横浜駅構内の横浜市行政サービスコーナーに安全管理部、西区本部(横浜駅防災対応班)、神奈川区本部(主要駅等対応班)で構成する情報連絡本部を設置し、警察、消防、鉄道機関、バス機関等と連携して混乱防止対策を実施する。

(イ) 事業所等に対する時差退社の要請

混雑集中地区及び混雑波及地区にあっては、警戒宣言発令から5時間、その他の地区にあっては4時間の時間帯にわたって、従業員等を均等に帰宅させるよう要請する。

また、帰宅途上における安全を考慮し、おおむね 10km 圏内に居住する従業員(徒歩時間 3 時間以内)は、徒歩帰宅を徹底するよう併せて要請する。

なお、強化地域内に居住する従業員及び遠距離通勤者等については、事業所内に留まらせる。

(2) 徒歩帰宅者への支援

区本部長は、徒歩帰宅者に対し事前に指定した幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として開設 し、水、トイレ、情報を提供する。

(3) 帰宅困難者への支援

区本部長は、主要駅等に区主要駅等対応班を派遣し、鉄道事業者、駅周辺事業者等と連携して、 主要駅等周辺の滞留者や帰宅困難者の状況等を把握する。鉄道が長時間に渡って運休する場合な ど、必要に応じ、帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者に対して、施設の開設・運営を依頼 し、可能な範囲でトイレ、水、災害関連情報の提供等を実施してもらう。

また、都心部等で帰宅困難者のための一時滞在施設に指定されているパシフィコ横浜・国立大ホール及び横浜アリーナについては、文化観光部部長が各施設に職員を派遣し、一時滞在施設を開設するとともに、各区主要駅等対応班と連携し、水、食料、情報等の提供を行う。

(4) 代替交通機関の確保

要援護者等に対して、必要に応じ運行している駅等までのバス、船舶の代替交通機関を確保する。

第6節 事前避難対策

1 地域防災拠点の開設準備

区本部長は、震災の発生に備えて、地域防災拠点の開設準備のため、区本部拠点班を地域防災拠点に派遣し、速やかに避難者の受入れに必要な措置を講じる。この際、学校長等は、児童生徒等の安全確保の支障とならない範囲で積極的に協力する。

また、住民が自発的に避難をしてきたときは、地域防災拠点を開設し、避難者を受け入れる。

2 避難場所開設状況等の報告

- (1) 区本部拠点班は、地域防災拠点を開設し、避難者の受入れをしたときは、避難者数その他必要事項を 把握し、区本部長に報告する。
- (2) 区本部長は、避難状況をとりまとめ、市本部長に報告する。

3 避難の勧告・指示

原則として、事前避難の必要はないが、特に危険が予想されるがけ地等の危険地域や沿岸地域等で事前 避難の必要があると認められるときは、区本部長の判断で避難の勧告、指示を行う。

避難の勧告、指示は、第3部第8章第1節の1「避難の勧告、指示」の定めるところにより行う。

消防局

神奈川県警察

第7節 警備対策

警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る県民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策等を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期する。

1 警備体制の確立

(1) 警備本部の設置

警察は、東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報若しくは、東海地震予知情報を 受理したときは、直ちに警察本部に警察本部長を長とする警備本部を、市内各警察署に警察署長を長と する警察署警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署警戒警備本部と市(区)東海 地震警戒本部は必要に応じてお互いに所要の要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。

(2) 警備部隊の編成及び部隊運用

別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な 部隊運用を行う。

2 警戒宣言発令時対策等

警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表されたときの措置及び警戒宣言発令時対策に係る措置 については、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

(1) 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報が発表された場合及び警戒宣言が発令された場合、その内容を正確かつ迅速に周知させるため、次の活動を実施する。

- ア 市が行う東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力
- イ 各種情報の収集・伝達
- ウ 市(区)東海地震警戒本部、市(区)災害対策本部及び関係機関との相互連絡
- エ 住民等への情報伝達活動
- (2) 広報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を実施する。

- ア 東海地震に関連する情報等に関する正確な情報
- イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- ウ 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置
- エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置
- オ 不法事案を防止するための正確な情報
- カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報
- (3) 社会秩序の維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯 粗暴 犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期する。

- ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締
- ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締
- エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- オ 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒
- カ 自主防犯活動等に対する指導
- (4) 施設等の点検及び整備

警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備え、その機能を保持するため 点検及 び整備を実施する。

神奈川県警察

第8節 交通対策

警察は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域 住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、 次により交通規制等の交通対策を実施するものとする。

1 交通規制に関する措置等

- (1) 基本方針
 - ア 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制する。
 - イ 強化地域への一般車両の流入は、極力抑制する。
 - ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
 - エ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。
 - オ 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路(以下「高速自動車国道等」という。)については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。
- (2) 都県境における一般車両の流出入は、次により措置する。
 - ア 東京都内へ流出する車両は抑制せず、東京都内から流入する車両は状況により制限する。
 - イ 山梨県内へ流出する車両又は山梨県内から本県に流入する車両は、状況により制限する。
 - ウ 静岡県内へ流出する車両又は静岡県内から本県に流入する車両は、状況により制限する。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が 円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の 確保など必要な規制を実施する。

ア 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域を補 完するためう回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施する。

イ 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定する想定のある道路(指定想定路) 5 4 路線の中から、交通の状況に応じて確保する。

第9節 緊急輸送対策

緊急輸送対策の実施にあたっては、警察本部が実施する交通対策を基本にして対応する。

道路局

1 緊急輸送路等の確保

緊急輸送路等の確保については、警察本部が実施する前節「交通対策」を基本とする。

また、道路部(庶務班)は地震発生に備えて、土木事務所地区隊等に指示し、作業隊、支援隊の人員、機器類、資材の所在等について確認を行うなど、体制を整える。

なお、地震が発生した場合は、第3部第10章第1節「輸送路の確保」に定めるところにより、道路啓開等にあたる。

消防局

2 緊急輸送活動

緊急輸送活動にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 輸送対象
 - ア 防災活動要員
 - イ 食料、医薬品、防災資機材等の物資
 - ウ その他、市本部長が必要と認めるもの
- (2) 輸送手段の確保
 - ア 本市の保有する自動車 本市の保有する自動車を確保する。
 - イ 災害時協力協定団体への要請

安全管理部部長は、緊急輸送対策上必要と認めるときは、災害時における自動車輸送の協力に関する協定を締結している(社)神奈川県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部及 び横浜港運協会に協力を要請する。

ウ 県に対する要請

市本部長は、前記手段による車両の確保にあたって、不足を生じるときは、県知事に対し輸送手段の確保を要請する。

3 緊急通行(輸送)車両の確認

警戒宣言が発令された場合で本章第8節「交通対策」による交通規制が行われたときは、指定された通行禁止区域、通行制限区域及び緊急交通路において、緊急通行(輸送)車両以外の一般の車両の通行が禁止・制限される。

このため、地震防災応急対策に使用する車両については、次により緊急通行(輸送)車両確認証明書及 び標章の交付を受ける。

なお、緊急通行 (輸送) 車両確認証明書は車両に備え付け、標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

区 分	対象 車 両	
緊急通行(輸送)	緊急通行(輸送)車両は、大震法第21条第2項に規定する警戒宣言発令時対策の	
車両	実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。	
(確認対象車両)		
	1 東海地震予知情報の伝達及び避難の勧告、指示	
	2 消防、水防その他の応急措置	
	3 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護	
	4 施設及び設備の整備並びに点検	
	5 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持	
	6 緊急輸送の確保	
	7 地震が発生した場合における食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫	
	その他応急措置を実施するため必要な体制の整備	
	8 その他災害発生の防止又は軽減を図るための措置	
緊急通行(輸送)	前記「緊急通行(輸送)車両」のほか、特に緊急を要する次の車両は、緊急通行(輸	
車両に準ずる車	送)車両に準ずる車両となる。	
両	1 道路交通法施行令(昭和35年政令第207号)第13条に規定する緊急自動車	
	2 道路交通法施行令第14条の2に規定する道路交通維持作業車	
	3 医療行政及び伝染病防疫のための車両	
	4 報道機関の緊急取材のための車両	
	5 その他特に緊急を必要とする次の車両	
	(1)郵便物の集配及び電報配達のための車両	
	(2) 金融機関の現金輸送のための車両	
	(3) 新聞の輸送のための車両	
	(4) 廃棄物の処理及び清掃のための車両	
	(5) 道路交通法施行令第26条の3に規定する通学、通園バス	
緊急通行(輸送)	大震法第 24 条に規定する緊急通行(輸送)車両であることの確認並びに同法施	
車両の確認手続	行令第12条に規定する標章及び証明書の交付事務手続は、第2部第7章第2節「緊	
	急輸送車両の確認手続」の定めるところにより行う。	

健康福祉局

第 10 節 医療救護対策

医療関係機関は、地震防災応急対策を実施し患者の安全確保を図るとともに、医療救護機能の維持、医薬品等の準備、医療救護活動への出動準備など地震発生に備えた医療救護体制に万全を期する。

1 医療救護体制の確立

- (1) 地域医療救護拠点の設置準備
 - ア 医療救護隊の編成要請

健康福祉部部長及び区本部長は、関係機関に対して医療救護隊の編成準備を要請する。

- イ 地域医療救護拠点の備蓄医薬品等資機材の点検 区本部長(医療調整班)は、地域医療救護拠点に備蓄している医薬品、医療資機材等の点検、補給体 制等を確認する。
- (2) 医療救護隊の出動準備

第3部第6章第1節「応急医療」で定める医療救護隊の出動準備を行う。

(3) 仮設救護所の設置準備 仮設救護所の設置に必要な資機材の点検及び調達準備を行う。

2 応援等の要請

- (1) 健康福祉部部長(保健医療班)は、医療救護体制を確保するため、(社)横浜市医師会、(社)横浜市薬剤 師会日本赤十字社神奈川県支部など協力関係機関に対し、出動準備を要請する。
- (2) 区本部長は、区医師会に対し応援体制の準備を要請する。
- (3) 民間医療機関及び災害医療拠点病院に対する要請

健康福祉部部長は、(社)横浜市医師会及び(社)横浜市病院協会を通じて民間医療機関並びに災害医療 拠点病院に対して、次の措置をとるよう要請する。

- ア 地震災害による救急患者の受入体制の準備
- イ 空床ベッドの確保
- ウ 応急救護体制の編成
- エ 外来診療の制限(重症患者のみの診療)
- オ 入院患者の安全対策

災害医療拠点病院にはアーオのほか、次の措置をとるよう要請する。

- カ 被災地外へ転送する重傷者の判別及びヘリコプター搬送
- キ 被災地区への医療援護チームの派遣
- ク 臨時的な負傷者収容の拡大

3 必要資材の点検、関係事業者への協力要請

各医療機関は、電気、水道、ガス及び病院における入院患者の給食用食料について、備蓄状況及び関連 設備の点検を行う。

また、健康福祉部部長は、「災害時における物品の供給協力に関する協定書」の円滑な実施について、関係事業者へ協力を要請する。

環境創造局 経済観光局 消防局

第11節 物資、資機材等の確保

1 食料、生活必需物資等の確保

(1) 主食系食料、毛布等

消防部部長は、主食系食料、毛布、その他本市が備蓄している物資の数量把握とその供給準備を行う。

(2) 米穀

環境創造部部長は、市内米穀業者及び関東農政局(神奈川農政事務所)と連絡をとり、米穀の在庫量の把握とその調達体制を確保する。

(3) 青果物、水産物及び食肉等

経済観光部部長は、「災害時における生鮮食料品等の緊急確保及び供給協力に関する協定」等を締結している企業・団体等と連絡をとり、中央卸売市場関係の青果物、水産物、食肉及びこれらの加工品の在庫量等を把握するとともに、その調達について協力を要請し、調達体制を確保する。

また、中央卸売市場関係の小売組合及び売買参加者組合等に、加盟組合員の各店舗は、できる限り平常通り営業するよう併せて要請する。

(4) 副食物、調味料及び衣料品

経済観光部部長は、「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」等を締結している企業 団体等と連絡をとり 副食物、調味料及び衣料品等の調達について協力を要請するとともに、調達体制を確認する。

なお、食料品の販売を行う店舗については、できる限り平常通り営業するよう併せて要請する。

2 災害応急対策等に必要な資機材の確保

関係各部部長及び区本部長は、災害時の応急活動に必要となる資機材の準備、点検を行う。 また、関係業者に対して、資機材の保有状況調査及び協力準備を指示する。

水道局 東京電力㈱ 東京ガス㈱ 東日本電信電話㈱ ㈱NTTドコモ

第 12 節 生活関連施設対策

区分	供給・確保対策	広 報 内 容
市水道部	1 緊急時の総合的な水運用計画を実行	・風呂、バケツ、ポリ容器等を
	することにより、給水の確保、継続を	活用した緊急貯水
	図る。	・多くの家庭で同時に給水した
	2 配水池等での貯水	場合は、高台等一部地域で、減
		水や断水が予想される。(ただ
		し、時間の経過とともに回復)
東京電力㈱	1 非常災害対策本部を設置し、要員、	・感電事故の防止(たれ下った
	資機材、通信網の確保、特別巡視、特	電線に触れない等)
	別点検、防災措置等の対策を講じなが	・漏電等による出火防止
	ら、電力供給を継続	・電気器具のコンセントを抜
	2 震災による停電等に備え、医療施設、	< ∘
	災害復旧拠点となる官公庁など防災上	・避難するときは安全器又はブ
	の重要拠点については、発電機車の配	レーカーを切る。
	置を準備	
東京ガス(株)	災害対策本部を設置し、要員、資機材、	・不使用ガス栓の閉止
	通信網の確保、施設の防災措置、保安設	・発災時における使用中のガス
	備の点検等の対策を講じながら、ガスの	栓、メーターコックの即時閉
	製造・供給を継続	止等

東日本電信電話(株)	地震災害警戒本部を設置し、応急用資	・電話使用の自粛
	機材の事前配備、電話(通信)の疎通措置	
	など必要な体制を確保	
(株)NTTドコモ	地震災害警戒本部を設置し、応急用資	・電話使用の自粛
	機材の事前配備、電話(通信)の疎通措置	
	など必要な体制を確保	

第13節 市が管理又は運営する施設に関する対策

1 本市施設が共通してとるべき措置

区 分	主な措置
警戒宣言等の伝達	1 来庁者及び職員に対して、警戒宣言、東海地震予知情報等
	の内容を非常放送、庁内放送等により伝達
	2 冷静な行動、とるべき措置について周知
来庁者等の安全確保措置	1 避難通路の確保、非常口の開錠と解放
	2 避難器具(救助袋、梯子、緩降器等)の点検
	3 必要に応じて退避の指示
	4 施設の立入禁止区域の設定及び周知
	5 退避の際の誘導責任者は、消防計画書に定める避難誘導班
	長とし、階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導
	6 退避誘導後、庁舎内残留者を把握
通信・放送設備の点検	1 防災行政無線等通信手段の点検
	2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検
機械設備、電気設備の点検又	次の設備は使用停止とする。
は使用停止措置	1 エレベーター、エスカレーター設備
	2 冷・暖房施設
	3 その他必要以外の電気・機械設備
設備、備品等の転倒及び落下	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止の措置
防止措置	2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止措置
	3 諸物品等の落下防止措置
出火防止措置	1 火気使用の制限
	やむを得ず使用する場合、火気使用機器及び場所を確認
	し、地震が発生した場合、直ちに消火できる措置を講じる。
	2 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認
	3 使用してないガスの元栓の閉止
	4 消火用水の確保
危険物の安全措置	1 流出、発火、爆発のおそれある危険物等の安全措置
	2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管
	するか、転倒防止、漏えい防止措置を講じる。
	3 緊急遮断装置等安全装置類の点検
緊急貯水	1 受水槽への緊急貯水
	2 飲料水の貯水
消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー、
	二酸化炭素消火設備等の点検
非常電源の確保	1 自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検
	2 発電設備用燃料の確保
その他	1 施設、設備の固有の特性、機能について必要な点検
	2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確保
	3 応急活動用資機材等の準備
	4 応急活動体制の確立

健康福祉局 教育委員会事務局

2 学校、福祉施設、医療機関等における措置

区分	主な安全確保措置	
学校における	1 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させる。ただし、	
児童生徒等に	児童生徒の障害に応じて、学校において直接保護者に引き渡す。	
対する措置	2 学校、地域、児童の実態に応じ、状況によって学校において保護者に引き渡す。	
	3 留守家庭等の児童生徒については、学校で保護する。	
	4 市外等遠隔地からの通学者については、学校で保護する。	
	5 通学中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、休校とする。	
	なお、登下校時にあっては、帰宅する等の措置を講じる。	
福祉施設にお	通園、通所施設	
ける措置	1 警戒宣言発令と同時に、施設の休園(所)措置をとる。	
	2 通園(所)者及び施設利用者は、帰宅させる。	
	入所施設	
	1 入所施設は、積極的な休園(所)措置はとらない。	
	2 入所者等の避難誘導方法等を確認し、避難が必要となった際の地域住民との協力体	
	制を確保する。	
	3 保護者との連絡体制を確保し、避難先、経路、引き渡しの方法等を周知する。	
	ただし、児童福祉施設(母子生活支援施設を除く入所施設)については、児童相談所	
	等と連携して児童の安否を保護者に伝えるように努める。	
医療機関にお	外来患者	
ける措置	1 外来患者に対する診療行為は、一時的に制限する。	
	2 外来診療は、原則として重症患者のみ扱う。	
	入院患者	
	1 入院患者に対する安全確保措置を講じる。	
	2 入院患者のうち、退院を希望する者及び主治医の判断により退院可能な患者につい	
	て退院指導を行う。	
	3 重症患者、新生児等は施設内の安全な場所に退避誘導し安全確保を図る。なお、新	
	生児は、母親に付添いをさせる。	

建築局

3 工事中の建物等に対する措置

工事中の建物等については、原則として工事を中断し、直ちに次の措置を講じる。					
工事中	1 工事請負人は、建築基準法施行令第 136 条の 2 の 20 から第 136 条の 8 までの「工事現場の				
の建物	危の防止」に定める措置を講じ、工事監督員に報告する。				
等に対	2 工事監督員は、工事請負人に対し適切な措置を指示する。				
する措	3 工事担当課長は、担当工事についてまちづくり調整部部長の命を受けて、工事担当係長及				
置	び監督員に対し、災害防止上の指揮監督を行う。				
	4 工事の続行その他工事施行中の取扱いについては、本部長又はまちづくり調整部部長の指				
	示による。				
	5 落下物、土留の崩壊、火災等の危害のむそれのある箇所等の点検				
	(1) 仮囲の安全性と機能				
	(2) 地下埋設管等の保護措置				
	(3) 根切り工事による近隣への配慮				
	(4) 山留工事の切ばり、腹おこし等土圧に対する対策				
	(5) 工事用機械等の転倒対策				
	(6) 落下物に対する保護対策				
	(7) 建方工事の仮筋かい、仮ボルトの数量と締付け				
	(8) 工事用材料の倒壊、崩落の防止				

(9) 工事現場内の出火防止措置

第 14 節 市民、事業所のとるべき措置

1 市民のとるべき措置

区分	主な措置
基本行動	1 正確な情報把握
	(1) テレビ・ラジオ等による正確な情報入手
	(2) 市役所、区役所、警察、消防等防災関係機関の広報
	(3) 警戒宣言の発令を知ったときは、隣近所に知らせ合う。
	2 冷静な判断と行動
	3 地震発生時のとるべき行動、役割分担の確認
	(1) その場にあった身の安全
	(2) すばやく火の始末
	(3) 隣近所の助け合い
安全確保措置/危険防止措置	1 出火防止措置
	(1) 使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く)のコンセントを抜く。
	(2) 安全器又はブレーカーの位置を確認、避難時には必ず切る。
	(3) エルピーガス容器の固定措置の点検
	(4) 危険物類の安全防御措置の点検
	2 テレビや家具等の転倒防止措置
	3 窓ガラス等の落下防止措置
	(1) 窓ガラス、止め金のない観音開き戸等にガムテープを張る。
	(2) 棚の上の重い荷物等をおろす。
	(3) 照明器具、額縁等の落下防止
	4 ブロック塀等を点検し、危険個所はロープを張るなど、人が近づか
	ないよう措置する。
地震発生後のための備え	1 飲料水、生活用水の汲み置き
	2 消火器、消火用水、バケツ等の確認
	3 食料、医薬品、トイレパック、非常持出品の確認
	4 火に強く動きやすい服装の着用
	5 近隣相互間の防災対策を再確認
要援護者等の安全確保	1 幼児、児童の行動に注意する。
	2 高齢者、障害者、病弱者等要援護者の安全確保、避難方法の確認
自粛すべき行動	1 火気使用の自粛
	(1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、やむを得ず使用する
	場合は、いつでも消火できるようにする。
	(2) 使用していないガスの元栓の閉止
	2 自動車使用の自粛
	(1) 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。
	(2) 路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移動する。
	(3) 走行中の車は、目的地まで走行したらその後は使用しない。
	3 電話使用の自粛、特に、市役所、区役所、消防署、警察、放送局等
	への関い合わせを控える。
	4 エレベーター使用の自粛
	5 不要な預貯金の引出しの自粛
	6 買い急ぎ、買いための自粛
	7 不要不急の外出、旅行の自粛

2 事業所のとるべき措置

区分	主な措置
一般的措置事項	1 テレビ・ラジオ等により正確に情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に
	伝達し、適切な行動がとれるように措置する。
	2 防火管理者、保安管理者などを中心に自衛消防組織等を編成し、防災要員の動
	員・配備による自主防災体制を確立する。防災要員は、考えられる事故に十分対応
	できる保安要員を確保する。
	3 消防計画等に基づく防災措置を講じる。
	(1) 火気使用設備、器具等出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止
	(2) 消防用設備、避難用設備等の点検
	(3) 薬品、危険物等の流出・漏えい防止措置
	(4) 商品、事務機器、窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置
	4 救助・救急資機材、飲料水、食料、医薬品、トイレパック等の確保
	5 その他必要な措置
営業	1 一般の事業所等は、保安措置を講じた後は、極力営業を継続するものとし、特に、
	食料品等生活関連物資を取り扱う事業所は、できる限り営業を継続する。
	2 映画館、劇場、公会堂など不特定多数の者を収容する施設及び地下街等の店舗は、
	混乱防止のため、原則として営業を自粛する。
	3 バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車の使用は自粛
	する。
従業員の帰宅措置	1 一般の事業所においては、原則として、通常の勤務体制をとり、やむを得ず従業
	員を帰宅させる場合は、従業員数、交通機関運行状況、混雑状況等を考慮して、安
	全を確認したうえで時差退社させる。
	2 時差退社を行う場合、混雑集中地区及び混雑波及地区にあっては、警戒宣言発令
	後、5 時間の時間帯、その他の地区にあっては、4 時間の時間帯にわたって、従業
	員を均等に帰宅させる。
	3 鉄道機関等の混乱に伴う帰宅途上の安全を考慮し、おおむね 10km 圏内に居住す
	る従業員(徒歩3時間以内)の徒歩又は自転車帰宅を徹底する。
	4 強化地域内に居住する従業員及び遠距離通勤者等は、事業所内に留める。
	5 自動車による帰宅の自粛

消防局

3 危険物製造所、貯蔵所、取扱所等のとるべき措置

区分	主な措置
危険物製造所、貯	1 危険物を製造し、貯蔵し、取り扱う施設等にあっては、防災計画に基づき操業等を
蔵所、取扱所等の	必要に応じ縮小若しくは停止し、施設における異常の有無を確認するとともに、必要
とるべき措置	な防災資機材の準備を行う。
	2 移送途中の危険物タンクローリーの対応措置
	(1) 目的地が大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域(以下「強化
	地域」という。)以外であるときは、移送を継続する。
	(2) 目的地が強化地域のうち静岡県内であるときは、移送を中止し、出荷施設へ戻る。
	(3) 目的地が静岡県を除く強化地域であるときは、原則として移送を中止し、出荷施
	設へ戻る。
	ただし、目的地若しくは出荷施設との距離関係、道路交通及び安全態勢等の状況に
	よっては、移送を継続する。
	(4) 道路交通及び安全態勢の状況により、やむを得ず一時駐車する場合は、可能な限
	り他の車両や民家から離れた広い場所に移動し、駐車する。

第4章 警戒宣言の発令に対する事前対策の推進

警戒宣言発令時において、迅速かつ円滑な地震防災応急対策を実施するためには、本市及び防災関係機関はもとより市民、事業所等が、平常時から、警戒宣言に関する知識、警戒宣言等が発せられた場合の対応について、習熟しておくことが必要である。

この章では、警戒宣言の発令に対する事前対策の推進に関して必要な事項を定めている。

第1節 警戒宣言に関する知識の普及

1 警戒宣言についての教育、広報

(1) 本市職員に対する防災教育

「横浜市職員危機管理ポケットブック」や防災教育等を通して、東海地震に関する知識や警戒宣言が発 令された場合の対応について、周知徹底を図る。

(2) 市民に対する防災知識の普及

広報よこはまやインターネット等による広報により、警戒宣言に関する知識、地震に対する備え、とるべき措置など防災知識の普及啓発や防災意識の高揚を図る。

2 予知対応型訓練の実施

本市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたという想定に基づき、9月1日の防災の日を中心として、非常参集訓練、本部運営訓練、情報受伝達訓練等の防災訓練を実施し、災害対応力の総合的な向上を図る。

第2節 地震防災応急計画

1 地震防災応急計画の策定

本市域は、大震法の強化地域外であるが、広範囲にわたる地震被害を軽減するため、事業所管理者は、 当該施設に係る地震防災応急計画を消防計画等の一部として盛り込むこととする。

- (1) 策定対象物
 - ア 消防法第8条に該当する防火管理者を設置すべき防火対象物
 - イ 前記アに掲げるもののほか、特に必要と認める施設
 - ウ 危険物保有施設
 - (7) 消防法第14条の2第1項に規定する「予防規程を定めなければならない事業所」
 - (4) 石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する「特定事業所」
- (2) 計画の内容

大震法第7条及び消防法施行規則第3条第4項に定める内容とし、次に掲げる事項を基本とする。

- ア警戒宣言が発せられた場合における自衛消防の組織に関すること。
- イ 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること。
- ウ 警戒宣言が発せられた場合における操業、営業等の全部又は一部の停止、制限並びに休校等の措置 に関すること。
- エ 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関すること。
 - (7) 避難を必要とする者等の避難準備及び避難方法に関すること。
 - (イ) 一時避難の準備又は場所の確保等に関すること。
 - (ウ) 幼児、子供、高齢者等の要援護者を受け入れる施設における保護者等の事前協議に関すること。

消防局

消防局

- オ 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検、整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。
 - (7) 応急対策措置要員の確保及び配備に関すること。
 - (4) 火気使用の制限及び火気使用設備、器具の点検等に関すること。
 - (ウ) 防災資機材及び消防用設備等の点検整備に関すること。
 - (I) 施設、設備の転倒、落下等を防止するための点検又は補強措置に関すること。
- カ 警戒宣言が発令された場合の時差退社に関すること。
- キ 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること。
 - (7) 大規模な地震を想定した防災訓練の実施(年1回以上)に関すること。
 - (イ) 防災訓練の実施に際しての消防機関への通報に関すること。
- ク 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために、必要な教育及び広報に関すること。
 - (7) 警戒宣言の性格及びこれに基づく措置内容に関すること。
 - (イ) 予想される地震又は津波等並びに地震防災対策(地震時の措置三原則等)の知識に関すること。
 - (ウ) 東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合又は地震発生時における具体的な行動及び任務 分担に関すること。
 - (I) 今後地震対策として、取り組むべき課題に関すること。
- ケその他必要な措置に関すること。

2 事業所に対する作成指導

消防局長は、当該事業所に対し、地震防災応急計画を前記1に基づき策定するよう、指導する。

第6部:災害応援計画

第6部 災害応援計画

第1章 災害応援の基本

市域外において大規模地震災害が発生したときは、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定 又は本市の判断により、被災自治体に対して応援を実施する。

第1節 横浜市応援連絡体制の確立及び組織

消防局危機管理室危機管理部長(以下「危機管理部長」という。)は、被災自治体から応援の要請があった場合又は応援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と判断した場合には、関係職員を参集させるとともに、危機管理センター内に横浜市応援連絡体制(以下「応援連絡体制」という。)を確立し、次のことを実施する。ただし、九都県市災害時相互応援に関する協定を締結している都県市(以下「九都県市」という。)のいずれか又は複数の都県市が被災した場合等は、第2節の要領による。

なお、職員の派遣は第8節の要領による。

1 応援連絡体制の確立

- (1) 被災自治体の被災状況、応援要請内容等の把握
- (2) 区局長、防災関係機関等への通知及び報道機関への発表
- (3) 応援可能な職員の人数、物資の種類・数量、その他の応援規模、及び開始時期等の検討
- (4) 職員の派遣、物資輸送等の実施
- (5) 被災自治体との情報受伝達
- (6) その他、危機管理部長が必要と認めた事項

2 応援連絡体制の組織

- (1) 応援連絡体制の構成は、危機管理部長を長とする。
- (2) 構成局は、原則として健康福祉局、環境創造局、資源循環局、建築局、道路局、消防局、水道局とする。 ただし、消防局危機管理部長は、被害の発生状況に応じて、構成局を指名又は縮小できる。

第2節 横浜市災害応援対策本部の設置及び組織

次の場合に横浜市災害応援対策本部(以下「災害応援対策本部」という。)を設置し、第1節1(1)から(6)までの事項を実施するとともに、市長が必要と認めた事項を実施する。

1 応援対策本部の設置

- (1) 九都県市のいずれか又は複数の都県市が被災し、応援要請があった場合
- (2) 九都県市のいずれか又は複数の都県市が被災し、応援の要請がなくとも被災の程度から応援対策本部 の設置が必要と市長が判断した場合
- (3) その他、市長が必要と認めた場合

2 応援対策本部の組織

- (1) 応援対策本部の構成は、市長を本部長、危機管理監及び副市長を副本部長とする。
- (2) 構成局は、原則として健康福祉局、環境創造局、資源循環局、建築局、道路局、消防局、水道局とする。 ただし、本部長は、被害の発生状況に応じて、構成局を指名又は縮小できる。
- (3) 本部長は、必要に応じて防災関係機関の長に意見を聴くことができる。

消防局

第3節 応援連絡体制及び応援対策本部の廃止

1 応援連絡体制の廃止

危機管理部長は、次の場合に応援連絡体制を廃止する。

- (1) 大規模な被害の発生のおそれがなくなったとき。
- (2) 災害応援活動の必要がなくなったとき。

2 応援対策本部の廃止

本部長は、次の場合に応援対策本部を廃止する。

- (1) 大規模な被害の発生のおそれがなくなったとき。
- (2) 災害応援活動の必要がなくなったとき。

第2章 災害応援活動の展開

消防局

第1節 災害応援活動の準備

本市各区局及び防災機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう、普段から準備しておくも のとする。

また、本部長は、これらの機関に対して災害応援活動の準備を指示することができる。

消防局

第2節 災害情報の収集及び伝達

第1章第1節又は第2節に基づき災害応援を実施する場合は、災害応援活動が円滑に展開できるよう被災 自治体、防災関係機関、及び応援派遣者等との情報受伝達を実施する。

消防局

消防隊等の派遣等 第3節

(1) 被災地からの派遣要請

被災地において消防活動に関する応援の必要があり、当該自治体又は消防庁長官並びに神奈川県知事 から消防部隊の派遣要請があるときは、速やかに消防隊等を被災地に派遣する。

(2) 消防隊等の派遣

消防隊等の派遣については、「緊急消防援助隊等受援・応援計画」(平成20年3月策定)により実施す る。

第4節 医療隊の派遣

被災地において災害医療・救護の必要があり、当該自治体から派遣の要請があるときは、速やかに健康福 祉局・病院経営局等を中心に医療隊を組織し派遣する。

援助物資の搬送 第5節

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受け て、必要な物資を確保し、被災地に搬送する。

第6節 災害応援活動の広報

被災地における応急活動・復旧状況や、本市が実施する災害応援活動について広く市民に広報活動を実施 する。

第7節 義援金の募集

消防局危機管理課長は、被災者の生活再建に役立てるため、「義援金事務関係局連絡会議」を開催する。義 援金事務関係局連絡会議構成局は、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達等を行う。義援金事務関係局 連絡会議構成局は、義援金会計を明らかにするとともに、募集状況について、適宜、市議会などにおいて明 らかにする。

健康福祉局 病院経営局

消防局

消防局

消防局

第8節 職員の派遣

市長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる(地方自治法第252条の17)。

派遣は、応援と異なり派遣を受ける自治体との併任の身分となり、復旧事業に携わる場合など長期にわたることもある。

消防局

第9節 行政事務の支援

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務応援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行うことができる。

第3章 相互応援協定の発動

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市)又は18 大都市(政令指定都市と東京都)、首都圏県都(水戸市、前橋市、宇都宮市、千葉市、さいたま市、甲府市、横 浜市)などにおいて、締結している災害時相互応援協定に基づき、原則として被災自治体の応援要請に応じて 応援活動を実施する。

九都県市災害時相互応援に関する協定(平成4年5月制定、平成22年4月改正)においては、迅速な応援体制を確立するため、被災自治体と連絡がとれない場合、被災状況や応急活動の状況を勘案し、要請を待たずに必要な応援出動を行う(同協定第4条)。

災害時における相互援助に関する協定(首都圏県都)においても同様である。

また、各種団体・企業等と締結している災害時協定を援用し、協定締結団体等と協議し、本市が実施する災害応援活動の強化を図る。

被災都県市、応援調整都県市(九都県市災害時相互応援に関する協定)

被災都県市		調整都県市			
		特	1 位	2 位	3 位
都県	さいたま市以外の 埼玉県	さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都
	千葉市以外の 千葉県	千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
	東京都		埼玉県さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市
	横浜市、川崎市及び 相模原市以外の 神奈川県	横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
市	千葉市		神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
	横浜市		東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
	川崎市		東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
	相模原市		東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
	さいたま市		千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市	東京都

[※] 応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、 それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

健康福祉局 建築局

消防局

第4章 被災者の生活支援

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、市内の福祉施設において、高齢者・障害者などの被災者の受け入れを行うとともに、市営住宅の提供やホームステイのあっ旋を通して、被災者の生活の場の確保に努める。あわせて、生活福祉資金の貸付や生活用品の調達などの支援を実施する。